（平成18年11月22日現在）

▲ＩＰ通信網サービス契約約款（平成11年経企第35号）

実施　平成11年７月１日

目次

第１章　総則‥‥‥

第３節　第３種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約‥‥‥‥‥‥‥‥ 31
第28条　契約の種別等
第29条　契約の単位
第29条の２　加入者回線の終端
第29条の３　第３種オープンコンピュータ通信網サービス区域
第29条の４　加入者回線の収容
第30条　第３種契約申込の方法
第31条　第３種契約申込の承諾
第32条　最低利用期間
第32条の２　最低利用期間に係る起算開始日の扱い
第32条の３　契約の区分の変更
第33条　加入者回線の移転等
第33条の２　回線収容部の変更
第34条　アクセス回線共用
第34条の２　アクセス回線二重化
第34条の３　加入者共用回線の共用に係る契約の解除等に伴う第３種契約の扱い
第35条　特定協定事業者等の契約の解除等に伴う第３種契約の扱い
第36条　その他の提供条件
第４節　第４種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約‥‥‥‥‥‥‥‥ 36
第36条の２　第４種オープンコンピュータ通信網サービスの区別
第37条　契約の単位
第37条の２　第４種契約の締結
第37条の３　電話等加入権の譲渡に伴う第４種契約の扱い
第37条の４　特定協定事業者の契約の解除等に伴う第４種契約の扱い
第38条　第４種契約申込の方法
第39条　第４種契約申込の承諾
第40条　最低利用期間
第41条　利用者識別共通符号の変更
第42条　削除
第43条　その他の提供条件
第５節　第５種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約‥‥‥‥‥‥‥‥ 38
第44条　契約の単位
第45条　契約者回線の終端
第46条　契約者回線の収容
第47条　第５種契約申込の方法
第48条　第５種契約申込の承諾
第49条　最低利用期間
第50条　契約者回線の移転
第50条の２　回線終端装置の種類の変更
第51条　その他の提供条件
第５節の２　第６種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 39
第51条の２　第６種オープンコンピュータ通信網サービスの区別
第51条の２の２　契約の単位
第51条の３　第６種契約申込の方法
第51条の４　第６種契約申込の承諾
第51条の５　最低利用期間
第51条の５の２　区別等の変更
第51条の５の３　所属契約者識別符号グループの変更
第51条の５の４　特定加入者回線の移転等

第51条の６　回線収容部の変更等
第51条の６の２　ダイヤルアップ接続
第51条の６の３　セキュリティサービスの利用
第51条の６の４　特定協定事業者の契約の解除等に伴う第６種契約の扱い
第51条の６の５　ＤＳＬ回線共用回線に係る契約の解除等に伴う第６種契約の扱い
第51条の７　その他の提供条件
第５節の３　第７種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約‥‥‥‥‥ 43
第51条の８　第７種オープンコンピュータ通信網サービスの種別等
第51条の９　契約の単位
第51条の10　第７種契約申込の方法
第51条の11　第７種契約申込の承諾
第51条の12　最低利用期間
第51条の13　区別等の変更等
第51条の14　第７種代表契約の代表者の変更
第51条の15　特定加入者回線の移転等
第51条の16　回線収容部の変更等
第51条の17　特定協定事業者の契約の解除等に伴う第７種契約の扱い
第51条の18　その他の提供条件
第５節の４　第８種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約‥‥‥‥‥ 46
第51条の19　契約の単位
第51条の20　加入者回線の終端
第51条の21　第８種オープンコンピュータ通信網サービス区域
第51条の22　加入者回線の収容
第51条の23　第８種契約申込の方法
第51条の24　第８種契約申込の承諾
第51条の25　最低利用期間
第51条の26　加入者回線の移転等
第51条の27　その他の提供条件
第６節　ホスティングサービスに係る契約‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 47
第52条　第１種ホスティング契約の単位
第53条　第１種ホスティング契約申込の方法
第54条　第１種ホスティング契約申込の承諾
第55条　第１種ホスティング契約の最低利用期間
第56条　削除
第57条　第１種ホスティング契約の種類の追加等
第57条の２　第１種ホスティング契約の当社が行う種類の利用の廃止
第58条　当社が行う第１種ホスティング契約の解除
第58条の２　第１種ホスティング契約のその他の提供条件
第58条の３　第２種ホスティング契約の種類
第58条の３の２　第２種ホスティング契約の単位
第58条の４　第２種ホスティング契約申込の方法
第58条の５　第２種ホスティング契約申込の承諾
第58条の６　第２種ホスティング契約の最低利用期間
第58条の７　第２種ホスティング契約の区別の変更
第58条の８　第２種ホスティング契約に係る仮想専用蓄積装置への設定等
第58条の９　第２種ホスティング契約の独自ドメイン名の登録等
第58条の10　当社が行う第２種ホスティング契約の解除
第58条の11　第２種ホスティング契約のプラン数の追加
第59条　第２種ホスティング契約のその他の提供条件

第59条の２　第３種ホスティング契約の単位
第59条の２の２　第３種ホスティング契約申込の方法
第59条の２の３　第３種ホスティング契約申込の承諾
第59条の２の４　第３種ホスティング契約の最低利用期間
第59条の２の５　第３種ホスティング契約の区分の変更
第59条の２の６　当社が行う第３種ホスティング契約の解除
第59条の２の７　第３種ホスティング契約のその他の提供条件
第６節の２　削除
第59条の２　削除
第59条の２の２　削除
第59条の２の３　削除
第59条の２の４　削除
第59条の２の５　削除
第59条の２の６　削除
第59条の２の７　削除
第59条の２の８　削除
第６節の３　削除
第59条の２の９　削除
第59条の２の10　削除
第59条の２の11　削除
第59条の２の12　削除
第59条の２の13　削除
第59条の２の14　削除
第59条の２の15　削除
第６節の４　削除
第59条の２の16　削除
第59条の２の17　削除
第59条の２の18　削除
第59条の２の19　削除
第59条の２の20　削除
第59条の２の21　削除
第59条の２の22　削除
第59条の２の23　削除
第59条の２の24　削除
第６節の５　削除
第59条の２の25　削除
第59条の２の26　削除
第59条の２の27　削除
第59条の２の28　削除
第59条の２の29　削除
第59条の２の30　削除
第59条の２の31　削除
第59条の２の32　削除
第６節の６　削除
第59条の３　削除
第59条の４　削除
第59条の５　削除
第59条の６　削除
第59条の７　削除
第59条の７の２　削除

第59条の８　削除
第59条の９　削除
第７節　クローズドコンピュータ通信網サービスに係る契約‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 52
第60条　契約の区別等
第61条　契約の単位
第61条の２　契約者回線の終端
第62条　クローズドコンピュータ通信網契約申込の方法
第63条　クローズドコンピュータ通信網契約申込の承諾
第63条の２　ＣＣＮグループ回線の変更等
第64条　最低利用期間
第65条　ＣＣＮゲートウェイ装置の増設等
第65条の２　外部接続回線の設置
第65条の３　ＧＷ二重化
第65条の３の２　アクセス回線二重化
第65条の３の３　他社接続契約者回線の契約の解除等に伴うクローズドコンピュータ通信網契約の扱い
第65条の４　その他の提供条件
第８節　第１種データ着信サービスに係る契約‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 58
第66条　第１種データ着信契約申込の方法
第67条　第１種データ着信契約申込の承諾
第68条　最低利用期間
第68条の２　データ着信番号
第69条　着信ポート等の追加等
第69条の２　その他の提供条件
第８節の２　第２種データ着信サービスに係る契約‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 59
第69条の３　第２種データ着信契約申込の方法
第69条の４　その他の提供条件
第８節の３　データ発信サービスに係る契約‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 60
第69条の５　データ発信契約の締結
第69条の６　電話等加入権の譲渡に伴うデータ発信契約の扱い
第69条の７　特定協定事業者の契約の解除等に伴うデータ発信契約の扱い
第69条の８　その他の提供条件
第８節の４　第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス及び第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス係る契約‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥

第69条の20　第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係るその他の提供条件
第69条の20の２　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの種類
第69条の20の２の２　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの区別
第69条の20の３　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの契約の単位
第69条の20の４　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスのイーサネット契約者回線の収容等
第69条の20の５　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約申込の方法
第69条の20の６　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約申込の承諾
第69条の20の７　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの最低利用期間
第69条の20の８　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者のオンネット番号の指定
第69条の20の９　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスのＩＰ電話番号
第69条の20の10　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの区別の変更
第69条の20の11　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの通信チャネル数の変更
第69条の20の12　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの所属オンネットグループの変更
第69条の20の13　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの発信番号通知
第69条の20の14　イーサネット利用回線の契約の解除等に伴う第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の扱い
第69条の20の15　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの所属イーサネット契約者回線接続グループの変更
第69条の20の16　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスのその他の提供条件
第69条の20の16の２　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの種類
第69条の20の16の３　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの区別
第69条の20の16の４　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの契約の単位
第69条の20の16の５　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約申込の方法
第69条の20の16の６　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスのイーサネット契約者回線の収容等
第69条の20の16の７　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約申込の承諾
第69条の20の16の８　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの最低利用期間
第69条の20の16の９　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者のオンネット番号の指定
第69条の20の16の10　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者のＩＰセントレックス番号
第69条の20の16の11　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者の区別の変更
第69条の20の16の12　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者の通信チャネル数の変更
第69条の20の16の13　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者の所属オンネットグループの変更
第69条の20の16の14　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者の発信番号通知
第69条の20の16の15　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの所属イーサネット契約者回線接続グループの変更
第69条の20の16の16　ＶｏＩＰ利用回線又はイーサネット利用回線の契約の解除等に伴う第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の扱い
第69条の20の16の17　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係るその他の提供条件
第69条の20の16の18　第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの種類
第69条の20の16の19　第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約申込の方法
第69条の20の16の20　第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約申込の承諾

第69条の20の16の21　第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスのＩＰ電話番号
第69条の20の16の22　第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの発信番号通知
第69条の20の16の23　第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスのその他の提供条件
第８節の５　第１種ドットフォンサービスに係る契約‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 76
第69条の20の17　契約の単位
第69条の20の18　第１種ドットフォン契約申込の方法
第69条の20の19　第１種ドットフォン契約申込の承諾
第69条の20の20　ＩＰ電話番号等
第69条の20の21　発信番号通知
第69条の20の22　第１種ドットフォン利用回線の契約の解除等に伴う第１種ドットフォン契約の扱い
第69条の20の23　その他の提供条件
第８節の６　第２種ドットフォンサービスに係る契約‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 77
第69条の20の24　契約の単位
第69条の20の25　第２種ドットフォン契約申込の方法
第69条の20の26　第２種ドットフォン契約申込の承諾
第69条の20の27　ＩＰ電話番号等
第69条の20の28　通信チャネル数の変更
第69条の20の29　発信番号通知
第69条の20の30　第２種ドットフォン利用回線の契約の解除等に伴う第２種ドットフォン契約の扱い
第69条の20の31　第２種ドットフォン契約の解除等に伴う第２種契約の扱い
第69条の20の32　その他の提供条件
第８節の７　第３種ドットフォンサービスに係る契約‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 79
第69条の20の33　第３種ドットフォンサービスの区別
第69条の20の34　契約の単位
第69条の20の35　第３種ドットフォン契約申込の方法
第69条の20の36　第３種ドットフォン契約申込の承諾
第69条の20の37　ＩＰ電話番号
第69条の20の38　発信番号通知
第69条の20の39　タイプ２に係る第３種ドットフォンサービスの利用等
第69条の20の40　タイプ２に係る留守番電話機能の利用
第69条の20の41　タイプ３に係る多地点間同時接続機能の利用
第69条の20の42　タイプ２に係る第３種ドットフォン利用回線を変更した場合の扱い
第69条の20の43　タイプ２に係る第３種ドットフォンサービスの利用停止
第69条の20の44　タイプ２に係る第３種ドットフォンサービスの利用停止に伴う第３種ドットフォン契約の解除
第69条の20の45　第３種ドットフォン利用回線の契約の解除等に伴う第３種ドットフォン契約の扱い
第69条の20の46　当社が別に定める契約等の解除等に伴う第３種ドットフォン契約の扱い
第69条の20の47　一定期間利用がない場合の第３種ドットフォン契約の扱い
第69条の20の48　その他の提供条件
第８節の８　第４種ドットフォンサービスに係る契約‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 82
第69条の20の49　契約の単位
第69条の20の50　第４種ドットフォン契約申込の方法
第69条の20の51　第４種ドットフォン契約申込の承諾
第69条の20の52　第４種ドットフォン番号

第69条の20の53　発信番号通知
第69条の20の54　第４種ドットフォン利用回線の契約の解除等に伴う第４種ドットフォン契約の扱い
第69条の20の55　第４種ドットフォン契約の解除等に伴う第２種契約の扱い
第69条の20の56　その他の提供条件
第９節　削除
第69条の21　削除
第69条の22　削除
第69条の23　削除
第69条の24　削除
第69条の25　削除
第５章　付加機能…… 84
第70条　付加機能の提供
第70条の２　削除
第６章　端末設備の提供等…… 84
第71条　端末設備の提供
第72条　端末設備の移転
第７章　回線相互接続…… 84
第73条　当社又は他社の電気通信回線の接続
第８章　利用中止等…… 85
第74条　利用中止
第75条　利用停止
第76条　接続休止
第９章　通信…… 86
第77条　通信利用の制限等
第78条　回線による制約
第78条の２　ボイスハードウェア等による制限
第79条　料金適用上必要な事項の測定等
第79条の２　削除
第80条　削除
第10章　料金等…… 88
第１節　料金及び工事に関する費用…… 88
第81条　料金及び工事に関する費用
第２節　料金等の支払義務…… 88
第82条　定額利用料等の支払義務
第82条の２　同上
第82条の３　同上
第82条の４　同上
第83条　利用料等の支払義務
第83条の２　削除
第83条の２の２　削除
第83条の３　ダイヤルアウト通信料の支払義務
第83条の３の２　データ通信料の支払義務
第83条の３の２の２　同上
第83条の３の３　同上
第83条の３の４　同上
第83条の４　同上
第83条の４の２　留守番電話機能再生利用料の支払義務
第83条の４の２の２　留守番電話機能に係る付加機能利用料の支払い義務
第83条の４の３　多地点間同時接続機能利用料の支払義務

第83条の５　定額配信速度加算額等の支払義務
第83条の６　パケット通信料の支払義務
第84条　手続きに関する料金の支払義務
第85条　工事費の支払義務
第３節　料金の計算方法等…… 97
第86条　料金の計算方法等
第86条の２　債権の譲渡等
第４節　保証金…… 97
第87条　保証金
第５節　割増金及び延滞利息…… 98
第88条　割増金
第89条　延滞利息
第11章　保守…… 98
第90条　契約者の維持責任
第90条の２　ボイスハードウェア等の使用に係る責任
第91条　契約者の切分責任
第92条　修理又は復旧の順位
第12章　損害賠償…… 99
第93条　責任の制限
第94条　免責
第13章　雑則…… 101
第94条の２　他の電気通信業者との利用契約の締結
第95条　承諾の限界
第96条　利用に係る契約者の義務
第97条　契約者回線、加入者回線又は外部接続回線の設置場所の提供等
第98条　技術的事項及び技術資料の閲覧
第99条　契約者からの通知
第100条　契約者の氏名等の通知
第101条　協定事業者からの通知
第101条の２　電話番号案内
第101条の２の２　相互接続番号案内
第101条の３　電話帳
第101条の４　番号情報の提供
第102条　協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行
第102条の２　協定事業者によるＩＰ通信網サービスに関する料金等の回収代行
第103条　法令に規定する事項
第103条の２　個人情報の取り扱い
第104条　閲覧
第14章　附帯サービス…… 105
第105条　附帯サービス
別記…… 106
１　ＩＰ通信網サービスの提供区間
１の２　特定協定事業者
１の３　ＶｏＩＰ協定事業者
２　アクセス回線共用を行うことができる電気通信サービス
２の２　ＤＳＬ回線共用回線等に係る電気通信サービス
２の３　加入者共用回線を共用する電気通信サービス
３　契約者の地位の承継
４　契約者の氏名等の変更
４の２　ＩＰ通信網サービスにおける禁止事項

４の３　広告情報の提供に係る承諾
４の４　他社料金設定通信に関する料金の取扱い等
４の５　電話番号の普通案内及び重複案内
４の５の２　相互接続番号案内
４の６　電話帳の普通掲載
４の７　電話帳の掲載省略
４の８　電話帳の重複掲載
５　契約者回線、加入者回線又は外部接続回線の設置場所の提供等
５の２　保守用電気通信回線の接続
６　自営端末設備の接続
７　自営端末設備に異常がある場合等の検査
８　自営電気通信設備の接続
９　自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
10　当社の維持責任
10の２　個人情報の開示
11　ＩＰアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等
11の２　ＩＰ通信網サービスに係る回線制御装置の提供等
11の２の２　クローズドコンピュータ通信網サービスに係る端末設備の提供等
11の２の３　特定加入者回線に係る端末設備の提供
11の２の４　第７種オープンコンピュータ通信網サービスに係る第７種回線終端装置の提供
11の２の５　第７種オープンコンピュータ通信網サービスに係るＷＥＢカメラの提供
11の３　ＩＰ通信網サービスに係るコネクティビティの提供等
11の３の２　特定加入者回線に係る屋内配線の提供等
11の４　ボイスモードゲートウェイ装置の提供等
11の５　保守一元サービスの提供等
11の６　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ端末設備の販売
11の７　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ端末設備の保守
11の８　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ端末設備に係るその他の提供条件
12　支払証明書の発行
12の２　料金明細内訳の送付等
13　協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行
13の２　ＩＰ通信網サービスの提供に係る当社又は特定協定事業者の電気通信サービスの契約
13の３　他の電気通信事業者との利用契約の締結
13の４　時報サービス、天気予報サービス及び災害用伝言ダイヤル通話
14　新聞社等の基準
料金表
通則‥‥‥

第２の２の３　ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金‥‥‥ 536
第２の２の４　ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に関する工事費 538
第２の２の５　端末設備使用料‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 538
第２の２の６　特定加入者回線に係る端末設備等使用料 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 542
第２の２の７　第７種回線終端装置使用料‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 544
第２の２の８　ＷＥＢカメラ使用料‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 545
第２の３　回線制御装置工事費‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 546
第２の４　コネクティビティ使用料‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 546
第２の５　コネクティビティ工事費‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 546
第２の６　電話番号案内利用に関する料金‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 546
第２の６の２　相互接続番号案内料‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 547
第２の６の３　重複掲載に関する料金‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 547
第２の７　特定加入者回線に係る屋内配線利用 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 547
第２の８　保守一元サービスに係る料金 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 548
第３　支払証明書の発行手数料‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 548
第３の２　料金明細内訳の閲覧に関する料金‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 548
第３の３　チャネル情報の閲覧に関する料金‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 549
料金表別表
１　第３種オープンコンピュータ通信網サービス（ＡＴＭ方式のもの）及び第５種オープンコンピュータ通信網サービス（ＡＴＭ方式のもの）の伝送速度‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥

第１章　総則

（約款の適用）

第１条　当社は、国際電気通信連合憲章（平成７年条約第２号）、国際電気通信連合条約（平成７年条約第３号）、条約附属国際電気通信規則（平成２年６月郵政省告示第408号）、国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約（昭和54年条約第５号）並びに電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このＩＰ通信網サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりＩＰ通信網サービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

（注）本条のほか、当社は、ＩＰ通信網サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

（約款の変更）

第２条　当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

２　当社は、この約款を変更するときは、当社のホームページ（http://www.ntt.com/tariff/comm/）によるほか当社が別に定める方法により通知します。

（約款の公表）

第２条の２　当社は、当社のホームページ（http://www.ntt.com/tariff/comm/）その他当社が別に定める方法により、この約款を公表します。

（用語の定義）

第３条　この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　　語	用　語　の　意　味
１　電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
２　電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
３　ＩＰ通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は影像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
４　ＩＰ通信網サービス	ＩＰ通信網を使用して行う電気通信サービス
５　ＩＰ通信網サービス取扱所	(1)　ＩＰ通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2)　当社の委託によりＩＰ通信網サービスに関する契約事務を行う者の事業所
６　所属ＩＰ通信網サービス取扱所	そのＩＰ通信網サービスの契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所
７　第１種契約	当社から第１種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約（臨時第１種契約となるものを除きます。）
８　第１種契約者	当社と第１種契約を締結している者

９　臨時第１種契約	30日以内の利用期間を指定して当社から第１種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
10　臨時第１種契約者	当社と臨時第１種契約を締結している者
11　第２種契約	当社から第２種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
12　第２種契約者	当社と第２種契約を締結している者
13　第３種契約	当社から第３種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約（臨時第３種契約となるものを除きます。）
14　第３種契約者	当社と第３種契約を締結している者
15　臨時第３種契約	30日以内の利用期間を指定して当社から第３種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
16　臨時第３種契約者	当社と臨時第３種契約を締結している者
17　第４種契約	当社から第４種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
18　第４種契約者	当社と第４種契約を締結している者
19　第５種契約	当社から第５種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
20　第５種契約者	当社と第５種契約を締結している者
20の２　第６種契約	当社から第６種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
20の３　第６種契約者	当社と第６種契約を締結している者
20の４　第７種契約	当社から第７種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
20の５　第７種契約者	当社と第７種契約を締結している者
20の６　第８種契約	当社から第８種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
20の７　第８種契約者	当社と第８種契約を締結している者
21　第１種ホスティング契約	当社から第１種ホスティングサービスの提供を受けるための契約
21の２　第１種ホスティング契約者	当社と第１種ホスティング契約を締結している者
21の３　第２種ホスティング契約	当社から第２種ホスティングサービスの提供を受けるための契約

22　第２種ホスティング契約者	当社と第２種ホスティング契約を締結している者
22の２　第３種ホスティング契約	当社から第３種ホスティングサービスの提供を受けるための契約
22の３　第３種ホスティング契約者	当社と第３種ホスティング契約を締結している者
22の４　削除	
22の５　削除	
22の６　削除	
22の７　削除	
22の８　削除	
22の９　削除	
22の10　削除	
23　削除	
24　削除	
25　クローズドコンピュータ通信網契約	当社からクローズドコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
26　クローズドコンピュータ通信網契約者	当社とクローズドコンピュータ通信網契約を締結している者
26の２　第１種データ着信契約	当社から第１種データ着信サービスの提供を受けるための契約
26の３　第１種データ着信契約者	当社と第１種データ着信契約を締結している者
26の４　第２種データ着信契約	当社から第２種データ着信サービスの提供を受けるための契約
26の５　第２種データ着信契約者	当社と第２種データ着信契約を締結している者
26の６　データ発信契約	当社からデータ発信サービスの提供を受けるための契約
26の７　データ発信契約者	当社とデータ発信契約を締結している者
26の８　第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約	当社から第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの提供を受けるための契約
26の９　第１種シ	当社と第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約を締結している者

ェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者	
26の９の２　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約	当社から第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの提供を受けるための契約
26の９の３　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者	当社と第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約を締結している者
26の９の３の２　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約	当社から第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの提供を受けるための契約
26の９の３の２　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者	当社と第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約を締結している者
26の９の３の３　第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約	当社から第4種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの提供を受けるための契約
26の９の３の４　第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者	当社と第4種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約を締結している者
26の９の４　第１種ドットフォン契約	当社から第１種ドットフォンサービスの提供を受けるための契約
26の９の５　第１種ドットフォン契約者	当社と第１種ドットフォン契約を締結している者
26の９の６　第２種ドットフォン契約	当社から第２種ドットフォンサービスの提供を受けるための契約
26の９の７　第２種ドットフォン契約者	当社と第２種ドットフォン契約を締結している者
26の９の８　第３種ドットフォン契約	当社から第３種ドットフォンサービスの提供を受けるための契約
26の９の９　第３種ドットフォン契約者	当社と第３種ドットフォン契約を締結している者
26の９の10　第４	当社から第４種ドットフォンサービスの提供を受けるための

種ドットフォン契約	契約
26の９の11　第４種ドットフォン契約者	当社と第４種ドットフォン契約を締結している者
26の10　削除	
26の11　削除	
27　ＩＰ通信網契約	第１種契約、臨時第１種契約、第２種契約、第３種契約、臨時第３種契約、第４種契約、第５種契約、第６種契約、第７種契約、第８種契約、第１種ホスティング契約、第２種ホスティング契約、第３種ホスティング契約、クローズドコンピュータ通信網契約、第1種データ着信契約、第2種データ着信契約、データ発信契約、第1種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約、第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約、第1種ドットフォン契約、第２種ドットフォン契約、第３種ドットフォン契約、第４種ドットフォン契約
28　契約者	第１種契約者、臨時第１種契約者、第２種契約者、第３種契約者、臨時第３種契約者、第４種契約者、第５種契約者、第６種契約者、第７種契約者、第８種契約者、第１種ホスティング契約者、第２種ホスティング契約者、第３種ホスティング契約者、クローズドコンピュータ通信網契約者、第１種データ着信契約者、第２種データ着信契約者、データ発信契約者、第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者、第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者、第１種ドットフォン契約者、第２種ドットフォン契約者、第３種ドットフォン契約者、第４種ドットフォン契約者
28の２　サービス接続点	ＩＰ通信網と接続契約者回線との接続点
29　相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は第16条第1項の規定による届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第10項に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
29の２　削除	
30　協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
31　特定協定事業者	協定事業者のうち別記１の２に掲げる者
31の２　ＶｏＩＰ協定事業者	協定事業者のうち、別記１の３に掲げる者

32　契約者回線	ＩＰ通信網契約に基づいてＩＰ通信網サービス取扱所に設置される交換設備等（交換設備その他当社が必要により設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）とその交換設備等のあるＩＰ通信網サービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線（サービス接続点又は相互接続点との間に設置されるものを除きます。）
32の２　加入者回線	ＩＰ通信網契約に基づいてＩＰ通信網サービス取扱所に設置される交換設備等と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
32の２の２　特定加入者回線	ＩＰ通信網契約（第６種契約のカテゴリー５及びカテゴリー６、第７種契約者のカテゴリー１並びにクローズドコンピュータ通信網契約のカテゴリー２（クラス４及びクラス５に係るものに限ります。）及びカテゴリー３（クラス２に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に基づいて当社が特定協定事業者の電気通信サービス（別記13の２の(3)のア、別記13の２の(3)の２又は別記13の２の(5)のアに係るものに限ります。）を使用して、ＩＰ通信網サービス取扱所に設置される交換設備等と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信設備
32の３　加入者共用回線	加入者回線であって、別記２の３に定める当社の提供する１の電気通信サービスと共用して利用するもの
32の４　接続契約者回線	ＩＰ通信網と相互に接続する当社の電気通信設備（別記13の２の⑴に掲げる契約に基づいて設置されるものに限ります。）
33　他社接続契約者回線	相互接続点を介してＩＰ通信網と相互に接続する電気通信設備（別記13の２の⑵に掲げる契約に基づいて設置されるものに限ります。）であって、特定協定事業者がその別記13の２の⑵に掲げる契約を締結している者の指定する場所と相互接続点との間に設置するもの
33の２　接続契約者回線等	接続契約者回線又は他社接続契約者回線
33の３　加入者回線等	加入者回線又は接続契約者回線等
34　回線収容部	接続契約者回線等又はＤＳＬ回線を収容するために当社が設置する電気通信設備
35　ドメイン名	株式会社日本レジストリサービス等によって割り当てられる組織を示す名称
35の２　ディレクトリ名	ドメイン名に続いて用いられるファイルを指定するための英字及び数字の組合せ
36　契約者識別符号	第２種契約者、第６種契約者、第７種契約者、第１種ホスティング契約者、第２種ホスティング契約者、第３種ホスティング契約者、第１種ドットフォン契約者、第２種ドットフォン契約者又は第３種ドットフォン契約者を識別するための英字及び数字の組合せであって、第２種契約、第６種契約、第

	７種契約、第１種ホスティング契約、第２種ホスティング契約、第３種ホスティング契約、第１種ドットフォン契約、第２種ドットフォン契約及び第３種ドットフォン契約に基づいて当社が第２種契約者、第６種契約者、第７種契約者、第１種ホスティング契約者、第２種ホスティング契約者、第３種ホスティング契約者、第１種ドットフォン契約者、第２種ドットフォン契約者、第３種ドットフォン契約者及び第４種ドットフォン契約者に割り当てるもの
36の２　契約者識別符号グループ	第６種契約に係る契約者識別符号から構成されるグループ
36の３　第４種契約者識別番号	第４種契約者を識別するための番号であって、第４種契約に基づいて当社が第４種契約者に割り当てるもの
36の４　クローズドコンピュータ通信網識別番号	当社がクローズドコンピュータ通信網契約におけるＣＣＮグループ識別共通符号を識別するために、ＣＣＮグループ識別共通符号に係るドメイン名に割り当てるもの
36の５　第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ識別番号	第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者を識別するための番号であって、第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に基づいて当社が第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に割り当てるもの
37　利用者識別共通符号	第４種契約者が指定する者（第４種契約者を含みます。以下同じとします。）の全員にその第４種契約者が割り当てる１の英字及び数字の組合せであって、その第４種契約者に係るドメイン名を含むもの
37の２　ＣＣＮグループ識別共通符号	クローズドコンピュータ通信網契約のカテゴリー２又はカテゴリー３に係るグループを識別するためにクローズドコンピュータ通信網契約者が割り当てる１の英字及び数字の組合せであって、そのクローズドコンピュータ通信網契約者に係るドメイン名を含むもの。
38　利用者識別付加符号	第４種契約者がその指定する者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、第４種契約者がその指定する者に利用者識別共通符号に付加して割り当てるもの
39　利用者識別符号	利用者識別共通符号と利用者識別付加符号から構成される英字及び数字の組み合わせ
39の２　削除	
39の２の２　削除	
39の２の３　第２種ホスティング契約者識別番号	第２種ホスティング契約者を識別するための番号であって、第２種ホスティング契約に基づいて第２種ホスティング契約者に割り当てるもの
39の３　削除	
39の４　削除	
40　ダイヤルアップ回線	電気通信回線（利用回線、ＤＳＬ回線及び光アクセス回線及び移動利用回線となるものを除きます。）であって、契約者識別符号又は利用者識別符号を利用して相互接続点を介してＩＰ通信網と相互に接続することができるもの

41　アクセスポイント	ダイヤルアップ回線からＩＰ通信網サービスを利用するために当社が設置する電気通信設備
41の２　ＤＳＬ回線	別記13の２の⑶に掲げる契約に基づいて設置される特定協定事業者の電気通信設備（その契約に係る特定協定事業者の電気通信サービスを利用するために使用されるもの及び特定加入者回線（第６種契約、第７種契約又はクローズドコンピュータ通信網契約に係るものに限ります。）として設置されるものを含みます。）
41の２の２　光アクセス回線	別記13の２の⑸に掲げる契約に基づいて設置される特定協定事業者の電気通信設備（特定加入者回線（第６種契約、第７種契約又はクローズドコンピュータ通信網契約に係るものに限ります。）として設置されるものを含みます。）
41の２の３　利用回線	別記13の２の⑹に掲げる契約に基づいて設置される特定協定事業者の電気通信設備（その契約に係る特定協定事業者の電気通信サービスを利用するために使用されるものを含みます。）
41の２の４　移動利用回線	別記13の２の⑺に掲げる契約に基づいて設置される特定協定事業者の電気通信設備（その契約に係る特定協定事業者の電気通信サービスを利用するために使用されるものを含みます。）
41の３　契約者回線等	契約者回線、加入者回線等、アクセスポイント、利用回線、ＤＳＬ回線、光アクセス回線、移動利用回線、相互接続点（他社接続契約者回線、アクセスポイント、利用回線、ＤＳＬ回線、光アクセス回線及び移動利用回線に係るものを除きます。）、当社が設置する電気通信設備と当社が別に定める電気通信設備との接続点及びその他当社が必要により設置する電気通信設備 （注）本欄に規定する当社が別に定める電気通信設備は、ＮＳＰＩＸＰ（ＷＩＤＥプロジェクトによる商用インターネットの相互接続に関する研究のために設置された電気通信設備をいいます。以下同じとします。）とします。
41の３の２　第７種回線終端装置	第７種オープンコンピュータ通信網サービスを利用するために当社が第７種契約者に係るＤＳＬ回線又は光アクセス回線の終端に設置する装置
41の４　削除	
41の５　ＣＣＮグループ	クローズドコンピュータ通信網契約のカテゴリー１に係る第６種契約（当社が別に定めるカテゴリー１に係るもの又は当社が別に定めるカテゴリー２に係るものに限ります。）に係るＤＳＬ回線及び光アクセス回線から構成されるグループ、クローズドコンピュータ通信網サービスのカテゴリー２に係るＤＳＬ回線、光アクセス回線、加入者回線、契約者回線、利用回線又は接続契約者回線から構成されるグループ又はクローズドコンピュータ通信網サービスのカテゴリー３に係る利用回線、ＤＳＬ回線、光アクセス回線又は契約者回線から構成されるグループ （注）本欄に規定する当社が別に定めるカテゴリー１は、料金表第１表（料金）に規定するタイプ３のコース１、コ

	ース１の２若しくはコース２（12Mb/s品目及び26Mb/s品目に係るものに限ります。）又はタイプ４であって、プラン１に係るものとし、当社が別に定めるカテゴリー２は、料金表第１表（料金）に規定するクラス２のタイプ３又はタイプ４に係るものとします。
41の６　ＣＣＮグループ回線	そのＣＣＮグループを構成する利用回線、ＤＳＬ回線、光アクセス回線、加入者回線、契約者回線、利用回線又は接続契約者回線
41の７　ＣＣＮゲートウェイ装置	クローズドコンピュータ通信網サービスを提供するために当社がＩＰ通信網サービス取扱所に設置する電気通信設備
41の８　データ利用回線	電話等契約（別記13の２の⑼のアに掲げる加入電話等契約、同イに掲げるＰＨＳ等契約又は同ウに掲げる携帯電話等契約をいいます。以下同じとします。）に基づいて設置される特定協定事業者の電気通信設備
41の９　ＶｏＩＰ利用回線	第６種契約（当社が別に定めるカテゴリー１、カテゴリー３、カテゴリー５又はカテゴリー６に係るものに限ります。）若しくはクローズドコンピュータ通信網契約（カテゴリー２（別記１の２の⑴若しくは⑶に規定する特定協定事業者又は特定加入者回線（クラス５に係るものを除きます。）を利用する者に限ります。）に係るものに限ります。）に係るＤＳＬ回線又は光アクセス回線であって、第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約又は第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係るもの （注）本欄に規定する当社が別に定めるカテゴリー１及びカテゴリー５は、料金表第１表（料金）に規定するタイプ３のコース１、コース１の２又はタイプ４のコース１（カテゴリー５に係るものを除きます。）からコース４（コース２の２及びコース３の２を除きます。）及びコース９に係るものとし、カテゴリー３及びカテゴリー６は、料金表第１表（料金）に規定するタイプ３のコース１、コース１の２又はタイプ４のコース１（カテゴリー６に係るものを除きます。）、コース２、コース３又はコース９に係るものとします。
41の９の２　イーサネット利用回線	イーサネット通信サービス契約約款又はネットワークプラットフォームサービス契約約款に規定する契約者回線等であって第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約又は第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係るもの
41の９の３　イーサネット契約者回線	第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス又は第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスを利用するために、当社が収容するイーサネット通信サービス契約約款に規定する、当社が別に定める契約者回線又は当社が別に定める付加機能を提供するために設置する電気通信設備 （注1）本欄に規定する当社が別に定める契約者回線は、イーサネット通信サービス契約約款に規定する第３種イーサネット通信サービス　タイプ１に係る契約者回線とします。 （注2）本欄に規定する当社が別に定める付加機能は、イーサネット通信サービス契約約款又はネットワークプラット

	フォームサービス契約約款に規定するＶｏＩＰ接続機能とします。
41の９の４　ＩＰ－ＶＰＮ利用回線	ＩＰ伝送サービス契約約款、ＩＰ伝送（イーサアクセス）サービス契約約款又はデータ伝送サービス契約約款に規定する、加入者回線、契約者回線、接続契約者回線、他社接続契約者回線又はＤＳＬ回線であって第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係るもの
41の９の５　第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸゲートウェイ装置	第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスを提供するために当社がＩＰ通信網サービス取扱所に設置する電気通信設備
41の10　オンネットグループ	あらかじめ申出のあった相互に通信を行うことができるＶｏＩＰ利用回線、イーサネット利用回線又はＩＰ－ＶＰＮ利用回線から構成されるグループ
41の10の２　イーサネット契約者回線接続グループ	イーサネット契約者回線を使用して第２種シェアードＩＰＰＢＸサービス又は第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスを利用する第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者又は第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者から構成されるグループ
41の11　削除	
41の12　第１種ドットフォン利用回線	当社が別に定める回線であり、第１種ドットフォン契約に係るもの
41の13　第２種ドットフォン利用回線	当社が別に定める回線であり、第２種ドットフォン契約に係るもの
41の14　第３種ドットフォン利用回線	当社が別に定める回線であり、第３種ドットフォン契約に係るもの
41の14　第４種ドットフォン利用回線	当社が別に定める回線であり、第４種ドットフォン契約に係るもの
42　独自ドメイン名	第１種ホスティング契約者、第２種ホスティング契約者又は第３種ホスティング契約に係るドメイン名（第１種ホスティング契約者に係るドメイン名を含む１の英字及び数字の組合せを含みます。）
42の２　削除	
43　ＩＰアドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス
44　端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、１の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
45　自営端末設備	契約者が設置する端末設備

46　自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
47　技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件
47の２　回線終端装置	契約者回線又は加入者回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）
48　消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第２章　ＩＰ通信網サービスの種類等

（ＩＰ通信網サービスの種類）

第４条　ＩＰ通信網サービスには、次の種類があります。

種　　類	内　　容
オープンコンピュータ通信網サービス	コンテンツ配信サービス、クローズドコンピュータ通信網サービス、データ着信サービス、データ発信サービス、第1種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス、第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス、第１種ドットフォンサービス、第２種ドットフォンサービス、第３種ドットフォンサービス及び第４種ドットフォンサービス以外のＩＰ通信網サービス
クローズドコンピュータ通信網サービス	ＣＣＮグループ回線相互間に限定した符号又は影像の伝送交換を行うＩＰ通信網サービス
データ着信サービス	データ利用回線からの通信の着信を行うことができるＩＰ通信網サービス
データ発信サービス	データ利用回線を使用してデータ着信サービスへの通信又は当社が別に定める当社の契約約款に規定する付加機能（データ発信サービス着信機能に限ります。）に係る通信への発信を行うことができるＩＰ通信網サービス （注）本欄に規定する当社が別に定める当社の契約約款は、データ伝送サービス契約約款又はＩＰ伝送サービス契約約款とします。
第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス	ＶｏＩＰ利用回線（第６種契約に係るものに限ります。）を使用して第４条の２（ＩＰ通信網サービスの通信モード）に規定するボイスモードの通信を行うことができるＩＰ通信網サービス
第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス	イーサネット利用回線を使用して第４条の２（ＩＰ通信網サービスの通信モード）に規定するボイスモードの通信を行うことができるＩＰ通信網サービス
第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス	ＶｏＩＰ利用回線、イーサネット利用回線又はＩＰ－ＶＰＮ利用回線を使用して第４条の２（ＩＰ通信網サービスの通信モード）に規定するボイスモードの通信を行うことができる

	ＩＰ通信網サービスであって第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス又は第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス以外のもの
第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス	第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸゲートウェイ装置を使用して、第４条の２（ＩＰ通信網サービスの通信モード）に規定するボイスモードの通信を行うことのできるＩＰ通信網サービス
第１種ドットフォンサービス	第１種ドットフォン利用回線を使用して第４条の２（ＩＰ通信網サービスの通信モード）に規定するボイスモードの通信を行うことができるＩＰ通信網サービス
第２種ドットフォンサービス	第２種ドットフォン利用回線を使用して第４条の２（ＩＰ通信網サービスの通信モード）に規定するボイスモードの通信を行うことができるＩＰ通信網サービス
第３種ドットフォンサービス	第３種ドットフォン利用回線を使用して、第４条の２（ＩＰ通信網サービスの通信モード）に規定するボイスモード及びデータモードの通信を行うことができるＩＰ通信網サービス
第４種ドットフォンサービス	第４種ドットフォン利用回線を使用して第４条の２（ＩＰ通信網サービスの通信モード）に規定するボイスモードの通信を行うことができるＩＰ通信網サービス

２　オープンコンピュータ通信網サービスには、次の種類があります。

種　　類	内　　容
１　第１種オープンコンピュータ通信網サービス	他社接続契約者回線（別記１の２の⑴に規定する特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するＩＰルーティング網接続専用サービス（第１種サービスのプラン２のものとします。）に限ります。）と接続して提供するＩＰ通信網サービス
２　第２種オープンコンピュータ通信網サービス	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して提供するＩＰ通信網サービス並びに利用回線、ＤＳＬ回線、光アクセス回線、加入者回線及び移動利用回線を使用して提供するＩＰ通信網サービスであって、第３種オープンコンピュータ通信網サービス、第４種オープンコンピュータ通信網サービス及び第６種オープンコンピュータ通信網サービス以外のもの
３　第３種オープンコンピュータ通信網サービス	加入者回線を設置し、又は接続契約者回線等と接続して提供するＩＰ通信網サービスであって第１種オープンコンピュータ通信網サービス以外のもの
４　第４種オープンコンピュータ通信網サービス	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して提供するＩＰ通信網サービス又はＤＳＬ回線若しくは光アクセス回線を使用して提供するＩＰ通信網サービスであって、利用者識別符号を送信することにより通信を行うことができるもの
５　第５種オープンコンピュータ通信網サービス	契約者回線を設置して提供するＩＰ通信網サービス
６　第６種オープンコンピュータ	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して提供するＩＰ通信網サービス（カテゴリー１のタイプ１、カテゴリ

通信網サービス	ー２及びカテゴリー４（IPv6プロトコルの場合に限ります。）を除きます。）、利用回線、ＤＳＬ回線又は光アクセス回線を使用して提供するＩＰ通信網サービスであって、その契約に係る特定のＩＰアドレスを使用して通信を行うことができるもの又は契約者識別符号グループを設定して提供するもの
６の２　第７種オープンコンピュータ通信網サービス	ＤＳＬ回線又は光アクセス回線を使用して提供するＩＰ通信網サービスであって、第７種回線終端装置を使用して通信を行うことができるもの
６の３　第８種オープンコンピュータ通信網サービス	加入者回線を設置して提供するＩＰ通信網サービスであって第３種オープンコンピュータ通信網サービス以外のもの
７　第１種ホスティングサービス	独自ドメイン名をドメイン名管理装置に登録し、主としてその独自ドメイン名を使用するメールアドレスに係る電子メールの蓄積若しくは転送又はホームページに係る情報の蓄積若しくは転送等を行うことができるＩＰ通信網サービス
７の２　第２種ホスティングサービス	仮想専用蓄積装置（第２種ホスティングサービスに係る者のメールアドレス又はホームページにおける情報の蓄積又は転送等を行うために当社が設置する電気通信設備。）を使用して提供するＩＰ通信網サービス
７の３　第３種ホスティングサービス	独自ドメイン名をドメイン名管理装置に登録し、主としてその独自ドメイン名を使用するメールアドレスに係る電子メールの蓄積若しくは転送又はホームページに係る情報の蓄積若しくは転送等を行うことができるもので、第１種ホスティングサービス以外のＩＰ通信網サービス
８　削除	
９　削除	
10　削除	
11　削除	

３　データ着信サービスには、次の種類があります。

種　　類	内　　容
１　第１種データ着信サービス	加入者回線を設置して提供するデータ着信サービス
２　第２種データ着信サービス	契約者回線を設置して提供するデータ着信サービス

（ＩＰ通信網サービスの通信モード）

第４条の２　ＩＰ通信網サービスには、次の通信モードがあります。

通信モード	内　　容

データモード	符号又は影像の伝送交換を利用目的とした通信を行うことができるもの
ボイスモード	音響の伝送交換を利用目的とした通信を行うことができるもの
備考 １　第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス、第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス、第１種ドットフォンサービス、第２種ドットフォンサービス、第３種ドットフォンサービス及び第４種ドットフォンサービス以外のＩＰ通信網サービスについては、データモードに限り提供します。 ２　第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス、第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス、第１種ドットフォンサービス、第２種ドットフォンサービス及び第４種ドットフォンサービスについては、ボイスモードに限り提供します。	

２　ボイスモードに係る契約者（第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスのタイプ３に係る者及び第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸのタイプ３に係る者を除きます。）は、ダイヤルアウト（ボイスモードに係る通信のうち、ボイスモードで使用する回線（第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの場合はＶｏＩＰ利用回線、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの場合は、イーサネット利用回線、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの場合は、ＶｏＩＰ利用回線、イーサネット利用回線及びＩＰ－ＶＰＮ利用回線、第１種ドットフォンサービス、第２種ドットフォンサービス、第３種ドットフォンサービス及び第４種ドットフォンサービスの場合は第１種ドットフォン利用回線、第２種ドットフォン利用回線、第３種ドットフォン利用回線及び第４種ドットフォン利用回線をいいます。）又は、第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸゲートウェイ装置から加入電話等設備（別記13の２の（４）に掲げる契約に基づいて設置される電気通信設備をいいます。以下同じとします。）へ行うもの、ＩＰ電話設備（当社及びＶｏＩＰ協定事業者が設置するＶｏＩＰ呼制御装置（ＳＩＰプロトコル等を利用して音響の伝送交換を行う交換設備をいいます。以下同じとします。）等を利用して提供されるＶｏＩＰサービス（インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する通信サービスをいいます。以下同じとします）に係る電気通信設備のうち、電気通信番号規則（平成９年郵政省令第82号）第９条第1号又は第10条第２号に定める電気通信番号を利用するものをいいます。以下同じとします。）へ行うもの（同一のオンネットグループに係るＶｏＩＰ利用回線、イーサネット利用回線、ＩＰ－ＶＰＮ利用回線及び第69条の20の16の3（第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの区別）の規定によりあらかじめ申出のあった電気通信回線へ行うものを除きます。）及び料金表第１表（料金）６の７の３－２－２のイに規定する地域に対して行うものをいいます。以下同じとします。）を行うことができます。

ただし、当社が別に定める通信は提供対象外とします。

３　前項の規定に関わらずボイスモードに係る契約者（第４種ドットフォン契約に限ります。）は緊急通報（電気通信番号規則（平成９年郵政省令第82号）第11条に定める電気通信番号を利用して行う通信をいいます。以下同じとします。）及び当社が別に定めるサービスに係る通信を行うことができます。

（注）本条に規定する当社が別に定める通信は次の通りとします。

⑴　電気通信番号規則（平成９年郵政省令第82号）第５条、第11条に定める電気通信番号を利用して行う通信

⑵　衛星電話への通信

⑶　その他当社が別に定める電気通信番号への通信

（ＩＰ通信網サービスの品目等）

第５条　ＩＰ通信網サービスには、料金表第１表（料金）に規定する種類、品目及び通信又は保守の態様による細目があります。

第３章　ＩＰ通信網サービスの提供区間等

（ＩＰ通信網サービスの提供区間等）

第６条　当社のＩＰ通信網サービスは、別記１に定める提供区間において提供します。

２　当社は、当社が指定するＩＰ通信網サービス取扱所において、サービス接続点及び当社が別に定める相互接続点の所在場所等を閲覧に供します。

３　サービス接続点又は相互接続点の所在場所等については、当社の業務の遂行上の理由により又は相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

（注）本条第２項に規定する当社が別に定める相互接続点は、第３種オープンコンピュータ通信網サービスの他社接続契約者回線に係る相互接続点とします。

第４章　契約

第１節　第１種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約

（契約の種別）

第７条　第１種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約には、次の種別があります。

⑴　第１種契約

⑵　臨時第１種契約

（契約の単位）

第８条　当社は、他社接続契約者回線１回線ごとに１の第１種契約（臨時第１種契約を含みます。以下同じとします。）を締結します。この場合、第１種契約者（臨時第１種契約者を含みます。以下同じとします。）は、１の第１種契約につき１人に限ります。

（他社接続契約者回線の収容）

第９条　他社接続契約者回線は、当社が指定するＩＰ通信網サービス取扱所の回線収容部に収容します。

２　当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他のＩＰ通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

（第１種契約申込の方法）

第10条　第１種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

⑴　第１種オープンコンピュータ通信網サービスの品目

⑵　他社接続契約者回線に係る終端の場所

⑶　その他申込みの内容を特定するために必要な事項

（第１種契約申込の承諾）

第11条　当社は、第１種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は、前項の規定にかかわらず、臨時第１種契約の申込みがあった場合は、第１種オープンコンピュータ通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その臨時第１種契約の申込みを承諾します。

３　当社は、前２項の規定にかかわらず、次の場合には、その第１種契約の申込みを承諾しないことがあります。

⑴　第１種契約の申込みをした者が、他社接続契約者回線について特定協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。

⑵　第１種オープンコンピュータ通信網サービスを提供することが技術上著しく困

難なとき。
⑶　第１種契約の申込みをした者が第１種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
⑷　他社接続契約者回線との接続に関し、その他社接続契約者回線に係る特定協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込み内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
⑸　第１種契約の申込みをした者が、第75条（利用停止）第１項各号又は第３項の規定のいずれかに該当し、ＩＰ通信網サービスの利用を停止されている、又はＩＰ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
⑹　第１種契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
⑺　その他当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

（最低利用期間）

第12条　第１種オープンコンピュータ通信網サービスには、料金表第１表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

２　前項の最低利用期間は、第１種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して１月間とします。

３　第１種契約者は、前項の最低利用期間内に第１種契約の解除（当社が別に定める理由によるものを除きます。）又は第１種オープンコンピュータ通信網サービスの品目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第１表（料金）に規定する額を支払っていただきます。

（注）本条第３項に規定する当社が別に定める理由は、他社接続契約者回線が別記１の２の⑴に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する後行回線となる場合であって、その後行回線がその特定協定事業者の他の電気通信サービスに対し信号の漏えいによる影響を与える等により、その特定協定事業者によってその後行回線に係る契約が解除となる場合とします。

（品目の変更）

第13条　第１種契約者は、第１種オープンコンピュータ通信網サービスの品目の変更の請求をすることができます。

２　前項の請求があったときは、当社は、第11条（第１種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（回線収容部の変更）

第14条　第１種契約者は、他社接続契約者回線に係る終端の場所について変更の申込みを特定協定事業者に行うときは、その内容について契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

２　前項の届出により、その他社接続契約者回線について他のＩＰ通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

ただし、次の場合はその変更を行わないことがあります。

⑴　第11条（第１種契約申込の承諾）第３項各号のいずれかに該当するとき。
⑵　その届出が臨時第１種契約に係るものの場合は、第１種オープンコンピュータ通信サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕がないとき。

３　前項ただし書きの場合において、第１種契約者は、第１種オープンコンピュータ通信網サービスを利用できないことがあります。この場合、当社は、その第１種契約者にそのことを通知します。

（電子メールの利用）

第15条　第１種契約者は、料金表第１表（料金）に定めるところにより、電子メール（メールアドレスを使用してＩＰ通信網サービス取扱所に設置するメール蓄積装置によりメールの蓄積、再生又は転送等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）の利用の請求をすることができます。

２　前項の請求があったときは、当社は、第11条（第１種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の契約内容の変更）

第16条　当社は、第１種契約者から請求があったときは、第10条（第１種契約申込の方法）第３号に規定する契約内容の変更を行います。

２　前項の請求があったときは、当社は、第11条（第１種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（利用の一時中断）

第17条　当社は、第１種契約者から請求があったときは、第１種オープンコンピュータ通信網サービスの利用の一時中断（その回線収容部を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（第１種契約に基づく権利の譲渡の禁止）

第18条　第１種契約者が第１種契約に基づいて第１種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

（第１種契約者が行う第１種契約の解除）

第19条　第１種契約者は、第１種契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属ＩＰ通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

（当社が行う第１種契約の解除）

第20条　当社は、第75条（利用停止）の規定により第１種オープンコンピュータ通信網サービスの利用停止をされた第１種契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第１種契約を解除することがあります。

２　当社は、第１種契約者が第75条第１項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第１種オープンコンピュータ通信網サービスの利用停止をしないでその第１種契約を解除することがあります。

３　当社は、前２項の規定により、その第１種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第１種契約者にそのことを通知します。

（特定協定事業者の契約の解除等に伴う第１種契約の扱い）

第21条　当社は、第１種契約者からその第１種契約に係る他社接続契約者回線について、契約の解除若しくは利用休止があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第１種契約を解除します。

ただし、第１種契約者が他社接続契約者回線に係る契約を解除すると同時にその契約に相当する契約を締結した場合であって、その第１種契約者から第１種契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りでありません。

２　前項に規定するほか、当社は、第１種契約者とその第１種契約に係る他社接続契約者回線について特定協定事業者と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その第１種契約を解除することがあります。

（その他の提供条件）

第22条　第１種契約に関するその他の提供条件については、別記３及び別記４に定めるところによります。

第２節　第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約

（契約の単位）

第23条　当社は、１の契約者識別符号につき１の第２種契約を締結します。この場合、第２種契約者は、１の第２種契約につき１人に限ります。

（加入者回線の終端）

第23条の２　当社は、第２種契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、回線終端装置等を設置し、これを加入者回線の終端とします。

２　当社は、前項の加入者回線の終端に係る地点を定めるときは、第２種契約者と協議します。

（加入者回線の収容）

第23条の３　加入者回線は、当社が指定するＩＰ通信網サービス取扱所の交換設備等に収容します。

２　当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他のＩＰ通信網サービス取扱所の交換設備等への収容の変更を行うことがあります。

（第２種契約申込の方法）

第24条　第２種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

⑴　第２種オープンコンピュータ通信網サービスの通信又は保守の態様による細目

⑵　利用回線、ＤＳＬ回線又は光アクセス回線に係る特定協定事業者の氏名又は名称

⑶　ＤＳＬ回線（当社が別に定めるものを除きます。以下この節において同じとします。）に係る終端の場所

⑷　ＤＳＬ回線又は光アクセス回線について特定協定事業者と締結している契約の内容（当社が別に定めるものに限ります。）

⑸　その他申込みの内容を特定するために必要な事項

２　当社は、第１項に規定するほか、当社が別に定める細目及び区分に係る第２種契約の申込み（その細目及び区分への変更の請求を含みます。）があったときは、第２種契約の申込みと同時に第１種ドットフォン契約の申込みをしたものとします。

ただし、第２種契約の申込みをした者が第２種ドットフォンサービスを利用している又は第２種ドットフォン契約の申込みをした場合はこの限りではありません。

（注１）本条第１項第３号に規定する当社が別に定めるＤＳＬ回線は、料金表第１表（料金）に規定するタイプ２のコース１に係るＤＳＬ回線とします。

（注２）本条第１項第４号に規定する当社が別に定める契約の内容は、特定協定事業者の契約約款及び料金表（ＤＳＬ回線又は光アクセス回線に係るものに限ります。）に規定する事項のうち、当社が第２種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。

（注３）本条第２項に規定する当社が別に定める細目及び区分は、料金表第１表（料金）に規定するタイプ２のコース２のプラン５、プラン６及びプラン７（電話重畳のものに限ります。）、タイプ３のコース２、タイプ４並びにコ0第42号（平成16年4月16日）の附則２に規定するタイプ２のコース１とします。

（第２種契約申込の承諾）

第25条　当社は、第２種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第２種契約の申込みを承諾しないことがあります。

⑴　第２種契約の申込みをした者が、ＤＳＬ回線について特定協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。

⑵　第２種オープンコンピュータ通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

⑶　第２種契約の申込みをした者が、第２種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

⑷　そのＤＳＬ回線に係る特定協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込み内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

⑸　第２種契約の申込みをした者が、第75条（利用停止）第１項各号又は第３項の規定のいずれかに該当し、ＩＰ通信網サービスの利用を停止されている、又はＩＰ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

⑹　第２種契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

⑺　その他当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
⑻　第２種契約の申込みをした者（第24条第２項の規定に係る者に限ります。）に対し、当社が第59条の２の11の２項及び３項の規定により、第１種ドットフォン契約の申込みを承諾しなかったとき又は当社が、第59条の２の18の２項及び３項の規定により、第２種ドットフォン契約の申込を承諾しなかったとき。

（注）当社が別に定める自営端末設備を利用している第２種契約者は、次に掲げる事項についてあらかじめ承諾していただきます。

・当社は、当社が必要と判断したとき、第２種オープンコンピュータ通信網サービスを提供する上で必要なソフトウェアの更新等を行う機能を提供します。

なお、その際、ＩＰ通信網サービスを一時的に利用できない場合があります。

第25条の２　削除

（通信又は保守の態様による細目の変更）

第25条の３　第２種契約者は、第２種オープンコンピュータ通信網サービスの通信又は保守の態様による細目の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表第１表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

２　前項の請求があったときは、当社は、第25条（第２種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（電子メールの利用）

第26条　第２種契約者は、料金表第１表（料金）に定めるところにより、電子メールを利用することができるものとします。

第26条の２　削除

（固定型パケットフィルタリングの利用）

第26条の３　第２種契約者は、料金表第１表（料金）に定めるところにより、固定型パケットフィルタリング（その第２種契約者に係るＤＳＬ回線又は光アクセス回線へその第２種契約者以外の者から通信開始の要求があった場合に、その通信開始の要求に係る内容が当社指定のものであるときに限り、その要求に係る通信を行うことができるようにすることをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

（特定協定事業者の契約の解除等に伴う第２種契約の扱い）

第26条の４　当社は、第２種契約者からその第２種契約に係るＤＳＬ回線について、契約の解除があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第２種契約を解除します。

ただし、第２種契約者がＤＳＬ回線に係る契約を解除すると同時にその契約に相当する契約を締結した場合であって、その第２種契約者から第２種契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りでありません。

２　前項に規定するほか、当社は、第２種契約者とその第２種契約に係るＤＳＬ回線について特定協定事業者と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その第２種契約を解除することがあります。

（第１種ドットフォン契約の解除等に伴う第２種契約の扱い）

第26条の５　当社は、第２種契約者（第24条の２項で規定する者に限ります。）からその第１種ドットフォン契約について、契約の解除があった旨の届出があったときは、その第２種契約を解除します。

ただし、第１種ドットフォン契約の解除と同時に、第２種ドットフォン契約の申込みがあったときはこの限りではありません。

（当社が行う第２種契約の解約）

第26条の６　当社は、第75条（利用停止）の規定により第２種オープンコンピュータ通信網サービスの利用停止をされた第２種契約者がなおその事実を解消しない場合、又は当社が別に定める場合に、その第２種契約を解除することがあります。

２　当社は、第２種契約者が第75条第１項各号の規定のいずれかに該当する場合に、

その事実が当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第２種オープンコンピュータ通信網サービスの利用停止をしないでその第２種契約を解除することがあります。

３　当社は、前２項の規定により、その第２種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第２種契約者にそのことを通知します。

（注）　本条第１項に規定する当社が別に定める場合は、料金表第１表（料金）に規定するタイプ4における契約者グループに係る契約者回線の数が７以下になったときとします。

（その他の提供条件）

第27条　その他の契約内容の変更、権利の譲渡の禁止及び第２種契約者が行う第２種契約の解除に関する取扱いについては、第１種契約の場合に準ずるものとします。

２　前項に規定するほか、第２種契約に関するその他の提供条件については、別記３、別記４及び別記４の３に定めるところによります。

第３節　第３種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約

（契約の種別等）

第28条　第３種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約には、次の種別があります。

ただし、料金表第１表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

⑴　第３種契約

⑵　臨時第３種契約

２　第３種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約には、次の区分があります。

ただし、料金表第１表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

種　　類	内　　容
通常契約	二重化付加契約以外のもの
二重化付加契約	第34条の２（アクセス回線二重化）に規定するアクセス回線二重化を行う場合に限り通常契約に付加して締結されるもの

（契約の単位）

第29条　当社は、加入者回線等１回線ごとに１の第３種契約（臨時第３種契約を含みます。以下同じとします。）を締結します。

ただし、第34条（アクセス回線共用）に規定するアクセス回線共用を行う場合においては、当社は、１の回線収容部ごとに１の第３種契約を締結します。

２　前項の場合、第３種契約者（臨時第３種契約者を含みます。以下同じとします。）は、１の第３種契約につき１人に限ります。

（加入者回線の終端）

第29条の２　当社は、第３種契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを加入者回線の終端とします。

２　当社は、前項の加入者回線の終端に係る地点を定めるときは、第３種契約者と協議します。

（第３種オープンコンピュータ通信網サービス区域）

第29条の３　当社は、料金表第１表（料金）に定めるところにより第３種オープンコンピュータ通信網サービス区域を設定します。

２　当社は、第３種オープンコンピュータ通信網サービス区域を表示する図表をその第３種オープンコンピュータ通信網サービス区域内の契約事務を行うＩＰ通信網サ

ービス取扱所において閲覧に供します。

（加入者回線の収容）

第29条の４　加入者回線は、当社が指定するＩＰ通信網サービス取扱所の交換設備等に収容します。

２　当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他のＩＰ通信網サービス取扱所の交換設備等への収容の変更を行うことがあります。

（第３種契約申込の方法）

第30条　第３種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

⑴　第３種オープンコンピュータ通信網サービスの品目及び通信又は保守の態様による細目

⑵　他社接続契約者回線に係る特定協定事業者の氏名又は名称

⑶　加入者回線等に係る終端の場所

⑷　接続契約者回線等について当社又は特定協定事業者と締結している契約の内容（当社が別に定めるものに限ります。）

⑸　その他申込みの内容を特定するために必要な事項

（注）本条第４号に規定する当社が別に定める契約の内容は、当社又は特定協定事業者の契約約款及び料金表（接続契約者回線等に係るものに限ります。）に規定する事項のうち、当社が第３種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。

（第３種契約申込の承諾）

第31条　当社は、第３種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は、前項の規定にかかわらず、臨時第３種契約の申込みがあった場合は、第３種オープンコンピュータ通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その臨時第３種契約の申込みを承諾します。

３　当社は、前２項の規定にかかわらず、次の場合には、その第３種契約の申込みを承諾しないことがあります。

⑴　第３種契約の申込みをした者が、加入者共用回線を共用する別記２の３に定める当社の提供する電気通信サービスについて契約を締結している者と同一の者とならないとき。

⑵　第３種契約の申込みをした者が、接続契約者回線等について当社又は特定協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。

⑶　接続契約者回線等について当社又は特定協定事業者と契約を締結している者が２以上となるとき。

⑷　前２号の規定にかかわらず、第34条（アクセス回線共用）に規定するアクセス回線共用を行う場合であって、そのアクセス回線共用に係る接続契約者回線（以下「接続共用回線」といいます。）又は、他社接続契約者回線（以下「他社接続共用回線」といいます。）について当社又は特定協定事業者と契約を締結している者が２以上となるときは、その第３種契約の申込みをした者がその中に含まれていないとき、又はその第３種契約の申込みについてその当社若しくは特定協定事業者と契約を締結している者（申込みをした者を除きます。）の同意がないとき。

⑸　第３種オープンコンピュータ通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

⑹　第３種契約の申込みをした者が第３種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

⑺　他社接続契約者回線との接続に関し、その他社接続契約者回線に係る特定協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込み内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

⑻　第３種契約の申込みをした者が、第75条（利用停止）第１項各号又は第３項の規定のいずれかに該当し、ＩＰ通信網サービスの利用を停止されている、又はＩＰ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

⑼　第３種契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

⑽　その他当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

（最低利用期間）

第32条　第３種オープンコンピュータ通信網サービスには、料金表第１表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

２　前項の最低利用期間は、次に掲げる最低利用期間が適用される料金の種類ごとに、それぞれ次のとおりとします。

⑴　料金表第１表に定める基本最低利用基準額に適用されるもの（以下「基本最低利用期間）といいます。）

第３種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して１年間

⑵　料金表第１表に定める接続最低利用基準額に適用されるもの（以下「接続最低利用期間）といいます。）

第３種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日、第３種契約者が接続事業者変更等（接続契約者回線等に係る特定協定事業者（当社を含みます。以下この条において同じとします。）を他の特定協定事業者へ変更（別記１の２の⑴に掲げる特定協定事業者相互間の変更（特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する専用サービス契約約款に係るものに限ります。）を除きます。）すること、第33条（加入者回線の移転等）第２項に規定する変更を行うこと又は他社接続契約者回線に係る別記１の２の⑴に掲げる特定協定事業者の提供する電気通信サービスを変更（当社が別に定めるものに限ります。）することをいいます。以下同じとします。）を行った日又は第32条の２（最低利用期間に係る起算開始日の扱い）に規定する起算開始日から起算して１年間

３　第３種契約者は、前項の最低利用期間内に第３種契約の解除（当社が別に定める理由によるものを除きます。）、第３種オープンコンピュータ通信網サービスの品目若しくは料金表第１表に定める通信又は保守の態様による細目の変更又は他社接続契約者回線に係る終端の場所若しくは料金表第１表に定める通信又は保守の態様による細目の変更等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第１表に規定する額を支払っていただきます。

（注１）本条第２項に規定する当社が別に定める変更は、別記１の２の⑴に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する専用サービス、ＬＡＮ型通信網サービス、データ伝送サービスのうち、いずれか１のサービスから他のサービスへの変更若しくはデータ伝送サービスの相互の変更（第35条（特定協定事業者等の契約の解除等に伴う第３種契約の扱い）の第１項の定めるところによりその第３種契約を解除すると同時にそれに相当する接続契約者回線等との接続を開始したときに限ります。）とします。

（注２）本条第３項に規定する当社が別に定める理由は、他社接続契約者回線が別記１の２の⑴に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する後行回線となる場合であって、その後行回線がその特定協定事業者の他の電気通信サービスに対し信号の漏えいによる影響を与える等により、その特定協定事業者によってその後行回線に係る契約が解除となる場合とします。

（最低利用期間に係る起算開始日の扱い）

第32条の２　当社は、加入者共用回線に係る第３種オープンコンピュータ通信網サービスについて、次表の左欄に該当する場合には、それぞれ同表の右欄に規定する日をその第３種オープンコンピュータ通信網サービスの接続最低利用期間の期間を起算する日（以下この条において「起算開始日」といいます。）として取り扱います。

区　　別	起　算　開　始　日
1　加入者共用回線に係る第３種オープンコンピュータ通信網サービスの利用の開始にあたり、接続事業者変更等又は加入者回線（加入者共用回線を除きます。）から加入者共用回線への変更を行うとき（２に該当する場合を除きます。）。	その変更を行った日
2　加入者共用回線に係る第３種オープンコンピュータ通信網サービスの利用の開始にあたり、別記２の３に定める当社の提供する電気通信サービスに係る現に設置されている加入者共用回線に新たに第３種オープンコンピュータ通信網サービスを共用するとき。	その現に設置されている加入者共用回線に係る当社の提供する電気通信サービスの契約約款に規定する最低利用期間（当社が別に定めるものに限ります。）について、その期間を起算する日

（注）本条に規定する当社が別に定める最低利用期間は、別記２の３に定める当社の提供する電気通信サービスの料金（料金表第１表（料金）に規定する第３種オープンコンピュータ通信網サービス（加入者共用回線に係るものに限ります。）のアクセス回線料に相当する料金に限ります。）について適用される最低利用期間とします。

（契約の区分の変更）

第32条の３　第３種契約者は、第３種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約の区分の変更の請求をすることができます。

２　前項の請求があったときは、当社は、第31条（第３種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（加入者回線の移転等）

第33条　第３種契約者は、加入者回線の移転の請求をすることができます。

２　前項に規定するほか、第３種契約者は、加入者回線と接続契約者回線等との間の相互の変更の請求をすることができます。

３　前２項の請求があったときは、当社は、第31条（第３種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（回線収容部の変更）

第33条の２　第３種契約者は、接続契約者回線等に係る終端の場所について変更の申込みを当社又は特定協定事業者に行うときは、その内容について契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

２　前項の届出により、その接続契約者回線等について他のＩＰ通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

ただし、次の場合はその変更を行わないことがあります。

⑴　第31条（第３種契約申込の承諾）第３項各号のいずれかに該当するとき。

⑵　その届出が臨時第３種契約に係るものの場合は、第３種オープンコンピュータ通信サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕がないとき。

３　前項ただし書きの場合において、第３種契約者は、第３種オープンコンピュータ通信網サービスを利用できないことがあります。この場合、当社は、その第３種契約者にそのことを通知します。

（アクセス回線共用）

第34条　第３種契約者は、アクセス回線共用（その第３種契約に係る回線収容部に収

容される接続契約者回線等について、その第３種オープンコンピュータ通信網サービスのほか別記２に定める当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を相互に接続して接続契約者回線等を共用することをいいます。以下、同じとします。）の請求をすることができます。

２　アクセス回線共用は、そのアクセス回線共用に係る電気通信回線が複数となる場合であって、その電気通信回線のうち１の回線が臨時以外のものである場合に限り提供します。

３　当社は、第３種契約者から請求があったときは、アクセス回線共用に係る変更等（当社が別に定めるものに限ります。）を行います。

４　前項に規定するほか、当社は、第３種契約者からの請求等によりアクセス回線共用回線群に係る回線数が１となったときは、そのアクセス回線共用を廃止します。

５　当社は、第１項又は第３項の請求があったときは、第31条（第３種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（注１）本条第３項に規定する当社が別に定める変更等は、次のとおりとします。

⑴　アクセス回線共用回線群に係る回線数の変更

⑵　アクセス回線共用の廃止

（アクセス回線二重化）

第34条の２　第３種契約者は、通常契約に付加して二重化付加契約を締結することにより、アクセス回線二重化（通常契約に係る加入者回線等又は契約者回線による通信を行うことができない状態（通信に著しい支障が生じ、通信を行うことができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）となった場合に、二重化付加契約に係る加入者回線等又は契約者回線に切り替えて通信を継続することができるようにするため、加入者回線等又は契約者回線２回線を設置又は接続することをいいます。以下同じとします。）を行うことができます。

ただし、料金表第１表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

２　第３種契約者は、アクセス回線二重化の利用にあたっては、その端末設備について、当社が別に定める設定をしていただきます。

（加入者共用回線の共用に係る契約の解除等に伴う第３種契約の扱い）

第34条の３　当社は、第３種契約者からその第３種契約に係る加入者共用回線を共用する当社の提供する電気通信サービス（別記２の３に定めるものに限ります。以下この条において同じとします。）について、契約の解除があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第３種契約を解除します。

ただし、加入者共用回線を共用する当社の提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に接続事業者変更等若しくは加入者共用回線と加入者回線（加入者共用回線を除きます。）との間の変更があった場合又は加入者共用回線を共用する当社の提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に他の当社の提供する電気通信サービスに係る契約の締結があった場合であって、その第３種契約者から第３種契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りでありません。

２　前項に規定するほか、当社は、第３種契約者とその第３種契約に係る加入者共用回線を共用する当社の提供する電気通信サービスについて当社と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その第３種契約を解除することがあります。

（特定協定事業者等の契約の解除等に伴う第３種契約の扱い）

第35条　当社は、第３種契約者からその第３種契約に係る接続契約者回線等について、契約の解除若しくは利用休止があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第３種契約を解除します。

ただし、第33条（加入者回線の移転等）第２項に規定する変更に該当する場合、第３種契約者が接続契約者回線等に係る契約の解除若しくは利用休止を行うと同時にその契約に相当する契約を締結した場合又は接続契約者回線等に係る契約の解除

若しくは利用休止を行うと同時にアクセス回線共用の利用を開始した場合であって、その第３種契約者から第３種契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りでありません。

２　前項に規定するほか、当社は、第３種契約者とその第３種契約に係る接続契約者回線等について当社若しくは特定協定事業者と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったとき、又はアクセス回線共用を行う場合であって、その接続共用回線若しくは他社接続共用回線（以下「接続共用回線等」といいます。）について当社若しくは特定協定事業者と契約を締結している者が２以上となる場合においては、その第３種契約者がその中に含まれていないことについて、その事実を知ったときは、その第３種契約を解除することがあります。

（その他の提供条件）

第36条　接続契約者回線等の収容、品目の変更、電子メールの利用、その他の契約内容の変更、権利の譲渡の禁止、第３種契約者が行う第３種契約の解除及び当社が行う第３種契約の解除に関する取扱いについては、第１種契約の場合に準ずるものとし、通信又は保守の態様による細目の変更に関する取扱いについては、第２種契約の場合に準ずるものとします。

２　前項に規定するほか、第３種契約に関するその他の提供条件については、別記３及び別記４に定めるところによります。

第４節　第４種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約

（第４種オープンコンピュータ通信網サービスの区別）

第36条の２　第４種オープンコンピュータ通信網サービスには、次の区別があります。

区　　別	内　　容
カテゴリー１	その契約に係る特定のＩＰアドレスを使用して通信を行うことができるもの
カテゴリー２	不特定のＩＰアドレスを使用して通信を行うことができるもの

（契約の単位）

第37条　当社は、１の第４種契約者識別番号につき１の第４種契約を締結します。この場合、第４種契約者は、１の第４種契約につき１人に限ります。

（第４種契約の締結）

第37条の２　第４種契約者（料金表第１表（料金）に規定する、カテゴリー２のタイプ１コース８及びコース９の契約者に限ります。以下第37条の２から第37条の４において同じとします。）は、特定協定事業者（別記１の２の⑴、⑸及び⑹に掲げる者に限ります。以下この条において同じとします。）と電話等契約を締結したとき又は電話等加入権（電話等契約者（特定協定事業者と電話等契約を締結した者をいいます。以下同じとします。）がその契約に基づき、特定協定事業者の電気通信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡を受けたときは、その電話等契約者は、当社と第４種契約を締結したこととなります。

ただし、その電話等契約の申込みが承諾されたとき又は電話等加入権の譲渡が承認されたときに第４種契約を締結しない旨の意思表示をした電話等契約者については、この限りでありません。

２　前項ただし書きその他この約款中の規定により、現に当社と第4種契約を締結していない電話等契約者が第４種オープンコンピュータ通信網サービス（料金表第１表（料金）に規定する、カテゴリー２のタイプ１コース８及びコース９に係るものに限ります。）を利用しようとするときは、あらかじめその旨を契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に申し込み、第４種契約を締結していただきます。

ただし、次の場合には、当社はその第４種契約の申込みを承諾しないことがあります。

⑴　その申込みをした者が、第４種サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

⑵　その申込みをした者が、第75条（利用停止）第１項各号又は第３項の規定のいずれかに該当し、ＩＰ通信網サービスの利用を停止されている、又はＩＰ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

⑶　その申込みをした者が、申込みに当たり虚偽の内容を記載した申込書を提出したとき。

⑷　その他当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

（電話等加入権の譲渡に伴う第４種契約の扱い）

第37条の３　当社は、第４種契約者が、特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところにより電話等加入権の譲渡の承認を請求し、その承認を受けたときは、その第４種契約を解除します。

（特定協定事業者の契約の解除等に伴う第４種契約の扱い）

第37条の４　当社は、第４種契約者からその第４種契約に係るデータ利用回線について、契約の解除若しくは利用休止があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第４種契約を解除します。

ただし、データ利用回線に係る契約を解除又は利用休止すると同時にその契約に相当する契約を締結した場合であって、その第４種契約者から第４種契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りでありません。

２　前項に規定するほか、当社は、第４種契約者とその第４種契約に係るデータ利用回線について特定協定事業者と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その第４種契約を解除することがあります。

（第４種契約申込の方法）

第38条　第４種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

⑴　利用者識別共通符号

⑵　第４種オープンコンピュータ通信網サービスの通信又は保守の態様による細目

⑶　ＤＳＬ回線に係る特定協定事業者の氏名又は名称　ＤＳＬ回線（当社が別に定めるものを除きます。以下この節において同じとします。）に係る終端の場所

⑷　ＤＳＬ回線について特定協定事業者と締結している契約の内容（当社が別に定めるものに限ります。）

⑸その他申込みの内容を特定するために必要な事項

（注１）本条第３号に規定する当社が別に定めるＤＳＬ回線は、料金表第１表（料金）に規定するタイプ３のコース３に係るＤＳＬ回線とします。

（注２）本条第４号に規定する当社が別に定める契約の内容は、特定協定事業者の契約約款及び料金表（ＤＳＬ回線に係るものに限ります。）に規定する事項のうち、当社が第４種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。

（第４種契約申込の承諾）

第39条　当社は、第４種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第４種契約の申込みを承諾しないことがあります。

⑴　第４種オープンコンピュータ通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕がないとき。

⑵　第４種オープンコンピュータ通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

⑶　第４種契約の申込みをした者が、第４種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
⑷　第４種契約の申込みをした者が、一定の経理的基礎を有していないとき。
⑸　第４種契約の申込みをした者が、第75条（利用停止）第１項各号又は第３項の規定のいずれかに該当し、ＩＰ通信網サービスの利用を停止されている、又はＩＰ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
⑹　第４種契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
⑺　その他当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

（最低利用期間）

第40条　第４種オープンコンピュータ通信網サービスには、料金表第１表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

２　前項の最低利用期間は、第４種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して１年間とします。

３　第４種契約者は、前項の最低利用期間内に第４種契約の解除又は料金表第１表に規定する通信又は保守の態様による細目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第１表に規定する額を支払っていただきます。

（利用者識別共通符号の変更）

第41条　第４種契約者は、第４種オープンコンピュータ通信網サービスに係る利用者識別共通符号の変更の請求をすることができます。

２　前項の請求があったときは、当社は、第39条（第４種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第42条　削除

（その他の提供条件）

第43条　その他の契約内容の変更、権利の譲渡の禁止、第４種契約者が行う第４種契約の解除及び当社が行う第４種契約の解除に関する取扱いについては、第１種契約の場合に準ずるものとし、通信又は保守の態様による細目の変更に関する取扱いについては、第２種契約の場合に準ずるものとします。

２　前項に規定するほか、第４種契約に関するその他の提供条件については、別記３及び別記４に定めるところによります。

第５節　第５種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約

（契約の単位）

第44条　当社は、契約者回線１回線ごとに１の第５種契約を締結します。

２　前項の場合、第５種契約者は、１の第５種契約につき１人に限ります。

（契約者回線の終端）

第45条　当社は、ＩＰ通信網サービス取扱所内において、回線終端装置又は配線盤等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

（契約者回線の収容）

第46条　契約者回線は、その契約者回線の終端のあるＩＰ通信網サービス取扱所（当社が指定するものに限ります。）の交換設備等に収容します。

２　当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他のＩＰ通信網サービス取扱所の交換設備等への収容の変更を行うことがあります。

（第５種契約申込の方法）

第47条　第５種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

⑴　第５種オープンコンピュータ通信網サービスの品目及び通信又は保守の態様による細目
⑵　契約者回線の終端の場所

⑶　その他申込みの内容を特定するために必要な事項

（第５種契約申込の承諾）

第48条　当社は、第５種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第５種契約の申込みを承諾しないことがあります。

⑴　第５種オープンコンピュータ通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

⑵　第５種契約の申込みをした者が、第５種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

⑶　第５種契約の申込みをした者が、第75条（利用停止）第１項各号又は第３項の規定のいずれかに該当し、ＩＰ通信網サービスの利用を停止されている、又はＩＰ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

⑷　第５種契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

⑸　その他当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

（最低利用期間）

第49条　第５種オープンコンピュータ通信網サービスには、料金表第１表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

２　前項の最低利用期間は、第５種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して１年間とします。

３　第５種契約者は、前項の最低利用期間内に第５種契約の解除又は第５種オープンコンピュータ通信網サービスの品目又は料金表第１表に定める通信又は保守の態様による細目の変更等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第１表に規定する額を支払っていただきます。

（契約者回線の移転）

第50条　第５種契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。

２　前項の請求があったときは、当社は、第48条（第５種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（回線終端装置の種類の変更）

第50条の２　第５種契約者は、回線終端装置の種類の変更の請求をすることができます。

２　前項の請求があったときは、当社は、第48条（第５種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の提供条件）

第51条　品目の変更、その他の契約内容の変更、権利の譲渡の禁止、第５種契約者が行う第５種契約の解除及び当社が行う第５種契約の解除に関する取扱いについては、第１種契約の場合に準ずるものとし、通信又は保守の態様による細目の変更に関する取扱いについては、第２種契約の場合に準ずるものとし、契約の区分、契約の区分の変更及びアクセス回線二重化に関する取扱いについては、第３種契約の場合に準ずるものとします。

２　前項に規定するほか、第５種契約に関するその他の提供条件については、別記３及び別記４に定めるところによります。

第５節の２　第６種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約

（第６種オープンコンピュータ通信網サービスの区別）

第51条の２　第６種オープンコンピュータ通信網サービスには、次の区別があります。

区　　別	内　　容
カテゴリー１	その契約に係る特定のＩＰアドレスを使用して通信を行う

	ことができるものであって、カテゴリー２、カテゴリー４及びカテゴリー５以外のもの
カテゴリー２	その契約に係る特定のＩＰアドレスを使用して通信を行うことができるものであって、ＤＳＬ回線を別記２の２の⑴に定める当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線（別記２の２の⑵に定める当社の提供する電気通信サービスと接続するものに限ります。以下「ＤＳＬ回線共用回線」といいます。）と共用して提供するもの
カテゴリー３	その契約に係る不特定のＩＰアドレスを使用して通信を行うものであって、契約者識別符号グループを設定して提供するものであって、カテゴリー６以外のもの
カテゴリー４	その契約に係る不特定のＩＰアドレス（IPv4プロトコルによる通信を行うためのＩＰアドレスに限ります。）及び特定のＩＰアドレス（IPv6プロトコルによる通信を行うためのＩＰアドレスに限ります。）を使用してIPv6プロトコルによる通信とIPv4プロトコルによる通信を通信の相手先の態様に応じて同時に独立して行うことができるものであって、別記１の２の⑶に定める特定協定事業者の提供するＤＳＬ回線を利用して提供するもの
カテゴリー５	その契約に係る特定のＩＰアドレスを使用して通信を行うことができるものであって、特定加入者回線とともに提供するもの。
カテゴリー６	その契約に係る不特定のＩＰアドレスを使用して通信を行うものであって、特定加入者回線とともに契約者識別符号グループを設定して提供するもの
備考　カテゴリー５及びカテゴリー６の特定加入者回線に係る提供条件は、別記13の２の⑶のア、別記13の２の⑶の２又は別記13の２の⑸に定める特定協定事業者の契約約款（料金表の規定に係るものであって、当社が別に定めるものに限ります。）に準ずるものとし、当社が提供するその特定加入者回線の品目及び通信の態様による細目は、当社が別に定めるところによります。	

（契約の単位）

第51条の２の２　当社は、当社が別に定める第６種オープンコンピュータ通信網サービスにあっては１の契約者識別符号ごとに、それ以外の第６種オープンコンピュータ通信網サービスにあってはＤＳＬ回線１回線ごとに１の第６種契約を締結します。この場合、第６種契約者は、１の第６種契約につき１人に限ります。

（注）本条に規定する当社が別に定める第６種オープンコンピュータ通信網サービスは、料金表第１表（料金）に規定するタイプ２、タイプ３、タイプ４及びタイプ５に係るものとします。

（第６種契約申込の方法）

第51条の３　第６種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

⑴　第６種オープンコンピュータ通信網サービスの区別、品目及び通信又は保守の態様による細目

⑵　利用回線、ＤＳＬ回線（特定加入者回線に係るものを除きます。以下この条において同じとします。）又は光アクセス回線（特定加入者回線に係るものを除きます。以下この条において同じとします。）に係る特定協定事業者の氏名又は名称

⑶　利用回線、ＤＳＬ回線又は光アクセス回線に係る終端の場所

⑷　ＤＳＬ回線（当社が別に定めるものを除きます。次条において同じとします。）又は光アクセス回線について特定協定事業者と締結している契約の内容（当社が別に定めるものに限ります。）
⑸　カテゴリー３又はカテゴリー６に係る第６種契約の申込みの場合は、所属する１の契約者識別符号グループ（以下「所属契約者識別符号グループ」といいます。）
⑹　その他申込みの内容を特定するために必要な事項

２　前項の場合において、その申込みが新たにカテゴリー３又はカテゴリー６に係る契約者識別符号グループを設ける申込みであるときは、その契約者識別符号グループの代表者を定めて契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

（注１）本条第１項第４号に規定する当社が別に定めるＤＳＬ回線は、料金表第１表（料金）に規定するタイプ３のコース１又はコース４に係るＤＳＬ回線とします。

（注２）本条第１項第４号に規定する当社が別に定める契約の内容は、特定協定事業者の契約約款及び料金表（ＤＳＬ回線又は光アクセス回線に係るものに限ります。）に規定する事項のうち、当社が第６種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。

（第６種契約申込の承諾）

第51条の４　当社は、第６種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第６種契約の申込みを承諾しないことがあります。

⑴　第６種契約の申込みをした者が、利用回線、ＤＳＬ回線又は光アクセス回線について特定協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。（特定加入者回線に係るものを除きます。）
⑵　第６種オープンコンピュータ通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
⑶　第６種契約の申込みをした者が第６種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
⑷　そのＤＳＬ回線（特定加入者回線に係るものを除きます。）に係る特定協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込み内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
⑸　第６種契約の申込みをした者が、第75条（利用停止）第１項各号又は第３項の規定のいずれかに該当し、ＩＰ通信網サービスの利用を停止されている、又はＩＰ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
⑹　第６種契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
⑺　カテゴリー３に係る第６種契約の申込みの場合に、所属契約者識別符号グループの代表者の同意がないとき。
⑻　カテゴリー３に係る第６種契約の申込みの場合に、所属契約者識別符号グループを構成する契約者識別符号の数が50未満となるとき。
⑼　その他当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

（最低利用期間）

第51条の５　第６種オープンコンピュータ通信網サービスには、料金表第１表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

２　前項の最低利用期間は、カテゴリー１（当社が別に定めるものに限ります。）については第６種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して３月間、それ以外のものについては第６種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して１月間とします。

３　第６種契約者は、前項の最低利用期間内に第６種契約の解除（当社が別に定める理由によるものを除きます。）又は第６種オープンコンピュータ通信網サービスの区

別、品目又は料金表第１表に定める通信又は保守の態様による細目の変更等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第１表に規定する額を支払っていただきます。

（注１）本条第２項に規定する当社が別に定めるカテゴリー１は、料金表第１表（料金）に規定するタイプ３のコース３に係るものとします。

（注２）本条第３項に規定する当社が別に定める理由は、ＤＳＬ回線が別記１の２の⑴に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する後行回線となる場合であって、その後行回線がその特定協定事業者の他の電気通信サービスに対し信号の漏えいによる影響を与える等により、その特定協定事業者によってその後行回線に係る契約が解除となる場合とします。

（区別等の変更）

第51条の５の２　第６種契約者は、第６種オープンコンピュータ通信網サービスの区別、品目又は通信又は保守の態様による細目の変更の請求をすることができます。

２　前項の請求があったときは、当社は、第51条の３（第６種契約申込の方法）第２項及び第51条の４（第６種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（所属契約者識別符号グループの変更）

第51条の５の３　第６種契約者（カテゴリー３及びカテゴリー６に係る者に限ります。以下この条において同じとします。）は、所属契約者識別符号グループの変更の請求をすることができます。

２　前項の請求があったときは、当社は、第51条の３（第６種契約申込の方法）第２項及び第51条の４（第６種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（特定加入者回線の移転等）

第51条の５の４　第６種契約者（カテゴリー５又はカテゴリー６に係るものに限ります。）は、特定加入者回線の移転の請求をすることができます。

２　前項の請求があったときは、当社は、第51条の４（第６種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（回線収容部の変更等）

第51条の６　第６種契約者（カテゴリー３、カテゴリー５又はカテゴリー６に係る者を除きます。）は、利用回線、ＤＳＬ回線又は光アクセス回線に係る終端の場所について変更の申込みを特定協定事業者に行うときは、その内容について契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

２　前項の届出により、そのＤＳＬ回線について他のＩＰ通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更その他その利用回線、ＤＳＬ回線又は光アクセス回線に係る第６種契約について契約内容の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

ただし、第51条の４（第６種契約申込の承諾）第２項各号のいずれかに該当する場合は、その変更を行わないことがあります。

３　前項ただし書きの場合において、第６種契約者は、第６種オープンコンピュータ通信網サービスを利用できないことがあります。この場合、当社は、その第６種契約者にそのことを通知します。

（ダイヤルアップ接続）

第51条の６の２　第６種契約者は、料金表第１表（料金）に定めるところにより、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができます。

（セキュリティサービスの利用）

第51条の６の３　第６種契約者は、料金表第１表（料金）に定めるところにより、セキュリティサービスを利用することができます。

（特定協定事業者の契約の解除等に伴う第６種契約の扱い）

第51条の６の４　当社は、第６種契約者からその第６種契約に係るＤＳＬ回線（当社が別に定めるものを除きます。以下この節において同じとします。）について、契約の解除があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第６種契約を解除します。

ただし、第６種契約者がＤＳＬ回線に係る契約を解除すると同時にその契約に相当する契約を締結した場合又はＤＳＬ回線に係る契約を解除すると同時に第６種オープンコンピュータ通信網サービスの区別の変更を行った場合であって、その第６種契約者から第６種契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りでありません。

２　前項に規定するほか、当社は、第６種契約者とその第６種契約に係るＤＳＬ回線について特定協定事業者と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その第６種契約を解除することがあります。

（注）本条第１項に規定する当社が別に定めるＤＳＬ回線は、料金表第１表（料金）に規定するカテゴリー５又はカテゴリー６に係るもの若しくはタイプ３のコース１又はコース４に係るＤＳＬ回線とします。

（ＤＳＬ回線共用回線に係る契約の解除等に伴う第６種契約の扱い）

第51条の６の５　当社は、第６種契約者（カテゴリー２に係る者に限ります。以下この条において同じとします。）からその第６種契約に係るＤＳＬ回線共用回線又はそのＤＳＬ回線共用回線と接続する別記２の２の⑵に定める当社の提供する電気通信サービス（以下「ＤＳＬ回線共用回線等」といいます。）について、契約の解除があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第６種契約を解除します。

ただし、第６種契約者がＤＳＬ回線共用回線等に係る契約を解除すると同時に第６種オープンコンピュータ通信網サービスの区別の変更を行った場合であって、その第６種契約者から第６種契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りでありません。

（その他の提供条件）

第51条の７　ＤＳＬ回線の収容、その他の契約内容の変更、権利の譲渡の禁止、第６種契約者が行う第６種契約の解除及び当社が行う第６種契約の解除に関する取扱いについては、第１種契約の場合に準ずるものとし、電子メールの利用に関する取扱いについては、第２種契約の場合に準ずるものとします。

２　前項に規定するほか、第６種契約に関するその他の提供条件については、別記３及び別記４に定めるところによります。

第５節の３　第７種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約

（第７種オープンコンピュータ通信網サービスの種別等）

第51条の８　第７種オープンコンピュータ通信網サービスには、次の種別があります。

⑴　第７種アクセス契約

⑵　第７種代表契約

２　第７種アクセス契約には次の区別があります。

区　　別	内　　容
カテゴリー１	特定加入者回線を利用するもの
カテゴリー２	カテゴリー１以外のもの
備考　カテゴリー１に係る特定加入者回線に係る提供条件は、別記13の２の(3)のア、別記13の２の(3)の２又は別記13の２の(5)に定める特定協定事業者の契約約款（料金表の規定に係るものであって、当社が別に定めるものに限ります。）に準ずるものとし、当社が提供するその特定加入者回線の品目及び通信の態様による細目は、当社が別に定めるところによります。	

（契約の単位）

第51条の９　第７種契約に係る契約の単位は次の通りとします。

⑴第７種アクセス契約

当社は、当社が別に定める第７種オープンコンピュータ通信網サービスにあっては１の契約者識別符号ごとに、それ以外の第７種オープンコンピュータ通信網サービスにあってはＤＳＬ回線又は光アクセス回線１回線ごとに１の契約を締結します。

（注）本条に規定する当社が別に定める第７種オープンコンピュータ通信網サー

ビスは、料金表第1表に規定するカテゴリー２に係るものとします。
⑵第７種代表契約
当社は、第７種アクセス回線契約で構成するグループ（第７種アクセス回線契約が１のものを含みます。）ごとに１の契約を締結します。この場合、第７種代表契約に係る契約者は、そのグループを構成する第７種アクセス契約に係る契約者と同一の者に限ります。
（第７種契約申込の方法）
第51条の10　第７種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に提出していただきます。
⑴　第７種オープンコンピュータ通信網サービスの種別、区別、品目及び通信又は保守の態様による細目
⑵　ＤＳＬ回線（特定加入者回線に係るものを除きます。以下この条において同じとします。）又は光アクセス回線（特定加入者回線に係るものを除きます。以下この条において同じとします。）に係る特定協定事業者の氏名又は名称
⑶　ＤＳＬ回線又は光アクセス回線に係る終端の場所
⑷　ＤＳＬ回線又は光アクセス回線について特定協定事業者と締結している契約の内容（当社が別に定めるものに限ります。）
⑸　その他申込みの内容を特定するために必要な事項
（注）本条第４号に規定する当社が別に定める契約の内容は、特定協定事業者の契約約款及び料金表（ＤＳＬ回線又は光アクセス回線に係るものに限ります。）に規定する事項のうち、当社が第７種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。
（第７種契約申込の承諾）
第51条の11　当社は、第７種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
２　当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第７種契約の申込みを承諾しないことがあります。
⑴　第７種契約の申込みをした者が、ＤＳＬ回線（特定加入者回線に係るものを除きます。以下この条において同じとします。）又は光アクセス回線（特定加入者回線に係るものを除きます。以下この条において同じとします。）について特定協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。
⑵　１のグループを構成する第７種アクセス契約者とそのグループに係る第７種代表契約を締結している者が同一の者とならないとき。
⑶　第７種オープンコンピュータ通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
⑷　第７種契約の申込みをした者が第７種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
⑸　ＤＳＬ回線に係る特定協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込み内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
⑹　第７種契約の申込みをした者が、第75条（利用停止）第１項各号又は第３項の規定のいずれかに該当し、ＩＰ通信網サービスの利用を停止されている、又はＩＰ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
⑺　第７種契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
⑻ その他当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
（最低利用期間）
第51条の12　第７種オープンコンピュータ通信網サービスには、料金表第１表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。
２　前項の最低利用期間は、第７種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して１月間とします。
３　第７種契約者は、前項の最低利用期間内に第７種契約の解除（当社が別に定める理由によるものを除きます。）又は第７種オープンコンピュータ通信網サービスの区別、品目又は料金表第１表に定める通信又は保守の態様による細目の変更等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第１表に規定する額を支払っていただきま

す。
（注）　本条第３項に規定する当社が別に定める理由は、ＤＳＬ回線が別記１の２の⑴に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する後行回線となる場合であって、その後行回線がその特定協定事業者の他の電気通信サービスに対し信号の漏えいによる影響を与える等により、その特定協定事業者によってその後行回線に係る契約が解除となる場合とします。

（区別等の変更等）

第51条の13　第７種契約者は、第７種オープンコンピュータ通信網サービスの品目、通信又は保守の態様による細目の変更の請求をすることができます。

２ 前項の請求があったときは、当社は、第51条の10（第７種契約申込の方法）及び第51条の11（第７種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（第７種代表契約の変更）

第51条の14　第７種代表契約を締結している者は、第７種代表契約の変更の請求をすることができます。

２ 前項の請求があったときは、当社は、第51条の10（第７種契約申込の方法）及び第51条の11（第７種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（特定加入者回線の移転等）

第51条の15　第7種契約者（カテゴリー１に係るものに限ります。）は、特定加入者回線の移転の請求をすることができます。

２ 前項の請求があったときは、当社は、第51条の10（第７種契約申込の方法）及び第51条の11（第７種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（回線収容部の変更等）

第51条の16　第７種契約者（カテゴリー１に係る者を除きます。）は、ＤＳＬ回線又は光アクセス回線に係る終端の場所について変更の申込みを特定協定事業者に行うときは、その内容について契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

２ 前項の届出により、そのＤＳＬ回線について他のＩＰ通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更その他そのＤＳＬ回線又は光アクセス回線に係る第７種契約について契約内容の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

ただし、第51条の11（第７種契約申込の承諾）第２項各号のいずれかに該当する場合は、その変更を行わないことがあります。

３　前項ただし書きの場合において、第７種契約者は、第７種オープンコンピュータ通信網サービスを利用できないことがあります。この場合、当社は、その７種契約者にそのことを通知します。

（特定協定事業者の契約の解除等に伴う第７種契約の扱い）

第51条の17　当社は、第７種契約者（カテゴリー１に係る者を除きます。）からその第７種契約に係るＤＳＬ回線又は光アクセス回線について、契約の解除があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第７種契約を解除します。

ただし、第７種契約者がＤＳＬ回線又は光アクセス回線に係る契約を解除すると同時にその契約に相当する契約を締結した場合又はＤＳＬ回線又は光アクセス回線に係る契約を解除すると同時に第７種オープンコンピュータ通信網サービスの区別の変更を行った場合であって、その第７種契約者から第７種契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りでありません。

２　前項に規定するほか、当社は、第７種契約者とその第７種契約に係るＤＳＬ回線又は光アクセス回線について特定協定事業者と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その第７種契約を解除することがあります。

（その他の提供条件）

第51条の18　ＤＳＬ回線の収容、その他の契約内容の変更、権利の譲渡の禁止、第７種契約者が行う第７種契約の解除及び当社が行う第７種契約の解除に関する取扱いについては、第１種契約の場合に準ずるものとします。また、付加機能における電子メールの利用に関する取扱いについては、第２種契約の場合に準ずるものとします。

２　前項に規定するほか、第７種契約に関するその他の提供条件については、別記３

及び別記４に定めるところによります。

第５節の４　第８種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約

（契約の単位）

第51条の19　当社は、加入者回線１回線ごとに１の第８種契約を締結します。

２　前項の場合、第８種契約者は、１の第８種契約につき１人に限ります。

（加入者回線の終端）

第51条の20　当社は、第８種契約者が指定した場所内の建物又は工作物において回線終端装置等を設置し、これを加入者回線の終端とします。

２　当社は、前項の加入者回線の終端に係る地点を定めるときは、第８種契約者と協議します。

（第８種オープンコンピュータ通信網サービス区域）

第51条の21　当社は、料金表第１表（料金）に定めるところにより第８種オープンコンピュータ通信網サービス区域を設定します。

２　当社は、第８種オープンコンピュータ通信網サービス区域を表示する図表をその第８種オープンコンピュータ通信網サービス区域内の契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所において閲覧に供します。

（加入者回線の収容）

第51条の22　加入者回線は、当社が指定するＩＰ通信網サービス取扱所の交換設備等に収容します。

２　当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他のＩＰ通信網サービス取扱所の交換設備等への収容の変更を行うことがあります。

（第８種契約申込の方法）

第51条の23　第８種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

⑴　第８種オープンコンピュータ通信網サービスの品目及び通信又は保守の態様による細目

⑵　加入者回線に係る終端の場所

⑶　その他申込みの内容を特定するために必要な事項

（第８種契約申込の承諾）

第51条の24　当社は、第８種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第８種契約の申込みを承諾しないことがあります。

⑴　第８種オープンコンピュータ通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

⑵　第８種契約の申込みをした者が第８種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

⑶　第８種契約の申込みをした者が、第75条（利用停止）第１項各号又は第３項の規定のいずれかに該当し、ＩＰ通信網サービスの利用を停止されている、又はＩＰ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

⑷　第８種契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

⑸　その他当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

（最低利用期間）

第51条の25　第８種オープンコンピュータ通信網サービスには、料金表第１表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

２　前項の最低利用期間は、第８種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して１年間とします。

３　第８種契約者は、前項の最低利用期間内に第８種契約の解除、第８種オープンコンピュータ通信網サービスの品目若しくは料金表第１表に定める通信又は保守の態様による細目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第１表に規定する額を支払っていただきます。

（加入者回線の移転等）

第51条の26　第８種契約者は、加入者回線の移転の請求をすることができます。

２　前項の請求があったときは、当社は、第51条の24（第８種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の提供条件）

第51条の27　品目の変更、電子メールの利用、その他の契約内容の変更、権利の譲渡の禁止、第８種契約者が行う第８種契約の解除及び当社が行う第８種契約の解除に関する取扱いについては、第１種契約の場合に準ずるものとし、通信又は保守の態様による細目の変更に関する取扱いについては、第２種契約の場合に準ずるものとします。

２　契約に関するその他の提供条件については、別記３及び別記４に定めるところによります。

第６節　ホスティングサービスに係る契約

（第１種ホスティング契約の単位）

第52条　当社は、１の独自ドメイン名につき１の第１種ホスティング契約を締結します。この場合、第１種ホスティング契約者は、１の第１種ホスティング契約につき１人に限ります。

（第１種ホスティング契約申込の方法）

第53条　第１種ホスティング契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

⑴　独自ドメイン名

⑵　第１種ホスティングサービスの種類

⑶　その他申込みの内容を特定するために必要な事項

（第１種ホスティング契約申込の承諾）

第54条　当社は、第１種ホスティング契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第１種ホスティング契約の申込みを承諾しないことがあります。

⑴　その申込みが複数の種類の第１種ホスティングサービスを同時に利用する申込みの場合は、その種類の組合せが料金表第１表（料金）に定める同時利用が可能な種類の組合せと異なるとき。

⑵　第１種ホスティングサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

⑶　第１種ホスティング契約の申込みをした者が、第１種ホスティングサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

⑷　第１種ホスティング契約の申込みをした者が、第75条（利用停止）第１項各号又は第３項の規定のいずれかに該当し、ＩＰ通信網サービスの利用を停止されている、又はＩＰ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

⑸　第１種ホスティング契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

⑹　その他当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

（第１種ホスティング契約の最低利用期間）

第55条　第１種ホスティングサービスには、料金表第１表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

２　前項の最低利用期間は、第１種ホスティングサービスの提供を開始した日から起

算して１月間とします。
３　第１種ホスティング契約者は、前項の最低利用期間内に第１種ホスティング契約の解除又は第１種ホスティングサービスの種類の利用の廃止があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第１表に規定する額を支払っていただきます。
第56条　削除
（第１種ホスティング契約の種類の追加等）
第57条　第１種ホスティング契約者は、第１種ホスティングサービスの種類の利用の追加の請求をすることができます。
２　前項の請求があったときは、当社は、第54条（第１種ホスティング契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。
３　第１種ホスティング契約者は、第１種ホスティングサービスの種類の利用を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に通知していただきます。
（第１種ホスティング契約の当社が行う種類の利用の廃止）
第57条の２　当社は、第75条（利用停止）の規定により第１種ホスティングサービスの利用停止をされた第１種ホスティング契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第１種ホスティングサービスの種類の利用を廃止することがあります。
２　当社は、第１種ホスティング契約者が第75条第１項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第１種ホスティングサービスの利用停止をしないでその第１種ホスティングサービスの種類の利用を廃止することがあります。
３　当社は、前２項の規定により、その第１種ホスティングサービスの種類の利用を廃止しようとするときは、あらかじめ第１種ホスティング契約者にそのことを通知します。
（当社が行う第１種ホスティング契約の解除）
第58条　当社は、第75条（利用停止）の規定により第１種ホスティングサービスの利用停止をされた第１種ホスティング契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第１種ホスティング契約を解除することがあります。
２　当社は、第１種ホスティング契約者が第75条第１項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第１種ホスティングサービスの利用停止をしないでその第１種ホスティング契約を解除することがあります。
３　当社は、現に利用している全ての第１種ホスティングサービスの種類の廃止があったときは、その第１種ホスティング契約を解除します。
４　当社は、前３項の規定により、その第１種ホスティング契約を解除しようとするときは、あらかじめ第１種ホスティング契約者にそのことを通知します。
（第１種ホスティング契約のその他の提供条件）
第58条の２　その他の契約内容の変更、権利の譲渡の禁止及び第１種ホスティング契約者が行う第１種ホスティング契約の解除に関する取扱いについては、第１種契約の場合に準ずるものとします。
２　前項に規定するほか、第１種ホスティング契約に関するその他の提供条件については、別記３及び別記４に定めるところによります。

（第２種ホスティング契約の種類）
第58条の３　第２種ホスティングサービスには次の種類があります。

種　類	内　容

カテゴリー１	最低利用期間が２ヶ月間のもの。
カテゴリー２	最低利用期間が１年間のもの。

（第２種ホスティング契約の単位）

第58条の３の２　当社は、1の第２種ホスティング契約者識別番号につき１の第２種ホスティング契約を締結します。この場合、第２種ホスティング契約者は、１の第２種ホスティング契約につき１人に限ります。

（第２種ホスティング契約申込の方法）

第58条の４　第２種ホスティング契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

⑴　第２種ホスティングサービスの種類及び区別

⑵　その他申込みの内容を特定するために必要な事項

（第２種ホスティング契約申込の承諾）

第58条の５　当社は、第２種ホスティング契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第２種ホスティング契約の申込みを承諾しないことがあります。

⑴　第２種ホスティングサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

⑵　第２種ホスティング契約の申込みをした者が、第２種ホスティングサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

⑶　第２種ホスティング契約の申込みをした者が、第75条（利用停止）第１項各号又は第３項の規定のいずれかに該当し、ＩＰ通信網サービスの利用を停止されている、又はＩＰ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

⑷　第２種ホスティング契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

⑸　その他当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

（第２種ホスティング契約の最低利用期間）

第58条の６　第２種ホスティングサービスには、料金表第１表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

２　前項の最低利用期間は、第２種ホスティングサービスの提供を開始した日から起算して１年間（カテゴリー１の契約者に係る最低利用期間は２ヶ月間とします。）とします。

３　第２種ホスティング契約者は、前項の最低利用期間内に第２種ホスティング契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第１表に規定する額を支払っていただきます。

（第２種ホスティング契約の区別の変更）

第58条の７　第２種ホスティング契約者は、第２種ホスティングサービスの区別の変更の請求をすることができます。

２　前項の請求があったときは、当社は、第58条の５（第２種ホスティング契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（第２種ホスティング契約に係る仮想専用蓄積装置への設定等）

第58条の８　第２種ホスティング契約者は、第２種ホスティングサービスに係る仮想専用蓄積装置への設定等の請求をすることができます。

２　前項の請求があったときは、当社は、第58条の５（第２種ホスティング契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（第２種ホスティング契約の独自ドメイン名の登録等）

第58条の９　第２種ホスティング契約者は、第２種ホスティングサービスに係る独自ドメイン名の登録又は変更の請求をすることができます。

２　前項の請求があったときは、当社は、第58条の５（第２種ホスティング契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（当社が行う第２種ホスティング契約の解除）

第58条の10　当社は、第75条（利用停止）の規定により第２種ホスティングサービスの利用停止をされた第２種ホスティング契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第２種ホスティング契約を解除することがあります。

２　当社は、第２種ホスティング契約者が第75条第１項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第２種ホスティングサービスの利用停止をしないでその第２種ホスティング契約を解除することがあります。

３　当社は、前２項のほか、以下の場合、その第２種ホスティング契約（カテゴリー２に係る契約に限ります。以下この項において同じとします。）を解除する事があります。

⑴　第２種ホスティング契約者が、第２種ホスティングサービスの提供を開始した日の月から継続して１年間、登録済みのプラン数が１以上となっていない場合。

⑵　第２種ホスティング契約者が、第２種ホスティングサービスの提供を開始した日の月から起算して１年後の月末以降において、登録済みのプラン数が２以上となっていない場合。

４　当社は、前３項の規定により、その第２種ホスティング契約を解除しようとするときは、あらかじめ第２種ホスティング契約者にそのことを通知します。

（第２種ホスティング契約のプラン数の追加）

第58条の11　第２種ホスティング契約者（カテゴリー２に係る契約者に限ります。）は、プラン数の追加の請求を行うことができます。

２　前項の請求があったときは、当社は、第58条の５（第２種ホスティング契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（第２種ホスティング契約のその他の提供条件）

第59条　その他の契約内容の変更、権利の譲渡の禁止及び第２種ホスティング契約者が行う第２種ホスティング契約の解除に関する取扱いについては、第２種契約の場合に準ずるものとします。

２　前項に規定するほか、第２種ホスティング契約に関するその他の提供条件については、別記３及び別記４に定めるところによります。

（第３種ホスティング契約の単位）

第59条の２　当社は、１のドメイン名につき１の第３種ホスティング契約を締結します。この場合、第３種ホスティング契約者は、１の第３種ホスティング契約につき１人に限ります。

（第３種ホスティング契約申込の方法）

第59条の２の２　第３種ホスティング契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

⑴　独自ドメイン名

⑵　第３種ホスティングサービスの区分

⑶　その他申込みの内容を特定するために必要な事項

（第３種ホスティング契約申込の承諾）

第59条の２の３　当社は、第３種ホスティング契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第３種ホスティング契約の申込みを承諾しないことがあります。

⑴　第３種ホスティングサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

⑵　第３種ホスティング契約の申込みをした者が、第３種ホスティングサービスの料

金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

⑶　第３種ホスティング契約の申込みをした者が、第75条（利用停止）第１項各号又は第３項の規定のいずれかに該当し、ＩＰ通信網サービスの利用を停止されている、又はＩＰ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

⑷　第３種ホスティング契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

⑸　その他当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

（第３種ホスティング契約の最低利用期間）

第59条の２の４　第３種ホスティングサービスには、料金表第１表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

２　前項の最低利用期間は、第３種ホスティングサービスの提供を開始した日から起算して１月間とします。

３　第３種ホスティング契約者は、前項の最低利用期間内に第３種ホスティング契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第１表に規定する額を支払っていただきます。

（第３種ホスティング契約の区分の変更）

第59条の２の５　第３種ホスティング契約者は、第３種ホスティングサービスの区分の変更の請求をすることができます。

２　前項の請求があったときは、当社は、第59条の２の３（第３種ホスティング契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（当社が行う第３種ホスティング契約の解除）

第59条の２の６　当社は、第75条（利用停止）の規定により第３種ホスティングサービスの利用停止をされた第３種ホスティング契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第３種ホスティング契約を解除することがあります。

２　当社は、第３種ホスティング契約者が第75条第１項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第３種ホスティングサービスの利用停止をしないでその第３種ホスティング契約を解除することがあります。

３　当社は、前３項の規定により、その第３種ホスティング契約を解除しようとするときは、あらかじめ第３種ホスティング契約者にそのことを通知します。

（第３種ホスティング契約のその他の提供条件）

第59条の２の７　その他の契約内容の変更、権利の譲渡の禁止及び第３種ホスティング契約者が行う第３種ホスティング契約の解除に関する取扱いについては、第１種契約の場合に準ずるものとします。

２　前項に規定するほか、第３種ホスティング契約に関するその他の提供条件については、別記３及び別記４に定めるところによります。

第６節の２　削除

第59条の２の８　削除

第６節の３　削除

第59条の２の９　削除

第59条の２の10　削除

第59条の２の11　削除

第59条の２の12　削除

第59条の２の13　削除

第59条の２の14　削除

第６節の４　削除

第59条の２の15　削除

第59条の２の16　削除

第59条の２の17　削除

第59条の２の18　削除

第59条の２の19　削除
第59条の２の20　削除
第59条の２の21　削除
第59条の２の22　削除
第59条の２の23　削除
第59条の２の24　削除
第６節の５　削除
第59条の２の25　削除
第59条の２の26　削除
第59条の２の27　削除
第59条の２の28　削除
第59条の２の29　削除
第59条の２の30　削除
第59条の２の31　削除
第59条の２の32　削除
第６節の６　削除
第59条の３　削除
第59条の４　削除
第59条の５　削除
第59条の６　削除
第59条の７　削除
第59条の７の２　削除
第59条の８　削除
第59条の９　削除

第７節　クローズドコンピュータ通信網サービスに係る契約

（契約の種別等）

第60条　クローズドコンピュータ通信網サービスに係る契約には、次の種別があります。

⑴　ＣＣＮアクセス契約

⑵　ＣＣＮセンター契約

２　ＣＣＮアクセス契約には、次の区別があります。

区　　別	内　　容
カテゴリー１	第６種契約に係るＤＳＬ回線及び光アクセス回線から構成されるグループを利用するものであってＣＣＮグループ内通信機能によりＣＣＮグループ間の通信を行うもの
カテゴリー２	別記１の２の⑴又は⑶に規定する特定協定事業者のＤＳＬ回線、光アクセス回線又は利用回線、別記13の２の⑴に規定する接続契約者回線（イーサネット通信サービス第２種契約又は第５種契約、ネットワークプラットフォームサービスネットワークプラットフォーム契約、ＩＰ伝送サービスＶＰＮ契約又はデータ着信サービス第２種データ着信契約（クラス２に係るものに限ります。）に係る者に限ります。）、加入者回線又は契約者回線から構成されるグループを利用するものであって、ＣＣＮグループ識別共通符号又は当社が付与するＩＰアドレスによりカテゴリー２のクラス１のタイプ１におけるＣＣＮグループ内、クラス１のタイプ１とクラス４におけるＣＣＮグループ内、クラス１のタイプ１又はクラス４とクラス１のタイプ２（クラス３

	に係る通信は、別記11の２の２に規定する端末設備（カテゴリー２のクラス３に係るものに限ります。）のバックアップ機能を利用した場合に限ります。）に係るＣＣＮグループ内、クラス１のタイプ２に係るＣＣＮグループ内、クラス１のタイプ１とクラス２に係るＣＣＮグループ内、若しくはクラス１のタイプ２又はクラス４とクラス２に係るＣＣＮグループ内、クラス４に係るＣＣＮグループ内の通信を行うもの、又は特定加入者回線（カテゴリー２のクラス５に係るものに限ります。）に係るＤＳＬ回線若しくは光アクセス回線から構成されるグループを、当社が別に定める電気通信サービスとともに利用するものであって、ＣＣＮグループ識別共通符号若しくは当社が付与するＩＰアドレスによりクラス５に係るＣＣＮグループ内若しくは当社が別に定める電気通信サービスとの通信を行うもの （注）本欄に規定する当社が別に定める電気通信サービスは、ＩＰ伝送サービス契約約款に規定するＩＰ伝送サービスとします。
カテゴリー３	別記１の２の⑴に規定する特定協定事業者の利用回線、ＤＳＬ回線、光アクセス回線又は契約者回線から構成されるグループを利用するものであって、ＣＣＮグループ識別共通符号又は当社が付与するＩＰアドレスによりカテゴリー３に係るＣＣＮグループ内の通信を行うもの

３　クローズドコンピュータ通信網契約（カテゴリー１、カテゴリー２（クラス２のタイプ４又はタイプ５に係るものに限ります。）又はカテゴリー３（クラス１のタイプ４に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）には、次の区分があります。

区　　分	内　　容
通常契約	二重化付加契約以外のもの
二重化付加契約	第65条の３（ＧＷ二重化）に規定するＧＷ二重化又は第65条の３の２（アクセス回線二重化）に規定するアクセス回線二重化を行う場合に限り通常契約に付加して締結されるもの

（契約の単位）

第61条　クローズドコンピュータ通信網サービスの契約の単位は、次のとおりとします。

⑴　ＣＣＮアクセス回線契約の場合

ア　カテゴリー１の場合

当社は、１のＣＣＮグループごとに１の通常契約を締結します。

イ　カテゴリー１であって第65条の３（ＧＷ二重化）に規定するＧＷ二重化を行う場合

当社は、１のＣＣＮグループごとに１の通常契約及び１の二重化付加契約を締結します。

ウ　カテゴリー２の場合

（ア）　クラス１の場合

当社は、１のＤＳＬ回線、１の光アクセス回線又は１の利用回線ごとに１の契約を締結します。

（イ） クラス２の場合

① 当社は、別記13の２の⑴に規定する１の接続契約者回線（イーサネット通信サービス第２種契約又は第５種契約、ネットワークプラットフォームサービスネットワークプラットフォーム契約、ＩＰ伝送サービスＶＰＮ契約又はデータ着信サービス第２種データ着信契約（クラス２に係るものに限ります。）に係る者に限ります。）、加入者回線又は契約者回線ごとに１の契約（加入者回線又は契約者回線の場合は、通常契約とします。）を締結します。

② 当社は、第65条の３の２（アクセス回線二重化）に規定するアクセス回線二重化を行う場合、上記①に係らず１の加入者回線又は契約者回線ごとに１の通常契約及び１の二重化付加契約を締結します。

（ウ） クラス３の場合

当社は、クラス１のタイプ２の契約者が保持する１のＤＳＬ回線（別記13の２の⑶のイに係るものであって、クラス１のタイプ２の契約に係る他社接続契約者回線とそのＤＳＬ回線が同一の設置場所において別記11の２の２に規定する端末設備（カテゴリー２のクラス３に係るものに限ります。）を利用する場合に限ります。）ごとに１の契約を締結します。

（エ） クラス４又はクラス５の場合

当社は、１の特定加入者回線ごとに１の契約を締結します。

エ カテゴリー３の場合

（ア） クラス１の場合

当社は、１の利用回線、ＤＳＬ回線、光アクセス回線又は契約者回線ごとに１の契約を締結します。

（イ） クラス２の場合

当社は、１の特定加入者回線ごとに１の契約を締結します。

⑵ ＣＣＮセンター契約の場合

ＣＣＮグループ識別共通符号につき１の契約を締結します。

２ 前項の場合、クローズドコンピュータ通信網契約者は、１の通常契約又は１の通常契約及び１の二重化付加契約につき１人に限ります。

（契約者回線の終端）

第61条の２ 当社は、ＩＰ通信網サービス取扱所内において、回線終端装置又は配線盤等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

（クローズドコンピュータ通信網契約申込の方法）

第62条 クローズドコンピュータ通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

⑴ クローズドコンピュータ通信網サービスの種別

⑵ ＣＣＮアクセス契約の区別及び区分

⑶ クローズドコンピュータ通信網サービスの品目（カテゴリー１、カテゴリー２のクラス２（タイプ１のプラン３に係るものを除きます。）、クラス４及びクラス５に係るものに限ります。）及び通信又は保守の態様による細目

⑷ クローズドコンピュータ通信網サービスの区別（カテゴリー２（クラス１のタイプ１又はクラス２のタイプ３を除きます。）に係るものに限ります。）

⑸ 利用するＣＣＮゲートウェイ装置の数（カテゴリー１に係るものに限ります。）

⑹ 特定加入者回線又はＤＳＬ回線（カテゴリー２のクラス１のタイプ１又はクラス３に係るものに限ります。）に係る終端の場所

⑺ ＤＳＬ回線（カテゴリー２のクラス１のタイプ１又はクラス３に係るものに限ります。）について特定協定事業者と締結している契約の内容

⑻ ＣＣＮグループ識別共通符号又は所属するＣＣＮグループ識別共通符号

⑼ その他申込みの内容を特定するために必要な事項

２ 前項に規定する申込みがカテゴリー２のクラス１、クラス４、クラス５又はカテ

ゴリー３に係る申込みであった場合、そのカテゴリー２のクラス１、クラス４、クラス５又はカテゴリー３に係るＣＣＮグループに１のＣＣＮセンター契約を締結していただきます。

この場合のＣＣＮセンター契約に係る契約者は、ＣＣＮアクセス契約者と同一の者とします。

３　本条第１項に規定する申込みがカテゴリー２のクラス２（タイプ１、タイプ２又はタイプ３に係るものに限ります。）に係る申込みであった場合、契約者は、別記13の２の⑴に規定する接続契約者回線（イーサネット通信サービス第２種契約又は第５種契約、ネットワークプラットフォームサービスネットワークプラットフォーム契約、ＩＰ伝送サービスＶＰＮ契約又はデータ着信サービス第２種データ着信契約（クラス２に係るものに限ります。）に係る者に限ります。）の契約者及びＣＣＮセンター契約に係る契約者と同一の者とします。

４　本条第１項に規定する申込みがカテゴリー２のクラス２（タイプ４又はタイプ５に係るものに限ります。）に係る申込みであった場合、契約者は、ＣＣＮセンター契約に係る契約者と同一の者とします。

５　本条第１項に規定する申込みがカテゴリー２のクラス３に係る申込みであった場合、契約者は、カテゴリー２のクラス１のタイプ２又はクラス４に規定するＤＳＬ回線又は光アクセス回線の契約者と同一の者とします。

６　本条第１項に規定する申込みがカテゴリー２のクラス５に係る申込みであった場合、契約者は、当社が別に定める契約者と同一の者とします。

７　本条第１項に規定する申込み（カテゴリー２のクラス１、クラス４又はカテゴリー３に係る申込みに限ります。）が新たにＣＣＮグループ識別共通符号によるＣＣＮグループを設ける申込みであるときは、そのＣＣＮグループ識別共通符号に係るドメイン名の申出を契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

８　前項に基づきＣＣＮセンタ契約者からドメイン名の申出があった場合、当社は、その申出のあったドメイン名にクローズドコンピュータ識別番号を割り当てます。

（注）本条第６項に規定する当社が別に定める契約者は、ＩＰ伝送サービス契約約款に係るＩＰ伝送契約者（Ｙ型に係る回線制御装置の予備回線利用機能を利用するものに限ります。）とします。

（クローズドコンピュータ通信網契約申込の承諾）

第63条　当社は、クローズドコンピュータ通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのクローズドコンピュータ通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。

⑴　クローズドコンピュータ通信網サービス（ＣＣＮセンター契約に係る者に限ります。）の申込みをした者が、カテゴリー２又はカテゴリー３に係る契約者と同一の者とならないとき。

⑵　クローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー２（クラス４又はクラス５に係る者を除きます。）又はカテゴリー３（クラス２に係る者を除きます。）に係る者に限ります。）の申込みをした者が、利用回線、ＤＳＬ回線又は光アクセス回線について特定協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。

⑶　そのＤＳＬ回線（カテゴリー２のクラス１又はクラス３若しくはカテゴリー３のクラス１に係る者に限ります。）に係る特定協定事業者の承諾が得られないとき。

⑷　クローズドコンピュータ通信網サービスの申込みの場合に、クローズドコンピュータ通信網契約者が所属するＣＣＮグループの代表者の同意がないとき。

⑸　クローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー２のクラス３に係る者に限ります。）の申込みの場合に、クローズドコンピュータ通信網契約者が所属するＣＣＮグループ回線契約（カテゴリー２のクラス１のタイプ２（プラン４に係るものを除きます。）又はクラス４に係るものに限ります。）が締結されていない

とき。

⑹　クローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー２のクラス３に係る者に限ります。）の申込みをした者が、カテゴリー２のクラス１のタイプ２（プラン４に係るものを除きます。）又はクラス４に係る契約を締結している者と同一の者とならないとき。

⑺　クローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー２のクラス５に係る者に限ります。）の申込みの場合に、当社が別に定める契約が締結されていないとき。

⑻　クローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー２のクラス５に係る者に限ります。）の申込みをした者が、当社が別に定める契約を締結している者と同一の者とならないとき。

⑼　クローズドコンピュータ通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

⑽　クローズドコンピュータ通信網契約の申込みをした者がクローズドコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

⑾　クローズドコンピュータ通信網契約の申込みをした者が、第75条（利用停止）第１項各号又は第３項の規定のいずれかに該当し、ＩＰ通信網サービスの利用を停止されている、又はＩＰ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

⑿　クローズドコンピュータ通信網契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

⒀　その他当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

（注）本条第２項第７号及び第８号に規定する当社が別に定める契約は、ＩＰ伝送サービス契約約款に係るＩＰ伝送契約（Ｙ型に係る回線制御装置の予備回線利用機能を利用するものに限ります。）とします。

（ＣＣＮグループ回線等の変更等）

第63条の２　クローズドコンピュータ通信網契約者は、ＣＣＮグループ回線の追加又は変更（料金表第1表（料金）に規定するカテゴリー２のクラス２のプラン３に係るものを除きます。）及びＣＣＮグループ識別共通符号の変更（ＣＣＮセンター契約に係る者に限ります。）若しくはＣＣＮグループ識別共通符号に係るドメイン名変更（ＣＣＮセンター契約に係る者に限ります。）の請求をすることができます。

２　前項の請求があったときは、当社は、受け付けた順序に従って承諾します。

（最低利用期間）

第64条　クローズドコンピュータ通信網サービスには、料金表第１表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

２　前項の最低利用期間は、クローズドコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して１年間とします。

ただし、料金表第１表（料金）に別に定める場合は、その定めるところによります。

３　クローズドコンピュータ通信網契約者は、前項の最低利用期間内にクローズドコンピュータ通信網契約の解除又はクローズドコンピュータ通信網サービスの品目の変更若しくはＣＣＮゲートウェイ装置の廃止等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第１表に規定する額を支払っていただきます。

（ＣＣＮゲートウェイ装置の増設等）

第65条　クローズドコンピュータ通信網契約者（カテゴリー１に係る者に限ります。）は、クローズドコンピュータ通信網サービスにおいて利用するＣＣＮゲートウェイ装置の増設又は廃止（その数が０となる廃止を除きます。）の請求をすることができます。

２　前項の請求があったときは、当社は、第63条（クローズドコンピュータ通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（外部接続回線の設置）

第65条の２　クローズドコンピュータ通信網契約者（カテゴリー１に係る者に限ります。）は、外部接続回線（ＣＣＮゲートウェイ装置とそのＣＣＮゲートウェイ装置のあるＩＰ通信網サービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいいます。以下同じとします。）の設置の請求をすることができます。この場合において、設置することができる外部接続回線は、１のクローズドコンピュータ通信網契約につき１回線とします。

２　当社は、ＩＰ通信網サービス取扱所内において、配線盤等を設置し、これを外部接続回線の終端とします。

３　第１項の請求があったときは、当社は、第63条（クローズドコンピュータ通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（ＧＷ二重化）

第65条の３　クローズドコンピュータ通信網契約者（カテゴリー１に係る者に限ります。）は、通常契約に付加して二重化付加契約を締結することにより、ＧＷ二重化（ＣＣＮゲートウェイ装置（外部接続回線を設置する場合はＣＣＮゲートウェイ装置及び外部接続回線とします。）を二重化することをいいます。以下同じとします。）を行うことができます。この場合、通常契約及び二重化付加契約における品目等に係る条件については、次のとおりとします。

⑴　品目及び通信又は保守の態様による細目は、通常契約と二重化付加契約とで同一としていただきます。

⑵　利用するＣＣＮゲートウェイ装置の数は、通常契約と二重化付加契約とで同数としていただきます。

⑶　外部接続回線の設置の有無を通常契約と二重化付加契約とで統一していただきます。

（アクセス回線二重化）

第65条の３の２　クローズドコンピュータ通信網契約者（カテゴリー２のクラス２のタイプ４若しくはタイプ５又はカテゴリー３のタイプ４に係る者に限ります。）は、通常契約に付加して二重化付加契約を締結することにより、アクセス回線二重化を行うことができます。この場合、通常契約及び二重化付加契約における品目等に係る条件については、次のとおりとします。

⑴　品目及び通信の態様による細目は、通常契約と二重化付加契約とで同一としていただきます。

⑵　通常契約に付加する二重化付加契約に係る契約者は、通常契約者と同一の者としていただきます。

（他社接続契約者回線等の契約の解除等に伴うクローズドコンピュータ通信網契約の扱い）

第65条の３の３　当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者からそのクローズドコンピュータ通信網契約（カテゴリー２のクラス３に係るものに限ります。）が所属するＣＣＮグループに係る他社接続契約者回線（カテゴリー２のクラス１のタイプ２に係るものに限ります。）の契約について、契約の解除があった旨の申出があったとき又はその事実を知ったときは、そのクローズドコンピュータ通信網契約（カテゴリー２のクラス３に係るものに限ります。）を解除します。

２　当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者（カテゴリー２のクラス５に係るものに限ります。）から、当社が別に定める契約について、契約の解除があった旨の申出があったとき又はその事実を知ったときは、そのクローズドコンピュータ通信網契約（カテゴリー２のクラス５に係るものに限ります。）を解除します。

（注）本条第２項に規定する当社が別に定める契約は、ＩＰ伝送サービス契約約款に係るＩＰ伝送契約（Ｙ型に係る回線制御装置の予備回線利用機能を利用するものに限ります。）とします。

（その他の提供条件）

第65条の４　品目の変更、その他の契約内容の変更、権利の譲渡の禁止、クローズドコンピュータ通信網契約者が行うクローズドコンピュータ通信網契約の解除及び当社が行うクローズドコンピュータ通信網契約の解除に関する取扱いについては、第１種契約の場合に準ずるものとします。

２　前項に規定するほか、クローズドコンピュータ通信網契約に関するその他の提供条件については、別記３及び別記４に定めるところによります。

第８節　第１種データ着信サービスに係る契約

（第１種データ着信契約申込の方法）

第66条　第１種データ着信契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

⑴　第１種データ着信サービスの通信又は保守の態様による細目

⑵　データ利用回線からの着信を受けるものにあっては、着信ポートの数

⑶　加入者回線に係る終端の場所

⑷　その他申込みの内容を特定するために必要な事項

（第１種データ着信契約申込の承諾）

第67条　当社は、第１種データ着信契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第１種データ着信契約の申込みを承諾しないことがあります。

⑴　第１種データ着信サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

⑵　第１種データ着信契約の申込みをした者が第１種データ着信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

⑶　第１種データ着信契約の申込みをした者が、第75条（利用停止）第１項各号又は第３項の規定のいずれかに該当し、ＩＰ通信網サービスの利用を停止されている、又はＩＰ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

⑷　第１種データ着信契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

⑸　その他当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

（最低利用期間）

第68条　第１種データ着信サービスには、料金表第１表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

２　前項の最低利用期間は、第１種データ着信サービスの提供を開始した日から起算して１年間とします。

３　第１種データ着信契約者は、前項の最低利用期間内に第１種データ着信契約の解除又は第１種データ着信サービスの通信又は保守の態様による細目の変更、着信ポートの廃止があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第１表に規定する額を支払っていただきます。

（データ着信番号）

第68条の２　当社は、１の第１種データ着信契約（データ利用回線からの着信に係るものに限ります。）ごとにデータ着信番号（データ利用回線からの着信を受けるための番号をいいます。以下同じとします。）を定めます。

２　当社は、第１種データ着信契約者から請求があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、データ着信番号の変更を行います。

３　前項の請求があったときは、当社は、第67条（第１種データ着信契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

４　当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、データ着信番号を変更することがあります。

５　前項の規定により、データ着信番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第１種データ着信契約者に通知します。
６　前５項に規定するほか、データ着信番号について料金表第１表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
（着信ポート等の追加等）
第69条　第１種データ着信契約者は、着信ポートとの接続に係る電気通信回線の追加又は廃止（その数が０となる廃止を除きます。）若しくは品目等による区別の変更の請求をすることができます。
２　前項の請求があったときは、当社は、第67条（第１種データ着信契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。
（その他の提供条件）
第69条の２　その他の契約内容の変更、権利の譲渡の禁止、第１種データ着信契約者が行う第１種データ着信契約の解除及び当社が行う第１種データ着信契約の解除に関する取扱いについては、第１種契約の場合に準ずるものとし、通信又は保守の態様による細目の変更に関する取扱いについては、第２種契約の場合に準ずるものとし、契約の単位、加入者回線の終端、第１種データ着信サービス区域、加入者回線の収容及び加入者回線の移転に関する取扱いについては、第３種契約の場合に準ずるものとします。
２　前項に規定するほか、第１種データ着信契約に関するその他の提供条件については、別記３及び別記４に定めるところによります。

第８節の２　第２種データ着信サービスに係る契約
（契約の単位）
第69条の２の２　第２種データ着信サービスに係る契約の単位は次のとおりとします。
⑴　料金表第１表に定めるクラス１及びクラス２の場合
契約者回線１回線ごとに１の第２種データ着信契約を締結します。
⑵　料金表第１表に定めるクラス３の場合
１の電気通信番号（電気通信番号規則（平成９年郵政省令第82号）に基づき使用されるものをいいます。以下、本節において同じとします。）ごとに１の第２種データ着信契約を締結します。
（第２種データ着信契約申込の方法）
第69条の３　第２種データ着信契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に提出していただきます。
⑴　第２種データ着信サービスの通信又は保守の態様による細目
⑵　データ利用回線からの着信を受けるものにあっては、着信ポートの数
⑶　契約者回線に係る終端の場所
⑷　電気通信番号
⑸　その他申込みの内容を特定するために必要な事項
（最低利用期間）
第69条の３の２　第２種データ着信サービス（料金表第１表に定めるクラス３に係るものを除きます。以下、本条において同じとします。）には、料金表第１表に定めるところにより最低利用期間があります。
２　前項の最低利用期間は、第２種データ着信サービスの提供を開始した日から起算して１年間とします。
３　第２種データ着信契約者は、前項の最低利用期間内に第２種データ着信契約の解除又は第２種データ着信サービスの通信又は保守の態様による細目の変更若しくは着信ポートの廃止があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第１表に規定する額を支払っていただきます。

（その他の提供条件）

第69条の４　その他の契約内容の変更、権利の譲渡の禁止、第２種データ着信契約者が行う第２種データ着信契約の解除及び当社が行う第２種データ着信契約の解除に関する取扱いについては、第１種契約の場合に準ずるものとし、通信又は保守の態様による細目の変更に関する取扱いについては、第２種契約の場合に準ずるものとし、契約者回線の終端及び契約者回線の収容に関する取扱いについては、第５種契約の場合に準ずるものとし、第２種データ着信契約申込の承諾、データ着信番号及び着信ポート等の追加等に関する取扱いについては、第１種データ着信契約の場合に準ずるものとします。

２　前項に規定するほか、第２種データ着信契約に関するその他の提供条件については、別記３及び別記４に定めるところによります。

第８節の３　データ発信サービスに係る契約

（データ発信契約の締結）

第69条の５　特定協定事業者（別記１の２の⑴、⑸及び⑹に掲げる者に限ります。以下この条において同じとします。）と電話等契約を締結したとき又は電話等加入権（電話等契約者（特定協定事業者と電話等契約を締結した者をいいます。以下同じとします。）がその契約に基づき、特定協定事業者の電気通信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡を受けたときは、その電話等契約者は、当社とデータ発信契約を締結したこととなります。

ただし、その電話等契約の申込みが承諾されたとき又は電話等加入権の譲渡が承認されたときにデータ発信契約を締結しない旨の意思表示をした電話等契約者については、この限りでありません。

２　前項ただし書きその他この約款中の規定により、現に当社とデータ発信契約を締結していない電話等契約者がデータ発信サービスを利用しようとするときは、あらかじめその旨を契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に申し込み、データ発信契約を締結していただきます。

ただし、次の場合には、当社はそのデータ発信契約の申込みを承諾しないことがあります。

⑴　その申込みをした者が、データ発信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

⑵　その申込みをした者が、第75条（利用停止）第１項各号又は第３項の規定のいずれかに該当し、ＩＰ通信網サービスの利用を停止されている、又はＩＰ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

⑶　その申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した申込書を提出したとき。

⑷　その他当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

（電話等加入権の譲渡に伴うデータ発信契約の扱い）

第69条の６　当社は、データ発信契約者が、特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところにより電話等加入権の譲渡の承認を請求し、その承認を受けたときは、そのデータ発信契約を解除します。

（特定協定事業者の契約の解除等に伴うデータ発信契約の扱い）

第69条の７　当社は、データ発信契約者からそのデータ発信契約に係るデータ利用回線について、契約の解除若しくは利用休止があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、そのデータ発信契約を解除します。

ただし、データ利用回線に係る契約を解除又は利用休止すると同時にその契約に相当する契約を締結した場合であって、そのデータ発信契約者からデータ発信契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りでありません。

２　前項に規定するほか、当社は、データ発信契約者とそのデータ発信契約に係るデータ利用回線について特定協定事業者と契約を締結している者が同一の者でないこ

とについて、その事実を知ったときは、そのデータ発信契約を解除することがあります。

（その他の提供条件）

第69条の８　権利の譲渡の禁止、データ発信契約者が行うデータ発信契約の解除及び当社が行うデータ発信契約の解除に関する取扱いについては、第１種契約の場合に準ずるものとします。

２　前項に規定するほか、データ発信契約に関するその他の提供条件については、別記３に定めるところによります。

第８節の４　第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス及び第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係る契約

（第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの種類）

第69条の８の２　第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスには、次の種類があります。

区　分	内　　容
カテゴリー１	カテゴリー２以外のもの
カテゴリー２	別記11の４に定める端末設備を利用するものであって、あらかじめ第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者が料金表第1表（料金）に規定するプランを選択するもの

２　第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスには、次の区別があります。

区　分	内　　容
クラス１	当社がＩＰ通信網内に設置した交換設備によりボイスモードに係る通信の伝送交換を行うもの
クラス２	クラス１以外のもの
備考　クラス２については、カテゴリー１に限り提供します。	

（第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの区別）

第69条の９　第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス（クラス１に係るものに限ります。）には、次の区別があります。

区　　別	内　　容
タイプ１	そのオンネットグループに係るＶｏＩＰ利用回線又はイーサネット利用回線との間の通信、ダイヤルアウト及び当社が別に定める電気通信回線との間の通信を行うことができるもの
タイプ２	ダイヤルアウト及び当社が別に定める電気通信回線との間の通信を行うことができるもの
タイプ３	そのオンネットグループに係るＶｏＩＰ利用回線又はイーサネット利用回線との間の通信に限り行うことができるもの
備考　第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係る通信の品質については、その第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスのＶｏＩＰ利用回線に係る電気通信サービスの利用形態等により変動する場合があります。	

（第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの契約の単位）

第69条の10　当社は、１のＶｏＩＰ利用回線に係る第６種契約につき１の第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約を締結します。この場合、第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者は、１の第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約につき１人に限ります。

（第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約申込の方法）

第69条の11　第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みをするときは、次に掲げる

事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

⑴　第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの種類

⑵　第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの区別

⑶　通信チャネルの数（登録できる通信チャネルの数については、当社が別に定めるところによります。）

⑷　タイプ１又はタイプ３に係る第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みの場合は、所属する１のオンネットグループ（以下「所属オンネットグループ」といいます。）

⑸　その他申込みの内容を特定するために必要な事項

２　前項の場合において、その申込みが新たにオンネットグループを設ける申込みであるときは、そのオンネットグループの代表者を定めて契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

（第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約申込の承諾）

第69条の12　当社は、第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は、前項の申込があった場合、第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込み者が、当社の推奨するボイスハードウェア（ＶｏＩＰサービスを利用するために必要な自営端末設備をいいます。以下同じとします。）及びファームウェア（ボイスハードウェアを制御するソフトウェアをいいます。以下同じとします）を使用することを条件として、その請求を承諾します。

３　当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みを承諾しないことがあります。

⑴　第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みをした者が、ＶｏＩＰ利用回線に係る第６種契約者と同一の者とならないとき。

⑵　第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

⑶　第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みをした者が、第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

⑷　第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みをした者が、第75条（利用停止）第１項各号の規定のいずれかに該当し、ＩＰ通信網サービスの利用を停止されている、又はＩＰ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

⑸　第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

⑹　タイプ１又はタイプ３に係る第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みの場合に、所属オンネットグループの代表者の同意がないとき。

⑺　第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みをした者が、別記４の２（ＩＰ通信網サービスにおける禁止事項）に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。

⑻　その他当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

（注）本条第２項に規定するボイスハードウェアは契約別にそれぞれ異なるものとします。

（第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者のオンネット番号の指定）

第69条の13　第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（タイプ１又はタイプ３に係る者に限ります。以下この条において同じとします。）は、所属オンネットグループの代表者の同意を得て、当社が別に定めるところにより、オンネット番号（そのオンネットグループに係るＶｏＩＰ利用回線又はイーサネット利用回線からそのＶｏＩＰ利用回線又はイーサネット利用回線への通信に利用される番号をいいます。以下同じとします。）を指定していただきます。

２　前項に規定する、契約者が指定するオンネット番号の数は料金表第1表（料金）に定めるところによります。
３　第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者は、オンネット番号を変更することができます。この場合の取扱いは、前項の規定に準ずるものとします。
４　オンネット番号の桁数等は、１のオンネットグループごとに当社がそのオンネットグループの代表者と協議して定めます。
（第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者のＩＰ電話番号）
第69条の14　当社は、第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約（タイプ１又はタイプ２に係るものに限ります。）ごとにＩＰ電話番号（電気通信番号規則（平成９年郵政省令第82号）第10条第２号に定める電気通信番号をいいます。以下同じとします。）を定めます。
２　前項に規定する、契約者が指定するＩＰ電話番号の数は料金表第1表（料金）に定めるところによります。
３　当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、ＩＰ電話番号を変更することがあります。
４　前項の規定により、ＩＰ電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に通知します。
（第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者の区別の変更）
第69条の15　第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者は、第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの区別の変更の請求をすることができます。
２　前項の請求があったときは、当社は、第69条の11（第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約申込の方法）及び第69条の12（第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。
（第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者の通信チャネル数の変更）
第69条の16　第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（カテゴリー１に係る者に限ります。）は、通信チャネルの数の変更の請求をすることができます。
２　前項の請求があったときは、当社は、第69条の12（第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。
（第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者の所属オンネットグループの変更）
第69条の17　第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（タイプ１又はタイプ３に係る者に限ります。）は、所属オンネットグループの変更の請求をすることができます。
２　前項の請求があったときは、当社は、第69条の11（第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約申込の方法）及び第69条の12（第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。
（第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者の発信番号通知）
第69条の18　オンネットグループに係るＶｏＩＰ利用回線相互間及びＶｏＩＰ利用回線とイーサネット利用回線相互間の通信については、発信元のオンネット番号を着信先へ通知します。
２　前項に規定する通信以外の通信については、発信元のＩＰ電話番号を着信先へ通知します。
３　前２項の規定にかかわらず、次の場合には、オンネット番号又はＩＰ電話番号を通知しません。
⑴　通信の発信に先立ち、「１８４」をダイヤルし、又は番号を通知しない旨の信号を送出したとき。
⑵　料金表第１表（料金）に規定する発信番号非通知機能の提供を受けているとき（通信の発信に先立ち、「１８６」をダイヤルし、又は番号を通知する旨の信号を送出した場合を除きます。）。
（ＶｏＩＰ利用回線の契約の解除等に伴う第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の扱い）
第69条の19　当社は、第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者からその第１種シェアー

ドＩＰ－ＰＢＸ契約のＶｏＩＰ利用回線に係る第６種契約について、契約の解除があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約を解除します。

２　前項に規定するほか、当社は、第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者とその第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約のＶｏＩＰ利用回線に係る第６種契約者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約を解除することがあります。

（第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係るその他の提供条件）

第69条の20　その他の契約内容の変更、権利の譲渡の禁止、第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者が行う第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の解除及び当社が行う第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の解除に関する取扱いについては、第１種契約の場合に準ずるものとします。

２　前項に規定するほか、第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に関するその他の提供条件については、別記３及び別記４に定めるところによります。

（第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの種類）

第69条の20の２　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスには、次の種類があります。

区　分	内　　容
カテゴリー１	カテゴリー２以外のもの
カテゴリー２	当社が別に定める端末設備を利用するものであって、あらかじめ第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者がその端末設備で利用するチャネル数を選択するもの

（第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの区別）

第69条の20の２の２　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスには、次の区別があります。

区　　別	内　　容
タイプ１	そのオンネットグループに係るＶｏＩＰ利用回線又はイーサネット利用回線との間の通信、ダイヤルアウト及び当社が別に定める電気通信回線との間の通信を行うことができるもの
タイプ２	ダイヤルアウト及び当社が別に定める電気通信回線との間の通信を行うことができるもの
タイプ３	そのオンネットグループに係るＶｏＩＰ利用回線又はイーサネット利用回線との間の通信に限り行うことができるもの
備考　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係る通信の品質については、その第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスのイーサネット利用回線に係る電気通信サービスの利用形態等により変動する場合があります。	

（第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの契約の単位）

第69条の20の３　当社は、１のイーサネット利用回線につき１の第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約を締結します。この場合、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者は、１の第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約につき１人に限ります。

（第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスのイーサネット契約者回線の収容等）

第69条の20の４　当社は、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係るイーサネット契約者回線を、そのイーサネット契約者回線（当社が別に定める契約者回線に係るものに限ります。）の終端のあるＩＰ通信網サービス取扱所（当社が指定するものに限ります。）の交換設備等に収容します。

２　前項の場合において、その申込みが新たにイーサネット契約者回線接続グループ

を設ける申込みであるときは、そのイーサネット契約者回線接続グループの代表者を定めて契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

３　前項の規定による代表者は、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係る同時接続チャネル数の申出をするものとします。

なお、同時接続チャネル数を超える数の同時接続を行うことはできません。

４　当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他のＩＰ通信網サービス取扱所の交換設備等への収容の変更を行うことがあります。

（第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約申込の方法）

第69条の20の５　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

⑴　所属する１のイーサネット契約者回線接続グループ（以下「所属イーサネット契約者回線接続グループ」といいます。）

⑵　イーサネット契約者回線（当社が別に定める契約者回線に係るものに限ります。）の品目（所属イーサネット契約者回線接続グループの代表者に限ります。）

⑶　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの種類

⑷　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの区別

⑸　通信チャネルの数（登録できる通信チャネルの数については、当社が別に定めるところによります。）

⑹　同時接続する通信チャネルの数（所属イーサネット契約者回線接続グループの代表者に限ります。）

⑺　タイプ１又はタイプ３に係る第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みの場合は、所属する１のオンネットグループ（以下「所属オンネットグループ」といいます。）

⑻　その他申込みの内容を特定するために必要な事項

２　前項の場合において、その申込みが新たにオンネットグループを設ける申込みであるときは、そのオンネットグループの代表者を定めて契約事務を行うＩＰ 通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

（第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約申込の承諾）

第69条の20の６　当社は、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は、前項の申込があった場合、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込み者が、当社の推奨するボイスハードウェア及びファームウェアを使用することを条件として、その請求を承諾します。

３　当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みを承諾しないことがあります。

⑴　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みをした者が、イーサネット利用回線に係る契約者と同一の者とならないとき。

⑵　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

⑶　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みをした者が、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

⑷　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みをした者が、第75条（利用停止）第１項各号の規定のいずれかに該当し、ＩＰ通信網サービスの利用を停止されている、又はＩＰ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

⑸　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

⑹　タイプ１又はタイプ３に係る第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みの場

合に、所属オンネットグループの代表者の同意がないとき。

⑺　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みをした者が、別記４の２（ＩＰ通信網サービスにおける禁止事項）に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。

⑻　その他当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

（第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの最低利用期間）

第69条の20の７　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス（イーサネット契約者回線接続グループの代表者に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）には、料金表第１表（料金）第１（利用料）に定めるところにより最低利用期間があります。

２　前項の最低利用期間は、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの提供を開始した日から起算して１年間とします。

３　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者は、前項の最低利用期間内に第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第１表第１に規定する額を支払っていただきます。

（第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者のオンネット番号の指定）

第69条の20の８　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（タイプ１又はタイプ３に係る者に限ります。以下この条において同じとします。）は、所属オンネットグループの代表者の同意を得て、当社が別に定めるところにより、オンネット番号を指定していただきます。

２　前項に規定する、契約者が指定するオンネット番号の数は料金表第1表（料金）に定めるところによります。

３　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者は、オンネット番号を変更することができます。

４　オンネット番号の桁数等は、１のオンネットグループごとに当社がそのオンネットグループの代表者と協議して定めます。

（第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスのＩＰ電話番号）

第69条の20の９　当社は、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約（タイプ１又はタイプ２に係るものに限ります。）ごとにＩＰ電話番号を定めます。

２　前項に規定する、契約者が指定するＩＰ電話番号の数は料金表第1表（料金）に定めるところによります。

３　当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、ＩＰ電話番号を変更することがあります。

４　前項の規定により、ＩＰ電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に通知します。

（第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの区別の変更）

第69条の20の10　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者は、シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの区別の変更の請求をすることができます。

２　前項の請求があったときは、当社は、第69条の20の５（第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約申込の方法）及び第69条の20の６（第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの通信チャネル数の変更）

第69条の20の11　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（カテゴリー１に係る者に限ります。）は、通信チャネルの数又は同時接続のチャネルの数の変更の請求をすることができます。

２　前項の請求があったときは、当社は、第69条の20の６（第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの所属オンネットグループの変更）

第69条の20の12　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（タイプ１又はタイプ３に係る者に限ります。）は、所属オンネットグループの変更の請求をすることができます。

２　前項の請求があったときは、当社は、第69条の20の５（第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約申込の方法）及び第69条の20の６（第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

３　前２項の規定にかかわらず、次の場合には、オンネット番号又はＩＰ電話番号を通知しません。

⑴　通信の発信に先立ち、「１８４」をダイヤルし、又は番号を通知しない旨の信号を送出したとき。

⑵　料金表第１表（料金）に規定する発信番号非通知機能の提供を受けているとき（通信の発信に先立ち、「１８６」をダイヤルし、又は番号を通知する旨の信号を送出した場合を除きます。）。

（第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの発信番号通知）

第69条の20の13　オンネットグループに係るイーサネット利用回線相互間及びイーサネット利用回線とＶｏＩＰ利用回線相互間の通信については、発信元のオンネット番号を着信先へ通知します。

２　前項に規定する通信以外の通信については、発信元のＩＰ電話番号を着信先へ通知します。

（イーサネット利用回線の契約の解除等に伴う第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の扱い）

第69条の20の14　当社は、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者からその第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約のイーサネット利用回線について、契約の解除があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約を解除します。

２　前項に規定するほか、当社は、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者とその第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約のイーサネット利用回線の契約者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約を解除することがあります。

（第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの所属イーサネット契約者回線接続グループの変更）

第69条の20の15　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者は、イーサネット契約者回線接続グループの変更の請求をすることができます。

２　前項の請求があったときは、当社は、第69条の20の５（第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約申込の方法）及び第69条の20の６（第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスのその他の提供条件）

第69条の20の16　その他の契約内容の変更、権利の譲渡の禁止、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者が行う第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の解除及び当社が行う第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の解除に関する取扱いについては、第１種契約の場合に準ずるものとします。

２　前項に規定するほか、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に関するその他の提供条件については、別記３及び別記４に定めるところによります。

（第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの種類）

第69条の20の16の２　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスには、次の種類があります。

区　　分	内　　容
カテゴリー１	ＶｏＩＰ利用回線（第６種契約に係るものに限ります。）を使用して第４条の２（ＩＰ通信網サービスの通信モード）に規定するボイスモードの通信を行うことができるＩＰ通信網サービス
カテゴリー２	イーサネット利用回線を使用して第４条の２に規定するボイスモー

	ドの通信を行うことができるＩＰ通信網サービスであって、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス以外のもの
カテゴリー３	ＶｏＩＰ利用回線（クローズドコンピュータ通信網契約に係るものに限ります。）を使用して第４条の２に規定するボイスモードの通信を行うことができるＩＰ通信網サービス
カテゴリー４	ＩＰ－ＶＰＮ利用回線を使用して第４条の２に規定するボイスモードの通信を行うことができるＩＰ通信網サービス

（第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの区別）

第69条の20の16の３　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス（カテゴリー１に係るものに限ります。）には、次の区別があります。

区　　別	内　　容
タイプ２	そのオンネットグループに係るＶｏＩＰ利用回線との間の通信及びダイヤルアウト通信を行うことができるもの
タイプ４	当社が別に定める専用のソフトウェアを利用してそのオンネットグループに係るＶｏＩＰ利用回線との間の通信及びダイヤルアウト通信を行うことができるもの

備考

１　タイプ２に係る第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者については、次のプランのいずれかを選択するものとします。

区　　別	内　　容
プラン１	そのオンネットグループに係るＶｏＩＰ利用回線との間の通信が可能なもの。
プラン２	プラン１以外のもの

２　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係る通信の品質については、その第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスのＶｏＩＰ利用回線に係る電気通信サービスの利用形態等により変動する場合があります。

３　本欄の表に定めるほか、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者は、あらかじめ申出のあった他のオンネットグループに係るＶｏＩＰ利用回線若しくはイーサネット利用回線又はＩＰ－ＶＰＮ利用回線との間の通信を行うことができます。

４　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者が利用することができる端末設備は、その区分ごとに当社が別に定めるところによります。

２　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス（カテゴリー２に係るものに限ります。）には、次の区別があります。

区　　別	内　　容
タイプ１	そのオンネットグループに係るイーサネット利用回線との間の通信及びダイヤルアウト通信を行うことができるもの
タイプ２	そのオンネットグループに係るイーサネット利用回線との間の通信及びダイヤルアウト通信を行うことができるものであってタイプ１以外のもの
タイプ３	イーサネット利用回線を利用してダイヤルアウト通信を行うことができるもの
タイプ４	当社が別に定める専用のソフトウェアを利用してそのオンネットグループに係るイーサネット利用回線との間の通信及びダイヤルアウト通信を行うことができるもの

備考 １　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係る通信の品質については、その第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスのイーサネット利用回線に係る電気通信サービスの利用形態等により変動する場合があります。 ２　本欄の表に定めるほか、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（タイプ３に係る者を除きます。）は、あらかじめ申出のあった他のオンネットグループに係るＶｏＩＰ利用回線若しくはイーサネット利用回線又はＩＰ－ＶＰＮ利用回線との間の通信を行うことができます。 ３　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者が利用することができる端末設備は、その区分ごとに当社が別に定めるところによります。

３　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス（カテゴリー３に係るものに限ります。）には、次の区別があります。

区　　別	内　　容
タイプ１	そのオンネットグループに係るＶｏＩＰ利用回線との間の通信及びダイヤルアウト通信を行うことができるもの
タイプ２	そのオンネットグループに係るＶｏＩＰ利用回線との間の通信及びダイヤルアウト通信を行うことができるものであってタイプ１以外のもの
タイプ４	当社が別に定める専用のソフトウェアを利用してそのオンネットグループに係るＶｏＩＰ利用回線との間の通信及びダイヤルアウト通信を行うことができるもの
備考 １　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係る通信の品質については、その第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスのＶｏＩＰ利用回線に係る電気通信サービスの利用形態等により変動する場合があります。 ２　本欄の表に定めるほか、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者は、あらかじめ申出のあった他のオンネットグループに係るＶｏＩＰ利用回線若しくはイーサネット利用回線又はＩＰ－ＶＰＮ利用回線との間の通信を行うことができます。 ３　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者が利用することができる端末設備は、その区分ごとに当社が別に定めるところによります。	

４　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス（カテゴリー４に係るものに限ります。）には、次の区別があります。

区　　別	内　　容
タイプ１	そのオンネットグループに係るＩＰ－ＶＰＮ利用回線との間の通信及びダイヤルアウト通信を行うことができるもの
タイプ２	そのオンネットグループに係るＩＰ－ＶＰＮ利用回線との間の通信及びダイヤルアウト通信を行うことができるものであってタイプ１以外のもの
タイプ３	ＩＰ－ＶＰＮ利用回線を利用してダイヤルアウト通信を行うことができるもの
タイプ４	当社が別に定める専用のソフトウェアを利用してそのオンネットグループに係るＩＰ－ＶＰＮ利用回線との間の通信及びダイヤルアウト通信を行うことができるもの

備考 １　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係る通信の品質については、その第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスのＩＰ－ＶＰＮ利用回線に係る電気通信サービスの利用形態等により変動する場合があります。 ２　本欄の表に定めるほか、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者は、あらかじめ申出のあった他のオンネットグループに係るＶｏＩＰ利用回線若しくはイーサネット利用回線又はＩＰ－ＶＰＮ利用回線との間の通信を行うことができます。 ３　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者が利用することができる端末設備は、その区分ごとに当社が別に定めるところによります。

（第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの契約の単位）

第69条の20の16の４　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの契約の単位は、次のとおりとします。

⑴　カテゴリー１の場合

当社は、１のＶｏＩＰ利用回線に係る第６種契約につき１の第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約を締結します。

⑵ カテゴリー２の場合

当社は、１のイーサネット利用回線につき１の第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約を締結します。

⑶　カテゴリー３の場合

当社は、１のＶｏＩＰ利用回線に係るクローズドコンピュータ通信網契約につき１の第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約を締結します。

⑷ カテゴリー４の場合

当社は、１のＩＰ－ＶＰＮ利用回線につき１の第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約を締結します。

２ 前項の場合、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者は、１の契約につき１人に限ります。

（第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約申込の方法）

第69条の20の16の５　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

⑴　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの種類

⑵　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの区別

⑶　通信チャネルの数（登録できる通信チャネルの数については、当社が別に定めるところによります。）

⑷　外線同時接続チャネル数

⑸　カテゴリー１（タイプ２のプラン２に係るものを除きます。）、カテゴリー２、カテゴリー３又はカテゴリー４に係る第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みの場合は、所属する１のオンネットグループ（以下「所属オンネットグループ」といいます。）

⑹　イーサネット契約者回線（当社が別に定める契約者回線に係るものに限ります。）の品目（所属イーサネット契約者回線接続グループの代表者に限ります。）

⑺　所属イーサネット契約者回線接続グループ

⑻　その他申込みの内容を特定するために必要な事項

２　前項の場合において、その申込みが新たにオンネットグループを設ける申込みであるときは、そのオンネットグループの代表者を定めて契約事務を行うＩＰ 通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

３ 前項の規定による代表者（カテゴリー２、カテゴリー３又はカテゴリー４に係る者に限ります。）は、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係る外線同時接続チャネル数の申出をするものとします。

なお、外線同時接続チャネル数を超える数の同時接続（オンネットグループ内の通

信を除きます。）を行うことはできません。

（第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスのイーサネット契約者回線の収容等）

第69条の20の16の６　当社は、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係るイーサネット契約者回線を、そのイーサネット契約者回線（当社が別に定める契約者回線に係るものに限ります。）の終端のあるＩＰ通信網サービス取扱所（当社が指定するものに限ります。）の交換設備等に収容します。

２　前項の場合において、その申込みが新たにイーサネット契約者回線接続グループを設ける申込みであるときは、そのイーサネット契約者回線接続グループの代表者を定めて契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

３　当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他のＩＰ通信網サービス取扱所の交換設備等への収容の変更を行うことがあります。

（第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約申込の承諾）

第69条の20の16の７　当社は、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は、前項の申込があった場合、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込み者が、当社の推奨するボイスハードウェア及びファームウェア並びに当社が別に定めるソフトウェア（ＶｏＩＰサービスを利用するために必要な自営端末設備であってコンピュータプログラム等の形態をとるものをいいます。以下同じとします。）を使用することを条件として、その請求を承諾します。

３　当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みを承諾しないことがあります。

⑴　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みをした者が、ＶｏＩＰ利用回線に係る第６種契約者若しくはクローズドコンピュータ通信網契約者、イーサネット利用回線又はＩＰ－ＶＰＮ利用回線に係る契約者と同一の者とならないとき。

⑵　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

⑶　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みをした者が、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

⑷　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みをした者が、第75条（利用停止）第１項各号の規定のいずれかに該当し、ＩＰ通信網サービスの利用を停止されている、又はＩＰ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

⑸　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

⑹　カテゴリー１のタイプ２（プラン１に限ります。）若しくはタイプ４、カテゴリー２のタイプ１、タイプ２若しくはタイプ４、カテゴリー３のタイプ１、タイプ２若しくはタイプ４又はカテゴリー４のタイプ１、タイプ２若しくはタイプ４に係る第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みの場合に、所属オンネットグループの代表者の同意がないとき。

⑺　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みをした者が、別記４の２（ＩＰ通信網サービスにおける禁止事項）に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。

⑻　その他当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

（第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの最低利用期間）

第69条の20の16の８　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス（カテゴリー２のイーサネット契約者回線接続グループの代表者に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）には、料金表第１表（料金）第１（利用料）に定めるところにより最低利用期間があります。

２　前項の最低利用期間は、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの提供を開始した

日から起算して１年間とします。
３ 第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者は、前項の最低利用期間内に第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第１表第１に規定する額を支払っていただきます。
（第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者のオンネット番号の指定）
第69条の20の16の９　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（カテゴリー１のタイプ２のプラン２に係る者を除きます。）は、所属オンネットグループの代表者の同意を得て、当社が別に定めるところにより、料金表第1表（料金）に規定するオンネット番号を指定していただきます。
２ 前項に規定する、契約者が指定するオンネット番号の数は料金表第1表（料金）に定めるところによります。
３ 第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者は、オンネット番号を変更することができます。この場合の取扱いは、前項の規定に準ずるものとします。
４ オンネット番号の桁数等は、１のオンネットグループごとに当社がそのオンネットグループの代表者と協議して定めます。
（第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者のＩＰセントレックス番号）
第69条の20の16の10　当社は、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約ごとにＩＰセントレックス番号（当社若しくは別記１の２の⑴に規定する特定協定事業者が付与する電気通信番号規則第９条第１号に定める電気通信番号（第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約（カテゴリー２又はカテゴリー４に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）又はＩＰ電話番号のことをいいます。以下同じとします。）を定めます。
２ 当社は、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者から請求があったときは、１の第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に複数のＩＰセントレックス番号を提供します。
　ただし、契約者が指定するＩＰセントレックス番号の数は料金表第1表（料金）に定めるところによります。
３ 前項の請求があったときは、当社は、第69条の20の16の７（第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。
４ 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、ＩＰセントレックス番号を変更することがあります。
５ 前項の規定により、ＩＰセントレックス番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に通知します。
６ 第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者がＩＰセントレックス番号（ＩＰ電話番号を除きます。以下、本項において同じとします。）を利用する場合は、次に掲げる利用上の条件があります。
⑴　ＩＰセントレックス番号を利用する自営端末の設置場所において、緊急通報が可能な通信手段を用意する必要があります。
⑵　当社は、前号に規定する設置拠点において緊急通報が可能な通信手段が確保されていないことが判明した場合、ＩＰセントレックス番号を廃止することがあります。
⑶　当社は、ＩＰセントレックス番号を利用する第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者が、イーサネット利用回線又はＩＰ－ＶＰＮ利用回線の終端の場所を変更した場合、ＩＰセントレックス番号を廃止します。
⑷　ＩＰセントレックス番号を利用するアクセス回線の種類、品目及び通信の品質について、当社が別に定める条件があります。
（第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者の区別の変更）
第69条の20の16の11　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者は、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの区別の変更の請求をすることができます。
２ 前項の請求があったときは、当社は、第69条の20の16の７（第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。
（第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者の通信チャネル数の変更）
第69条の20の16の12　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者は、通信チャネルの数の

変更の請求をすることができます。
２ 前項の請求があったときは、当社は、第69条の20の16の７（第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。
（第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者の所属オンネットグループの変更）
第69条の20の16の13　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者は、所属オンネットグループの変更の請求をすることができます。
２ 前項の請求があったときは、当社は、第69条の20の16の７（第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。
（第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者の発信番号通知）
第69条の20の16の14　オンネットグループ（あらかじめ申出のあった他のオンネットグループ（それに相当するものを含みます。）を含みます。）に係るＶｏＩＰ利用回線相互間、イーサネット利用回線相互間、ＩＰ－ＶＰＮ利用回線相互間並びにＶｏＩＰ利用回線、イーサネット利用回線及びＩＰ－ＶＰＮ利用回線相互間の通信（当社が別に定めるものを除きます。）については、発信元のオンネット番号を着信先へ通知します。
２ 前項に規定する通信以外の通信については、発信元のＩＰセントレックス番号を着信先へ通知します。ただし、料金表第１表（料金）に規定する特定番号通知機能の提供を受けているときは、当社の電話等サービス契約約款において当社が付与する着信課金番号又は特定着信番号を着信先へ通知します。
３ 前２項の規定にかかわらず、次の場合には、オンネット番号、ＩＰセントレックス番号又は当社の電話等サービス契約約款において当社が付与する着信課金番号若しくは特定着信番号を通知しません。
⑴　通信の発信に先立ち、「１８４」をダイヤルし、又は番号を通知しない旨の信号を送出したとき。
⑵　料金表第１表（料金）に規定する発信番号非通知機能の提供を受けているとき（通信の発信に先立ち、「１８６」をダイヤルし、又は番号を通知する旨の信号を送出した場合を除きます。）。
（第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの所属イーサネット契約者回線接続グループの変更）
第69条の20の16の15　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（カテゴリー２に係る者に限ります。）は、イーサネット契約者回線接続グループの変更の請求をすることができます。
２ 前項の請求があったときは、当社は、第69条の20の16の７（第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。
（ＶｏＩＰ利用回線、イーサネット利用回線又はＩＰ－ＶＰＮ利用回線の契約の解除等に伴う第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の扱い）
第69条の20の16の16　当社は、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者からその第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約のＶｏＩＰ利用回線に係る第６種契約若しくはクローズドコンピュータ通信網契約又はイーサネット利用回線、ＩＰ－ＶＰＮ利用回線について、契約の解除があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約を解除します。
２　前項に規定するほか、当社は、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者とその第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約のＶｏＩＰ利用回線に係る第６種契約者又はクローズドコンピュータ通信網契約者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約を解除することがあります。
（第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係るその他の提供条件）
第69条の20の16の17　その他の契約内容の変更、権利の譲渡の禁止、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者が行う第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の解除及び当社が行う第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の解除に関する取扱いについては、第１種契約の場合に準ずるものとします。

２ 第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係る付加機能には、当社が別に定める利用上の制限があります。
３ 前２項に規定するほか、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に関するその他の提供条件については、別記３及び別記４に定めるところによります。

（第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの種類）
第69条の20の16の18　第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスには、次の種類があります。

種　　類	内　　容
カテゴリー１	第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者又は当社がその第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に払い出したＩＰ電話番号を利用する者（以下この欄において「第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者等」といいます。）からの指示により、ネットワーク電話帳（第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者又は当社がその第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に払い出したＩＰ電話番号を利用する者があらかじめ又は通信の都度ダイヤルアウト通信をする相手先を登録し、その登録された電話番号（電気通信番号規則第９条第１号及び第１０条第２号に係るものであって当社が別に定めるものに限ります。以下、本欄において同じとします。）及び携帯電話番号（電気通信番号規則（平成９年11月17日郵政省令第82号）に基づき使用される携帯電話に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号をいいます。以下、本欄において同じとします。）又は着信履歴として残された電話番号及び携帯電話番号の相互間において通信を行うための電話番号管理するもの。）を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの
カテゴリー２	当社が別に定める、電気通信サービスに係る電気通信設備と第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸゲートウェイ装置を接続してボイスモードの通信を行うことができるもの

（第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの契約の単位）
第69条の20の16の18の２　当社は、１の第4種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者識別番号につき１の第4種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約を締結します。この場合、第4種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者は、１の第4種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約につき１人に限ります。
（第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約申込の方法）
第69条の20の16の19　第4種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に提出していただきます。
⑴　第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の種類
⑵　発信又は着信する通信チャネルの数（カテゴリー２に係る者に限ります。なお、登録できる通信チャネルの数については、当社が別に定めるところによります。）
⑶　その他申込みの内容を特定するために必要な情報
（第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約申込の承諾）
第69条の20の16の20　当社は、第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
２　当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みを承諾しないことがあります。
⑴　第4種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
⑵　第4種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みをした者が、第4種シェアードＩＰ

－ＰＢＸサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

⑶　第4種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みをした者が、第75条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、ＩＰ通信網サービスの利用を停止されている、又はＩＰ通信網契約の解除を受けたことがあるとき

⑷　第4種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

⑸　第4種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込みをした者が、別記４の２（ＩＰ通信網サービスにおける禁止事項）に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。

⑹　その他当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

（第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスのＩＰ電話番号）

第69条の20の16の21　当社は、第4種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約ごとに１のＩＰ電話番号を定めます。

２　当社は、第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者から請求があったときは、１の第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に複数のＩＰ電話番号を提供します。

ただし、契約者が指定するＩＰ電話番号の数は料金表第1表（料金）に定めるところによります。

３　前項の請求があったときは、当社は、第69条の20の16の20（第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

４　当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、ＩＰ電話番号を変更することがあります。

５　前項の規定により、ＩＰ電話番号を変更する場合は、あらかじめそのことを第4種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に通知します。

（第4種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの通信チャネル数の変更）

第69条の20の16の21の２　第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（カテゴリー２に係る者に限ります。）は、通信チャネルの数の変更の請求をすることができます。

２　前項の請求があったときは、当社は、第69条の20の16の20（第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの発信番号通知）

第69条の20の16の22　第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係る通信については、第4種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者が指定したＩＰ電話番号を着信先へ通知します。

２　前項の規定にかかわらず、次の場合には、ＩＰ電話番号を通知しません。

⑴　第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（カテゴリー１に係る者に限ります。）が、あらかじめIP電話番号の通知をしない登録を行ったとき。（第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係るＩＰ電話番号を利用する者へ着信した場合の通信を除きます。）

⑵　第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（カテゴリー２に係る者に限ります。）が、通信の発信に先立ち、「１８４」をダイヤルしたとき。

⑶　第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（カテゴリー２に係る者に限ります。）が、料金表第1表（料金）に規定する発信番号非通知機能の提供を受けているとき（通信の発信に先立ち、「１８６」をダイヤルした場合を除きます。）

（第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスのその他の提供条件）

第69条の20の16の23　その他の契約内容の変更、権利の譲渡の禁止、第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者が行う第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の解除及び当社が行う第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の解除に関する取扱いについては、第1種契約の場合に準ずるものとします。

２　前項に規定するほか、第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に関するその他の提供条件については、別記３及び別記４に定めるところによります。

第８節の５　第１種ドットフォンサービスに係る契約

（契約の単位）

第69条の20の17　当社は、１の第１種ドットフォン利用回線につき１の第１種ドットフォン契約を締結します。この場合、第１種ドットフォン契約者は、１の第１種ドットフォン契約につき１人に限ります。

（第１種ドットフォン契約申込の方法）

第69条の20の18　第１種ドットフォン契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

⑴　別記13の２の⑽に掲げる契約に基づいて特定協定事業者が定める電話番号（当社が別に定める場合を除きます）

⑵　その他申込みの内容を特定するために必要な事項

２　第１項に規定するほか、第２種契約の申込み（第24条の２項の規定に係るものに限ります。）によって、第１種ドットフォン契約の申込みがあったものとします。

３　前２項に規定するほか、当社が別に定める細目に係る第２種契約者から第１種ドットフォン契約の申込があったときは、第１種ドットフォン契約と同時に１の第３種ドットフォン契約（タイプ１に係るものに限ります。）の申込をしたものとします。

（注）本条第３項に規定する当社が別に定める細目は、料金表第１表（料金）に規定するタイプ３及びタイプ４とします。

（第１種ドットフォン契約申込の承諾）

第69条の20の19　当社は、第１種ドットフォン契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は、前項の申込があった場合、第１種ドットフォン契約の申込み者が、当社の推奨するボイスハードウェア及びファームウェアを使用することを条件として、その請求を承諾します。

３　当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第１種ドットフォンサービスの申込みを承諾しないことがあります。

⑴　第１種ドットフォンサービスの申込みをした者が、第１種ドットフォン利用回線に係る契約者と同一の者とならないとき。（当社が別に定める場合は除きます）

⑵　第１種ドットフォンサービスを利用する場所と第１種ドットフォン利用回線に係る電気通信設備の設置場所が同一とならないとき。

⑶　第１種ドットフォン利用回線に係る電気通信設備において、他の第１種ドットフォンサービス、第２種ドットフォンサービス又は別に定めるサービスを利用しているとき。（当社が別に定める場合は除きます）

⑷　第１種ドットフォンサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

⑸　第１種ドットフォン契約の申込みをした者が、第１種ドットフォンサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

⑹　第１種ドットフォン契約の申込みをした者が、第75条（利用停止）第１項各号の規定のいずれかに該当し、ＩＰ通信網サービスの利用を停止されている、又はＩＰ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

⑺　第１種ドットフォン契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

⑻　本条第２項に規定する条件を満たさなくなったとき。

⑼　第１種ドットフォン契約の申込みをした者が、別記４の２（ＩＰ通信網サービスにおける禁止事項）に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。

⑽　その他当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

（注）本条第２項に規定するボイスハードウェアのうち当社が別に定めるものを利用している第１種ドットフォン契約者は、次に掲げる事項についてあらかじめ承諾

していただきます。

・第１種ドットフォン契約者は、当社が必要と判断したとき、自動的にボイスハードウェアから当社が指定する電話番号に発信をしていただきます。その際、当社は、第69条の20の18⑴に規定する電話番号が正しいか確認をします。

・当社は、当社が必要と判断したとき、第１種ドットフォンサービスを提供する上で必要なファームウェアの更新等を行う機能を提供します。

なお、その際、ＩＰ通信網サービス又は電話サービスを一時的に利用できない場合があります。

（ＩＰ電話番号等）

第69条の20の20　当社は、第１種ドットフォン契約ごとにＩＰ電話番号又は当社が第１種ドットフォン契約毎に定める第１種ドットフォン契約者を識別するための専用番号（ＩＰ電話番号と合わせて、ＩＰ電話番号等といいます。以下同じとします。）を定めます。

２　当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、ＩＰ電話番号を変更することがあります。

３　前項の規定により、ＩＰ電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第１種ドットフォン契約者に通知します。

（発信番号通知）

第69条の20の21　第１種ドットフォン契約者が行う通信については、発信側の第１種ドットフォン契約者のＩＰ電話番号等を着信側の利用者へ通知します。ただし、次の場合については、この限りではありません。

⑴　第１種ドットフォン契約者が、自らボイスハードウェアの設定を行うことにより通知をしない設定を行った場合（ただし、通信に先立ち「１８６」をダイヤルした場合を除きます。）

⑵　通信の発信に先立ち、「１８４」をダイヤルした場合。

（第１種ドットフォン利用回線の契約の解除等に伴う第１種ドットフォン契約の扱い）

第69条の20の22　当社は、第１種ドットフォン契約者からその第１種ドットフォン契約に係る第１種ドットフォン利用回線の契約について、契約の解除があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第１種ドットフォン契約を解除します。

（その他の提供条件）

第69条の20の23　その他の契約内容の変更、権利の譲渡の禁止、第１種ドットフォン契約者が行う第１種ドットフォン契約の解除及び当社が行う第１種ドットフォン契約の解除に関する取扱いについては、第１種契約の場合に準ずるものとします。

２　前項に規定するほか、第１種ドットフォン契約に関するその他の提供条件については、別記３及び別記４に定めるところによります。

第８節の６　第２種ドットフォンサービスに係る契約

（契約の単位）

第69条の20の24　当社は、１の第２種ドットフォン利用回線につき１の第２種ドットフォン契約を締結します。この場合、第２種ドットフォン契約者は、１の第２種ドットフォン契約につき１人に限ります。

２　前項の規定にかかわらず、第２種ドットフォン契約者から、新たな第２種ドットフォン契約の申込があった場合は、当社は、その第２種ドットフォン契約に係る第２種ドットフォン利用回線につき当社が別に定める数までの第２種ドットフォン契約を締結します。

（第２種ドットフォン契約申込の方法）

第69条の20の25　第２種ドットフォン契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所

に提出していただきます。
⑴　通信チャネルの数
⑵　その他申込みの内容を特定するために必要な事項
２　当社は、第１項に規定するほか、第２種ドットフォン契約の申込みがあったときは、当社が別に定める契約の申込みをしたものとします。
（注）本条第２項に規定する当社が別に定める契約は、当社の定めるIPカンファレンスサービス契約約款に規定する加入契約とします。
（第２種ドットフォン契約申込の承諾）
第69条の20の26　当社は、第２種ドットフォン契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
２　当社は、前項の申込があった場合、第２種ドットフォン契約の申込み者が、当社の推奨するボイスハードウェア及びファームウェアを使用することを条件として、その請求を承諾します。
３　当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第２種ドットフォンサービスの申込みを承諾しないことがあります。
⑴　第２種ドットフォンサービスの申込みをした者が、第２種ドットフォン利用回線に係る契約者と同一の者とならないとき。
⑵　第２種ドットフォンサービスを利用する場所と第２種ドットフォン利用回線に係る電気通信設備の設置場所が同一とならないとき。
⑶　第２種ドットフォン利用回線に係る電気通信設備において、第１種ドットフォンサービス、他の第２種ドットフォンサービス又は別に定めるサービスを利用しているとき。（当社が別に定める場合は除きます。）
⑷　第２種ドットフォンサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
⑸　第２種ドットフォン契約の申込みをした者が、第２種ドットフォンサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
⑹　第２種ドットフォン契約の申込みをした者が、第75条（利用停止）第１項各号の規定のいずれかに該当し、ＩＰ通信網サービスの利用を停止されている、又はＩＰ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
⑺　第２種ドットフォン契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
⑻　本条第２項に規定する条件を満たさなくなったとき。
⑼　第２種ドットフォン契約の申込みをした者が、別記４の２（ＩＰ通信網サービスにおける禁止事項）に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。
⑽　その他当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
（注）本条第２項に規定するボイスハードウェアのうち当社が別に定めるものを利用している第２種ドットフォン契約者は、次に掲げる事項についてあらかじめ承諾していただきます。
・当社は、当社が必要と判断したとき、第２種ドットフォンサービスを提供する上で必要なファームウェアの更新等を行う機能の提供をします。
　なお、その際、ＩＰ通信網サービス又は電話サービスを一時的に利用できない場合があります。
４　当社は、第２種ドットフォンサービスの提供にあたり、第２種ドットフォン利用回線の速度を計測し、第２種ドットフォンサービスの提供が困難であると当社が判断した場合、その第２種ドットフォンサービスの申込みの承諾を取り消すことがあります。
（ＩＰ電話番号等）
第69条の20の27　当社は、第２種ドットフォン契約ごとにＩＰ電話番号又は当社が第２種ドットフォン契約毎に定める第２種ドットフォン契約者を識別するための専用番号（ＩＰ電話番号と合わせて、ＩＰ電話番号等といいます。以下同じとします。）を定めます。

２　当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、ＩＰ電話番号を変更することがあります。
３　前項の規定により、ＩＰ電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第２種ドットフォン契約者に通知します。
（通信チャネル数の変更）
第69条の20の28　契約者は、通信チャネルの数の変更の請求をすることができます。
２　前項の請求があったときは、当社は、第69条の20の26（第２種ドットフォン契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。
（発信番号通知）
第69条の20の29　第２種ドットフォン契約者が行う通信については、発信側の第２種ドットフォン契約者のＩＰ電話番号等を着信側の利用者へ通知します。
ただし、次の場合については、この限りではありません。
⑴　第２種ドットフォン契約者が、自らボイスハードウェアの設定を行うことにより通知をしない設定を行った場合（ただし、通信に先立ち「１８６」をダイヤルした場合を除きます。）
⑵　通信の発信に先立ち、「１８４」をダイヤルした場合。
（第２種ドットフォン利用回線の契約の解除等に伴う第２種ドットフォン契約の扱い）
第69条の20の30　当社は、第２種ドットフォン契約者からその第２種ドットフォン契約に係る第２種ドットフォン利用回線の契約について、契約の解除があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第２種ドットフォン契約を解除します。
（第２種ドットフォン契約の解除等に伴う第２種契約の扱い）
第69条の20の31　当社は、第２種契約者（第24条の２項に係る者に限ります。）からその第２種ドットフォン契約について、契約の解除があった旨の届出があったときは、その第２種契約を解除します。ただし、第２種ドットフォン契約の解除と同時に、第１種ドットフォン契約の申込みがあったときはこの限りではありません。
（その他の提供条件）
第69条の20の32　その他の契約内容の変更、権利の譲渡の禁止、第２種ドットフォン契約者が行う第２種ドットフォン契約の解除及び当社が行う第２種ドットフォン契約の解除に関する取扱いについては、第１種契約の場合に準ずるものとします。
２　前項に規定するほか、第２種ドットフォン契約に関するその他の提供条件については、別記３及び別記４に定めるところによります。

第８節の７　第３種ドットフォンサービスに係る契約
（第３種ドットフォンサービスの区別）
第69条の20の33　第３種ドットフォンサービスには次の区別があります。

区　　別	内　　容
タイプ１	タイプ２、３以外のもの
タイプ２	第３種ドットフォンサービスのうち留守番電話機能を利用することができるもの
タイプ３	第３種ドットフォンサービスのうち多地点間同時接続機能を利用することができるもの

（契約の単位）
第69条の20の34　当社は、１の第３種ドットフォン利用回線につき１の第３種ドットフォン契約を締結します。この場合、第３種ドットフォン契約者は、１の第３種ドットフォン契約につき１人に限ります。

２　前項の規定にかかわらず、第３種ドットフォン契約者から、新たな第３種ドットフォン契約の申込があった場合は、当社は、その第３種ドットフォン契約に係る第３種ドットフォン利用回線につき当社が別に定める数までの第３種ドットフォン契約を締結します。

３　第１項に規定するほか、第１種ドットフォン契約の申込み（第69条の２0の18の第３項の規定に係るものに限ります。）によって、１の第３種ドットフォン契約（タイプ１に係るものに限ります。）の申込みがあったものとします。

（第３種ドットフォン契約申込の方法）

第69条の20の35　第３種ドットフォン契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

⑴　第３種ドットフォンサービスの区別

⑵　その他お申込内容を特定するために必要な事項

（第３種ドットフォン契約申込の承諾）

第69条の20の36　当社は、第３種ドットフォン契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は、前項の申込があった場合、第３種ドットフォン契約の申込み者が、当社の推奨するボイスハードウェア及びファームウェア並びに当社が別に定めるソフトウェアを使用すること並びにその他当社が別に定める契約等を満たすことを条件として、その請求を承諾します。

３　当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第３種ドットフォンサービスの申込みを承諾しないことがあります。

⑴　第３種ドットフォンサービスの申込みをした者が、第３種ドットフォン利用回線に係る契約者と同一の者とならないとき。（当社が別に定める場合は除きます）

⑵　第３種ドットフォンサービスを利用する場所と第３種ドットフォン利用回線に係る電気通信設備の設置場所が同一とならないとき。

⑶　第３種ドットフォン利用回線に係る電気通信設備において、当社が別に定めるサービスを利用しているとき。

⑷　第３種ドットフォン利用回線に係る電気通信設備において、当社が別に定める通信品質を満たすことが困難なとき（タイプ２に係るものに限ります。）

⑸　第３種ドットフォンサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

⑹　第３種ドットフォン契約の申込みをした者が、第３種ドットフォンサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

⑺　第３種ドットフォン契約の申込みをした者が、第75条（利用停止）第１項各号の規定のいずれかに該当し、ＩＰ通信網サービスの利用を停止されている、又はＩＰ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

⑻　第３種ドットフォン契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

⑼　本条第２項に規定する条件を満たさなくなったとき。

⑽　第３種ドットフォン契約の申込みをした者が、別記４の２（ＩＰ通信網サービスにおける禁止事項）に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。

⑾　その他当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

（ＩＰ電話番号）

第69条の20の37　当社は、第３種ドットフォン契約ごとにＩＰ電話番号を定めます。

（発信番号通知）

第69条の20の38　第３種ドットフォン契約者が行う通信については、発信側の第３種ドットフォン契約者のIP電話番号を着信側の利用者へ通知します。ただし、次の場合については、この限りではありません。

⑴　第３種ドットフォン契約者が、自ら当社が専用ソフトウェアの設定を行うことにより通知をしない設定を行った場合（ただし、通信に先立ち「１８６」をダイヤ

ルした場合を除きます。）
⑵　通信の発信に先立ち、「１８４」をダイヤルした場合。
（タイプ２に係る第３種ドットフォンサービスの利用等）
第69条の20の39　第３種ドットフォンサービス（タイプ２に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）を利用する第３種ドットフォン契約者は、その第３種ドットフォンサービスの利用等にあたり、当社が別に定める方法により第３種ドットフォン利用回線の通信品質を計測し、当社が別に定める通信品質を満たす場合に限り、第３種ドットフォンサービスを利用できるものとします。
（タイプ２に係る留守番電話機能の利用）
第69条の20の40　第３種ドットフォンサービス（タイプ２に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）を利用する第３種ドットフォン契約者は、料金表第１表（料金）に定めるところにより、留守番電話機能（その第３種ドットフォンサービスに着信した通信のメッセージの録音及び録音したメッセージの再生又はその第３種ドットフォンサービスに着信した通信に対し不在等を案内する機能をいいます。以下同じとします。）を利用することができます。
（タイプ３に係る多地点間同時接続機能の利用）
第69条の20の41　第３種ドットフォンサービス（タイプ３に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）を利用する第３種ドットフォン契約者は、料金表第１表（料金）に定めるところにより、多地点間同時接続機能（当該機能を利用する第３種ドットフォン契約者（「接続主催契約者」といいます。以下同じとします。）と当社が別に定める数までの他の第３種ドットフォン契約者（「接続参加契約者」といいます。以下同じとします。）及び携帯電話等契約接続参加者（別記13の２の⑷ウに掲げる契約種別のうち、FOMA契約又はFOMAドコモコール契約の契約者回線等（64kb/sデジタル通信モードに係る通信を行う場合に限ります。）をいいます。以下同じとします。）との間において、同時に通信を行うことができる機能をいいます。以下同じとします。）を利用することができます。
２　接続主催契約者又は接続参加契約者は、多地点間同時接続機能を利用する場合に、当社が別に定めるソフトウェアを使用し、接続主催契約者及び接続参加契約者の間において電子的文書等を閲覧等することができます。
３　当社は、電子的文書等の閲覧等により発生する損害については、責任を負いません。
（タイプ２に係る第３種ドットフォン利用回線を変更した場合の扱い）
第69条の20の42　第３種ドットフォンサービス（タイプ２に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）を利用する第３種ドットフォン契約者は、その第３種ドットフォン利用回線を変更した場合、第69条の20の39（タイプ２に係る第３種ドットフォンサービスの利用等）の規定に準じて取り扱うものとします。
（タイプ２に係る第３種ドットフォンサービスの利用停止）
第69条の20の43　当社は、第３種ドットフォン契約者が第69条の20の39（タイプ２に係る第３種ドットフォンサービスの利用等）に規定する通信品質の測定を怠った場合又はその計測結果が当社が別に定める通信品質を満たさないにもかかわらず第３種ドットフォンサービスを利用している場合、第３種ドットフォンサービスの利用を停止することがあります。
（タイプ２に係る第３種ドットフォンサービスの利用停止に伴う第３種ドットフォン契約の解除）
第69条の20の44　当社は、前条の規定により第３種ドットフォンサービスの利用停止をされた第３種ドットフォン契約者が、なおその事実を解消しない場合には、その第３種ドットフォン契約を解除することがあります。
２　当社は、第３種ドットフォン契約者が前条の規定に該当する場合に、その事実が当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい障害を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第３種ドットフォンサービスの利用を停止しないで

その第３種ドットフォン契約を解除することがあります。
３　当社は、前２項の規定によりその第３種ドットフォン契約を解除しようとするときは、あらかじめ第３種ドットフォン契約者にそのことを通知します。
（第３種ドットフォン利用回線の契約の解除等に伴う第３種ドットフォン契約の扱い）
第69条の20の45　当社は、第３種ドットフォン契約者（タイプ１に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）からその第３種ドットフォン契約に係る第３種ドットフォン利用回線の契約について、契約の解除があった旨の届出があったときは、その第３種ドットフォン契約を解除します。
（当社が別に定める契約等の解除等に伴う第３種ドットフォン契約の扱い）
第69条の20の46　当社は、第３種ドットフォン契約者（タイプ１に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）から当社が別に定める契約等について、契約の解除があった旨の届出があったときは、その第３種ドットフォン契約を解除します。
（注）本条に規定する当社が別に定める契約等は、第69条の20の36第２項に掲げる契約等をとします。
（一定期間利用がない場合の第３種ドットフォン契約の扱い）
第69条の20の47　当社は、当社が別に定める日以降の申込みによって提供する第３種ドットフォンサービス（料金表第1表（料金）６の７の５－１(4)欄に規定にする定額料の適用を受けるものに限ります。）について、6ヶ月以上利用がない場合は、その第３種ドットフォン契約を解除します。
（注）本条に規定する当社が別に定める日は、平成17年9月1日とします。
（その他の提供条件）
第69条の20の48　権利の譲渡の禁止、第３種ドットフォン契約者が行う第３種ドットフォン契約の解除及びその他の当社が行う第３種ドットフォン契約の解除に関する取扱いについては、第１種契約の場合に準ずるものとします。
２　前項に規定するほか、第３種ドットフォン契約に関するその他の提供条件については、別記３及び別記４に定めるところによります。

第８節の８　第４種ドットフォンサービスに係る契約

（契約の単位）
第69条の20の49　当社は、１の第４種ドットフォン利用回線につき１の第４種ドットフォン契約を締結します。この場合、第４種ドットフォン契約者は、１の第４種ドットフォン契約につき１人に限ります。
（第４種ドットフォン契約申込の方法）
第69条の20の50　第４種ドットフォン契約の申込みをするときは、申込みの内容を特定するために必要な事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に提出していただきます。
（第４種ドットフォン契約申込の承諾）
第69条の20の51　当社は、第４種ドットフォン契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
２　当社は、前項の申込があった場合、第４種ドットフォン契約の申込み者が、当社が別に定めるボイスハードウェア及びファームウェアを使用することを条件として、その請求を承諾します。
３　当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第４種ドットフォンサービスの申込みを承諾しないことがあります。
⑴　第４種ドットフォンサービスの申込みをした者が、第４種ドットフォン利用回線に係る契約者と同一の者とならないとき。
⑵　第４種ドットフォンサービスを利用する場所と第４種ドットフォン利用回線に係る電気通信設備の設置場所が同一とならないとき。

⑶　第４種ドットフォン利用回線に係る電気通信設備において、第１種ドットフォンサービス、第２種ドットフォンサービス、他の第４種ドットフォンサービス又は別に定めるサービスを利用しているとき。
⑷　第４種ドットフォンサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
⑸　第４種ドットフォン契約の申込みをした者が、第４種ドットフォンサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
⑹　第４種ドットフォン契約の申込みをした者が、第75条（利用停止）第１項各号の規定のいずれかに該当し、ＩＰ通信網サービスの利用を停止されている、又はＩＰ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
⑺　第４種ドットフォン契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
⑻　本条第２項に規定する条件を満たさなくなったとき。
⑼　第４種ドットフォン契約の申込みをした者が、別記４の２（ＩＰ通信網サービスにおける禁止事項）に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。
⑽　その他当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
（注）本条第２項に規定するボイスハードウェアを利用している第４種ドットフォン契約者は、次に掲げる事項についてあらかじめ承諾していただきます。
・当社は、当社が必要と判断したとき、第４種ドットフォンサービスを提供する上で必要なファームウェアの更新等を行う機能を提供します。
　なお、その際、ＩＰ通信網サービス又は電話サービスを一時的に利用できない場合があります。

（第４種ドットフォン番号）

第69条の20の52　当社は、第４種ドットフォン契約毎に当社が第４種ドットフォン契約毎に定める第４種ドットフォン番号（電気通信番号規則（平成９年郵政省省令第82号）第9条第1号に定める電気通信番号をいいます。以下同じとします。）を定めます。

２　当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、第４種ドットフォン番号を変更することがあります。

３　前項の規定により、第４種ドットフォン番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第４種ドットフォン契約者に通知します。

（発信番号通知）

第69条の20の53　第４種ドットフォン契約者が行う通信については、発信側の第４種ドットフォン契約者の第４種ドットフォン番号を着信側の利用者へ通知します。ただし、次の場合については、この限りではありません。
⑴　第４種ドットフォン契約者が、あらかじめ第４種ドットフォン番号の通知をしない登録を行った場合。（ただし、通信に先立ち「１８６」をダイヤルした場合を除きます。）
⑵　通信の発信に先立ち、「１８４」をダイヤルした場合。

２　当社は、前項の規定にかかわらず、第４種ドットフォン契約者が緊急通報への通信を行う場合は、その契約者の第４種ドットフォン番号、氏名又は名称及び第４種ドットフォン利用回線の設置場所を緊急通報の着信先の機関へ通知することがあります。
　ただし、通信の発信に先立ち「１８４」をダイヤルして行う通信についてはこの限りではありません。

（第４種ドットフォン利用回線の契約の解除等に伴う第４種ドットフォン契約の扱い）

第69条の20の54　当社は、第４種ドットフォン契約者からその第４種ドットフォン契約に係る第４種ドットフォン利用回線の契約について、契約の解除があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第４種ドットフォン契約を解除します。

（第４種ドットフォン契約の解除等に伴う第２種契約の扱い）

第69条の20の55　当社は、当社が別に定める細目に係る第２種契約者からその第４種ドットフォン契約について、契約の解除があった旨の届出があったときは、その第４種ドットフォン契約を解除するとともに、第１種ドットフォン契約の申込みがあったものとして取り扱います。

（注）本条に規定する当社が別に定める細目は、料金表第１表（料金）に規定するタイプ４とします。

（その他の提供条件）

第69条の20の23　その他の契約内容の変更、利用の一時中断、権利の譲渡の禁止、第４種ドットフォン契約者が行う第４種ドットフォン契約の解除及び当社が行う第４種ドットフォン契約の解除に関する取扱いについては、第１種契約の場合に準ずるものとします。

２　前項に規定するほか、第４種ドットフォン契約に関するその他の提供条件については、別記３及び別記４に定めるところによります。

第９節　削除

第69条の21　削除

第69条の22　削除

第69条の23　削除

第69条の24　削除

第69条の25　削除

第５章　付加機能

（付加機能の提供）

第70条　当社は、契約者（臨時第１種契約者及び臨時第３種契約者を除きます。）から請求があったときは、次の場合を除き、料金表第１表（料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

⑴　付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

⑵　付加機能の提供を請求した契約者が、本条第２項の規定により、その付加機能の利用を停止されている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。

⑶　付加機能の提供を請求した契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。

⑷　付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上支障があるとき。

２　当社は、料金表第１表（料金）に別段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

第70条の２　削除

第６章　端末設備の提供等

（端末設備の提供）

第71条　当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線について、料金表第１表（料金）に定めるところにより端末設備を提供します。

（端末設備の移転）

第72条　当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

第７章　回線相互接続

（当社又は他社の電気通信回線の接続）

第73条　契約者は、その契約者回線、加入者回線若しくは外部接続回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線、加入者回線又は外部接続回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線

との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を所属ＩＰ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

２　当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

第８章　利用中止等

（利用中止）

第74条　当社は、次の場合には、そのＩＰ通信網サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

⑴　当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

⑵　第６条（ＩＰ通信網サービスの提供区間等）第３項の規定により、サービス接続点又は相互接続点の所在場所等を変更するとき。

⑶　第77条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。

２　当社は、前項の規定によりＩＰ通信網サービスの一部又は全部の利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

（利用停止）

第75条　当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、６か月以内で当社が定める期間（そのＩＰ通信網サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったＩＰ通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのＩＰ通信網サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。

⑴　料金その他の債務（接続契約者回線又は他社接続共用回線に係るものを含みます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

⑵　第96条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。

⑶　契約者回線、加入者回線又は外部接続回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。

⑷　契約者回線、加入者回線若しくは外部接続回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線、加入者回線若しくは外部接続回線から取りはずさなかったとき。

⑸　前４号のほか、この約款の規定に反する行為であって、ＩＰ通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

２　当社は、前項の規定によりＩＰ通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

３　当社は、当社と複数のＩＰ通信網契約を締結している契約者が、そのいずれかの契約において利用に係る契約者の義務規定に違反したときは、その全てのＩＰ通信網契約に係るＩＰ通信網サービスの利用を停止することがあります。

なお、本項の利用停止については、第１項に準じて取り扱います。

４　契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを

使用するものを含みます。以下この条において同じとします。）について、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、その契約者の電子メールの転送を継続して行うことについてＩＰ通信網サービスの提供に重大な支障があると当社が認めるときは、当社は、その契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。

（接続休止）

第76条　当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止により、当社の契約者が当社のＩＰ通信網サービスを全く利用できなくなったときは、そのＩＰ通信網サービスについて接続休止（そのＩＰ通信網サービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのＩＰ通信網サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、そのＩＰ通信網サービスについて、契約者から利用の一時中断の請求又は契約の解除の通知があったときは、この限りでありません。

２　当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめ、その契約者にそのことを通知します。

３　第１項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して１年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、その契約者にそのことを通知します。

第９章　通信

（通信利用の制限等）

第77条　当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る契約者回線又は加入者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機　　関　　名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記14の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

２　契約者が行う通信は、次の場合には、相手先に着信または相手先から着信しないことがあります。

⑴　通信が著しくふくそうしたとき。

⑵　その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるとき。

⑶　当社又は協定事業者の契約約款及び料金表の規定により、その通信（ダイヤルアウトに限ります。）の着信が制限されるとき。
⑷　その通信（電子メールに係るものであって、当社が別に定めるものに限ります。）が当社又は他の電気通信事業者の設置するメールサーバを経由して転送されないとき。
⑸　その通信に係る発信元のＩＰアドレスが正当なものであることを当社が確認できないとき。

３　当社は、利用者がダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続した場合において一定時間通信を行わないとき又はデータ発信サービスに係る通信が一定時間行われないときには、その接続を切断することがあります。

４　当社は、利用者が第１種ドットフォンサービス、第２種ドットフォンサービス、第３種ドットフォンサービス及び第４種ドットフォンサービスを長時間継続的に利用した場合において、当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼす恐れのあるときはその利用を中断することがあります。

（回線による制約）

第78条　契約者は、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、接続契約者回線等、ダイヤルアップ回線、利用回線、ＤＳＬ回線、光アクセス回線、移動利用回線、データ利用回線、第１種ドットフォン利用回線、第２種ドットフォン利用回線、第３種ドットフォン利用回線又は第４種ドットフォン利用回線を使用することができない場合（当社が別に定める理由により、使用することができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）においては、ＩＰ通信網サービスを利用することができない場合があります。また、その場合において契約者がボイスモードを利用している場合、そのボイスモードの通話が切断される事があります。

（注）本条に規定する当社が別に定める理由は、ＤＳＬ回線に係る別記１の２の⑴に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するＤＳＬ方式に起因する事象によるものとします。

（ボイスハードウェア等による制限）

第78条の２　契約者（第１種シェアードIP－ＰＢＸ契約者、第２種シェアードIP－ＰＢＸ契約者、第３種シェアードIP－ＰＢＸ契約者、第１種ドットフォン契約者、第２種ドットフォン契約者、第３種ドットフォン契約者又は第４種ドットフォン契約者に限ります。以下、この条において同じとします。）は、その使用するボイスハードウェア、ファームウェア若しくはソフトウェア（ボイスハードウェア及びファームウェアと合わせて、ボイスハードウェア等といいます。以下、同じとします。）の種類又は通信先が使用するボイスハードウェア等の種類によって、IP通信網サービスの一部を利用することができないことがあります。

２　当社は、前項に規定する事象について、その事実を知ったときは契約者にそのことを通知します。

３　当社は、前項の規定により、IP通信網サービスの一部を利用することができないことを通知した場合は、その通知した範囲に限り、第82条、第82条の４、第93条の規定に関わらず、その料金の支払い義務の免除又は損害の賠償を行いません。

（料金適用上必要な事項の測定等）

第79条　次に揚げる接続時間（以下「接続通信時間」といいます。）の測定等については、料金表第１表（料金）に定めるところによります。

(1)　ダイヤルアップ回線からアクセスポイントへの接続時間
(2)　特定ダイヤルアップアクセス回線からアクセスポイントへの接続時間
(3)　ポータブルIPアクセスからアクセスポイントへの接続時間
(4)　ダイヤルアウトに係る接続時間
(5)　ダイヤルアップアクセス回線（当社が別に定める当社の契約約款に規定する利用回線（その契約約款に規定するデータモードに係るものに限ります。）をいいま

す。以下同じとします。）からオープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者回線、加入者回線等又はＤＳＬ回線への接続時間
(6)　データ利用回線（データ発信契約に係るものに限ります。）からデータ着信サービスに係る契約者回線又は加入者回線への接続時間
(7)　留守番電話機能のうち再生機能への接続時間
(8)　多地点間同時接続機能への接続時間
(9)　留守番伝言機能におけるメッセージの再生に係る機能（以下「メッセージ再生機能」といいます。）への接続時間
２　第３種オープンコンピュータ通信網サービス、第５種オープンコンピュータ通信網サービス及び第８種オープンコンピュータ通信網サービスに係る利用速度の測定等については、料金表第１表（料金）に定めるところによります。
３　第４種オープンコンピュータ通信網サービスに係る以下に掲げる接続時間の測定等については、料金表第１表（料金）に定めるところによります。
⑴　接続利用者識別符号数（第４種契約者が指定する者がダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続し、利用回線、又はＤＳＬ回線若しくは光アクセス回線を使用して行った通信の数をいいます。以下同じとします。）の測定等。
⑵　データ利用回線（料金表第１表（料金）に規定するカテゴリー２のタイプ１のコース８に係るものに限ります。）から当社が別に定めるアクセスポイントへの接続時間。
⑶　データ利用回線（料金表第１表（料金）に規定するカテゴリー２のタイプ１のコース９に係る加入電話等契約からの接続に限ります。）からＩＰ通信網（料金表第１表（料金）に規定するカテゴリー２のタイプ１のコース11に係るものに限ります。）への接続時間。
４　第１種ホスティングサービスに係る転送情報量に係る転送情報量の測定等については、料金表第１表（料金）に定めるところによります。
５　第３種ドットフォンサービスに係る多地点間同時接続機能への接続数（接続主催契約者、接続参加契約者及び携帯電話等契約接続参加者の合計数とします。以下同じとします。）の測定等については、料金表第１表に定めるところによります。
（注）本条第１項第３号に規定する当社が別に定める当社の契約約款は、データ伝送サービス契約約款とします。
第79条の２　削除
第80条　削除

第10章　料金等

第１節　料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）
第81条　当社が提供するＩＰ通信網サービスの料金は、料金表第１表（料金）に規定する利用料金、使用料及び手続きに関する料金とし、利用料金及び使用料は、当社が提供するＩＰ通信網サービスの態様に応じて適用します。
２　当社が提供するＩＰ通信網サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第２表（工事に関する費用）に定めるところによります。

第２節　料金等の支払義務

（定額利用料等の支払義務）
第82条　契約者（第１種契約者、当社が別に定める第２種契約者、第３種契約者、第５種契約者、第６種契約者、第７種契約者、第８種契約者、当社が別に定める第１種ホスティング契約者、第２種ホスティング契約者、クローズドコンピュータ通信網契約者、第１種データ着信契約者、第２種データ着信契約者、第１種シェアードＩＰ―ＰＢＸ契約者、第２種シェアードＩＰ―ＰＢＸ契約者、第３種シェアードＩＰ―ＰＢＸ契約者、第４種シェアードＩＰ―ＰＢＸ契約者、第１種ドットフォン契

約者、第２種ドットフォン契約者、第３種ドットフォン契約者又は第４種ドットフォン契約者に限ります。以下この条において同じとします。）は、その契約に基づいて当社がＩＰ通信網サービスの提供を開始した日（第１種ホスティングサービスの種類、指定ディレクトリ名、電子メール、蓄積容量、付加機能又は端末設備についてはその提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（第１種ホスティングサービスの種類、指定ディレクトリ名、電子メール、蓄積容量、付加機能又は端末設備についてはその廃止のあった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、当社が提供するＩＰ通信網サービスの態様に応じて料金表第１表（料金）に規定する第１種契約、第２種契約、第３種契約、第５種契約、第６種契約、第７種契約、第８種契約、第１種ホスティング契約、第２種ホスティング契約、クローズドコンピュータ通信網契約、第１種データ着信契約、第２種データ着信契約、第１種シェアードＩＰ―ＰＢＸ契約、第２種シェアードＩＰ―ＰＢＸ契約、第３種シェアードＩＰ―ＰＢＸ契約、第４種シェアードＩＰ―ＰＢＸ契約、第１種ドットフォン契約、第２種ドットフォン契約、第３種ドットフォン契約又は第４種ドットフォン契約に係る利用料金（配送料、ダイヤルアウト通信料、データ通信料、パケット通信料、留守番電話機能再生利用料、定額配信速度加算額、定額配信容量加算額並びに第82条の２（定額利用料等の支払義務）、第82条の３（定額利用料等の支払義務）及び第82条の４（定額利用料等の支払義務）に規定する料金を除きます。）及び使用料（以下「定額利用料等」といいます。）の支払いを要します。

２　前項の期間において、利用の一時中断等によりＩＰ通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

⑴　利用の一時中断をしたときは、第１種契約者又は第４種ドットフォン契約者は、その期間中の定額利用料等の支払いを要します。

⑵　利用停止があったときは、契約者は、その期間中の定額利用料等の支払いを要します。

⑶　前２号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、ＩＰ通信網サービスを利用できなかった期間中の定額利用料等の支払いを要します。

区　　別	支払いを要しない料金
１　契約者の責めによらない理由により、そのＩＰ通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（２欄、３欄又は４欄に該当する場合及びＤＳＬ回線の区間（別記１の２の⑴に掲げる特定協定事業者の区間に限ります。）において、当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間（アクセス回線共用を行う場合において料金表に別段の定めがある場合はその時間とします。）以上その状態が連続したとき。	⑴　⑵以外の場合 そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのＩＰ通信網サービスについての料金 ⑵　アクセス回線共用を行う場合 そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（この表の１欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのＩＰ通信網サービスについての料金（料金表に別段の定めのある料金に限ります。）

２　当社の故意又は重大な過失によりそのＩＰ通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのＩＰ通信網サービスについての料金
３　回線収容部の変更等又は移転に伴って、ＩＰ通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合によりＩＰ通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのＩＰ通信網サービスについての料金
４　ＩＰ通信網サービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのＩＰ通信網サービスについての料金

３　前項の場合において、アクセス回線二重化を行う第３種オープンコンピュータ通信網サービス（当社が別に定めるものに限ります）及び第５種オープンコンピュータ通信網サービス（当社が別に定めるものに限ります）については、２の契約（通常契約及び二重化付加契約）に係るものを１の契約に係るものとみなして取り扱います。

４　前２項の規定にかかわらず、当社が別に定める定額利用料の扱いについて、料金表第１表にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。

５　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（注１）本条第１項に規定する当社が別に定める第２種契約者は、料金表第１表に規定するタイプ１（コース１のプラン５を除きます。）を除く第２種契約者とします。

（注２）本条第１項に規定する当社が別に定める第１種ホスティング契約者は、料金表第１表（料金）に規定するメールホスティングサービスを利用する第１種ホスティング契約者とします。

（注３）本条第２項に規定する当社が別に定める理由は、ＤＳＬ回線に係る別記１の２の⑴に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するＤＳＬ方式に起因する事象によるものとします。

（注４）本条第３項に規定する当社が別に定める第３種オープンコンピュータ通信網サービスは、料金表第１表に規定するクラス１のタイプ１のコース１のプラン２に係るものとします。

（注５）本条第３項に規定する当社が別に定める第５種オープンコンピュータ通信網サービスは、料金表第１表に規定するプラン２に係るものとします。

（注６）本条第４項に規定する当社が別に定める定額利用料は、第３種オープンコンピュータ通信網サービス（料金表第１表に規定するクラス１のタイプ１に係るものに限ります。）、第５種オープンコンピュータ通信網サービス及び第６種オープンコンピュータ通信網サービス（料金表第１表に規定するタイプ１に係るものに限ります。）の定額利用料とします。

第82条の２　契約者（当社が別に定める第３種契約者、当社が別に定める第５種契約者及び当社が別に定める第８種契約者に限ります。以下この条において同じとします。）は、当社が測定した利用速度と料金表第１表（料金）の規定とに基づいて算定した定額利用料の支払いを要します。この場合、定額利用料の適用については、第82条（定額利用料等の支払義務）の規定に準ずるものとします。

２　前項のほか、契約者は、定額利用料について当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第１表に定めるところにより算定した料

金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

（注１）本条第１項に規定する当社が別に定める第３種契約者は、料金表第１表に規定するクラス１のタイプ１のコース１のプラン２に係る第３種契約者とします。

（注２）本条第１項に規定する当社が別に定める第５種契約者は、料金表第１表に規定するプラン２に係る第５種契約者とします。

（注３）本条第１項に規定する当社が別に定める第８種契約者は、料金表第１表に規定するコース１に係る第８種契約者とします。

第82条の３　契約者（第82条（定額利用料等の支払義務）第１項の当社が別に定める第２種契約者又は第６種契約者に限ります。以下この条において同じとします。）は、ダイヤルアップ回線（当社が別に定めるものに限ります。）からアクセスポイントに接続して行った通信について、当社が測定した接続通信時間（その契約者以外の者が、その契約者に係る契約者識別符号及び暗証符号を送信した場合の接続に係る接続通信時間を含みます。）と料金表第１表（料金）の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

２　契約者は、前項の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第１表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

（注）本条第１項が規定する当社が別に定めるダイヤルアップ回線は、料金表第１表（料金）に規定する特定ダイヤルアップ回線及びポータブルIPアクセスとします。

第82条の４　第82条（定額利用料等の支払義務）の規定によるほか、通信（ボイスモードに係るものに限ります。以下この条において同じとします。）を行うことができない状態が生じたときの利用料（第1種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約及び第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）の支払は、次によります。

⑴　利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

⑵　前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、通信を行うことができなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区　　別	支払いを要しない料金
１　契約者の責めによらない理由により、そのＩＰ通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（３欄に該当する場合及びＶｏＩＰ利用回線、イーサネット利用回線又はＩＰ－ＶＰＮ利用回線のうち、ＤＳＬ回線に相当する区間において、当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのＩＰ通信網サービスについての料金（当社が別に定めるものに限ります。）

２　所属オンネットグループに係る契約者の責めによらない理由により、その所属オンネットグループに係る全ての契約者が通信（所属オンネットグループ内において行うものを除きます。）を全く行うことができない状態が生じた場合（４欄に該当する場合及びＶｏＩＰ利用回線、イーサネット利用回線又はＩＰ－ＶＰＮ利用回線のうち、ＤＳＬ回線に相当する区間において当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのＩＰ通信網サービスについての料金（当社が別に定めるものに限ります。）
３　当社の故意又は重大な過失によりそのＩＰ通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのＩＰ通信網サービスについての料金（当社が別に定めるものに限ります。）
４　当社の故意又は重大な過失によりその所属オンネットグループに係る全てのＩＰ通信網契約者が通信（所属オンネットグループ内において行うものを除きます。）を全く行うことができない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのＩＰ通信網サービスについての料金（当社が別に定めるものに限ります。）

（注１）本条の表の１欄及び２欄に規定する当社が別に定める理由は、別記１の２の⑴に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するＤＳＬ方式に起因する事象によるものとします。

（注２）本条の表の１欄及び３欄に規定する当社が別に定める料金は、料金表第１表（料金）に規定する料金（利用料の加算額に係るものを除きます。）とします。

（注３）本条の表の２欄及び４欄に規定する当社が別に定める料金は、料金表第１表（料金）に規定する料金（利用料の加算額に係るものに限ります。）とします。

（利用料等の支払義務）

第83条　契約者（第２種契約者（第82条（定額利用料等の支払義務）第１項の当社が別に定める第２種契約者を除きます。）、第４種契約者、第１種ホスティング契約者（第82条第１項の当社が別に定める第１種ホスティング契約者を除きます。）に限ります。以下この条において同じとします。）又は第３種ホスティング契約者は、その契約に基づいて当社がＩＰ通信網サービスの提供を開始した日（第１種ホスティングサービスの種類についてはその利用を開始した日）を含む料金月（１の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）から起算して、契約の解除があった日（第１種ホスティングサービスの種類についてはその利用の廃止があった日）を含む料金月までの期間（電子メール、当社が別に定める第１種ホスティングサービス、第３種ホスティングサービスの機能又は付加機能については、その提供を開始した日から起算してその廃止のあった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、１日間とします。））について、当社が測定した接続通信時間（その第２種契約者以外の者が、その第２種契約者に係る契約者識別符号及び暗証符号を送信した場合の接続に係る接続通信時間又はそ

の第４種契約者が指定する者以外の者が、その第４種契約者が指定する者に係る利用者識別符号を含む情報を送信した場合の接続に係る接続通信時間を含みます。)、接続利用者識別符号数（その第４種契約者が指定する者以外の者が、その第４種契約者が指定する者に係る利用者識別符号を含む情報を送信した場合の接続に係る接続利用者識別符号数を含みます。）又は転送情報量と料金表第１表（料金）の規定とに基づいて算定した料金（以下「利用料等」といいます。）の支払いを要します。

２　前項の期間において、ＩＰ通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

⑴　利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払いを要します。

⑵　前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、ＩＰ通信網サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払いを要します。

区　　別	支払いを要しない料金
１　契約者の責めによらない理由により、そのＩＰ通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（２欄又は３欄に該当する場合及びＤＳＬ回線の区間（別記１の２の⑴に掲げる特定協定事業者の区間に限ります。）において、当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのＩＰ通信網サービスについての料金（利用料の加算額を除きます。）
２　当社の故意又は重大な過失によりそのＩＰ通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのＩＰ通信網サービスについての料金（利用料の加算額を除きます。）
３　ＩＰ通信網サービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのＩＰ通信網サービスについての料金（利用料の加算額を除きます。）

３　契約者は、利用料等について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第１表（料金）に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

（注１）本条第１項に規定する当社が別に定める第１種ホスティングサービスの機能は、料金表第１表（料金）に規定するメール・ウェブホスティングサービスの追加機能とします。

（注２）本条第２項に規定する当社が別に定める理由は、ＤＳＬ回線に係る別記１の

２の⑴に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するＤＳＬ方式に起因する事象によるものとします

第83条の２　削除

第83条の２の２　削除

（ダイヤルアウト通信料の支払義務）

第83条の３　契約者（第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（タイプ３に係る者を除きます。）、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（タイプ３に係る者を除きます。）、第３種シェアードＩＰ―ＰＢＸ契約者、第４種シェアードＩＰ―ＰＢＸ契約者、第１種ドットフォン契約者、第２種ドットフォン契約者、第３種ドットフォン契約者又は第４種ドットフォン契約者に限ります。以下この条において同じとします。）は、そのダイヤルアウト（その契約者以外の者が行ったものを含みます。）について、当社が測定した接続通信時間と料金表第１表（料金）の規定とに基づいて算定したダイヤルアウト通信料の支払いを要します。

２　契約者は、ダイヤルアウト通信料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第１表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

（データ通信料の支払義務）

第83条の３の２　第４種契約者（料金表第１表（料金）に規定するカテゴリー２のタイプ１のコース９及びコース11に係るものを除きます。以下本条において同じとします。）又はデータ発信契約者は、データ利用回線（加入電話等契約に係るものに限ります。）から行った通信（そのデータ発信契約者以外の者が行ったものを含みます（第83条の３の３に規定する着信課金通信を除きます。）。）について、当社が測定した接続通信時間と料金表第１表（料金）の規定とに基づいて算定したデータ通信料の支払いを要します。

２　第４種契約者又はデータ発信契約者は、データ通信料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第１表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、第４種契約者又はデータ発信契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

３　第１項に規定するデータ通信料については、当社又はそのデータ利用回線に係る特定協定事業者が請求するものとし、料金に関するその他の取扱いについては、当社が請求するデータ通信料については、この約款に定めるところにより、特定協定事業者が請求するデータ通信料については、この約款に定めるものを除き、その料金を請求する特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

４　第４種契約者又はデータ発信契約者は、データ利用回線（ＰＨＳ等契約又は携帯電話等契約に係るものに限ります。）から行った通信（第83条の３の３に規定する着信課金通信を除きます。以下「他社料金設定通信」といいます。）については、相互接続協定に基づきそのデータ利用回線に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところにより、その通信に関する料金の支払いを要します。

５　前項の場合において、特定協定事業者及びその料金に関する具体的な取扱いは、相互接続協定に基づき別記４の４に定めるところによります。

第83条の３の２の２　第４契約者（料金表第１表（料金）に規定するカテゴリー２のタイプ１のコース11に係る契約者に限ります。）は、料金表第１表（料金）に規定するカテゴリー２のタイプ１のコース９に係る契約者（以下この条において「コース９契約者」といいます。）がデータ利用回線（加入電話等契約に係るものに限ります。）からＩＰ通信網へ行った通信（そのコース９契約者以外の者が行ったものを含みます。）について、当社が測定した接続通信時間（第79条第３項⑶に規定する接続通信時間をいいます。）と料金表第１表（料金）の規定とに基づいて算定したデータ通信料の支払いを要します。

２　第４契約者は、データ通信料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第１表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

第83条の３の３　第１種データ着信契約者又は第２種データ着信契約者は、着信課金通信（データ利用回線又はダイヤルアップアクセス回線からそのＩＰ通信網サービスへの着信であって、当社が別に定める付加機能に係るものをいいます。以下同じとします。）のうちデータ利用回線（加入電話等契約に係るものに限ります。）から行った通信（そのデータ発信契約者以外の者が行ったものを含みます。）について、当社が測定した接続通信時間と料金表第１表（料金）の規定とに基づいて算定したデータ通信料の支払いを要します。

２　第１種データ着信契約者、第２種データ着信契約者は、データ通信料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第１表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

（注）本条第１項に規定する当社が別に定める付加機能は、料金表第１表（料金）に規定する着信課金機能とします。

第83条の３の４　第１種データ着信契約者、第２種データ着信契約者は、着信課金通信のうちデータ利用回線（ＰＨＳ等契約又は携帯電話等契約に係るものに限ります。）から行った通信（そのデータ発信契約者以外の者が行ったものを含みます。）について、当社が測定した接続通信時間と料金表第１表（料金）の規定とに基づいて算定したデータ通信料の支払いを要します。この場合、データ通信料の適用については、第83条の４（データ通信料の支払義務）の規定に準ずるものとします。

第83条の４　契約者（第１種契約者、第３種契約者、第５種契約者、第６種契約者及び第８種契約者に限ります。以下この条において同じとします。）は、その契約に基づいて当社が別に定める付加機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して、その廃止があった日を含む料金月までの期間において、着信課金通信のうちダイヤルアップアクセス回線から行った通信（そのダイヤルアップアクセス回線に係る契約を締結している者以外の者が行ったものを含みます。）について、当社が測定した接続通信時間と料金表第１表（料金）の規定とに基づいて算定したデータ通信料の支払いを要します。

２　前項の期間において、着信課金通信を行うことができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

⑴　利用の一時中断をしたときは、第１種契約者は、その期間中のデータ通信料の支払いを要します。

⑵　利用停止があったときは、契約者は、その期間中のデータ通信料の支払いを要します。

⑶　前２号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、着信課金通信を行うことができなかった期間中のデータ通信料の支払いを要します。

区　　別	支払いを要しない料金
１　契約者又はそのダイヤルアップアクセス回線に係る契約を締結している者の責めによらない理由により、その着信課金通信を全く行うことができない状態（その契約に係る電気通信設備又はそのダイヤルアップアクセス回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く行うことができない状態と同程度の状態となる場合を含み	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのデータ通信についての料金（着信課金通信料の加算額を除きます。以下この表において同じとします。）

ます。以下この表において同じとします。)が生じた場合（２欄又は３欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	
２　当社の故意又は重大な過失によりその着信課金通信を全く行うことができない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその着信課金通信についての料金
３　ＩＰ通信網サービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその着信課金通信についての料金

３　契約者は、データ通信料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第１表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

（注）本条第１項に規定する当社が別に定める付加機能は、料金表第１表（料金）に規定する着信課金機能とします。

（留守番電話機能再生利用料の支払義務）

第83条の４の２　契約者（第３種ドットフォン契約者のうちタイプ２に係る者に限ります。以下この条において同じとします。）は、その留守番電話機能の利用（その契約者以外の者が行ったものを含みます。）のち再生機能の利用について、当社が測定した接続通信時間と料金表第１表（料金）の規定とに基づいて算定した留守番電話機能再生利用料の支払いを要します。

２　契約者は、留守番電話機能再生利用料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第１表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

（留守番伝言機能に係る付加機能利用料の支払義務）

第83条の４の２の２　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（留守番伝言機能を利用する者に限ります。以下この条において同じとします。）は、留守番伝言機能におけるメッセージ再生機能の利用について、当社が測定した接続通信時間と料金表第１表（料金）の規定とに基づいて算定した付加機能利用料の支払いを要します。

２　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者は、メッセージ再生機能に係る付加機能利用料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第１表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

（多地点間同時接続機能利用料の支払義務）

第83条の４の３　契約者（第３種ドットフォン契約者のうちタイプ３に係る者に限ります。以下この条において同じとします。）は、その多地点間同時接続機能の利用について、当社が測定した接続通信時間、接続数と料金表第１表（料金）の規定とに基づいて算定した多地点間同時接続機能利用料の支払いを要します。

２　契約者は、多地点間同時接続機能利用料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第１表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者

と協議し、その事情を参酌するものとします。
第83条の５　削除
（パケット通信料の支払義務）
第83条の６　削除
２　削除
（手続きに関する料金の支払義務）
第84条　契約者は、ＩＰ通信網サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第１表（料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。
ただし、その工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社はその料金を返還します。
（工事費の支払義務）
第85条　ＩＰ通信網契約の申込み若しくは工事を要する請求をし、その承諾を受けたとき又は第14条（回線収容部の変更）、第33条の２（回線収容部の変更）第51条の６（回線収容部の変更等）若しくは第51条の16（回線収容部の変更等）に規定する回線収容部の変更等を行ったときは、契約者は、料金表第２表（工事に関する費用）に規定する工事費の支払いを要します。
ただし、工事の着手前にその契約の解除、その工事の請求の取消し又は第１種オープンコンピュータ通信サービス、第３種オープンコンピュータ通信網サービス、第６種オープンコンピュータ通信網サービス若しくは第７種オープンコンピュータ通信網サービスに係る回線収容部の変更等の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
２　工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第３節　料金の計算方法等

（料金の計算方法等）
第86条　料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。
（債権の譲渡等）
第86条の２　第４種ドットフォン契約者は、その第４種ドットフォンサービスから行う特定協定事業者の電報サービス契約約款に規定する電報サービスの料金に係る債権を当社が特定協定事業者から譲り受け、その債権額を当社の料金に合算して請求することを承諾していただきます。この場合、当社または特定協定事業者は、第４種ドットフォン契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
２　前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するIP通信網サービスの料金とみなして取り扱います。

第４節　保証金

（保証金）
第87条　当社は、次の場合には、第４種契約の申込みの承諾にあたり、第４種契約の申込みをした者に対し、保証金の預入れを請求します。
ただし、第４種契約の申込みをした者が、国の機関若しくは地方公共団体（国又は地方公共団体に準ずる機関を含みます。）又は保証金に代わる銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第２条に規定する銀行をいいます。以下この条において同じとします。）若しくは当社が指定する金融機関の保証を受けた者である場合には、この限

りでありません。
⑴　第４種契約の申込みをした者が、第４種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
⑵　第４種契約の申込みをした者が、一定の経理的基礎を有していないとき。
２　保証金の額及び預入期間は、当社が別に定めるところによります。
３　保証金については、無利息とします。
４　当社は、第４種契約の解除があったときは、保証金をその第４種契約者に返還します。この場合、その第４種契約者がその第４種契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。
５　前３項の規定は、銀行又は当社が指定する金融機関の保証による場合について準用します。
（注）本条第２項に規定する当社が別に定める保証金の額はその第４種オープンコンピュータ通信網サービスの利用料の基本額に12を乗じて得た額とし、預入期間は１年間とします。

第５節　割増金及び延滞利息

（割増金）
第88条　契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の２倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。
（延滞利息）
第89条　契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5％の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。
ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。
（注）本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第11章　保守

（契約者の維持責任）
第90条　契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。
（ボイスハードウェア等の使用に係る責任）
第90条の２　当社は、当社が必要と判断したときは、当社の推奨する又は当社が別に定めるボイスハードウェア等を変更することがあります。
２　当社は、前項の規定によりボイスハードウェア等を変更するときは、そのことを契約者（第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者、第１種ドットフォン契約者、第２種ドットフォン契約者又は第３種ドットフォン契約者に限ります。以下、この条において同じとします。）に通知します。
３　契約者は、前２項の規定によりボイスハードウェア等が変更されたときは、その使用するボイスハードウェア等を速やかに変更するものとします。
（契約者の切分責任）
第91条　契約者は、ＩＰ通信網サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
２　前項の確認に際して、契約者（契約者回線、加入者回線又は外部接続回線に係る者に限ります。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、当社

は、ＩＰ通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

３　当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（注）本条は、当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備には適用しません。

（修理又は復旧の順位）

第92条　当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第77条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第１順位及び第２順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順　位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記14の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第１順位となるものを除きます。）
3	第１順位及び第２順位に該当しないもの

（注）当社は、当社又は特定協定事業者の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的に回線収容部又は契約者回線若しくは加入者回線を収容する交換設備等を変更することがあります。

第12章　損害賠償

（責任の制限）

第93条　当社は、ＩＰ通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間と特定協定事業者及びＶｏＩＰ協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その特定協定事業者又はＶｏＩＰ協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）は、そのＩＰ通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用で

きない状態と同程度となる場合を含みます。また、ボイスモードの利用において、その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）より外国側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、特定協定事業者又はＶｏＩＰ協定事業者が特定協定事業者又はＶｏＩＰ協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合又はそのＩＰ通信網サービスがＤＳＬ回線の区間（当社が別に定める特定協定事業者の区間に限ります。）において当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合は、この限りでありません。

２　前項の場合において、当社は、ＩＰ通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのＩＰ通信網サービスに係る次の料金（料金表第１表（料金）に規定する利用料金（第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約及び第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係るもの（利用料の加算額に係るものに限ります。）に限ります。）に定めるものについては、その所属オンネットグループに係る全ての契約者が通信（第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約及び第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係るものであって、所属オンネットグループ内において行うものを除きます。）を全く行うことができない状態が生じた場合に限り、この料金に含みます。）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

⑴　料金表第１表（料金）に規定する利用料金（次号に規定する利用料金を除きます。）及び使用料

⑵　料金表第１表に規定する当社が別に定める定額利用料、利用料、配送料、当社が別に定める利用料又は定額利用料の加算額、当社が別に定める付加機能利用料、ダイヤルアウト通信料、データ通信料、パケット通信料、定額配信速度加算額及び定額配信容量加算額（ＩＰ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前６料金月の１日当たりの平均利用料金（前６料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

⑶　他社料金設定通信に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する通信に関する料金（当社又はその通信に係る特定協定事業者の課金資料に基づき、前号の場合と同様の方法により算出します。）

３　前２項の規定にかかわらず、前項第１号に規定する料金について、アクセス回線共用を行う場合であって、料金表第１表に別段の定めがあるときは、その定める時間ごとに損害を賠償します。

４　第１項及び第２項の場合において、アクセス回線二重化を行う第３種オープンコンピュータ通信網サービス（当社が別に定めるものに限ります）、第５種オープンコンピュータ通信網サービス（当社が別に定めるものに限ります）及びクローズドコンピュータ通信網サービス（当社が別に定めるものに限ります。）については、２の契約（通常契約及び二重化付加契約）に係るものを１の契約に係るものとみなして取り扱います。

５　当社の故意又は重大な過失によりＩＰ通信網サービスの提供をしなかったときは、第１項から第３項の規定は適用しません。

６　第１項及び第２項の規定にかかわらず、第２種オープンコンピュータ通信網サービス、第６種オープンコンピュータ通信網サービス、第１種ホスティングサービス、第２種ホスティングサービス、第３種ホスティングサービス及び付加機能に係る損害賠償の取扱いに関する細目について料金表第１表に別段の定めがある場合は、そ

の定めるところによります。

（注１）本条第１項に規定する当社が別に定める理由は、ＤＳＬ回線に係る別記１の２の⑴に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するＤＳＬ方式に起因する事象によるものとします。

（注２）本条第２項第２号に規定する当社が別に定める定額利用料は、第３種オープンコンピュータ通信網サービス（料金表第１表に規定するクラス１のタイプ１のコース１のプラン２に係るものに限ります。）の定額利用料の基本額及び第５種オープンコンピュータ通信網サービス（料金表第１表に規定するプラン２に係るものに限ります。）の定額利用料及び第８種オープンコンピュータ通信網サービス（料金表第１表に規定するコース１に係るものに限ります。）の定額利用料とします。

（注３）本条第２項第２号に規定する当社が別に定める利用料又は定額利用料の加算額は、特定ダイヤルアップ回線及びポータブルIPアクセスの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額とします。

（注４）本条第２項第２号に規定する当社が別に定める付加機能利用料は、ローミング機能に係る付加機能利用料とします。

（注５）本条第２項第２号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、ＩＰ通信網サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における１日当たりの平均の利用に関する料金とします。

（注６）本条第２項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

（注７）本条第４項に規定する当社が別に定める第３種オープンコンピュータ通信網サービスは、料金表第１表に規定するクラス１のタイプ１のコース１のプラン２に係るものとします。

（注８）本条第４項に規定する当社が別に定める第５種オープンコンピュータ通信網サービスは、料金表第１表に規定するプラン２に係るものとします。

（注９）本条第４項に規定する当社が別に定めるクローズドコンピュータ通信網サービスは、料金表第１表に規定するカテゴリー２のクラス２のタイプ４若しくはタイプ５又はカテゴリー３のクラス１のタイプ４に係るものとします。

（免責）

第94条　当社は、ＩＰ通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

２　当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（ＩＰ通信網サービス取扱所に設置する交換設備等の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第13章　雑則

（他の電気通信事業者との利用契約の締結）

第94条の２　契約者（第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（番号ポータビリティ機能を利用する者に限ります。）又は第４種ドットフォン契約者に限ります。以下この条において同じとします。）の申込みの承諾を受けた者は、別記13の３に定める電気通信事業者がそれぞれ定める契約約款等の規定に基づいて、その電気通信事業者と別

記13の３に定める利用契約を締結したこととなります。
　ただし、契約者からその電気通信事業者に対してその利用契約を締結しない旨の意思表示があったときはこの限りではありません。
２　前項の規定により利用契約を締結した契約者は、該当する電気通信事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その電気通信事業者の契約約款等に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。
　ただし、その契約者が、その利用契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その電気通信事業者の契約約款等に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。
（承諾の限界）
第95条　当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。
　ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。
（利用に係る契約者の義務）
第96条　契約者は、次のことを守っていただきます。
⑴　当社がＩＰ通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
　ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。
⑵　通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
⑶　当社がＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がＩＰ通信網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
⑷　当社がＩＰ通信網契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
⑸　アクセス回線二重化を行う場合において、２の加入者回線等又は契約者回線を同時に使用する通信（以下「アクセス回線二重化の目的外利用」といいます。）を行わないこと。
⑹　他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様でＩＰ通信網サービスを利用しないこと。
　なお、別記４の２に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。
２　契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
３　契約者は、当社から割り当てられた契約者識別符号及び暗証符号（以下、「契約者識別符号等」とします。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。
４　契約者が前号の規定に反し、ＩＰ通信網サービスに関する当社の業務遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は契約者識別符号等の変更その他当社が別に定める必要な措置をとる場合があります。
５　当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめその理由、その他必要な措置をとる旨を契約者に通知します。
　ただし、緊急やむを得ない場合その他当社が別に定める場合はこの限りではあり

ません。

（契約者回線、加入者回線又は外部接続回線の設置場所の提供等）

第97条　契約者回線、加入者回線又は外部接続回線の設置場所の提供等については、別記５に定めるところによります。

（技術的事項及び技術資料の閲覧）

第98条　当社は、当社が指定する当社の事業所において、ＩＰ通信網サービスにおける基本的な技術的事項及びＩＰ通信網サービスを利用するうえで参考となる技術資料を閲覧に供します。

（契約者からの通知）

第99条　契約者は、接続契約者回線等、ＤＳＬ回線（当社が別に定めるものを除きます。）又はデータ利用回線について、第10条（第１種契約申込の方法）、第24条（第２種契約申込の方法）、第30条（第３種契約申込の方法）若しくは第51条の３（第６種契約申込の方法）に規定する事項、利用休止又は利用権の譲渡その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社に通知していただきます。

２　第３種契約者（加入者共用回線に係る者に限ります。）は、加入者共用回線を共用する別記２の３に定める当社の提供する電気通信サービスについて、利用権の譲渡その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社に通知していただきます。

３　第６種契約者（カテゴリー２に係る者に限ります。）は、ＤＳＬ回線共用回線等について、利用権の譲渡その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社に通知していただきます。

（注１）本条第１項に規定する当社が別に定めるＤＳＬ回線は、料金表第１表（料金）に規定する第２種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ２のコース１及び第４種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ３のコース１及びコース２並びに第６種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ３のコース１及びコース４に係るＤＳＬ回線とします。

（注２）本条第１項に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。

⑴　接続契約者回線等、ＤＳＬ回線又はデータ利用回線に係る契約を締結している者の氏名及び住所の変更

⑵　接続契約者回線等、ＤＳＬ回線又はデータ利用回線に係る契約の解除

（注３）本条第２項に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。

⑴　加入者共用回線を共用する別記２の３に定める当社の提供する電気通信サービスに係る契約を締結している者の氏名及び住所の変更

⑵　加入者共用回線を共用する別記２の３に定める当社の提供する電気通信サービスに係る契約の解除

（注４）本条第３項に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。

⑴　ＤＳＬ回線共用回線等に係る契約を締結している者の氏名及び住所の変更

⑵　ＤＳＬ回線共用回線等に係る契約の解除

（契約者の氏名等の通知）

第100条　当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者（その協定事業者とＩＰ通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

（協定事業者からの通知）

第101条　契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

（電話番号案内）

第101条の２　当社は、契約者（第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（当社若しくは別記１の２の⑴に規定する特定協定事業者が付与する電気通信番号規則第９条第１

号に定める電気通信番号を利用する者に限ります。）又は第４種ドットフォン契約者に限ります。以下第101条の４まで同じとします。）から請求があったときは、別記４の５に定めるところにより当社が付与するＩＰセントレックス番号又は第４種ドットフォン番号を当社が別に定める協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。

（注）本条に規定する当社が別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

（相互接続番号案内）

第101条の２の２　第４種ドットフォン契約者は、別記４の５の２に定めるところにより、その第４種ドットフォンサービスから相互接続番号案内（相互接続点を介して当社が別に定める協定事業者が提供する電話番号案内に接続し、電話番号案内を利用することをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

（電話帳）

第101条の３　当社は、契約者から請求があったときは、別記４の６から４の８に定めるところにより、当社が付与したＩＰセントレックス番号又は第４種ドットフォン番号を電話帳（当社が別に定める協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じ　とします。）に掲載します。

（注１）前条に規定する電話番号案内を行わない場合については、電話帳の掲載は行いません。

（注２）本条に規定する当社が別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

（番号情報の提供）

第101条の４　当社は、当社の番号情報（電話番号案内又は電話帳掲載に必要な情報（第101条の２（電話番号案内）及び第101条の３（電話帳）に規定する電話番号案内及び電話帳掲載を省略することとなった契約者に係る番号情報を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するために西日本電信電話株式　会社が設置するデータベース設備をいいます。以下この条において同じとします。）に登録します。

２　前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する西日本電信電話株式会社が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社が別に定める者に限ります。）に提供します。

（注１）本条第２項に規定する当社が別に定める者は、西日本電信電話株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

（注２）本条第２項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。

（注３）当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

（注４）電話番号案内のみを行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に西日本電信電話株式会社が提供します。

（協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行）

第102条　当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款及び料金表の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

⑴　その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。

⑵　その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
⑶　その他当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないとき。
２　前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者に支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。
（協定事業者によるＩＰ通信網サービスに関する料金等の回収代行）
第102条の２　当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその契約者に請求することとした料金または工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。
⑴　その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
⑵　その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
⑶　その他当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないとき。
２　前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者に支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。
（法令に規定する事項）
第103条　ＩＰ通信網サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。
（注）法令に定めがある事項については、別記６から別記10に定めるところによります。

（個人情報の取り扱い）
第103条の２　当社は、　ＩＰ通信網サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記10の２及び当社が別に定めるところによります

（閲覧）
第104条　この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第14章　附帯サービス

（附帯サービス）
第105条　ＩＰ通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記11から別記13に定めるところによります。

別記

１　ＩＰ通信網サービスの提供区間

当社のＩＰ通信網サービスは、次に掲げる区間において提供します。

⑴　契約者回線の終端相互間

⑵　契約者回線の終端と加入者回線の終端との間

⑶　契約者回線の終端とサービス接続点との間

⑷　契約者回線の終端と相互接続点との間

⑸　契約者回線の終端とサービスインタワークポイント（ＩＰ通信網とデータ伝送サービス契約約款に規定するデータ伝送網又はＩＰ伝送サービス契約約款に規定するＩＰ伝送網との接続点をいいます。以下同じとします。）との間

⑹　契約者回線の終端とＩＰ伝送サービス契約約款に規定するサービス接続点との間

⑺　加入者回線の終端相互間

⑻　加入者回線の終端とサービス接続点との間

⑼　加入者回線の終端と相互接続点との間

⑽　加入者回線の終端とサービスインタワークポイントとの間

⑾　サービス接続点相互間（同一のサービス接続点に終始する場合を含みます。）

⑿　サービス接続点と相互接続点との間

⒀　サービス接続点とサービスインタワークポイントとの間

⒁　相互接続点相互間（同一の相互接続点に終始する場合を含みます。）

⒂　相互接続点とサービスインタワークポイント（ＩＰ通信網と電話等サービス契約約款に規定する総合ディジタル通信網との接続点を含みます。）との間

⒃　相互接続点とＩＰ伝送サービス契約約款に規定するサービス接続点との間

⒄　相互接続点と外部接続回線の終端との間

⒅　相互接続点と外国との間

１の２　特定協定事業者

⑴　他社接続契約者回線、利用回線、ＤＳＬ回線、光アクセス回線、データ利用回線、ダイヤルアウト及びダイヤルアップアクセス回線に係るもの

東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社

⑵　他社接続契約者回線及びダイヤルアウトに係るもの

ア　他社接続契約者回線及びダイヤルアウトに係るもの

東北インテリジェント通信株式会社 中部テレコミュニケーション株式会社 北陸通信ネットワーク株式会社 株式会社ケイ・オプティコム 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ 株式会社ＳＴＮｅｔ 九州通信ネットワーク株式会社 沖縄通信ネットワーク株式会社

イ　他社接続契約者回線に係るもの

ＫＤＤＩ株式会社 北海道総合通信網株式会社

⑶　他社接続契約者回線、ＤＳＬ回線及び光アクセス回線に係るもの

株式会社アッカ・ネットワークス

⑷　ダイヤルアウトに係るもの

ベライゾン ジャパン株式会社
ソフトバンクテレコム株式会社
株式会社ジェイコム東京
株式会社ジェイコム関東
株式会社ジェイコム千葉
株式会社ジェイコム湘南
土浦ケーブルテレビ株式会社
株式会社ジェイコムさいたま
株式会社ジェイコム関西
福岡ケーブルネットワーク株式会社
株式会社ケーブルビジョン２１
株式会社ジェイコム北九州
株式会社ケーブルネット下関
北摂ケーブルネット株式会社
株式会社ケーブルネット神戸芦屋
株式会社メディア
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社
株式会社ＫＶＨ
沖縄セルラー電話株式会社
ＺＩＰ　Ｔｅｌｅｃｏｍ株式会社

⑸　ダイヤルアウト、データ利用回線及びダイヤルアップアクセス回線に係るもの

ア　ダイヤルアップアクセス回線に係るもの

株式会社ウィルコム

イ　ダイヤルアウト及びデータ利用回線に係るもの

ＫＤＤＩ株式会社
ソフトバンクモバイル株式会社

⑹　ダイヤルアウト、移動利用回線、データ利用回線及びダイヤルアップアクセス回線に係るもの

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州

１の３　ＶｏＩＰ協定事業者

⑴　電気通信番号規則第９条第１号に定める電話番号に係るもの

東日本電信電話株式会社
西日本電信電話株式会社
ＫＤＤＩ株式会社
株式会社メディア
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社
中部テレコミュニケーション株式会社
株式会社ケイ・オプティコム
株式会社ＳＴＮｅｔ
東北インテリジェント通信株式会社
株式会社ジェイコム札幌
九州通信ネットワーク株式会社
ソフトバンクテレコム株式会社

⑵　電気通信番号規則第10条第２号に定める電話番号に係るもの

株式会社ぷららネットワークス
株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイー
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社
ＫＤＤＩ株式会社
ソフトバンクテレコム株式会社
中部テレコミュニケーション株式会社
株式会社ケイ・オプティコム
東北インテリジェント通信株式会社
株式会社メディア
株式会社ＳＴＮｅｔ
ＢＢテクノロジー株式会社
ＺＩＰ　Ｔｅｌｅｃｏｍ株式会社

２　アクセス回線共用を行うことができる電気通信サービス

アクセス回線共用を行うことができる電気通信サービスは、以下のとおりとします。

⑴　電話等サービス
⑵　専用サービス
⑶　データ伝送サービス
⑷　イーサネット通信サービス
⑸　ＩＰ伝送サービス
⑹　第３種オープンコンピュータ通信網サービス

２の２　ＤＳＬ回線共用回線等に係る電気通信サービス

⑴　ＤＳＬ回線共用回線に係るもの
　　アクセスデータ通信サービス
⑵　ＤＳＬ回線共用回線との接続に係るもの
　　電話等サービス

２の３　加入者共用回線を共用する電気通信サービス

加入者共用回線を共用する電気通信サービスは、以下のとおりとします。

⑴　電話等サービス
⑵　イーサネット通信サービス

３　契約者の地位の承継

⑴　相続又は法人の合併若しくは分割により契約者（第４種契約（料金表第１表（料

金）に規定するタイプ１のコース８又はコース９に係る契約者に限ります。）及びデータ発信契約者を除きます。）の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属ＩＰ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

⑵　⑴の場合に、地位を承継した者が２人以上あるときは、そのうちの１人（その接続契約者回線等若しくはＤＳＬ回線（第４種オープンコンピュータ通信網サービスに係るもの、料金表第１表（料金）に規定する第２種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ２のコース１に係るもの並びに第６種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ３のコース１及びコース４に係るものを除きます。）に係る者又はその加入者共用回線を共用する別記２の３に定める当社の提供する電気通信サービスに係る者と同一の者とします。ただしアクセス回線共用を行う場合であって、その接続共用回線等について当社又は特定協定事業者と契約を締結している者が２以上となるときは、その中の１人とします。）を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

⑶　当社は、⑵の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの１人を代表者として取り扱います。

４　契約者の氏名等の変更

⑴　契約者（第４種契約（料金表第１表（料金）に規定するタイプ１のコース８又はコース９に係る契約者に限ります。）及びデータ発信契約者を除きます。）は、その氏名、名称又は住所若しくは居所、その他ＩＰ通信網契約に必要な事項について変更があったときは、そのことを速やかに所属ＩＰ通信網サービス取扱所に届け出て頂きます。

⑵　⑴の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

⑶　前項に規定する変更の申し出を怠ったことにより不利益を被った場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

４の２　ＩＰ通信網サービスにおける禁止事項

契約者はＩＰ通信網サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

⑴　他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

⑵　他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

⑶　他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為

⑷　（詐欺、業務妨害等の）犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為

⑸　わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為

⑹　無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為

⑺　ＩＰ通信網サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為

⑻　他人になりすましてＩＰ通信網サービスを利用する行為（偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）

⑼　有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為

⑽　本人の同意を得ること無く不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為

⑾　他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為

⑿　当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為

⒀　その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する

態様でリンクをはる行為

⑭　ボイスモードの利用において、故意に多数の不完了呼を発生させ又は連続的に多数の呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為

⑮　ボイスモードの利用において、当社以外の者が提供するＶｏＩＰサービスへ転送を行う等、品質を保持できないような形態により利用する行為

⑯　ボイスモードの利用において、本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、商業的宣伝若しくは勧誘の通信をする又は商業的宣伝若しくは勧誘を目的とした回線への発信を誘導する行為

⑰　ボイスモードの利用において、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある通信をする行為

⑱　ボイスモードの利用において、双方に発信の意思がない通信を発生させる行為

⑲　ID、パスワード、その他個人若しくは法人に属する情報をWebサイト若しくは電子メール等を利用する方法により、その情報が属する個人若しくは法人の錯誤等により意図に反して取得する行為又はそのおそれのある行為

⑳　その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為

４の３　広告情報の提供に係る承諾

契約者は、当社が当社又は当社の提携先等第三者の提供する商品・サービス等に関

する情報提供（広告・宣伝を含みます。）を行うために電子メール等を送付することに、承諾していただきます。なお、契約者は、当社に申し出ることにより、この電子メール等の送付を中止、又は再開することができます。

４の４　他社料金設定通信に関する料金の取扱い等

⑴　他社料金設定通信に関する料金は、当社の提供区間（別記１に定める区間のうち、料金表第１表（料金）６の６－２－１に規定するデータ通信料に係る区間に限ります。）と協定事業者の提供区間（複数の協定事業者に係る提供区間を含みます。）とを合わせて別記１の２の⑸及び⑹に掲げる特定協定事業者が設定するものとし、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

⑵　⑴の規定により、特定協定事業者が定める料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるものを除き、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

４の５　電話番号の普通案内及び重複案内

⑴　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（当社若しくは別記１の２の⑴に規定する特定協定事業者が付与する電気通信番号規則第９条第１号に定める電気通信番号を利用する者に限ります。以下、別記４の８まで同じとします。）は、ＩＰセントレックス番号の普通案内（１の氏名、名称又は称号につき１のＩＰセントレックス番号を案内することをいいます。以下同じとします。）に係る請求をしその承諾を受けたときは、料金表第３表（電話番号案内利用に関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

⑵　⑴に規定するほか、第３種ＩＰ－ＰＢＸ契約者がＩＰセントレックス番号の重複案内（氏名、名称、称号（普通案内として案内したものを除きます。）又は商品名につき、１のＩＰセントレックス番号（普通案内に係るものと同一番号とします。）を案内することをいいます。以下同じとします。）に係る請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第３表（電話番号案内利用に関する料金）に規定する支払いを要します。

４の５の２　相互接続番号案内

第４種ドットフォン契約者は、相互接続番号案内を利用した場合、相互接続番号案内を利用のつど、料金表第３表（相互接続番号案内料）に規定する相互接続番号

案内料の支払いを要します。

４の６　電話帳の普通掲載

⑴　当社は、契約者（第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者又は第４種ドットフォン契約者に限ります。以下、別記４の８まで同じとします。）から請求があったときは、ＩＰセントレックス番号又は第４種ドットフォン番号を電話帳（当社が別に定める協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。）に普通掲載として次の事項を掲載します。

ア　契約者又はその契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち１

イ　契約者又はその契約者が指定する者の職業（当社が別に定める協定事業者が定める職業区分によるものとします。）のうち１

ウ　契約者又はその契約者が指定する者の住所又は居所のうち１

⑵　⑴に規定する事項は、当社が別に定める協定事業者が定める形式に従って掲載します。

⑶　⑴の規定により普通掲載として掲載できる数は、利用するＩＰセントレックス番号（当社若しくは別記１の２の⑴に規定する特定協定事業者が付与する電気通信番号規則第９条第１号に定める電気通信番号に限ります。）の数の範囲内とします。

⑷　当社は、その普通掲載が当社が別に定める協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、⑴の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行わないことがあります。

（注）本条に規定する当社が別に定める協定事業者は東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

４の７　電話帳の掲載省略

当社は、契約者から請求があったとき又はその掲載番号が、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約（カテゴリー４に係るＩＰ－ＶＰＮ利用回線が臨時のものに限ります。）に係るものであるときは、電話帳への掲載を省略します。

４の８　電話帳の重複掲載

⑴　当社は、契約者から、普通掲載のほか、別記４の６（電話帳の普通掲載）に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。

ア　氏名、名称若しくは称号（普通掲載として掲載したものを除きます。）又は商品名による掲載

イ　普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載

⑵　⑴に規定する事項は、当社が別に定める協定事業者が定める形式に従って掲載します。

⑶　当社は、その重複掲載が当社が別に定める協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、⑴の規定にかかわらず、電話帳の重複掲載の取扱いを行わないことがあります。

⑷　第４種ドットフォン契約者は、第４種ドットフォン番号の電話帳の重複掲載に係る請求をしその承諾を受けたときは、料金表第３表（重複掲載に関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

（注）本条に規定する当社が別に定める協定事業者は東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

５　契約者回線、加入者回線又は外部接続回線の設置場所の提供等

⑴　契約者回線、加入者回線又は外部接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線、加入者回線又は外部接続回線を設置するために必要な場所は、その契約者（契約者回線、加入者回線又は外部接続回線に係る者に限ります。以下５において同じとします。）から提供していただきます。

ただし、契約者からの要請があったときは、当社が別に定めるところにより、

契約者回線又は外部接続回線の設置場所を提供することがあります。

⑵　当社がＩＰ通信網契約に基づき設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。

⑶　契約者は、契約者回線、加入者回線又は外部接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

５の２　保守用電気通信回線の接続

第５種契約者は、その契約者回線（第５種オープンコンピュータ通信網サービス（料金表第１表（料金）に規定するイーサネット方式のものであって、非対称型のものに限ります。）に係るものに限ります。以下５の２において同じとします。）の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、保守用の電気通信回線を接続することができます。この場合、１の契約者回線（アクセス回線二重化を行う場合は、その通常契約及び二重化付加契約に係る２の契約者回線とします。）に接続できる電気通信回線に係る符号伝送速度の合計値は、その契約者回線が10BASE-Tに係るものの場合は128kbit/s以下とし、100BASE-TXに係るものの場合は1.536Mbit/s以下とし、1000BASE-SXに係るものの場合は10Mbit/s以下とします。

６　自営端末設備の接続

⑴　契約者（契約者回線、加入者回線又は外部接続回線に係る者に限ります。以下９まで同じとします。）は、その契約者回線、加入者回線若しくは外部接続回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線、加入者回線又は外部接続回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」をいいます。）様式第７号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第３条で定める種類の端末機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第２項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式第14号に規定する表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

⑵　当社は、⑴の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア　その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ　その接続が、事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

⑶　当社は、⑵の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

ア　技術基準適合認定規則様式第7号または14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。

イ　事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

⑷　⑶の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

⑸　契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第４条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第３条で定める場合は、この限りでありません。

⑹　契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、⑴から⑸の規定に準じて取り扱います。

⑺　契約者は、その契約者回線、加入者回線又は外部接続回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

７　自営端末設備に異常がある場合等の検査

⑴　当社は、契約者回線、加入者回線又は外部接続回線に接続されている自営端末

設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第２項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

⑵　⑴の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

⑶　⑴の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線、加入者回線又は外部接続回線から取りはずしていただきます。

８　自営電気通信設備の接続

⑴　契約者は、その契約者回線、加入者回線若しくは外部接続回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線、加入者回線又は外部接続回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項を記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

⑵　当社は、⑴の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア　その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ　その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて総務大臣の認定を受けたとき。

⑶　当社は、⑵の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第１項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

⑷　⑶の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

⑸　契約者は、工事担任者規則第４条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第３条で定める場合は、この限りでありません。

⑹　契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、⑴から⑸の規定に準じて取り扱います。

⑺　契約者は、その契約者回線、加入者回線又は外部接続回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

９　自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線、加入者回線又は外部接続回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記７（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

10　当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

10の２　個人情報の開示

⑴　当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。

⑵　契約者は、⑴の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。

11　ＩＰアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等

⑴　当社は、契約者（第１種契約者、第３種契約者、第５種契約者、第６種契約者（カテゴリー１（料金表第１表（料金）に規定するタイプ４のコース４以外のものであって、プラン１に係るものに限ります。）に係る者及びカテゴリー３に係る

者を除きます。)、第８種契約者、第１種ホスティング契約者、第２種ホスティング契約者、第３種ホスティング契約者、第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者又は第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（第６種契約のカテゴリー１及びカテゴリー２のタイプ４に係る契約者に限ります。）に限ります。以下⑹まで同じとします。）から請求があったときは、その契約者に代わって、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「ＪＰＮＩＣ」といいます。）にそのＩＰ通信網契約に係るＩＰアドレスの割当て若しくは返却、株式会社日本レジストリサービス（以下「ＪＰＲＳ」といいます。）にそのＩＰ通信網契約に係るドメイン名（ＪＰＲＳによって割り当てられるものに限ります。以下11において同じとします。）の割当て、変更、移転若しくは廃止又はＪＰＮＩＣ若しくはＪＰＲＳにそのＩＰ通信網契約に係るＪＰＮＩＣデータベース（ＩＰアドレス又はドメイン名の利用にあたりＪＰＮＩＣ又はＪＰＲＳに登録される情報をいいます。以下同じとします。）の登録、変更若しくは更新の申請手続き等を行います。

⑵　⑴の場合、契約者は、料金表第３表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。（当社が別に定める場合を除きます。）

⑶　契約者は、ドメイン名（そのＩＰ通信網契約に係るもの(当社が別に定めるものを除きます。）に限ります。以下11において同じとします。）を利用している場合は、料金表第３表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

⑷　契約者は、ドメイン名を利用している場合において、ＩＰ通信網契約の解除をするときは、そのドメイン名について、あらかじめ指定事業者（ＪＰＲＳに対しドメイン名に係る申請手続き等の代行を行う事業者であって、ＪＰＲＳが定める者をいいます。以下11において同じとします。）の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求をしていただきます。

⑸　⑷の場合において、指定事業者の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求が行われなかったときは、当社は、そのドメイン名について、廃止の申請手続きを行います。この場合、当社はドメイン名の廃止に伴い発生する損害について責任を負いません。

⑹　⑷又は⑸の場合において、指定事業者の変更又はドメイン名の廃止が完了するまでの間にドメイン名の更新日を越えた場合は、契約者は、料金表第３表（附帯サービスに関する料金）に規定する更新に関する料金の支払いを要します。

⑺　⑴に規定するほか、当社は、料金表第１表（料金）に規定するＩＰｖ６トンネリング機能を利用する契約者から請求があったときは、そのＩＰｖ６トンネリング機能に係るＩＰアドレスの割当て又は返却の手続き等を行います。この場合の割当て又は返却に係る料金の扱いについては、⑵の規定に準ずるものとします。

11の２　ＩＰ通信網サービスに係る回線制御装置の提供等

⑴　当社は、契約者（⑵に定める者に限ります。以下11の２において同じとします。）から請求があったときは、そのＩＰ通信網サービスに係る回線制御装置（契約者が、そのＩＰ通信網契約に係るＩＰ通信網サービスを利用して、コンピュータ通信に係る広域網を自ら構築するために使用する装置をいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、契約者は、料金表第３表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

⑵　回線制御装置の提供の請求を行うことができる契約者は、料金表第３表に規定する回線制御装置の種別ごとに、次のとおりとします。

種　別		契　　約　　者
ＶＰＮ	ア　イ、ウ以外のもの	ア　第１種契約者（臨時第１種契約者、料金表第１表（料金）に規定する６Mb/sの品目に係る者及び料金表第１表に規定する選択型パケットフィルタリング機能又はＩＰｖ６トンネリング機能を利

型		用する者を除きます。） イ　第３種契約者（臨時第３種契約者、加入者共用回線に係る者、接続契約者回線に係る者、アクセス回線共用の利用に係る者、料金表第１表に規定するクラス２（６Mb/sの品目に限ります。）に係る者及び料金表第１表に規定する選択型パケットフィルタリング機能又はＩＰｖ６トンネリング機能を利用する者を除きます。） ウ　第５種契約者（料金表第１表に規定するＩＰｖ６トンネリング機能を利用する者を除きます。） エ　第６種契約者（カテゴリー１（料金表第１表に規定するタイプ２のプラン２又はタイプ３のコース２（12Mb/s品目及び26Mb/s品目のものを除きます。）若しくはコース３、タイプ４のコース２の２、コース３の２又はコース９の２に係るものに限ります。）に係る者、カテゴリー２に係る者及び料金表第１表に規定する選択型パケットフィルタリング機能又はＩＰｖ６トンネリング機能を利用する者を除きます。） オ　第８種契約者（料金表第１表に規定するＩＰｖ６トンネリング機能を利用する者を除きます。）
	イＳＳＬ型	ア　第１種契約者（臨時第１種契約者、料金表第１表（料金）に規定する６Mb/sの品目に係る者及び料金表第１表に規定する選択型パケットフィルタリング機能又はＩＰｖ６トンネリング機能を利用する者を除きます。） イ　第３種契約者（臨時第３種契約者、加入者共用回線に係る者、接続契約者回線に係る者、アクセス回線共用の利用に係る者、料金表第１表に規定するクラス２（６Mb/sの品目に限ります。）に係る者及び料金表第１表に規定する選択型パケットフィルタリング機能又はＩＰｖ６トンネリング機能を利用する者を除きます。） ウ　第５種契約者（料金表第１表に規定するＩＰｖ６トンネリング機能を利用する者を除きます。） エ　第６種契約者（カテゴリー１（料金表第１表に規定するタイプ３のコース３、タイプ４のコース２の２、コース３の２又はコース９の２若しくはタイプ２からタイプ４のプラン１に係る者に限ります。）に係る者、カテゴリー２に係る者、カテゴリー３に係る者、カテゴリー５（料金表第１表に規定するタイプ３及びタイプ４のプラン１に係る者に限ります。）に係る者、カテゴリー６に係る者及び料金表第１表に規定する選択型パケットフィルタリング機能又はＩＰｖ６トンネリング機能を利用する者を除きます。 オ　第８種契約者（料金表第１表に規定するＩＰｖ６トンネリング機能を利用する者を除きます。）
	ウＳＭＦ型	第６種契約者（カテゴリー１（料金表第１表に規定するタイプ３のコース１又はコース１の２、タイプ４のコース１、コース２、コース３、コース４又はコース９に係るものに限ります。）に係る者（料金表第１表に規定するＩＰｖ６トンネリング機能を利用する者を除きます。）であってプラン１のものに限ります。）
ＦＷ型		ア　第１種契約者（臨時第１種契約者、料金表第１表に規定する６Mb/sの品目に係る者及び料金表第１表に規定する選択型パケットフィルタリング機能又はＩＰｖ６トンネリング機能を利用する者を除きます。）

	イ　第３種契約者（臨時第３種契約者、加入者共用回線に係る者、接続契約者回線に係る者、アクセス回線共用の利用に係る者、料金表第１表に規定するクラス２（６Mb/sの品目に限ります。）に係る者及び料金表第１表に規定する選択型パケットフィルタリング機能又はＩＰｖ６トンネリング機能を利用する者を除きます。） ウ　第５種契約者（料金表第１表に規定するＩＰｖ６トンネリング機能を利用する者を除きます。） エ　第６種契約者（カテゴリー１（料金表第１表に規定するタイプ３のコース３若しくはコース４又はタイプ４のコース２の２、コース３の２、コース５からコース８、コース９の２、コース10に係るものに限ります。）に係る者、カテゴリー２に係る者、カテゴリー３に係る者、カテゴリー5に係る者、カテゴリー6に係る者及び料金表第１表に規定する選択型パケットフィルタリング機能又はＩＰｖ６トンネリング機能を利用する者を除きます。） オ　第８種契約者（料金表第１表に規定するＩＰｖ６トンネリング機能を利用する者を除きます。）
コンバータ型	第３種契約者（料金表第１表に規定するクラス１のタイプ２に係る者であってＡＴＭ方式を利用する者に限ります。）

⑶　回線制御装置（料金表第３表に規定するＳＳＬ型、ＳＭＦ型及びＦＷ型に限ります。以下⑷まで同じとします。）には、料金表第３表に定めるところにより、回線制御装置の提供を開始した日から起算して１年間の最低利用期間があります。

⑷　契約者は、⑶の最低利用期間内に回線制御装置の提供の廃止があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第３表に規定する額を支払っていただきます。

⑸　当社は、契約者（料金表第３表に規定するＳＭＦ型に係る者を除きます。）から請求があったときは、料金表第３表に定めるところにより回線制御装置に係るオプションサービスを提供します。この場合、契約者は、料金表第３表に規定する料金の支払いを要します。

⑹　当社は、契約者から請求があったときは、回線制御装置の設置若しくは移転、オプションサービスの利用又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、契約者は、料金表第３表に規定する工事費の支払いを要します。

⑺　契約者（ＳＭＦ型の保守タイプ０に係る者に限ります。以下⑺において同じとします。）は、回線制御装置を利用して構築する１の広域網に属する契約者の中から、１の代表管理者を当社に通知していただきます。これを変更したときも同様とします。当社は代表管理者にＳＭＦ機能に係るＩＤパスワード等を通知します。代表管理者は、ＩＤ及びパスワードの利用上及び管理上その他の責任を負うものとします。

⑻　回線制御装置を設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。

　ただし、第５種契約者からの要請があったときは、当社が別に定めるところにより、回線制御装置の設置場所を提供することがあります。

⑼　回線制御装置に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。

⑽　契約者が回線制御装置を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。

⑾　当社は、回線制御装置を提供すべき場合において、当社（料金表第３表に規定するＦＷ型の場合は、提携事業者（インターネット セキュリティ システムズ株式会社をいいます。以下⑾において同じとします。）を含みます。）の責めに帰すべき理由により回線制御装置に障害が発生してその通常の使用ができなくなったときは、その回線制御装置が全く使用できない状態（その回線制御装置に係る提

携事業者の提供するサービスが全く利用できない状態を含みます。以下⑿まで同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、次表に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、提携事業者が提携事業者の定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りでありません。

区　　分	時　　間
ア　イ以外の場合	96時間
イ　料金表第３表に規定する回線制御装置の保守の区別が保守タイプ２の場合	24時間

⑿　⑾の場合において、当社は、回線制御装置が全く使用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその回線制御装置の回線制御装置使用料を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。この場合、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

⒀　当社の故意又は重大な過失により回線制御装置に障害が発生してその通常の使用ができなくなったときは、⑾及び⑿の規定は適用しません。

⒁　当社は、当社が設置した回線制御装置を善良な管理者の注意をもって契約者に保管していただきます。

⒂　契約者は、⒁の規定に違反して回線制御装置を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

⒃　⑴から⒂に規定するほか、回線制御装置に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

11の２の２　クローズドコンピュータ通信網サービスに係る端末設備の提供

⑴　当社は、契約者（クローズドコンピュータ通信網サービスにおけるカテゴリー２のクラス１のタイプ２又はクラス４に係る者に限ります。以下11の２の２において同じとします。）から請求があったときは、そのクローズドコンピュータ通信網サービスに係る端末設備を提供します。この場合、契約者は料金表第３表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

⑵　当社は、契約者から請求があったときは、端末設備の設置若しくは移転又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、契約者は、料金表第３表に規定する料金の支払いを要します。

⑶　端末設備を設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。

⑷　端末設備に必要な電気は、契約者から提供していただきます。

⑸　契約者が端末設備を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。

⑹　契約者は、当社が提供した端末設備を善良な管理者の注意をもって契約者に保管していただきます。

⑺　契約者は、⑹の規定に違反して端末設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

⑻　⑴から⑺に規定するほか、端末設備に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

11の２の３　特定加入者回線に係る端末設備の提供

⑴　当社は、契約者（オープンコンピュータ通信網サービスにおける第６種契約のカテゴリー５又はカテゴリー６のタイプ３、タイプ４（コース９に係るものに限ります。）若しくは第７種契約のカテゴリー１のタイプ１若しくはクローズドコンピュータ通信網サービスにおけるカテゴリー２のクラス４又はクラス５のプラン

１若しくはカテゴリー３のクラス２のタイプ１に係る者に限ります。以下11の２の３において同じとします。）から請求があったときは、そのオープンコンピュータ通信網サービス又はクローズドコンピュータ通信網サービスに係る端末設備を提供します。この場合、契約者は料金表第３表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。⑵　当社は、契約者から請求があったときは、端末設備の設置若しくは移転又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、契約者は、料金表第３表に規定する料金の支払いを要します。

⑶　端末設備を設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。

⑷　端末設備に必要な電気は、契約者から提供していただきます。

⑸　契約者が端末設備を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。

⑹　契約者は、当社が提供した端末設備を善良な管理者の注意をもって契約者に保管していただきます。

⑺　契約者は、⑹の規定に違反して端末設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

⑻　⑴から⑺に規定するほか、端末設備に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

11の２の４　第７種オープンコンピュータ通信網サービスに係る第７種回線終端装置の提供

⑴　当社は、第７種契約者から請求があったときは、そのオープンコンピュータ通信網サービスに係る第７種回線終端装置を提供します。この場合、契約者は料金表第３表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

⑵　当社は、第７種契約者から請求があったときは、第７種回線終端装置の設置若しくは移転又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、第７種契約者は、料金表第３表に規定する料金の支払いを要します。

⑶　第７種回線終端装置を設置するために必要な場所は、第７種契約者から提供していただきます。

⑷　第７種回線終端装置に必要な電気は、契約者から提供していただきます。

⑸　第7種契約者が第７種回線終端装置を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。

⑹ 第７種契約者は、当社が提供した第７種回線終端装置を善良な管理者の注意をもって第７種契約者に保管していただきます。

⑺ 第７種契約者は、⑹の規定に違反して第７種回線終端装置を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

⑻ ⑴から⑺に規定するほか、第７種回線終端装置に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

11の２の５　第７種オープンコンピュータ通信網サービス等に係るＷＥＢカメラの提供

⑴　当社は、第７種契約者又はクローズドコンピュータ通信網契約者（料金表第１表に定めるカテゴリー２のクラス１又はクラス４に係る者に限ります。）から請求があったときは、そのオープンコンピュータ通信網サービスに係るＷＥＢカメラ（そのカメラを設置した場所の 映像をＩＰ通信網を通じて遠隔地から見る事のできる機能を持ったカメラを言います。以下同じとします。）を提供します。この場合、契約者は料金表第３表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

⑵　当社は、第７種契約者又はクローズドコンピュータ通信網契約者（以下、⑾まで契約者といいます。）から請求があったときは、ＷＥＢカメラの設置又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、契約者は、料金表第３表に規定する料金の支払いを要します。

⑶　ＷＥＢカメラには、料金表第３表に定めるところにより、ＷＥＢカメラの提供を開始した日から起算して１年間の最低利用期間があります。

⑷　契約者は、⑶の最低利用期間内にＷＥＢカメラの提供の廃止があった場合は、

当社が定める期日までに、料金表第３表に規定する額を支払っていただきます。
⑸当社は、契約者から請求があったときは、ＷＥＢカメラの設置若しくは移転又はその他の変更に係る工事を行ないます。この場合、契約者は、料金表第３表に規定する工事費の支払を要します。
⑹　ＷＥＢカメラを設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。
⑺　ＷＥＢカメラに必要な電気は、契約者から提供していただきます。
⑻　契約者がＷＥＢカメラを使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
⑼ 契約者は、当社が提供したＷＥＢカメラを善良な管理者の注意をもって保管していただきます。
⑽　契約者は、⑼の規定に違反してＷＥＢカメラを亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
⑾　⑴から⑽に規定するほか、ＷＥＢカメラに係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

11の３　ＩＰ通信網サービスに係るコネクティビティの提供等

⑴　当社は、契約者（⑵に定める者に限ります。以下11の３において同じとします。）から請求があったときは、そのＩＰ通信網サービスに係るコネクティビティ（ＩＰ通信網サービス取扱所内におけるＩＰ通信網サービスに係る電気通信回線の終端と当社の施設又は当社が指定する施設（当社が別に定めるものに限ります。）に設置される契約者の設備との間に設置するケーブル等をいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、契約者は、料金表第３表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
⑵　コネクティビティの提供の請求を行うことができる契約者は、次に掲げる者に限ります。
ア　第５種契約者（料金表第１表（料金）に規定するタイプ１に係る者に限ります。）
イ　クローズドコンピュータ通信網契約者（カテゴリー２のクラス２のタイプ５に係る者、カテゴリー３のクラス１のタイプ４に係る者又は外部接続回線に係る者に限ります。）
ウ　第２種データ着信契約者
⑶　当社は、契約者から請求があったときは、コネクティビティの設置又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、契約者は、料金表第３表に規定する工事費の支払いを要します。
⑷　コネクティビティを設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。
⑸　コネクティビティに必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
⑹　契約者がコネクティビティを使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
⑺　当社がコネクティビティを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりコネクティビティに障害が発生してその通常の使用ができなくなったときの損害賠償の取扱いは、そのコネクティビティと接続するＩＰ通信網サービスにおける損害賠償の取扱いに準ずるものとします。
⑻　当社は、当社が設置したコネクティビティを善良な管理者の注意をもって契約者に使用していただきます。
⑼　契約者は、⑻の規定に違反してコネクティビティを亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
⑽　⑴から⑼に規定するほか、コネクティビティに係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

11の３の２　ＩＰ通信網サービスに係る屋内配線の提供等

⑴　当社は、契約者（⑵に定める者に限ります。以下11の３の２において同じとします。）から請求があったときは、そのＩＰ通信網サービスに係る屋内配線を提供します。この場合、契約者は、料金表第３表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

⑵　屋内配線の提供の請求を行うことができる契約者は、次に掲げる者に限ります。

ア　第６種契約者（料金表第１表（料金）に規定するカテゴリー５又はカテゴリー６のタイプ３に係る者に限ります。）

イ　第７種契約者（カテゴリー１のタイプ１に係る者に限ります。）

ウ　クローズドコンピュータ通信網契約者（（料金表第１表（料金）に規定するカテゴリー２のクラス４又はクラス５のプラン１若しくはカテゴリー３のクラス２のタイプ１に係る者に限ります。）

⑶　当社は、契約者から請求があったときは、屋内配線の設置又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、契約者は、料金表第３表に規定する工事費の支払いを要します。

⑷　屋内配線を設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。

⑸　契約者が屋内配線を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。

⑹　当社が屋内配線を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により屋内配線に障害が発生してその通常の使用ができなくなったときの損害賠償の取扱いは、その屋内配線と接続するＩＰ通信網サービスにおける損害賠償の取扱いに準ずるものとします。

⑺　当社は、当社が設置した屋内配線を善良な管理者の注意をもって契約者に使用していただきます。

⑻　契約者は、⑺の規定に違反して屋内配線を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

⑼　⑴から⑻に規定するほか、屋内配線に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

11の４　ボイスモードゲートウェイ装置の提供等

⑴　当社は、第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（契約者が利用できるボイスモードゲートウェイ装置については当社が別に定めるところによります。）、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（契約者が利用できるボイスモードゲートウェイ装置については当社が別に定めるところによります。）又は第３種シェアードＩＰ―ＰＢＸ契約者（契約者が利用できるボイスモードゲートウェイ装置については当社が別に定めるところによります。）から請求があったときは、ボイスモードゲートウェイ装置（VoIP利用回等の終端とボイスモードに係る自営電気通信設備との間に設置して、ボイスモードに係る通信ができるようにするために使用する装置（それに準ずるものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者又は第３種シェアードＩＰ―ＰＢＸ契約者は、料金表第３表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

⑵　当社は、第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者又は第３種シェアードＩＰ―ＰＢＸ契約者から請求があったときは、ボイスモードゲートウェイ装置の設置若しくは移転、ボイスモードゲートウェイ装置に係る変更又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者又は第３種シェアードＩＰ―ＰＢＸ契約者は、料金表第３表に規定する工事費の支払いを要します。

⑶　ボイスモードゲートウェイ装置を設置するために必要な場所は、第１種シェア

ードＩＰ－ＰＢＸ契約者、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者又は第３種シェアードＩＰ―ＰＢＸ契約者から提供していただきます。

ただし、第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者又は第３種シェアードＩＰ―ＰＢＸ契約者からの要請があったときは、当社が別に定めるところにより、ボイスモードゲートウェイ装置の設置場所を提供することがあります。

⑷　ボイスモードゲートウェイ装置に必要な電気は、第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者又は第３種シェアードＩＰ―ＰＢＸ契約者から提供していただくことがあります。

⑸　第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者又は第３種シェアードＩＰ―ＰＢＸ契約者がボイスモードゲートウェイ装置を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。

⑹　当社は、当社が設置したボイスモードゲートウェイ装置を善良な管理者の注意をもって第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者又は第３種シェアードＩＰ―ＰＢＸ契約者に保管していただきます。

⑺　⑴から⑹に規定するほか、ボイスモードゲートウェイ装置に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

11の５　保守一元サービスの提供等

⑴　当社は、契約者（第６種オープンコンピュータ通信網サービスのカテゴリー１（当社が別に定めるのに限ります。）又はカテゴリー３（当社が別に定めるものに限ります。）、第７種オープンコンピュータ通信網サービスのカテゴリー２若しくはクローズドコンピュータ通信網サービスのカテゴリー２のクラス１のタイプ２若しくはカテゴリー３のクラス１に係る者に限ります。以下、11の５において同じとします。）から請求があったときは、その契約に係る特定協定事業者の提供するＤＳＬ回線（別記13の２の⑶のア又は別記13の２の⑶の２に係るものに限ります。以下、11の５において同じとします。）、光アクセス回線（別記13の２の⑸に係るものに限ります。以下、11の５において同じとします。）又は利用回線（別記13の２の⑹に係るものに限ります。）の故障等に係る保守一元サービス（契約者が特定協定事業者へ修理の請求等を行うものを当社が一元的に取次ぎ、代行して行うものをいいます。）を提供します。　この場合、契約者は料金表第３表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

⑵　特定協定事業者の提供するＤＳＬ回線又は光アクセス回線の修理、復旧の対応時間は、契約者と特定協定事業者との契約（保守の態様による細目）によります。

11の６　第３種シェアードＩＰ-ＰＢＸ端末設備の販売

⑴　当社は、第３種シェアードＩＰ-ＰＢＸ契約者（当社が別に定める者に限ります。）から請求があったときは、その第３種シェアードＩＰ-ＰＢＸサービスに係るＶｏＩＰ利用回線に接続可能な第３種シェアードＩＰ-ＰＢＸ端末設備を販売します。この場合において、販売する第３種シェアードＩＰ-ＰＢＸ端末設備の機種及び販売価格は、当社が別に定めるところによります。

⑵　当社が販売する第３種シェアードＩＰ-ＰＢＸ端末設備の保証等の販売条件については、当社が別に定めるところによります。

⑶　当社は、第３種シェアードＩＰ-ＰＢＸ契約者から請求があったときは、第３種シェアードＩＰ-ＰＢＸ端末設備に係る工事を行います。この場合の工事に関する条件及び工事に関する費用については当社が別に定めるところによります。

11の７　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ端末設備の保守

当社は、第３種シェアードＩＰ-ＰＢＸ契約者から請求があったときは、前項に規定する第３種シェアードＩＰ-ＰＢＸ端末設備の故障等に係る保守サービス（保守サービスに係る提供条件は、当社が別に定めるところによります。）を提供します。

11の８　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ端末設備に係るその他の提供条件

⑴　第３種シェアードＩＰ-ＰＢＸ契約者は、11の６及び11の７の規定に基づく請求を行う場合には、あらかじめ当社が別に定める提供条件に同意のうえその請求を行うものとします。

⑵　11の６及び11の７の規定に基づく請求に伴い、第３種シェアードＩＰ-ＰＢＸ契約者が当社に支払うこととなった料金その他の債務の取扱いについては、ＩＰ通信網サービス契約約款の規定を準用するものとします。

12　支払証明書の発行

支払証明書の発行に係る料金その他の提供条件は、専用サービスにおける支払証明書の発行の場合に準ずるものとします。

12の２　料金明細内訳の閲覧等

⑴　当社は、第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者、第３種シェアードＩＰ―ＰＢＸ契約者又は第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（カテゴリー１に係るものに限ります。）から請求があったときは、別に定めるところにより、自営端末設備から当社が設置する料金明細内訳記録装置（料金明細内訳を記録し、閲覧に供するための装置をいいます。）に接続して料金明細内訳の閲覧を可能とします。

⑵　第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者、第３種シェアードＩＰ―ＰＢＸ契約者又は第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（カテゴリー１に係るものに限ります。）は、料金明細内訳の閲覧の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第３表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。ただし、料金の適用開始については、閲覧が可能となる料金月（当社が別に定めるところによります。）からとします。

⑶　当社は、⑵の規定における料金について、日割しません。

⑷　料金明細内訳の閲覧可能な期間の終了については、解除した料金月の翌料金月の月末までとします。この場合、解除した料金月の翌料金月の料金の支払いは不要とします。

⑸　料金明細内訳の閲覧の申込みにあたっては、接続する自営端末設備に係るグローバルＩＰアドレスをあらかじめ通知していただきます。

⑹　第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者、第３種シェアードＩＰ―ＰＢＸ契約者又は第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（カテゴリー１に係るものに限ります。）は、料金明細内訳の閲覧を可能とする者を識別するために当社が割り当てるＩＤ及びパスワードに関し、利用上、管理上その他の責任を負うものとします。

⑺　当社は、料金明細内訳の閲覧及び利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。

12の３　チャネル情報の閲覧

⑴　当社は、第３種シェアードＩＰ―ＰＢＸ契約者から請求があったときは、別に定めるところにより、自営端末設備から当社が設置するチャネル情報記録装置（通信チャネル数及び外線同時接続チャネル数等を記録し、閲覧に供するための装置をいいます。）に接続してチャネル情報の閲覧を可能とします。

⑵　第３種シェアードＩＰ―ＰＢＸ契約者は、チャネル情報の閲覧の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第３表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

⑶　　第３種シェアードＩＰ―ＰＢＸ契約者は、チャネル情報の閲覧を可能とする者を識別するために当社が割り当てるＩＤ及びパスワードに関し、利用上、管理上その他の責任を負うものとします。

⑷　当社は、チャネル情報の閲覧及び利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。

13　協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、ＩＰ通信網サービスに係る契約の申込みをする者又は契約者から要請があったときは、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。）の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出、その他当社が別に定める事項について、手続きの代行を行います。

13の２　ＩＰ通信網サービスの提供に係る当社又は特定協定事業者の電気通信サービスの契約

⑴　接続契約者回線に係るもの

契約の種別等	契約約款の名称
専用契約又は臨時専用契約（いずれの契約もアクセス専用サービスの第１種サービスに係るものに限ります。）	専用サービス契約約款
第１種契約、第２種契約又は第５種契約	イーサネット通信サービス契約約款
アクセスデータ通信サービス契約（タイプ３に係るものに限ります。）	アクセスデータ通信サービス契約約款
ＶＰＮ契約（アクセスタイプ７に係るものに限ります。）	ＩＰ伝送サービス契約約款
第２種データ着信契約（クラス２に係るものに限ります。）	ＩＰ通信網サービス契約約款
ネットワークプラットフォーム契約	ネットワークプラットフォームサービス契約約款
モバイルアクセス契約	モバイルアクセスサービス契約約款

⑵　他社接続契約者回線に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	専用契約（ＤＳＬ等接続専用サービスに係るものを除きます。）又は臨時専用契約	専用サービス契約約款
	ＬＡＮ型通信網契約（当社が別に定めるものに限ります。）	ＬＡＮ型通信網サービス契約約款
	データ伝送契約	データ伝送サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	専用契約（ＤＳＬ等接続専用サービスに係るものを除きます。）又は臨時専用契約	専用サービス契約約款
	ＬＡＮ型通信網契約（当社が別に定めるものに限ります。）	ＬＡＮ型通信網サービス契約約款
	データ伝送契約	データ伝送サービス契約約款

北海道総合通信網株式会社	専用契約	専用サービス契約約款
	イーサネット通信網契約（当社が別に定めるものに限ります。）	イーサネット通信網サービス契約約款
東北インテリジェント通信株式会社	専用契約	専用サービス契約約款
	イーサネット通信網契約（当社が別に定めるものに限ります。）	イーサネット通信網サービス契約約款
ＫＤＤＩ株式会社	専用契約又は臨時専用契約	専用サービス契約約款（旧株式会社パワードコムによるもの）
	パワードイーサネット契約（当社が別に定めるものに限ります。）	パワードイーサネットサービス約款
中部テレコミュニケーション株式会社	専用契約（当社が別に定めるものに限ります。）	専用サービス契約約款
	イーサネット通信網契約（当社が別に定めるものに限ります。）	イーサネット通信網サービス契約約款
北陸通信ネットワーク株式会社	専用契約	専用サービス契約約款
	イーサネット通信網契約（当社が別に定めるものに限ります。）	イーサネット通信網サービス契約約款
株式会社ケイ・オプティコム	専用契約又は臨時専用契約	専用サービス契約約款
	イーサネット網契約	イーサネット網サービス契約約款
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	専用契約	専用サービス契約約款
	イーサネット通信網契約（当社が別に定めるものに限ります。）	イーサネット通信網サービス契約約款
株式会社ＳＴＮｅｔ	専用契約	専用サービス契約約款
	高速イーサネット網契約（当社が別に定めるものに限ります。）	高速イーサネット網サービス契約約款
九州通信ネットワーク株式会社	専用契約	専用サービス契約約款
	高速イーサネット専用契約	
沖縄通信ネットワーク株式会社	専用契約	専用サービス契約約款
株式会社アッカ・ネットワークス	回線契約	光アクセスサービス契約約款

⑶　ＤＳＬ回線に係るもの

ア　１の２の⑴に規定する特定協定事業者のみに係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	ＩＰ通信網契約（メニュー４のタイプ１（プラン２を除きます。）及びタイプ２に係るものに限ります。）	ＩＰ通信網サービス契約約款

西日本電信電話株式会社	ＩＰ通信網契約（メニュー４のタイプ１に係るものに限ります。）	ＩＰ通信網サービス契約約款

イ　ア以外のもの

次の(ア)及び(イ)に掲げる契約の組合せによる２の契約とします。

(ア)

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	専用契約（ＤＳＬ等接続専用サービスのタイプ２（タイプ２－１を除きます。）に係るものに限ります。）	専用サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	専用契約（ＤＳＬ等接続専用サービスのタイプ２（タイプ２－１を除きます。）に係るものに限ります。）	専用サービス契約約款

(イ)

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
株式会社アッカ・ネットワークス	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社経由ＤＳＬサービス契約	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社経由ＤＳＬサービスに関する契約約款

⑶の２　ＤＳＬ回線に係るもの

１の２の⑴に規定する特定協定事業者（東日本電信電話株式会社に限ります。）のみに係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	ＩＰ通信網契約（メニュー４のタイプ２（プラン２に限ります。）に係るものに限ります。）	ＩＰ通信網サービス契約約款

⑷　加入電話等設備に係るもの

ア　当社に係るもの

契約の種別等	契約約款の名称
専用アクセス契約	電話等サービス契約約款

イ　特定協定事業者のうち加入電話等契約に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約、着信用電話契約又は支店代行電話契約	電話サービス契約約款

	第１種契約、臨時第１種契約、第２種契約又は臨時第２種契約	総合ディジタル通信サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約、着信用電話契約又は支店代行電話契約	電話サービス契約約款
	第１種契約、臨時第１種契約、第２種契約又は臨時第２種契約	総合ディジタル通信サービス契約約款
東北インテリジェント通信株式会社	第１種契約、短期第１種契約、第２種契約又は短期第２種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
中部テレコミュニケーション株式会社	第１種契約、短期第１種契約、第２種契約又は短期第２種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
北陸通信ネットワーク株式会社	第１種契約、短期第１種契約、第２種契約又は短期第２種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
株式会社ケイ・オプティコム	第１種契約又は第２種契約	総合ディジタル通信サービス契約約款
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	第１種契約又は第２種契約	総合ディジタル通信サービス契約約款
株式会社ＳＴＮｅｔ	第１種契約、短期第１種契約、第２種契約又は短期第２種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
九州通信ネットワーク株式会社	直加入通信契約	総合ディジタル通信サービス契約約款
株式会社ＫＶＨ	ＩＳＤＮ契約	総合ディジタル通信サービス契約約款
ベライゾン ジャパン株式会社	電話加入契約、臨時電話加入契約、総合ディジタル通信加入契約又は臨時総合ディジタル通信加入契約	電話サービス等契約約款
ＫＤＤＩ株式会社	ダイレクト電話契約、臨時ダイレクト電話契約、ダイレクト通信契約又は臨時ダイレクト通信契約	電話サービス等契約約款
ソフトバンクテレコム株式会社	ダイレクト電話契約、臨時ダイレクト電話契約、ディジタルダイレクト通信契約又は臨時ディジタルダイレクト通信契約	電話サービス等契約約款
	加入契約	電話サービス契約約款
	ＩＳＤＮ加入契約	総合ディジタル通信サービス契約約款
	直加入電話契約	電話サービス（Ｈ）契約約款
株式会社ジェイコム東京	電話サービス契約	電話サービス契約約款

株式会社ジェイコム関東	電話サービス契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム千葉	電話サービス契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム湘南	電話サービス契約	電話サービス契約約款
土浦ケーブルテレビ株式会社	電話サービス契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコムさいたま	電話サービス契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム関西	電話サービス契約	電話サービス契約約款
福岡ケーブルネットワーク株式会社	電話サービス契約	電話サービス契約約款
株式会社ケーブルビジョン２１	電話サービス契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム北九州	電話サービス契約	電話サービス契約約款
株式会社ケーブルネット下関	電話サービス契約	電話サービス契約約款
北摂ケーブルネット株式会社	電話サービス契約	電話サービス契約約款
株式会社ケーブルネット神戸芦屋	電話サービス契約	電話サービス契約約款
株式会社メディア	直加入契約	直加入サービス契約約款
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	電話サービス等契約	電話等サービス契約約款
ＺＩＰ　Ｔｅｌｅｃｏｍ株式会社	直加入電話契約	電話サービス等契約約款

ウ　特定協定事業者のうち携帯電話等契約に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道	携帯自動車電話契約、プリペイド契約又はドコモコール契約	携帯自動車電話サービス契約約款
	ＦＯＭＡ契約又はＦＯＭＡドコモコール契約	ＦＯＭＡサービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	携帯自動車電話契約、プリペイド契約又はドコモコール契約	携帯自動車電話サービス契約約款

東北	ＦＯＭＡ契約又はＦＯＭＡドコモコール契約	ＦＯＭＡサービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	携帯自動車電話契約、プリペイド契約又はドコモコール契約	携帯自動車電話サービス契約約款
	ＦＯＭＡ契約又はＦＯＭＡドコモコール契約	ＦＯＭＡサービス契約約款
	衛星電話契約	衛星電話サービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海	携帯自動車電話契約、プリペイド契約又はドコモコール契約	携帯自動車電話サービス契約約款
	ＦＯＭＡ契約又はＦＯＭＡドコモコール契約	ＦＯＭＡサービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸	携帯自動車電話契約、プリペイド契約又はドコモコール契約	携帯自動車電話サービス契約約款
	ＦＯＭＡ契約又はＦＯＭＡドコモコール契約	ＦＯＭＡサービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西	携帯自動車電話契約、プリペイド契約又はドコモコール契約	携帯自動車電話サービス契約約款
	ＦＯＭＡ契約又はＦＯＭＡドコモコール契約	ＦＯＭＡサービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国	携帯自動車電話契約、プリペイド契約又はドコモコール契約	携帯自動車電話サービス契約約款
	ＦＯＭＡ契約又はＦＯＭＡドコモコール契約	ＦＯＭＡサービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国	携帯自動車電話契約、プリペイド契約又はドコモコール契約	携帯自動車電話サービス契約約款
	ＦＯＭＡ契約又はＦＯＭＡドコモコール契約	ＦＯＭＡサービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州	携帯自動車電話契約、プリペイド契約又はドコモコール契約	携帯自動車電話サービス契約約款
	ＦＯＭＡ契約又はＦＯＭＡドコモコール契約	ＦＯＭＡサービス契約約款
ソフトバンクモバイル株式会社	ソフトバンクサービス契約又はプリペイドサービスに係る契約	ソフトバンク通信サービス契約約款
	３Ｇサービス契約	３Ｇ通信サービス契約約款
ＫＤＤＩ株式会社	ａｕサービスに係る契約又はプリペイド電話契約	ａｕ通信サービス契約約款
	ツーカー契約又はツーカープリペイド電話契約	ツーカー通信サービス契約約款
沖縄セルラー電話	ａｕサービスに係る契約又はプリペ	ａｕ通信サービス契約

株式会社	イド電話契約	約款

（注）契約種別等のうち、ＦＯＭＡ契約又はＦＯＭＡドコモコール契約の契約者回線等への64kb/sデジタル通信モードに係る通信は、第３種ドットフォンサービスに限ります。

エ　特定協定事業者のうちPHS契約に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道	PHS契約又はPHSドコモコール契約	PHSサービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北	PHS契約又はPHSドコモコール契約	PHSサービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	PHS契約又はPHSドコモコール契約	PHSサービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海	PHS契約又はPHSドコモコール契約	PHSサービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸	PHS契約又はPHSドコモコール契約	PHSサービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西	PHS契約又はPHSドコモコール契約	PHSサービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国	PHS契約又はPHSドコモコール契約	PHSサービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国	PHS契約又はPHSドコモコール契約	PHSサービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州	PHS契約又はPHSドコモコール契約	PHSサービス契約約款
株式会社ウィルコム	一般ウィルコム通信契約又は定期一般ウィルコム通信契約	ウィルコム通信サービス契約約款
東北インテリジェント通信株式会社	PHS契約	PHSサービス契約約款

（注）上記契約の種別等には、上記事業者が他の事業者に提供する卸電気通信役務（電気通信事業法第29条第11項に定めるものをいいます。）を利用して他の事業者が提供するＰＨＳ等契約を含むものとします。

⑸　光アクセス回線に係るもの

ア　１の２の⑴に規定する特定協定事業者のみに係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	ＩＰ通信網契約（メニュー５に係るものに限ります。）	ＩＰ通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	ＩＰ通信網契約（メニュー５に係るものに限ります。）	ＩＰ通信網サービス契約約款

イ　１の２の⑶に規定する特定協定事業者のみに係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
株式会社アッカ・ネットワークス	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社経由アッカ光サービス契約	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社経由アッカ光サービスに関する契約約款

⑹　利用回線に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	ＩＰ通信網契約（メニュー１に係るものに限ります。）	ＩＰ通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	ＩＰ通信網契約（メニュー１に係るものに限ります。）	ＩＰ通信網サービス契約約款

⑺　移動利用回線に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道	ドコモパケット契約	パケット通信サービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北	ドコモパケット契約	パケット通信サービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	ドコモパケット契約	パケット通信サービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海	ドコモパケット契約	パケット通信サービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸	ドコモパケット契約	パケット通信サービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西	ドコモパケット契約	パケット通信サービス契約約款

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国	ドコモパケット契約	パケット通信サービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国	ドコモパケット契約	パケット通信サービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州	ドコモパケット契約	パケット通信サービス契約約款

（注）ＩＳＰ接続サービスを利用する場合に限ります。

⑻　削除

⑼　データ利用回線に係るもの（電話等契約）

ア　加入電話等契約

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約又は臨時加入電話契約	電話サービス契約約款
	第１種契約、臨時第１種契約、第２種契約又は臨時第２種契約	総合ディジタル通信サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	加入電話契約又は臨時加入電話契約	電話サービス契約約款
	第１種契約、臨時第１種契約、第２種契約又は臨時第２種契約	総合ディジタル通信サービス契約約款

イ　ＰＨＳ等契約

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道	ＰＨＳ契約又はＰＨＳドコモコール契約	ＰＨＳサービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北	ＰＨＳ契約又はＰＨＳドコモコール契約	ＰＨＳサービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	ＰＨＳ契約又はＰＨＳドコモコール契約	ＰＨＳサービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海	ＰＨＳ契約又はＰＨＳドコモコール契約	ＰＨＳサービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸	ＰＨＳ契約又はＰＨＳドコモコール契約	ＰＨＳサービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西	ＰＨＳ契約又はＰＨＳドコモコール契約	ＰＨＳサービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国	ＰＨＳ契約又はＰＨＳドコモコール契約	ＰＨＳサービス契約約款

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国	ＰＨＳ契約又はＰＨＳドコモコール契約	ＰＨＳサービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州	ＰＨＳ契約又はＰＨＳドコモコール契約	ＰＨＳサービス契約約款
株式会社ウィルコム	一般ウィルコム通信契約又は定期一般ウィルコム通信契約	ウィルコム通信サービス契約約款

ウ　携帯電話等契約

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道	携帯自動車電話契約、プリペイド契約又はドコモコール契約	携帯自動車電話サービス契約約款
	ＦＯＭＡ契約又はＦＯＭＡドコモコール契約	ＦＯＭＡサービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北	携帯自動車電話契約、プリペイド契約又はドコモコール契約	携帯自動車電話サービス契約約款
	ＦＯＭＡ契約又はＦＯＭＡドコモコール契約	ＦＯＭＡサービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	携帯自動車電話契約、プリペイド契約又はドコモコール契約	携帯自動車電話サービス契約約款
	衛星電話契約	衛星電話サービス契約約款
	ＦＯＭＡ契約又はＦＯＭＡドコモコール契約	ＦＯＭＡサービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海	携帯自動車電話契約、プリペイド契約又はドコモコール契約	携帯自動車電話サービス契約約款
	ＦＯＭＡ契約又はＦＯＭＡドコモコール契約	ＦＯＭＡサービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸	携帯自動車電話契約、プリペイド契約又はドコモコール契約	携帯自動車電話サービス契約約款
	ＦＯＭＡ契約又はＦＯＭＡドコモコール契約	ＦＯＭＡサービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西	携帯自動車電話契約、プリペイド契約又はドコモコール契約	携帯自動車電話サービス契約約款
	ＦＯＭＡ契約又はＦＯＭＡドコモコール契約	ＦＯＭＡサービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国	携帯自動車電話契約、プリペイド契約又はドコモコール契約	携帯自動車電話サービス契約約款
	ＦＯＭＡ契約又はＦＯＭＡドコモコール契約	ＦＯＭＡサービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・	携帯自動車電話契約、プリペイド	携帯自動車電話サービ

ティ・ドコモ四国	契約又はドコモコール契約	ス契約約款
	ＦＯＭＡ契約又はＦＯＭＡドコモコール契約	ＦＯＭＡサービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州	携帯自動車電話契約、プリペイド契約又はドコモコール契約	携帯自動車電話サービス契約約款
	ＦＯＭＡ契約又はＦＯＭＡドコモコール契約	ＦＯＭＡサービス契約約款
ＫＤＤＩ株式会社	ａｕ契約	ａｕ通信サービス契約約款
	ツーカー契約	ツーカー通信サービス契約約款
ソフトバンクモバイル株式会社	ソフトバンクサービス契約又はプリペイドサービス契約	ソフトバンク通信サービス契約約款

⑽　第１種ドットフォンサービス及び第２種ドットフォンサービスに係る加入電話等設備に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約又は支店代行電話契約	電話サービス契約約款
	第１種契約、臨時第１種契約、第２種契約又は臨時第２種契約	総合ディジタル通信サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約又は支店代行電話契約	電話サービス契約約款
	第１種契約、臨時第１種契約、第２種契約又は臨時第２種契約	総合ディジタル通信サービス契約約款

13の３　他の電気通信事業者との利用契約の締結

契約相手となる電気通信事業者	締結する利用契約
ＫＤＤＩ株式会社	ＫＤＤＩ株式会社の電話サービス等契約約款に規定する第２種一般電話等契約
ソフトバンクテレコム株式会社	ソフトバンクテレコム株式会社の電話サービス等契約約款に規定する第２種中継電話等契約

13の４　時報サービス、天気予報サービス及び災害用伝言ダイヤル通話

⑴　当社は次により時報サービスを提供します。

区　　別	内　　容
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス
備考　第４種ドットフォンサービスに限り提供します。	

⑵　当社は、特定協定事業者が提供する天気予報サービスにおいて、次により天気予報

サービスを提供します。

区　　別	内　　容
天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス
備考　第４種ドットフォンサービスに限り提供します。	

⑶　当社は、当社が別に定める電話等サービス契約約款に基づき提供する災害伝言ダイヤル通話において、次により災害用伝言ダイヤル通話を提供します。

区　　別	内　　容
災害用伝言ダイヤル通話	災害が発生した場合（国又は地方公共団体により防災訓練が実施される場合等を含みます。）に、当社が必要と認める期間内において、当社が別に定める電話等サービス契約約款に規定する通話について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス
備考　第４種ドットフォンサービスに限り提供します。	

（注）時報サービス及び天気予報サービスは、１の通話について、時報又は天気予報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、６分経過後12分までの間において、その通話を打ち切ります。

14　新聞社等の基準

区　　分	基　　準
１　新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ⑴　政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 ⑵　発行部数が１の題号について、8,000部以上であること。
２　放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
３　通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（１欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

（利用料金の設定）

１　第１種契約、第３種契約、第４種契約（２に規定するものを除きます。）及び第６種契約に係る定額利用料（２に規定するものを除きます。）、ダイヤルアウト通信料（別記13の２の⑷のアに掲げる契約に係る加入電話等設備への通信に係るものを除きます。）並びにデータ通信料については、当社の提供区間と特定協定事業者及びＶｏＩＰ協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定するものとします。

ただし、特定協定事業者又はＶｏＩＰ協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその特定協定事業者又はＶｏＩＰ協定事業者が定める料金については、この限りでありません。

２　第２種契約、第３種契約（加入者回線、接続契約者回線又は他社接続契約者回線（別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するＬＡＮ型通信網サービスに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）、第４種契約（料金表第１表（料金）に規定するタイプ３のコース３に係るものを除きます。）、第５種契約、第６種契約（料金表第１表（料金）に規定するタイプ２、タイプ３のコース１、コース１の２若しくはコース４、コース４の２又はタイプ４に係るものに限ります。）、第７種契約、第８種契約、第１種ホスティング契約、第２種ホスティングサービス、第３種ホスティングサービス、クローズドコンピュータ通信網契約、第１種データ着信契約、第２種データ着信契約、第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約、第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約、第１種ドットフォンサービス、第２種ドットフォンサービス、第３種ドットフォンサービス及び第４種ドットフォンサービスに係る定額利用料等及び利用料等については、第６条（ＩＰ通信網サービスの提供区間等）第１項に規定する当社のＩＰ通信網サービスの区間について適用します。

ただし、料金表第１表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（料金の計算方法等）

３　当社は、契約者（臨時第１種契約者及び臨時第３種契約者を除きます。以下３から７の規定において同じとします。）がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金及び使用料は料金月に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは料金月によらず随時に計算します。

４　当社は、次の場合が生じたときは、利用料金（利用料（当社が別に定める第4種契約に係る利用料を除きます。）、定額利用料（クローズドコンピュータ通信網契約のカテゴリー２のクラス２のプラン３（第82条（定額利用料等の支払義務）第２項第３号及び第93条（責任の制限）にかかわる場合を除きます。）又は第1種ホスティング契約若しくは第３種ホスティング契約の加算額に係るものに限ります。ただし、第82条（定額利用料等の支払義務）第２項第３号及び第93条（責任の制限）にかかわる場合を除きます。）、特定ダイヤルアップ回線及びポータブルIPアクセスの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額、ローミング機能に係る付加機能利用料、ポータブルIPアクセス機能に係る付加機能利用料、アプリケーション利用機能に係る付加機能利用料、ダイヤルアウト通信料、データ通信料、留守番電話機能再生利用料、留守番伝言機能（メッセージ再生機能に限ります。）に係る付加機能利用料及びパケット通信料を除きます。）及び使用料（以下６まで「定額利用料等」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

ただし、第２種契約（料金表第１表（料金）に規定するタイプ１を除きます。）に係る定額利用料（タイプ２のコース２については、定額利用料のうちの基本額とします。）について、次の⑴に該当する場合が生じたとき及び第２種契約（料金表第１表（料金）に規定するタイプ１（コース１のプラン５を除きます。）を除くものに限ります。）に係る定額利用料について、次の⑷に該当する場合が生じたときは、当社

は、その定額利用料を日割しません。

⑴　料金月の初日以外の日にＩＰ通信網サービスの提供の開始（第２種ホスティングサービス（第58条の３に規定するカテゴリー２に係るものに限ります。）の種類、区別（料金表第１表（料金）に規定するタイプの変更に係るものに限ります。）、プランの追加若しくは端末設備についてはその提供の開始）があったとき。

⑵　料金月の初日以外の日に契約の解除（第２種ホスティングサービス（第58条の３に規定するカテゴリー２に係るものに限ります。）の種類、プランの廃止若しくは端末設備についてはその廃止）があったとき。

⑶　料金月の初日にＩＰ通信網サービスの提供の開始（第２種ホスティングサービス（第58条の３に規定するカテゴリー２に係るものに限ります。）の種類、区別（料金表第１表（料金）に規定するタイプの変更に係るものに限ります。）、プランの追加若しくは端末設備についてはその提供の開始）を行い、その日にその契約の解除（端末設備についてはその廃止）があったとき。

⑷　料金月の初日以外の日にＩＰ通信網サービスの品目の変更又は回線収容部の変更等により定額利用料等の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

⑸　第82条（定額利用料等の支払義務）第２項第３号の表の規定に該当するとき。

⑹　８の規定に基づく起算日の変更があったとき。

５　当社は、利用料の基本額及びデータ通信料（着信課金通信に係るものに限ります。）の基本額については、日割しません。

ただし、第83条（利用料等の支払義務）第２項第２号の表又は第83条の４（データ通信料の支払義務）第２項第３号の表の規定に該当するときは利用料の基本額又は着信課金通信料の基本額をその利用日数に応じて日割します。

６　４の規定による定額利用料等の日割は暦日数により行い、５の規定による料金の日割は料金月の日数により行います。この場合、第82条第２項第３号の表の１欄に規定する料金、第83条第２項第２号の表の１欄に規定する料金及び第83条の４第２項第３号の表の１欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

７　利用料金のうち利用料、ダイヤルアウト通信料、データ通信料及び留守番電話機能再生利用料については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て、３の規定にかかわらず、２以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。

８　当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

（端数処理）

９　当社は、料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金等の支払い）

10　契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するＩＰ通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

11　料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

11の2　当社は、契約者の１月の支払額（本規定の対象とする旨当社が別に定める料金を含みます。）が1,000円未満である場合は、２月の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

ただし、あらかじめ契約者から、当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申し出があったときは、この限りではありません。

（料金等の一括後払い）

12　当社は、当社に特別の事情がある場合は、10及び11の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、２月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（前受金）

13　当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

（注）13に規定する当社が別に定める条件とは、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

（消費税相当額の加算）

14　第82条（定額利用料等の支払義務）から第85条（工事費の支払義務）までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。））の合計と異なる場合があります。

（注）この料金表に規定する料金額は、税抜価格とします。なお、かっこ内の料金額は、税込価格を表示します。

（料金等の臨時減免）

15　当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

（注）当社は料金等の減免を行ったときは、関係のＩＰ通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

（高額利用割引）

16　高額利用に係る料金の割引の適用については、次のとおりとします。

⑴　当社は、次の場合には、次表に規定する額の割引（以下16において「高額利用割引」といいます。）を行います。

ア　そのＩＰ通信網契約（臨時第１種契約、臨時第３種契約、第４種契約、第８種契約、第１種ホスティング契約、第２種ホスティング、第３種ホスティング契約、第１種データ着信契約、第２種データ着信契約、データ発信契約、第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約、第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約、第１種ドットフォン契約、第２種ドットフォン契約、第３種ドットフォン契約及び第４種ドットフォン契約並びに17に規定する長期高額利用割引の適用を受けるものを除きます。以下16において同じとします。）の料金（次のＡ又はＢに掲げる料金とします。）の額が100万円（105万円）を超えるとき。（イに該当する場合を除きます。）

Ａ　定額利用料（第１表（料金）第１（利用料金）１（第１種契約に係るもの）１－１（適用）の表の⑴欄から⑶欄までの適用、第１表第１の２（第２種契約に係るもの）２－１（適用）の表の⑺、⑻及び⑼欄の適用、第１表第１の３（第３種契約に係るもの）３－１－１（適用）の表の⑴欄から⑽－２欄までの適用又は第１表第１の５（第５種契約に係るもの）５－１（適用）の表の⑴欄から⑻欄までの適用による場合は、適用した後の定額利用料（アクセス回線料の加算額を除きます。）とします。以下16において同じとします。）

Ｂ　利用料（第１表第１の２（第２種契約に係るもの）２－１（適用）の表の⑺欄及び⑽欄の適用による場合は、適用した後の利用料とします。以下16において同じとします。）

イ　契約者（臨時第１種契約者、臨時第３種契約者、第４種契約者、第８種契約

者、第１種ホスティング契約者、第２種ホスティング契約者、第３種ホスティング契約者、第１種データ着信契約者、第２種データ着信契約者、データ発信契約、第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者、第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者、第１種ドットフォン契約者、第２種ドットフォン契約者、第３種ドットフォン契約者及び第４種ドットフォン契約者を除きます。以下16において同じとします。）からあらかじめ申出があった１の高額利用指定回線群（契約者が指定する２以上のＩＰ通信網契約（その契約者と同一名義のものに限ります。以下16において同じとします。）又はＩＰ通信網契約及び当社の他の電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。以下16において同じとします。）に係る契約（その契約者と同一名義のものであって、その電気通信サービスの契約約款に規定する高額利用割引の適用を受けるものに限ります。以下16において同じとします。）により構成されるものをいいます。以下16において同じとします。）の料金額（高額利用指定回線群を構成するＩＰ通信網契約の料金（アのＡ及びＢに掲げる料金並びにオープンコンピュータ通信網サービスの着信課金通信に係るデータ通信料とします。以下16において同じとします。）又はＩＰ通信網契約の料金及び当社の他の電気通信サービスの契約に係る料金（その電気通信サービスの契約約款に規定する高額利用割引の適用の対象となる料金に限ります。以下16において同じとします。）の合計額をいいます。以下16において同じとします。）が100万円（105万円）を超えるとき。

<table>
<tr><td rowspan="2">割

引

額</td><td>ア　イ以外の場合</td><td>１の高額利用指定回線群の料金額（アに規定する１のＩＰ通信網契約の料金の額を含みます。）に、次表に規定する割引率を乗じて得た額
<table>
<tr><th>高額利用指定回線群の料金額</th><th>割引率</th></tr>
<tr><td>100万円（105万円）を超え500万円（525万円）までの部分</td><td>3%</td></tr>
<tr><td>500万円（525万円）を超え3,000万円（3,150万円）までの部分</td><td>5%</td></tr>
<tr><td>3,000万円（3,150万円）を超える部分</td><td>7%</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>イ　高額利用指定回線群に当社の他の電気通信サービスに係る契約を含む場合</td><td>次の算式により算出した額
１の高額利用指定回線群の料金額にア欄の表に規定する割引率を乗じて得た額 × （その高額利用指定回線群の料金額（ＩＰ通信網契約に係る料金に限ります。）／その高額利用指定回線群の料金額）</td></tr>
</table>

⑵　⑴の表のイ欄の割引額を算出する場合において、その計算結果に１円未満の端数が生じたときは、当社は、その端数を、16又は当社の他の電気通信サービスの契約約款に規定する高額利用割引のうち、契約者が指定する高額利用割引の割引額に加算するものとします。

ただし、その端数の取扱いについて、当社の他の電気通信サービスの契約約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

⑶　割引率の計算は、料金月単位で行います。

⑷　高額利用指定回線群の料金額に対する高額利用割引は、契約者からの申出を当社が承諾した日からその廃止があった日の前日までの期間について適用します。

⑸　当社は、契約者から、その高額利用指定回線群に新たにＩＰ通信網契約（当社

の他の電気通信サービスに係る契約を含みます。以下⑸において同じとします。）を追加する申出があったときは、その申出を当社が承諾した日から、高額利用指定回線群を構成しているＩＰ通信網契約をその高額利用指定回線群から除外する旨の申出があったときは、その申出があった日の前日まで、その高額利用指定回線群を構成するＩＰ通信網契約として取り扱います。

⑹　⑷及び⑸に規定するほか、料金月の初日以外の日において、17に規定する長期高額利用割引に係る割引適用回線群に、高額利用指定回線群を構成するＩＰ通信網契約を追加する申出を当社が承諾した場合は、当社は、そのＩＰ通信網契約について、その料金月の初日に高額利用割引の廃止又は高額利用指定回線群から除外する旨の申出があったものとみなして取り扱います。

⑺　⑷から⑹に規定する場合の高額利用指定回線群の料金額の対象となるそのＩＰ通信網契約の料金は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

⑻　当社は、料金返還その他の場合において高額利用指定回線群を構成するＩＰ通信網契約の１契約当たりの料金の額を確定する必要が生じたときは、その料金の額は次の算式により算出します。

$$\text{Ｉ Ｐ通信網契約の１契約当たりの料金の額} = \text{高額利用割引適用後の高額利用指定回線群の料金額（ＩＰ通信網契約に係る料金に限ります。）} \times \frac{\text{高額利用割引適用前のそのＩＰ通信網契約の料金の額}}{\text{高額利用割引適用前の高額利用指定回線群の料金額（ＩＰ通信網契約に係る料金に限ります。）}}$$

⑼　⑻の場合において、高額利用割引適用後の高額利用指定回線群の料金額（ＩＰ通信網契約に係る料金に限ります。）からその高額利用指定回線群を構成するすべてのＩＰ通信網契約について⑻の算式により算出した１契約当たりの料金の額を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を契約者が指定する１のＩＰ通信網契約（その高額利用指定回線群を構成するものに限ります。）の料金の額に加算するものとします。

（注）16の⑴に規定する当社が別に定める当社の他の電気通信サービスは、ＩＰ伝送サービスとします。

（長期高額利用割引）

17　長期高額利用割引の適用については、次のとおりとします。

⑴　当社は、契約者（臨時第１種契約者以外の第１種契約者及び臨時第３種契約者以外の第３種契約者に限ります。以下17において同じとします。）から、次表に規定する期間において、１の長期高額利用回線群（契約者が指定するＩＰ通信網契約（臨時第１種契約以外の第１種契約及び臨時第３種契約以外の第３種契約に限ります。以下17において同じとします。）及び当社の他の電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。以下17において同じとします。）に係る契約（その電気通信サービスの契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けるものに限ります。以下17において同じとします。）により構成されるものをいいます。以下17において同じとします。）の料金額の年間累計額が同表に規定する額（以下17において「約定金額」といいます。）以上となるよう、その長期高額利用回線群に係る電気通信サービスを利用する申出があった場合には、割引適用回線群（その長期高額利用回線群を構成する契約のうちＩＰ通信網契約により構成されるものをいいます。以下17において同じとします。）の料金額から、同表に規定する額の割引（以下17において「長期高額利用割引」といいます。）を行います。この場合、長期高額利用割引には同表の７種類があり、あらかじめいずれか１つ（長期高額利用回線群を構成する当社の他の電気通信サービスに係る契約について適用されるその電気通信サービスの契約約款に規定する長期高額利用割引の種類に相当するものに限ります。）を選択していただきます。

種　類	期　間	約定金額	割引額（月額）
ア　プレミア１	36料金月	1,000　万　円（1,050万円）	割引適用回線群の料金額に0.05の割引率を乗じて得た額
イ　プレミア２	36料金月	5,000　万　円（5,250万円）	割引適用回線群の料金額に0.06の割引率を乗じて得た額
ウ　プレミア３	36料金月	1億円　（1億500万円）	割引適用回線群の料金額に0.07の割引率を乗じて得た額
エ　プレミア４	36料金月	2億円（2億1,000万円）	割引適用回線群の料金額に0.08の割引率を乗じて得た額
オ　プレミア５	36料金月	3億円（3億1,500万円）	割引適用回線群の料金額に0.09の割引率を乗じて得た額
カ　プレミア６	36料金月	4億円（4億2,000万円）	割引適用回線群の料金額に0.1の割引率を乗じて得た額
キ　プレミア７	36料金月	5億円（5億2,500万円）	割引適用回線群の料金額に0.11の割引率を乗じて得た額

⑵　⑴に規定する長期高額利用回線群の料金額は、次のア及びイに規定する額の合計額とします。

ア　⑴に規定する割引適用回線群の料金額（その割引適用回線群を構成するＩＰ通信網契約に係る定額利用料（第１表（料金）第１（利用料金）１（第１種契約に係るもの）１－１（適用）の表の⑴欄及び⑵欄の適用又は第１表第１の３（第３種契約に係るもの）３－１（臨時第３種契約以外の契約に関するもの）３－１－１（適用）の表の⑴欄から⑼欄までの適用による場合は、適用した後の定額利用料（アクセス回線料の加算額を除きます。）とします。以下17において同じとします。）の合計額をいいます。以下17において同じとします。）

イ　その長期高額利用回線群を構成する当社の他の電気通信サービスの契約に係る料金（その電気通信サービスの契約約款に規定する長期高額利用割引の適用の対象となる料金に限ります。）の合計額

⑶　当社は、長期高額利用割引の申出があった場合は、次のいずれかに該当する場合を除き、これを承諾します。

ア　割引適用回線群を構成するＩＰ通信網契約について、16に規定する高額利用割引の適用又は第１表（料金）第１（利用料金）に規定する長期継続利用に係る定額利用料の適用若しくは複合利用割引の適用を受けるものであるとき。

イ　長期高額利用回線群に電話等サービス又は専用サービスに係る契約が含まれていないとき。

ウ　長期高額利用回線群を構成するＩＰ通信網契約又は当社の他の電気通信サービスに係る契約（電話等サービスに係る契約を除きます。）を締結している者が長期高額利用割引の申出をした契約者と同一の者とならないとき。

エ　長期高額利用回線群に電話等サービスに係る契約を含む場合において、その電話等サービスに係る契約のうち電話等サービス契約約款に規定する割引選択代表回線に係る契約を締結している者が長期高額利用割引の申出をした契約者と同一の者とならないとき。

オ　その他長期高額利用割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

⑷　長期高額利用割引は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から適用します。

⑸　長期高額利用割引の適用期間（以下17において「長期高額利用期間」といいま

す。）は、長期高額利用割引の適用を開始した料金月から、その長期高額利用割引の種類に応じ⑴の表中に規定する期間とします。

ただし、長期高額利用割引の適用開始の際現に、その長期高額利用回線群を構成する当社の他の電気通信サービスに係る契約について、その電気通信サービスの契約約款に規定する長期高額利用割引が適用されている場合はこの限りでありません。この場合の長期高額利用期間は、その長期高額利用回線群を構成する当社の他の電気通信サービスに係る契約について、その電気通信サービスの契約約款に規定する長期高額利用割引の適用が開始された料金月を長期高額利用割引の適用を開始した料金月とみなして起算するものとします。

⑹　長期高額利用期間には、ＩＰ通信網サービスの利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。

⑺　当社は、契約者から、割引適用回線群に新たにＩＰ通信網契約を追加する申出があったときは、⑶の規定に準じて取り扱います。

⑻　当社は、割引適用回線群を構成するＩＰ通信網契約の解除があったとき又は契約者から割引適用回線群を構成するＩＰ通信網契約をその割引適用回線群から除外する旨の申出があったときは、その割引適用回線群からそのＩＰ通信網契約を除外します。

⑼　当社は、⑺の規定により割引適用回線群に新たにＩＰ通信網契約を追加する申出を承諾したときは、その承諾した日を含む料金月からのそのＩＰ通信網契約に係る定額利用料について、⑻の規定により割引適用回線群からＩＰ通信網契約を除外したときは、その除外した日を含む料金月までのそのＩＰ通信網契約に係る定額利用料について、その割引適用回線群の料金額に含めるものとします。

⑽　当社は、次のいずれかに該当する場合には、長期高額利用割引を廃止します。

（ア）　割引適用回線群を構成する全てのＩＰ通信網契約の解除があったとき。

（イ）　⑶のイ、ウ、エ又はオの規定に該当する場合が生じたとき。

（ウ）　長期高額利用回線群の料金額を支払うこととなる契約者が、その料金について支払期日を経過してもなお支払わないとき。

⑾　長期高額利用割引の廃止があった場合の割引の適用については、次表のとおりとします。

区　分	長期高額利用割引の適用
ア　イ以外により長期高額利用割引の廃止があった場合	その廃止があった日を含む料金月まで長期高額利用割引を適用します。
イ　⑽のウの規定により長期高額利用割引の廃止があった場合	その廃止があった日を含む料金月の前料金月まで長期高額利用割引を適用します。

⑿　契約者は、長期高額利用期間満了後も長期高額利用割引を継続しようとするときは、長期高額利用期間が満了する料金月の末日の10日前までに、新たに長期高額利用割引の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。

⒀　長期高額利用期間の中途における長期高額利用割引の種類の変更については、変更後の種類の約定金額が変更前の種類の約定金額よりも高くなる場合に限り行うことができます。

⒁　⒀の規定により長期高額利用割引の種類を変更したときは、変更後の種類の長期高額利用割引については、その種類の変更を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から適用します。この場合、変更後の種類の長期高額利用期間が満了する料金月については、変更前の種類の長期高額利用期間に係る起算月から起算して算出します。

⒂　契約者は、長期高額利用割引及び当社の他の電気通信サービスの契約約款に規定する長期高額利用割引適用後の長期高額利用回線群の料金額の年間累計額（長

期高額利用期間の起算月から起算して12料金月ごとの累計額とします。）が約定金額に満たないときは、次の規定により算出した割引相当額の累計額に当社が別に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

ただし、当社の他の電気通信サービスの契約約款に定めるところによりその実費相当の手数料に相当する額を支払うこととなるときは、契約者は、その実費相当の手数料の支払いを要しません。

⑯　契約者は、長期高額利用期間満了前に長期高額利用回線群を構成する全ての契約について長期高額利用割引及び当社の他の電気通信サービスの契約約款に規定する長期高額利用割引の廃止があったときは、その廃止前の種類及びその廃止があった日を含む料金月の翌料金月から長期高額利用期間が満了する料金月までの料金月数（以下17において「残余月数」といいます。）に応じて、次表に規定する額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

ただし、当社の他の電気通信サービスの契約約款に定めるところにより次表に規定する額に相当する額を支払うこととなるときはこの限りでありません。

種　類	割引額（月額）
プレミア１	５万円（5万２千5百円）×残余月数
プレミア２	30万円（31万5千円）×残余月数
プレミア３	60万円（63万円）×残余月数
プレミア４	130万円（136万5千円）×残余月数
プレミア５	230万円（241万5千円）×残余月数
プレミア６	330万円（346万5千円）×残余月数
プレミア７	460万円（483万円）×残余月数

⑰　当社は、料金返還その他の場合において割引適用回線群を構成するＩＰ通信網契約の１契約当たりの定額利用料を確定する必要が生じたときは、その定額利用料は次の算式により算出します。

$$\text{ＩＰ通信網契約の１契約当たりの定額利用料} = \text{長期高額利用割引適用後の割引適用回線群の料金額} \times \frac{\text{長期高額利用割引適用前のそのＩＰ通信網契約の定額利用料}}{\text{長期高額利用割引適用前の割引適用回線群の料金額}}$$

⑱　⑰の場合において、長期高額利用割引適用後の割引適用回線群の料金額からその割引適用回線群を構成するすべてのＩＰ通信網契約について⑰の算式により算出したＩＰ通信網契約の１契約当たりの定額利用料を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を契約者が指定する１のＩＰ通信網契約（その割引適用回線群を構成するものに限ります。）の定額利用料に加算するものとします。

（注１）17の⑴に規定する当社が別に定める当社の他の電気通信サービスは、次に掲げるものとします。

ア　電話等サービス

イ　専用サービス

ウ　データ伝送サービス

（注２）17に規定する長期高額利用割引の割引額及び割引相当額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、９の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

第１表　料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第１　利用料金

１　第１種契約に係るもの

１－１　適用

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>(1)　品目に係る料金の適用</td><td>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり、品目を定めます。
<table>
<tr><th>品　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>128kb/s</td><td>128kbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>1.5Mb/s</td><td>1.536Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>６Mb/s</td><td>6.144Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
</table>
備考
１　第１種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点又はＮＳＰＩＸＰとの接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。
２　この備考の１に規定するほか、第１種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信について、１－２－３（付加機能利用料）又は当社が別に定める当社の契約約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによる通信を行うことができます。
３　他社接続契約者回線の品目及び契約の種別は、その第１種オープンコンピュータ通信網サービスの品目及び契約の種別と同一のものとします。
（注）この備考の２に規定する当社が別に定める当社の契約約款は、データ伝送サービス契約約款又はＩＰ伝送サービス契約約款とします。</td></tr>
<tr><td>(2)　最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用</td><td>ア　第１種オープンコンピュータ通信網サービスには、臨時第１種契約に係るもの、長期継続利用に係るもの及び他社接続契約者回線が異経路となるものを除いて、最低利用期間があります。
イ　第１種契約者は、最低利用期間内に第１種契約の解除（当社が別に定める理由によるものを除きます。）があった場合は、第82条（定額利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。
ウ　第１種契約者は、最低利用期間内に第１種オープンコンピュータ通信網サービスの品目の変更があった場合は、その品目の変更について変更前の定額利用料の額から変更後の定額利用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</td></tr>
</table>

エ　ウの場合に、品目の変更と同時にその他社接続契約者回線に係る終端の場所において、第１種オープンコンピュータ通信網サービスに係る他社接続契約者回線の新設又は契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の他社接続契約者回線に係る第１種オープンコンピュータ通信網サービスの定額利用料を合算して行います。

（注）この欄に規定する当社が別に定める理由は、他社接続契約者回線が別記１の２の⑴に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する後行回線となる場合であって、その後行回線がその特定協定事業者の他の電気通信サービスに対し信号の漏えいによる影響を与える等により、その特定協定事業者によってその後行回線に係る契約が解除となる場合とします。

⑶　長期継続利用に係る定額利用料の適用

ア　当社は、第１種契約者（臨時第１種契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）から、その第１種オープンコンピュータ通信網サービス（料金表通則の17に規定する長期高額利用割引の適用を受けるものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における定額利用料については、１－２－１（定額利用料）に規定する定額利用料の額から同表に規定する額を減額して適用します。この場合、長期継続利用には同表の２種類があり、あらかじめいずれか１つを選択していただきます。

種　　類	継続して利用する期間	定額利用料の減額（月額）
（ア）　３年利用	３年間	その第１種オープンコンピュータ通信網サービスを同一品目の第３種オープンコンピュータ通信網サービス（クラス２のもの（臨時第３種契約に係るものを除きます。）とします。）とみなした場合に適用される定額利用料の基本額と同額（以下「長期継続利用適用額」といいます。）に0.1を乗じて得た額
（イ）　６年利用	６年間	長期継続利用適用額に0.11を乗じて得た額

イ　長期継続利用に係る定額利用料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（第１種契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その第１種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日）から適用します。

ウ　長期継続利用に係る定額利用料の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、第１種オープンコンピュータ通信網サービスの利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。

エ　当社は、長期継続利用に係る第１種契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。

オ　エに規定するほか、料金月の初日以外の日において、料金表通則の17に規定する長期高額利用割引に係る割引適用回線群に、長期継続利用に係る第１種契約（その料金月において長期継続利用の廃止があったものを含みます。）を追加する申出を当社が承諾した場合は、当社は、その料金月の初日（その料金月がその長期継続利用に係る定額利用料の適用を開始した料金月である場合は、その適用を開始した日とします。）にその第１種契約に係る長期継続利用の廃止があったものとみなして取り扱います。

カ　長期継続利用に係る第１種契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。

キ　長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。

ク　前項の規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用に係る定額利用料については、その種類の変更を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。

ケ　長期継続利用に係る第１種契約者は、長期継続利用期間の満了前に品目の変更によりその第１種契約に係る長期継続利用適用額が減少した場合又は長期継続利用の廃止（当社が別に定める理由による第１種契約の解除に伴うものを除きます。）があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

区　　分	支払いを要する額
（ア）　長期継続利用適用額が減少した場合	残余の期間に対応する長期継続利用適用額差額（減少前の長期継続利用適用額から減少後の長期継続利用適用額を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額
（イ）　長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の長期継続利用適用額に0.35を乗じて得た額

（注）この欄に規定する当社が別に定める理由は、他社接続契約者回線が別記１の２の⑴に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する後行回線となる場合であって、その後行回線がその特定協定事業者の他の電気通信サービスに対し信号の漏えいによる影響を与える等により、その特定協定事業者によってその後行回線に係る契約が解除となる場合によるものとします。

<table>
<tr><td>(4)　ダイヤルアップアクセスサービス着信機能に関する付加機能利用料の適用</td><td>ダイヤルアップアクセスサービス着信機能に関する付加機能利用料については、１発信者識別共通符号につき同時着信可能数が１の場合は基本額のみを適用し、１を超える場合は１を超える１ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</td></tr>
<tr><td>(5)　データ通信料の適用</td><td>着信課金通信に係るデータ通信料の適用については、次表のとおりとします。
<table>
<tr><th>区　分</th><th>データ通信料の適用</th></tr>
<tr><td>100時間コース</td><td>ダイヤルアップアクセス回線からの着信課金通信に係る換算接続通信時間（接続通信時間にそのダイヤルアップアクセス回線に係るデータ伝送サービス契約約款に規定する電話等契約ごとに備考の１の表に規定する換算率を乗じて得た時間をいいます。以下同じとします。）の料金月単位での累計時間が100時間までの場合（累計時間が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、100時間を超える場合は100時間を超える１分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</td></tr>
<tr><td>300時間コース</td><td>ダイヤルアップアクセス回線からの着信課金通信に係る換算接続通信時間の料金月単位での累計時間が300時間までの場合（累計時間が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、300時間を超える場合は300時間を超える１分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</td></tr>
<tr><td>500時間コース</td><td>ダイヤルアップアクセス回線からの着信課金通信に係る換算接続通信時間の料金月単位での累計時間が500時間までの場合（累計時間が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、500時間を超える場合は500時間を超える１分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
１　当社は、着信課金通信に係る換算接続通信時間を適用するにあたって、次表のとおり換算率を定めます。
<table>
<tr><th>そのダイヤルアップアクセス回線に係るデータ伝送サービス契約約款に規定する電話等契約</th><th>換算率</th></tr>
<tr><td>(1)　加入電話等契約（ダイヤルアップアクセス回線に係るものに限ります。）</td><td>1.0</td></tr>
<tr><td>(2)　ＰＨＳ等契約</td><td>1.6</td></tr>
<tr><td>(3)　携帯電話等契約（(4)に規定するものを除きます。）</td><td>2.8</td></tr>
</table></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

	⑷　携帯電話等契約（当社が別に定めるものに限ります。） （注）本欄に規定する当社が別に定める携帯電話等契約は、データ伝送サービス契約約款別記４の３の⑺に掲げる協定事業者のＦＯＭＡサービス契約約款に係る携帯電話等契約とします。	5.6

２　着信課金通信に係るダイヤルアップアクセス回線が別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する総合ディジタル通信サービスに係る契約者回線であって、複数のＢチャネルを利用する場合の換算接続通信時間の算定については、それぞれのＢチャネルごとに換算接続通信時間を算定し、それらを合計した時間とします。

３　第１種契約者は、データ通信料の区分の変更の請求をすることができます。この場合において、変更後の区分のデータ通信料は、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。

ただし、変更の承諾日が料金月の初日である場合は、その変更の承諾日を含む料金月から適用します。

⑹　接続通信時間の測定等	ア　着信課金通信に係る接続通信時間は、そのダイヤルアップアクセス回線と他社接続契約者回線を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者若しくは着信者からの通信終了の信号を受け、又はデータ伝送サービス契約約款第35条（通信利用の制限等）第３項の規定により、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。 イ　次の時間は、アに規定する接続通信時間には含みません。 （ア）　発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信中に一時通信ができなかった時間 （イ）　発信者又は着信者の責任によらない理由により通信を打ち切った場合（データ伝送サービス契約約款第35条第３項の規定による場合を除きます。）は、１－２（料金額）に規定する分数に満たない端数の時間
⑺　当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合のデータ通信料の取扱い	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の着信課金通信に係るデータ通信料は、次のとおりとします。 ア　過去１年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における１日平均のデータ通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 イ　ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した１日平均のデータ通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

	（注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。 ⑴　過去２か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における１日平均のデータ通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 ⑵　過去２か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における１日平均のデータ通信料又は故障等の回復後の７日間における１日平均のデータ通信料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

１－２　料金額

１－２－１　定額利用料

１契約ごとに

区　　分	料　　金　　額	
	臨時第１種契約以外のもの　（月額）	臨時第１種契約のもの　（日額）
128kb/sのもの	32,000円（33,600円）	3,200円（3,360円）
1.5Mb/sのもの	230,000円（241,500円）	23,000円（24,150円）
６Mb/sのもの	985,000円（1,034,250円）	98,500円（103,425円）

１－２－２　電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額

１契約ごとに

区　　分	料　　金　　額	
	臨時第１種契約以外のもの　（月額）	臨時第１種契約のもの　（日額）
利用するメールアドレスが１の場合	250円（262.5円）	25円（26.25円）
利用するメールアドレスが２の場合	350円（367.5円）	35円（36.75円）
利用するメールアドレスが３の場合	450円（472.5円）	45円（47.25円）
利用するメールアドレスが４以上の場合	利用するアドレス数に150円（157.5円）を乗じて得た額	利用するアドレス数に150円（157.5円）を乗じて得た額の10分の１

備考

１　当社は、メールアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。

２　当社は、第１種契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。

３　電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に定めるところによります。

１－２－３　付加機能利用料

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>単　位</th><th>料金額</th></tr>
<tr><td rowspan="3">ダイヤルアップアクセスサービス着信機能</td><td rowspan="2">この機能を利用する第１種契約者に係る他社接続契約者回線へダイヤルアップアクセス回線等（ダイヤルアップアクセス回線及び当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスに係る契約に基づいて設置される電気通信設備をいいます。以下同じとします。）から発信し、当社が別に定めるところに従って、発信者識別符号（その第１種契約者がその指定する者（その第１種契約者を含みます。以下この欄において同じとします。）を識別するために割り当てる発信者識別共通符号（その第１種契約者がその指定する者の全員に割り当てる１の英字及び数字の組合せであって、その第１種契約者に係るドメイン名を含むものをいいます。以下この欄において同じとします。）並びにその他の英字及び数字の組み合わせをいいます。以下この欄において同じとします。）を送信することによりそのダイヤルアップアクセス回線等との間の通信を行うことができるようにする機能</td><td>基本額（１発信者識別共通符号ごとに月額）</td><td>6,000円
(6,300円)</td></tr>
<tr><td>加算額（同時着信可能数（第１種契約者に係る他社接続契約者回線へダイヤルアップアクセス回線等から同時に通信を行うことができる数をいいます。以下この欄において同じとします。）１ごとに月額）</td><td>2,500円
(2,625円)</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">１　この機能において利用することができる発信者識別共通符号の数及び登録することができる同時着信可能数等は、当社が別に定めるところによります。
２　当社は、１の発信者識別共通符号につき１のダイヤルアップアクセスサービス着信番号（ダイヤルアップアクセス回線からの着信を受けるための番号をいいます。以下同じとします。）を付与します。
３　この機能を利用するときは、契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に、通信相手先のダイヤルアップアクセス回線に係る電話番号又は契約者回線番号をあらかじめ通知していただきます。
（注）この欄に規定する当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスに係る契約は、次のとおりとします。
<table>
<tr><th>事業者の名称</th><th>契約の種類</th><th>契約約款の名称</th></tr>
<tr><td>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州</td><td>ドコモパケット契約、衛星パケット契約又はパケットドコモコール契約</td><td>パケット通信サービス契約約款</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

着信課金機能	この機能を利用する第１種契約者に係るダイヤルアップアクセスサービス着信番号に着信するダイヤルアップアクセス回線からの通信について、その通信に関する料金の支払いを要する者をその第１種契約者とし、その第１種契約者に一括して課金することができるようにする機能		
	備考	１　この機能は、ダイヤルアップアクセスサービス着信機能を利用する第１種契約者に限り提供します。この場合、そのダイヤルアップアクセスサービス着信機能については、この機能の利用に係る専用の発信者識別共通符号により利用していただくものとし、その通信については、ダイヤルアップアクセス回線との間に限り行うことができるものとします。 ２　当社は、この機能を利用する旨の申出があったときは、その利用を承諾した日を含む料金月の翌料金月から提供します。 ただし、その承諾した日が料金月の初日である場合は、その承諾した日を含む料金月から提供します。 ３　この機能の提供にあたっては、当社は、この機能に係る特定のダイヤルアップアクセスサービス着信番号を別に付与します。 ４　当社は、ダイヤルアップアクセス回線からの着信のうち、この備考の３に規定する特定のダイヤルアップアクセスサービス着信番号に着信したものを、着信課金通信として取り扱います。 ５　この機能を利用するときは、契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に、通信相手先のダイヤルアップアクセス回線に係る電話番号又は契約者回線番号をあらかじめ通知していただきます。		
選択型パケットフィルタリング機能	この機能を利用する第１種契約者に係る他社接続契約者回線へその第１種契約者以外の者から通信開始の要求があった場合に、その通信開始の要求に係る内容があらかじめその第１種契約者が指定したものであるときに限り、その要求に係る通信を行うことができるようにする機能		――
	備考	１　この機能は、128kb/s品目に係る第１種契約者に限り提供します。 ２　この機能において、第１種契約者が指定することができる通信開始の要求に係る内容等は、当社が別に定めるところによります。 ３　当社は、この機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。	

<table>
<tr><td rowspan="3">ＩＰｖ６トンネリング機能</td><td rowspan="3">ＩＰｖ６トンネリング装置（ＩＰｖ４対応設備（ＩＰｖ４パケットの送受信が可能な電気通信設備をいいます。以下同じとします。）を介してＩＰｖ６パケットに係る通信を行うため、ＩＰｖ４対応設備とＩＰｖ６対応設備（ＩＰｖ６パケットの送受信が可能な電気通信設備をいいます。）との間に設置される電気通信設備であって、ＩＰｖ６パケットをＩＰｖ４パケットに格納し、又は格納されたＩＰｖ６パケットをＩＰｖ４パケットから抽出することができる機能を有するものをいいます。以下同じとします。）を利用してＩＰｖ６パケットに係る通信を行うことができるようにする機能</td><td>128kb/s品目のもの</td><td>１契約ごとに月額</td><td>2,500円（2,625円）</td></tr>
<tr><td>1.5Mb/s品目のもの</td><td>１契約ごとに月額</td><td>14,000円（14,700円）</td></tr>
<tr><td>６Mb/s品目のもの</td><td>１契約ごとに月額</td><td>50,000円（52,500円）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">ＤＮＳ機能</td><td colspan="2" rowspan="3">この機能を利用する第１種契約者に係るドメイン名及びＩＰアドレスを当社のドメイン名管理装置に登録し、ドメインネームシステムによる名前解決をすることができる機能</td><td rowspan="2">プライマリ型</td><td>正引き登録</td><td>１ゾーンごとに月額</td><td>2,000円（2,100円）</td></tr>
<tr><td>逆引き登録</td><td>10ゾーンごとに月額</td><td>2,000円（2,100円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">セカンダリ型</td><td>１のドメイン名を除く他のドメイン名について１のドメイン名ごとに月額</td><td>1,000円（1,050円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">１　「プライマリ型」とは、プライマリＤＮＳ及びセカンダリＤＮＳを利用することができるものをいいます。
２　「セカンダリ型」とは、セカンダリＤＮＳに限り利用することができるものをいいます。
３　この機能において登録することができるドメイン名、ドメイン名の文字数及びＩＰアドレスについては、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
</table>

１－２－４　データ通信料（着信課金通信に係るもの）

１のダイヤルアップアクセスサービス着信番号ごとに

区　　分	料　　金　　額
基本額（月額）	データ伝送サービス契約約款に規定する着信課金通信に係る通信料金の定額利用料（その通信料金の区分がデータ通信料の区分と同一のものに限ります。）と同額
加算額（１分までごとに）	データ伝送サービス契約約款に規定する着信課金通信に係る通信料金の加算額（その通信料金の区分がデータ通信料の区分と同一のものに限ります。）と同額

２　第２種契約に係るもの

２－１　適用

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>(1)　細目に係る料金の適用</td><td>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信の態様による細目を定めます。
<table>
<tr><th>区　別</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>タイプ１</td><td>ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの（利用回線を使用して通信を行うことができるものを含みます。）</td></tr>
<tr><td>タイプ２</td><td>ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるとともに、ＤＳＬ回線を使用して通信を行うことができるもの</td></tr>
<tr><td>タイプ３</td><td>ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるとともに、光アクセス回線を使用して通信を行うことができるもの</td></tr>
<tr><td>タイプ４</td><td>ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるとともに、加入者回線を使用して通信を行うことができるもの。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
１　第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信は契約者回線等との間で行うことができます。
この場合において、当社は、相互接続点又はＮＳＰＩＸＰとの接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。
２　この備考の１に規定するほか、第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信について、当社が別に定める当社の契約約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによる通信を行うことができます。
３　第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信は、当社が別に定めるところに従って契約者識別符号及び暗証符号を送信することにより行うことができます。
４　第２種契約者（当社が別に定める者に限ります。）は、ＤＳＬ回線又は光アクセス回線（当社が別に定めるものに限ります。）からの通信を行うことができます。この場合、当社は、その通信をダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して行う通信とみなして取り</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

扱います。
5　細目の変更があった場合の変更後の細目の利用料又は定額利用料は、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。
6　タイプ２、タイプ３及びタイプ４に係る定額利用料（タイプ２のコース２については、定額利用料のうちの基本額とします。）については、第82条（定額利用料等の支払義務）の規定にかかわらず、当社がＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から適用します。
7　固定型パケットフィルタリングは、タイプ２及びタイプ３に係る第２種契約者に限り提供します。
（注１）この備考の２に規定する当社が別に定める当社の契約約款は、ＩＰ伝送サービス契約約款とします。
（注２）この備考の４に規定する当社が別に定める第２種契約者は、東日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定する無線通信認証機能の提供を受ける者とし、当社が別に定めるＤＳＬ回線又は光アクセス回線は、同社の契約約款及び料金表に規定する無線通信環境提供機能に係るものとします。

⑵　タイプ１の区分に係る料金の適用

ア　タイプ１には、次の区分があります。

区　　分	内　　容
コース１	コース２以外のもの
コース２	当社が別に定めるアクセスポイントに接続して通信を行う場合に、当社の提供区間と特定協定事業者（別記１の２の⑴に規定する特定協定事業者に限ります。以下⑵欄において同じとします。）の提供区間とを合わせて当社がその第２種契約に係る利用料を設定するもの（特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその特定協定事業者が定める料金を除きます。）

イ　コース１には、次の区分があります。

区　　分	内　　容
（ア）　プラン１	利用料について接続通信時間の料金月単位での累計時間が４時間までの場合（累計時間が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、４時間を超える場合は４時間を超える１分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
（イ）　プラン２	利用料について接続通信時間の料金月単位での累計時間が15時間までの場合（累計時間が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、15時間を超える場合は15

	時間を超える１分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
（ウ）　プラン３	利用料について接続通信時間の料金月単位での累計時間が40時間までの場合（累計時間が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、40時間を超える場合は40時間を超える１分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
（エ）　プラン４	利用料について接続通信時間の料金月単位での累計時間が100時間までの場合（累計時間が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、100時間を超える場合は100時間を超える１分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
（オ）　プラン５	接続通信時間にかかわらず定額利用料を適用します。
（カ）プラン６	利用料について接続通信時間の料金月単位での累計時間が０時間までの場合は基本額のみを適用し、０時間を超える場合は０時間を超える１分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
（キ）プラン７	利用料について接続通信時間の料金月単位での累計時間が３時間までの場合（累計時間が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、３時間を超える場合は３時間を超える１分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。ただし、当社が別に定めるアクセスポイントへ接続する場合においては、接続通信時間にかかわらず基本額のみを適用します。
備考 １　プラン５については、利用回線を使用して通信を行うことができます。 ２　プラン６については、２－２－５（付加機能利用料）に規定するウェブ機能及び当社が別に定める機能を利用することができません。	

ウ　コース２には、次の区分があります。

区　　分	内　　容

(ア)　プラン１	①　当社が別に定めるアクセスポイントに接続して通信を行う場合 　接続通信時間の料金月単位での累計時間が１時間までの場合（累計時間が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、１時間を超える場合は１時間を超える１分までごとに加算額１を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 ②　①以外の場合 　接続通信時間の料金月単位での累計時間１分までごとに加算額２を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
(イ)　プラン２	①　当社が別に定めるアクセスポイントに接続して通信を行う場合 　接続通信時間の料金月単位での累計時間が３時間までの場合（累計時間が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、３時間を超える場合は３時間を超える１分までごとに加算額１を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 ②　①以外の場合 　接続通信時間の料金月単位での累計時間１分までごとに加算額２を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
(ウ)　プラン３	①　当社が別に定めるアクセスポイントに接続して通信を行う場合 　接続通信時間の料金月単位での累計時間が10時間までの場合（累計時間が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、10時間を超える場合は10時間を超える１分までごとに加算額１を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 ②　①以外の場合 　接続通信時間の料金月単位での累計時間１分までごとに加算額２を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

(エ)　プラン４	①　当社が別に定めるアクセスポイントに接続して通信を行う場合 　接続通信時間の料金月単位での累計時間が20時間までの場合（累計時間が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、20時間を超える場合は20時間を超える１分までごとに加算額１を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 ②　①以外の場合 　接続通信時間の料金月単位での累計時間１分までごとに加算額２を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

エ　第２種契約者は、タイプ１に係る区分（コース１のプラン６に係るものを除きます。）の変更の請求をすることができます。この場合において、変更後の区分の利用料又は定額利用料は、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。

⑶　タイプ２の区分に係る料金の適用

ア　タイプ２には、次の区分があります。

区　　分	内　　容
コース１	当社の提供区間についてその第２種契約に係る定額利用料を設定するもの
コース２	当社の提供区間とＤＳＬ回線に係る別記１の２の⑴及び⑶に定める特定協定事業者の提供区間とを合わせて当社がその第２種契約に係る定額利用料を設定するもの（ＤＳＬ回線に係る別記１の２の⑴及び⑶に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその特定協定事業者が定める料金を除きます。）
備考 １　コース１に係るＤＳＬ回線は、別記13の２の⑶のアに規定する契約に係るものとします。 ２　コース２に係るＤＳＬ回線は、別記13の２の⑶のイに規定する契約に係るものとします。	

イ　コース２には、次の区分があります。

区　　分	内　　容
(ア)　プラン１	ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大3.027Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、そのＤＳＬ回線が当社が別に定める特定協定事業者に係るもの

（イ） プラン２	ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大1.536Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512kbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、そのＤＳＬ回線が当社が別に定める特定協定事業者に係るもの
（ウ） プラン３	ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大8.064Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、そのＤＳＬ回線が当社が別に定める特定協定事業者に係るもの
（エ） プラン４	ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大12.512Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、そのＤＳＬ回線が当社が別に定める特定協定事業者に係るもの
（オ） プラン５	ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大26.080Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、そのＤＳＬ回線が当社が別に定める特定協定事業者に係るもの
（カ） プラン６	ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大50.112Mbit/sまで、他の伝送方向については最大3.072Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、そのＤＳＬ回線が当社が別に定める特定協定事業者に係るもの
（キ） プラン７	ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大50.560 Mbit/sまで、他の伝送方向については最大12.288Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、そのＤＳＬ回線が当社が別に定める特定協定事業者に係るもの
（注）この欄に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、株式会社アッカ・ネットワークスとします。	

ウ　コース２に係る第２種オープンコンピュータ通信網サービスの定額利用料は、基本額と端末回線料を合算して適用します。

エ　第２種契約者は、タイプ２に係る区分（タイプ１のコース１のプラン６に係るものを除きます。）の変更の請求をすることができます。この場合において、変更後の区分の定額利用料は、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。

オ　固定型パケットフィルタリングは、コース２に係る第２種契約者に限り提供します。

	カ　固定型パケットフィルタリングの利用方法等は、当社が別に定めるところによります。 キ　当社は、固定型パケットフィルタリングの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。
⑷　タイプ３の区分に係る料金の適用	ア　タイプ３には、次の区分があります。

区　　分ｚ	内　　容
コース１	当社の提供区間についてその第２種契約に係る定額利用料を設定するもの
コース２	当社の提供区間と光アクセス回線に係る別記１の２の⑶に定める特定協定事業者の提供区間とを合わせて当社がその第２種契約に係る定額利用料を設定するもの（光アクセス回線に係る別記１の２の⑶に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその特定協定事業者が定める料金を除きます。）
備考 １　コース１に係る光アクセス回線は、別記13の２の⑸のアに規定する契約に係るものとします。 ２　コース２に係る光アクセス回線は、別記13の２の⑸のイに規定する契約に係るものとします。	

イ　コース１には、次の区分があります。

区　　分	内　　容
（ア）　プラン１	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－１（100Mb/s品目のプラン３のものに限ります。）に係るもの
（イ）　プラン２	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－１（品目が46Mb/sのものに限ります。）及びメニュー５－２（当社が別に定めるものを除きます。）に係るもの
（ウ）　プラン３	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－１（100Mb/s品目のプラン２のものに限ります。）に係るもの
（エ）　プラン４	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能な

	ものであって、その光アクセス回線が別記１の２の(1)に定める特定協定事業者（当社が別に定めるものに限ります。）の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－１（100Mb/s品目のプラン４のものに限ります。）に係るもの
（オ） プラン５	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記１の２の(1)に定める特定協定事業者（当社が別に定めるものに限ります。）の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－２（当社が別に定めるものに限ります。）に係るもの
（注１） この欄の(イ)及び(オ)で規定する当社が別に定めるメニュー５－２は、西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する通信方式の態様による区別がカテゴリー２（フレッツ・光プレミアム マンションタイプ）とします。 （注２） この欄の(エ)及び(オ)で規定する当社が別に定める特定協定事業者は、西日本電信電話株式会社とします。	

ウ　コース２には、次の区分があります。

区　　分	内　　容
（ア） プラン１	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、ＶＤＳＬ方式に係るものであり、その光アクセス回線が当社の別に定める特定協定事業者に係るもの
（イ） プラン２	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、プラン１以外のものであり、その光アクセス回線が当社の別に定める特定協定事業者に係るもの
備考 １　ＶＤＳＬ方式による通信については、設備状況等により通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態となる場合があります（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）。 （注）この欄に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、株式会社アッカ・ネットワークスとします。	

エ　第２種契約者は、タイプ３に係る区分（タイプ１のコース１のプラン６に係るものを除きます。）の変更の請求をすることができます。この場合において、変更後の区分の定額利用料は、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。

オ　固定型パケットフィルタリングは、コース２に係る第２種契約者に限り提供します。

カ　固定型パケットフィルタリングの利用方法等は、当社が別に定めるところによります。

キ　当社は、固定型パケットフィルタリングの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。

(5)　タイプ４の区分に係る料金の適用

ア　タイプ４には、次の区分があります。

区　　分	内　　容
(ア)　プラン１	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、ＶＤＳＬ方式に係るもの
(イ)　プラン２	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、プラン１以外のもの

備考

１　ＶＤＳＬ方式による通信については、設備状況等により通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態となる場合があります（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）。

イ　当社は契約者グループ（当社が指定する同一の構内又は建物内に終端がある加入者回線に係る第２種契約者からなるグループをいいます。以下同じとします。）を設定し、１の契約者グループに係る契約者回線の数が８以上となる場合に限り、タイプ４に係る第２種オープンコンピュータ通信網サービスを提供します。

ウ　第２種契約者は、タイプ４に係る区分（タイプ１のコース１のプラン６に係るものを除きます。）の変更の請求をすることができます。この場合において、変更後の区分の定額利用料は、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。

(6)　接続通信時間の測定等

ア　接続通信時間（着信課金通信に係るものを除きます。）は、アクセスポイントから送信された契約者識別符号及び暗証符号により当社がその第２種契約者を識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、又は第77条（通信利用の制限等）第３項の規定により、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。

イ　当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った場合（第77条第３項の規定による場合を除きます。）は、２－２（料金額）に規定する分数に満たない端数の接続時間は、ア又はイに規定する接続通信時間には含みません。

<table>
<tr>
<td>(7)　当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い</td>
<td>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料等（特定ダイヤルアップ回線及びポータブルIPアクセスの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額を含みます。以下この欄において同じとします。）は次の通りとします。
ア　過去１年間の実績を把握することができる場合
　機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における１日平均の利用料等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
イ　ア以外の場合
　把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した１日平均の利用料等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
（注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として次のとおりとします。
⑴　過去２か月以上の実績を把握することができる場合
　機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における１日平均の利用料等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
⑵　過去２か月間の実績を把握することができない場合
　機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における１日平均の利用料等又は故障等の回復後の７日間における１日平均の利用料等のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</td>
</tr>
<tr>
<td>(8)　電話等サービスの月極割引との複合継続利用に係る利用料の適用</td>
<td>ア　当社は、電話等サービス契約約款に規定する選択制による通話料金の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において「電話等サービスの月極割引」といいます。）の適用を受けている第２種契約者（タイプ１のコース１（プラン５、プラン６及びプラン７を除きます。）に係る者に限ります。（電話等サービスの月極割引を選択する旨の申出をした者を含みます。）以下この欄において同じとします。）から、その第２種オープンコンピュータ通信網サービスについて、12料金月以上の継続利用（以下この欄において「電話等サービスの月極割引との複合継続利用」といいます。）の申出があった場合には、この表の⑵欄のイの表の利用料の適用の規定及び２－２－１（利用料）⑴（タイプ１のもの）ア（コース１のもの）の加算額の額にかかわらず、次の(ア)及び(イ)のとおりとします。
（ア）　利用料は、次表の規定により適用します。
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>利用料の適用</th></tr>
<tr><td>（ア）　プラン１</td><td>接続通信時間の料金月単位での累計時間が６時間までの場合（累計時間が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、６時間を超える場合は６時間を超える１</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

	分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
（イ）　プラン２	接続通信時間の料金月単位での累計時間が20時間までの場合（累計時間が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、20時間を超える場合は20時間を超える１分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
（ウ）　プラン３	接続通信時間の料金月単位での累計時間が55時間までの場合（累計時間が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、55時間を超える場合は55時間を超える１分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
（エ）　プラン４	接続通信時間の料金月単位での累計時間が130時間までの場合（累計時間が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、130時間を超える場合は130時間を超える１分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

（イ）　加算額は、次表に規定する額を適用します。

区　　分	加算額（１分までごとに）
（ア）　プラン１	７円（7.35円）
（イ）　プラン２	４円（4.20円）
（ウ）　プラン３	３円（3.15円）
（エ）　プラン４	２円（2.10円）

イ　当社は、電話等サービスの月極割引との複合継続利用の申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。

（ア）　その申出をした第２種契約者が、電話等サービスの月極割引の適用を受けている者と同一の者となるとき（当社が別に定める基準に適合するときを含みます。）。

（イ）　その申出が電話等サービスの月極割引に係るＯＣＮ追加割引の申出を伴うとき。

（ウ）　その申出が１の割引選択回線（電話等サービス契約約款に規定する利用回線であって、電話等サービスの月極割引を選択するもの（電話等サービスの月極割引に係るＯＣＮ特別適用又はＯＣＮ追加割引の適用を受けていないものに限ります。）をいいます。以下この欄において同じとします。）につき１の第２種契約に係る申出であるとき。

（エ）　その他電話等サービスの月極割引との複合継続利用に係る利用料を適用することについて、当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。

ウ　電話等サービスの月極割引との複合継続利用に係る利用料については、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月（第２種契約者の申込みと同時に電話等サービスの月

	極割引との複合継続利用の申出があった場合は、その第２種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月）から適用します。 エ　当社は、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、電話等サービスの月極割引との複合継続利用を廃止します。 （ア）　電話等サービスの月極割引との複合継続利用に係る第２種オープンコンピュータ通信網サービスについて、タイプ１のコース１（プラン５を除きます。）以外の細目及び区分への変更があったとき、又は第２種契約の解除があったとき。 （イ）　電話等サービスの月極割引の廃止（その電話等サービスの月極割引以外の電話等サービスの月極割引の選択の申出に伴うものを除きます。）又は電話等サービスの月極割引に係るＯＣＮ特別適用若しくはＯＣＮ追加割引の廃止があったとき。 （ウ）　電話等サービスの月極割引との複合継続利用に係る第２種契約者から、その利用の廃止の申出があったとき。 （エ）　その他イに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 オ　当社は、電話等サービスの月極割引との複合継続利用の廃止があった場合は、その廃止があった日を含む料金月までの利用料について、電話等サービスの月極割引との複合継続利用に係る利用料を適用します。 カ　電話等サービスの月極割引との複合継続利用に係る第２種契約者は、その適用が開始された料金月から起算して12料金月の間に電話等サービスの月極割引との複合継続利用の廃止があった場合には、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月からその12料金月のうちの最終料金月までの料金月数に200円を乗じて得た額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただくことがあります。 （注）この欄のアに規定する当社が別に定める選択制による通話料金の月極割引は、次に掲げるものとします。 （ア）　特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅰ （イ）　特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ （ウ）　全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ （エ）　全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ
(9)　優先接続の取扱いに係る定額利用料の適用	ア　当社は、第２種契約者（タイプ２及びタイプ３（コース１に係るものに限ります。）に係る者に限ります。以下、この欄において同じとします。）の電話等回線（タイプ２のコース１及びタイプ３については、第２種契約者がＩＰ通信網サービスに係る料金と「電話等サービス契約約款」に定める電話等サービスに係る料金とを一括して請求（以下この欄において「統合請求」といいます。）することを承諾している場合（当社が別に定める場合を除きます。）の、その電話等サービスに係る回線をいい、タイプ２のコース２については、ＤＳＬ回線に係る別記１の２の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する利用回線型サービスに係る回線又は契約者回線型サービスに係る回線をいいます。以下この欄において同じとします。）について、別記１の２の(1)に定める特定

	協定事業者の電話サービス契約約款又は総合ディジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続の取扱いにおける電話会社固定に係る県間市外通話の通話区分又は県間市外通信の通信区分（以下この欄において「県間固定区分」といいます。）として当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第５条に規定する電気通信番号をいいます。以下この欄において同じとします。）を指定している場合には、タイプ２のコース１については、２－２－２（定額利用料）に規定する定額利用料から１契約者識別符号ごとに700円（735円）（月額）を減額、タイプ２のコース２については、２－２－２（定額利用料）に規定する基本額から１契約者識別符号ごとにプラン１については110円（115.5円）（月額）、プラン２については510円（535.5円）（月額）、プラン３、プラン４、プラン５、プラン６及びプラン７については610円（640.5円）（月額）を減額、タイプ３のコース１については、２－２－２（定額利用料）に規定する定額利用料から１契約者識別符号ごとにプラン１、プラン２、プラン４及びプラン５については100円（105円）（月額）、プラン３については300円（315円）（月額）を減額して適用します。（以下この欄において「県間固定特別割引」といいます。） イ　当社は、次の各号に該当する場合に限り、１の電話等回線につき１の県間固定特別割引を適用します。 （ア）　第２種契約者と電話等回線の契約者が同一の者であるとき。（当社が別に定める基準に適合するときを含みます。） （イ）　タイプ２のコース２について、ＤＳＬ回線に係る終端の場所が電話等回線の設置場所と同一のものであるとき。（当社が別に定める基準に適合するときを含みます。） ウ　県間固定特別割引は、県間固定区分について当社の事業者識別番号を指定していることを当社が確認できた日を含む料金月について適用します。 エ　アの規定にかかわらず、(10)に規定するドットフォン特別割引の適用を受けている第２種契約者については、県間固定特別割引を適用しません。
(10)　ドットフォン契約の取扱いに係る定額利用料の適用	ア　当社は、第２種契約者が当社と第１種ドットフォン契約（第１種ドットフォン利用回線が当社が提供する第２種契約に係る回線であるものに限ります。）又は第２種ドットフォン契約を締結している場合には、タイプ２のコース１については、２－２－２（定額利用料）に規定する定額利用料から１契約者識別符号ごとに700円（735円）（月額）を減額、タイプ２のコース２については、２－２－２（定額利用料）に規定する基本額から１契約者識別符号ごとにプラン１については110円（115.5円）（月額）、プラン３、プラン４及びプラン７については610円（640.5円）（月額）、プラン５及びプラン６については890円（934.5円）（月額）を減額、タイプ３のコース１については、２－２－２（定額利用料）に規定する定額利用料から１契約者識別符号ごとにプラン１及びプラン４については100円（105円）（月額）、プラン２及びプラン５については1,280円（1,344円）（月額）、プラン３については300円（315円）（月額）を減額して適用します。（以下この欄において「ド

	ットフォン特別割引」といいます。） イ　(9)欄に定める県間固定特別割引の適用を受けている第２種契約者については、ドットフォン特別割引を適用しません。
(11)　「エンジョイパック」の取扱いに係る定額利用料の適用	ア　当社は、第２種契約者（タイプ２のコース２のプラン７（電話重畳のものに限ります。）のものに限ります。）が、当社が別に定める「ウイルス検知・駆除サービス利用規約」に規定するウイルス検知・駆除契約と、当社が別に定める「cocoa利用規約」に規定するcocoa（「ＷＩＤＥプラン」又は「ＯＰＥＮプラン」に係るものを除きます。）に係る契約をしている場合であって、当社が別に定める「エンジョイパック」に係る申込みの承諾を当社が行った場合に限り、２－２－２（定額利用料）に規定する定額利用料から１契約者識別符号ごとに200円（210円）（月額）を減額して適用します。（以下この欄において「エンジョイパック割引」といいます。） イ　当社は、次のいずれかに該当する場合（以下この欄において解約等といいます。）が生じたときは、「エンジョイパック割引」を廃止します。 （ア）　第２種契約者がアの規定において当社が承諾した第２種契約、ウイルス検知・駆除契約又はcocoaに係る契約のいずれか又はすべてを解約したとき。 （イ）　第２種契約者が第２種契約の細目又は区分の変更をしたとき。 （ウ）　第２種契約者がアの規定において当社が承諾したcocoaに係る契約において「cocoa利用規約」に規定する「ＷＩＤＥプラン」又は「ＯＰＥＮプラン」に係る契約をしたとき。 ウ　廃止後、イで解約等をしたものを再度契約した場合であっても、当社が別に定める「エンジョイパック」に係る申込みの承諾を当社が行わない場合は、「エンジョイパック割引」を適用しません。
(12)　同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金等の月極割引の適用	ア　当社は、第２種契約者（タイプ２のコース２に係る者で当社が別に定める者に限ります。）が、「電話等サービス契約約款」に規定する「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金等の月極割引」（以下この欄において、「電話等サービスの月極割引」といいます。）の適用を受けている場合には、この表の(9)欄及び(10)欄に規定する減額及び２―２―２（定額利用料）に規定する基本額にかかわらず、電話等サービスの月極割引に定める定額料金の額を適用することとします。 イ　当社は、アに規定する定額料金の適用を受けている第２種契約者に係る料金は、電話等サービスの月極割引に規定する割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求します。 ウ　第２種契約に関する提供条件ついて、電話等サービスの月極割引に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
(13)　長期継続利用に係る基本額の適用	ア　当社は、第２種契約者（タイプ１のコース１のプラン４に係る第２種契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）から、その第２種オープンコンピュータ通信網サービ

<table>
<tr><td></td><td>スについて、次表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における基本額については、２－２－１（利用料）⑴（タイプ１のもの）ア（コース１のもの）に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。
<table><tr><td>継続して利用する期間</td><td>基本額の減額（月額）</td></tr><tr><td>36料金月</td><td>820円（861円）</td></tr></table>イ　長期継続利用に係る基本額については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月（タイプ１のコース１のプラン４に係る第２種契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その第２種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月）から適用します。
ウ　長期継続利用に係る基本額の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、第２種オープンコンピュータ通信網サービスの利用停止があった期間を含むものとします。
エ　当社は、長期継続利用に係る第２種オープンコンピュータ通信網サービスについて、その細目若しくは区分の変更又は第２種契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。
オ　長期継続利用に係る第２種契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間が満了する料金月の末日の10日前までに、新たに長期継続利用を当社に申し出ていただきます。
カ　長期継続利用に係る第２種契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月から長期継続利用期間が満了する料金月までの料金月数に対応する廃止前の基本額に0.35を乗じて得た額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</td></tr>
<tr><td>(14)　電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額の適用</td><td>電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額は、１契約者識別符号につき利用することとなる１のメールアドレスを除く他のメールアドレスについて適用します。</td></tr>
<tr><td>(15)　特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額の適用</td><td>第２種契約者が当社が別に定める協定事業者の提供する電気通信サービスに係るダイヤルアップ回線（以下「特定ダイヤルアップ回線」といいます。）からアクセスポイントに接続して通信を行った場合は、この表の⑴欄（タイプ１のコース１のプラン７を除きます。）から⑸欄、⑻欄から⑬欄の規定にかかわらず、その接続通信時間の料金月単位での累計時間１分までごとに２－２－４に規定する加算額を計算して適用します。
（注）この欄に規定する当社が別に定める協定事業者の提供する電気通信サービスは、次のとおりとします。
<table><tr><td>事業者の名称</td><td>電気通信サービスの種類</td><td>契約約款の名称</td></tr></table></td></tr>
</table>

	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道	ＦＯＭＡ及びＦＯＭＡドコモコール（パケット通信モードに限ります。）	ＦＯＭＡサービス契約約款
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北１	ＦＯＭＡ及びＦＯＭＡドコモコール（パケット通信モードに限ります。）	ＦＯＭＡサービス契約約款
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	ＦＯＭＡ及びＦＯＭＡドコモコール（パケット通信モードに限ります。）	ＦＯＭＡサービス契約約款
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海	ＦＯＭＡ及びＦＯＭＡドコモコール（パケット通信モードに限ります。）	ＦＯＭＡサービス契約約款
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸	ＦＯＭＡ及びＦＯＭＡドコモコール（パケット通信モードに限ります。）	ＦＯＭＡサービス契約約款
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西	ＦＯＭＡ及びＦＯＭＡドコモコール（パケット通信モードに限ります。）	ＦＯＭＡサービス契約約款
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国	ＦＯＭＡ及びＦＯＭＡドコモコール（パケット通信モードに限ります。）	ＦＯＭＡサービス契約約款
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国	ＦＯＭＡ及びＦＯＭＡドコモコール（パケット通信モードに限ります。）	ＦＯＭＡサービス契約約款
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州	ＦＯＭＡ及びＦＯＭＡドコモコール（パケット通信モードに限ります。）	ＦＯＭＡサービス契約約款
(16)　ポータブルIPアクセスの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額の適用	ア　第２種契約者が契約者識別符号を利用し、ポータブルIPサービス契約約款に規定するポータブルIP網を介してIP通信網へ通信を行った場合（以下「ポータブルIPアクセス」といいます。）は、この表の(1)欄から(5)欄、(8)欄から(13)欄の規定にかかわらず、２－２－４に規定する加算額を計算して適用します。 イ　ポータブルIPアクセスに係る営業区域、インターフェース、無線区間に係るセキュリティの確保等、認証に係るセキュリティの確保及び移動無線装置の電源の確保等については、ポータブルIPサービス契約約款の規定に準じます。		

２－２　料金額

２－２－１　利用料

⑴　タイプ１のもの

ア　コース１のもの

１契約者識別符号ごとに

区　　分		料　　金　　額
プラン１	基本額（月額）	980円（1,029円）
	加算額（１分までごとに）	10円（10.5円）
プラン２	基本額（月額）	1,750円（1837.5円）
	加算額（１分までごとに）	7円（7.35円）
プラン３	基本額（月額）	2,300円（2,415円）
	加算額（１分までごとに）	5円（5.25円）
プラン４	基本額（月額）	2,800円（2,940円）
	加算額（１分までごとに）	3円（3.15円）
プラン６	基本額（月額）	250円（262.5円）
	加算額（１分までごとに）	15円（15.75円）
プラン７	基本額（月額）	800円（840円）
	加算額（１分までごとに）	10円（10.5円）
備考 １　当社は、メールアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。		

２　当社は、第２種契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。

３　電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に定めるところによります。

４　第２種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルス（第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、自己伝染機能、潜伏機能又は発病機能のうち1つ以上を有するもの）が添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。

５ コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。

６ この備考の４に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に定める方法により利用可能とします。

７ 当社は、この備考の４の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第２種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。

(注1)　この備考の４に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。

(注2)　この備考の５に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社が下記URL に掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社が下記URL に掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後２日後以降となります。

URL: http://www.trendmicro.co.jp/support/

イ　コース２のもの

１契約者識別符号ごとに

区分		料金額
プラン１	基本額（月額）	400円（420円）
	加算額１（１分までごとに）	10円（10.5円）
	加算額２（１分までごとに）	10円（10.5円）
プラン２	基本額（月額）	980円（1,029円）
	加算額１（１分までごとに）	10円（10.5円）
	加算額２（１分までごとに）	10円（10.5円）
プラン３	基本額（月額）	2,350円（2,467.5円）
	加算額１（１分までごとに）	10円（10.5円）
	加算額２（１分までごとに）	10円（10.5円）
プラン４	基本額（月額）	4,700円（4,935円）
	加算額１（１分までごとに）	10円（10.5円）

	加算額２（１分までごとに）	10円（10.5円）

備考

１　当社は、メールアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。

２　当社は、第２種契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。

３　電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に定めるところによります。

４　第２種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルス（第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、自己伝染機能、潜伏機能又は発病機能のうち1つ以上を有するもの）が添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。

５　コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。

６　この備考の４に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に定める方法により利用可能とします。

７　当社は、この備考の４の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第２種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。

(注1)　この備考の４に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。

(注2)　この備考の５に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社が下記URL に掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社が下記URL に掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後２日後以降となります。

URL: http://www.trendmicro.co.jp/support/

２－２－２　定額利用料

(1) タイプ１のもの

ア　コース１のもの

１契約者識別符号ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
プラン５	1,950円（2,047.5円）

備考

１　当社は、メールアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。

２　当社は、第２種契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。

３　電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に定めるところによります。

４　第２種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルス（第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、自己伝染機能、潜伏機能又は発病機能のうち1つ以上を有するもの）が添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。

５　コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。

６　この備考の４に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に定める方法により利用可能とします。

７　当社は、この備考の４の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第２種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。

８　１の契約者識別符号により同時に通信を行うことができる数は１とします。

(注1)　この備考の４に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。

(注2)　この備考の５に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社が下記URL に掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社が下記URL に掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後２日後以降となります。

URL: http://www.trendmicro.co.jp/support/

⑵　タイプ２のもの

ア　コース１のもの

１契約者識別符号ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
定額利用料	1,950円（2,047.5円）
備考 １　当社は、メールアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。	

２　当社は、第２種契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。

３　電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に定めるところによります。

４　第２種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルス（第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、自己伝染機能、潜伏機能又は発病機能のうち1つ以上を有するもの）が添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。

５　コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。

６　この備考の４に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に定める方法により利用可能とします。

７　当社は、この備考の４の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第２種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。

(注1)　この備考の４に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。

(注2)　この備考の５に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社が下記URL に掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社が下記URL に掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後２日後以降となります。

URL: http://www.trendmicro.co.jp/support/

イ　コース２のもの

１契約者識別符号ごとに月額

区　　分			料　　金　　額
プラン１	電話重畳のもの	基本額	1,980円（2,079円）
		端末回線料	158円（165.9円）
	電話非重畳のもの	基本額	1,980円（2,079円）
		端末回線料	1,385円（1,454.25円）
プラン２	電話重畳のもの	基本額	3,180円（3,339円）
		端末回線料	158円（165.9円）
	電話非重畳のもの	基本額	3,180円（3,339円）
		端末回線料	1,385円（1,454.25円）
プラン３	電話重畳のもの	基本額	3,480円（3,654円）
		端末回線料	158円（165.9円）

	電話非重畳のもの	基本額	3,480円（3,654円）
		端末回線料	1,385円（1,454.25円）
プラン４	電話重畳のもの	基本額	3,480円（3,654円）
		端末回線料	158円（165.9円）
	電話非重畳のもの	基本額	3,480円（3,654円）
		端末回線料	1,385円（1,454.25円）
プラン５	電話重畳のもの	基本額	3,770円（3,958.5円）
		端末回線料	158円（165.9円）
	電話非重畳のもの	基本額	3,770円（3,958.5円）
		端末回線料	1,385円（1,454.25円）
プラン６	電話重畳のもの	基本額	3,770円（3,958.5円）
		端末回線料	158円（165.9円）
	電話非重畳のもの	基本額	3,770円（3,958.5円）
		端末回線料	1,385円（1,454.25円）
プラン７	電話重畳のもの	基本額	3,490円（3,664.5円）
		端末回線料	158円（165.9円）
	電話非重畳のもの	基本額	3,490円（3,664.5円）
		端末回線料	1,385円（1,454.25円）

備考

１　電話重畳のものは、ＤＳＬ回線に係る別記13の２の⑶のイの(ア)に定める契約がその特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する利用回線型サービスに係るものをいいます。以下同じとします。

２　電話非重畳のものは、ＤＳＬ回線に係る別記13の２の⑶のイの(ア)に定める契約がその特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する契約者回線型サービスに係るものをいいます。以下同じとします。

３　当社は、メールアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。

４　当社は、第２種契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。

５　電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に定めるところによります。

６　第２種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルス（第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、自己伝染機能、潜伏機能又は発病機能のうち1つ以上を有するもの）が添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。

７　コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。

８　この備考の４に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に定める方法により利用可能とします。

９　当社は、この備考の４の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第２種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。

10　コース２に係る第２種契約者が指定することのできるＤＳＬ回線の終端の場所は、ＤＳＬ回線に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによるほか、当社が別に定めるところによります。

(注1)　この備考の６に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。

(注2)　この備考の７に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社が下記URL に掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社が下記URL に掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後２日後以降となります。

URL: http://www.trendmicro.co.jp/support/

(3)　タイプ３のもの

ア　コース１のもの

１契約者識別符号ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
プラン１	1,980円（2,079円）
プラン２	1,980円（2,079円）
プラン３	7,800円（8,190円）
プラン４	1,980円（2,079円）
プラン５	1,980円（2,079円）

備考

１　当社は、メールアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。

２　当社は、第２種契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。

３　電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に定めるところによります。

４　第２種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルス（第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、自己伝染機能、潜伏機能又は発病機能のうち1つ以上を有するもの）が添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。

５　コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。

６　この備考の４に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に定める方法

により利用可能とします。

7　当社は、この備考の４の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第２種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。

(注1)　この備考の４に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。

(注2)　この備考の５に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社が下記URL に掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社が下記URL に掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後２日後以降となります。

URL: http://www.trendmicro.co.jp/support/

イ　コース２のもの

１契約者識別符号ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
プラン１	3,400円（3,570円）
プラン２	5,000円（5,250円）

備考

1　当社は、メールアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。

2　当社は、第２種契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。

3　電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に定めるところによります。

4　第２種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルス（第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、自己伝染機能、潜伏機能又は発病機能のうち1つ以上を有するもの）が添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。

5　コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。

6　この備考の４に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に定める方法により利用可能とします。

7　当社は、この備考の４の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第２種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。

(注1)　この備考の４に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。

(注2)　この備考の５に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社が下記URL に掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社が下記URL に掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後２日後

以降となります。

URL: http://www.trendmicro.co.jp/support/

(4) タイプ４のもの

１契約者識別符号ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
プラン１	3,600円（3,780円）
プラン２	3,000円（3,150円）

備考

１　当社は、メールアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。

２　当社は、第２種契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。

３　電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に定めるところによります。

４　第２種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルス（第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、自己伝染機能、潜伏機能又は発病機能のうち1つ以上を有するもの）が添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。

５　コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。

６　この備考の４に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に定める方法により利用可能とします。

７　当社は、この備考の４の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第２種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。

８　プラン１に係る料金には、当社が別に定める料金を含みます。

(注1)　この備考の４に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。

(注2)　この備考の５に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社が下記URLに掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社が下記URLに掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後２日後以降となります。

URL: http://www.trendmicro.co.jp/support/

(注3)　本欄８に規定する当社が別に定める料金は、端末機器貸出サービスに関する利用規約に基づいて提供する端末機器の料金とします。

２－２－３　電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額

区　　分	料　　金　　額
追加利用するメールアドレスが１の場合	250円（262.5円）
追加利用するメールアドレスが２の場合	350円（367.5円）
追加利用するメールアドレスが３の場合	450円（472.5円）
備考 １　タイプ４に係る第２種契約者については、本規定にかかわらず、電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額は適用しません。	

２－２－４　特定ダイヤルアップ回線及びポータブルIPアクセスの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額

通信時間１分までごとに

区　　分	料　　金　　額
特定ダイヤルアップ回線の利用	10円（10.5円）
ポータブルIPアクセスの利用	10円（10.5円）
備考 ポータブルIPアクセスの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額が3,200円（3,360円）を超える場合は、接続通信時間にかかわらず3,200円（3,360円）を適用します。	

２－２－５　付加機能利用料

区　　分			単　位	料金額
ローミング機能	当社が別に定める当社の海外現地法人等又は他事業者等（以下「他事業者」といいます。）の電気通信設備から送信された契約者識別符号及び暗証符号を、その第２種契約者のものであることを識別することにより、その他事業者の電気通信サービスの提供を受けることができるようにする機能	ア　イ以外の場合	通信時間の料金月単位での累計時間１分までごとに	18円（18.9円）
		イ　当社の海外現地法人等の電気通信サービスの提供を受ける場合	通信時間の料金月単位での累計時間１分までごとに	10円（10.5円）

	備考	本機能に係る通信時間は、他事業者が信号（その他事業者に係る電気通信設備から送信された契約者識別符号及び暗証符号が第２種契約者のものであることを識別した信号をいいます。）を受信した時刻から起算し、第２種契約者からの通信終了の信号を受け又はその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。		
ウェブ機能	この機能を利用する第２種契約者が当社のドメイン名を使用するホームページに係る情報の蓄積又は転送等を行うことができる機能	蓄積できる情報量が10メガバイトまでのもの		――
		蓄積できる情報量が10メガバイトを超えるもの	10メガバイトを超え５メガバイトまでごとに月額	200円（210円）
	備考	１　当社は、ホームページアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。この場合のホームページアドレスの数は、１の第２種契約につき１とします。 ２　この機能を利用する場合において、蓄積できるホームページに係る情報量は、当社が別に定めるところによります。 ３　当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積している情報の転送を停止し、又は消去することがあります。 ４　当社は、他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、他人の利益を害する、又は別記４の２に定める事項に抵触する態様でこの機能が利用されていると認めた場合は、現に蓄積している情報の転送の停止を行うことがあります。 ５　当社は、この備考の４の規定により現に蓄積している情報の転送の停止をされた第２種契約者が、なおその事実を解消しないときは、この機能の廃止を行うことがあります。 ６　この備考の３から５までの規定により現に蓄積している情報の転送の停止若しくは消去又はこの機能の廃止を行う場合は、当社はあらかじめそのことを第２種契約者にお知らせします。 なお、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。 ７　当社は、一定期間情報を蓄積していないときは、この機能の廃止を行うことがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを第２種契約者にお知らせします。 ８　当社は、この機能の利用に伴い発生する損害（この備考の３から５までの規定及び７の規定により現に蓄積している情報の転送の停止若しくは消去又はこの機能の廃止を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。		

ホスティング機能	電子メールの蓄積又は転送及びホームページに係る情報の蓄積又は転送等を行うことができる機能	蓄積できる情報量が30メガバイトまでのものであり、登録可能メールアドレス（あらかじめ登録することができるメールアドレスをいいます。以下同じとします。）及び自動転送メールアドレス（そのメールアドレスへ送信された電子メールが、あらかじめ登録のあった他のメールアドレスに自動的に転送されることとなるメールアドレスをいいます。以下同じとします。）の数がそれぞれ10までのものであり、当社が別途定めるホームページ作成ツール（ホームページの作成を支援する機能をいいます。以下同じとします。）が利用可能であって、転送情報量の料金月単位での累計値が３ギガバイトまでのもの（累計値が０の場合を含みます。）		2,480円 （2,604円）
		登録可能メールアドレスの数が10を超えるもの	追加するメールアドレス数１ごとに月額	50円 （52.5円）
		自動転送メールアドレスの数が10を超えるもの	追加するメールアドレス数１ごとに月額	50円 （52.5円）
		蓄積できる情報量が30メガバイトを超えるもの	追加ディスク容量５メガバイトごとに月額	400円 （420円）
		転送情報量の料金月単位での累計値が３ギガバイトを超えるもの	転送情報量の料金月単位での累計値が１メガバイトまでごとに	５円 （5.25円）
	考 備	１　当社は１の第２種契約につき、１のホスティング機能を提供します。		

2　当社は、メールアドレス及びドメイン名を当社が別に定めるところにより割り当てます。

3　当社は、ホスティング機能を利用する第２種契約者から申出があった場合には、追加するメールアドレスの数又は増加する蓄積情報量の変更を行います。

4　ホスティング機能において追加することができるメールアドレスの数又は増加することができる蓄積情報量等は、当社が別に定めるところによります。

5　ホスティング機能で提供されるホームページ作成ツールの著作権は当社またはホスティング機能提供にあたっての協力会社に帰属します。それ以外に第2種契約者が、ホスティング機能を利用して作成するコンテンツに含まれる著作物の著作権は、その著作物を作成した第2種契約者に基本的に帰属します。

6　第２種契約者は、ホスティング機能の利用にあたって使用する自分のＩＤとパスワードの管理責任を負い、その使用上の誤り又は第三者による不正使用等により第２種契約者に生じた損害については、当該第２種契約者の故意過失の有無に関わらず、当社は一切の責任を負いません。ホスティング機能において、第２種契約者のＩＤ及びパスワードが使用された場合、当社は当該ＩＤに対応する第２種契約者が使用したものとして取扱います。第２種契約者は、ＩＤ及びパスワードを第三者に使用、貸与又は譲渡等をしてはなりません。

7　第２種契約者は、過失の有無に関わらず、自らが掲載したホームページの内容及びそのホームページに起因する、物理的・精神的被害を含む一切の結果に対して責任を持つものとします。

8　第２種契約者は、ホスティング機能を自らの責任のみにおいて利用するものであり、ホスティング機能を利用して得た情報や、当社のサービスを通じてダウンロード及びその他の方法によって得たホームページ作成ツールを自らの判断と責任で使用するものとし、このような情報から生じた一切の責任・損害・費用や、ホームページ作成ツールのダウンロードによって生じたコンピュータの機能やデータの損失については自らの責任において処理するものとします。

9　当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積しているホームページに係る情報の転送を停止し、又は消去することがあります。

10　当社は、他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、他人の利益を害する、又は別記４の２に定める事項に抵触する態様でこの機能が利用されていると認めた場合は、現に蓄積している情報の転送の停止を行うことがあります。

11　当社は、この備考の10の規定により現に蓄積している情報の転送の停止をされた第２種契約者が、なおその事実を解消しないときは、この機能の廃止を行うことがあります。

12　この備考の９から11までの規定により現に蓄積しているホームページに係る情報の転送の停止若しくは消去又はこの機能の廃止を行う場合は、当社は、あらかじめそのことを第２種契約者にお知らせします。
　なお、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

13　当社は、ホームページに係る情報の蓄積又は転送等に伴い発生する損害（この備考の９から11までの規定により現に蓄積しているホーム

		ページに係る情報の転送の停止若しくは消去又はこの機能の廃止を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。 14　当社は、ホスティング機能の契約の解除があった場合は、あらかじめ第２種契約者に対し通知することなく、蓄積していたホームページに係る情報を消去します。この場合において、当社は、ホームページに係る情報の消去を行ったことに伴い発生する損害について、責任を負いません。 15　転送情報量は、蓄積装置から契約者回線等への方向へ送信されるホームページに係る情報の情報量とし、当社の機器により測定します。 16　当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金は次の通りとします。 ア　過去１年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における１日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 イ　ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した１日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 （注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。 ⑴　過去２か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における１日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 ⑵　過去２か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における１日平均の利用料又は故障等の回復後の７日間における１日平均の利用料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額		
携帯電話番号等認証機能	移動利用回線を使用して送信された携帯電話番号（電気通信番号規則（平成９年11月17日郵政省令第82号）に基づき使用される携帯電話に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号をいいます。以下、本欄において同じとします。）等により、本機能を利用する第2種契約者を識別し、その契約サービスに付帯もしくは付加されるサービスの提供を受けることができるようにする機能		月額	300円 （315円）
	備考	1　本機能の提供を請求する契約者は、当社所定の契約申込書を契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に提出し本機能に係る携帯電話番号等の事前登録を行うか、もしくは当社の指定する携帯電話番号等の払い出しを受けることを要します。		

		２　この場合登録もしくは払い出しを受けることのできる携帯電話番号等は、1の第2種契約につき1とします。 ３　本機能で提供を受けることのできるサービスは、OCNモバイルコントロール対応ソフトウェア利用規約で規定する「るす番モニターサービス」とします。 ４　本機能の申込みを当社が承諾した場合、第83条（利用料等の支払義務）の規定にかかわらず、本機能の提供を開始した日を含む２料金月について定額利用料を適用しません。但し、契約者が当社から本機能の提供を受けたことがある場合は、この限りではありません。 （注）《削除》		
ポータブルＩＰアクセス機能	２－１（適用）の（15）に係る規定にかかわらず、接続通信時間に関係なくこの欄に規定する料金額を適用してポータブルIPアクセスを提供する機能		１の契約者識別符号ごとに月額	1,400円 （1,470円）
	備考	第２種契約者がこの機能の提供を請求したとき、その請求の承諾日を含む料金月においては２－１（適用）の（15）に係る規定を適用し、翌料金月からこの欄に規定する料金を適用します。ただし、第２種契約の申込みと同時に第２種契約者がこの機能の提供を請求したときは、その請求の承諾日を含む料金月からこの欄に規定する料金を適用します。		
ＩＰｖ６トンネリング機能	IPv6トンネリング装置（契約者識別符号及び暗証符号がその第２種契約者のものであることを識別するものに限ります。）を介してIPv6パケットに係る通信を行うことができるようにする機能		月額	300円 （315円）
	備考	当社は１の第２種契約につき、１のIPv6トンネリング機能を提供します。		

２－２－６　削除

３　第３種契約に係るもの

３－１　臨時第３種契約以外の契約に関するもの

３－１－１　適用

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>⑴　第３種オープンコンピュータ通信網サービス区域の設定</td><td>当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、第３種オープンコンピュータ通信網サービスの需要と供給の見込み等を考慮して第３種オープンコンピュータ通信網サービス区域を設定します。</td></tr>
<tr><td>⑵　品目に係る料金の適用</td><td>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。
<table>
<tr><th colspan="2">品　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td rowspan="12">ＳＴＭ方式のもの</td><td>64kb/s</td><td>64kbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>128kb/s</td><td>128kbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>192kb/s</td><td>192kbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>256kb/s</td><td>256kbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>384kb/s</td><td>384kbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>512kb/s</td><td>512kbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>768kb/s</td><td>768kbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>１Mb/s</td><td>1.152Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>1.5Mb/s</td><td>1.536Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>３Mb/s</td><td>3.072Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>4.5Mb/s</td><td>4.608Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>６Mb/s</td><td>6.144Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>ＡＴＭ方式のもの</td><td>0.5Mb/s及び１Mb/sから１Mb/sごとに135Mb/sまでの品目</td><td>料金表別表１に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td rowspan="6">イーサネット方式のもの</td><td>３Mb/s</td><td>３Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>４Mb/s</td><td>４Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>10Mb/s(半二重)</td><td>最大10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>10Mb/s(全二重)</td><td>10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>100Mb/s</td><td>100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>１Gb/s</td><td>１Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>10Gb/s</td><td>10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

備考

1　第３種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点又はＮＳＰＩＸＰとの接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

2　この備考の１に規定するほか、第３種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信について、３－１－２（料金額）⑶（付加機能利用料）又は当社が別に定める当社の契約約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによる通信を行うことができます。

3　ＳＴＭ方式のものは、次に掲げるものをいいます。

⑴　加入者共用回線を設置して提供するもの

この場合、第３種オープンコンピュータ通信網サービスの品目は1.5Mb/sのものに限ります。

⑵　別記１の２の⑴から⑶に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速ディジタル伝送サービス（Ｙインタフェースのもの及び多重アクセスを利用するもの以外のものとします。）に係る他社接続契約者回線と接続して提供するもの

⑶　別記13の２の⑴に定める契約に基づいて設置される当社の電気通信設備に係る接続契約者回線と接続して提供するもの（当社が別に定める接続条件によるものに限ります。）

4　ＡＴＭ方式のものは、次に掲げるものをいいます。

⑴　別記１の２の⑴から⑶に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するＡＴＭ専用サービス（端末回線多重を利用するもの以外のものとします。）又は別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するデータ伝送サービス（ＡＴＭデータ通信網サービスに限ります。）に係る他社接続契約者回線と接続して提供するもの

⑵　別記13の２の⑴に定める契約に基づいて設置される当社の電気通信設備に係る接続契約者回線と接続して提供するもの（当社が別に定める接続条件によるものに限ります。）

5　イーサネット方式のものは、次に掲げるものをいいます。

⑴　その終端におけるインタフェースがイーサネット対応の加入者回線（加入者共用回線を除きます。）を設置して提供するもの

⑵　別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するＬＡＮ型通信網サービス（当社が別に定めるものに限ります。）に係る他社接続契約者回線と接続して提供するもの

⑶　別記13の２の⑴に定める契約に基づいて設置される当社の電気通信設備に係る接続契約者回線と接続して提供するもの（当社が別に定める接続条件によるものに限ります。）

		6　当社は、加入者回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。 7　この備考の４の規定にかかわらず、アクセス回線共用を行うときは、その他社接続共用回線について、端末回線多重を利用することができるものとします。 8　接続契約者回線等の契約の種別は、アクセス回線共用を行う場合を除き、その第３種オープンコンピュータ通信網サービスの契約の種別と同一のものとします。この場合において、接続契約者回線等に係る契約に契約の種別がないときは、第３種オープンコンピュータ通信網サービスの契約の種別は、臨時第３種契約以外のものとします。 9　他社接続契約者回線（別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するデータ伝送サービスに係るものを除きます。）の品目は、次のとおりとします。 ⑴　ＳＴＭ方式のものに係るもの 別記１の２の⑴から⑶に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速品目とします。この場合、第３種オープンコンピュータ通信網サービスの品目は、次のとおりとします。 ア　イ以外のとき。 他社接続契約者回線の品目と同一のものとします。 イ　他社接続契約者回線（クラス１のタイプ１に係るものに限ります。）が別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するエコノミークラスのもの（1.5Mb/s品目のものに限ります。）の場合であって、その他社接続契約者回線に係る相互接続点の所在場所が当社が別に定めるもののとき。 192kb/sから1.5Mb/sまでのものとします。 ⑵　ＡＴＭ方式のものに係るもの 別記１の２の⑴から⑶に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する0.5Mb/s及び１Mb/sから１Mb/sごとに135Mb/sまでの品目とします。この場合、第３種オープンコンピュータ通信網サービスの品目は、他社接続契約者回線の品目と同一のものとします。 ⑶　イーサネット方式のものに係るもの 別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する100Mb/s及び１Gb/sの品目とします。この場合、第３種オープンコンピュータ通信網サービスの品目は、100Mb/sの他社接続契約者回線については10Mb/s（全二重）及び100Mb/sのもの、１Gb/sの他社接続契約者回線については１Gb/sのものとします。 10　他社接続契約者回線（別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するデータ伝送サービスに係るものに限ります。）の論理チャネル

（第３種オープンコンピュータ通信網サービスに係るものに限ります。）に係る通信の態様による細目は、次のとおりとします。この場合、第３種オープンコンピュータ通信網サービスの品目は、他社接続契約者回線の論理チャネルに係る上限伝送速度の細目と同一のものとします（500kb/sの上限伝送速度の細目には、0.5Mb/sの品目が対応するものとします。）。

⑴　通信の区別は、タイプ１とします。

⑵　サービスクラスによる区別は、クラス２とします。

⑶　上限伝送速度の細目及び最低伝送速度の細分は、次表に掲げるものとします。

上限伝送速度の細目	最低伝送速度の細分
500kb/s	300kb/s
１Mb/s	500kb/s
２Mb/s	１Mb/s
３Mb/s	1.5Mb/s
４Mb/s	２Mb/s
５Mb/s	2.5Mb/s
６Mb/s	３Mb/s
７Mb/s	3.5Mb/s
８Mb/s	４Mb/s
９Mb/s	4.5Mb/s
10Mb/s	５Mb/s

11　この備考の９の規定にかかわらず、アクセス回線共用（他社接続契約者回線に係るものに限ります。）を行う場合の他社接続共用回線の品目は、第３種オープンコンピュータ通信網サービスの品目にかかわらず次のとおりとします。

⑴　ＳＴＭ方式のものに係るもの

別記１の２の⑴及び⑵に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速品目（64kb/s品目のものを除きます。）とします。

⑵　ＡＴＭ方式のものに係るもの

別記１の２の⑴及び⑵に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する１Mb/sから１Mb/sごとに135Mb/sまでの品目とします。

12　接続契約者回線の品目は、当社が別に定める接続条件によるものとします。

13　この備考の11及び12の規定において、アクセス回線共用に係る複数の電気通信回線（以下「アクセス回線共用回線群」といいます。）の品目に係る符号伝送速度の合計値は、接続共用回線等の品目に係る符号伝送速度以下とします。

14　この備考の13に規定するほか、アクセス回線共用（当社が別に定める接続契約者回線に係るものに限ります。）を行う場合のアクセス回線共用回線群の品目に係る符号伝送速度の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

15　アクセス回線共用を行う場合において、同一のアクセス回線共用を行う他の電気通信サービスの契約約款にその接続共用回線等に係る通信又は保守の態様による細目について別段の定めがあるときは、その定めるところによります。この場合、第３種契約者はその内容を当社に通知していただきます。

16　アクセス回線共用を行う場合において、第82条（定額利用料等の支払義務）第２項第３号の表の１欄及び第93条（責任の制限）第３項に規定する時間については、他社接続共用回線の部分の料金について、その通信又は保守の態様に応じ、別記１の２の⑴及び⑵に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表の規定により適用します。

17　アクセス回線二重化を行う場合の通常契約及び二重化付加契約における契約の種別等に係る条件については、次のとおりとします。

なお、１の加入者回線と１の接続契約者回線（当社が別に定めるものに限ります。）によりアクセス回線二重化を行うことはできません。

⑴　契約の種別は、通常契約と二重化付加契約とで同一とします。

⑵　第３種オープンコンピュータ通信網サービスの品目は、次のとおりとします。

ただし、この適用の表の⑶欄に規定するプラン２の場合の品目については、通常契約と二重化付加契約とで同一とします。

ア　ＳＴＭ方式のもの、ＡＴＭ方式のもの及びイーサネット方式のものの区分は、通常契約と二重化付加契約とで同一とします。

イ　二重化付加契約の品目に係る符号伝送速度は、通常契約の品目に係る符号伝送速度以下とします。

⑶　第３種オープンコンピュータ通信網サービスの通信又は保守の態様による細目は、通常契約と二重化付加契約とで同一とします。

18　当社は、他社接続契約者回線が次に該当する場合は、第３種オープンコンピュータ通信網サービスを提供しません。

⑴　ＳＴＭ方式のものに係るものの場合

ア　別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する64kb/s品目のものであって、48kbit/sの符号伝送が可能なもののとき、1.5Mb/s品目のエコノミークラスのものであって、その契約の区分がプラン１のもののとき又は保守の区別がタイプ１－２のもののとき。

イ　別記１の２の⑵に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するシンプルクラスのもののとき。

ウ　当社が別に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する64kb/s又は128kb/s品目のエコノミークラスのもののとき。

エ　別記１の２の⑶に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する通常クラスのタイプ１のもの又はエコノミークラスのもののとき。

⑵　ＡＴＭ方式のものに係るものの場合

ア　別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する第１種ＡＴＭ専用サービスのセカンドクラスに係るもの第２種ＡＴＭ専用サービスに係るもののとき又は保守の区別がタイプ１－２のもののとき。

イ　別記１の２の⑶に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する通常クラスのタイプ１のもの又はエコノミークラスのもののとき。

（注１）この備考の２に規定する当社が別に定める当社の契約約款は、データ伝送サービス契約約款又はＩＰ伝送サービス契約約款とします。

（注２）この備考の３から５及び12に規定する当社が別に定める接続条件は次のとおりとします。

接続契約者回線		対応する第３種オープンコンピュータ通信網サービス
アクセス専用サービス	1.5Mb/s品目のもの又はＳＴＭ方式のものであって、45Mb/s品目のもの	ＳＴＭ方式のものであって、64kb/sから1.5Mb/sまでの品目のもの
	ＡＴＭ方式のものであって、45Mb/s品目のもの	ＡＴＭ方式のものであって、0.5Mb/s及び１Mb/sから１Mb/sごとに40Mb/sまでの品目のもの
	ＡＴＭ方式のものであって、150Mb/s品目のもの	ＡＴＭ方式のものであって、0.5Mb/s及び１Mb/sから１Mb/sごとに135Mb/sまでの品目のもの
第１種イーサネット通信サービス	サービス接続点における契約者回線に係る1.5Mb/s品目のもの	ＳＴＭ方式のものであって、1.5Mb/s品目のもの
	サービス接続点における契約者回線に係る10BASE-T品目のもの	イーサネット方式のものであって、３Mb/s、４Mb/s、10Mb/s（半二重）及び10Mb/s（全二重）品目のもの
	サービス接続点における契約者回線に係る100BASE-TX品目のもの	イーサネット方式のものであって、10Mb/s（全二重）及び100Mb/s品目のもの

		サービス接続点における契約者回線に係る1000BASE-SX品目のもの	イーサネット方式のものであって、１Gb/s品目のもの
		サービス接続点における契約者回線に係る10GBASE-LR品目のもの	イーサネット方式のものであって、10Gb/s品目のもの
	アクセスデータ通信サービス	タイプ３のものであって、サービス接続点における契約者回線に係る10BASE-T品目のもの	イーサネット方式のものであって、3Mb/s、4Mb/s、10Mb/s（半二重）及び10Mb/s（全二重）品目のもの
		タイプ３のものであって、サービス接続点における契約者回線に係る100BASE-TX品目のもの	イーサネット方式のものであって、10Mb/s（全二重）及び100Mb/s品目のもの

（注３）この備考の14に規定する当社が別に定める接続契約者回線は、アクセス専用サービス（ＳＴＭ方式のものであって、45Mb/s品目のものとします。）に係るものとします。

（注４）この備考の17に規定する当社が別に定める接続契約者回線は、第１種イーサネット通信サービスに係るものとします。

（注５）この備考の18に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、ＫＤＤＩ株式会社とします。

(3)　細目に係る料金の適用

当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信の態様による細目を定めます。

ア　回線収容部による区別

区別	内　　容
クラス１	クラス２以外のもの
クラス２	回線収容部に係る交換設備が第１種オープンコンピュータ通信網サービスの回線収容部に係る交換設備と同一となるもの

備考

１　クラス２については、ＳＴＭ方式のもの（別記１の２の(1)に定める特定協定事業者に係る他社接続契約者回線と接続するものに限ります。）であって、128kb/s、1.5Mb/s及び６Mb/sの品目に限り提供します。

２　アクセス回線共用については、クラス１に限り提供します。

ただし、次の場合には、アクセス回線共用を提供しません。

(1)　クラス１の品目がイーサネット方式のものであるとき。

⑵　接続共用回線が当社が別に定める契約に基づいて設置されるものとなるとき。
⑶　他社接続共用回線が別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するデータ伝送サービスに係るもの又は別記１の２の⑶に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する光アクセスサービスに係るものとなるとき。
⑷　接続共用回線等に係る契約が臨時のものとなるとき。

（注）この備考の２の⑵に規定する当社が別に定める契約は、イーサネット通信サービス契約約款に規定する第１種契約とします。

イ　品質による区別

区別	内　　容
タイプ１	タイプ２以外のもの
タイプ２	他社接続契約者回線又は回線収容部において、通信がふくそうした場合にその接続契約者回線等に係る通信の利用が制限されることがあるもの

備考

１　品質による区別は、回線収容部による区別がクラス１のものに限り適用します。

２　タイプ１については、ＡＴＭ方式のもの（別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するデータ伝送サービスに係る他社接続契約者回線と接続するものに限ります。）は提供しません。

３　タイプ２については、ＳＴＭ方式のものであって、64kb/s及び128kb/sの品目、ＡＴＭ方式のもの（別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するデータ伝送サービスに係る他社接続契約者回線と接続するものに限ります。）並びにイーサネット方式のものであって10Mb/s（半二重）、10Mb/s（全二重）及び100Mb/s（全二重）の品目に限り提供します。

４　アクセス回線二重化は、タイプ１に限り提供します（二重化付加契約は、タイプ１に限り締結します。）。

５　タイプ２には、以下の区別があります。

区別	内　　容
加入者回線専有タイプ	加入者回線共有タイプ以外のもの
加入者回線共有タイプ	加入者回線（イーサネット方式に係るものに限ります。）を複数の契約者で同時に利用することがあるもの

6　タイプ２については、その第３種契約に係るＩＰアドレスは、当社が別に定める数を超えてその第３種オープンコンピュータ通信網サービスを利用することができません。

ウ　ＩＰアドレス数による区別

区別	内　　容
コース１	コース２以外のもの
コース２	その第３種契約に係るＩＰアドレスについて、当社が別に定める数を超えてその第３種オープンコンピュータ通信網サービスを利用することができないもの

備考

1　ＩＰアドレス数による区別は、品質による区別がタイプ１のものに限り適用します。

2　コース１については、ＳＴＭ方式のもの（加入者共用回線に係るものを除きます。）の全品目、ＡＴＭ方式のものの全品目並びにイーサネット方式のものであって、10Mb/s（半二重）、100Mb/s、１Gb/s及び10Gb/sの品目について提供します。

3　コース２については、次に掲げる品目に限り提供します。

⑴　ＳＴＭ方式のもの

（ア）　加入者共用回線に係るもの

1.5Mb/sの品目

（イ）　接続契約者回線等に係るもの

1.5Mb/s及び６Mb/sの品目

⑵　ＡＴＭ方式のもの

３Mb/sから10Mb/sまでの品目

⑶　イーサネット方式のもの

３Mb/s、４Mb/s、10Mb/s（半二重）及び10Mb/s（全二重）の品目

4　アクセス回線二重化を行うコース２におけるＩＰアドレス数の制限については、２の契約（通常契約及び二重化付加契約）を１の契約とみなして適用します。

エ　料金の適用方法による区別

区別	内　　容
プラン１	プラン２以外のもの
プラン２	当社が測定した利用速度に基づいて算定した定額利用料の支払いを要するもの

備考

1　料金の適用方法による区別は、ＩＰアドレス数による区別がコース１のものに限り適用します。

2　プラン１については、ＳＴＭ方式のもの及びＡＴＭ方式のものについて提供します。

3　プラン２については、イーサネット方式のものについて提供します。

4　アクセス回線二重化は、プラン２に限り提供します。

オ　通信プロトコルによる区別

区別	内　　容
IPv4 タイプ	その第3種契約にかかる通信のプロトコルにIPv4プロトコルを利用するもの
IPv6 タイプ	その第3種契約にかかる通信のプロトコルにIPv6プロトコル及びIPv4プロトコルを利用するもの

備考

1　通信プロトコルによる区別は、品質による区別がタイプ１のものに限り適用します。

2　IPv6タイプについては、イーサネット方式のものであって、10Mb/s（半二重）、100Mb/s、１Gb/s及び10Gb/sの品目について提供します。

3　IPv6プロトコルに係るIPアドレスの付与等については当社が別に定めるところによります。

カ　加入者回線インタフェースの区別

区別	内　　容
10BASE-T	加入者回線の終端におけるインタフェースが10BASE-Tのもの
100BASE-TX	加入者回線の終端におけるインタフェースが100BASE-TXのもの
1000BASE-SX	加入者回線の終端におけるインタフェースが1000BASE-SXのもの
10GBASE-LR	加入者回線の終端におけるインタフェースが10GBASE-LRのもの

備考

1　加入者回線インタフェースの区別は、加入者回線（加入者共用回線を除きます。）に係るものに限り適用します。

2　10BASE-Tについては、イーサネット方式のものであって、３Mb/s、４Mb/s、10Mb/s（半二重）及び10Mb/s（全二重）の品目に限り提供します。

3　100BASE-TXについては、イーサネット方式のものであって、10Mb/s（全二重）及び100Mb/sの品目に限り提供します。

4　1000BASE-SXについては、イーサネット方式のものであって、１Gb/sの品目に限り提供します。

5　10GBASE-LRについては、イーサネット方式のものであって、10Gb/sの品目に限り提供します。

キ　加入者共用回線に係る予備芯線の区別

区別	内　　容
予備芯線なし	加入者共用回線の一部について予備芯線を用意しないもの

予備芯線あり	加入者共用回線の一部について予備芯線を用意するもの

⑷　定額利用料の適用	ア　第３種オープンコンピュータ通信網サービスのクラス１の定額利用料は、基本額とアクセス回線料を合算して適用します。 　ただし、次に掲げるものについては、基本額のみを適用します。 （ア）　接続契約者回線に係るもの （イ）　他社接続契約者回線（別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するＬＡＮ型通信網サービスに係るものに限ります。）に係るもの （ウ）　タイプ２のイーサネット方式に係るもの イ　アの規定にかかわらず、アクセス回線料（別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するデータ伝送サービスに係るものに限ります。以下このイにおいて同じとします。）の一部を別記１の２の⑴に定める特定協定事業者が定める場合は、アクセス回線料の基本額を適用しません。 ウ　第３種オープンコンピュータ通信網サービスのクラス２の定額利用料は、基本額、アクセス回線料及びアクセス回線料の加算額を合算して適用します。 エ　アの規定にかかわらず、アクセス回線共用を行う場合のアクセス回線料については、同一のアクセス回線共用を行う第３種契約（当社の他の電気通信サービスに係る契約を含みます。以下この欄において同じとします。）のうち、１の第３種契約を除く他の第３種契約についてはアクセス回線料（当社の他の電気通信サービスについてはアクセス回線料に相当する料金とします。）を適用しません。 オ　アの規定にかかわらず、二重化付加契約（クラス１のタイプ１のコース１のプラン２に係るものに限ります。）については、基本額を適用しません。 カ　当社は、イーサネット方式（クラス１のタイプ２のものを除きます。）のものの定額利用料を適用するため、当社が別に定めるところにより定額利用料適用区域を設定します。 キ　カに規定する定額利用料適用区域には、第１区域、第２区域及び第３区域の区分があり、定額利用料は、加入者回線の終端の場所が所属する区域に基づき適用します。
⑸　プラン２の基本額の適用	第３種オープンコンピュータ通信網サービスのクラス１のタイプ１のコース１のプラン２の基本額は、その品目ごとに利用速度が次のア又はイの表に定める基本料適用速度までの場合（利用速度が０の場合を含みます。）は基本料のみを適用し、利用速度が基本料適用速度を超える場合は基本料とその利用速度に対応する加算料を合算して適用します。 ア　イ以外の場合

品　　目	基本料適用速度
10Mb/s（半二重）	１Mbit/s
100Mb/s	５Mbit/s

１Gb/s	100Mbit/s
10Gb/s	１Gbit/s

イ　アクセス回線二重化を行う場合

品　　目	基本料適用速度
10Mb/s（半二重）	２Mbit/s
100Mb/s	10Mbit/s
１Gb/s	200Mbit/s
10Gb/s	２Gbit/s

⑹　アクセス回線二重化を行う場合の加算料の特例

アクセス回線二重化（クラス１のタイプ１のコース１のプラン２に係るものに限ります。）を行う場合において、アクセス回線二重化の目的外利用により利用速度がその通常契約の品目に係る符号伝送速度を超えたときは、次表に規定する額を加算料に加算して適用します。

品　　目	加算額（１契約ごとに月額）
10Mb/s（半二重）	超過速度１Mbit/sごとに240,000円（252,000円）を加えた額
100Mb/s	超過速度５Mbit/sごとに1,200,000円（1,260,000円）を加えた額
１Gb/s	超過速度５Mbit/sごとに640,000円（672,000円）を加えた額
10Gb/s	超過速度50Mbit/sごとに4,000,000円（4,200,000円）を加えた額

⑺　アクセス回線料の適用

ア　他社接続契約者回線の品目及び通信又は保守の態様による細目については、別記１の２の⑴から⑶に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に準じて取り扱います。

イ　ＳＴＭ方式のもの（加入者共用回線に係るもの又は他社接続契約者回線が別記１の２の⑶に定める特定協定事業者に係るものとなる場合を除きます。）のアクセス回線料については、３－１－２⑴イ（アクセス回線料）に規定する額から１契約ごと（クラス２に係るものについては１引込ごととします。）に次の額を減額して適用します。

品　　目	アクセス回線料の減額（月額）
64kb/s又は128kb/s	70円（73.5円）
その他の品目	2,000円（2,100円）

ウ　イの規定にかかわらず、他社接続契約者回線が別記１の２の⑴及び⑵に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に

<table>
<tr><td></td><td>規定する1.5Mb/s品目のエコノミークラスのもの又は別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する６Mb/s品目のエコノミークラスのものとなる場合は、その第３種契約に係るアクセス回線料については、３－１－２（1）イ（アクセス回線料）に規定する額から１契約ごとに2,000円（2,100円）（月額）を減額して適用します。
エ　ＳＴＭ方式のもの（加入者共用回線に係るものに限ります。）について、その加入者共用回線の終端の所在する場所の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内に当社が電気通信設備（回線終端装置を除きます。）を新たに設置しない場合は、その第３種契約に係るアクセス回線料については、３－１－２⑴イ（アクセス回線料）に規定する額から１契約ごとに7,500円（7,875円）（月額）を減額して適用します。
オ　ＡＴＭ方式のものに係る他社接続契約者回線について別記１の２の⑴及び⑵に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する１芯式と２芯式の区別が１芯式のものとなる場合又は別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するデータ伝送サービスに係る場合は、その第３種契約に係るアクセス回線料については、３－１－２⑴イ（アクセス回線料）に規定する額から１契約ごとに2,000円（2,100円）（月額）を減額して適用します。
　ただし、⑷のイの規定が適用される場合又はアクセス回線共用を行う場合において、他社接続共用回線が別記１の２の⑴及び⑵に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する端末回線多重を利用するときは、この限りでありません。この場合のアクセス回線料の適用については、データ伝送サービス契約約款の規定に準ずるものとします。
カ　加入者共用回線の部分の料金については、アクセス回線料を適用します。
キ　アクセス回線共用を行う場合の他社接続共用回線の部分の料金については、アクセス回線料を適用します。
ク　アクセス回線料について、他社接続契約者回線の回線距離の測定及び回線距離測定局の変更があった場合の料金の適用については、特定協定事業者及び接続する他社接続契約者回線の種類ごとに、別記１の２の⑴及び⑵に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速ディジタル伝送サービス又はＡＴＭ専用サービスの場合と、それぞれ同一とします。</td></tr>
<tr><td>⑻　利用速度の測定等</td><td>ア　第３種オープンコンピュータ通信網サービスのクラス１のタイプ１のコース１のプラン２に係る利用速度は、次表に定める最大送信速度又は最大受信速度のうち大きい方の値とし、その品目ごとに当社の機器により測定します。
<table><tr><th>区　分</th><th>内　　容</th></tr><tr><td>最大送信速度</td><td>測定対象期間において、加入者回線等の終端から交換設備への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位５％の測定値を除外した残りの測定値の最大値</td></tr><tr><td>最大受信速度</td><td>測定対象期間において、交換設備から加入者回線等の終端への伝送方向についての通信速度を</td></tr></table></td></tr>
</table>

		一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位５％の測定値を除外した残りの測定値の最大値 イ　アクセス回線二重化を行う場合においては、通常契約に係る通信と二重化付加契約に係る通信を合算し、アの規定に準じて測定した利用速度をその通常契約に係る利用速度として適用します。 ウ　アの表に規定する測定対象期間は、その品目ごとに料金月の初日から末日までとします。 ただし、次の場合は、この限りでありません。 (ア)　料金月の初日以外の日にその品目の利用の開始があったとき。 この場合、測定対象期間は、その利用開始日からとします。 (イ)　料金月の末日以外の日にその品目の利用の終了があったとき。 この場合、測定対象期間は、その利用終了日までとします。 エ　ウに規定するほか、当社は、アクセス回線二重化の利用の開始又は廃止があった場合は、その開始等の前後で測定対象期間を分割します。この場合、開始等前の測定対象期間は、その開始等のあった日までとし、開始等後の測定対象期間は、その開始等のあった日からとします。 オ　当社は、利用速度に１Mbit/s未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 ただし、小数第１位が０の場合は、その端数を切り捨てます。
⑼　最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用		ア　第３種オープンコンピュータ通信網サービスには、臨時第３種契約に係るもの及び他社接続契約者回線が異経路となるものを除いて、最低利用期間があります。 イ　第32条（最低利用期間）に規定する基本最低利用期間が適用される基本最低利用基準額は、定額利用料の基本額（加算料を除きます。）とします。 ウ　第32条に規定する接続最低利用期間が適用される接続最低利用基準額は、定額利用料のアクセス回線料（データ伝送サービス契約約款に規定する他社接続契約者回線（ＩＰ－ＶＰＮサービスのＡＴＭ（ＶＣ）アクセス（専用サービス契約約款に係るものを除きます。）に係るものとします。）とみなした場合に適用される回線使用料のアクセス回線料の加算額を除きます。）とします。 エ　第３種契約者は、最低利用期間内に第３種契約の解除（当社が別に定める理由によるものを除きます。）又は接続事業者変更等があった場合は、第82条（定額利用料等の支払義務）、第82条の２（定額利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する基本最低利用基準額及び接続最低利用基準額（接続事業者変更等があった場合は、接続最低利用基準額とします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。 ただし、加入者共用回線に係る第３種オープンコンピュータ通信網サービスについてその第３種契約の解除又は接続事業者変更等があった場合であって、その解除又は変更前の加

入者共用回線に新たに別記２の３に定める当社の提供する電気通信サービスを共用することとなるときは、接続最低利用基準額に相当する額については、この限りでありません。

オ　第３種契約者は、最低利用期間内に第３種オープンコンピュータ通信網サービスの品目等の変更（品目若しくは通信又は保守の態様による細目の変更、契約の区分の変更、加入者回線の移転、他社接続契約者回線に係る種類、品目、終端の場所、サービスクラスによる区別若しくは１芯式と２芯式の区別の変更又はアクセス回線二重化に係る通常契約についてアクセス回線二重化に係るもの以外のものとなることをいいます。以下この欄において同じとします。）があった場合であって、次表に定める額があるときは、その額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

区　　分	支払いを要する額
（ア）（イ）又は（ウ）以外のとき	変更前の基本最低利用基準額及び接続最低利用基準額に残余の期間を乗じて得た額（基本最低利用期間及び接続最低利用期間を各々適用して得た額を合算した額とします。以下この表において同じとします。）から変更後の基本最低利用基準額及び接続最低利用基準額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときにはその額
（イ）　接続事業者変更等と同時に品目等の変更があったとき（（ウ）に該当する場合を除きます。）	次の額を合算して得た額 ①　残余の期間に対応する接続最低利用基準額 ②　変更前の基本最低利用基準額に残余の期間を乗じて得た額から変更後の基本最低利用基準額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときにはその額
（ウ）　加入者共用回線に係る第３種オープンコンピュータ通信網サービスについて接続事業者変更等と同時に品目等の変更があった場合であって、その変更前の加入者共用回線に新たに別記２の３に定める当社の提供する電気通信サービスを共用することとなるとき	変更前の基本最低利用基準額に残余の期間を乗じて得た額から変更後の基本最低利用基準額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときにはその額

	カ　エ及びオの場合において、第３種オープンコンピュータ通信網サービス（他社接続契約者回線が、別記１の２の⑴に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するデータ伝送サービスに係るものに限ります。）に係る最低利用期間については、別記１の２の⑴に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する基本契約期間の起算開始日をアクセス回線料に係る最低利用期間の起算開始日として取り扱います。 だたし、この取扱いは、別記１の２の⑴に掲げる特定協定事業者からの通知等により、その事実について当社が確認できた場合に限ります。 キ　オの場合に、品目等の変更（加入者回線の移転及び他社接続契約者回線に係る終端の場所の変更を除きます。）と同時にその加入者回線等に係る終端の場所において、第３種オープンコンピュータ通信網サービスに係る加入者回線等の新設若しくは契約の解除（当社が別に定める理由によるものを除きます。）、品目等の変更又は他社接続契約者回線（別記１の２の⑴に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するデータ伝送サービスに係るものに限ります。以下このキにおいて同じとします。）に係る品目等の変更と同時にこの回線の終端場所において他社接続契約者回線の新設若しくは廃止を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の加入者回線等に係る第３種オープンコンピュータ通信網サービスの基本最低利用基準額又は接続最低利用基準額を合算して行います。 ク　エ、オ及びキの規定にかかわらず、長期継続利用に係る第３種オープンコンピュータ通信網サービスについて、最低利用期間内に第３種契約の解除又は接続事業者変更等若しくは品目等の変更があった場合の第３種契約者が支払いを要する額については、この表の⑽欄に定めるところによります。 （注）この欄に規定する当社が別に定める理由は、他社接続契約者回線が別記１の２の⑴に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する後行回線となる場合であって、その後行回線がその特定協定事業者の他の電気通信サービスに対し信号の漏えいによる影響を与える等により、その特定協定事業者によってその後行回線に係る契約が解除となる場合とします。
⑽　長期継続利用に係る定額利用料の適用	ア　当社は、第３種契約者（臨時第３種契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）から、その第３種オープンコンピュータ通信網サービス（料金表通則の17に規定する長期高額利用割引の適用を受けるものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における定額利用料については、３－１－２（料金額）⑴（定額利用料）に規定する定額利用料の額（この表の⑴欄から⑼欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとしま

す。）から同表に規定する額を減額して適用します。この場合、長期継続利用には同表の２種類があり、あらかじめいずれか１つを選択していただきます。

種　　類	継続して利用する期間	定額利用料の減額（月額）
（ア）　３年利用	３年間	３－１－２⑴アに規定する基本額（加算料を除きます。以下この表において同じとします。）に0.1を乗じて得た額と３－１－２⑴イに規定するアクセス回線料の額に0.07を乗じて得た額を合算した額
（イ）　６年利用	６年間	３－１－２⑴アに規定する基本額に0.11を乗じて得た額と３－１－２⑴イに規定するアクセス回線料の額に0.11を乗じて得た額を合算した額

イ　長期継続利用に係る定額利用料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（第３種契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その第３種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日）から適用します。

ウ　長期継続利用に係る定額利用料の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、第３種オープンコンピュータ通信網サービスの利用停止があった期間を含むものとします。

エ　当社は、長期継続利用に係る第３種契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。

オ　エに規定するほか、料金月の初日以外の日において、料金表通則の17に規定する長期高額利用割引に係る割引適用回線群に、長期継続利用に係る第３種契約（その料金月において長期継続利用の廃止があったものを含みます。）を追加する申出を当社が承諾した場合は、当社は、その料金月の初日（その料金月がその長期継続利用に係る定額利用料の適用を開始した料金月である場合は、その適用を開始した日とします。）にその第３種契約に係る長期継続利用の廃止があったものとみなして取り扱います。

カ　長期継続利用に係る第３種契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。

キ　長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。

ク　キの規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用に係る定額利用料については、その種類の変更を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月か

	ら適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。 ケ　長期継続利用に係る第３種契約者は、長期継続利用期間の満了前に接続事業者変更等によりその第３種契約に係る定額利用料の額（基本額の加算料及びアクセス回線料の加算額を除きます。以下この欄において同じとします。）が減少した場合、品目の変更等（第３種オープンコンピュータ通信網サービスの品目若しくは通信又は保守の態様による細目の変更、契約の区分の変更、加入者回線の移転、他社接続契約者回線に係る種類、品目、終端の場所、サービスクラスによる区別、保守の区別若しくは１芯式と２芯式の区別の変更又はアクセス回線二重化に係る通常契約についてアクセス回線二重化に係るもの以外のものとなることをいいます。以下この欄において同じとします。）によりその第３種契約に係る定額利用料の額が減少した場合又は長期継続利用の廃止（当社が別に定める理由による第３種契約の解除に伴うものを除きます。）があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 <table><tr><th>区　　分</th><th>支払いを要する額</th></tr><tr><td>（ア）　定額利用料が減少した場合</td><td>残余の期間に対応する定額利用料差額（減少前の定額利用料の額から減少後の定額利用料の額を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額。</td></tr><tr><td>（イ）　長期継続利用の廃止があった場合</td><td>残余の期間に対応する廃止前の定額利用料の額に0.35を乗じて得た額</td></tr></table>コ　ケの規定にかかわらず、最低利用期間内に第３種契約の解除（当社が別に定める理由によるものを除きます。）又は接続事業者変更等若しくは品目の変更等があった場合の支払いを要する額については、次のとおりとします。 （ア）　第３種契約の解除又は接続事業者変更等若しくは品目の変更等があった場合（（イ）の場合を除きます。） ケの規定により算出した額と⑼欄の規定により支払いを要する額のうち、いずれか高額となる額 （イ）　第３種契約の解除又は品目の変更等があった場合（その解除又は変更が⑼欄に規定する基本最低利用期間内にあった場合であって、接続最低利用期間の期間を起算する日が基本最低利用期間のそれと同一であるときに限ります。） ケの規定により算出した額 （注）この欄に規定する当社が別に定める理由は、他社接続契約者回線が別記１の２の⑴に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する後行回線となる場合であって、その後行回線がその特定協定事業者の他の電気通信サービスに対し信号の漏えいによる影響を与える等により、その特定協定事業者によってその後行回線に係る契約が解除となる場合によるものとします。
⑽－２　複合利用	ア　当社は、イに定める条件を満たす第３種契約者から申出が

割引の適用	あった場合には、その第３種契約に係る定額利用料の基本額について、３－１－２(1)ア(ア)①Ａ(Ｂ)(a)(aa)に規定する額（この表の(1)欄から(9)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から次表に規定する額の割引（以下この欄において「複合利用割引」といいます。）を適用します。 区　分 ／ 割　引　額（月額） 基本料 ／ ３－１－２(1)ア(ア)①Ａ(Ｂ)(a)(aa)に規定する基本料の額に0.1を乗じて得た額 加算料 ／ ３－１－２(1)ア(ア)①Ａ(Ｂ)(a)(aa)に規定する加算料の額に0.25を乗じて得た額 イ　複合利用割引の申出を行うことができる条件は、次のとおりとします。 （ア）　その第３種契約について、次のＡからＥの全てに該当するものであること。 Ａ　臨時第３種契約以外のもの Ｂ　クラス１のタイプ１のコース１のプラン２に係るもの Ｃ　イーサネット方式のものであって、100Mb/sの品目に係るもの Ｄ　アクセス回線二重化に係るもの以外のもの Ｅ　料金表通則の17に規定する長期高額利用割引の適用を受けていないもの （イ）　１の複合利用回線群（その第３種契約者が指定する当社の提供する電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）に係る契約により構成されるものであって、その第３種契約者に係るもの（その第３種契約者と業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものを含みます。）をいいます。）の料金額の年間累計額（前12料金月の累計額とします。）が、30億円（31億5千万円）以上であること。 ウ　複合利用割引は、その申出を当社が承諾した日（第３種契約の申込みと同時にその申出があった場合は、その第３種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日）から適用します。 エ　当社は、複合利用割引に係る第３種契約の解除があった場合又はイに規定する条件を満たさなくなった場合には、複合利用割引を廃止します。 なお、料金月の初日以外の日において、料金表通則の17に規定する長期高額利用割引に係る割引適用回線群に、複合利用割引に係る第３種契約（その料金月において複合利用割引の廃止があったものを含みます。）を追加する申出を当社が承諾した場合は、当社は、その料金月の初日（その料金月がその複合利用割引の適用を開始した料金月である場合は、その適用を開始した日とします。）にその複合利用割引の廃止があったものとみなして取り扱います。 （注）　この欄のイの(イ)に規定する当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスは、電話等サービス、専用サービス、データ伝送サービス、ＩＰ通信網サービス及びイーサ

	ネット通信サービスとします。
⑾　サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用	当社は、第３種オープンコンピュータ通信網サービスのクラス１のタイプ１のコース１（臨時第３種契約に係るものを除きます。）について、次のとおり故障回復時間に係る料金の適用を行います。 ア　当社は、第３種契約者の責めによらない理由により、その第３種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態（その第３種契約に係る電気通信設備による全ての通信（通信プロトコルによる区別がIPv6タイプの場合は、IPv6プロトコル又はIPv4プロトコルのどちらか一方又は両方の通信が、全く利用できない状態である場合を含みます。）に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この表の⒀欄まで同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第91条（契約者の切分責任）の規定により、その第３種契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して30分以上その状態が連続したときは、その第３種契約に係る料金（以下「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。 ただし、次の場合には、この限りでありません。この場合の料金の取扱いについては、当社は、第82条（定額利用料等の支払義務）第２項の規定を適用します。 （ア）　第74条（利用中止）第１項の規定により第３種オープンコンピュータ通信網サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを第３種契約者に通知したとき。 （イ）　第76条（接続休止）の規定により第３種オープンコンピュータ通信網サービスについて接続休止としたとき。 （ウ）　その第３種契約者の責めによらない理由が次のいずれかの区間以外の区間において生じたもののとき。 Ａ　別記１に定める区間（加入者回線に係る区間を除きます。） Ｂ　他社接続契約者回線（当社が別に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速ディジタル伝送サービス（エコノミークラスのものを除きます。）又はＡＴＭ専用サービス（エコノミークラスのものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る区間（その他社接続契約者回線について、当社が別に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する端末設備が提供されている場合は、その端末設備に係る区間を含みます。） イ　アに規定するほか、当社の故意又は重大な過失によりそのＩＰ通信網サービスを全く利用できない状態（その状態が連続した時間が30分未満となるものに限ります。）が生じたときは、当社は、第82条第２項の規定を適用します。 ウ　アの規定にかかわらず、次の(ア)から(ウ)に規定する第３種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した場合の第３種契約に係る定額利用料のうちのアクセス回線料については、当社は、第82条第２項の規定を適用します。

（ア） 加入者回線を設置して提供するもの
（イ） その他社接続契約者回線が当社が別に定める特定協定事業者に係るものとなるもの
（ウ） その他社接続契約者回線が当社が別に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速ディジタル伝送サービス（エコノミークラスのものに限ります。）又はＡＴＭ専用サービス（エコノミークラスのものに限ります。）に係るものとなるもの

エ　アに規定する故障回復時間返還料金額は、その第３種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した時点における３－１－２（料金額）⑴（定額利用料）に規定する定額利用料（ウの規定に該当する場合は基本額に限ります。）の額（この表の⑴欄から⑻欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

アに規定する状態が連続した時間	料金返還率
30分以上１時間未満	1/90
１時間以上12時間未満	1/30
12時間以上24時間未満	1/10
24時間以上72時間未満	1/5
72時間以上	1

オ　エの場合において、その第３種オープンコンピュータ通信網サービスがプラン２のときは、エの規定中「全く利用できない状態が連続した時点」を「全く利用できない状態が連続した時点を含む利用速度の測定対象期間」と読み替えて適用するものとします。

カ　当社は、エの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算出した料金額（以下「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。
（ア）（イ）以外の場合
その料金月におけるその第３種契約に係る定額利用料（故障回復時間返還基準額に係るもの（その料金月において料金表通則の４の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則の４及び６の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の額（第82条第２項第３号の規定により支払いを要しないこととなる料金額、この表の⑽欄及び⑽－２欄の規定により減額又は割引となる料金額並びに料金表通則の16及び17の規定により割引となる料金額をそれぞれ減じた額とします。）

	（イ） その料金月がその第３種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した料金月であって、その第３種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日がその料金月の初日以外の日の場合 その料金月及び翌料金月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額 キ アの場合において、その第３種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した場合が１の料金月（カの(イ)の規定に該当する場合は、その規定に係る２の料金月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。 ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。 ク アからキの場合において、アクセス回線二重化を行う第３種オープンコンピュータ通信網サービス（プラン２のものに限ります。）については、２の契約（通常契約及び二重化付加契約）に係るものを１の契約に係るものとみなして取り扱います。 ケ この欄の規定による料金の返還とこの表の⑿欄又は⒀欄の規定による料金の返還を１の料金月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、⒀欄の規定に定めるところによります。 （注１） この欄のアの(ウ)のＢ及びウの(ウ)に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、北海道総合通信網株式会社、東北インテリジェント通信株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、北陸通信ネットワーク株式会社、中部テレコミュニケーション株式会社、株式会社ケイ・オプティコム、株式会社エネルギア・コミュニケーションズ、株式会社ＳＴＮｅｔ、九州通信ネットワーク株式会社及び沖縄通信ネットワーク株式会社とします。 （注２） この欄のウの(イ)に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、株式会社アッカ・ネットワークスとします。
⑿ サービス品質（遅延時間）に係る料金の適用	当社は、第３種オープンコンピュータ通信網サービスのクラス１（臨時第３種契約に係るもの及びタイプ２のＳＴＭ方式のものを除きます。）について、次のとおり遅延時間に係る料金の適用を行います。 ア 当社は、当社が別に定める提供区間の全ての提供区間において当社が別に定める方法により測定した遅延時間（その１の提供区間の一端から送信されたＩＰパケットのその提供区間の往復に要する時間をいいます。）の料金月単位での平均時間（通信プロトコルによる区別がIPv6タイプの場合は、IPv6プロトコル及びIPv4プロトコルにおいて、どちらか一方の遅延の平均時間が大きい方の値をいいます。）が、２の料金月を連続して40ミリ秒を超えた場合は、その連続する２の料金月のうちの最終料金月における第３種オープンコンピュータ通信網サービス（その２の料金月を連続して当社がその提供をし

	ているものに限ります。以下この欄において同じとします。）の定額利用料の基本額（この表の⑴欄から⑻欄までの適用及び料金表通則の４の規定（第82条（定額利用料等の支払義務）第２項第３号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とし、この表の⑽欄及び⑽－２欄の規定並びに料金表通則の16及び17の規定による場合は、適用前の額とします。）に、1/30を乗じて得た額（以下「遅延時間返還料金額」といいます。）をその第３種契約者に返還します。 ただし、その第３種オープンコンピュータ通信網サービスについて、その２の料金月を連続して利用中止、利用停止又は接続休止があったときは、この限りでありません。 イ　この欄の規定による料金の返還を行うこととなる料金月において、この表の⑾欄又は⑬欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、⑬欄の規定に定めるところによります。
⑬　サービス品質（故障通知時間）に係る料金の適用	当社は、第３種オープンコンピュータ通信網サービスのクラス１のタイプ１のコース１（臨時第３種契約に係るものを除きます。）について、次のとおり故障通知時間に係る料金の適用を行います。 ア　当社は、第３種契約者の責めによらない理由により、その第３種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻から起算して30分以内にそのことをその第３種契約者があらかじめ指定した連絡先（当社とその第３種契約者との協議により定めたものに限ります。以下この欄において同じとします。）に通知しなかったときは、そのことを当社が知った時刻から起算して30分を超えた時点における３－１－２（料金額）⑴（定額利用料）に規定する定額利用料の基本額（この表の⑴欄から⑻欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障通知時間返還基準額」といいます。）に1/30を乗じて得た額（以下「故障通知時間返還料金額」といいます。）をその第３種契約者に返還します。 ただし、次の場合には、この限りでありません。 （ア）　その第３種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じたことを当社が知った時点において、その第３種オープンコンピュータ通信網サービスについて利用中止又は接続休止としているとき。 （イ）　その第３種契約者の責めによらない理由が次のいずれかの区間以外の区間において生じたもののとき。 Ａ　別記１に定める区間 Ｂ　接続契約者回線等（別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するＬＡＮ型通信網サービスに係るものを除きます。）に係る区間（その接続契約者回線等について、当社又は特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する端末設備が提供されている場合は、その端末設備に係る区間を含みます。） （ウ）　その第３種契約者の責めに帰すべき理由により、又は連絡先に係る電気通信設備の状況により当社からその連絡先に通知できないとき。

	イ　アの場合において、その第３種オープンコンピュータ通信網サービスがプラン２のときは、アの規定中「そのことを当社が知った時刻から起算して30分を超えた時点」を「そのことを当社が知った時刻から起算して30分を超えた時点を含む利用速度の測定対象期間」と読み替えて適用するものとします。 ウ　当社は、アの規定により算出した故障通知時間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算出した料金額（以下「故障通知時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。 (ア)　(イ)以外の場合 その料金月におけるその第３種契約に係る定額利用料（故障通知時間返還基準額に係るもの（その料金月において料金表通則の４の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則の４及び６の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の額（第82条（定額利用料等の支払義務）第２項第３号の規定により支払いを要しないこととなる基本額の部分、この表の⑽欄及び⑽－２欄の規定により減額又は割引となる基本額の部分並びに料金表通則の16及び17の規定により割引となる基本額の部分をそれぞれ減じた額とします。） (イ)　その料金月がその第３種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した料金月であって、その第３種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日がその料金月の初日以外の日の場合 その料金月及び翌料金月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額 エ　アの場合において、その第３種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じたことを当社が知った時刻から起算して30分以内にそのことをその第３種契約者に通知しなかった場合が１の料金月（ウの(イ)の規定に該当する場合は、その規定に係る２の料金月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障通知時間返還料金額の合計額を返還します。 ただし、その故障通知時間返還料金額の合計額が故障通知時間返還上限額を超える場合は、故障通知時間返還上限額を返還します。 オ　アからエの場合において、アクセス回線二重化を行う第３種オープンコンピュータ通信網サービス（プラン２のものに限ります。）については、２の契約（通常契約及び二重化付加契約）に係るものを１の契約に係るものとみなして取り扱います。 カ　この表の⑾欄から⒀欄までの規定による料金の返還のいずれかを１の料金月に同時に行う場合は、当社は、故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額及び故障通知時間返還料金額の合計額を返還します。 ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。
⒁　復旧等に伴い	当社又は別記１の２の⑴及び⑵に定める特定協定事業者の設置

一時的に当社が回線収容部を変更した場合又は特定協定事業者が専用サービス取扱所を変更した場合のアクセス回線料の適用	した電気通信設備を修理又は復旧するときに、一時的にその収容する回線収容部又は他社接続契約者回線に係る特定協定事業者の専用サービス取扱所等を変更した場合のアクセス回線料は、３－１－２⑴イ（アクセス回線料）の規定にかかわらず、その回線収容部又は他社接続契約者回線を変更前の経路で修理又は復旧したものとみなして適用します。
⑮　ダイヤルアップアクセスサービス着信機能に関する付加機能利用料の適用	ダイヤルアップアクセスサービス着信機能に関する付加機能利用料については、１発信者識別共通符号につき同時着信可能数が１の場合は基本額のみを適用し、１を超える場合は１を超える１ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
⑯　データ通信料の適用	着信課金通信に係るデータ通信料の適用については、第１種契約に係るものの場合に準ずるものとします。
⑰　接続通信時間の測定等	ア　着信課金通信に係る接続通信時間は、そのダイヤルアップアクセス回線と加入者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者若しくは着信者からの通信終了の信号を受け、又はデータ伝送サービス契約約款第35条（通信利用の制限等）第３項の規定により、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。 イ　次の時間は、アに規定する接続通信時間には含みません。 （ア）　発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信中に一時通信ができなかった時間 （イ）　発信者又は着信者の責任によらない理由により通信を打ち切った場合（データ伝送サービス契約約款第35条第３項の規定による場合を除きます。）は、３－１－２（料金額）に規定する分数に満たない端数の時間
⑱　当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の定額利用料の基本額又は着信課金通信に係るデータ通信料（以下この欄において「基本額等」といいます。）は、次のとおりとします。 ア　過去１年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における１日平均の基本額等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 イ　ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した１日平均の基本額等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 （注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として次のとおりとします。

	⑴　過去２か月以上の実績を把握することができる場合 　機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における１日平均の基本額等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 ⑵　過去２か月間の実績を把握することができない場合 　機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における１日平均の基本額等又は故障等の回復後の７日間における１日平均の基本額等のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

３－１－２　料金額

(1)　定額利用料

ア　基本額

（ア）　クラス１のもの

①　タイプ１のもの

Ａ　コース１のもの

(A)　プラン１のもの

(a)　ＳＴＭ方式のもの

１の通常契約又は１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額	
	通　常　契　約	二重化付加契約
64kb/sのもの	46,000円（48,300円）	9,200円（9,660円）
128kb/sのもの	52,000円（54,600円）	10,400円（10,920円）
192kb/sのもの	165,000円（173,250円）	33,000円（34,650円）
256kb/sのもの	205,000円（215,250円）	41,000円（43,050円）
384kb/sのもの	285,000円（299,250円）	57,000円（59,850円）
512kb/sのもの	333,000円（349,650円）	66,600円（69,930円）
768kb/sのもの	440,000円（462,000円）	88,000円（92,400円）
１Mb/sのもの	500,000円（525,000円）	100,000円（105,000円）
1.5Mb/sのもの	530,000円（556,500円）	106,000円（111,300円）
３Mb/sのもの	929,000円（975,450円）	185,800円（195,090円）
4.5Mb/sのもの	1,280,000円 （1,344,000円）	256,000円（268,800円）
６Mb/sのもの	1,553,000円 （1,630,650円）	310,600円（326,130円）

(b)　ＡＴＭ方式のもの

１の通常契約又は１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額	
	通　常　契　約	二重化付加契約
0.5Mb/sのもの	270,000円 （283,500円）	54,000円 （56,700円）
１Mb/sのもの	360,000円 （378,000円）	72,000円 （75,600円）
２Mb/sのもの	570,000円 （598,500円）	114,000円 （119,700円）
３Mb/sのもの	730,000円 （766,500円）	146,000円 （153,300円）

４Mb/sのもの	870,000円 (913,500円)	174,000円 (182,700円)
５Mb/sのもの	950,000円 (997,500円)	190,000円 (199,500円)
６Mb/sのもの	1,120,000円 (1,176,000円)	224,000円 (235,200円)
７Mb/sのもの	1,290,000円 (1,354,500円)	258,000円 (270,900円)
８Mb/sのもの	1,460,000円 (1,533,000円)	292,000円 (306,600円)
９Mb/sのもの	1,630,000円 (1,711,500円)	326,000円 (342,300円)
10Mb/sのもの	1,800,000円 (1,890,000円)	360,000円 (378,000円)
11Mb/sのもの	1,970,000円 (2,068,500円)	394,000円 (413,700円)
12Mb/sのもの	2,140,000円 (2,247,000円)	428,000円 (449,400円)
13Mb/sのもの	2,310,000円 (2,425,500円)	462,000円 (485,100円)
14Mb/sのもの	2,480,000円 (2,604,000円)	496,000円 (520,800円)
15Mb/sのもの	2,650,000円 (2,782,500円)	530,000円 (556,500円)
16Mb/sのもの	2,820,000円 (2,961,000円)	564,000円 (592,200円)
17Mb/sのもの	2,990,000円 (3,139,500円)	598,000円 (627,900円)
18Mb/sのもの	3,160,000円 (3,318,000円)	632,000円 (663,600円)
19Mb/sのもの	3,330,000円 (3,496,500円)	666,000円 (699,300円)
20Mb/sのもの	3,500,000円 (3,675,000円)	700,000円 (735,000円)
21Mb/sのもの	3,670,000円 (3,853,500円)	734,000円 (770,700円)
22Mb/sのもの	3,840,000円 (4,032,000円)	768,000円 (806,400円)
23Mb/sのもの	4,010,000円 (4,210,500円)	802,000円 (842,100円)
24Mb/sのもの	4,180,000円	836,000円

	(4,389,000円)	(877,800円)
25Mb/sのもの	4,350,000円 (4,567,500円)	870,000円 (913,500円)
26Mb/sのもの	4,520,000円 (4,746,000円)	904,000円 (949,200円)
27Mb/sのもの	4,690,000円 (4,924,500円)	938,000円 (984,900円)
28Mb/sのもの	4,860,000円 (5,103,000円)	972,000円 (1,020,600円)
29Mb/sのもの	5,030,000円 (5,281,500円)	1,006,000円 (1,056,300円)
30Mb/sのもの	5,200,000円 (5,460,000円)	1,040,000円 (1,092,000円)
31Mb/sのもの	5,370,000円 (5,638,500円)	1,074,000円 (1,127,700円)
32Mb/sのもの	5,540,000円 (5,817,000円)	1,108,000円 (1,163,400円)
33Mb/sのもの	5,710,000円 (5,995,500円)	1,142,000円 (1,199,100円)
34Mb/sのもの	5,880,000円 (6,174,000円)	1,176,000円 (1,234,800円)
35Mb/sのもの	6,050,000円 (6,352,500円)	1,210,000円 (1,270,500円)
36Mb/sのもの	6,220,000円 (6,531,000円)	1,244,000円 (1,306,200円)
37Mb/sのもの	6,390,000円 (6,709,500円)	1,278,000円 (1,341,900円)
38Mb/sのもの	6,560,000円 (6,888,000円)	1,312,000円 (1,377,600円)
39Mb/sのもの	6,730,000円 (7,066,500円)	1,346,000円 (1,413,300円)
40Mb/sのもの	6,900,000円 (7,245,000円)	1,380,000円 (1,449,000円)
41Mb/sのもの	7,070,000円 (7,423,500円)	1,414,000円 (1,484,700円)
42Mb/sのもの	7,240,000円 (7,602,000円)	1,448,000円 (1,520,400円)
43Mb/sのもの	7,410,000円 (7,780,500円)	1,482,000円 (1,556,100円)
44Mb/sのもの	7,580,000円 (7,959,000円)	1,516,000円 (1,591,800円)

45Mb/sのもの	7,750,000円 (8,137,500円)	1,550,000円 (1,627,500円)
46Mb/sのもの	7,920,000円 (8,316,000円)	1,584,000円 (1,663,200円)
47Mb/sのもの	8,090,000円 (8,494,500円)	1,618,000円 (1,698,900円)
48Mb/sのもの	8,260,000円 (8,673,000円)	1,652,000円 (1,734,600円)
49Mb/sのもの	8,430,000円 (8,851,500円)	1,686,000円 (1,770,300円)
50Mb/sのもの	8,600,000円 (9,030,000円)	1,720,000円 (1,806,000円)
51Mb/sのもの	8,725,000円 (9,161,250円)	1,745,000円 (1,832,250円)
52Mb/sのもの	8,850,000円 (9,292,500円)	1,770,000円 (1,858,500円)
53Mb/sのもの	8,975,000円 (9,423,750円)	1,795,000円 (1,884,750円)
54Mb/sのもの	9,100,000円 (9,555,000円)	1,820,000円 (1,911,000円)
55Mb/sのもの	9,225,000円 (9,686,250円)	1,845,000円 (1,937,250円)
56Mb/sのもの	9,350,000円 (9,817,500円)	1,870,000円 (1,963,500円)
57Mb/sのもの	9,475,000円 (9,948,750円)	1,895,000円 (1,989,750円)
58Mb/sのもの	9,600,000円 (10,080,000円)	1,920,000円 (2,016,000円)
59Mb/sのもの	9,725,000円 (10,211,250円)	1,945,000円 (2,042,250円)
60Mb/sのもの	9,850,000円 (10,342,500円)	1,970,000円 (2,068,500円)
61Mb/sのもの	9,975,000円 (10,473,750円)	1,995,000円 (2,094,750円)
62Mb/sのもの	10,100,000円 (10,605,000円)	2,020,000円 (2,121,000円)
63Mb/sのもの	10,225,000円 (10,736,250円)	2,045,000円 (2,147,250円)
64Mb/sのもの	10,350,000円 (10,867,500円)	2,070,000円 (2,173,500円)
65Mb/sのもの	10,475,000円	2,095,000円

	(10,998,750円)	(2,199,750円)
66Mb/sのもの	10,600,000円 (11,130,000円)	2,120,000円 (2,226,000円)
67Mb/sのもの	10,725,000円 (11,261,250円)	2,145,000円 (2,252,250円)
68Mb/sのもの	10,850,000円 (11,392,500円)	2,170,000円 (2,278,500円)
69Mb/sのもの	10,975,000円 (11,523,750円)	2,195,000円 (2,304,750円)
70Mb/sのもの	11,100,000円 (11,655,000円)	2,220,000円 (2,331,000円)
71Mb/sのもの	11,225,000円 (11,786,250円)	2,245,000円 (2,357,250円)
72Mb/sのもの	11,350,000円 (11,917,500円)	2,270,000円 (2,383,500円)
73Mb/sのもの	11,475,000円 (12,048,750円)	2,295,000円 (2,409,750円)
74Mb/sのもの	11,600,000円 (12,180,000円)	2,320,000円 (2,436,000円)
75Mb/sのもの	11,725,000円 (12,311,250円)	2,345,000円 (2,462,250円)
76Mb/sのもの	11,850,000円 (12,442,500円)	2,370,000円 (2,488,500円)
77Mb/sのもの	11,975,000円 (12,573,750円)	2,395,000円 (2,514,750円)
78Mb/sのもの	12,100,000円 (12,705,000円)	2,420,000円 (2,541,000円)
79Mb/sのもの	12,225,000円 (12,836,250円)	2,445,000円 (2,567,250円)
80Mb/sのもの	12,350,000円 (12,967,500円)	2,470,000円 (2,593,500円)
81Mb/sのもの	12,475,000円 (13,098,750円)	2,495,000円 (2,619,750円)
82Mb/sのもの	12,600,000円 (13,230,000円)	2,520,000円 (2,646,000円)
83Mb/sのもの	12,725,000円 (13,361,250円)	2,545,000円 (2,672,250円)
84Mb/sのもの	12,850,000円 (13,492,500円)	2,570,000円 (2,698,500円)
85Mb/sのもの	12,975,000円 (13,623,750円)	2,595,000円 (2,724,750円)

86Mb/sのもの	13,100,000円 (13,755,000円)	2,620,000円 (2,751,000円)
87Mb/sのもの	13,225,000円 (13,886,250円)	2,645,000円 (2,777,250円)
88Mb/sのもの	13,350,000円 (14,017,500円)	2,670,000円 (2,803,500円)
89Mb/sのもの	13,475,000円 (14,148,750円)	2,695,000円 (2,829,750円)
90Mb/sのもの	13,600,000円 (14,280,000円)	2,720,000円 (2,856,000円)
91Mb/sのもの	13,725,000円 (14,411,250円)	2,745,000円 (2,882,250円)
92Mb/sのもの	13,850,000円 (14,542,500円)	2,770,000円 (2,908,500円)
93Mb/sのもの	13,975,000円 (14,673,750円)	2,795,000円 (2,934,750円)
94Mb/sのもの	14,100,000円 (14,805,000円)	2,820,000円 (2,961,000円)
95Mb/sのもの	14,225,000円 (14,936,250円)	2,845,000円 (2,987,250円)
96Mb/sのもの	14,350,000円 (15,067,500円)	2,870,000円 (3,013,500円)
97Mb/sのもの	14,475,000円 (15,198,750円)	2,895,000円 (3,039,750円)
98Mb/sのもの	14,600,000円 (15,330,000円)	2,920,000円 (3,066,000円)
99Mb/sのもの	14,725,000円 (15,461,250円)	2,945,000円 (3,092,250円)
100Mb/sのもの	14,850,000円 (15,592,500円)	2,970,000円 (3,118,500円)
101Mb/sのもの	14,975,000円 (15,723,750円)	2,995,000円 (3,144,750円)
102Mb/sのもの	15,100,000円 (15,855,000円)	3,020,000円 (3,171,000円)
103Mb/sのもの	15,225,000円 (15,986,250円)	3,045,000円 (3,197,250円)
104Mb/sのもの	15,350,000円 (16,117,500円)	3,070,000円 (3,223,500円)
105Mb/sのもの	15,475,000円 (16,248,750円)	3,095,000円 (3,249,750円)
106Mb/sのもの	15,600,000円	3,120,000円

	(16,380,000円)	(3,276,000円)
107Mb/sのもの	15,725,000円 (16,511,250円)	3,145,000円 (3,302,250円)
108Mb/sのもの	15,850,000円 (16,642,500円)	3,170,000円 (3,328,500円)
109Mb/sのもの	15,975,000円 (16,773,750円)	3,195,000円 (3,354,750円)
110Mb/sのもの	16,100,000円 (16,905,000円)	3,220,000円 (3,381,000円)
111Mb/sのもの	16,225,000円 (17,036,250円)	3,245,000円 (3,407,250円)
112Mb/sのもの	16,350,000円 (17,167,500円)	3,270,000円 (3,433,500円)
113Mb/sのもの	16,475,000円 (17,298,750円)	3,295,000円 (3,459,750円)
114Mb/sのもの	16,600,000円 (17,430,000円)	3,320,000円 (3,486,000円)
115Mb/sのもの	16,725,000円 (17,561,250円)	3,345,000円 (3,512,250円)
116Mb/sのもの	16,850,000円 (17,692,500円)	3,370,000円 (3,538,500円)
117Mb/sのもの	16,975,000円 (17,823,750円)	3,395,000円 (3,564,750円)
118Mb/sのもの	17,100,000円 (17,955,000円)	3,420,000円 (3,591,000円)
119Mb/sのもの	17,225,000円 (18,086,250円)	3,445,000円 (3,617,250円)
120Mb/sのもの	17,350,000円 (18,217,500円)	3,470,000円 (3,643,500円)
121Mb/sのもの	17,475,000円 (18,348,750円)	3,495,000円 (3,669,750円)
122Mb/sのもの	17,600,000円 (18,480,000円)	3,520,000円 (3,696,000円)
123Mb/sのもの	17,725,000円 (18,611,250円)	3,545,000円 (3,722,250円)
124Mb/sのもの	17,850,000円 (18,742,500円)	3,570,000円 (3,748,500円)
125Mb/sのもの	17,975,000円 (18,873,750円)	3,595,000円 (3,774,750円)
126Mb/sのもの	18,100,000円 (19,005,000円)	3,620,000円 (3,801,000円)

127Mb/sのもの	18,225,000円 (19,136,250円)	3,645,000円 (3,827,250円)
128Mb/sのもの	18,350,000円 (19,267,500円)	3,670,000円 (3,853,500円)
129Mb/sのもの	18,475,000円 (19,398,750円)	3,695,000円 (3,879,750円)
130Mb/sのもの	18,600,000円 (19,530,000円)	3,720,000円 (3,906,000円)
131Mb/sのもの	18,725,000円 (19,661,250円)	3,745,000円 (3,932,250円)
132Mb/sのもの	18,850,000円 (19,792,500円)	3,770,000円 (3,958,500円)
133Mb/sのもの	18,975,000円 (19,923,750円)	3,795,000円 (3,984,750円)
134Mb/sのもの	19,100,000円 (20,055,000円)	3,820,000円 (4,011,000円)
135Mb/sのもの	19,225,000円 (20,186,250円)	3,845,000円 (4,037,250円)

(B) プラン２のもの

(a) イーサネット方式のもの

(aa) (ab)以外のもの

（α） 10Mb/s（半二重）のもの

（Ⅰ） IPv4タイプのもの

１の通常契約ごとに月額

区分		料金額		
		第１区域	第２区域	第３区域
基本料		150,000円 (157,500円)	190,000円 (199,500円)	420,000円 (441,000円)
加算料	利用速度が１Mbit/sを超えて２Mbit/sまでの場合	120,000円 (126,000円)		
	利用速度が２Mbit/sを超えて３Mbit/sまでの場合	240,000円 (252,000円)		
	利用速度が３Mbit/sを超えて４Mbit/sまでの場合	360,000円 (378,000円)		
	利用速度が４Mbit/sを超えて10Mbit/sまでの場合	550,000円 (577,500円)		

（Ⅱ） IPv6タイプのもの

１の通常契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額		
	第１区域	第２区域	第３区域
基本料	180,000円 (189,000円)	228,000円 (239,400円)	504,000円 (529,200円)
加算料	(B)　プラン２(a)(aa)(α)に規定するIPv4タイプの利用速度における加算料と同額		

（β） 100Mb/sのもの

（Ⅰ） IPv4タイプのもの

１の通常契約ごとに月額

区　　分		料　　金　　額		
		第１区域	第２区域	第３区域
基本料		700,000円 (735,000円)	990,000円 (1,039,500円)	1,570,000円 (1,648,500円)
加算料	利用速度が５Mbit/sを超えて10Mbit/sまでの場合	600,000円 (630,000円)		
	利用速度が10Mbit/sを超えて15Mbit/sまでの場合	1,200,000円 (1,260,000円)		
	利用速度が15Mbit/sを超えて20Mbit/sまでの場合	1,800,000円 (1,890,000円)		
	利用速度が20Mbit/sを超えて25Mbit/sまでの場合	2,400,000円 (2,520,000円)		
	利用速度が25Mbit/sを超えて30Mbit/sまでの場合	3,000,000円 (3,150,000円)		
	利用速度が30Mbit/sを超えて35Mbit/sまでの場合	3,600,000円 (3,780,000円)		
	利用速度が35Mbit/sを超えて40Mbit/sまでの場合	4,200,000円 (4,410,000円)		
	利用速度が40Mbit/sを超えて45Mbit/sまでの場合	4,800,000円 (5,040,000円)		
	利用速度が45Mbit/sを超えて50Mbit/sまでの場合	5,400,000円 (5,670,000円)		
	利用速度が50Mbit/sを超えて55Mbit/sまでの場合	6,000,000円 (6,300,000円)		
	利用速度が55Mbit/sを超えて60Mbit/sまでの場合	6,600,000円 (6,930,000円)		
	利用速度が60Mbit/sを超えて65Mbit/sまでの場合	7,200,000円 (7,560,000円)		

	利用速度が65Mbit/sを超えて70Mbit/sまでの場合	7,800,000円 (8,190,000円)
	利用速度が70Mbit/sを超えて75Mbit/sまでの場合	8,400,000円 (8,820,000円)
	利用速度が75Mbit/sを超えて80Mbit/sまでの場合	9,000,000円 (9,450,000円)
	利用速度が80Mbit/sを超えて85Mbit/sまでの場合	9,600,000円 (10,080,000円)
	利用速度が85Mbit/sを超えて90Mbit/sまでの場合	10,200,000円 (10,710,000円)
	利用速度が90Mbit/sを超えて100Mbit/sまでの場合	10,800,000円 (11,340,000円)

（Ⅱ） IPv6タイプのもの

１の通常契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額		
	第１区域	第２区域	第３区域
基本料	840,000円 (882,000 円)	1,188,000円 (1,247,400円)	1,884,000円 (1,978,200円)
加算料	(B)　プラン２(a)(aa)(β)に規定するIPv4タイプの利用速度における加算料と同額		

（γ） １Gb/sのもの

（Ⅰ） IPv4タイプのもの

１の通常契約ごとに月額

区　　分		料　　金　　額		
		第１区域	第２区域	第３区域
基本料		8,000,000円 (8,400,000円)	8,500,000円 (8,925,000円)	10,900,000円 (11,445,000円)
加算料	利用速度が100Mbit/sを超えて950Mbit/sまでの場合５Mbit/sごとに	320,000円 (336,000円)		
	利用速度が950Mbit/sを超えて１Gbit/sまでの場合	―		

（Ⅱ） IPv6タイプのもの

１の通常契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額		
	第１区域	第２区域	第３区域

基本料	9,600,000円 (10,080,000円)	10,200,000円 (10,710,000円)	13,080,000円 (13,734,000円)
加算料	(B)　プラン２(a)(aa)(γ)に規定するIPv4タイプの利用速度における加算料と同額		

（δ）　10Gb/sのもの

（Ⅰ）　IPv4タイプのもの

１の通常契約ごとに月額

区　　分		料　　金　　額		
		第１区域	第２区域	第３区域
基本料		52,000,000円 (54,600,000円)	55,000,000円 (57,750,000円)	70,000,000円 (73,500,000円)
加算料	利用速度が１Gbit/sを超えて9.5Gbit/sまでの場合50Mbit/sごとに	2,000,000円 (2,100,000円)		
	利用速度が9.5Gbit/sを超えて10Gbit/sまでの場合	―		

（Ⅱ）　IPv6タイプのもの

１の通常契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額		
	第１区域	第２区域	第３区域
基本料	62,400,000円 (65,520,000円)	66,000,000円 (69,300,000円)	84,000,000円 (88,200,000円)
加算料	(B)　プラン２(a)(aa)(δ)に規定するIPv4タイプの利用速度における加算料と同額		

(ab)　アクセス回線二重化に係るもの

（α）　10Mb/s（半二重）のもの

（Ⅰ）　IPv4タイプのもの

１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分		料　　金　　額		
		第１区域	第２区域	第３区域
基本料		300,000円 (315,000円)	380,000円 (399,000円)	840,000円 (882,000円)
加算料	利用速度が２Mbit/sを超えて３Mbit/sまでの場合	120,000円 (126,000円)		

	利用速度が３Mbit/sを超えて４Mbit/sまでの場合	240,000円 (252,000円)
	利用速度が４Mbit/sを超えて10Mbit/sまでの場合	430,000円 (451,500円)

（Ⅱ） IPv6タイプのもの

１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額		
	第１区域	第２区域	第３区域
基本料	360,000円 (378,000円)	456,000円 (478,800円)	1,008,000円 (1,058,400円)
加算料	(B)　プラン２(a)(ab)(α)に規定するIPv4タイプの利用速度における加算料と同額		

（β） 100Mb/sのもの

（Ⅰ） IPv4タイプのもの

１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分		料　　金　　額		
		第１区域	第２区域	第３区域
基本料		1,400,000円 (1,470,000円)	1,980,000円 (2,079,000円)	3,140,000円 (3,297,000円)
加算料	利用速度が10Mbit/sを超えて15Mbit/sまでの場合	600,000円 (630,000円)		
	利用速度が15Mbit/sを超えて20Mbit/sまでの場合	1,200,000円 (1,260,000円)		
	利用速度が20Mbit/sを超えて25Mbit/sまでの場合	1,800,000円 (1,890,000円)		
	利用速度が25Mbit/sを超えて30Mbit/sまでの場合	2,400,000円 (2,520,000円)		
	利用速度が30Mbit/sを超えて35Mbit/sまでの場合	3,000,000円 (3,150,000円)		
	利用速度が35Mbit/sを超えて40Mbit/sまでの場合	3,600,000円 (3,780,000円)		
	利用速度が40Mbit/sを超えて45Mbit/sまでの場合	4,200,000円 (4,410,000円)		
	利用速度が45Mbit/sを超えて50Mbit/sまでの場合	4,800,000円 (5,040,000円)		
	利用速度が50Mbit/sを超えて55Mbit/sまでの場合	5,400,000円 (5,670,000円)		

	利用速度が55Mbit/sを超えて60Mbit/sまでの場合	6,000,000円 (6,300,000円)
	利用速度が60Mbit/sを超えて65Mbit/sまでの場合	6,600,000円 (6,930,000円)
	利用速度が65Mbit/sを超えて70Mbit/sまでの場合	7,200,000円 (7,560,000円)
	利用速度が70Mbit/sを超えて75Mbit/sまでの場合	7,800,000円 (8,190,000円)
	利用速度が75Mbit/sを超えて80Mbit/sまでの場合	8,400,000円 (8,820,000円)
	利用速度が80Mbit/sを超えて85Mbit/sまでの場合	9,000,000円 (9,450,000円)
	利用速度が85Mbit/sを超えて90Mbit/sまでの場合	9,600,000円 (10,080,000円)
	利用速度が90Mbit/sを超えて100Mbit/sまでの場合	10,200,000円 (10,710,000円)

（Ⅱ） IPv6タイプのもの

１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額		
	第１区域	第２区域	第３区域
基本料	1,680,000円 (1,764,000 円)	2,376,000円 (2,494,800円)	3,768,000円 (3,956,400円)
加算料	(B)　プラン２(a)(ab)(β)に規定するIPv4タイプの利用速度における加算料と同額		

（γ） １Gb/sのもの

（Ⅰ） IPv4タイプのもの

１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分		料　　金　　額		
		第１区域	第２区域	第３区域
基本料		16,000,000円 (16,800,000円)	17,000,000円 (17,850,000円)	21,800,000円 (22,890,000円)
加算料	利用速度が200Mbit/sを超えて950Mbit/sまでの場合５Mbit/sごとに	320,000円 (336,000円)		
	利用速度が950Mbit/sを超えて１Gbit/sまでの場合	－		

（Ⅱ） IPv6タイプのもの

１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額		
	第１区域	第２区域	第３区域
基本料	19,200,000円 (20,160,000円)	20,400,000円 (21,420,000円)	26,160,000円 (27,468,000円)
加算料	(B)　プラン２(a)(ab)(γ)に規定するIPv4タイプの利用速度における加算料と同額		

（δ） 10Gb/sのもの

（Ⅰ） IPv4タイプのもの

１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分		料　　金　　額		
		第１区域	第２区域	第３区域
基本料		104,000,000円 (109,200,000円)	110,000,000円 (115,500,000円)	140,000,000円 (147,000,000円)
加算料	利用速度が２Gbit/sを超えて9.5Gbit/sまでの場合50Mbit/sごとに	2,000,000円 (2,100,000円)		
	利用速度が9.5Gbit/sを超えて10Gbit/sまでの場合	―		

（Ⅱ） IPv6タイプのもの

１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額		
	第１区域	第２区域	第３区域
基本料	124,800,000円 (131,040,000円)	132,000,000円 (138,600,000円)	168,000,000円 (176,400,000円)
加算料	(B)　プラン２(a)(ab)(δ)に規定するIPv4タイプの利用速度における加算料と同額		

Ｂ　コース２のもの

(A)　ＳＴＭ方式のもの

１の通常契約又は１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額	
	通　常　契　約	二重化付加契約
1.5Mb/sのもの	125,000円 (131,250円)	37,500円 (39,375円)
６Mb/sのもの	500,000円 (525,000円)	150,000円 (157,500円)

(B)　ＡＴＭ方式のもの

１の通常契約又は１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額	
	通　常　契　約	二重化付加契約
３Mb/sのもの	300,000円 (315,000円)	90,000円 (94,500円)
４Mb/sのもの	400,000円 (420,000円)	120,000円 (126,000円)
５Mb/sのもの	500,000円 (525,000円)	150,000円 (157,500円)
６Mb/sのもの	600,000円 (630,000円)	180,000円 (189,000円)
７Mb/sのもの	700,000円 (735,000円)	210,000円 (220,500円)
８Mb/sのもの	800,000円 (840,000円)	240,000円 (252,000円)
９Mb/sのもの	900,000円 (945,000円)	270,000円 (283,500円)
10Mb/sのもの	1,000,000円 (1,050,000円)	300,000円 (315,000円)

(C)　イーサネット方式のもの

(a)　(b)以外のもの

１の通常契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額		
	第１区域	第２区域	第３区域
３Mb/sのもの（半二重／全二重）	240,000円 (252,000円)	280,000円 (294,000円)	510,000円 (535,500円)
４Mb/sのもの（半二重／全二重）	320,000円	360,000円	590,000円

	(336,000円)	(378,000円)	(619,500円)
10Mb/s (10BASE-T) のもの (半二重／全二重)	500,000円 (525,000円)	540,000円 (567,000円)	770,000円 (808,500円)
10Mb/s (100BASE-TX) のもの (全二重)	500,000円 (525,000円)	790,000円 (829,500円)	1,370,000円 (1,438,500円)

(b) アクセス回線二重化に係るもの

1の通常契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額		
	第1区域	第2区域	第3区域
3Mb/sのもの (半二重／全二重)	80,000円 (84,000円)	120,000円 (126,000円)	350,000円 (367,500円)
4Mb/sのもの (半二重／全二重)	80,000円 (84,000円)	120,000円 (126,000円)	350,000円 (367,500円)
10Mb/s (10BASE-T) のもの (半二重／全二重)	80,000円 (84,000円)	120,000円 (126,000円)	350,000円 (367,500円)
10Mb/s (100BASE-TX) のもの (全二重)	80,000円 (84,000円)	370,000円 (388,500円)	950,000円 (997,500円)

② タイプ2のもの

A ＳＴＭ方式のもの

1の通常契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
64kb/sのもの	32,000円 (33,600円)
128kb/sのもの	38,000円 (39,900円)

B ＡＴＭ方式のもの

1の通常契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
0.5Mb/sのもの	37,500円 (39,375円)
1Mb/sのもの	75,000円 (78,750円)
2Mb/sのもの	150,000円 (157,500円)
3Mb/sのもの	205,000円 (215,250円)
4Mb/sのもの	300,000円 (315,000円)
5Mb/sのもの	375,000円 (393,750円)
6Mb/sのもの	450,000円 (472,500円)

7Mb/sのもの	525,000円（551,250円）
8Mb/sのもの	600,000円（630,000円）
9Mb/sのもの	675,000円（708,750円）
10Mb/sのもの	750,000円（787,500円）

C　イーサネット方式のもの

1の通常契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
10Mb/s（10BASE-T）のもの（半二重／全二重）	168,000円（176,800円）
100Mb/s（100BASE-TX）のもの	198,000円（207,900円）

（イ）　クラス２のもの

1の通常契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
128kb/sのもの	23,100円（24,255円）
1.5Mb/sのもの	158,000円（165,900円）
6Mb/sのもの	849,000円（891,450円）

イ　アクセス回線料

（ア）　クラス１のもの

①　ＳＴＭ方式のもの

A　加入者共用回線に係るもの

1の通常契約又は1の二重化付加契約ごとに月額

区　　分		料　　金　　額
1.5Mb/sのもの	予備芯線なし	70,000円（73,500円）
1.5Mb/sのもの	予備芯線あり	75,000円（78,750円）

B　他社接続契約者回線に係るもの

1の通常契約又は1の二重化付加契約ごとに月額

他社接続契約者回線の品目		料　　金　　額
下記以外のもの	64kb/s、128kb/s、192kb/s、256kb/s、384kb/s、512kb/s、768kb/s、1Mb/s、1.5Mb/s、3Mb/s、4.5Mb/s又は6Mb/sのもの	その他社接続契約者回線をデータ伝送サービス契約約款に規定する他社接続契約者回線（フレームリレーサービスのプラン１のＳＴＭアクセスに係るものとします。）とみなした場合に適用される回線使用料のアクセス回線料と同額

アクセス回線共用に係るもの	128kb/s、192kb/s、256kb/s、384kb/s、512kb/s、768kb/s、1Mb/s、1.5Mb/s、3Mb/s、4.5Mb/s又は6Mb/sのもの	その他社接続共用回線をデータ伝送サービス契約約款に規定する他社接続契約者回線（フレームリレーサービスのプラン1のＳＴＭアクセスに係るものとします。）とみなした場合に適用される回線使用料のアクセス回線料と同額

② ＡＴＭ方式のもの（他社接続契約者回線に係るもの）

Ａ Ｂ以外のもの

1の通常契約又は1の二重化付加契約ごとに月額

他社接続契約者回線の品目		料　　金　　額
下記以外のもの	0.5Mb/s及び1Mb/sから1Mb/sごとに135Mb/sまでのもの	その他社接続契約者回線をデータ伝送サービス契約約款に規定する他社接続契約者回線（セルリレーサービスのＡＴＭアクセスに係るものとします。）とみなした場合に適用される回線使用料のアクセス回線料と同額
アクセス回線共用に係るもの	1Mb/sから1Mb/sごとに135Mb/sまでのもの	その他社接続共用回線をデータ伝送サービス契約約款に規定する他社接続契約者回線（セルリレーサービスのＡＴＭアクセスに係るものとします。）とみなした場合に適用される回線使用料のアクセス回線料と同額

Ｂ タイプ２のもの

1の通常契約又は1の二重化付加契約ごとに月額

他社接続契約者回線の品目		料　　金　　額
下記以外	3Mb/sから3Mb/sごとに42Mb/sまでのもの	その他社接続契約者回線をデータ伝送サービス契約約款に規定する他社接続契約者回線（ＩＰ－ＶＰＮサービスのＡＴＭ（ＶＣ）アクセスに係るものとします。）とみなした場合

のもの		に適用される回線使用料のアクセス回線料と同額
アクセス回線共用に係るもの	３Mb/sから３Mb/sごとに42Mb/sまでのもの	その他社接続共用回線をデータ伝送サービス契約約款に規定する他社接続契約者回線（ＩＰ－ＶＰＮサービスのＡＴＭ（ＶＣ）アクセスに係るものとします。）とみなした場合に適用される回線使用料のアクセス回線料と同額

③　イーサネット方式のもの

Ａ　加入者回線に係るもの

１の通常契約又は１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
10BASE-Tのもの（半二重／全二重）	110,000円（115,500円）
100BASE-TXのもの（全二重）	250,000円（262,500円）
1000BASE-SXのもの（全二重）	870,000円（913,500円）
10GBASE-LRのもの（全二重）	2,170,000円（2,278,500円）

Ｂ　他社接続契約者回線に係るもの

(A)　ＫＤＤＩ株式会社に係るもの

１の通常契約又は１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
10BASE-Tのもの（半二重／全二重）	194,400円（204,120円）
100BASE-TXのもの（全二重）	338,000円（354,900円）

(B)　株式会社エネルギア・コミュニケーションズに係るもの

１の通常契約又は１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
10BASE-Tのもの（半二重／全二重）	162,400円（170,520円）
100BASE-TXのもの（全二重）	341,200円（358,260円）
1000BASE-SXのもの（全二重）	1,059,000円（1,111,950円）

(C)　北海道総合通信網株式会社にかかるもの

１の通常契約又は１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
10BASE-Tのもの（半二重／全二重）	138,800円（145,740円）
100BASE-TXのもの（全二重）	391,800円（411,390円）

(D)　東北インテリジェント通信株式会社にかかるもの

１の通常契約又は１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
10BASE-Tのもの（半二重／全二重）	197,600円（207,480円）
100BASE-TXのもの（全二重）	294,100円（308,805円）

(E)　中部テレコミュニケーション株式会社にかかるもの

１の通常契約又は１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
10BASE-Tのもの（半二重／全二重）	171,800円（180,390円）
100BASE-TXのもの（全二重）	403,500円（423,675円）

(F)　北陸通信ネットワーク株式会社にかかるもの

１の通常契約又は１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
10BASE-Tのもの（半二重／全二重）	163,500円（171,675円）
100BASE-TXのもの（全二重）	317,600円（333,480円）

(G)　株式会社ケイ・オプティコムにかかるもの

１の通常契約又は１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
10BASE-Tのもの（半二重／全二重）	212,900円（223,545円）
100BASE-TXのもの（全二重）	352,900円（370,545円）

(H)　株式会社　ＳＴＮｅｔにかかるもの

１の通常契約又は１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
10BASE-Tのもの（半二重／全二重）	164,700円（172,935円）
100BASE-TXのもの（全二重）	364,700円（382,935円）

(I)　九州通信ネットワーク株式会にかかるもの

１の通常契約又は１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
10BASE-Tのもの（半二重／全二重）	194,100円（203,805円）
100BASE-TXのもの（全二重）	397,600円（417,480円）

(J)　沖縄通信ネットワーク株式会社にかかるもの

１の通常契約又は１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
10BASE-Tのもの（半二重／全二重）	123,500円（129,675円）
100BASE-TXのもの（全二重）	305,900円（321,195円）

（イ） クラス２のもの（他社接続契約者回線に係るもの）

１の通常契約ごとに月額

他社接続契約者回線の品目	料　　金　　額
128kb/s、1.5Mb/s又は６Mb/sのもの	ア　その第３種契約に係る取扱所交換設備（ＩＰ通信網サービス取扱所に設置される交換設備をいいます。以下この表において同じとします。）と他社接続契約者回線の終端（相互接続点となる部分を除きます。以下この表において同じとします。）が同一の都道府県の区域となる場合 　その取扱所交換設備と他社接続契約者回線の終端との間について別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する同一内容の専用回線とみなした場合に適用される基本額の基本回線専用料と同額 イ　ア以外の場合 　その取扱所交換設備と他社接続契約者回線の終端との間について当社の専用サービス契約約款及び料金表に規定する同一内容の専用回線とみなした場合に適用される基本額の基本回線専用料と同額

ウ　アクセス回線の加算額

１の通常契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
ア　その他社接続契約者回線が別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する1.5Mb/s品目のエコノミークラスのもの又は６Mb/s品目のエコノミークラスのものとなる場合	その他社接続契約者回線の一端を別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する同一内容の専用回線の一端とみなした場合に適用される加算額の回線終端装置専用料と同額
イ　ア以外の場合	その他社接続契約者回線の一端を別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する同一内容の専用回線の一端とみなした場合に適用される加算額の屋内配線専用料と機械専用料を合算した額と同額

⑵　電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額

１契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
利用するメールアドレスが１の場合	250円（262.5円）

利用するメールアドレスが２の場合	350円（367.5円）
利用するメールアドレスが３の場合	450円（472.5円）
利用するメールアドレスが４以上の場合	利用するアドレス数に150円（157.5円）を乗じて得た額

備考

１　電子メールの利用の請求をすることができる者は、クラス１のタイプ２（ＳＴＭ方式のものに限ります。）又はクラス２に係る第３種契約者に限ります。

２　当社は、メールアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。

３　当社は、第３種契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。

４　電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に定めるところによります。

(3)　付加機能利用料

区　　分		単　位	料金額
ダイヤルアップアクセスサービス着信機能	この機能を利用する第３種契約者に係る加入者回線等へダイヤルアップアクセス回線等から発信し、当社が別に定めるところに従って、発信者識別符号（その第３種契約者がその指定する者（その第３種契約者を含みます。以下この欄において同じとします。）を識別するために割り当てる発信者識別共通符号（その第３種契約者がその指定する者の全員に割り当てる１の英字及び数字の組合せであって、その第３種契約者に係るドメイン名を含むものをいいます。以下この欄において同じとします。）並びにその他の英字及び数字の組み合わせをいいます。以下この欄において同じとします。）を送信することによりそのダイヤルアップアクセス回線等との間の通信を行うことができるようにする機能	基本額（１発信者識別共通符号ごとに月額）	6,000円（6,300円）
		加算額（同時着信可能数（第３種契約者に係る加入者回線等へダイヤルアップアクセス回線等から同時に通信を行うことができる数をいいます。以下この欄において同じとします。）１ごとに月額）	2,500円（2,625円）
	備考　１　この機能において利用することができる発信者識別共通符号の数及び登録することができる同時着信可能数等は、当社が別に定めるところによります。 ２　当社は、１の発信者識別共通符号につき１のダイヤルアップアクセスサービス着信番号を付与します。		

		3　この機能を利用するときは、契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に、通信相手先のダイヤルアップアクセス回線に係る電話番号又は契約者回線番号をあらかじめ通知していただきます。				
着信課金機能	この機能を利用する第３種契約者に係るダイヤルアップアクセスサービス着信番号に着信するダイヤルアップアクセス回線からの通信について、その通信に関する料金の支払いを要する者をその第３種契約者とし、その第３種契約者に一括して課金することができるようにする機能					
	備考	1　この機能は、ダイヤルアップアクセスサービス着信機能を利用する第３種契約者に限り提供します。この場合、そのダイヤルアップアクセスサービス着信機能については、この機能の利用に係る専用の発信者識別共通符号により利用していただくものとし、その通信については、ダイヤルアップアクセス回線との間に限り行うことができるものとします。 2　当社は、この機能を利用する旨の申出があったときは、その利用を承諾した日を含む料金月の翌料金月から提供します。 ただし、その承諾した日が料金月の初日である場合は、その承諾した日を含む料金月から提供します。 3　この機能の提供にあたっては、当社は、この機能に係る特定のダイヤルアップアクセスサービス着信番号を別に付与します。 4　当社は、ダイヤルアップアクセス回線からの着信のうち、この備考の３に規定する特定のダイヤルアップアクセスサービス着信番号に着信したものを、着信課金通信として取り扱います。 5　この機能を利用するときは、契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に、通信相手先のダイヤルアップアクセス回線に係る電話番号又は契約者回線番号をあらかじめ通知していただきます。				
選択型パケットフィルタリング機能	この機能を利用する第３種契約者に係る接続契約者回線等へその第３種契約者以外の者から通信開始の要求があった場合に、その通信開始の要求に係る内容があらかじめその第３種契約者が指定したものであるときに限り、その要求に係る通信を行うことができるようにする機能					
	備考	1　この機能は、クラス１のタイプ２（ＳＴＭ方式のものに限ります。）又はクラス２（128kb/s品目のものに限ります。）に係る第３種契約者に限り提供します。 2　この機能において、第３種契約者が指定することができる通信開始の要求に係る内容等は、当社が別に定めるところによります。 3　当社は、この機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。				
トンネリ	ＩＰｖ６トンネリング装置を利用してＩＰｖ６パケットに係る通信を行うことが	クラス１のタ	ＳＴＭ方式の	64kb/s 品目のもの	１の通常契約ごとに月額	4,000円 (4,200円)

				128kb/s 品目のもの	１の通常契約ごとに月額	6,000円（6,300円）
				192kb/s 品目のもの	１の通常契約ごとに月額	7,000円（7,350円）
				256kb/s 品目のもの	１の通常契約ごとに月額	9,000円（9,450円）
				384kb/s 品目のもの	１の通常契約ごとに月額	13,000円（13,650円）
				512kb/s 品目のもの	１の通常契約ごとに月額	16,000円（16,800円）
				768kb/s 品目のもの	１の通常契約ごとに月額	24,000円（25,200円）
				１Mb/s 品目のもの	１の通常契約ごとに月額	34,000円（35,700円）
				1.5Mb/s 品目のもの	１の通常契約ごとに月額	45,000円（47,250円）
				上記以外の品目のもの	１の通常契約ごとに月額	50,000円（52,500円）
			ＡＴＭ方式のもの	0.5Mb/s 品目のもの	１の通常契約ごとに月額	16,000円（16,800円）
				１Mb/s 品目のもの	１の通常契約ごとに月額	30,000円（31,500円）
				上記以外の品目のもの	１の通常契約ごとに月額	50,000円（52,500円）
			イーサネット方式のもの（IPv6タイプのものを除きます。）		１の通常契約ごとに月額	50,000円（52,500円）
		クラス１のタイプ１のコー	ＳＴＭ方式のもの		１の通常契約ごとに月額	31,000円（32,550円）
			ＡＴＭ方式のもの		１の通常契約ごとに月額	31,000円（32,550円）

				イーサネット方式のもの（IPv6タイプのものを除きます。）	１の通常契約ごとに月額	31,000円（32,550円）
			クラス１のタイプ２のもの	ＳＴＭ方式のもの	64kb/s 品目のもの	１の通常契約ごとに月額	3,000円（3,150円）
					128kb/s 品目のもの	１の通常契約ごとに月額	4,000円（4,200円）
				ＡＴＭ方式のもの	0.5Mb/s 品目のもの	１の通常契約ごとに月額	9,000円（9,450円）
					１Mb/s 品目のもの	１の通常契約ごとに月額	16,000円（16,800円）
					２Mb/s 品目のもの	１の通常契約ごとに月額	30,000円（31,500円）
					上記以外の品目のもの	１の通常契約ごとに月額	31,000円（32,550円）
				イーサネット方式のもの	10Mb/s品目のもの	１の通常契約ごとに月額	30,000円（31,500円）
					100Mb/s品目のもの	１の通常契約ごとに月額	31,000円（32,550円）
			クラス２のもの		128kb/s 品目のもの	１の通常契約ごとに月額	2,500円（2,625円）
					1.5Mb/s 品目のもの	１の通常契約ごとに月額	14,000円（14,700円）
					６Mb/s 品目のもの	１の通常契約ごとに月額	50,000円（52,500円）
上限伝送速度設定機能	この機能を利用する第３種契約者に係る第３種オープンコンピュータ通信網サービスにおいて通信可能な符号伝送速度の上限値を、その第３種契約者があらかじめ指定することができる機能						——
	備考	１　この機能は、クラス１のタイプ１のコース１のプラン２に係る第３種契約者に限り提供します。 ２　この機能において第３種契約者があらかじめ指定することができる符号伝送速度の上限値は、その品目ごとに次のとおりとします。					

品　　目	指定可能な符号伝送速度の上限値
10Mb/s（半二重）	１Mbit/sから１Mbit/sごとに４Mbit/sまで
100Mb/s	５Mbit/sから５Mbit/sごとに90Mbit/sまで
１Gb/s	100Mbit/sから50Mbit/sごとに900Mbit/sまで
10Gb/s	１Gbit/sから500Mbit/sごとに９Gbit/sまで

3　アクセス回線二重化を行う第３種契約者がこの機能を利用するときは、その通常契約及び二重化付加契約の双方において、同一の上限値を指定していただきます。

4　当社は、この機能の利用の申出又は上限値の変更の申出があったときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からその申出に係る上限値を設定します。

ただし、その申出が、現に設定されている上限値を超える上限値への変更に係るものであるときは、この限りでありません。

5　当社は、アクセス回線二重化の目的外利用については、この機能の利用に係る上限値の指定はなかったものとして取り扱います。

ＤＮＳ機能	この機能を利用する第３種契約者に係るドメイン名及びＩＰアドレスを当社のドメイン名管理装置に登録し、ドメインネームシステムによる名前解決をすることができる機能	プライマリ型	正引き登録	１ゾーンごとに月額	2,000円（2,100円）
			逆引き登録	10ゾーンごとに月額	2,000円（2,100円）
		セカンダリ型		１のドメイン名を除く 他のドメイン名について１のドメイン名ごとに月額	1,000円（1,050円）
	備考	1　「プライマリ型」とは、プライマリＤＮＳ及びセカンダリＤＮＳを利用することができるものをいいます。 2　「セカンダリ型」とは、セカンダリＤＮＳに限り利用することができるものをいいます。 3　この機能において登録することができるドメイン名、ドメイン名の文字数及びＩＰアドレスについては、当社が別に定めるところによります。			

⑷　データ通信料（着信課金通信に係るもの）

１のダイヤルアップアクセスサービス着信番号ごとに

区　　分	料　　金　　額

基本額（月額）	データ伝送サービス契約約款に規定する着信課金通信に係る通信料金の定額利用料（その通信料金の区分がデータ通信料の区分と同一のものに限ります。）と同額
加算額（１分までごとに）	データ伝送サービス契約約款に規定する着信課金通信に係る通信料金の加算額（その通信料金の区分がデータ通信料の区分と同一のものに限ります。）と同額

３－２　臨時第３種契約に関するもの

３－２－１　適用

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>(1)　利用速度の測定等</td><td>ア　第３種オープンコンピュータ通信網サービスのクラス１のタイプ１のコース１のプラン２に係る利用速度は、次表に定める最大送信速度又は最大受信速度のうち大きい方の値とし、その品目ごとに当社の機器により測定します。
<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>最大送信速度</td><td>測定対象期間において、加入者回線の終端から交換設備等への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位５％の測定値を除外した残りの測定値の最大値</td></tr>
<tr><td>最大受信速度</td><td>測定対象期間において、交換設備等から加入者回線の終端への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位５％の測定値を除外した残りの測定値の最大値</td></tr>
</table>
イ　アクセス回線二重化を行う場合においては、通常契約に係る通信と二重化付加契約に係る通信を合算し、アの規定に準じて測定した利用速度をその通常契約に係る利用速度として適用します。
ウ　アの表に規定する測定対象期間は、その契約に基づいて当社が第３種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日からその契約の解除があった日までとします。
エ　ウに規定するほか、当社は、品目の変更又はアクセス回線二重化の利用の開始若しくは廃止があった場合は、その変更等の前後で測定対象期間を分割します。この場合、変更等前の測定対象期間は、その変更等のあった日までとし、変更等後の測定対象期間は、その変更等のあった日からとします。
オ　測定対象期間が２の料金月にまたがるときは、料金月ごとに測定対象期間があるものとみなしてア又はイの規定に基づいて測定した利用速度のうち大きい方の値を、その測定対象期間における利用速度とします。
カ　当社は、利用速度に１Mbit/s未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
　ただし、小数第１位が０の場合は、その端数を切り捨てます。</td></tr>
<tr><td>(2)　その他の適用</td><td>第３種オープンコンピュータ通信網サービス区域の設定、品目及び細目に係る料金の適用、定額利用料の適用、プラン２の基本額の適用、アクセス回線料の適用、復旧等に伴い一時的に当社が回線収容部を変更した場合又は特定協定事業者が専用サービス取扱所を変更した場合のアクセス回線料の適用並びに当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い（いずれもＡＴＭ方式のものに係る適用を除きます。）については、臨時第３種契約以外の契約に関するものの場合に準ずるものとします。</td></tr>
</table>

３－２－２　料金額

定額利用料、電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額

日額

区　　分	料　　金　　額
⑴　⑵以外のもの	その第３種オープンコンピュータ通信網サービスを臨時第３種契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の１
⑵　アクセス回線共用に係るアクセス回線料	その第３種オープンコンピュータ通信網サービスを臨時第３種契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額と同額
備考　ＳＴＭ方式のもの（加入者共用回線に係るものに限ります。）、ＡＴＭ方式のもの及びイーサネット方式のもの（クラス１のタイプ２のものに限ります。）については、臨時契約は締結しません。	

４　第４種契約に係るもの

４－１　適用

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>⑴　細目に係る料金の適用</td><td>ア　当社は、料金額を適用するにあたって、次のとおり通信の態様による細目を定めます。
（ア）　アクセス回線による区別
<table><tr><th>区　別</th><th>内　　容</th></tr><tr><td>タイプ１</td><td>ダイヤルアップ回線等からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの</td></tr><tr><td>タイプ２</td><td>利用回線を使用して通信を行うことができるもの</td></tr><tr><td>タイプ３</td><td>ＤＳＬ回線を使用して通信を行うことができるもの</td></tr><tr><td>タイプ４</td><td>光アクセス回線を使用して通信を行うことができるもの</td></tr><tr><td>タイプ５</td><td>当社が別に定める当社の海外現地法人等又は他事業者等（以下「他事業者」といいます。）の電気通信設備を使用して通信を行うことができるもの</td></tr></table>備考
１　第４種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点又はＮＳＰＩＸＰとの接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。
２　カテゴリー１については、タイプ２からタイプ４に限り提供します。
３　カテゴリー２については、タイプ１からタイプ５の全てのタイプに提供します。
４　第４種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信は、当社が別に定めるところに従って利用者識別符号を含む情報を送信することにより行うことができます。
ただし、次の場合は、この限りでありません。
⑴　利用者識別符号を含む情報の全部又は一部を第４種契約者があらかじめ指定する電気通信設備に送信することができないとき。
⑵　利用者識別符号を含む情報の全部又は一部について、第４種契約者の電気通信設備においてその第４種契約者が指定する者のものでないことを識別したとき。
⑶　（オ）（同時セッション可能数による区別）に規定する同時セッション可能数を超える通信となるとき。
５　１の利用者識別符号により同時に通信を行うことが</td></tr>
</table>

できる数は１とします。

６　タイプ２については、別記13の２の⑹のアに定める契約に係る利用回線を使用して提供するものとし、その利用回線に係る符号伝送速度の上限については、その利用回線に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

（イ）　アクセス回線の細目による区別

Ａ　タイプ１に係るもの

区　別	内　　容
コース１	コース２からコース11以外のもの
コース２	別記１の２の⑹に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するＰＨＳサービス（当社が別に定めるものに限ります。）に係るダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの （注）本欄に規定する当社が別に定めるＰＨＳサービスは、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する＠ＦｒｅｅＤに係るものとします。
コース３	別記１の２の⑹に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するＰＨＳサービス（当社が別に定めるものに限ります。）に係るダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの （注）本欄に規定する当社が別に定めるＰＨＳサービスは、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するＰ－ｐ＠ｃに係るものとします。
コース４	別記１の２の⑸に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するウィルコム通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）に係るダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの （注）本欄に規定する当社が別に定めるウィルコム通信サービスは、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するパケット交換型又は複合型に係るものとします。
コース５	別記１の２の⑹に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する携帯自動車電話サービス（当社が別に定めるものに限ります。）に係るダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの （注）本欄に規定する当社が別に定める携帯自動車電話サービスは、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する専用回線等接続契約に基づく専用回線等への通信に係るものとします。
コース６	別記１の２の⑹に定める特定協定事業者の契約

	約款及び料金表に規定するパケット通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）に係るダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの （注）本欄に規定する当社が別に定めるパケット通信サービスは、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するＤｏＰａサービスに係るものとします。
コース７	別記１の２⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する無線通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）に係るダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの （注）本欄に規定する当社が別に定める無線通信サービスは、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するMフレッツメイト又はフレッツスポットに係るものとします。
コース８	データ利用回線から当社が別に定めるアクセスポイント（コース10に係るものに限ります。）に接続して通信を行うことができるものであって当社がﾃﾞｰﾀ利用回線に係る特定協定事業者の提供区間と当社の提供区間とを合わせて当社が第４種契約に係る利用料を設定するもの（特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその特定協定事業者が定める料金を除きます。）
コース９	データ利用回線（加入電話等契約に係るものに限ります。）からＩＰ通信網（コース11に係るものに限ります。）に接続して通信を行うことができるものであって、当社の提供区間と特定協定事業者（別記１の２の⑴に規定する特定協定事業者に限ります。）の提供区間とを合わせて当社がその第４種契約に係る利用料を設定するもの
コース10	データ利用回線から当社が別に定めるアクセスポイント（コース８に係るものに限ります。）に接続する通信の着信を行うことができるもの
コース11	データ利用回線（コース９の加入電話等契約に係るものに限ります。）からＩＰ通信網（コース11に係るものに限ります。）に接続する通信の着信を行うことができるもの

Ｂ　タイプ３に係るもの

区　別	内　　容
コース１	そのＤＳＬ回線が別記13の２の⑶のアに定める契約に係るもの
コース２	そのＤＳＬ回線が別記13の２の⑶の２に定める契約に係るもの

コース３	そのＤＳＬ回線が別記13の２の(3)のイに定める契約に係るもの

備考

１　タイプ３のコース１及びコース２に係る符号伝送速度の上限については、この表に定めるところによるほか、そのＤＳＬ回線に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

２　コース２は、カテゴリー１に限り提供します。

Ｃ　タイプ４に係るもの

区　別	内　　容
コース１	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記１の２の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－１（100Mb/s品目のプラン３又は46Mb/s品目のものに限ります。）又はメニュー５－２（100Mb/s品目のカテゴリー１のものに限ります。）に係るもの
コース１の２	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記１の２の(1)に定める特定協定事業者（西日本電信電話株式会社に限ります。）の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－１（100Mb/s品目のプラン４のものに限ります。）又はメニュー５の２（100Mb/s品目のカテゴリー２のものに限ります。）に係るもの
コース２	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記１の２の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－１（100Mb/s品目のプラン２のものに限ります。）に係るもの
コース３	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記１の２の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－１（100Mb/s品目のプラン１のものに限ります。）に係るもの

備考

１　タイプ４に係る符号伝送速度の上限については、この表に定めるところによるほか、その光アクセス回線に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

２　コース３は、カテゴリー１に限り提供します。

（ウ）　ＩＰアドレス数による区別

区　別	内　　容
プラン１	その第４種契約に係るＩＰアドレスの数が、１個のもの

プラン２	その第４種契約に係るＩＰアドレスの数が、８個のもの
プラン３	その第４種契約に係るＩＰアドレスの数が、16個のもの
プラン４	その第４種契約に係るＩＰアドレスの数が、32個までのもの
プラン５	その第４種契約に係るＩＰアドレスの数が、64個までのもの

備考　ＩＰアドレス数による区別は、カテゴリー１であって、アクセス回線による区別がタイプ２からタイプ４のものに限り適用します。この場合、アクセス回線による区別及びアクセス回線の細目等による区別ごとに提供するプランは、次表のとおりとします。

区　　別		提供するプラン
タイプ２		プラン１及びプラン２
タイプ３	コース１	プラン１からプラン３
	コース２	プラン１からプラン３
	コース３	プラン１
タイプ４	コース１	プラン１及びプラン２
	コース１の２	プラン１及びプラン２
	コース２	プラン１からプラン３
	コース３	プラン１からプラン５

（エ）　料金の適用方法による区別

区　別	内　　容
パターンＡ	当社が測定した接続通信時間に基づいて算定した利用料の支払いを要するものであってパターンＤ以外のもの
パターンＢ	当社が測定した接続利用者識別符号数に基づいて算定した利用料の支払いを要するもの
パターンＣ	(オ)に規定する同時セッション可能数のみに基づいて利用料を適用するもの
パターンＤ	当社が測定した接続通信時間（タイプ１のコース８、コース９、コース11及びタイプ５に係るものに限ります。)に基づいて算定した利用料の支払いを要するもの

	備考 １　タイプ１のコース１については、パターンＡに限り提供します。 ２　タイプ１のコース２からコース７については、パターンＣに限り提供します。 ３　タイプ１のコース８及びコース11、タイプ５については、パターンＤに限り提供します。 ４　タイプ１のコース10については、パターンＡ、パターンＢ又はパターンＣを提供します。 ５　タイプ２（カテゴリー１のプラン１及びカテゴリー２に限ります。）、タイプ３（カテゴリー１のコース１又はコース２のプラン１若しくはカテゴリー２のコース１に限ります。）及びタイプ４（カテゴリー１のプラン１、プラン１の２及びカテゴリー２に限ります。）については、パターンＢに限り提供します。 （オ）　同時セッション可能数による区別 Ａ　第４種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ１のパターンＡには、同時セッション可能数（第４種契約者が指定する者が同時にダイヤルアップ回線又はデータ利用回線からアクセスポイントに接続して行うことができる通信の数をいいます。以下同じとします。）による区別があります。 Ｂ　上記の区別は、同時セッション可能数の単位（タイプ１のコース１及びコース10については100の倍数とし、それ以外のものについては１の倍数とします。）ごとに１の区別とします。 イ　品目 タイプ３のコース３のもの 品　目 ／ 内　容 ３Mb/s ／ ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大3.027Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの 12Mb/s ／ ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大12.512Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの 26Mb/s ／ ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大26.080Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの 50Mb/s ／ ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大50.560Mbit/sまで、他の伝送方向については最大12.288Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの ウ　通信の態様による細目の変更は、(オ)に定める同時セッション可能数による区別の変更(同時セッション可能数の変更)に限り行うことができます。この場合、その変更日は、料金月の初日とします。
⑵　パターンＡの	第４種オープンコンピュータ通信網サービスのパターンＡの利

<table>
<tr><td>利用料の適用</td><td>用料は、接続通信時間の料金月単位での累計時間が同時セッション可能数に200分を乗じて得た時間（以下「基本額適用時間」といいます。）までの場合（累計時間が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、基本額適用時間を超える場合は、基本額適用時間を超える１分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</td></tr>
<tr><td>(3)　パターンＢの利用料の適用</td><td>第４種オープンコンピュータ通信網サービスのパターンＢの利用料は、接続利用者識別符号数の料金月単位での累計数が次表に定める基本額適用数までの場合（累計数が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、基本額適用数を超える場合は、基本額適用数を超える１ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
　ただし、カテゴリー２のコース１及びコース１の２の基本額適用数については、それぞれの接続利用者識別符号数を合算して適用します。
ア　カテゴリー１のもの（プラン１のものに限ります。）
<table>
<tr><th colspan="2">区　別</th><th>基　本　額　適　用　数</th></tr>
<tr><td colspan="2">タイプ２</td><td>20</td></tr>
<tr><td rowspan="2">タイプ３</td><td>コース１</td><td>20</td></tr>
<tr><td>コース２</td><td>5</td></tr>
<tr><td rowspan="4">タイプ４</td><td>コース１</td><td>20</td></tr>
<tr><td>コース１の２</td><td>20</td></tr>
<tr><td>コース２</td><td>5</td></tr>
<tr><td>コース３</td><td>2</td></tr>
</table>
イ　カテゴリー２のもの
<table>
<tr><th>区　別</th><th>基　本　額　適　用　数</th></tr>
<tr><td>タイプ１（コース10のもの）</td><td>300</td></tr>
<tr><td>タイプ２</td><td>300</td></tr>
<tr><td>タイプ３（コース１のもの）</td><td>200</td></tr>
<tr><td>タイプ４（コース１、コース１の２及びコース２のもの）</td><td>100</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>⑷　パターンＣの利用料の適用</td><td>第４種オープンコンピュータ通信網サービスのパターンＣの利用料は、同時セッション可能数の料金月単位での累計数が次表に定める基本額適用数までの場合（累計数が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、基本額適用数を超える場合は、基本額適用数を超える１ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。ただし、専用番号を使用する場合には基本額にその専用番号の数に加算額を乗じて得た額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
<table>
<tr><th colspan="2">区　別</th><th>基　本　額　適　用　数</th></tr>
<tr><td rowspan="7">タイプ１</td><td>コース２</td><td>1</td></tr>
<tr><td>コース３</td><td>1</td></tr>
<tr><td>コース４</td><td>1</td></tr>
<tr><td>コース５</td><td>1</td></tr>
<tr><td>コース６</td><td>1</td></tr>
<tr><td>コース７</td><td>1</td></tr>
<tr><td>コース10</td><td>20</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>⑸　パターンＤの利用料の適用</td><td>ア　利用者識別共通符号による接続通信時間の料金月単位での累計時間（以下「基本額適用時間」といいます。）が以下に規定する基本額適用時間までの場合は基本額のみを適用し、基本額適用時間を超える１分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
<table>
<tr><th>区　別</th><th>基　本　額　適　用　時　間</th></tr>
<tr><td>タイプ１（コース11のもの）</td><td>15,000分</td></tr>
<tr><td>タイプ５</td><td>1,200分</td></tr>
</table>
イ　接続通信時間の料金月単位での累計時間に対して４－２－１⑵ア(エ)②に規定する分数までごとにデータ通信料を計算し、その額を適用します。（カテゴリー２のタイプ１のコース８のもの）</td></tr>
<tr><td>⑹　最低利用期間内に契約の解除等があった場合</td><td>ア　第４種契約者（タイプ１のコース８及びコース９に係る契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）は、最低利用期間内に第４種契約の解除があった場合は、第83条（利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、その第４種契約の解除のあった日を含む料金月の翌料金月から最低利用期間が満了する日を含む料月までの料金月数に対応する解除前の基本額に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</td></tr>
</table>

	イ　第４種契約者は、最低利用期間内に第４種オープンコンピュータ通信網サービスの通信又は保守の態様による細目の変更があった場合は、その変更について変更前の基本額から変更後の基本額を控除し、残額があるときは、その残額にその変更のあった日を含む料金月から最低利用期間が満了する日を含む料金月までの料金月数を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。
(7)　接続通信時間の測定等	ア　接続通信時間は、当社が信号（当社の電気通信設備から送信された利用者識別符号を含む情報の全部又は一部が第４種契約者が指定する者のものであることを識別した信号をいいます。）を受信した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、又は第77条（通信利用の制限等）第３項の規定により、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。 イ　当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った場合（第77条第３項の規定による場合を除きます。）は、４－２（利用料）に規定する分数に満たない端数の接続時間は、前項の接続通信時間には含みません。
(8)　接続利用者識別符号数の測定等	ア　接続利用者識別符号数は、料金月単位で当社の機器により測定します。 イ　１の料金月において同一の利用者識別符号による通信の数が複数であった場合は、その数を１として測定します。
(9)　当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料は次の通りとします。 ア　過去１年間の実績を把握することができる場合 　機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における１日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 イ　ア以外の場合 　把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した１日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 （注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として次のとおりとします。 (1)　過去２か月以上の実績を把握することができる場合 　機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における１日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 (2)　過去２か月間の実績を把握することができない場合 　機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における１日平均の利用料又は故障等の回復後の７日間における１日平均の利用料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

⑽　昼間及び夜間の料金額の適用	タイプ１のコース８に係る「昼間」及び「夜間」とは、次の時間帯をいいます。 区　分 / 時　間　帯 昼間 / 午前８時から午後11時までの間 夜間 / 午後11時から午前８時までの間

４－２　料金額

４－２－１　利用料

⑴　カテゴリー１のもの

ア　タイプ２のもの

１の第４種契約者識別番号ごとに（月額）

区　分			料　金　額
プラン１のもの	基本額（月額）		78,000円 （81,900円）
	加算額（接続利用者識別符号数１ごとに）	接続利用者識別符号数が20を超えて100までの部分	3,900円 （4,095円）
		接続利用者識別符号数が100を超える部分	3,800円 （3,990円）
プラン２のもの	１の第４種契約者識別番号ごとに（月額）		5,400円 （5,670円）

イ　タイプ３のもの

（ア）　コース１のもの

１の第４種契約者識別番号ごとに（月額）

区　分			料　金　額
プラン１のもの	基本額（月額）		104,000円 （109,200円）
	加算額（接続利用者識別符号数１ごとに）	接続利用者識別符号数が20を超えて100までの部分	5,200円 （5,460円）
		接続利用者識別符号数が100を超える部分	5,100円 （5,355円）
プラン２のもの	１の第４種契約者識別番号ごとに（月額）		9,400円 （9,870円）
プラン３のもの	１の第４種契約者識別番号ごとに（月額）		18,000円 （18,900円）

（イ）　コース２のもの

１の第４種契約者識別番号ごとに（月額）

区分			料金額
プラン１のもの	基本額（月額）		35,000円 （36,750円）
	加算額（接続利用者識別符号数１ごとに）	接続利用者識別符号数が５を超えて100までの部分	7,000円 （7,350円）
		接続利用者識別符号数が100を超える部分	6,900円 （7,245円）
プラン２のもの	１の第４種契約者識別番号ごとに（月額）		11,000円 （11,550円）
プラン３のもの	１の第４種契約者識別番号ごとに（月額）		23,000円 （24,150円）

（ウ） コース３のもの

１の第４種契約者識別番号ごとに（月額）

区分		料金額
12Mb/sのもの	電話重畳のもの	7,500円（7,875円）
	電話非重畳のもの	8,800円（9,240円）
26Mb/sのもの	電話重畳のもの	7,700円（8,085円）
	電話非重畳のもの	9,000円（9,450円）

ウ タイプ４のもの

（ア） コース１のもの

１の第４種契約者識別番号ごとに（月額）

区分			料金額
プラン１のもの	基本額（月額）		156,000円 （163,800円）
	加算額（接続利用者識別符号数１ごとに）	接続利用者識別符号数が20を超えて100までの部分	7,800円 （8,190円）
		接続利用者識別符号数が100を超える部分	7,700円 （8,085円）
プラン２のもの	１の第４種契約者識別番号ごとに（月額）		15,000円 （15,750円）

（イ）コース１の２のもの

１の第４種契約者識別番号ごとに（月額）

区分		料金額
プラン１のもの	基本額（月額）	156,000円 （163,800円）

	加算額（接続利用者識別符号数１ごとに）	接続利用者識別符号数が20を超えて100までの部分	7,800円 （8,190円）
		接続利用者識別符号数が100を超える部分	7,700円 （8,085円）
プラン２のもの	１の第４種契約者識別番号ごとに（月額）		15,000円 （15,750円）

（ウ）　コース２のもの

１の第４種契約者識別番号ごとに（月額）

区分			料金額
プラン１のもの	基本額（月額）		105,000円 （110,250円）
	加算額（接続利用者識別符号数１ごとに）	接続利用者識別符号数が５を超えて50までの部分	21,000円 （22,050円）
		接続利用者識別符号数が50を超える部分	20,000円 （21,000円）
プラン２のもの	１の第４種契約者識別番号ごとに（月額）		27,000円 （28,350円）
プラン３のもの	１の第４種契約者識別番号ごとに（月額）		44,000円 （46,200円）

（エ）　コース３のもの

１の第４種契約者識別番号ごとに（月額）

区分			料金額
プラン１のもの	基本額（月額）		120,000円 （126,000円）
	加算額（接続利用者識別符号数１ごとに）	接続利用者識別符号数が２を超えて10までの部分	60,000円 （63,000円）
		接続利用者識別符号数が10を超える部分	59,000円 （61,950円）
プラン２のもの	１の第４種契約者識別番号ごとに（月額）		85,000円 （89,250円）
プラン３のもの	１の第４種契約者識別番号ごとに（月額）		101,000円 （106,050円）
プラン４のもの	１の第４種契約者識別番号ごとに（月額）		128,000円 （134,400円）
プラン５のもの	１の第４種契約者識別番号ごとに（月額）		152,000円 （159,600円）

⑵　カテゴリー２のもの

ア　タイプ１のもの
（ア）　パターンＡのもの

区	分		料　　金　　額
コース１	基本額	１の第４種契約者識別番号ごとに（月額）	同時セッション可能数に800円（840円）を乗じて得た額
	加算額	接続通信時間１分までごとに	４円（4.2円）
コース10	基本額	１の第４種契約者識別番号ごとに（月額）	同時セッション可能数に800円（840円）を乗じて得た額
	加算額	接続通信時間１分までごとに	４円（4.2円）

（イ）　パターンＢのもの（コース10のもの）
１の第４種契約者識別番号ごとに（月額）

区	分	料　　金　　額
基本額（月額）		390,000円（409,500円）
加算額（接続利用者識別符号数１ごとに）	接続利用者識別符号数が300を超えて5,000までの部分	1,300円（1,365円）
	接続利用者識別符号数が5,000を超える部分	1,200円（1,260円）

（ウ）　パターンＣのもの

区	分		料　　金　　額
コース２	基本額		7,000円（7,350円）
	加算額	１セッションごとに（月額）	7,000円（7,350円）
		１の専用番号利用ごとに（月額）	10,000円（10,500円）
コース３	基本額		8,000円（8,400円）
	加算額	１セッションごとに（月額）	8,000円（8,400円）
		１の専用番号利用ごとに（月額）	10,000円（10,500円）
コース４	基本額		7,500円（7,875円）
	加算額	１セッションごとに（月額）	7,500円（7,875円）
コース５	基本額		7,500円（7,875円）
	加算額	１セッションごとに（月額）	7,500円（7,875円）
コース６	基本額		7,500円（7,875円）
	加算額	１セッションごとに（月額）	7,500円（7,875円）
コース７	基本額		7,500円（7,875円）

	加算額	１セッションごとに（月額）	7,500円（7,875円）
コース10	基本額		160,000円（168,000円）
	加算額	１セッションごとに（月額）	8,000円（8,400円）

(エ)　パターンＤのもの

①　タイプ１のコース11のもの

１の第４種契約者識別番号ごとに（月額）

区　　分		料　　金　　額
基本額		100,000円（105,000円）
加算額	接続通信時間が15,000分を超える部分１分までごとに	７円（7.35円）

②　タイプ１のコース８のもの

１の第４種契約者識別番号ごとに（月額）

区　　分		料　　金　　額
昼間	１の通信につき接続通信時間３分までごとに	8.5円（8.925円）
夜間	１の通信につき接続通信時間４分までごとに	8.5円（8.925円）

イ　タイプ２のもの（パターンＢのもの）

１の第４種契約者識別番号ごとに（月額）

区　　分		料　　金　　額
基本額（月額）		390,000円（409,500円）
加算額（接続利用者識別符号数１ごとに）	接続利用者識別符号数が300を超えて1,000までの部分	1,300円（1,365円）
	接続利用者識別符号数が1,000を超える部分	1,250円（1,313円）

ウ　タイプ３のもの

(ア)　コース１のもの（パターンＢのもの）

１の第４種契約者識別番号ごとに（月額）

区　　分		料　　金　　額
基本額（月額）		300,000円（315,000円）
加算額（接続利用者識別符号数１ごとに）	接続利用者識別符号数が200を超えて1,000までの部分	1,500円（1,575円）
	接続利用者識別符号数が1,000を超える部分	1,400円（1,470円）

（イ）　コース３のもの

１の第４種契約者識別番号ごとに（月額）

区　　分		料　　金　　額
３Mb/sのもの	電話重畳のもの	1,800円（1,890円）
	電話非重畳のもの	3,200円（3,360円）
12Mb/sのもの	電話重畳のもの	2,700円（2,835円）
	電話非重畳のもの	4,200円（4,410円）
26Mb/sのもの	電話重畳のもの	2,700円（2,835円）
	電話非重畳のもの	4,200円（4,410円）
50Mb/sのもの	電話重畳のもの	2,700円（2,835円）
	電話非重畳のもの	4,200円（4,410円）

エ　タイプ４のもの

（ア）　コース１及びコース１の２のもの（パターンＢのもの）

１の第４種契約者識別番号ごとに（月額）

区　　分		料　　金　　額
基本額（月額）		210,000円（220,500円）
加算額（接続利用者識別符号数１ごとに）	接続利用者識別符号数が100を超えて1,000までの部分	2,100円（2,205円）
	接続利用者識別符号数が1,000を超える部分	2,000円（2,100円）

（イ）　コース２のもの（パターンＢのもの）

１の第４種契約者識別番号ごとに（月額）

区　　分		料　　金　　額
基本額（月額）		600,000円（630,000円）
加算額（接続利用者識別符号数１ごとに）	接続利用者識別符号数が100を超えて500までの部分	6,000円（6,300円）
	接続利用者識別符号数が500を超える部分	5,800円（6,090円）

オ　タイプ５のもの（パターンＤのもの）

（ア）　イ以外のもの

１の第４種契約者識別番号ごとに（月額）

区　　分	料　　金　　額
基本額（月額）	20,000円 （21,000円）

加算額	接続通信時間が1,200分を超える部分１分までごとに	15円 （15.75円）

（イ）　当社が別に定める当社の海外現地法人等のもの
１の第４種契約者識別番号ごとに（月額）

区　　分		料　金　額
基本額（月額）		10,000円 （10,500円）
加算額	接続通信時間が1,200分を超える部分１分までごとに	８円 （8.4円）

５　第５種契約に係るもの

５－１　適用

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>(1)　品目に係る料金の適用</td><td>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。
<table>
<tr><th colspan="3">品　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td rowspan="8">イーサネット</td><td rowspan="6">対称型</td><td>0.5Mb/s、1Mb/sから１Mb/sごとに９Mb/sまでの品目</td><td>料金表別表２に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>10Mb/s　(10BASE-T)</td><td>最大10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>10Mb/s　(100BASE-TX)</td><td>10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>11Mb/sから１Mb/sごとに35Mb/sまで及び40Mb/sから５Mb/sごとに 100Mb/sまでの品目</td><td>料金表別表２に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>１Gb /s</td><td>１Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>10Gb /s</td><td>10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td rowspan="3">非対称型</td><td>１Mb /s</td><td>契約者回線の終端から交換設備等への伝送方向に係る通信（以下(1)欄において「送信」といいます。）においては１Mbit/sまで、他の伝送方向に係る通信（以下(1)欄において「受信」といいます。）においては250kbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>２Mb /s</td><td>送信においては２Mbit/sまで、受信においては500kbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>３Mb /s</td><td>送信においては３Mbit/sまで、受信においては750kbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

			４Mb /s	送信においては４Mbit/sまで、受信においては１Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
			５Mb /s	送信においては５Mbit/sまで、受信においては1.25Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
			10Mb/s（10BASE-T）	送信においては最大10Mbit/sまで、受信においては2.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
			10Mb/s（100BASE-TX）	送信においては10Mbit/sまで、受信においては2.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
			20Mb/s	送信においては20Mbit/sまで、受信においては５Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
			30Mb/s	送信においては30Mbit/sまで、受信においては7.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
			40Mb/s	送信においては40Mbit/sまで、受信においては10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
			50Mb/s	送信においては50Mbit/sまで、受信においては12.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
			100Mb/s（半二重）	送信においては最大100Mbit/sまで、受信においては25Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
			100Mb/s（全二重）	送信においては100Mbit/sまで、受信においては25Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
			１Gb/ s	送信においては１Gbit/sまで、受信においては250Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
			10Gb/ s	送信においては10Gbit/sまで、受信においては2.5Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
		ＳＴＭ方式のもの	64kb/s	64kbit/sまでの符号伝送が可能なもの
			128kb/s	128kbit/sまでの符号伝送が可能なもの
			192kb/s	192kbit/sまでの符号伝送が可能なもの

	256kb/s	256kbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	384kb/s	384kbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	512kb/s	512kbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	768kb/s	768kbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	１Mb/s	1.152Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	1.5Mb/s	1.536Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	３Mb/s	3.072Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	4.5Mb/s	4.608Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	６Mb/s	6.144Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
ＡＴＭ方式のもの	0.5Mb/s及び１Mb /sから１Mb/sごとに135Mb/ sまでの品目	料金表別表１に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの

備考

１　第５種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点又はＮＳＰＩＸＰとの接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

２　この備考の１に規定するほか、第５種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信について、５－２－２（付加機能利用料）又は当社が別に定める当社の契約約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによる通信を行うことができます。

	３　イーサネット方式のものは、その終端におけるインタフェースがイーサネット対応の契約者回線を設置して提供するものをいいます。この場合、対称型の0.5Mb/sから４Mb/sまで及び10Mb/s（10BASE-T）の品目並びに非対称型の１Mb/sから10Mb/s（10BASE-T）までの品目については10BASE-T、対称型及び非対称型の１Gb/s品目については1000BASE-SX、対称型及び非対称型の10Gb/ s品目については10GBASE-LR、それ以外の品目については100BASE-TXのインタフェースにより提供します。 ４　アクセス回線二重化を行う場合の通常契約及び二重化付加契約における品目等に係る条件については、次のとおりとします。 ⑴　第５種オープンコンピュータ通信網サービスの品目は、次のとおりとします。 ただし、この適用の表の⑵欄に規定するプラン２の場合の品目については、通常契約と二重化付加契約とで同一とします。 ア　ＳＴＭ方式のもの、ＡＴＭ方式のもの及びイーサネット方式のものの区分は、通常契約と二重化付加契約とで同一とします。 イ　イーサネット方式のものにおける対称型と非対称型の区分は、通常契約と二重化付加契約とで同一とします。 ウ　二重化付加契約の品目に係る符号伝送速度は、通常契約の品目に係る符号伝送速度以下とします。 ⑵　第５種オープンコンピュータ通信網サービスの通信又は保守の態様による細目（この適用の表の⑵欄に規定する１芯式と２芯式の区別を除きます。）は、通常契約と二重化付加契約とで同一とします。 （注）この備考の２に規定する当社が別に定める当社の契約約款は、ＩＰ伝送サービス契約約款とします。
⑵　細目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信の態様による細目を定めます。 ア　交換設備等による区別 区　別 / 内　容 タイプ１ / 当社が別に指定するＩＰ通信網サービス取扱所の交換設備に契約者回線を収容して提供するもの タイプ２ / タイプ１以外のもの 備考 １　タイプ１については、イーサネット方式のもの及びＡＴＭ方式のものに限り提供します。この場合、ＡＴＭ方式のものの品目は、0.5Mb/s、１Mb/sから１Mb/sごとに35Mb/sまで及び40Mb/sから５Mb/sごとに100Mb/sまでとします。

２　タイプ２のイーサネット方式のものについては、次に掲げる品目に限り提供します。

(1)　対称型

１Mb/sから１Mb/sごとに９Mb/sまで、10Mb/s（10BASE-T)、10Mb/s(100BASE-TX)及び20Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまで、１Gb/s又は10Gb/sの品目

(2)　非対称型

100Mb/s（半二重）を除く品目

３　当社は、タイプ２のイーサネット方式のものに係る契約者回線の終端の場所に当社のインタフェースケーブルを設置します。

イ　ＩＰアドレス数による区別

区　別	内　　容
コース１	コース２以外のもの
コース２	その第５種契約に係るＩＰアドレスについて、当社が別に定める数を超えてその第５種オープンコンピュータ通信網サービスを利用することができないもの

備考

１　コース２については、交換設備等による区別がタイプ２のものであって、ＳＴＭ方式のもの（1.5Mb/s及び６Mb/sの品目に限ります。）及びＡＴＭ方式のもの（３Mb/sから10Mb/sまでの品目に限ります。）に限り提供します。

２　アクセス回線二重化を行うコース２におけるＩＰアドレス数の制限については、２の契約（通常契約及び二重化付加契約）を１の契約とみなして適用します。

ウ　料金の適用方法による区別

区　別	内　　容
プラン１	プラン２以外のもの
プラン２	当社が測定した利用速度に基づいて算定した定額利用料の支払いを要するもの

備考 1　料金の適用方法による区別は、ＩＰアドレス数による区別がコース１のものに限り適用します。 2　プラン１については、イーサネット方式のものであって、対称型の10Mb/s（10BASE-T）、1Gb/s及び10Gb/sの品目並びに非対称型の１Gb/s及び10Gb/sの品目については、提供しません。 3　プラン２については、イーサネット方式のものであって、対称型の10Mb/s（10BASE-T）、100Mb/s、１Gb/s及び10Gb/sの品目並びに非対称型の10Mb/s（10BASE-T）、100Mb/s（全二重）、１Gb/s及び10Gb/sの品目に限り提供します。 4　アクセス回線二重化は、プラン２に限り提供します。

エ　通信プロトコルによる区別

区　別	内　　容
IPv4タイプ	その第5種契約にかかる通信のプロトコルにIPv4プロトコルを利用するもの
IPv6タイプ	その第5種契約にかかる通信のプロトコルにIPv6プロトコル及びIPv4プロトコルを利用するもの
備考 1　通信プロトコルによる区別は、品質による区別がコース１のものであってイーサネット方式のものに限り適用します。 2　IPv6プロトコルに係るIPアドレスの付与等については当社が別に定めるところによります。	

オ　１芯式と２芯式の区別

区　別	内　　容
１芯式	契約者回線が１芯のもの
２芯式	契約者回線が２芯のもの
備考 1　１芯式と２芯式の区別は、交換設備等による区別がタイプ２のものであって、ＡＴＭ方式のものに限り適用します。 2　当社は、45Mb/sから135Mb/sまでの品目にあっては２芯式、その他の品目にあっては１芯式又は２芯式のものを提供します。 ただし、１芯式において、その回線終端装置の端末側インタフェースごとに接続可能な第５種オープンコンピュータ通信網サービスの品目は、当社が別に定めるところによります。 3　当社は、１芯式の契約者回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。	

（注）この備考の２に規定する当社が別に定める接続可能な第５種オープンコンピュータ通信網サービスの品目は、回線終端装置の端末側インタフェースごとに、次のとおりとします。

端末側インタフェース	品　　目
メタリックケーブル	0.5Mb/s及び１Mb/sから１Mb/sごとに24Mb/sまでの品目
同軸ケーブル	0.5Mb/s及び１Mb/sから１Mb/sごとに40Mb/sまでの品目
光ケーブル	0.5Mb/s及び１Mb/sから１Mb/sごとに44Mb/sまでの品目

(3)　タイプ２の定額利用料の適用

ア　当社は、第５種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ２（イーサネット方式のものに限ります。）の定額利用料を適用するため、当該第５種オープンコンピュータ通信網サービスを提供するＩＰ通信網サービス取扱所について、当社が別に定めるところによりその区分を定めます

イ　アに規定する区分は、第１群、第２群及び第３群とし、定額利用料は、その契約者回線に係るＩＰ通信網サービス取扱所の区分に基づき適用します。

ウ　第５種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ２（１芯式のものに限ります。）の定額利用料については、５－２－１（定額利用料）に規定する定額利用料の額に１契約ごとに2,000円（2,100円）（月額）を加算して適用します。

(4)　プラン２の定額利用料の適用

ア　第５種オープンコンピュータ通信網サービスのプラン２の定額利用料は、その品目ごとに利用速度が次の(ア)又は(イ)の表に定める基本料適用速度までの場合（利用速度が０の場合を含みます。）は基本料のみを適用し、利用速度が基本料適用速度を超える場合は基本料とその利用速度に対応する加算料を合算して適用します。

（ア）（イ）以外の場合

品　目		基本料適用速度
対称型	10Mb/s(10BASE-T)（全二重／半二重）	１Mbit/s
	100Mb/s（全二重）	５Mbit/s
	１Gb/s（全二重）	100Mbit/s
	10Gb/s（全二重）	１Gbit/s
非対称型	10Mb/s(10BASE-T)（全二重／半二重）	１Mbit/s
	100Mb/s（全二重）	10Mbit/s
	１Gb/s（全二重）	100Mbit/s

	10Gb/s（全二重）	１Gbit/s

（イ） アクセス回線二重化を行う場合

品　目		基本料適用速度
対称型	10Mb/s(10BASE-T)（全二重／半二重）	２Mbit/s
	100Mb/s（全二重）	10Mbit/s
	１Gb/s（全二重）	200Mbit/s
	10Gb/s（全二重）	２Gbit/s
非対称型	10Mb/s(10BASE-T)（全二重／半二重）	２Mbit/s
	100Mb/s（全二重）	20Mbit/s
	１Gb/s（全二重）	200Mbit/s
	10Gb/s（全二重）	２Gbit/s

イ　アの規定にかかわらず、二重化付加契約（プラン２に係るものに限ります。）については、定額利用料を適用しません。

(5) アクセス回線二重化を行う場合の加算料の特例

アクセス回線二重化（プラン２に係るものに限ります。）を行う場合において、アクセス回線二重化の目的外利用により利用速度がその通常契約の品目に係る符号伝送速度を超えたときは、次表に規定する額を加算料に加算して適用します。

品　目		料金額（１契約ごとに月額）
対称型	10Mb/s（10BASE-T）（全二重／半二重）	超過速度１Mbit/sごとに240,000円（252,000円）を加えた額
	100Mb/s（全二重）	超過速度５Mbit/sごとに1,200,000円（1,260,000円）を加えた額
	１Gb/s（全二重）	超過速度5Mbit/sごとに640,000円（672,000円）を加えた額
	10Gb/s（全二重）	超過速度50Mbit/sごとに4,000,000円（4,200,000円）を加えた額
非対称型	10Mb/s（10BASE-T）（全二重／半二重）	超過速度１Mbit/sごとに180,000円（189,000円）を加えた額
	100Mb/s（全二重）	超過速度５Mbit/sごとに320,000円（336,000円）を加えた額
	１Gb/s（全二重）	超過速度5Mbit/sごとに300,000円（315,000円）を加えた額
	10Gb/s（全二重）	超過速度50Mbit/sごとに2,000,000円（2,100,000円）を加えた額

⑹　利用速度の測定等	ア　第５種オープンコンピュータ通信網サービスのプラン２に係る利用速度は、次の(ア)又は(イ)の表に定める最大送信速度又は最大受信速度のうち大きい方の値とし、その品目ごとに当社の機器により測定します。 （ア）　対称型の品目の場合

区　分	内　　容
最大送信速度	測定対象期間において、契約者回線の終端から交換設備への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位５％の測定値を除外した残りの測定値の最大値
最大受信速度	測定対象期間において、交換設備から契約者回線の終端への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位５％の測定値を除外した残りの測定値の最大値

（イ）　非対称型の品目の場合

区　分	内　　容
最大送信速度	測定対象期間において、契約者回線の終端から交換設備への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位５％の測定値を除外した残りの測定値の最大値
最大受信速度	測定対象期間において、交換設備から契約者回線の終端への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位５％の測定値を除外した残りの測定値の最大値に４を乗じて得た値

イ　アクセス回線二重化を行う場合においては、通常契約に係る通信と二重化付加契約に係る通信を合算し、アの規定に準じて測定した利用速度をその通常契約に係る利用速度として適用します。

ウ　アの表に規定する測定対象期間は、その品目ごとに料金月の初日から末日までとします。

ただし、次の場合は、この限りでありません。

（ア）　料金月の初日以外の日にその品目の利用の開始があったとき。

この場合、測定対象期間は、その利用開始日からとします。

（イ）　料金月の末日以外の日にその品目の利用の終了があったとき。

この場合、測定対象期間は、その利用終了日までとします。

エ　ウに規定するほか、当社は、アクセス回線二重化の利用の開始又は廃止があった場合は、その開始等の前後で測定対象期間を分割します。この場合、開始等前の測定対象期間は、その開始等のあった日までとし、開始等後の測定対象期間は、その開始等のあった日からとします。

<table>
<tr><td></td><td>オ　当社は、利用速度に１Mbit/s未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
　ただし、小数第１位が０の場合は、その端数を切り捨てます。</td></tr>
<tr><td>⑺　最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用</td><td>ア　第５種オープンコンピュータ通信網サービスには、長期継続利用に係るものを除いて、最低利用期間があります。
イ　第５種契約者は、最低利用期間内に第５種契約の解除があった場合は、第82条（定額利用料等の支払義務）、第82条の２（定額利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料（加算料を除きます。以下この欄において同じとします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。
ウ　第５種契約者は、最低利用期間内に第５種オープンコンピュータ通信網サービスの品目等の変更（品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更、契約の区分の変更、契約者回線の移転又はアクセス回線二重化に係る通常契約についてアクセス回線二重化に係るもの以外のものとなることをいいます。以下この欄において同じとします。）があった場合は、その品目等の変更について変更前の定額利用料の額から変更後の定額利用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。
エ　ウの場合に、品目等の変更（契約者回線の移転を除きます。）と同時にその契約者回線に係る終端の場所において、第５種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者回線の新設又は契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の契約者回線に係る第５種オープンコンピュータ通信網サービスの定額利用料を合算して行います。</td></tr>
<tr><td>⑻　長期継続利用に係る定額利用料の適用</td><td>ア　当社は、第５種契約者から、その第５種オープンコンピュータ通信網サービスについて、次表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における定額利用料（加算料を除きます。以下この欄において同じとします。）については、５－２－１（定額利用料）に規定する定額利用料の額（この表の⑴欄から⑺欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から同表に規定する額を減額して適用します。この場合、長期継続利用には同表の２種類があり、あらかじめいずれか１つを選択していただきます。
<table>
<tr><th>種　　類</th><th>継続して利用する期間</th><th>定額利用料の減額（月額）</th></tr>
<tr><td>（ア）　３年利用</td><td>３年間</td><td>５－２－１に規定する定額利用料の額に0.1を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>（イ）　６年利用</td><td>６年間</td><td>５－２－１に規定する定額利用料の額に0.11を乗じて得た額</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

イ　長期継続利用に係る定額利用料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（第５種契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その第５種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日）から適用します。

ウ　長期継続利用に係る定額利用料の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、第５種オープンコンピュータ通信網サービスの利用停止があった期間を含むものとします。

エ　当社は、長期継続利用に係る第５種契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。

オ　長期継続利用に係る第５種契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。

カ　長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。

キ　カの規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用に係る定額利用料については、その種類の変更を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。

ク　長期継続利用に係る第５種契約者は、長期継続利用期間の満了前に品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更、契約の区分の変更、契約者回線の移転若しくはアクセス回線二重化に係る通常契約についてアクセス回線二重化に係るもの以外のものとなることによりその第５種契約に係る定額利用料の額が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

区　　分	支払いを要する額
（ア）　定額利用料が減少した場合	残余の期間に対応する定額利用料差額（減少前の定額利用料の額から減少後の定額利用料の額を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額
（イ）　長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の定額利用料の額に0.35を乗じて得た額

(9)　サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用	当社は、第５種オープンコンピュータ通信網サービス（コース２のものを除きます。）について、次のとおり故障回復時間に係る料金の適用を行います。 ア　当社は、第５種契約者の責めによらない理由により、その

第５種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態（その第５種契約に係る電気通信設備による全ての通信（通信プロトコルによる区別がIPv6タイプの場合は、IPv6プロトコル又はIPv4プロトコルのどちらか一方又は両方の通信が、全く利用できない状態である場合を含みます。）に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この表の⑾欄まで同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第91条（契約者の切分責任）の規定により、その第５種契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して30分以上その状態が連続したときは、その第５種契約に係る料金（以下「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。

ただし、次の場合には、この限りでありません。この場合の料金の取扱いについては、当社は、第82条（定額利用料等の支払義務）第２項の規定を適用します。

（ア） 第74条（利用中止）第１項の規定により第５種オープンコンピュータ通信網サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを第５種契約者に通知したとき。

（イ） その第５種契約者の責めによらない理由が別記１に定める区間（当社の提供する端末設備又はそれに相当する部分に係る区間を除きます。）以外の区間において生じたものとき。

イ　アに規定するほか、当社の故意又は重大な過失によりそのＩＰ通信網サービスを全く利用できない状態（その状態が連続した時間が30分未満となるものに限ります。）が生じたときは、当社は、第82条第２項の規定を適用します。

ウ　アに規定する故障回復時間返還料金額は、その第５種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した時点における５－２－１（定額利用料）に規定する定額利用料の額（この表の⑴欄から⑹欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

アに規定する状態が連続した時間	料金返還率
30分以上１時間未満	1/90
１時間以上12時間未満	1/30
12時間以上24時間未満	1/10
24時間以上72時間未満	1/5
72時間以上	1

エ　ウの場合において、その第５種オープンコンピュータ通信網サービスがプラン２のときは、ウの規定中「全く利用できない状態が連続した時点」を「全く利用できない状態が連続した時点を含む利用速度の測定対象期間」と読み替えて適用するものとします。

	オ　当社は、ウの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算出した料金額（以下「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。 (ア)　(イ)以外の場合 その料金月におけるその第５種契約に係る定額利用料（故障回復時間返還基準額に係るもの（その料金月において料金表通則の４の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則の４及び６の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の額（第82条第２項第３号の規定により支払いを要しないこととなる料金額、この表の⑻欄の規定により減額となる料金額及び料金表通則の16の規定により割引となる料金額をそれぞれ減じた額とします。） (イ)　その料金月がその第５種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した料金月であって、その第５種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日がその料金月の初日以外の日の場合 その料金月及び翌料金月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額 カ　アの場合において、その第５種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した場合が１の料金月（オの(イ)の規定に該当する場合は、その規定に係る２の料金月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。 ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。 キ　アからカの場合において、アクセス回線二重化を行う第５種オープンコンピュータ通信網サービス（プラン２のものに限ります。）については、２の契約（通常契約及び二重化付加契約）に係るものを１の契約に係るものとみなして取り扱います。 ク　この欄の規定による料金の返還とこの表の⑽欄又は⑾欄の規定による料金の返還を１の料金月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、⑾欄の規定に定めるところによります。
⑽　サービス品質（遅延時間）に係る料金の適用	当社は、第５種オープンコンピュータ通信網サービスについて、次のとおり遅延時間に係る料金の適用を行います。 ア　当社は、当社が別に定める提供区間の全ての提供区間において当社が別に定める方法により測定した遅延時間（その１の提供区間の一端から送信されたＩＰパケットのその提供区間の往復に要する時間をいいます。）の料金月単位での平均時間（通信プロトコルによる区別がIPv6タイプの場合は、IPv6プロトコル及びIPv4プロトコルにおいて、どちらか一方の遅延の平均時間が大きい方の値をいいます。）が、２の料金月を連続して40ミリ秒を超えた場合は、その連続する２の料金月のうちの最終料金月における第５種オープンコンピュータ通信網サービス（その２の料金月を連続して当社がその提供をしているものに限ります。以下この欄において同じとします。）

	の定額利用料（この表の⑴欄から⑹欄までの適用及び料金表通則の４の規定（第82条（定額利用料等の支払義務）第２項第３号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とし、料金表通則の16の規定又はこの表の⑻欄の規定による場合は、適用前の額とします。）に、1/30を乗じて得た額（以下「遅延時間返還料金額」といいます。）をその第５種契約者に返還します。 ただし、その第５種オープンコンピュータ通信網サービスについて、その２の料金月を連続して利用中止又は利用停止があったときは、この限りでありません。 イ　この欄の規定による料金の返還を行うこととなる料金月において、この表の⑼欄又は⑾欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、⑾欄の規定に定めるところによります。
⑾　サービス品質（故障通知時間）に係る料金の適用	当社は、第５種オープンコンピュータ通信網サービス（コース２のものを除きます。）について、次のとおり故障通知時間に係る料金の適用を行います。 ア　当社は、第５種契約者の責めによらない理由により、その第５種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻から起算して30分以内にそのことをその第５種契約者があらかじめ指定した連絡先（当社とその第５種契約者との協議により定めたものに限ります。以下この欄において同じとします。）に通知しなかったときは、そのことを当社が知った時刻から起算して30分を超えた時点における５－２－１（定額利用料）に規定する定額利用料の額（この表の⑴欄から⑹欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障通知時間返還基準額」といいます。）に1/30を乗じて得た額（以下「故障通知時間返還料金額」といいます。）をその第５種契約者に返還します。 ただし、次の場合には、この限りでありません。 （ア）　その第５種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じたことを当社が知った時点において、その第５種オープンコンピュータ通信網サービスについて利用中止としているとき。 （イ）　その第５種契約者の責めによらない理由が別記１に定める区間（その契約者回線について端末設備が提供されている場合は、その端末設備に係る区間を含みます。）以外の区間において生じたもののとき。 （ウ）　その第５種契約者の責めに帰すべき理由により、又は連絡先に係る電気通信設備の状況により当社からその連絡先に通知できないとき。 イ　アの場合において、その第５種オープンコンピュータ通信網サービスがプラン２のときは、アの規定中「そのことを当社が知った時刻から起算して30分を超えた時点」を「そのことを当社が知った時刻から起算して30分を超えた時点を含む利用速度の測定対象期間」と読み替えて適用するものとします。

	ウ　当社は、アの規定により算出した故障通知時間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算出した料金額（以下「故障通知時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。 (ア)　(イ)以外の場合 その料金月におけるその第５種契約に係る定額利用料（故障通知時間返還基準額に係るもの（その料金月において料金表通則の４の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則の４及び６の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の額（第82条（定額利用料等の支払義務）第２項第３号の規定により支払いを要しないこととなる料金額、この表の⑻欄の規定により減額となる料金額及び料金表通則の16の規定により割引となる料金額をそれぞれ減じた額とします。） (イ)　その料金月がその第５種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した料金月であって、その第５種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日がその料金月の初日以外の日の場合 その料金月及び翌料金月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額 エ　アの場合において、その第５種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じたことを当社が知った時刻から起算して30分以内にそのことをその第５種契約者に通知しなかった場合が１の料金月（ウの(イ)の規定に該当する場合は、その規定に係る２の料金月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障通知時間返還料金額の合計額を返還します。 ただし、その故障通知時間返還料金額の合計額が故障通知時間返還上限額を超える場合は、故障通知時間返還上限額を返還します。 オ　アからエの場合において、アクセス回線二重化を行う第５種オープンコンピュータ通信網サービス（プラン２のものに限ります。）については、２の契約（通常契約及び二重化付加契約）に係るものを１の契約に係るものとみなして取り扱います。 カ　この表の⑼欄から⑾欄までの規定による料金の返還のいずれかを１の料金月に同時に行う場合は、当社は、故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額及び故障通知時間返還料金額の合計額を返還します。 ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。
⑿　ダイヤルアップアクセスサービス着信機能に関する付加機能利用料の適用	ダイヤルアップアクセスサービス着信機能に関する付加機能利用料については、１発信者識別共通符号につき同時着信可能数が１の場合は基本額のみを適用し、１を超える場合は１を超える１ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
⒀　データ通信料の適用	データ通信に係るデータ通信料の適用については、第１種契約に係るものの場合に準ずるものとします。

⑭　接続通信時間の測定等	ア　着信課金通信に係る接続通信時間は、そのダイヤルアップアクセス回線と契約者回線を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者若しくは着信者からの通信終了の信号を受け、又はデータ伝送サービス契約約款第35条（通信利用の制限等）第３項の規定により、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。 イ　次の時間は、アに規定する接続通信時間には含みません。 （ア）　発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信中に一時通信ができなかった時間 （イ）　発信者又は着信者の責任によらない理由により通信を打ち切った場合（データ伝送サービス契約約款第35条第３項の規定による場合を除きます。）は、５－２（料金額）に規定する分数に満たない端数の時間
⑮　当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の定額利用料又は着信課金通信に係るデータ通信料（以下この欄において「データ通信料等」といいます。）は、次のとおりとします。 ア　過去１年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における１日平均のデータ通信料等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 イ　ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した１日平均のデータ通信料等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 （注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として次のとおりとします。 ⑴　過去２か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における１日平均のデータ通信料等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 ⑵　過去２か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における１日平均のデータ通信料等又は故障等の回復後の７日間における１日平均のデータ通信料等のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

５－２　料金額

５－２－１　定額利用料

⑴　タイプ１のもの

ア　コース１のもの

（ア）　プラン１のもの

①　イーサネット方式のもの

(A)　対称型のもの

(a)　IPv4タイプのもの

１の通常契約又は１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額	
	通　常　契　約	二重化付加契約
0.5Mb/sのもの	50,000円 (52,500円)	―――
１Mb/sのもの （全二重／半二重）	100,000円 (105,000円)	80,000円 (84,000円)
２Mb/sのもの （全二重／半二重）	200,000円 (210,000円)	80,000円 (84,000円)
３Mb/sのもの （全二重／半二重）	300,000円 (315,000円)	80,000円 (84,000円)
４Mb/sのもの （全二重／半二重）	400,000円 (420,000円)	80,000円 (84,000円)
５Mb/sのもの（全二重）	500,000円 (525,000円)	250,000円 (262,500円)
６Mb/sのもの（全二重）	600,000円 (630,000円)	250,000円 (262,500円)
７Mb/sのもの（全二重）	700,000円 (735,000円)	250,000円 (262,500円)
８Mb/sのもの（全二重）	800,000円 (840,000円)	250,000円 (262,500円)
９Mb/sのもの（全二重）	900,000円 (945,000円)	250,000円 (262,500円)
10Mb/s（100BASE-TX）のもの （全二重）	1,000,000円 (1,050,000円)	250,000円 (262,500円)
11Mb/sのもの（全二重）	1,100,000円 (1,155,000円)	250,000円 (262,500円)
12Mb/sのもの（全二重）	1,200,000円 (1,260,000円)	250,000円 (262,500円)
13Mb/sのもの（全二重）	1,300,000円 (1,365,000円)	250,000円 (262,500円)
14Mb/sのもの（全二重）	1,400,000円 (1,470,000円)	250,000円 (262,500円)

15Mb/sのもの（全二重）	1,500,000円 (1,575,000円)	250,000円 (262,500円)
16Mb/sのもの（全二重）	1,600,000円 (1,680,000円)	250,000円 (262,500円)
17Mb/sのもの（全二重）	1,700,000円 (1,785,000円)	250,000円 (262,500円)
18Mb/sのもの（全二重）	1,800,000円 (1,890,000円)	250,000円 (262,500円)
19Mb/sのもの（全二重）	1,900,000円 (1,995,000円)	250,000円 (262,500円)
20Mb/sのもの（全二重）	2,000,000円 (2,100,000円)	250,000円 (262,500円)
21Mb/sのもの（全二重）	2,100,000円 (2,205,000円)	250,000円 (262,500円)
22Mb/sのもの（全二重）	2,200,000円 (2,310,000円)	250,000円 (262,500円)
23Mb/sのもの（全二重）	2,300,000円 (2,415,000円)	250,000円 (262,500円)
24Mb/sのもの（全二重）	2,400,000円 (2,520,000円)	250,000円 (262,500円)
25Mb/sのもの（全二重）	2,500,000円 (2,625,000円)	250,000円 (262,500円)
26Mb/sのもの（全二重）	2,600,000円 (2,730,000円)	250,000円 (262,500円)
27Mb/sのもの（全二重）	2,700,000円 (2,835,000円)	250,000円 (262,500円)
28Mb/sのもの（全二重）	2,800,000円 (2,940,000円)	250,000円 (262,500円)
29Mb/sのもの（全二重）	2,900,000円 (3,045,000円)	250,000円 (262,500円)
30Mb/sのもの（全二重）	3,000,000円 (3,150,000円)	250,000円 (262,500円)
31Mb/sのもの（全二重）	3,100,000円 (3,255,000円)	250,000円 (262,500円)
32Mb/sのもの（全二重）	3,200,000円 (3,360,000円)	250,000円 (262,500円)
33Mb/sのもの（全二重）	3,300,000円 (3,465,000円)	250,000円 (262,500円)

34Mb/sのもの（全二重）	3,400,000円 (3,570,000円)	250,000円 (262,500円)
35Mb/sのもの（全二重）	3,500,000円 (3,675,000円)	250,000円 (262,500円)
40Mb/sのもの（全二重）	4,000,000円 (4,200,000円)	250,000円 (262,500円)
45Mb/sのもの（全二重）	4,500,000円 (4,725,000円)	250,000円 (262,500円)
50Mb/sのもの（全二重）	5,000,000円 (5,250,000円)	250,000円 (262,500円)
55Mb/sのもの（全二重）	5,500,000円 (5,775,000円)	250,000円 (262,500円)
60Mb/sのもの（全二重）	6,000,000円 (6,300,000円)	250,000円 (262,500円)
65Mb/sのもの（全二重）	6,500,000円 (6,825,000円)	250,000円 (262,500円)
70Mb/sのもの（全二重）	7,000,000円 (7,350,000円)	250,000円 (262,500円)
75Mb/sのもの（全二重）	7,500,000円 (7,875,000円)	250,000円 (262,500円)
80Mb/sのもの（全二重）	8,000,000円 (8,400,000円)	250,000円 (262,500円)
85Mb/sのもの（全二重）	8,500,000円 (8,925,000円)	250,000円 (262,500円)
90Mb/sのもの（全二重）	9,000,000円 (9,450,000円)	250,000円 (262,500円)
95Mb/sのもの（全二重）	9,500,000円 (9,975,000円)	250,000円 (262,500円)
100Mb/sのもの（全二重）	10,000,000円 (10,500,000円)	250,000円 (262,500円)
備考　0.5Mb/sの品目については、アクセス回線二重化を提供しません（二重化付加契約を締結しません。）。		

(b)　IPv6タイプのもの

1の通常契約又は1の二重化付加契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額	
	通　常　契　約	二重化付加契約
0.5Mb/sのもの	60,000円 (63,000円)	―――
1Mb/sのもの	120,000円 (126,000円)	96,000円 (100,800円)

（全二重／半二重）		
２Mb/sのもの （全二重／半二重）	240,000円 (252,000円)	96,000円 (100,800円)
３Mb/sのもの （全二重／半二重）	360,000円 (378,000円)	96,000円 (100,800円)
４Mb/sのもの （全二重／半二重）	480,000円 (504,000円)	96,000円 (100,800円)
５Mb/sのもの（全二重）	600,000円 (630,000円)	300,000円 (315,000円)
６Mb/sのもの（全二重）	720,000円 (756,000円)	300,000円 (315,000円)
７Mb/sのもの（全二重）	840,000円 (882,000円)	300,000円 (315,000円)
８Mb/sのもの（全二重）	960,000円 (1,008,000円)	300,000円 (315,000円)
９Mb/sのもの（全二重）	1,080,000円 (1,134,000円)	300,000円 (315,000円)
10Mb/s(100BASE-TX)のもの(全二重)	1,200,000円 (1,260,000円)	300,000円 (315,000円)
11Mb/sのもの（全二重）	1,320,000円 (1,386,000円)	300,000円 (315,000円)
12Mb/sのもの（全二重）	1,440,000円 (1,512,000円)	300,000円 (315,000円)
13Mb/sのもの（全二重）	1,560,000円 (1,638,000円)	300,000円 (315,000円)
14Mb/sのもの（全二重）	1,680,000円 (1,764,000円)	300,000円 (315,000円)
15Mb/sのもの（全二重）	1,800,000円 (1,890,000円)	300,000円 (315,000円)
16Mb/sのもの（全二重）	1,920,000円 (2,016,000円)	300,000円 (315,000円)
17Mb/sのもの（全二重）	2,040,000円 (2,142,000円)	300,000円 (315,000円)
18Mb/sのもの（全二重）	2,160,000円 (2,268,000円)	300,000円 (315,000円)
19Mb/sのもの（全二重）	2,280,000円 (2,394,000円)	300,000円 (315,000円)
20Mb/sのもの（全二重）	2,400,000円 (2,520,000円)	300,000円 (315,000円)
21Mb/sのもの（全二重）	2,520,000円 (2,646,000円)	300,000円 (315,000円)
22Mb/sのもの（全二重）	2,640,000円 (2,772,000円)	300,000円 (315,000円)
23Mb/sのもの（全二重）	2,760,000円 (2,898,000円)	300,000円 (315,000円)
24Mb/sのもの（全二重）	2,880,000円 (3,024,000円)	300,000円 (315,000円)
25Mb/sのもの（全二重）	3,000,000円 (3,150,000円)	300,000円 (315,000円)
26Mb/sのもの（全二重）	3,120,000円 (3,276,000円)	300,000円 (315,000円)
27Mb/sのもの（全二重）	3,240,000円 (3,402,000円)	300,000円 (315,000円)

28Mb/sのもの（全二重）	3,360,000円 (3,528,000円)	300,000円 (315,000円)
29Mb/sのもの（全二重）	3,480,000円 (3,654,000円)	300,000円 (315,000円)
30Mb/sのもの（全二重）	3,600,000円 (3,780,000円)	300,000円 (315,000円)
31Mb/sのもの（全二重）	3,720,000円 (3,906,000円)	300,000円 (315,000円)
32Mb/sのもの（全二重）	3,840,000円 (4,032,000円)	300,000円 (315,000円)
33Mb/sのもの（全二重）	3,960,000円 (4,158,000円)	300,000円 (315,000円)
34Mb/sのもの（全二重）	4,080,000円 (4,284,000円)	300,000円 (315,000円)
35Mb/sのもの（全二重）	4,200,000円 (4,410,000円)	300,000円 (315,000円)
40Mb/sのもの（全二重）	4,800,000円 (5,040,000円)	300,000円 (315,000円)
45Mb/sのもの（全二重）	5,400,000円 (5,670,000円)	300,000円 (315,000円)
50Mb/sのもの（全二重）	6,000,000円 (6,300,000円)	300,000円 (315,000円)
55Mb/sのもの（全二重）	6,600,000円 (6,930,000円)	300,000円 (315,000円)
60Mb/sのもの（全二重）	7,200,000円 (7,560,000円)	300,000円 (315,000円)
65Mb/sのもの（全二重）	7,800,000円 (8,190,000円)	300,000円 (315,000円)
70Mb/sのもの（全二重）	8,400,000円 (8,820,000円)	300,000円 (315,000円)
75Mb/sのもの（全二重）	9,000,000円 (9,450,000円)	300,000円 (315,000円)
80Mb/sのもの（全二重）	9,600,000円 (10,080,000円)	300,000円 (315,000円)
85Mb/sのもの（全二重）	10,200,000円 (10,710,000円)	300,000円 (315,000円)
90Mb/sのもの（全二重）	10,800,000円 (11,340,000円)	300,000円 (315,000円)
95Mb/sのもの（全二重）	11,400,000円 (11,970,000円)	300,000円 (315,000円)
100Mb/sのもの（全二重）	12,000,000円 (12,600,000円)	300,000円 (315,000円)
備考　0.5Mb/sの品目については、アクセス回線二重化を提供しません（二重化付加契約を締結しません。）。		

(B)　非対称型のもの

(a)　IPv4タイプのもの

１の通常契約又は１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額	
	通　常　契　約	二重化付加契約
１Mb/sのもの （全二重／半二重）	80,000円 （84,000円）	80,000円 （84,000円）
２Mb/sのもの （全二重／半二重）	160,000円 （168,000円）	80,000円 （84,000円）
３Mb/sのもの （全二重／半二重）	240,000円 （252,000円）	80,000円 （84,000円）
４Mb/sのもの （全二重／半二重）	320,000円 （336,000円）	80,000円 （84,000円）
５Mb/sのもの（全二重）	400,000円 （420,000円）	80,000円 （84,000円）
10Mb/s（10BASE-T）のもの （全二重）	480,000円 （504,000円）	80,000円 （84,000円）
10Mb/s（100BASE-TX）のもの （全二重）	900,000円 （945,000円）	250,000円 （262,500円）
20Mb/sのもの（全二重）	1,100,000円 （1,155,000円）	250,000円 （262,500円）
30Mb/sのもの（全二重）	1,300,000円 （1,365,000円）	250,000円 （262,500円）
40Mb/sのもの（全二重）	1,500,000円 （1,575,000円）	250,000円 （262,500円）
50Mb/sのもの（全二重）	1,600,000円 （1,680,000円）	250,000円 （262,500円）
100Mb/sのもの （全二重／半二重）	2,100,000円 （2,205,000円）	250,000円 （262,500円）
100Mb/sのもの（全二重）	3,000,000円 （3,150,000円）	250,000円 （262,500円）

(b)　IPv6タイプのもの

１の通常契約又は１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額	
	通　常　契　約	二重化付加契約
１Mb/sのもの （全二重／半二重）	96,000円 （100,800円）	96,000円 （100,800円）
２Mb/sのもの （全二重／半二重）	192,000円 （201,600円）	96,000円 （100,800円）

３Mb/sのもの （全二重／半二重）	288,000円 (302,400円)	96,000円 (100,800円)
４Mb/sのもの （全二重／半二重）	384,000円 (403,200円)	96,000円 (100,800円)
５Mb/sのもの（全二重）	480,000円 (504,000円)	96,000円 (100,800円)
10Mb/s（10BASE-T）のもの （全二重）	576,000円 (604,800円)	96,000円 (100,800円)
10Mb/s（100BASE-TX）のもの （全二重）	1,080,000円 (1,134,000円)	300,000円 (315,000円)
20Mb/sのもの（全二重）	1,320,000円 (1,386,000円)	300,000円 (315,000円)
30Mb/sのもの（全二重）	1,560,000円 (1,638,000円)	300,000円 (315,000円)
40Mb/sのもの（全二重）	1,800,000円 (1,890,000円)	300,000円 (315,000円)
50Mb/sのもの（全二重）	1,920,000円 (2,016,000円)	300,000円 (315,000円)
100Mb/sのもの （全二重／半二重）	2,520,000円 (2,646,000円)	300,000円 (315,000円)
100Mb/sのもの（全二重）	3,600,000円 (3,780,000円)	300,000円 (315,000円)

② ＡＴＭ方式のもの

１の通常契約又は１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
0.5Mb/s、１Mb/sから１Mb/sごとに35Mb/sまで及び40Mb/sから５Mb/sごとに100Mb/sまでの品目	その第５種オープンコンピュータ通信網サービスを同一品目の第３種オープンコンピュータ通信網サービス（クラス１のタイプ１のコース１のプラン１のＡＴＭ方式のものに限ります。）とみなした場合に適用される定額利用料の基本額と同額

（イ） プラン２のもの

① イーサネット方式のもの

(A) 対称型のもの

(a) (b)以外のもの

(aa) IPv4タイプのもの

１の通常契約ごとに月額

区分			料金額
10Mb/s(10BASE-T)のもの（全二重／半二重）	基本料		150,000円 (157,500円)
	加算料	利用速度が１Mbit/sを超えて２Mbit/sまでの場合	120,000円 (126,000円)
		利用速度が２Mbit/sを超えて３Mbit/sまでの場合	240,000円 (252,000円)
		利用速度が３Mbit/sを超えて４Mbit/sまでの場合	360,000円 (378,000円)
		利用速度が４Mbit/sを超えて10Mbit/sまでの場合	550,000円 (577,500円)
100Mb/sのもの （全二重）	基本料		700,000円 (735,000円)
	加算料	利用速度が５Mbit/sを超えて10Mbit/sまでの場合	600,000円 (630,000円)
		利用速度が10Mbit/sを超えて15Mbit/sまでの場合	1,200,000円 (1,260,000円)
		利用速度が15Mbit/sを超えて20Mbit/sまでの場合	1,800,000円 (1,890,000円)
		利用速度が20Mbit/sを超えて25Mbit/sまでの場合	2,400,000円 (2,520,000円)
		利用速度が25Mbit/sを超えて30Mbit/sまでの場合	3,000,000円 (3,150,000円)
		利用速度が30Mbit/sを超えて35Mbit/sまでの場合	3,600,000円 (3,780,000円)
		利用速度が35Mbit/sを超えて40Mbit/sまでの場合	4,200,000円 (4,410,000円)
		利用速度が40Mbit/sを超えて45Mbit/sまでの場合	4,800,000円 (5,040,000円)
		利用速度が45Mbit/sを超えて50Mbit/sまでの場合	5,400,000円 (5,670,000円)
		利用速度が50Mbit/sを超えて55Mbit/sまでの場合	6,000,000円 (6,300,000円)
		利用速度が55Mbit/sを超えて60Mbit/sまでの場合	6,600,000円 (6,930,000円)

		利用速度が60Mbit/sを超えて65Mbit/sまでの場合	7,200,000円 (7,560,000円)
		利用速度が65Mbit/sを超えて70Mbit/sまでの場合	7,800,000円 (8,190,000円)
		利用速度が70Mbit/sを超えて75Mbit/sまでの場合	8,400,000円 (8,820,000円)
		利用速度が75Mbit/sを超えて80Mbit/sまでの場合	9,000,000円 (9,450,000円)
		利用速度が80Mbit/sを超えて85Mbit/sまでの場合	9,600,000円 (10,080,000円)
		利用速度が85Mbit/sを超えて90Mbit/sまでの場合	10,200,000円 (10,710,000円)
		利用速度が90Mbit/sを超えて100Mbit/sまでの場合	10,800,000円 (11,340,000円)
１Gb/sのもの （全二重）	基本料		8,000,000円 (8,400,000円)
	加算料	利用速度が100Mbit/sを超えて950Mbit/sまでの場合５Mbit/sまでごとに	320,000円 (336,000円)
		利用速度が950Mbit/sを超えて１Gbit/sまでの場合	——
10Gb/sのもの （全二重）	基本料		52,000,000円 (54,600,000円)
	加算料	利用速度が１Gbit/sを超えて9.5Gbit/sまでの場合50Mbit/sまでごとに	2,000,000円 (2,100,000円)
		利用速度が9.5Gbit/sを超えて10Gbit/sまでの場合	——

(ab)　IPv6タイプのもの

１の通常契約ごとに月額

区　　分		料　金　額
10Mb/s(10BASE-T)のもの（全二重／半二重）	基本料	180,000円 (189,000円)
	加算料	（イ）プラン２　①(A)(a)(aa)に規定するIPv4タイプの利用速度における加算料と同額
100Mb/sのもの（全二重）	基本料	840,000円 (882,000円)

	加算料	（イ）プラン２　①(A)(a)(aa) に規定するIPv4タイプの利用速度における加算料と同額
１Gb/sのもの （全二重）	基本料	9,600,000円 (10,080,000円)
	加算料	（イ）プラン２　①(A)(a)(aa) に規定するIPv4タイプの利用速度における加算料と同額
10Gb/sのもの （全二重）	基本料	62,400,000円 (65,520,000円)
	加算料	（イ）プラン２　①(A)(a)(aa) に規定するIPv4タイプの利用速度における加算料と同額

(b)　アクセス回線二重化に係るもの

(aa)　IPv4タイプのもの

１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分			料　金　額
10Mb/s（10BASE-T）のもの（全二重／半二重）	基本料		300,000円 (315,000円)
	加算料	利用速度が２Mbit/sを超えて３Mbit/sまでの場合	120,000円 (126,000円)
		利用速度が３Mbit/sを超えて４Mbit/sまでの場合	240,000円 (252,000円)
		利用速度が４Mbit/sを超えて10Mbit/sまでの場合	430,000円 (451,500円)
100Mb/sのもの （全二重）	基本料		1,400,000円 (1,470,000円)
	加算料	利用速度が10Mbit/sを超えて15Mbit/sまでの場合	600,000円 (630,000円)
		利用速度が15Mbit/sを超えて20Mbit/sまでの場合	1,200,000円 (1,260,000円)
		利用速度が20Mbit/sを超えて25Mbit/sまでの場合	1,800,000円 (1,890,000円)
		利用速度が25Mbit/sを超えて30Mbit/sまでの場合	2,400,000円 (2,520,000円)
		利用速度が30Mbit/sを超えて35Mbit/sまでの場合	3,000,000円 (3,150,000円)

		利用速度が35Mbit/sを超えて40Mbit/sまでの場合	3,600,000円 (3,780,000円)
		利用速度が40Mbit/sを超えて45Mbit/sまでの場合	4,200,000円 (4,410,000円)
		利用速度が45Mbit/sを超えて50Mbit/sまでの場合	4,800,000円 (5,040,000円)
		利用速度が50Mbit/sを超えて55Mbit/sまでの場合	5,400,000円 (5,670,000円)
		利用速度が55Mbit/sを超えて60Mbit/sまでの場合	6,000,000円 (6,300,000円)
		利用速度が60Mbit/sを超えて65Mbit/sまでの場合	6,600,000円 (6,930,000円)
		利用速度が65Mbit/sを超えて70Mbit/sまでの場合	7,200,000円 (7,560,000円)
		利用速度が70Mbit/sを超えて75Mbit/sまでの場合	7,800,000円 (8,190,000円)
		利用速度が75Mbit/sを超えて80Mbit/sまでの場合	8,400,000円 (8,820,000円)
		利用速度が80Mbit/sを超えて85Mbit/sまでの場合	9,000,000円 (9,450,000円)
		利用速度が85Mbit/sを超えて90Mbit/sまでの場合	9,600,000円 (10,080,000円)
		利用速度が90Mbit/sを超えて100Mbit/sまでの場合	10,200,000円 (10,710,000円)
1Gb/sのもの	基本料		16,000,000円 (16,800,000円)
	加算料	利用速度が200Mbit/sを超えて950Mbit/sまでの場合５Mbit/sまでごとに	320,000円 (336,000円)
		利用速度が950Mbit/sを超えて１Gbit/sまでの場合	――
10Gb/sのもの （全二重）	基本料		104,000,000円 (109,200,000円)
	加算料	利用速度が２Gbit/sを超えて9.5Gbit/sまでの場合50Mbit/sまでごとに	2,000,000円 (2,100,000円)
		利用速度が9.5Gbit/sを超えて10Gbit/sまでの場合	――

(ab)　IPv6タイプのもの

１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分		料　金　額
10Mb/s（10BASE-T）のもの（全二重／半二重）	基本料	360,000円 （378,000円）
	加算料	（イ）　プラン２①(A)(b)に規定するIPv4タイプの利用速度における加算料と同額
100Mb/sのもの （全二重）	基本料	1,680,000円 （1,764,000円）
	加算料	（イ）　プラン２①(A)(b)に規定するIPv4タイプの利用速度における加算料と同額
１Gb/sのもの （全二重）	基本料	19,200,000円 （20,160,000円）
	加算料	（イ）　プラン２①(A)(b)に規定するIPv4タイプの利用速度における加算料と同額
10Gb/sのもの （全二重）	基本料	124,800,000円 （131,040,000円）
	加算料	（イ）　プラン２①(A)(b)に規定するIPv4タイプの利用速度における加算料と同額

(B)　非対称型のもの

(a)　(b)以外のもの

(aa)　IPv4タイプのもの

１の通常契約ごとに月額

区　　分			料　金　額
10Mb/s（10BASE-T）のもの（全二重／半二重）	基本料		100,000円 （105,000円）
	加算料	利用速度が１Mbit/sを超えて２Mbit/sまでの場合	90,000円 （94,500円）
		利用速度が２Mbit/sを超えて３Mbit/sまでの場合	180,000円 （189,000円）
		利用速度が３Mbit/sを超えて４Mbit/sまでの場合	270,000円 （283,500円）
		利用速度が４Mbit/sを超えて５Mbit/sまでの場合	360,000円 （378,000円）

		利用速度が５Mbit/sを超えて10Mbit/sまでの場合	450,000円 (472,500円)
100Mb/sのもの （全二重）	基本料		950,000円 (997,500円)
	加算料	利用速度が10Mbit/sを超えて15Mbit/sまでの場合	160,000円 (168,000円)
		利用速度が15Mbit/sを超えて20Mbit/sまでの場合	320,000円 (336,000円)
		利用速度が20Mbit/sを超えて25Mbit/sまでの場合	480,000円 (504,000円)
		利用速度が25Mbit/sを超えて30Mbit/sまでの場合	640,000円 (672,000円)
		利用速度が30Mbit/sを超えて35Mbit/sまでの場合	800,000円 (840,000円)
		利用速度が35Mbit/sを超えて40Mbit/sまでの場合	960,000円 (1,008,000円)
		利用速度が40Mbit/sを超えて45Mbit/sまでの場合	1,120,000円 (1,176,000円)
		利用速度が45Mbit/sを超えて50Mbit/sまでの場合	1,280,000円 (1,344,000円)
		利用速度が50Mbit/sを超えて55Mbit/sまでの場合	1,440,000円 (1,512,000円)
		利用速度が55Mbit/sを超えて60Mbit/sまでの場合	1,600,000円 (1,680,000円)
		利用速度が60Mbit/sを超えて65Mbit/sまでの場合	1,760,000円 (1,848,000円)
		利用速度が65Mbit/sを超えて70Mbit/sまでの場合	1,920,000円 (2,016,000円)
		利用速度が70Mbit/sを超えて75Mbit/sまでの場合	2,080,000円 (2,184,000円)
		利用速度が75Mbit/sを超えて80Mbit/sまでの場合	2,240,000円 (2,352,000円)
		利用速度が80Mbit/sを超えて85Mbit/sまでの場合	2,400,000円 (2,520,000円)
		利用速度が85Mbit/sを超えて90Mbit/sまでの場合	2,560,000円 (2,688,000円)
		利用速度が90Mbit/sを超えて100Mbit/sまでの場合	2,720,000円 (2,856,000円)
１Gb/sのもの	基本料		3,500,000円 (3,675,000円)

（全二重）	加算料	利用速度が100Mbit/sを超えて950Mbit/sまでの場合５Mbit/sまでごとに	150,000円 （157,500円）
		利用速度が950Mbit/sを超えて１Gbit/sまでの場合	――
10Gb/sのもの （全二重）	基本料		23,000,000円 （24,150,000円）
	加算料	利用速度が１Gbit/sを超えて9.5Gbit/sまでの場合50Mbit/sまでごとに	1,000,000円 （1,050,000円）
		利用速度が9.5Gbit/sを超えて10Gbit/sまでの場合	――

(ab)　IPv6タイプのもの

１の通常契約ごとに月額

区　　分		料　金　額
10Mb/s（10BASE-T）のもの（全二重／半二重）	基本料	120,000円 （126,000円）
	加算料	（イ）　プラン２①(B)(a)に規定するIPv4タイプの利用速度における加算料と同額
100Mb/sのもの（全二重）	基本料	1,140,000円 （1,197,000円）
	加算料	（イ）　プラン２①(B)(a)に規定するIPv4タイプの利用速度における加算料と同額
１Gb/sのもの（全二重）	基本料	4,200,000円 （4,410,000円）
	加算料	（イ）　プラン２①(B)(a)に規定するIPv4タイプの利用速度における加算料と同額
10Gb/sのもの（全二重）	基本料	27,600,000円 （28,980,000円）
	加算料	（イ）　プラン２①(B)(a)に規定するIPv4タイプの利用速度における加算料と同額

(b)　アクセス回線二重化に係るもの

(aa)　IPv4タイプのもの

１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分	料　金　額

10Mb/s（10BASE-T）のもの（全二重／半二重）	基本料		200,000円 （210,000円）
	加算料	利用速度が２Mbit/sを超えて３Mbit/sまでの場合	90,000円 （94,500円）
		利用速度が３Mbit/sを超えて４Mbit/sまでの場合	180,000円 （189,000円）
		利用速度が４Mbit/sを超えて５Mbit/sまでの場合	270,000円 （283,500円）
		利用速度が５Mbit/sを超えて10Mbit/sまでの場合	360,000円 （378,000円）
100Mb/sのもの（全二重）	基本料		1,900,000円 （1,995,000円）
	加算料	利用速度が20Mbit/sを超えて25Mbit/sまでの場合	160,000円 （168,000円）
		利用速度が25Mbit/sを超えて30Mbit/sまでの場合	320,000円 （336,000円）
		利用速度が30Mbit/sを超えて35Mbit/sまでの場合	480,000円 （504,000円）
		利用速度が35Mbit/sを超えて40Mbit/sまでの場合	640,000円 （672,000円）
		利用速度が40Mbit/sを超えて45Mbit/sまでの場合	800,000円 （840,000円）
		利用速度が45Mbit/sを超えて50Mbit/sまでの場合	960,000円 （1,008,000円）
		利用速度が50Mbit/sを超えて55Mbit/sまでの場合	1,120,000円 （1,176,000円）
		利用速度が55Mbit/sを超えて60Mbit/sまでの場合	1,280,000円 （1,344,000円）
		利用速度が60Mbit/sを超えて65Mbit/sまでの場合	1,440,000円 （1,512,000円）
		利用速度が65Mbit/sを超えて70Mbit/sまでの場合	1,600,000円 （1,680,000円）
		利用速度が70Mbit/sを超えて75Mbit/sまでの場合	1,760,000円 （1,848,000円）
		利用速度が75Mbit/sを超えて80Mbit/sまでの場合	1,920,000円 （2,016,000円）
		利用速度が80Mbit/sを超えて85Mbit/sまでの場合	2,080,000円 （2,184,000円）
		利用速度が85Mbit/sを超えて90Mbit/sまでの場合	2,240,000円 （2,352,000円）

		利用速度が90Mbit/sを超えて100Mbit/sまでの場合	2,400,000円 (2,520,000円)
１Gb/sのもの （全二重）	基本料		7,000,000円 (7,350,000円)
	加算料	利用速度が200Mbit/sを超えて950Mbit/sまでの場合５Mbit/sまでごとに	150,000円 (157,500円)
		利用速度が950Mbit/sを超えて１Gbit/sまでの場合	――
10Gb/sのもの （全二重）	基本料		46,000,000円 (48,300,000円)
	加算料	利用速度が２Gbit/sを超えて9.5Gbit/sまでの場合50Mbit/sまでごとに	1,000,000円 (1,050,000円)
		利用速度が9.5Gbit/sを超えて10Gbit/sまでの場合	――

(ab)　IPv6タイプのもの

１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分		料　金　額
10Mb/s(10BASE-T)のもの（全二重／半二重）	基本料	240,000円 (252,000円)
	加算料	(イ)　プラン２①(B)(b)に規定するIPv4タイプの利用速度における加算料と同額
100Mb/sのもの （全二重）	基本料	2,280,000円 (2,394,000円)
	加算料	(イ)　プラン２①(B)(b)に規定するIPv4タイプの利用速度における加算料と同額
１Gb/sのもの （全二重）	基本料	8,400,000円 (8,820,000円)
	加算料	(イ)　プラン２①(B)(b)に規定するIPv4タイプの利用速度における加算料と同額
10Gb/sのもの	基本料	55,200,000円 (57,960,000円)

（全二重）	加算料	（イ）　プラン２①(B)(b)に規定するIPv4タイプの利用速度における加算料と同額

⑵　タイプ２のもの
ア　コース１のもの
（ア）　プラン１のもの
①　イーサネット方式のもの
（A）　対称型のもの
（ａ）　通常契約に係るもの
（aa）　IPv4タイプのもの

１の通常契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額		
	第１群	第２群	第３群
１Mb/sのもの（全二重／半二重）	131,000円 (137,550円)	153,000円 (160,650円)	170,000円 (178,500円)
２Mb/sのもの（全二重／半二重）	232,000円 (243,600円)	256,000円 (268,800円)	300,000円 (315,000円)
３Mb/sのもの（全二重／半二重）	333,000円 (349,650円)	359,000円 (376,950円)	415,000円 (435,750円)
４Mb/sのもの（全二重／半二重）	434,000円 (455,700円)	462,000円 (485,100円)	525,000円 (551,250円)
５Mb/sのもの（全二重／半二重）	535,000円 (561,750円)	565,000円 (593,250円)	630,000円 (661,500円)
６Mb/sのもの（全二重／半二重）	636,000円 (667,800円)	668,000円 (701,400円)	740,000円 (777,000円)
７Mb/sのもの（全二重／半二重）	737,000円 (773,850円)	771,000円 (809,550円)	885,000円 (929,250円)
８Mb/sのもの（全二重／半二重）	838,000円 (879,900円)	874,000円 (917,700円)	1,030,000円 (1,081,500円)
９Mb/sのもの（全二重／半二重）	939,000円 (985,950円)	977,000円 (1,025,850円)	1,180,000円 (1,239,000円)
10Mb/s（100BASE-TX）のもの（全二重）	1,040,000円 (1,092,000円)	1,080,000円 (1,134,000円)	1,310,000円 (1,375,500円)
20Mb/sのもの（全二重）	2,060,000円 (2,163,000円)	2,190,000円 (2,299,500円)	2,375,000円 (2,493,750円)
30Mb/sのもの（全二重）	3,075,000円 (3,228,750円)	3,225,000円 (3,386,250円)	3,438,000円 (3,609,900円)
40Mb/sのもの（全二重）	4,090,000円 (4,294,500円)	4,260,000円 (4,473,000円)	4,540,000円 (4,767,000円)

50Mb/sのもの（全二重）	5,105,000円 (5,360,250円)	5,295,000円 (5,559,750円)	5,580,000円 (5,859,000円)
60Mb/sのもの（全二重）	6,120,000円 (6,426,000円)	6,330,000円 (6,646,500円)	6,700,000円 (7,035,000円)
70Mb/sのもの（全二重）	7,135,000円 (7,491,750円)	7,365,000円 (7,733,250円)	7,810,000円 (8,200,500円)
80Mb/sのもの（全二重）	8,150,000円 (8,557,500円)	8,400,000円 (8,820,000円)	8,850,000円 (9,292,500円)
90Mb/sのもの（全二重）	9,165,000円 (9,623,250円)	9,435,000円 (9,906,750円)	9,900,000円 (10,395,000円)
100Mb/sのもの（全二重）	10,180,000円 (10,689,000円)	10,470,000円 (10,993,500円)	11,050,000円 (11,602,500円)

(ab)　IPv6タイプのもの

１の通常契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額		
	第１群	第２群	第３群
１Mb/sのもの（全二重／半二重）	157,200円 (165,060円)	183,600円 (192,780円)	204,000円 (214,200円)
２Mb/sのもの（全二重／半二重）	278,400円 (292,320円)	307,200円 (322,560円)	360,000円 (378,000円)
３Mb/sのもの（全二重／半二重）	399,600円 (419,580円)	430,800円 (452,340円)	498,000円 (522,900円)
４Mb/sのもの（全二重／半二重）	520,800円 (546,840円)	554,400円 (582,120円)	630,000円 (661,500円)
５Mb/sのもの（全二重／半二重）	642,000円 (674,100円)	678,000円 (711,900円)	756,000円 (793,800円)
６Mb/sのもの（全二重／半二重）	763,200円 (801,360円)	801,600円 (841,680円)	888,000円 (932,400円)
７Mb/sのもの（全二重／半二重）	884,400円 (928,620円)	925,200円 (971,460円)	1,062,000円 (1,115,100円)
８Mb/sのもの（全二重／半二重）	1,005,600円 (1,055,880円)	1,048,800円 (1,101,240円)	1,236,000円 (1,297,800円)
９Mb/sのもの（全二重／半二重）	1,126,800円 (1,183,140円)	1,172,400円 (1,231,020円)	1,416,000円 (1,486,800円)
10Mb/s（100BASE-TX）のもの （全二重）	1,248,000円 (1,310,400円)	1,296,000円 (1,360,800円)	1,572,000円 (1,650,600円)
20Mb/sのもの（全二重）	2,472,000円 (2,595,600円)	2,628,000円 (2,759,400円)	2,850,000円 (2,992,500円)

30Mb/sのもの（全二重）	3,690,000円 (3,874,500円)	3,870,000円 (4,063,500円)	4,125,600円 (4,331,880円)
40Mb/sのもの（全二重）	4,908,000円 (5,153,400円)	5,112,000円 (5,367,600円)	5,448,000円 (5,720,400円)
50Mb/sのもの（全二重）	6,126,000円 (6,432,300円)	6,354,000円 (6,671,700円)	6,696,000円 (7,030,800円)
60Mb/sのもの（全二重）	7,344,000円 (7,711,200円)	7,596,000円 (7,975,800円)	8,040,000円 (8,442,000円)
70Mb/sのもの（全二重）	8,562,000円 (8,990,100円)	8,838,000円 (9,279,900円)	9,372,000円 (9,840,600円)
80Mb/sのもの（全二重）	9,780,000円 (10,269,000円)	10,080,000円 (10,584,000円)	10,620,000円 (11,151,000円)
90Mb/sのもの（全二重）	10,998,000円 (11,547,900円)	11,322,000円 (11,888,100円)	11,880,000円 (12,474,000円)
100Mb/sのもの（全二重）	12,216,000円 (12,826,800円)	12,564,000円 (13,192,200円)	13,260,000円 (13,923,000円)

（ｂ） 二重化付加契約に係るもの

(aa) IPv4タイプのもの

１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額		
	第１群	第２群	第３群
１Mb/sのもの（全二重／半二重）	111,000円 (116,550円)	133,000円 (139,650円)	150,000円 (157,500円)
２Mb/sのもの（全二重／半二重）	112,000円 (117,600円)	136,000円 (142,800円)	180,000円 (189,000円)
３Mb/sのもの（全二重／半二重）	113,000円 (118,650円)	139,000円 (145,950円)	195,000円 (204,750円)
４Mb/sのもの（全二重／半二重）	114,000円 (119,700円)	142,000円 (149,100円)	205,000円 (215,250円)
５Mb/sのもの（全二重／半二重）	285,000円 (299,250円)	315,000円 (330,750円)	380,000円 (399,000円)
６Mb/sのもの（全二重／半二重）	286,000円 (300,300円)	318,000円 (333,900円)	390,000円 (409,500円)
７Mb/sのもの（全二重／半二重）	287,000円 (301,350円)	321,000円 (337,050円)	435,000円 (456,750円)
８Mb/sのもの（全二重／半二重）	288,000円 (302,400円)	324,000円 (340,200円)	480,000円 (504,000円)
９Mb/sのもの（全二重／半二重）	289,000円 (303,450円)	327,000円 (343,350円)	530,000円 (556,500円)
10Mb/s（100BASE-TX）のもの（全二重）	290,000円 (304,500円)	330,000円 (346,500円)	560,000円 (588,000円)
20Mb/sのもの（全二重）	310,000円 (325,500円)	440,000円 (462,000円)	625,000円 (656,250円)
30Mb/sのもの（全二重）	325,000円	475,000円	688,000円

	(341,250円)	(498,750円)	(722,400円)
40Mb/sのもの（全二重）	340,000円 (357,000円)	510,000円 (535,500円)	790,000円 (829,500円)
50Mb/sのもの（全二重）	355,000円 (372,750円)	545,000円 (572,250円)	830,000円 (871,500円)
60Mb/sのもの（全二重）	370,000円 (388,500円)	580,000円 (609,000円)	950,000円 (997,500円)
70Mb/sのもの（全二重）	385,000円 (404,250円)	615,000円 (645,750円)	1,060,000円 (1,113,000円)
80Mb/sのもの（全二重）	400,000円 (420,000円)	650,000円 (682,500円)	1,100,000円 (1,155,000円)
90Mb/sのもの（全二重）	415,000円 (435,750円)	685,000円 (719,250円)	1,150,000円 (1,207,500円)
100Mb/sのもの（全二重）	430,000円 (451,500円)	720,000円 (756,000円)	1,300,000円 (1,365,000円)

(ab)　IPv4タイプのもの

１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額		
	第１群	第２群	第３群
１Mb/sのもの（全二重／半二重）	133,200円 (139,860円)	159,600円 (167,580円)	180,000円 (189,000円)
２Mb/sのもの（全二重／半二重）	134,400円 (141,120円)	163,200円 (171,360円)	216,000円 (226,800円)
３Mb/sのもの（全二重／半二重）	135,600円 (142,380円)	166,800円 (175,140円)	234,000円 (245,700円)
４Mb/sのもの（全二重／半二重）	136,800円 (143,640円)	170,400円 (178,920円)	246,000円 (258,300円)
５Mb/sのもの（全二重／半二重）	342,000円 (359,100円)	378,000円 (396,900円)	456,000円 (478,800円)
６Mb/sのもの（全二重／半二重）	343,200円 (360,360円)	381,600円 (400,680円)	468,000円 (491,400円)
７Mb/sのもの（全二重／半二重）	344,400円 (361,620円)	385,200円 (404,460円)	522,000円 (548,100円)
８Mb/sのもの（全二重／半二重）	345,600円 (362,880円)	388,800円 (408,240円)	576,000円 (604,800円)
９Mb/sのもの（全二重／半二重）	346,800円 (364,140円)	392,400円 (412,020円)	636,000円 (667,800円)
10Mb/s（100BASE-TX）のもの （全二重）	348,000円 (365,400円)	396,000円 (415,800円)	672,000円 (705,600円)
20Mb/sのもの（全二重）	372,000円 (390,600円)	528,000円 (554,400円)	750,000円 (787,500円)
30Mb/sのもの（全二重）	390,000円 (409,500円)	570,000円 (598,500円)	825,600円 (866,880円)

40Mb/sのもの（全二重）	408,000円 (428,400円)	612,000円 (642,600円)	948,000円 (995,400円)
50Mb/sのもの（全二重）	426,000円 (447,300円)	654,000円 (686,700円)	996,000円 (1,045,800円)
60Mb/sのもの（全二重）	444,000円 (466,200円)	696,000円 (730,800円)	1,140,000円 (1,197,000円)
70Mb/sのもの（全二重）	462,000円 (485,100円)	738,000円 (774,900円)	1,272,000円 (1,335,600円)
80Mb/sのもの（全二重）	480,000円 (504,000円)	780,000円 (819,000円)	1,320,000円 (1,386,000円)
90Mb/sのもの（全二重）	498,000円 (522,900円)	822,000円 (863,100円)	1,380,000円 (1,449,000円)
100Mb/sのもの（全二重）	516,000円 (541,800円)	864,000円 (907,200円)	1,560,000円 (1,638,000円)

（Ｂ） 非対称型のもの

(a) 通常契約に係るもの

(aa) IPv4タイプのもの

１の通常契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額		
	第１群	第２群	第３群
１Mb/sのもの（全二重／半二重）	111,000円 (116,550円)	133,000円 (139,650円)	150,000円 (157,500円)
２Mb/sのもの（全二重／半二重）	192,000円 (201,600円)	216,000円 (226,800円)	260,000円 (273,000円)
３Mb/sのもの（全二重／半二重）	273,000円 (286,650円)	299,000円 (313,950円)	355,000円 (372,750円)
４Mb/sのもの（全二重／半二重）	354,000円 (371,700円)	382,000円 (401,100円)	445,000円 (467,250円)
５Mb/sのもの（全二重／半二重）	435,000円 (456,750円)	465,000円 (488,250円)	530,000円 (556,500円)
10Mb/s（10BASE-T）のもの （全二重／半二重）	520,000円 (546,000円)	560,000円 (588,000円)	790,000円 (829,500円)
10Mb/s（100BASE-TX）のもの （全二重）	940,000円 (987,000円)	980,000円 (1,029,000円)	1,210,000円 (1,270,500円)
20Mb/sのもの（全二重）	1,160,000円 (1,218,000円)	1,290,000円 (1,354,500円)	1,475,000円 (1,548,750円)
30Mb/sのもの（全二重）	1,375,000円 (1,443,750円)	1,525,000円 (1,601,250円)	1,738,000円 (1,824,900円)
40Mb/sのもの（全二重）	1,590,000円 (1,669,500	1,760,000円 (1,848,000	2,040,000円 (2,142,000

	円）	円）	円）
50Mb/sのもの（全二重）	1,705,000円 （1,790,250円）	1,895,000円 （1,989,750円）	2,180,000円 （2,289,000円）
100Mb/sのもの（全二重）	3,180,000円 （3,339,000円）	3,470,000円 （3,643,500円）	4,050,000円 （4,252,500円）

（ab） IPv6タイプのもの

１の通常契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額		
	第１群	第２群	第３群
１Mb/sのもの（全二重／半二重）	133,200円 （139,860円）	159,600円 （167,580円）	180,000円 （189,000円）
２Mb/sのもの（全二重／半二重）	230,400円 （241,920円）	259,200円 （272,160円）	312,000円 （327,600円）
３Mb/sのもの（全二重／半二重）	327,600円 （343,980円）	358,800円 （376,740円）	426,000円 （447,300円）
４Mb/sのもの（全二重／半二重）	424,800円 （446,040円）	458,400円 （481,320円）	534,000円 （560,700円）
５Mb/sのもの（全二重／半二重）	522,000円 （548,100円）	558,000円 （585,900円）	636,000円 （667,800円）
10Mb/s（10BASE-T）のもの （全二重／半二重）	624,000円 （655,200円）	672,000円 （705,600円）	948,000円 （995,400円）
10Mb/s（100BASE-TX）のもの （全二重）	1,128,000円 （1,184,400円）	1,176,000円 （1,234,800円）	1,452,000円 （1,524,600円）
20Mb/sのもの（全二重）	1,392,000円 （1,461,600円）	1,548,000円 （1,625,400円）	1,770,000円 （1,858,500円）
30Mb/sのもの（全二重）	1,650,000円 （1,732,500円）	1,830,000円 （1,921,500円）	2,085,600円 （2,189,880円）
40Mb/sのもの（全二重）	1,908,000円 （2,003,400円）	2,112,000円 （2,217,600円）	2,448,000円 （2,570,400円）
50Mb/sのもの（全二重）	2,046,000円 （2,148,300円）	2,274,000円 （2,387,700円）	2,616,000円 （2,746,800円）
100Mb/sのもの（全二重）	3,816,000円 （4,006,800円）	4,164,000円 （4,372,200円）	4,860,000円 （5,103,000円）

（b） 二重化付加契約に係るもの

（aa） IPv4タイプのもの

１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額		
	第１群	第２群	第３群
１Mb/sのもの（全二重／半二重）	111,000円 （116,550円）	133,000円 （139,650円）	150,000円 （157,500円）

２Mb/sのもの（全二重／半二重）	112,000円 （117,600円）	136,000円 （142,800円）	180,000円 （189,000円）
３Mb/sのもの（全二重／半二重）	113,000円 （118,650円）	139,000円 （145,950円）	195,000円 （204,750円）
４Mb/sのもの（全二重／半二重）	114,000円 （119,700円）	142,000円 （149,100円）	205,000円 （215,250円）
５Mb/sのもの（全二重／半二重）	115,000円 （120,750円）	145,000円 （152,250円）	210,000円 （220,500円）
10Mb/s（10BASE-T）のもの （全二重／半二重）	120,000円 （126,000円）	160,000円 （168,000円）	390,000円 （409,500円）
10Mb/s（100BASE-TX）のもの （全二重）	290,000円 （304,500円）	330,000円 （346,500円）	560,000円 （588,000円）
20Mb/sのもの（全二重）	310,000円 （325,500円）	440,000円 （462,000円）	625,000円 （656,250円）
30Mb/sのもの（全二重）	325,000円 （341,250円）	475,000円 （498,750円）	688,000円 （722,400円）
40Mb/sのもの（全二重）	340,000円 （357,000円）	510,000円 （535,500円）	790,000円 （829,500円）
50Mb/sのもの（全二重）	355,000円 （372,750円）	545,000円 （572,250円）	830,000円 （871,500円）
100Mb/sのもの（全二重）	430,000円 （451,500円）	720,000円 （756,000円）	1,300,000円 （1,365,000円）

(ab)　IPv6タイプのもの

１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額		
	第１群	第２群	第３群
１Mb/sのもの（全二重／半二重）	133,200円 （139,860円）	159,600円 （167,580円）	180,000円 （189,000円）
２Mb/sのもの（全二重／半二重）	134,400円 （141,120円）	163,200円 （171,360円）	216,000円 （226,800円）
３Mb/sのもの（全二重／半二重）	135,600円 （142,380円）	166,800円 （175,140円）	234,000円 （245,700円）
４Mb/sのもの（全二重／半二重）	136,800円 （143,640円）	170,400円 （178,920円）	246,000円 （258,300円）
５Mb/sのもの（全二重／半二重）	138,000円 （144,900円）	174,000円 （182,700円）	252,000円 （264,600円）
10Mb/s（10BASE-T）のもの （全二重／半二重）	144,000円 （151,200円）	192,000円 （201,600円）	468,000円 （491,400円）
10Mb/s（100BASE-TX）のもの （全二重）	348,000円 （365,400円）	396,000円 （415,800円）	672,000円 （705,600円）
20Mb/sのもの（全二重）	372,000円	528,000円	750,000円

	(390,600円)	(554,400円)	(787,500円)
30Mb/sのもの（全二重）	390,000円 (409,500円)	570,000円 (598,500円)	825,600円 (866,880円)
40Mb/sのもの（全二重）	408,000円 (428,400円)	612,000円 (642,600円)	948,000円 (995,400円)
50Mb/sのもの（全二重）	426,000円 (447,300円)	654,000円 (686,700円)	996,000円 (1,045,800円)
100Mb/sのもの（全二重）	516,000円 (541,800円)	864,000円 (907,200円)	1,560,000円 (1,638,000円)

② ＳＴＭ方式のもの

１の通常契約又は１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
64kb/s、128kb/s、192kb/s、256kb/s、384kb/s、512kb/s、768kb/s、１Mb/s、1.5Mb/s、３Mb/s、4.5Mb/s又は６Mb/sのもの	その第５種オープンコンピュータ通信網サービスを同一品目の第３種オープンコンピュータ通信網サービス（クラス１のタイプ１のコース１のプラン１のＳＴＭ方式のものであって、臨時第３種契約以外の契約に係るものに限ります。）とみなした場合に適用される定額利用料の基本額と同額

③ ＡＴＭ方式のもの

１の通常契約又は１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
0.5Mb/s及び１Mb/sから１Mb/sごとに135Mb/sまでのもの	その第５種オープンコンピュータ通信網サービスを同一品目の第３種オープンコンピュータ通信網サービス（クラス１のタイプ１のコース１のプラン１のＡＴＭ方式のものに限ります。）とみなした場合に適用される定額利用料の基本額と同額

（イ） プラン２のもの

① イーサネット方式のもの

（A） 対称型のもの

（ａ）（ｂ）以外のもの

(aa) IPv4タイプのもの

１の通常契約ごとに月額

区　　分		料　　金　　額		
		第　１　群	第　２　群	第　３　群
10Mb/s（10BASE-T）のもの	基本料	190,000円 (199,500円)	230,000円 (241,500円)	460,000円 (483,000円)
	加算料	(1)（タイプ１のもの）ア(イ)①(A)(ａ)(ａａ)に規定する加算料と同額		

100Mb/sのもの	基本料	880,000円 (924,000円)	1,170,000円 (1,228,500円)	1,750,000円 (1,837,500円)
	加算料	(1)（タイプ１のもの）ア(イ)①(A)(ａ)(ａａ)に規定する加算料と同額		
１Gb/sのもの	基本料	8,600,000円 (9,030,000円)	9,100,000円 (9,555,000円)	11,500,000円 (12,075,000円)
	加算料	(1)（タイプ１のもの）ア(イ)①(A)(ａ)(ａａ)に規定する加算料と同額		
10Gb/sのもの	基本料	56,000,000円 (58,800,000円)	59,000,000円 (61,950,000円)	74,000,000円 (77,700,000円)
	加算料	(1)（タイプ１のもの）ア(イ)①(A)(ａ)(ａａ)に規定する加算料と同額		

(ab)　IPv6タイプのもの

１の通常契約ごとに月額

区　　分		料　　金　　額		
		第　１　群	第　２　群	第　３　群
10Mb/s（10BASE-T）のもの	基本料	228,000円 (239,400円)	276,000円 (289,800円)	552,000円 (579,600円)
	加算料	(1)（タイプ１のもの）ア(イ)①(A)(ａ)(ａｂ)に規定する加算料と同額		
100Mb/sのもの	基本料	1,056,000円 (1,108,800円)	1,404,000円 (1,474,200円)	2,100,000円 (2,205,000円)
	加算料	(1)（タイプ１のもの）ア(イ)①(A)(ａ)(ａｂ)に規定する加算料と同額		
１Gb/sのもの	基本料	10,320,000円 (10,836,000円)	10,920,000円 (11,466,000円)	13,800,000円 (14,490,000円)
	加算料	(1)（タイプ１のもの）ア(イ)①(A)(ａ)(ａｂ)に規定する加算料と同額		
10Gb/sのもの	基本料	67,200,000円 (70,560,000円)	70,800,000円 (74,340,000円)	88,800,000円 (93,240,000円)
	加算料	(1)（タイプ１のもの）ア(イ)①(A)(ａ)(ａｂ)に規定する加算料と同額		

（ｂ）　アクセス回線二重化に係るもの

(aa)　IPv4タイプのもの

１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分		料　　金　　額		
		第　1　群	第　2　群	第　3　群
10Mb/s（10BASE-T）のもの	基本料	380,000円 （399,000円）	460,000円 （483,000円）	920,000円 （966,000円）
	加算料	(1)（タイプ１のもの）ア(イ)①(A)(ｂ)(ａａ)に規定する加算料と同額		
100Mb/sのもの	基本料	1,760,000円 （1,848,000円）	2,340,000円 （2,457,000円）	3,500,000円 （3,675,000円）
	加算料	(1)（タイプ１のもの）ア(イ)①(A)(ｂ)(ａａ)に規定する加算料と同額		
１Gb/sのもの	基本料	17,200,000円 （18,060,000円）	18,200,000円 （19,110,000円）	23,000,000円 （24,150,000円）
	加算料	(1)（タイプ１のもの）ア(イ)①(A)(ｂ)(ａａ)に規定する加算料と同額		
10Gb/sのもの	基本料	112,000,000円 （117,600,000円）	118,000,000円 （123,900,000円）	148,000,000円 （155,400,000円）
	加算料	(1)（タイプ１のもの）ア(イ)①(A)(ｂ)(ａａ)に規定する加算料と同額		

(ab)　IPv6タイプのもの

１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分		料　　金　　額		
		第　1　群	第　2　群	第　3　群
10Mb/s（10BASE-T）のもの	基本料	456,000円 （478,800円）	552,000円 （579,600円）	1,104,000円 （1,159,200円）
	加算料	(1)（タイプ１のもの）ア(イ)①(A)(ｂ)(ａｂ)に規定する加算料と同額		
100Mb/sのもの	基本料	2,112,000円 （2,217,600円）	2,808,000円 （2,948,400円）	4,200,000円 （4,410,000円）
	加算料	(1)（タイプ１のもの）ア(イ)①(A)(ｂ)(ａｂ)に規定する加算料と同額		
１Gb/sのもの	基本料	20,640,000円 （21,672,000円）	21,840,000円 （22,932,000円）	27,600,000円 （28,980,000円）
	加算料	(1)（タイプ１のもの）ア(イ)①(A)(ｂ)(ａｂ)に規定する加算料と同額		

10Gb/sのもの	基本料	134,400,000円 (141,120,000円)	141,600,000円 (148,680,000円)	177,600,000円 (186,480,000円)
	加算料	(1)（タイプ１のもの）ア(イ)①(A)(ｂ)(ａ ｂ)に規定する加算料と同額		

（B） 非対称型のもの

（ａ） (ｂ)以外のもの

(aa) IPv4タイプのもの

１の通常契約ごとに月額

区　　分		料　　金　　額		
		第 1 群	第 2 群	第 3 群
10Mb/s（10BASE-T）のもの	基本料	140,000円 (147,000円)	180,000円 (189,000円)	410,000円 (430,500円)
	加算料	(1)（タイプ１のもの）ア(イ)①(B)(ａ)(ａ ａ)に規定する加算料と同額		
100Mb/sのもの （全二重）	基本料	1,130,000円 (1,186,500円)	1,420,000円 (1,491,000円)	2,000,000円 (2,100,000円)
	加算料	(1)（タイプ１のもの）ア(イ)①(B)(ａ)(ａ ａ)に規定する加算料と同額		
１Gb/sのもの	基本料	4,100,000円 (4,305,000円)	4,600,000円 (4,830,000円)	7,000,000円 (7,350,000円)
	加算料	(1)（タイプ１のもの）ア(イ)①(B)(ａ)(ａ ａ)に規定する加算料と同額		
10Gb/sのもの	基本料	27,000,000円 (28,350,000円)	30,000,000円 (31,500,000円)	45,000,000円 (47,250,000円)
	加算料	(1)（タイプ１のもの）ア(イ)①(B)(ａ)(ａ ａ)に規定する加算料と同額		

(ab) IPv6タイプのもの

１の通常契約ごとに月額

区　　分		料　　金　　額		
		第 1 群	第 2 群	第 3 群
10Mb/s（10BASE-T）のもの	基本料	168,000円 (176,400円)	216,000円 (226,800円)	492,000円 (516,600円)
	加算料	(1)（タイプ１のもの）ア(イ)①(B)(ａ)(ａ ｂ)に規定する加算料と同額		
100Mb/sのもの	基本料	1,356,000円 (1,423,800円)	1,704,000円 (1,789,200円)	2,400,000円 (2,520,000円)

（全二重）	加算料	(1)（タイプ１のもの）ア(イ)①(B)(ａ)（ａ ｂ)に規定する加算料と同額		
１Gb/sのもの	基本料	4,920,000円 (5,166,000円)	5,520,000円 (5,796,000円)	8,400,000円 (8,820,000円)
	加算料	(1)（タイプ１のもの）ア(イ)①(B)(ａ)（ａ ｂ)に規定する加算料と同額		
10Gb/sのもの	基本料	32,400,000円 (34,020,000円)	36,000,000円 (37,800,000円)	54,000,000円 (56,700,000円)
	加算料	(1)（タイプ１のもの）ア(イ)①(B)(ａ)（ａ ｂ)に規定する加算料と同額		

（ｂ） アクセス回線二重化に係るもの

(aa) IPv4タイプのもの

１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分		料　　金　　額		
		第　１　群	第　２　群	第　３　群
10Mb/s（10BASE-T）のもの	基本料	280,000円 (294,000円)	360,000円 (378,000円)	820,000円 (861,000円)
	加算料	(1)（タイプ１のもの）ア(イ)①(B)(ｂ)（ａ ａ)に規定する加算料と同額		
100Mb/sのもの（全二重）	基本料	2,260,000円 (2,373,000円)	2,840,000円 (2,982,000円)	4,000,000円 (4,200,000円)
	加算料	(1)（タイプ１のもの）ア(イ)①(B)(ｂ)（ａ ａ)に規定する加算料と同額		
１Gb/sのもの	基本料	8,200,000円 (8,610,000円)	9,200,000円 (9,660,000円)	14,000,000円 (14,700,000円)
	加算料	(1)（タイプ１のもの）ア(イ)①(B)(ｂ)（ａ ａ)に規定する加算料と同額		
10Gb/sのもの	基本料	54,000,000円 (56,700,000円)	60,000,000円 (63,000,000円)	90,000,000円 (94,500,000円)
	加算料	(1)（タイプ１のもの）ア(イ)①(B)(ｂ)（ａ ａ)に規定する加算料と同額		

(ab) IPv6タイプのもの

１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分		料　　金　　額		
		第　１　群	第　２　群	第　３　群
10Mb/s（10BASE-T）	基本料	336,000円 (352,800円)	432,000円 (453,600円)	984,000円 (1,033,200円)

のもの	加算料	(1)（タイプ１のもの）ア(イ)①(B)(ｂ)（ａ ｂ)に規定する加算料と同額		
100Mb/sのもの（全二重）	基本料	2,712,000円（2,847,600円）	3,408,000円（3,578,400円）	4,800,000円（5,040,000円）
	加算料	(1)（タイプ１のもの）ア(イ)①(B)(ｂ)（ａ ｂ)に規定する加算料と同額		
１Gb/sのもの	基本料	9,840,000円（10,332,000円）	11,040,000円（11,592,000円）	16,800,000円（17,640,000円）
	加算料	(1)（タイプ１のもの）ア(イ)①(B)(ｂ)（ａ ｂ)に規定する加算料と同額		
10Gb/sのもの	基本料	64,800,000円（68,040,000円）	72,000,000円（75,600,000円）	108,000,000円（113,400,000円）
	加算料	(1)（タイプ１のもの）ア(イ)①(B)(ｂ)（ａ ｂ)に規定する加算料と同額		

イ　コース２のもの

（ア）　ＳＴＭ方式のもの

１の通常契約又は１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
1.5Mb/s又は６Mb/sのもの	その第５種オープンコンピュータ通信網サービスを同一品目の第３種オープンコンピュータ通信網サービス（クラス１のタイプ１のコース２のＳＴＭ方式のものであって、臨時第３種契約以外の契約に係るものに限ります。）とみなした場合に適用される定額利用料の基本額と同額

（イ）　ＡＴＭ方式のもの

１の通常契約又は１の二重化付加契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
３Mb/sから１Mb/sごとに10Mb/sまでのもの	その第５種オープンコンピュータ通信網サービスを同一品目の第３種オープンコンピュータ通信網サービス（クラス１のタイプ１のコース２のＡＴＭ方式のものに限ります。）とみなした場合に適用される定額利用料の基本額と同額

５－２－２　付加機能利用料

区　　分		単　位	料金額
クセスサ	この機能を利用する第５種契約者に係る契約者回線へダイヤルアップアクセス回線等から発信し、当社が別に定めるところに従って、発信者識別符号（その第５種契約者がその指定する者（その第５種契約者を含み	基本額（１発信者識別共通符号ごとに月額）	6,000円（6,300円）

			加算額（同時着信可能数（第５種契約者に係る契約者回線へダイヤルアップアクセス回線等から同時に通信を行うことができる数をいいます。以下この欄において同じとします。）１ごとに月額）	2,500円（2,625円）
	備考	１　この機能において利用することができる発信者識別共通符号の数及び登録することができる同時着信可能数等は、当社が別に定めるところによります。 ２　当社は、１の発信者識別共通符号につき１のダイヤルアップアクセスサービス着信番号を付与します。 ３　この機能を利用するときは、契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に、通信相手先のダイヤルアップアクセス回線に係る電話番号又は契約者回線番号をあらかじめ通知していただきます。		
着信課金機能	この機能を利用する第５種契約者に係るダイヤルアップアクセスサービス着信番号に着信するダイヤルアップアクセス回線からの通信について、その通信に関する料金の支払いを要する者をその第５種契約者とし、その第５種契約者に一括して課金することができるようにする機能			――
	備考	１　この機能は、ダイヤルアップアクセスサービス着信機能を利用する第５種契約者に限り提供します。この場合、そのダイヤルアップアクセスサービス着信機能については、この機能の利用に係る専用の発信者識別共通符号により利用していただくものとし、その通信については、ダイヤルアップアクセス回線との間に限り行うことができるものとします。 ２　当社は、この機能を利用する旨の申出があったときは、その利用を承諾した日を含む料金月の翌料金月から提供します。 ただし、その承諾した日が料金月の初日である場合は、その承諾した日を含む料金月から提供します。 ３　この機能の提供にあたっては、当社は、この機能に係る特定のダイヤルアップアクセスサービス着信番号を別に付与します。 ４　当社は、ダイヤルアップアクセス回線からの着信のうち、この備考の３に規定する特定のダイヤルアップアクセスサービス着信番号に着信したものを、着信課金通信として取り扱います。		

		5　この機能を利用するときは、契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に、通信相手先のダイヤルアップアクセス回線に係る電話番号又は契約者回線番号をあらかじめ通知していただきます。				
ＩＰｖ６トンネリング機能	ＩＰｖ６トンネリング装置を利用してＩＰｖ６パケットに係る通信を行うことができるようにする機能	タイプ１のコース１のもの	イーサネット方式のもの（IPv6タイプのものを除きます。）	対称型0.5Mb/s品目のもの	１の通常契約ごとに月額	16,000円（16,800円）
				対称型１Mb/s又は非対称型１Mb/sの品目のもの	１の通常契約ごとに月額	30,000円（31,500円）
				上記以外の品目のもの	１の通常契約ごとに月額	50,000円（52,500円）
			ＡＴＭ方式のもの	0.5Mb/s品目のもの	１の通常契約ごとに月額	16,000円（16,800円）
				１Mb/s 品目のもの	１の通常契約ごとに月額	30,000円（31,500円）
				上記以外の品目のもの	１の通常契約ごとに月額	50,000円（52,500円）
		タイプ２のコース１のもの	イーサネット方式のもの（IPv6タイプのものを除きます。）	対称型１Mb/s又は非対称型１Mb/sの品目のもの	１の通常契約ごとに月額	30,000円（31,500円）
				上記以外の品目のもの	１の通常契約ごとに月額	50,000円（52,500円）

			ＳＴＭ方式のもの又はＡＴＭ方式のもの	１の通常契約ごとに月額	３－１－２(3)に規定するＩＰｖ６トンネリング機能に係る付加機能利用料（クラス１のタイプ１のコース１のものに限ります。）と同額
		タイプ２のコース２のもの	ＳＴＭ方式のもの又はＡＴＭ方式のもの	１の通常契約ごとに月額	３－１－２(3)に規定するＩＰｖ６トンネリング機能に係る付加機能利用料（クラス１のタイプ１のコース２のものに限ります。）と同額
上限伝送速度設定機能	この機能を利用する第５種契約者に係る第５種オープンコンピュータ通信網サービスにおいて通信可能な符号伝送速度の上限値を、その第５種契約者があらかじめ指定することができる機能				――

備考

１　この機能は、プラン２に係る第５種契約者に限り提供します。

２　この機能において第５種契約者があらかじめ指定することができる符号伝送速度の上限値は、その品目ごとに次のとおりとします。

なお、非対称型の品目における交換設備等から契約者回線の終端への伝送方向に係る上限値は、次に掲げる値の1/4となります。

品　目		指定可能な符号伝送速度の上限値
対称型	10Mb/s（10BASE-T）	１Mbit/sから１Mbit/sごとに４Mbit/sまで
	100Mb/s	５Mbit/sから５Mbit/sごとに90Mbit/sまで
	１Gb/s	100Mbit/sから50Mbit/sごとに900Mbit/sまで
	10Gb/s	１Gbit/sから500Mbit/sごとに９Gbit/sまで

非対称型	10Mb/s（10BASE-T）	１Mbit/sから１Mbit/sごとに５Mbit/sまで	
	100Mb/s（全二重）	10Mbit/sから５Mbit/sごとに90Mbit/sまで	
	１Gb/s	100Mbit/sから50Mbit/sごとに900Mbit/sまで	
	10Gb/s	１Gbit/sから500Mbit/sごとに９Gbit/sまで	

３　アクセス回線二重化を行う第５種契約者がこの機能を利用するときは、その通常契約及び二重化付加契約の双方において、同一の上限値を指定していただきます。

４　当社は、この機能の利用の申出又は上限値の変更の申出があったときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からその申出に係る上限値を設定します。

ただし、その申出が、現に設定されている上限値を超える上限値への変更に係るものであるときは、この限りでありません。

５　当社は、アクセス回線二重化の目的外利用については、この機能の利用に係る上限値の指定はなかったものとして取り扱います。

ＤＮＳ機能	利用する第５種契約者に係るドメイン名及びＩＰアドレスを当社のドメイン名管理装置に登録し、ドメインネームシステムによる名前解決をすることができる機能	プライマリ型	正引き登録	１ゾーンごとに月額	2,000円（2,100円）
			逆引き登録	10ゾーンごとに月額	2,000円（2,100円）
		セカンダリ型		１のドメイン名を除く他のドメイン名について１のドメイン名ごとに月額	1,000円（1,050円）
	備考	１　「プライマリ型」とは、プライマリＤＮＳ及びセカンダリＤＮＳを利用することができるものをいいます。 ２　「セカンダリ型」とは、セカンダリＤＮＳに限り利用することができるものをいいます。 ３　この機能において登録することができるドメイン名、ドメイン名の文字数及びＩＰアドレスについては、当社が別に定めるところによります。			

５－２－３　データ通信料（着信課金通信に係るもの）

１のダイヤルアップアクセスサービス着信番号ごとに

区　　分	料　　金　　額
基本額（月額）	データ伝送サービス契約約款に規定する着信課金通信に係る通信料金の定額利用料（その通信料金の区分がデータ通信料の区分と同一のものに限ります。）と同額

加算額（１分までごとに）	データ伝送サービス契約約款に規定する着信課金通信に係る通信料金の加算額（その通信料金の区分がデータ通信料の区分と同一のものに限ります。）と同額

５の２　第６種契約に係るもの

５の２－１　適用

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>(1)　品目及び細目に係る料金の適用</td><td>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信及び保守の態様による細目を定めます。
ア　通信の態様による細目
（ア）　アクセス回線による区別
<table>
<tr><th>区　別</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>タイプ１</td><td>ＤＳＬ回線を使用して通信を行うことができるもの</td></tr>
<tr><td>タイプ２</td><td>利用回線を使用して通信を行うことができるとともに、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの</td></tr>
<tr><td>タイプ３</td><td>ＤＳＬ回線を使用して通信を行うことができるとともに、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの</td></tr>
<tr><td>タイプ４</td><td>光アクセス回線を使用して通信を行うことができるとともに、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの</td></tr>
<tr><td>タイプ５</td><td>利用回線、ＤＳＬ回線（別記１の２の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するＤＳＬ回線に限ります。）、光アクセス回線（別記１の２の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する光アクセス回線（当社が別に定めるものを除きます。）に限ります。）、移動利用回線、無線アクセス回線（別記１の２の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する無線通信サービス及び当社が別に定める当社の海外現地法人等又は他事業者等（以下「他事業者」といいます。）の電気通信設備）を使用して通信を行うことができるとともに、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの
（注）　本欄に規定する別に定める光アクセス回線とは、Bフレッツビジネスタイプ又はベーシックタイプとします。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

備考

1　第６種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点又はＮＳＰＩＸＰとの接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

2　この備考の１に規定するほか、第６種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信について、５の２－２－５（付加機能利用料）又は当社が別に定める当社の契約約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによる通信を行うことができます。

3　カテゴリー２については、タイプ１に限り提供します。

4　カテゴリー３については、タイプ２からタイプ５に限り提供します。

5　カテゴリー４については、タイプ３に限り提供します。

6　カテゴリー５又はカテゴリー６については、タイプ３又はタイプ４に限り提供します。

7　タイプ１のＤＳＬ回線は、別記13の２の⑶のイに定める契約（別記１の２の⑶に定める特定協定事業者に係るものに限ります。）に係るものとします。

8　タイプ２からタイプ５に係る通信は、当社が別に定めるところに従って契約者識別符号及び暗証符号を送信することにより行うことができます。

9　タイプ２からタイプ４及びタイプ５に係る第６種契約者（当社が別に定める者に限ります。）は、ＤＳＬ回線又は光アクセス回線（当社が別に定めるものに限ります。）からの通信を行うことができます。この場合、当社は、その通信をダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して行う通信とみなして取り扱います。

10　カテゴリー１のタイプ２からタイプ４については、利用回線、ＤＳＬ回線又は光アクセス回線を使用する場合に限りその契約に係る特定のＩＰアドレスを使用して通信を行うことができます。

11　セキュリティサービスは、カテゴリー１のタイプ３又はタイプ４に係る第６種契約者に限り提供します。

（注１）この備考の２に規定する当社が別に定める当社の契約約款は、データ伝送サービス契約約款又はＩＰ伝送サービス契約約款とします。

（注２）この備考の８に規定する当社が別に定める第６種契約者は、東日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定する無線通信認証機能の提供を受ける者とし、当社が別に定めるＤＳＬ回線又は光アクセス回線は、同社の契約約款及び料金表に規定する無線通信環境提供機能に係るものとします。

（イ）　アクセス回線の細目等による区別

Ａ　タイプ３に係るもの

区　別	内　　容

コース１	そのＤＳＬ回線が別記13の２の⑶のアに定める契約に係るものであって、セキュリティサービスを利用することができないもの
コース１の２	そのＤＳＬ回線が別記13の２の⑶の２に定める契約に係るものであって、セキュリティサービスを利用することができないもの
コース１の３	そのＤＳＬ回線が別記13の２の⑶のイに定める契約（別記１の２の⑶に定める特定協定事業者に係るものに限ります。）に係るものであって、セキュリティサービスを利用することができないもの
コース２	そのＤＳＬ回線が別記13の２の⑶のイに定める契約（別記１の２の⑶に定める特定協定事業者に係るものに限ります。）に係るものであって、セキュリティサービスのうち固定型パケットフィルタリングを利用することができるもの
コース３	そのＤＳＬ回線が別記13の２の⑶のイに定める契約（別記１の２の⑶に定める特定協定事業者に係るものに限ります。）に係るものであって、セキュリティサービスの全てを利用することができるもの
コース４	そのＤＳＬ回線が別記13の２の⑶のアに定める契約に係るものであって、セキュリティサービスのうちメールリレーを利用することができるもの
コース４の２	そのＤＳＬ回線が別記13の２の⑶の２に定める契約に係るものであって、セキュリティサービスのうちメールリレーを利用することができるもの

備考

１　カテゴリー３については、コース１からコース１の３に限り提供します。

２　タイプ３のコース１、コース１の２、コース４及びコース４の２におけるＤＳＬ回線の終端への伝送方向については、そのＤＳＬ回線に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

３　カテゴリー４については、コース１の３に限り提供します。

４　カテゴリー５及びカテゴリー６については、コース１又はコース１の２（保守の態様による細目が保守メニュー２に係るものに限ります。）に限り提供します。この場合、当社はコースに規定するＤＳＬ回線（電話非重畳のものに限ります。）を特定加入者回線として提供します。

５　「セキュリティサービス」とは、次に掲げるものをいいます。

⑴　固定型パケットフィルタリング（その第６種契約者に係るＤＳＬ回線へその第６種契約者以外の者から通信開始の要求があった場合に、その通信開始の要求に係る内容が当社指定のものであるときに限り、その要求に係る通信を行うことができるようにすることをいいます。以下同じとします。）
⑵　メールリレー（ＩＰ通信網を介して第６種契約者のメール蓄積装置へ送信される電子メールについて、当社のメール中継装置により中継することをいいます。以下同じとします。）
⑶　侵入検知等（第６種契約者が意図しない通信があった場合に、当社が別に定めるところにより、それに関する通知又はその通信の遮断等を行うことをいいます。以下同じとします。）

６　セキュリティサービスは、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して行う通信については、利用することができません。

７　セキュリティサービスの利用方法等は、当社が別に定めるところによります。

８　当社は、セキュリティサービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。

Ｂ　タイプ４に係るもの

区　別	内　　容
コース１	その光アクセス回線が別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－１（10Mb/s品目のものに限ります。）に係るものであって、セキュリティサービスを利用することができないもの
コース２	その光アクセス回線が別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－１（10Mb/s品目のもの並びに100Mb/s品目のプラン１、プラン２及びプラン４のものを除きます。）に係るものであって、セキュリティサービスを利用することができないもの
コース２の２	その光アクセス回線が別記１の２の⑴に定める特定協定事業者（西日本電信電話株式会社に限ります。）の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－１（100Mb/s品目のプラン４のものに限ります。）に係るものであって、セキュリティサービスを利用することができないもの

		コース３	その光アクセス回線が別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－１（100Mb/s品目のプラン２のものに限ります。）に係るものであって、セキュリティサービスを利用することができないもの
		コース３の２	その光アクセス回線が別記１の２の⑴に定める特定協定事業者（西日本電信電話株式会社に限ります。）に係る当社が別に定めるものであって、セキュリティサービスを利用することができないもの
		コース４	その光アクセス回線が別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－１（100Mb/s品目のプラン１のものに限ります。）に係るものであって、セキュリティサービスを利用することができないもの
		コース５	その光アクセス回線が別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－１（10Mb/s品目のものに限ります。）に係るものであって、セキュリティサービスのうちメールリレーを利用することができるもの
		コース６	その光アクセス回線が別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－１（10Mb/s品目のもの並びに100Mb/s品目のプラン１、プラン２及びプラン４のものを除きます。）に係るものであって、セキュリティサービスのうちメールリレーを利用することができるもの
		コース７	その光アクセス回線が別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－１（100Mb/s品目のプラン２のものに限ります。）に係るものであって、セキュリティサービスのうちメールリレーを利用することができるもの
		コース８	その光アクセス回線が別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－１（100Mb/s品目のプラン１のものに限ります。）に係るものであって、セキュリティサービスのうちメールリレーを利用することができるもの

コース９	その光アクセス回線が別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－１（46Mb/s品目のものに限ります。）又はメニュー５－２（西日本電信電話株式会社の場合は、カテゴリー１のものに限ります。）に係るものであって、セキュリティサービスを利用することができないもの
コース９の２	その光アクセス回線が別記１の２の⑴に定める特定協定事業者（西日本電信電話株式会社に限ります。）の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－２（100Mb/s品目のカテゴリー２のものに限ります。）に係るものであって、セキュリティサービスを利用することができないもの
コース10	その光アクセス回線が別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－１（46Mb/s品目のものに限ります。）又はメニュー５－２（西日本電信電話株式会社の場合は、カテゴリー１のものに限ります。）に係るものであって、セキュリティサービスのうちメールリレーを利用することができるもの
備考 １　カテゴリー３については、コース１からコース３、コース９又はコース９の２に限り提供します。 ２　カテゴリー５及びカテゴリー６については、コース２、コース３、コース４（カテゴリー６を除きます。）、コース９（別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する46Mb/s品目に係るものを除きます。）に限り提供します。この場合、当社はコースに規定する光アクセス回線を特定加入者回線として提供します。 ３　カテゴリー５及びカテゴリー６のコース９に係る光アクセス回線には、次のとおり契約者グループの態様による区別があります。	

区　別	内　容
クラス１	別記１の２の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー５―２に係るプラン１のもの
クラス２	別記１の２の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー５―２に係るプラン２のもの
備考　その契約者グループに属する特定加入者回線が１となった場合であって、そのことを当社が第６種契約者に通知した日の翌日から起算して３ヶ月経過したときの利用料金は、当社が別に定める加算額を適用します。	

４　セキュリティサービスに関する提供条件については、Ａ（タイプ３に係るもの）の表の備考に定めるところによります

（ウ）　ＩＰアドレス数による区別

①　IPv4に係るＩＰアドレス

区　別	内　　容
プラン１	その第６種契約に係るＩＰアドレスの数が、１個のもの
プラン２	その第６種契約に係るＩＰアドレスの数が、８個のもの
プラン３	その第６種契約に係るＩＰアドレスの数が、16個のもの
プラン４	その第６種契約に係るＩＰアドレスの数が、32個までのもの
プラン５	その第６種契約に係るＩＰアドレスの数が、64個までのもの

備考　ＩＰアドレス数による区別は、カテゴリー１又はカテゴリー５であって、アクセス回線による区別がタイプ２からタイプ４のもの（タイプ３のコース３のものを除きます。）に限り適用します。この場合、アクセス回線による区別及びアクセス回線の細目等による区別ごとに提供するプランは、次表のとおりとします。

区　　別		提供するプラン
タイプ２		プラン１及びプラン２
タイプ３	コース１	プラン１からプラン３
	コース１の２	プラン１からプラン３
	コース２	プラン１
	コース４	プラン２及びプラン３

	コース４の２	プラン２及びプラン３
タイプ４	コース１	プラン１及びプラン２
	コース２	プラン１及びプラン２
	コース２の２	プラン１及びプラン２
	コース３	プラン１からプラン３
	コース３の２	プラン１からプラン３
	コース４	プラン１からプラン５
	コース５	プラン２
	コース６	プラン２
	コース７	プラン２及びプラン３
	コース８	プラン２からプラン５
	コース９	プラン１及びプラン２
	コース９の２	プラン１及びプラン２
	コース10	プラン２

② IPv６に係るＩＰアドレス

カテゴリー４の契約者が利用するIPv6プロトコルに係るＩＰアドレスは、/48のアドレスブロックを割り当てるものとします。

イ　保守の態様による細目

区　別	内　　容
保守メニュー１	午前９時から午後５時までの時間帯以外の時刻に、その第６種契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前９時から午後５時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行うもの
保守メニュー２	保守メニュー１以外のもの

備考

１　保守の態様による細目は、カテゴリー５又はカテゴリー６の特定加入者回線に限り適用します。

２　保守メニュー２のものは、カテゴリー５及びカテゴリー６（タイプ４のコース２（特定加入者回線が東日本電信電話株式会社に係るものに限ります。）を除きます。）のＤＳＬ回線又は光アクセス回線(特定加入者回線に限ります。)に限り提供します。

３　第６種契約者は、その第６種契約について、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更（その細目の変更と同時に品目の変更を行う場合を除きます。）の請求を行うことはできません。

ウ　品目

（ア）　タイプ１のもの

品　目	内　　容
512kb/s	最大512kbit/sまでの符号伝送が可能なもの
1.5Mb/s	最大1.536Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
備考　カテゴリー２については、512kb/sの品目に限り提供します。	

（イ）　タイプ２のもの

品　目	内　　容
64kb/s	最大64kbit/sまでの符号伝送が可能なもの

（ウ）　タイプ３のもの

Ａ　コース１のもの

品　目	内　　容
1.5Mb/s	ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大1.536Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512Kbit/sまでの符号伝送が可能なもの
８Mb/s	ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大概ね８Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね１Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
12Mb/s	ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大概ね12Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね１Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
24Mb/s	ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大概ね24Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね１Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
40 Mb/s	ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大概ね40Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね１Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
47 Mb/s	ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大概ね47Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね５Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
備考 １　コース１に係る品目はカテゴリー５又はカテゴリー６に限り適用します。 ２　24Mb/s品目のものは、特定加入者回線が西日本電信電話株式会社に係るものに限り提供します。	

Ｂ　コース１の２のもの

品　目	内　　容
40 Mb/s	ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大概ね40Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね１Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
47 Mb/s	ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大概ね47Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね５Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
備考　コース１の２に係る品目はカテゴリー５又はカテゴリー６に限り適用します。	

Ｃ　コース１の３のもの

品　目	内　　容
47Mb/s	ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大47.232Mbit/sまで、他の伝送方向については最大3.072Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
50Mb/s	ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大50.560Mbit/sまで、他の伝送方向については最大12.288Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
備考 １　47Mb/sに係る品目はカテゴリー４に限り適用します。 ２　50Mb/sに係る品目はカテゴリー３に限り適用します。	

Ｄ　コース２のもの

品　目	内　　容
1.5Mb/s	ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大1.536Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512kbit/sまでの符号伝送が可能なもの
８Mb/s	ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大8.064Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
12Mb/s	ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大12.512Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
26Mb/s	ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大26.080Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

Ｅ　コース３のもの

品　目	内　　容
10Mb/s	ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大10.592Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

（エ）　タイプ４のもの

区　分	品　目	内　　容
コース１及びコース５のもの	10Mb/s	最大10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
コース２からコース４及びコース６からコース８のもの（コース３の２を除きます）	100Mb/s	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

	コース３の２	１Gb/s	最大概ね1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	コース９及びコース10のもの	46Mb/s又は100Mb/s	46Mb/s品目は最大46Mbit/sまで、100Mb/s品目は最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	備考　コース９及びコース10については、特定協定事業者の契約約款及び料金表に別段の定めがある場合には、その定めるところにより符号伝送速度の最大が100Mb/sとならない場合があります。		

（オ）　タイプ５のもの

最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの。ただし、アクセス方法又は特定協定事業者の契約約款及び料金表に別段の定めがある場合には、その定めるところにより符号伝送速度の最大が100Mb/sとならない場合があります。

⑵　最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	ア　第６種契約者は、最低利用期間内に第６種契約の解除（当社が別に定める理由によるものを除きます。）があった場合は、第82条（定額利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。 　ただし、第６種契約（カテゴリー２に係るものに限ります。）の解除後もなおＤＳＬ回線をＤＳＬ回線共用回線で使用する場合は、この限りでありません。 イ　第６種契約者は、最低利用期間内に第６種オープンコンピュータ通信網サービスの区別、品目又は通信又は保守の態様による細目の変更（以下この欄において「品目等の変更」といいます。）があった場合は、その品目等の変更について変更前の定額利用料の額から変更後の定額利用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。この場合において、適用される最低利用期間が変更前後で異なっているときの残余の期間は、変更前の最低利用期間を基準として適用します。 ウ　イの場合に、品目等の変更と同時にその利用回線、ＤＳＬ回線又は光アクセス回線に係る終端の場所において、第６種オープンコンピュータ通信網サービスに係るＤＳＬ回線又は光アクセス回線の新設又は契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等のＤＳＬ回線又は光アクセス回線に係る第６種オープンコンピュータ通信網サービスの定額利用料を合算して行います。 （注）この欄に規定する当社が別に定める理由は、ＤＳＬ回線が別記１の２の⑴に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する後行回線となる場合であって、その後行回線がその特定協定事業者の他の電気通信サービスに対し

	信号の漏えいによる影響を与える等により、その特定協定事業者によってその後行回線に係る契約が解除となる場合とします。
(3) サービス品質（遅延時間）に係る料金の適用	当社は、当社が別に定める提供区間の全ての提供区間において当社が別に定める方法により測定した遅延時間（その１の提供区間の一端から送信されたＩＰパケットのその提供区間の往復に要する時間をいいます。）の料金月単位での平均時間が、２の料金月を連続して40ミリ秒を超えた場合は、その連続する２の料金月のうちの最終料金月における第６種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ１又はタイプ３のコース３に係るものであって、その２の料金月を連続して当社がその提供をしているものに限ります。 以下この欄において同じとします。）の定額利用料（料金表通則の４の規定（第82条（定額利用料等の支払義務）第２項第３号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とし、料金表通則の16の規定による場合は、適用前の額とします。）に、1/30を乗じて得た額をその第６種契約者に返還します。 ただし、その第６種オープンコンピュータ通信網サービスについて、その２の料金月を連続して利用中止又は利用停止があったときは、この限りでありません。
(4) 電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額の適用	電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額は、次のとおり適用します。 ア　カテゴリー１（プラン１に限ります。）、カテゴリー３又はカテゴリー４の場合 １契約につき利用することとなる１のメールアドレスを除く他のメールアドレスについて適用します。 イ　カテゴリー１（タイプ２、タイプ３のコース１若くはコース１の２又はタイプ４のコース１からコース４又はコース９であって、プラン２に限ります。）の場合 １契約につき利用することとなる全てのメールアドレスについて適用します。
(5) メールリレーの利用の場合の定額利用料の加算額の適用	メールリレーの利用の場合の定額利用料の加算額は、セキュリティサービスにおけるメールリレーについて、１契約につき利用することとなる１のメールリレードメイン名（第６種契約者に係るドメイン名又はドメイン名を含む１の英字及び数字の組合せであって、メールリレーの利用に係るものをいいます。）を除く他のメールリレードメイン名について適用します。
(6) 特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額の適用	タイプ２からタイプ４に係る第６種契約者が特定ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行った場合は、その接続通信時間の料金月単位での累計時間１分までごとに５の２－２－４に規定する加算額を計算して適用します。
(7) ポータブルIPアクセスの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額の適用	ア　第６種契約者（カテゴリー１（プラン１のものに限ります。）、カテゴリー３、カテゴリー４（IPv４プロトコルによる利用の場合に限ります。）、カテゴリー５（プラン１のものに限ります。）及びカテゴリー６に係る契約者に限ります。）が契約者識別符号を利用し、ポータブルIPサービス契約約款に規定するポータブルIP網を介してIP通信網へ通信を行った場合（以下

	「ポータブルIPアクセス」といいます。）は、この表の(1)欄から(5)欄、(8)欄及び(9)欄の規定にかかわらず、５の２－２－４に規定する加算額を計算して適用します。 イ　ポータブルIPアクセスに係る営業区域、インターフェース、無線区間に係るセキュリティの確保等、認証に係るセキュリティの確保及び移動無線装置の電源の確保等については、ポータブルIPサービス契約約款の規定に準じます。
(8)　ダイヤルアップアクセスサービス着信機能に関する付加機能利用料の適用	ダイヤルアップアクセスサービス着信機能に関する付加機能利用料については、１発信者識別共通符号につき同時着信可能数が１の場合は基本額のみを適用し、１を超える場合は１を超える１ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
(9)　データ通信料の適用	着信課金通信に係るデータ通信料の適用については、第１種契約に係るものの場合に準ずるものとします。
(10)　接続通信時間の測定等	ア　特定ダイヤルアップ回線及びポータブルIPアクセスの利用に係る接続通信時間は、アクセスポイントから送信された契約者識別符号及び暗証符号により当社がその第６種契約者を識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、又は第77条（通信利用の制限等）第３項の規定により、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。 イ　当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った場合（第77条第３項の規定による場合を除きます。）は、５の２－２（料金額）に規定する分数に満たない端数の接続時間は、アに規定する接続通信時間には含みません。 ウ　着信課金通信に係る接続通信時間は、そのダイヤルアップアクセス回線とＤＳＬ回線を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者若しくは着信者からの通信終了の信号を受け、又はデータ伝送サービス契約約款第35条（通信利用の制限等）第３項の規定により、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。 エ　次の時間は、ウに規定する接続通信時間には含みません。 （ア）　発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信中に一時通信ができなかった時間 （イ）　発信者又は着信者の責任によらない理由により通信を打ち切った場合（データ伝送サービス契約約款第35条第３項の規定による場合を除きます。）は、５の２－２（料金額）に規定する分数に満たない端数の時間
(11)　当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の特定ダイヤルアップ回線及びポータブルIPアクセスの利用の場合の定額利用料の加算額又は着信課金通信に係るデータ通信料（以下この欄において「加算額等」といいます。）は、次のとおりとします。 ア　過去１年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の

	属する料金月の前12料金月の各料金月における１日平均の加算額等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 イ　ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した１日平均の加算額等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 （注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として次のとおりとします。 ⑴　過去２か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における１日平均の加算額等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 ⑵　過去２か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における１日平均の加算額等又は故障等の回復後の７日間における１日平均の加算額等のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
⑿　保守メニューに係る加算額の適用	特定加入者回線に係る保守メニュー２の利用の場合定額利用料の加算額は、１の特定加入者回線（料金表第１表（料金）に定めるタイプ３のコース１の２に係るものを除きます。）ごとに適用します。
⒀　利用料金の適用除外	第６種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー５又はカテゴリー６のタイプ３（特定加入者回線に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の提供の開始、特定加入者回線の移転又は品目の変更により、リンク未確立状態（当社が別に定める事象であって、特定加入者回線の終端に接続される端末設備とその端末設備と対向して収容ＩＰ通信網サービス取扱所に設置される特定加入者回線に係る回線収容部との間における通信が全く利用できない状態をいいます。以下、同じとします。）となった場合（そのことを当社が確認できる場合に限ります。）であって、その第６種オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始、特定加入者回線の移転又は品目の変更の日の翌日から起算して20日以内に、第６種契約者からその旨の申出があり、その第６種契約の解除又は特定加入者回線の移転若しくは品目の変更の請求が行われた場合は、料金表第1表（料金）の規定にかかわらず、リンク未確立状態の期間に係る利用料金は適用しません。 注　本欄に規定する当社が別に定める事象とは、別記13の２の(3)のア又は別記13の２の(3)の２に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するＤＳＬ方式に起因する事象に準ずるものとします。

５の２－２　料金額

５の２－２－１　定額利用料

(1)　カテゴリー１のもの

ア　タイプ１のもの

１契約ごとに月額

区　　分		料　金　額
512kb/sのもの	電話非重畳のもの	50,000円 (52,500円)
1.5Mb/sのもの	電話非重畳のもの	100,000円 (105,000円)
備考　第６種契約者が指定することのできるＤＳＬ回線の終端の場所は、ＤＳＬ回線に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによるほか、当社が別に定めるところによります。		

イ　タイプ２のもの

１契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
プラン１のもの	4,800円（5,040円）
プラン２のもの	6,800円（7,140円）

ウ　タイプ３のもの

（ア）　コース１のもの

１契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
プラン１のもの	6,800円（7,140円）
プラン２のもの	11,800円（12,390円）
プラン３のもの	23,100円（24,255円）

（イ）　コース２のもの

１契約ごとに月額

区　　分			料　金　額
プラン１のもの	1.5Mb/sのもの	電話重畳のもの	7,650円 (8,032.5円)
		電話非重畳のもの	9,450円 (9,922.5円)
	８Mb/sのもの	電話重畳のもの	7,800円 (8,190円)
		電話非重畳のもの	9,600円 (10,080円)
	12Mb/sのもの	電話重畳のもの	9,300円 (9,765円)

		電話非重畳のもの	11,000円 （11,550円）
	26Mb/sのもの	電話重畳のもの	9,500円 （9,975円）
		電話非重畳のもの	11,200円 （11,760円）

備考

1　当社は、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して行う通信については、第６条（ＩＰ通信網サービスの提供区間等）第１項に規定する当社のＩＰ通信網サービスの区間についてこの料金を適用します。

2　第６種契約者が指定することのできるＤＳＬ回線の終端の場所は、ＤＳＬ回線に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによるほか、当社が別に定めるところによります。

（ウ）　コース３のもの

１契約ごとに月額

区　　分		料　金　額
10Mb/sのもの	電話重畳のもの	25,000円 （26,250円）
	電話非重畳のもの	27,000円 （28,350円）

備考

1　当社は、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して行う通信については、第６条（ＩＰ通信網サービスの提供区間等）第１項に規定する当社のＩＰ通信網サービスの区間についてこの料金を適用します。

2　第６種契約者が指定することのできるＤＳＬ回線の終端の場所は、ＤＳＬ回線に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによるほか、当社が別に定めるところによります。

（エ）　コース４のもの

１契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
プラン２のもの	12,800円（13.440円）
プラン３のもの	24,100円（25,305円）

（オ）　コース１の２のもの

１契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
プラン１のもの	8,800円（9,240円）
プラン２のもの	13,800円（14,490円）
プラン３のもの	28,800円（30,240円）

（カ）　コース４の２のもの

１契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
プラン２のもの	14,800円（15,540円）
プラン３のもの	29,800円（31,290円）

エ　タイプ４のもの

（ア）　コース１のもの

１契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
プラン１のもの	9,800円（10,290円）
プラン２のもの	18,800円（19,740円）

（イ）　コース２のもの

１契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
プラン１のもの	9,800円（10,290円）
プラン２のもの	18,800円（19,740円）

（ウ）　コース２の２のもの

１契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
プラン１のもの	9,800円（10,290円）
プラン２のもの	18,800円（19,740円）

（エ）　コース３のもの

１契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
プラン１のもの	25,500円（26,775円）
プラン２のもの	34,500円（36,225円）
プラン３のもの	55,000円（57,750円）

（オ）　コース３の２のもの

１契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
プラン１のもの	30,500円（32,025円）
プラン２のもの	40,000円（42,000円）
プラン３のもの	59,000円（61,950円）

（カ）　コース４のもの

１契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
プラン１のもの	75,000円（78,750円）
プラン２のもの	107,000円（112,350円）
プラン３のもの	127,000円（133,350円）
プラン４のもの	160,000円（168,000円）
プラン５のもの	190,000円（199,500円）

（キ）　コース５のもの

１契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
プラン２のもの	19,800円（20,790円）

（ク）　コース６のもの

１契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
プラン２のもの	19,800円（20,790円）

（ケ）　コース７のもの

１契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
プラン２のもの	35,500円（37,275円）
プラン３のもの	56,000円（58,800円）

（コ）　コース８のもの

１契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
プラン２のもの	108,000円（113,400円）
プラン３のもの	128,000円（134,400円）
プラン４のもの	161,000円（169,050円）
プラン５のもの	191,000円（200,550円）

（サ）　コース９のもの

１契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
プラン１のもの	6,800円（7,140円）
プラン２のもの	15,800円（16,590円）

（シ）　コース９の２のもの

１契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
プラン１のもの	6,800円（7,140円）
プラン２のもの	15,800円（16,590円）

（ス）　コース10のもの

１契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
プラン２のもの	16,800円（17,640円）

⑵　カテゴリー２のもの（タイプ１のもの）

１契約ごとに月額

区　　分		料　金　額
512kb/sのもの	電話非重畳のもの	50,000円 （52,500円）
備考　第６種契約者が指定することのできるＤＳＬ回線の終端の場所は、ＤＳＬ回線に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによるほか、当社が別に定めるところによります。		

⑶　カテゴリー３のもの

１契約ごとに月額

区　　分			料　金　額
タイプ２のもの			2,050円 （2,152.5円）
タイプ３のもの	コース１のもの		2,050円 （2,152.5円）
	コース１の２のもの		2,650円 （2,782.5円）
	コース１の３のもの	電話重畳のもの	3,700円 （3,885円）
		電話非重畳のもの	5,000円 （5,250円）
タイプ４のもの	コース１のもの		3,080円 （3,234円）
	コース２のもの		3,130円 （3,286.5円）
	コース２の２のもの		3,130円 （3,286.5円）

	コース３のもの	8,200円 (8,610円)
	コース９のもの	2,980円 (3,129円)
	コース９の２のもの	2,980円 (3,129円)
タイプ５のもの		4,800円 (5,040円)

⑷　カテゴリー４のもの

１契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
電話重畳のもの	6,138円 (6,444.9円)
電話非重畳のもの	7,365円 (7,735.25円)

⑸　カテゴリー５のもの

ア　タイプ３のもの

(ア)コース１のもの

①　東日本電信電話株式会社に係るもの

１契約ごとに月額

区　分		料　金　額
プラン１のもの	1.5Mb/sのもの	11,350円（11,917.5円）
	８Mb/sのもの	11,550円（12,127.5円）
	12Mb/sのもの	11,650円（12,232.5円）
	40Mb/sのもの	11,750円（12,337.5円）
	47Mb/sのもの	11,850円（12,442.5円）
プラン２のもの	1.5Mb/sのもの	16,350円（17,167.5円）
	８Mb/sのもの	16,550円（17,377.5円）
	12Mb/sのもの	16,650円（17,482.5円）
	40Mb/sのもの	16,750円（17,587.5円）
	47Mb/sのもの	16,850円（17,692.5円）
プラン３のもの	1.5Mb/sのもの	27,650円（29,032.5円）
	８Mb/sのもの	27,850円（29,242.5円）
	12Mb/sのもの	27,950円（29,347.5円）
	40Mb/sのもの	28,050円（29,452.5円）
	47Mb/sのもの	28,150円（29,557.5円）

②　西日本電信電話株式会社に係るもの

１契約ごとに月額

区　分		料　金　額
プラン１のもの	1.5Mb/sのもの	11,350円（11,917.5円）
	８Mb/sのもの	11,550円（12,127.5円）
	12Mb/sのもの	11,650円（12,232.5円）
	24Mb/sのもの	11,720円（12,306円）
	40Mb/sのもの	11,750円（12,337.5円）
	47Mb/sのもの	11,750円（12,337.5円）
プラン２のもの	1.5Mb/sのもの	16,350円（17,167.5円）
	８Mb/sのもの	16,550円（17,377.5円）
	12Mb/sのもの	16,650円（17,482.5円）
	24Mb/sのもの	16,720円（17,556円）
	40Mb/sのもの	16,750円（17,587.5円）
	47Mb/sのもの	16,750円（17,587.5円）

プラン３のもの	1.5Mb/sのもの	27,650円（29,032.5円）
	８Mb/sのもの	27,850円（29,242.5円）
	12Mb/sのもの	27,950円（29,347.5円）
	24Mb/sのもの	28,020円（29,421円）
	40Mb/sのもの	28,050円（29,452.5円）
	47Mb/sのもの	28,050円（29,452.5円）

(イ)コース１の２のもの

① 東日本電信電話株式会社に係るもの

１契約ごとに月額

区　分		料　金　額
プラン１のもの	40Mb/sのもの	19,800円（20,790円）
	47Mb/sのもの	19,800円（20,790円）
プラン２のもの	40Mb/sのもの	24,800円（26,040円）
	47Mb/sのもの	24,800円（26,040円）
プラン３のもの	40Mb/sのもの	39,800円（41,790円）
	47Mb/sのもの	39,800円（41,790円）

イ　タイプ４のもの

(ア)　コース２のもの

① 東日本電信電話株式会社に係るもの

１契約ごとに月額

区　分	料　金　額
プラン１のもの	13,900円（14,595円）
プラン２のもの	22,900円（24,045円）

② 西日本電信電話株式会社に係るもの

１契約ごとに月額

区　分	料　金　額
プラン１のもの	14,100円（14,805円）
プラン２のもの	23,100円（24,255円）

(イ)　コース３のもの

① 東日本電信電話株式会社に係るもの

１契約ごとに月額

区　分	料　金　額
プラン１のもの	34,500円（36,225円）
プラン２のもの	43,500円（45,675円）
プラン３のもの	64,000円（67,200円）

② 西日本電信電話株式会社に係るもの

１契約ごとに月額

区　分	料　金　額
プラン１のもの	34,500円（36,225円）
プラン２のもの	43,500円（45,675円）
プラン３のもの	64,000円（67,200円）

(ウ)コース４のもの

① 東日本電信電話株式会社に係るもの

１契約ごとに月額

区　分	料　金　額
プラン１のもの	115,000円（120,750円）
プラン２のもの	147,000円（154,350円）
プラン３のもの	167,000円（175,350円）
プラン４のもの	200,000円（210,000円）
プラン５のもの	230,000円（241,500円）

② 西日本電信電話株式会社に係るもの

１契約ごとに月額

区　分	料　金　額
プラン１のもの	115,000円（120,750円）
プラン２のもの	147,000円（154,350円）
プラン３のもの	167,000円（175,350円）
プラン４のもの	200,000円（210,000円）
プラン５のもの	230,000円（241,500円）

(エ)　コース９のもの

① 東日本電信電話株式会社に係るもの

１契約ごとに月額

区　分		料　金　額
クラス１のもの	プラン１のもの	9,700円（10,185円）
	プラン２のもの	18,700円（19,635円）
クラス２のもの	プラン１のもの	9,300円（9,765円）
	プラン２のもの	18,300円（19,215円）

② 西日本電信電話株式会社に係るもの

１契約ごとに月額

区　分		料　金　額
クラス１のもの	プラン１のもの	9,700円（10,185円）
	プラン２のもの	18,700円（19,635円）
クラス２のもの	プラン１のもの	9,300円（9,765円）
	プラン２のもの	18,300円（19,215円）

⑹カテゴリー６のもの

ア　タイプ３のもの

(ア)コース１のもの

① 東日本電信電話株式会社に係るもの

１契約ごとに月額

区　分	料　金　額
1.5Mb/sのもの	8,100円（8,505円）
８Mb/sのもの	8,300円（8,715円）
12Mb/sのもの	8,400円（8,820円）
40Mb/sのもの	8,500円（8,925円）
47Mb/sのもの	8,600円（9,030円）

② 西日本電信電話株式会社に係るもの

１契約ごとに月額

区　分	料　金　額
1.5Mb/sのもの	8,100円（8,505円）
８Mb/sのもの	8,300円（8,715円）
12Mb/sのもの	8,400円（8,820円）
24Mb/s のもの	8,470円（8,893.5円）
40Mb/sのもの	8,500円（8,925円）
47Mb/sのもの	8,500円（8,925円）

（イ）コース１の２のもの

１契約ごとに月額

区　分	料　金　額
40Mb/sのもの	15,150円（15,907.5円）
47Mb/sのもの	15,150円（15,907.5円）

イ　タイプ４のもの

（ア）　東日本電信電話株式会社に係るもの

１契約ごとに月額

区　分		料　金　額
コース２のもの		8,730円（9,166.5円）
コース３のもの		18,700円（19,635円）
コース９のもの	クラス１のもの	7,380円（7,749円）
	クラス２のもの	6,980円（7,329円）

（イ）　西日本電信電話株式会社に係るもの

１契約ごとに月額

区　分		料　金　額
コース２のもの		8,930円（9,376.5円）
コース３のもの		18,700円（19,635円）
コース９のもの	クラス１のもの	7,580円（7,959円）
	クラス２のもの	7,080円（7,434円）

５の２－２－２　電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額

５の２－２－２－１　カテゴリー１（タイプ２、タイプ３のコース１又はコース１の２若しくはコース２タイプ４のコース１からコース４又はコース９、コース９の２であって、プラン１に限ります。）、カテゴリー３、カテゴリー４、カテゴリー５（タイプ３のコース１又はコース１の２、タイプ４のコース２からコース４又はコース９であって、プラン１に限ります。）又はカテゴリー６の場合

１契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
追加利用するメールアドレスが１の場合	250円（262.5円）
追加利用するメールアドレスが２の場合	350円（367.5円）
追加利用するメールアドレスが３の場合	450円（472.5円）

備考

１　電子メールを利用することができる者は、カテゴリー１（タイプ２、タイプ３のコース１、コース１の２若しくはコース２又はタイプ４のコース１からコース４又はコース９、コース９の２であって、プラン１に限ります。）、カテゴリー３又はカテゴリー４（IPv4プロトコルによる利用の場合に限ります。）、カテゴリー５（タイプ３のコース１又はコース１の２、タイプ４のコース２からコース４又はコース９であって、プラン１に限ります。）又はカテゴリー６に係る第６種契約者に限ります。

２　当社は、メールアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。

３　当社は、第６種契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。

４　電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に定めるところによります。

５　第６種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルス（第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、自己伝染機能、潜伏機能又は発病機能のうち1つ以上を有するもの）が添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。

６　コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。

７　この備考の５に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に定める方法により利用可能とします。

８　当社は、この備考の４の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第６種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。

（注１）この備考の５に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。

（注２）この備考の６に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社が下記URL に掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社が下記URL に掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後２日後以降となります。

URL: http://www.trendmicro.co.jp/support/

５の２－２－２－２　カテゴリー１（タイプ２、タイプ３のコース１、コース１の２又はタイプ４のコース１からコース４又はコース９、コース９の２であって、プラン２に限ります。）又はカテゴリー５（タイプ３のコース１、コース１の２又はタイプ４のコース２からコース４又はコース９であって、プラン２に限ります。）の場合

１契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
利用するメールアドレスが１の場合	250円（262.5円）
利用するメールアドレスが２の場合	350円（367.5円）
利用するメールアドレスが３の場合	450円（472.5円）

利用するメールアドレスが４以上の場合	利用するアドレス数に150円（157.5円）を乗じて得た額

備考

１　電子メールを利用することができる者は、カテゴリー１（タイプ２、タイプ３のコース１若しくはコース１の２又はタイプ４のコース１からコース４又はコース９、コース９の２であって、プラン２に限ります。）又はカテゴリー５（タイプ３のコース１、コース１の２又はタイプ４のコース２からコース４又はコース９であって、プラン２に限ります。）に係る第６種契約者に限ります。

２　当社は、メールアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。

３　当社は、第６種契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところ　により、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。

４　電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に定めるところによります。

５の２－２－３　メールリレーの利用の場合の定額利用料の加算額

１のメールリレードメイン名ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
メールリレーの利用	1,000円（1,050円）

５の２－２－４　特定ダイヤルアップ回線及びポータブルIPアクセスの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額

通信時間１分までごとに

区　　分	料　　金　　額
特定ダイヤルアップ回線の利用	10円（10.5円）
ポータブルIPアクセスの利用	10円（10.5円）

備考

ポータブルIPアクセスの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額が3,200円（3,360円）を超える場合は、接続通信時間にかかわらず3,200円（3,360円）を適用します。

５の２－２－４－２　特定加入者回線に係る加算額

（１）保守メニュー２のものに係る加算額

ア　東日本電信電話株式会社に係るもの

１の特定加入者回線ごとに

区　　分			料　　金　　額
タイプ３のコース１に係るもの			2,500円（2,625円）
タイプ４に係るもの	コース３又はコース４に係るもの		2,500円（2,625円）
	コース９に係るもの	クラス１のもの	1,600円（1,680円）
		クラス２のもの	1,350円（1,417.5円）

イ　西日本電信電話株式会社に係るもの

１の特定加入者回線ごとに

区　　分	料　　金　　額
タイプ３のコース１に係るもの	2,500円（2,625円）

タイプ４に係るもの	コース２、コース３又はコース４に係るもの		2,500円（2,625円）
	コース９に係るもの	下記以外のもの	2,000円（2,100円）
		当社が別に定める保守グループを設定して提供するもの	1,000円（1,050円）

５の２－２－５　付加機能利用料

区分			単位	料金額
ローミング機能	当社が別に定める当社の海外現地法人等又は他事業者等（以下「他事業者」といいます。）の電気通信設備から送信された契約者識別符号及び暗証符号を、その第６種契約者のものであることを識別することにより、その他事業者の電気通信サービスの提供を受けることができるようにする機能	ア　イ以外の場合	通信時間の料金月単位での累計時間１分までごとに	18円（18.9円）
		イ　当社の海外現地法人等の電気通信サービスの提供を受ける場合	通信時間の料金月単位での累計時間１分までごとに	10円（10.5円）
	備考	１　この機能は、カテゴリー１（プラン１に係るものに限ります。）、カテゴリー３、カテゴリー４（IPv４プロトコルによる利用の場合に限ります。）、カテゴリー５（プラン１に係るものに限ります）及びカテゴリー６に係る第６種契約者に限り提供します。 ２　この機能に係る通信時間は、他事業者が信号（その他事業者に係る電気通信設備から送信された契約者識別符号及び暗証符号が第６種契約者のものであることを識別した信号をいいます。）を受信した時刻から起算し、第６種契約者からの通信終了の信号を受け又はその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。		

<table>
<tr><td rowspan="3">ウェブ機能</td><td colspan="2" rowspan="2">この機能を利用する第６種契約者が当社のドメイン名を使用するホームページに係る情報の蓄積又は転送等を行うことができる機能</td><td>蓄積できる情報量が10メガバイトまでのもの</td><td></td><td>――</td></tr>
<tr><td>蓄積できる情報量が10メガバイトを超えるもの</td><td>10メガバイトを超え５メガバイトまでごとに月額</td><td>200円
（210円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">１　この機能は、カテゴリー１からカテゴリー３のプラン１、カテゴリー４（IPv４プロトコルによる利用の場合に限ります。）、カテゴリー５のプラン１又はカテゴリー６に係る第６種契約者に限り提供します。
２　当社は、ホームページアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。この場合のホームページアドレスの数は、１の第６種契約につき１とします。
３　この機能を利用する場合において、蓄積できるホームページに係る情報量は、当社が別に定めるところによります。
４　当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積している情報の転送を停止し、又は消去することがあります。
５　当社は、他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、他人の利益を害する、又は別記４の２に定める事項に抵触する態様でこの機能が利用されていると認めた場合は、現に蓄積している情報の転送の停止を行うことがあります。
６　当社は、この備考の５の規定により現に蓄積している情報の転送の停止をされた第６種契約者が、なおその事実を解消しないときは、この機能の廃止を行うことがあります。
７　この備考の４から６までの規定により現に蓄積している情報の転送の停止若しくは消去又はこの機能の廃止を行う場合は、当社はあらかじめそのことを第６種契約者にお知らせします。
なお、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。
８　当社は、一定期間情報を蓄積していないときは、この機能の廃止を行うことがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを第６種契約者にお知らせします。
９　当社は、この機能の利用に伴い発生する損害（この備考の４から６までの規定及び８の規定により現に蓄積している情報の転送の停止若しくは消去又はこの機能の廃止を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">ダイヤルアップアクセスサービス着信機能</td><td colspan="2">この機能を利用する第６種契約者に係るＤＳＬ回線へダイヤルアップアクセス回線等から発信し、当社が別に定めるところに従って、発信者識別符号（その第６種契約者がその指定する者（その第６種契約者を含みます。以下この欄において同じとします。）を識別するために割り当てる発信者識別共通符号（その第６種契約者がその指定する者の全員に割り当てる１の英字及び数字の組合せであって、その第６種契約者に係るドメイン名を含むものをいいます。以下この欄において同じとします。）並びにその他の英字及び数字の組み合わせをいいます。以下この欄において同じとします。）を送信することによりそのダイヤルアップアクセス回線等との間の通信を行うことができるようにする機能</td><td>基本額（１発信者識別共通符号ごとに月額）</td><td>6,000円
（6,300円）</td></tr>
<tr><td></td><td>加算額（同時着信可能数（第６種契約者に係るＤＳＬ回線へダイヤルアップアクセス回線等から同時に通信を行うことができる数をいいます。以下この欄において同じとします。）１ごとに月額）</td><td>2,500円
（2,625円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">１　この機能は、タイプ１に係る第６種契約者に限り提供します。
２　この機能において利用することができる発信者識別共通符号の数及び登録することができる同時着信可能数等は、当社が別に定めるところによります。
３　当社は、１の発信者識別共通符号につき１のダイヤルアップアクセスサービス着信番号を付与します。
４　この機能を利用するときは、契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に、通信相手先のダイヤルアップアクセス回線に係る電話番号又は契約者回線番号をあらかじめ通知していただきます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">着信課金機能</td><td colspan="2">この機能を利用する第６種契約者に係るダイヤルアップアクセスサービス着信番号に着信するダイヤルアップアクセス回線からの通信について、その通信に関する料金の支払いを要する者をその第６種契約者とし、その第６種契約者に一括して課金することができるようにする機能</td><td></td><td>――</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">１　この機能は、ダイヤルアップアクセスサービス着信機能を利用する第６種契約者に限り提供します。この場合、そのダイヤルアップアクセスサービス着信機能については、この機能の利用に係る専用の発信者識別共通符号により利用していただくものとし、その通信については、ダイヤルアップアクセス回線との間に限り行うことができるものとします。
２　当社は、この機能を利用する旨の申出があったときは、その利用を承諾した日を含む料金月の翌料金月から提供します。
ただし、その承諾した日が料金月の初日である場合は、その承諾した日を含む料金月から提供します。</td></tr>
</table>

		３　この機能の提供にあたっては、当社は、この機能に係る特定のダイヤルアップアクセスサービス着信番号を別に付与します。 ４　当社は、ダイヤルアップアクセス回線からの着信のうち、この備考の３に規定する特定のダイヤルアップアクセスサービス着信番号に着信したものを、着信課金通信として取り扱います。 ５　この機能を利用するときは、契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に、通信相手先のダイヤルアップアクセス回線に係る電話番号又は契約者回線番号をあらかじめ通知していただきます。					
選択型パケットフィルタリング機能	この機能を利用する第６種契約者に係るＤＳＬ回線へその第６種契約者以外の者から通信開始の要求があった場合に、その通信開始の要求に係る内容があらかじめその第６種契約者が指定したものであるときに限り、その要求に係る通信を行うことができるようにする機能						――
	備考	１　この機能は、タイプ１に係る第６種契約者に限り提供します。 ２　この機能において、第６種契約者が指定することができる通信開始の要求に係る内容等は、当社が別に定めるところによります。 ３　当社は、この機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。					
ＩＰｖ６トンネリング機能	ＩＰｖ６トンネリング装置を利用してＩＰｖ６パケットに係る通信を行うことができるようにする機能	タイプ１のもの			512kb/s品目のもの	１契約ごとに月額	12,000円（12,600円）
					1.5Mb/s品目のもの	１契約ごとに月額	31,000円（32,550円）
		タイプ２のもの	プラン１のもの		64kb/s品目のもの	１契約ごとに月額	2,500円（2,625円）
			プラン２のもの		64kb/s品目のもの	１契約ごとに月額	3,000円（3,150円）
		タイプ３のもの	コース１のもの	プラン１のもの		１契約ごとに月額	2,500円（2,625円）
				プラン２のもの		１契約ごとに月額	3,000円（3,150円）
				プラン３のもの		１契約ごとに月額	3,500円（3,675円）

	コース1の2のもの	プラン１のもの		１契約ごとに月額	3,000円（3,150円）
		プラン２のもの		１契約ごとに月額	4,000円（4,200円）
		プラン３のもの		１契約ごとに月額	5,000円（5,250円）
	コース2のもの	プラン１のもの		１契約ごとに月額	2,500円（2,625円）
タイプ4のもの	コース1のもの	プラン１のもの	10Mb/s品目のもの	１契約ごとに月額	3,000円（3,150円）
		プラン２のもの	10Mb/s品目のもの	１契約ごとに月額	4,000円（4,200円）
	コース2のもの	プラン１のもの	100Mb/s品目のもの	１契約ごとに月額	3,000円（3,150円）
		プラン２のもの	100Mb/s品目のもの	１契約ごとに月額	4,000円（4,200円）
	コース2の2のもの	プラン２のもの		１契約ごとに月額	4,000円（4,200円）
	コース3のもの	プラン１のもの	100Mb/s品目のもの	１契約ごとに月額	4,000円（4,200円）
		プラン２のもの	100Mb/s品目のもの	１契約ごとに月額	6,000円（6,300円）
		プラン３のもの	100Mb/s品目のもの	１契約ごとに月額	7,000円（7,350円）

				コース３の２のもの	プラン２のもの	1Gb/s 品目のもの	１契約ごとに月額	6,500円（6,825円）
					プラン３のもの	1Gb/s 品目のもの	１契約ごとに月額	7,500円（7,875円）
				コース４のもの	プラン１のもの	100Mb/s 品目のもの	１契約ごとに月額	7,000円（7,350円）
					プラン２のもの	100Mb/s 品目のもの	１契約ごとに月額	14,000円（14,700円）
					プラン３のもの	100Mb/s 品目のもの	１契約ごとに月額	25,000円（26,250円）
					プラン４のもの	100Mb/s 品目のもの	１契約ごとに月額	27,000円（28,350円）
					プラン５のもの	100Mb/s 品目のもの	１契約ごとに月額	29,000円（30,450円）
				コース９のもの	プラン１のもの		１契約ごとに月額	2,500円（2,625円）
					プラン２のもの		１契約ごとに月額	4,000円（4,200円）
				コース９の２のもの	プラン２のもの		１契約ごとに月額	4,000円（4,200円）
	備考	この機能は、カテゴリー１、カテゴリー２又はカテゴリー５に係る第６種契約者に限り提供します。						

ＣＣＮグループ内通信機能	この機能を利用する第６種契約者に係るＤＳＬ回線又は光アクセス回線をクローズドコンピュータ通信網サービスに係るＣＣＮグループ回線とし、そのＣＣＮグループに係る他のＣＣＮグループ回線との間の通信を行うことができるようにする機能	ア　クローズドコンピュータ通信網サービスのカテゴリー１のタイプ１に係るＣＣＮグループに所属する場合	１契約ごとに月額	200円（210円）
		イ　クローズドコンピュータ通信網サービスのカテゴリー１のタイプ２に係るＣＣＮグループに所属する場合		——
	備考	１　この機能は、カテゴリー１（タイプ３のコース１、コース１の２若しくはコース２又はタイプ４（コース２の２、コース３の２及びコース９の２を除きます。）に限ります。）であって、プラン１のもの、カテゴリー３（タイプ３又はタイプ５に限ります。）、カテゴリー５（タイプ３のコース１又はコース１の２、タイプ４（コース２、コース３、コース４又はコース９に限ります。）に限ります。）であって、プラン１のもの又はカテゴリー６（タイプ３に限ります。）に係る第６種契約者に限り提供します。 ２　この機能を利用するときは、契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に、所属する１のＣＣＮグループ（以下「所属ＣＣＮグループ」といいます。）をあらかじめ届け出ていただきます。 ３　当社は、所属ＣＣＮグループに係るクローズドコンピュータ通信網契約者の同意がないときは、この機能の利用の申出を承諾しないことがあります。 ４　この機能を利用する第６種契約者から所属ＣＣＮグループの変更の請求があったときは、この備考の３の規定に準じて取り扱います。 ５　所属ＣＣＮグループに係るクローズドコンピュータ通信網契約において外部接続回線が設置されているときは、この機能を利用する第６種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信は、その外部接続回線との間で行うことができます。			
機能ＤＮＳ	この機能を利用する第６種契約者に係るドメイン名及びＩＰアドレスを当社のドメイン名管理	プライマリ型	正引き登録	１ゾーンごとに月額	2,000円（2,100円）

			逆引き登録	10ゾーンごとに月額	2,000円（2,100円）
		セカンダリ型		１のドメイン名を除く他のドメイン名について１のドメイン名ごとに月額	1,000円（1,050円）
	備考	１　この機能は、カテゴリー１（プラン１を除きます。）、カテゴリー２、カテゴリー４（IPv４プロトコルによる利用の場合に限ります。）又はカテゴリー５（プラン１を除きます。）に係る第６種契約者に限り提供します。 ２　「プライマリ型」とは、プライマリＤＮＳ及びセカンダリＤＮＳを利用することができるものをいいます。 ３　「セカンダリ型」とは、セカンダリＤＮＳに限り利用することができるものをいいます。 ４　この機能において登録することができるドメイン名、ドメイン名の文字数及びＩＰアドレスについては、当社が別に定めるところによります。			
ポータブルＩＰアクセス機能	５の２－１　適用の（7）に係る規定にかかわらず、接続通信時間に関係なくこの欄に規定する料金額を適用してポータブルIPアクセスを提供する機能			１の契約者識別符号ごとに月額	1,400円（1,470円）
	備考	１　この機能は、カテゴリー１（プラン１のものに限ります。）、カテゴリー３、カテゴリー４（IPv４プロトコルによる利用の場合に限ります。）、カテゴリー５（プラン１のものに限ります。）及びカテゴリー６に係る契約者に限り提供します。 ２　第６種契約者がこの機能の提供を請求したとき、その請求の承諾日を含む料金月においては５の２－１（適用）の（7）に係る規定を適用し、翌料金月からこの欄に規定する料金を適用します。ただし、第６種契約の申込みと同時に第６種契約者がこの機能の提供を請求したときは、その請求の承諾日を含む料金月からこの欄に規定する料金を適用します。			

５の２－２－６　データ通信料（着信課金通信に係るもの）

１のダイヤルアップアクセスサービス着信番号ごとに

区　　分	料　　金　　額
基本額（月額）	データ伝送サービス契約約款に規定する着信課金通信に係る通信料金の定額利用料（その通信料金の区分がデータ通信料の区分と同一のものに限ります。）と同額
加算額（１分までごとに）	データ伝送サービス契約約款に規定する着信課金通信に係る通信料金の加算額（その通信料金の区分がデータ通信料の区分と同一のものに限ります。）と同額

５の３ 第７種契約に係るもの

５の３－１ 適用

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>⑴ 品目及び細目に係る料金の適用</td><td>
当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信及び保守の態様による細目を定めます。
ア 通信の態様による細目
（ア） アクセス回線による区別
<table>
<tr><th>区　別</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>タイプ１</td><td>ＤＳＬ回線を使用して通信を行うことができるもの</td></tr>
<tr><td>タイプ２</td><td>光アクセス回線を使用して通信を行うことができるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
１ 第７種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点又はＮＳＰＩＸＰとの接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。
２ この備考の１に規定するほか、第７種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信について、５の３－２－３（付加機能利用料）又は当社が別に定める当社の契約約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによる通信を行うことができます。</td></tr>
</table>
（イ）アクセス回線の細目等による区別
Ａ タイプ１に係るもの
<table>
<tr><th>区　別</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>コース１</td><td>そのＤＳＬ回線が別記13の２の⑶のアに定める契約に係るもの</td></tr>
<tr><td>コース２</td><td>そのＤＳＬ回線が別記１３の２の⑶の２に定める契約に係るもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
１ コース２のものは、保守の態様による細目が保守メニュー２に係るものに限ります。
２ 当社は、コース１、コース２に係るＤＳＬ回線がカテゴリー１に係る場合は、そのＤＳＬ回線を特定加入者回線として提供します。この場合、当社はコース１、コース２に規定するＤＳＬ回線を電話非重畳のものに限り提供します。</td></tr>
</table>
Ｂ タイプ２に係るもの
<table>
<tr><th>区　別</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>コース１</td><td>その光アクセス回線が別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－１（10Mb/s品目のものに限ります。）に係るもの</td></tr>
<tr><td>コース２</td><td>その光アクセス回線が別記１の２の⑴に定める特定協</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

	定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－１（100Mb/s品目のプラン３のものに限ります。）に係るもの
コース３	その光アクセス回線が別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－１（100Mb/s品目のプラン１のものに限ります。）に係るもの
コース４	その光アクセス回線が別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－１（100Mb/s品目のプラン２のものに限ります。）に係るもの
コース５	その光アクセス回線が別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－２（当社が別に定めるものに限ります。）に係るもの
備考　カテゴリー１については、コース２からコース４に限り提供します。この場合、当社はコースに規定する光アクセス回線を特定加入者回線として提供します。	

イ 保守の態様による細目

区　別	内　容
保守メニュー１	午前９時から午後５時までの時間帯以外の時刻に、その第７種契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前９時から午後５時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行うもの
保守メニュー２	保守メニュー１以外のもの

備考

１　保守の態様による細目は、カテゴリー１の特定加入者回線に限り適用します。

２　保守メニュー２のものは、カテゴリー１（東日本電信電話株式会社に係る特定加入者回線であって、タイプ２のコース２に係るものを除きます。）に係るものに提供します。

３　第７種契約者は、その第７種契約について、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更（その細目の変更と同時に品目の変更を行う場合を除きます。）の請求を行うことはできません。

<table>
<tr><td></td><td>ウ　品目
（ア）　ＤＳＬ回線に係るもの
ＤＳＬ回線（カテゴリー１に係るものに限ります。）に係る品目については、第６種契約（カテゴリー５のタイプ３のコース１に係るものに限ります。）に係る品目と同一とします。
（イ）　光アクセス回線に係るもの
<table>
<tr><th>区分</th><th>品目</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>カテゴリー１のもの</td><td>100Mb/s</td><td>最大100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">カテゴリー２のもの</td><td>10Mb/s</td><td>最大10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>100Mb/s</td><td>最大100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>⑵　最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用</td><td>ア　第７種契約者は、最低利用期間内に第７種契約の解除（当社が別に定める理由によるものを除きます。）があった場合は、第82条（定額利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。
イ　第７種契約者は、最低利用期間内に第７種オープンコンピュータ通信網サービスの品目又は通信又は保守の態様による細目の変更（以下この欄において「品目等の変更」といいます。）があった場合は、その品目等の変更について変更前の定額利用料の額から変更後の定額利用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。
ウ　イの場合に、品目等の変更と同時にそのＤＳＬ回線又は光アクセス回線に係る終端の場所において、第７種オープンコンピュータ通信網サービスに係るＤＳＬ回線又は光アクセス回線の新設又は契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等のＤＳＬ回線又は光アクセス回線に係る第７種オープンコンピュータ通信網サービスの定額利用料を合算して行います。
（注）この欄に規定する当社が別に定める理由は、ＤＳＬ回線が別記１の２の⑴に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する後行回線となる場合であって、その後行回線がその特定協定事業者の他の電気通信サービスに対し信号の漏えいによる影響を与える等により、その特定協定事業者によってその後行回線に係る契約が解除となる場合とします。</td></tr>
<tr><td>⑶　保守メニューに係る加算額の適用</td><td>特定加入者回線に係る保守メニュー２の利用の場合の定額利用料の加算額は、１の特定加入者回線（料金表第１表（料金）に定めるタイプ１のコース２に係るものを除きます。）ごとに適用します。</td></tr>
</table>

⑷　利用料金の適用除外	第７種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー１のタイプ１（特定加入者回線に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の提供の開始、特定加入者回線の移転又は品目の変更により、リンク未確立状態（当社が別に定める事象であって、特定加入者回線の終端に接続される端末設備とその端末設備と対向して収容ＩＰ通信網サービス取扱所に設置される特定加入者回線に係る回線収容部との間における通信が全く利用できない状態をいいます。以下、同じとします。）となった場合（そのことを当社が確認できる場合に限ります。）であって、その第７種オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始、特定加入者回線の移転又は品目の変更の日の翌日から起算して20日以内に、第７種契約者からその旨の申出があり、その第７種契約の解除又は特定加入者回線の移転若しくは品目の変更の請求が行われた場合は、料金表第1表（料金）の規定にかかわらず、リンク未確立状態の期間に係る利用料金は適用しません。 （注）本欄に規定する当社が別に定める事象とは、別記13の２の(3)のア又は別記13の２の(3)の２に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するＤＳＬ方式に起因する事象に準ずるものとします。
⑸　アプリケーション利用機能に係る付加機能利用料の適用	１　アプリケーション利用機能に係る付加機能利用料は、ＷＥＢカメラ等１台ごとに基本機能を利用する場合は基本額を適用し、基本機能に加えて録画機能を利用する場合は、基本額と録画機能の区分に応じた加算額とを合算して適用します。 ２　付加機能の利用の開始等があった場合の料金の適用は、次の通りとします。 ア　利用の開始があった場合 アプリケーション利用機能に係る利用の開始をした日を含む料金月の翌料金月から付加機能利用料を適用します。　ただし、その付加機能の利用の開始と廃止が同月に行なわれた場合、その廃止の日に係わらず利用開始月の付加機能利用料の支払を要します。 イ　利用の廃止があった場合 利用の廃止をした日の前日の料金月の付加機能利用料の支払を要します。 ウ　区分の変更があった場合 同一料金月内に区分の変更があった場合の付加機能利用料は、その料金月内に利用した区分の最も高額な料金額を、その料金月の付加機能利用料として適用します。　この規定は、本欄アの利用の開始と廃止が同月に行なわれた場合及び本欄イの場合も同様に適用します。

５の３－２　料金額

５の３－２－１　定額利用料

⑴　カテゴリー１のもの

ア　タイプ１のもの

（ア）　コース１のもの

① 東日本電信電話株式会社に係るもの

1契約ごとに月額

区　分	料　金　額
1.5Mb/sのもの	10,030円（10,531.5円）
８Mb/sのもの	10,230円（10,741.5円）
12Mb/sのもの	10,330円（10,846.5円）
40Mb/sのもの	10,430円（10,951.5円）
47Mb/sのもの	10,530円（11,056.5円）

② 西日本電信電話株式会社に係るもの

1契約ごとに月額

区　分	料　金　額
1.5Mb/sのもの	10,030円（10,531.5円）
８Mb/sのもの	10,230円（10,741.5円）
12Mb/sのもの	10,330円（10,846.5円）
24Mb/sのもの	10,400円（10,920円）
40Mb/sのもの	10,430円（10,951.5円）
47Mb/sのもの	10,430円（10,951.5円）

（イ）　コース２のもの

① 東日本電信電話株式会社に係るもの

1契約ごとに月額

区　分	料　金　額
40Mb/sのもの	16,480円（17,304円）
47Mb/sのもの	16,480円（17,304円）

イ　タイプ２のもの

（ア）　東日本電信電話株式会社に係るもの

1契約ごとに月額

区　分	料　金　額
コース２のもの	10,580円（11,109円）
コース３のもの	20,480円（21,504円）
コース４のもの	91,500円（96,075円）

（イ）　西日本電信電話株式会社に係るもの

1契約ごとに月額

区　分	料　金　額
コース２のもの	10,780円（11,319円）
コース３のもの	20,480円（21,504円）
コース４のもの	91,500円（96,075円）

⑵　カテゴリー２のもの

ア　タイプ１のもの

１契約ごとに月額

区　分	料　金　額
コース１のもの	3,980円（4,179円）
コース２のもの	3,980円（4,179円）

イ　タイプ２のもの

１契約ごとに月額

区　分	料　金　額
コース１のもの	4,980円（5,229円）
コース２のもの	4,980円（5,229円）
コース３のもの	9,980円（10,479円）
コース４のもの	50,000円（52,500円）
コース５のもの	4,980円（5,229円）

５の３－２－２　特定加入者回線の保守メニュー２に係る加算額

（１）東日本電信電話株式会社に係るもの

１の特定加入者回線ごとに

区　分	料　金　額
タイプ１のコース１に係るもの	2,500円（2,625円）
タイプ２のコース３又はコース４に係るもの	2,500円（2,625円）

（２）西日本電信電話株式会社に係るもの

１の特定加入者回線ごとに

区　分	料　金　額
タイプ１のコース１に係るもの	2,500円（2,625円）
タイプ２のコース２、コース３又はコース４に係るもの	2,500円（2,625円）

５の３－２－３　付加機能利用料

区　分			単位	料金額
インターネット接続機能	この機能を利用する第７種契約者がインターネットに接続を行なうことができる機能		１契約ごとに	1,000円（1,050円）
	備考	１　この機能は、１の第7種アクセス回線契約ごとに提供します。 ２　この機能を利用するものは、電子メール（１のメールアドレスに限ります。）を利用することができます。		
電子メール追加利用機能	追加利用するメールアドレスが1の場合		１契約ごとに月額	250円（262.5円）
	追加利用するメールアドレスが２の場合		１契約ごとに月額	350円（367.5円）

	追加利用するメールアドレスが３の場合		１契約ごとに月額	450円（472.5円）
	備考	１　この機能はインターネット接続機能を利用する場合に限り、１の第７種アクセス回線契約ごとに提供します。 ２　当社は、メールアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。 ３　当社は、第７種契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。 ４　電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に定めるところによります。 ５　第７種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルス（第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、自己伝染機能、潜伏機能又は発病機能のうち1つ以上を有するもの）が添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。 ６　コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。 ７　この備考の５に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に定める方法により利用可能とします。 ８　当社は、この備考の４の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第７種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。 （注１）この備考の５に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。 （注２）この備考の６に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社が下記URL に掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社が下記URL に掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後２日後以降となります。 URL: http://www.trendmicro.co.jp/support/		
アプリケーション利用機能	この機能を利用する第７種代表契約者が、基本機能（当社が別に定めるところによります。）の利用を行なうことができるようにする機能		基本額（１契約ごとに月額）	800円 （840円）
	録画機能を利用することができるもの	繰返し録画期間が３日であって１秒に１枚録画するもの	加算額（１契約ごとに月額）	3,200円 （3,360円）

	備考	1　この機能は、第７種代表契約者に限り提供します。 2　この機能に係わるその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

５の４　第８種契約に係るもの

５の４－１　適用

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>⑴　第８種オープンコンピュータ通信網サービス区域の設定</td><td>当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、第８種オープンコンピュータ通信網サービスの需要と供給の見込み等を考慮して第８種オープンコンピュータ通信網サービス区域を設定します。</td></tr>
<tr><td>⑵　品目に係る料金の適用</td><td>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。
<table>
<tr><th colspan="2">品　目</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td rowspan="8">イーサネット方式のもの</td><td>0.5Mb/s</td><td>0.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>１Mb/s</td><td>１Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>２Mb/s</td><td>２Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>３Mb/s</td><td>３Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>４Mb/s</td><td>４Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>５Mb/s</td><td>５Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>10Mb/s</td><td>10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>100 Mb/s</td><td>100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">備考
１　第８種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点又はＮＳＰＩＸＰとの接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。
２　この備考の１に規定するほか、第８種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信について、５の４－２（料金額）⑵（付加機能利用料）又は当社が別に定める当社の契約約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによる通信を行うことができます。
３　イーサネット方式のものは、その終端におけるインタフェースがイーサネット対応の加入者回線を設置して提供するものをいいます。
４　当社は、加入者回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>⑶　細目に係る料金の適用</td><td>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信の態様による細目を定めます。
ア　ＩＰアドレス数による区別
<table><tr><th>区　別</th><th>内　容</th></tr><tr><td>コース１</td><td>コース２以外のもの</td></tr><tr><td>コース２</td><td>その第８種契約に係るＩＰアドレスについて、当社が別に定める数を超えてその第８種オープンコンピュータ通信網サービスを利用することができないもの</td></tr><tr><td colspan="2">備考
１　コース１については、10Mb/s及び100Mb/sの品目について提供します。
２　コース２については、0.5Mb/s、１Mb/s、２Mb/s、３Mb/s、４Mb/s、５Mb/s及び10 Mb/sの品目について提供します。
３　コース１については、当社が測定した利用速度に基づいて算定した定額利用料の支払いを要します。</td></tr></table>イ　加入者回線インタフェースの区別
<table><tr><th>区　別</th><th>内　容</th></tr><tr><td>10BASE-T</td><td>加入者回線の終端におけるインタフェースが10BASE-Tのもの</td></tr><tr><td>100BASE-TX</td><td>加入者回線の終端におけるインタフェースが100BASE-TXのもの</td></tr><tr><td colspan="2">備考
１　10BASE-Tについては、0.5Mb/s、１Mb/s、２Mb/s、３Mb/s、４Mb/s、５Mb/s及び10 Mb/sの品目について提供します。
２　100BASE-TXについては、10Mb/s及び100Mb/sの品目について提供します。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>⑷　コース１の定額利用料の適用</td><td>第８種オープンコンピュータ通信網サービスのコース１の定額利用料は、その品目ごとに利用速度が次表に定める基本料適用速度までの場合（利用速度が０の場合を含みます。）は基本料のみを適用し、利用速度が基本料適用速度を超える場合は基本料とその利用速度に対応する加算料を合算して適用します。
<table><tr><th>品　目</th><th>基本料適用速度</th></tr><tr><td>10Mb/s</td><td>１Mbit/s</td></tr><tr><td>100Mb/s</td><td>５Mbit/s</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>⑸　利用速度の測定等</td><td>ア　第８種オープンコンピュータ通信網サービスのコース１に係る利用速度は、次表に定める最大送信速度又は最大受信速度のうち大きい方の値とし、その品目ごとに当社の機器により測定します。
<table><tr><th>区　別</th><th>内　容</th></tr><tr><td>最大送信速度</td><td>測定対象期間において、加入者回線の終端から交換設備への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位５％の測定値を除外した残りの測定値の最大値</td></tr></table></td></tr>
</table>

	<table><tr><td>最大受信速度</td><td>測定対象期間において、交換設備から加入者回線の終端への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位５％の測定値を除外した残りの測定値の最大値</td></tr></table> イ　アの表に規定する測定対象期間は、その品目ごとに料金月の初日から末日までとします。 ただし、次の場合は、この限りでありません。 (ア)　料金月の初日以外の日にその品目の利用の開始があったとき。 この場合、測定対象期間は、その利用開始日からとします。 (イ)　料金月の末日以外の日にその品目の利用の終了があったとき。 この場合、測定対象期間は、その利用終了日までとします。 ウ　当社は、利用速度に１Mbit/s未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 ただし、小数第１位が０の場合は、その端数を切り捨てます。
⑹　最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	ア　第８種オープンコンピュータ通信網サービスには、最低利用期間があります。 イ　第８種契約者は、最低利用期間内に第８種契約の解除（当社が別に定める理由によるものを除きます。）があった場合は、第82条（定額利用料等の支払義務）、第82条の２（定額利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料(加算料を除きます。以下、この欄において同じとします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。 ウ　第８種契約者は、最低利用期間内に第８種オープンコンピュータ通信網サービスの品目等の変更(品目若しくは通信又は保守の態様による細目の変更をいいます。以下この欄において同じとします。）があった場合であって、変更前の定額利用料に残余の期間を乗じて得た額から変更後の定額利用料に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときには、その額を当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。
⑺　サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用	当社は、第８種オープンコンピュータ通信網サービスのコース１について、次のとおり故障回復時間に係る料金の適用を行います。 ア　当社は、第８種契約者の責めによらない理由により、その第８種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態(その第８種契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この表の⑼欄まで同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第91条（契約者の切分責任）の規定により、その第８種契約者が当社に修理の請求をした時刻(その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して30分以上その状態が連続したときは、その第８種契約に係る料金(以下「故障回復時間返還料金額」

	といいます。）を返還します。 ただし、次の場合には、この限りでありません。この場合の料金の取扱いについては、当社は、第82条（定額利用料等の支払義務）第２項の規定を適用します。 （ア）第74条（利用中止）第１項の規定により第８種オープンコンピュータ通信網サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを第８種契約者に通知したとき。 （イ）第76条（接続休止）の規定により第８種オープンコンピュータ通信網サービスについて接続休止としたとき。 （ウ）その第８種契約者の責めによらない理由が別記１に定める区間以外の区間において生じたもののとき。 イ　アに規定するほか、当社の故意又は重大な過失によりそのＩＰ通信網サービスを全く利用できない状態（その状態が連続した時間が30分未満となるものに限ります。）が生じたときは、当社は、第82条第２項の規定を適用します。 ウ　アに規定する故障回復時間返還料金額は、その第８種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した時点を含む利用速度の測定対象期間における５の４－２（料金額）⑴（定額利用料）に規定する定額利用料の額（この表の⑴欄から⑸欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。 エ　当社は、ウの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の（ア）又は（イ）の規定により算出した料金額（以下「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。 （ア）　（イ）以外の場合 その料金月におけるその第８種契約に係る定額利用料（故障回復時間返還基準額に係るもの（その料金月において料金表通則の４の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則の４及び６の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の額（第82条第２項第３号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた額とします。） （イ）　その料金月がその第８種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した料金月であって、その第８種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日がその料金月の初日以外の日の場合 その料金月及び翌料金月について、それぞれ（ア）の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額 オ　アの場合において、その第８種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した場合が１の料金月（エの（イ）の規定に該当する場合は、その規定に係る

アに規定する状態が連続した時間	料金返還率
30分以上１時間未満	1/90
１時間以上12時間未満	1/30
12時間以上24時間未満	1/10
24時間以上72時間未満	1/5
72時間以上	1

	２の料金月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。 　ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。 カ　この欄の規定による料金の返還とこの表の⑻欄又は⑼欄の規定による料金の返還を１の料金月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、⑼欄の規定に定めるところによります。
⑻　サービス品質（遅延時間）に係る料金の適用	当社は、第８種オープンコンピュータ通信網サービスについて、次のとおり遅延時間に係る料金の適用を行います。 ア　当社は、当社が別に定める提供区間の全ての提供区間において当社が別に定める方法により測定した遅延時間（その１の提供区間の一端から送信されたＩＰパケットのその提供区間の往復に要する時間をいいます。）の料金月単位での平均時間が、２の料金月を連続して40ミリ秒を超えた場合は、その連続する２の料金月のうちの最終料金月における第８種オープンコンピュータ通信網サービス（その２の料金月を連続して当社がその提供をしているものに限ります。以下この欄において同じとします。）の定額利用料（この表の⑴欄から⑸欄までの適用及び料金表通則の４の規定（第82条（定額利用料等の支払義務）第２項第３号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に、1/30を乗じて得た額（以下「遅延時間返還料金額」といいます。）をその第８種契約者に返還します。 　ただし、その第８種オープンコンピュータ通信網サービスについて、その２の料金月を連続して利用中止、利用停止又は接続休止があったときは、この限りでありません。 イ　この欄の規定による料金の返還を行うこととなる料金月において、この表の⑺欄又は⑼欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、⑼欄の規定に定めるところによります。
⑼　サービス品質（故障通知時間）に係る料金の適用	当社は、第８種オープンコンピュータ通信網サービスのコース１について、次のとおり故障通知時間に係る料金の適用を行います。 ア　当社は、第８種契約者の責めによらない理由により、その第８種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻から起算して30分以内にそのことをその第８種契約者があらかじめ指定した連絡先（当社とその第８種契約者との協議により定めたものに限ります。以下この欄において同じとします。）に通知しなかったときは、そのことを当社が知った時刻から起算して30分を超えた時点を含む利用速度の測定対象期間における５の４－２（料金額）⑴（定額利用料）に規定する定額利用料（この表の⑴欄から⑸欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障通知時間返還基準額」といいます。）に1/30を乗じて得た額（以下「故障通知時間返還料金額」といいます。）をその第８種契約者に返還します。

	ただし、次の場合には、この限りでありません。 （ア） その第８種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じたことを当社が知った時点において、その第８種オープンコンピュータ通信網サービスについて利用中止又は接続休止としているとき。 （イ） その第８種契約者の責めによらない理由が別記１に定める区間以外の区間において生じたもののとき。 （ウ）その第８種契約者の責めに帰すべき理由により、又は連絡先に係る電気通信設備の状況により当社からその連絡先に通知できないとき。 イ　当社は、アの規定により算出した故障通知時間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算出した料金額（以下「故障通知時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。 （ア） (イ)以外の場合 その料金月におけるその第８種契約に係る定額利用料（故障通知時間返還基準額に係るもの(その料金月において料金表通則の４の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則の４及び６の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の額（第82条（定額利用料等の支払義務）第２項第３号の規定により支払いを要しないこととなる基本額の部分を減じた額とします。） （イ） その料金月がその第８種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した料金月であって、その第８種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日がその料金月の初日以外の日の場合 その料金月及び翌料金月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額 ウ　アの場合において、その第８種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じたことを当社が知った時刻から起算して30分以内にそのことをその第８種契約者に通知しなかった場合が１の料金月（イの(イ)の規定に該当する場合は、その規定に係る２の料金月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障通知時間返還料金額の合計額を返還します。 ただし、その故障通知時間返還料金額の合計額が故障通知時間返還上限額を超える場合は、故障通知時間返還上限額を返還します。 エ　この表の(7)欄から(9)欄までの規定による料金の返還のいずれかを１の料金月に同時に行う場合は、当社は、故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額及び故障通知時間返還料金額の合計額を返還します。 ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。
(10)　ダイヤルアップアクセスサービス着信機能に関する付加機能利用料の適用	ダイヤルアップアクセスサービス着信機能に関する付加機能利用料については、１発信者識別共通符号につき同時着信可能数が１の場合は基本額のみを適用し、１を超える場合は１を超える１ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

⑾　データ通信料の適用	着信課金通信に係るデータ通信料の適用については、第１種契約に係るものの場合に準ずるものとします。
⑿　接続通信時間の測定等	ア　着信課金通信に係る接続通信時間は、そのダイヤルアップアクセス回線と加入者回線を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者若しくは着信者からの通信終了の信号を受け、又はデータ伝送サービス契約約款第35条（通信利用の制限等）第３項の規定により、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。 イ　次の時間は、アに規定する接続通信時間には含みません。 （ア）　発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信中に一時通信ができなかった時間 （イ）　発信者又は着信者の責任によらない理由により通信を打ち切った場合（データ伝送サービス契約約款第35条第３項の規定による場合を除きます。）は、５の４－２（料金額）に規定する分数に満たない端数の時間
⒀　当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の定額利用料又は着信課金通信に係るデータ通信料（以下この欄において「基本額等」といいます。）は、次のとおりとします。 ア　過去１年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における１日平均の基本額等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 イ　ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した１日平均の基本額等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 （注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。 ⑴　過去２か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における１日平均の基本額等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 ⑵　過去２か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における１日平均の基本額等又は故障等の回復後の７日間における１日平均の基本額等のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

５の４－２　料金額

⑴　定額利用料

（ア）コース１のもの

Ａ　10 Mb/sのもの

１の契約ごとに月額

区　　分		料　金　額
基本料		188,000円 (197,400円)
加算料	利用速度が１Mbit/sを超えて２Mbit/sまでの場合	120,000円 (126,000円)
	利用速度が２Mbit/sを超えて３Mbit/sまでの場合	240,000円 (252,000円)
	利用速度が３Mbit/sを超えて４Mbit/sまでの場合	360,000円 (378,000円)
	利用速度が４Mbit/sを超えて10Mbit/sまでの場合	550,000円 (577,500円)

B　100 Mb/sのもの

１の契約ごとに月額

区　　分		料　金　額
基本料		900,000円 (945,000円)
加算料	利用速度が５Mbit/sを超えて10Mbit/sまでの場合	600,000円 (630,000円)
	利用速度が10Mbit/sを超えて15Mbit/sまでの場合	1,200,000円 (1,260,000円)
	利用速度が15Mbit/sを超えて20Mbit/sまでの場合	1,800,000円 (1,890,000円)
	利用速度が20Mbit/sを超えて25Mbit/sまでの場合	2,400,000円 (2,520,000円)
	利用速度が25Mbit/sを超えて30Mbit/sまでの場合	3,000,000円 (3,150,000円)
	利用速度が30Mbit/sを超えて35Mbit/sまでの場合	3,600,000円 (3,780,000円)
	利用速度が35Mbit/sを超えて40Mbit/sまでの場合	4,200,000円 (4,410,000円)
	利用速度が40Mbit/sを超えて45Mbit/sまでの場合	4,800,000円 (5,040,000円)
	利用速度が45Mbit/sを超えて50Mbit/sまでの場合	5,400,000円 (5,670,000円)
	利用速度が50Mbit/sを超えて55Mbit/sまでの場合	6,000,000円 (6,300,000円)
	利用速度が55Mbit/sを超えて60Mbit/sまでの場合	6,600,000円 (6,930,000円)
	利用速度が60Mbit/sを超えて65Mbit/sまでの場合	7,200,000円 (7,560,000円)
	利用速度が65Mbit/sを超えて70Mbit/sまでの場合	7,800,000円 (8,190,000円)
	利用速度が70Mbit/sを超えて75Mbit/sまでの場合	8,400,000円 (8,820,000円)

	利用速度が75Mbit/sを超えて80Mbit/sまでの場合	9,000,000円 (9,450,000円)
	利用速度が80Mbit/sを超えて85Mbit/sまでの場合	9,600,000円 (10,080,000円)
	利用速度が85Mbit/sを超えて90Mbit/sまでの場合	10,200,000円 (10,710,000円)
	利用速度が90Mbit/sを超えて95Mbit/sまでの場合	10,800,000円 (11,340,000円)
	利用速度が90Mbit/sを超えて100Mbit/sまでの場合	11,400,000円 (11,970,000円)

(イ)コース２のもの

１の契約ごとに月額

区　　分	料　金　額
0.5Mb/sのもの	68,000円(71,400円)
１Mb/sのもの	118,000円(123,900円)
２Mb/sのもの	200,000円(210,000円)
３Mb/sのもの	282,000円(296,100円)
４Mb/sのもの	364,000円(382,000円)
５Mb/sのもの	445,000円(467,250円)
10 Mb/sのもの	550,000円(577,500円)

⑵　付加機能利用料

区　分		単　位	料　金　額
ダイヤルアップアクセスサービス着信機能	この機能を利用する第８種契約者に係る加入者回線へダイヤルアップアクセス回線等から発信し、当社が別に定めるところに従って、発信者識別符号（その第８種契約者がその指定する者（その第８種契約者を含みます。以下この欄において同じとします。）を識別するために割り当てる発信者識別共通符号（その第８種契約者がその指定する者の全員に割り当てる１の英字及び数字の組合せであって、その第８種契約者に係るドメイン名を含むものをいいます。以下この欄において同じとします。）並びにその他の英字及び数字の組み合わせをいいます。以下この欄において同じとします。）を送信することによりそのダイヤルアップアクセス回線等との間の通信を行うことができるようにする機能	基本額（１発信者識別共通符号ごとに月額）	6,000円 (6,300円)
		加算額（同時着信可能数（第８種契約者に係る加入者回線等へダイヤルアップアクセス回線等から同時に通信を行うことができる数をいいます。以下この欄において同じとします。）１ごとに月額）	2,500円 (2,625円)

	備考	1　この機能において利用することができる発信者識別共通符号の数及び登録することができる同時着信可能数等は、当社が別に定めるところによります。 2　当社は、1の発信者識別共通符号につき1のダイヤルアップアクセスサービス着信番号を付与します。 3　この機能を利用するときは、契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に、通信相手先のダイヤルアップアクセス回線に係る電話番号又は契約者回線番号をあらかじめ通知していただきます。				
着信課金機能	この機能を利用する第８種契約者に係るダイヤルアップアクセスサービス着信番号に着信するダイヤルアップアクセス回線からの通信について、その通信に関する料金の支払いを要する者をその第８種契約者とし、その第８種契約者に一括して課金することができるようにする機能					
	備考	1　この機能は、ダイヤルアップアクセスサービス着信機能を利用する第８種契約者に限り提供します。この場合、そのダイヤルアップアクセスサービス着信機能については、この機能の利用に係る専用の発信者識別共通符号により利用していただくものとし、その通信については、ダイヤルアップアクセス回線との間に限り行うことができるものとします。 2　当社は、この機能を利用する旨の申出があったときは、その利用を承諾した日を含む料金月の翌料金月から提供します。 ただし、その承諾した日が料金月の初日である場合は、その承諾した日を含む料金月から提供します。 3　この機能の提供にあたっては、当社は、この機能に係る特定のダイヤルアップアクセスサービス着信番号を別に付与します。 4　当社は、ダイヤルアップアクセス回線からの着信のうち、この備考の３に規定する特定のダイヤルアップアクセスサービス着信番号に着信したものを、着信課金通信として取り扱います。 5　この機能を利用するときは、契約事務を行うＩＰ通信網サービス取扱所に、通信相手先のダイヤルアップアクセス回線に係る電話番号又は契約者回線番号をあらかじめ通知していただきます。				
ＩＰｖ６トンネリング機能	ＩＰｖ６トンネリング装置を利用してＩＰｖ６パケットに係る通信を行うことができるようにする機能	イーサネット方式のもの	コース１のもの	10Mb/s 品目のもの	１の通常契約ごとに月額	50,000円 (52,500円)
				100Mb/s 品目のもの	１の通常契約ごとに月額	50,000円 (52,500円)
			コース２のもの	0.5Mb/s 品目のもの	１の通常契約ごとに月額	12,000円 (12,600円)
				１Mb/s 品目のもの	１の通常契約ごとに月額	21,000円 (22,050円)
				２Mb/s 品目のもの	１の通常契約ごとに月額	31,000円 (32,550円)
				３Mb/s 品目のもの	１の通常契約ごとに月額	31,000円 (32,550円)

				４Mb/s品目のもの	１の通常契約ごとに月額	31,000円 (32,550円)
				５Mb/s品目のもの	１の通常契約ごとに月額	31,000円 (32,550円)
				10Mb/s品目のもの	１の通常契約ごとに月額	31,000円 (32,550円)
上限伝送速度設定機能	この機能を利用する第８種契約者に係る第８種オープンコンピュータ通信網サービスにおいて通信可能な符号伝送速度の上限値を、その第８種契約者があらかじめ指定することができる機能					
	備考	１　この機能は、コース１に係る第８種契約者に限り提供します。 ２　この機能において第８種契約者があらかじめ指定することができる符号伝送速度の上限値は、その品目ごとに次のとおりとします。 品目：10Mb/s　指定可能な符号伝送速度の上限値：１Mbit/sから１Mbit/sごとに４Mbit/sまで 品目：100Mb/s　指定可能な符号伝送速度の上限値：５Mbit/sから５Mbit/sごとに90Mbit/sまで ３　当社は、この機能の利用の申出又は上限値の変更の申出があったときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からその申出に係る上限値を設定します。 ただし、その申出が、現に設定されている上限値を超える上限値への変更に係るものであるときは、この限りでありません。					
ＤＮＳ機能	この機能を利用する第８種契約者に係るドメイン名及びＩＰアドレスを当社のドメイン名管理装置に登録し、ドメインネームシステムによる名前解決をすることができる機能	プライマリ型	正引き登録	１ゾーンごとに月額	2,000円 (2,100円)	
			逆引き登録	10ゾーンごとに月額	2,000円 (2,100円)	
		セカンダリ型		１のドメイン名を除く他のドメイン名について１のドメイン名ごとに月額	1,000円 (1,050円)	
	備考	１　「プライマリ型」とは、プライマリＤＮＳ及びセカンダリＤＮＳを利用することができるものをいいます。 ２　「セカンダリ型」とは、セカンダリＤＮＳに限り利用することができるものをいいます。 ３　この機能において登録することができるドメイン名、ドメイン名の文字数及びＩＰアドレスについては、当社が別に定めるところによります。				

⑶　データ通信料（着信課金通信に係るもの）

１のダイヤルアップアクセスサービス着信番号ごとに

区　　分	料　金　額
基本額（月額）	データ伝送サービス契約約款に規定する着信課金通信に係る通信料金の定額利用料（その通信料金の区分がデータ通信料の区分と同一のものに限ります。）と同額
加算額（１分までごとに）	データ伝送サービス契約約款に規定する着信課金通信に係る通信料金の加算額（その通信料金の区分がデータ通信料の区分と同一のものに限ります。）と同額

６　第１種ホスティング契約に係るもの

６－１　適用

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>(1)　第１種ホスティングサービスの種類に係る料金の適用</td><td>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり第１種ホスティングサービスの種類を定めます。
<table>
<tr><th>種　類</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>メールホスティングサービス</td><td>電子メールの蓄積又は転送等を行うことができる第１種ホスティングサービスであって、メール・ウェブホスティングサービス以外のもの</td></tr>
<tr><td>メール・ウェブホスティングサービス</td><td>電子メールの蓄積又は転送及びホームページに係る情報の蓄積又は転送等を行うことができる第１種ホスティングサービスであって、電子メール及びホームページの情報の蓄積に係る蓄積容量を電子メールとホームページに係る情報で共有するもの</td></tr>
</table>
備考
１　第１種ホスティングサービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点又はＮＳＰＩＸＰとの接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。
２　メールホスティングサービスとメール・ウェブホスティングサービスを同時に利用する場合、メール・ウェブホスティングサービスについては、ホームページに係る情報の蓄積又は転送等のみを行うことができるものとします。
３　当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積しているホームページに係る情報の転送を停止し、又は消去することがあります。
４　この備考の３の規定により現に蓄積しているホームページに係る情報の転送の停止又は消去を行う場合は、当社は、あらかじめそのことを第１種ホスティング契約者にお知らせします。
　なお、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。
５　当社は、ホームページに係る情報の蓄積又は転送等に伴い発生する損害（この備考の３の規定により現に蓄積しているホームページに係る情報の転送の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。</td></tr>
</table>

	6　当社は、第１種ホスティング契約者が現に蓄積している電子メール及びホームページに係る情報について滅失、毀損、漏洩、又は改ざん等があった場合であっても、その結果発生する損害について、責任を負いません。 7　当社は、第１種ホスティング契約の解除があった場合は、あらかじめ契約者に対し通知することなく、蓄積していた電子メール及びホームページに係る情報を消去します。この場合において、当社は、電子メール及びホームページに係る情報の消去を行ったことに伴い発生する損害について、責任を負いません。 8　第１種ホスティング契約者（メールホスティングサービス又はメール・ウェブホスティングサービスに係るものに限ります。）は、第３種ホスティング契約で現に使用するものと同一の独自ドメイン名を申し込むことができません。
⑵　メールホスティングサービスに係る料金の適用	メールホスティングサービスの定額利用料については、１契約につき登録可能メールアドレスの数が10までの場合は基本額のみを適用し、10を超えて100までの場合は10を超える10までごとに基本加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。登録可能メールアドレス数が100を超える場合は、100を超える10までごとに追加加算額を計算し、基本額と基本加算額にその額を加算して適用します。また登録可能メールアドレス数が100を超える場合であって蓄積情報量を増加するときは、50メガバイトごとに追加加算額を計算し、基本額と基本加算額にその額を加算して適用します。
⑶　最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	ア　第１種ホスティングサービスには、最低利用期間があります。 イ　第１種ホスティング契約者は、最低利用期間内に第１種ホスティング契約の解除又は第１種ホスティングサービスの種類の利用の廃止があった場合は、第82条（定額利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。
⑷　メール・ウェブホスティングサービスの区分に係る料金の適用	ア　メール・ウェブホスティングサービスには、次の区分があります 区　分 / 内　容 タイプ１ / タイプ２以外のもの

タイプ２	第１種ホスティング契約者の独自ドメイン名を使用するホームページアドレスへの通信があった場合に、その通信を行った者に対し、あらかじめその第１種ホスティング契約者が指定するドメイン名（その第１種ホスティング契約者の独自ドメイン名を除きます。）を使用するホームページアドレスへの通信を行うよう指示することができるもの

イ　タイプ１には、次の区分があります。

区　分	利　用　料　の　適　用
プラン１	転送情報量の料金月単位での累計値が１ギガバイトまでの場合（累計値が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、１ギガバイトを超える場合は１ギガバイトを超える１メガバイトまでごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン２	転送情報量の料金月単位での累計値が３ギガバイトまでの場合（累計値が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、３ギガバイトを超える場合は３ギガバイトを超える１メガバイトまでごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン３	転送情報量の料金月単位での累計値が５ギガバイトまでの場合（累計値が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、５ギガバイトを超える場合は５ギガバイトを超える１メガバイトまでごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン４	転送情報量の料金月単位での累計値が10ギガバイトまでの場合（累計値が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、10ギガバイトを超える場合は10ギガバイトを超える１メガバイトまでごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン５	転送情報量の料金月単位での累計値が10ギガバイトまでの場合（累計値が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、10ギガバイトを超える場合は10ギガバイトを超える１メガバイトまでごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン６	転送情報量の料金月単位での累計値が15ギガバイトまでの場合（累計値が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、15ギガバイトを超える場合は15ギガバイトを超える１メガバイトまでごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

プラン７	転送情報量の料金月単位での累計値が20ギガバイトまでの場合（累計値が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、20ギガバイトを超える場合は20ギガバイトを超える１メガバイトまでごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

備考

１　タイプ１において登録することができるメールアドレスの数は、次のとおりとします。

(1)　プラン１からプラン４に係るもの

ア　イ以外のもの

区　分	メールアドレス数
プラン１	5
プラン２	30
プラン３	100
プラン４	200

イ　自動転送メールアドレス（そのメールアドレスへ送信された電子メールが、あらかじめ登録のあった他のメールアドレスに自動的に転送されることとなるメールアドレスをいいます。以下同じとします。）に係るもの

区　分	メールアドレス数
プラン１	5
プラン２	10
プラン３	50
プラン４	100

(2)プラン５からプラン７に係るもの

区分	メールアドレス数
プラン５	10
プラン６	60
プラン７	120

２　タイプ１において蓄積することができる情報量は、次のとおりとします。

区　分	蓄積情報量
プラン１	10メガバイト
プラン２	60メガバイト

プラン３	200メガバイト
プラン４	400メガバイト
プラン５	100メガバイト
プラン６	300メガバイト
プラン７	600メガバイト

ウ　タイプ２において登録することができるメールアドレスは自動転送メールアドレスとし、その数は１とします。

エ　タイプ２において蓄積することができる情報量は、１メガバイトとします。

オ　メール・ウェブホスティングサービスを利用する第１種ホスティング契約者は、メール・ウェブホスティングサービスの区分の変更（プラン５、プラン６又はプラン７に係るものからプラン１、プラン２、プラン３、プラン４又はタイプ２に係るものへの変更を除きます）の請求をすることができます。この場合において、変更後の区分の利用料は、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。

⑸　転送情報量の測定	転送情報量は、蓄積装置から契約者回線等への方向へ送信されるホームページに係る情報の情報量とし、当社の機器により測定します。
⑹　当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料は次の通りとします。 ア　過去１年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における１日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 イ　ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した１日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 （注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として次のとおりとします。 ⑴　過去２か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における１日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

<table>
<tr><td></td><td>⑵　過去２か月間の実績を把握することができない場合
機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における１日平均の利用料又は故障等の回復後の７日間における１日平均の利用料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>⑺　メール・ウェブホスティングサービスの追加機能に係る料金の適用</td><td>ア　当社は、料金額を適用するにあたって、メール・ウェブホスティングサービスを利用する第１種ホスティング契約者から申出があったときは、次表のとおり追加機能の区分を定めます。
<table><tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr><tr><td>メールアドレス数の追加利用</td><td>この表の⑷欄のイの備考の１及びウに規定するメール・ウェブホスティングサービスにおいて登録することができるメールアドレスの数を追加することができる機能</td></tr><tr><td>蓄積情報量の増加利用</td><td>この表の⑷欄のイの備考の２及びエに規定するメール・ウェブホスティングサービスにおいて蓄積することができる情報量を増加することができる機能</td></tr></table>イ　当社は、メール・ウェブホスティングサービスを利用する第１種ホスティング契約者から申出があった場合には、追加するメールアドレスの数又は増加する蓄積情報量の変更を行います。
ウ　メール・ウェブホスティングサービスにおいて追加することができるメールアドレスの数又は増加することができる蓄積情報量等は、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
</table>

６－２　料金額

６－２－１　定額利用料（メールホスティングサービス）

１契約ごとに月額

区　　分		料金額（月額）
基本額		4,800円（5,040円）
基本加算額	登録可能メールアドレス数10までごとに100まで	1,300円（1,365円）
追加加算額	登録可能メールアドレス数が100を超えて10までごとに	1,000円（1,050円）
	登録可能メールアドレス数が100を超える場合に蓄積情報量50メガバイトごとに	1,500円（1,575円）
備考 １　メールホスティングサービスにおける蓄積情報量は、登録可能メールアドレス数が100までの場合は、登録可能メールアドレス数10までにつき50メガバイトとし、100を超える場合は、500メガバイトとします。 ただし、登録可能メールアドレス数が100を超える場合に蓄積情報量を増加するときはこの限りでありません。 ２　メールホスティングサービスにおいて登録することができるメールアドレスの数等は、当社が別に定めるところによります。		

６－２－２　定額利用料（メール・ウェブホスティングサービス）

１契約ごとに

区　　分			料　金　額
タイプ１	プラン１	基本額（月額）	3,500円（3,675円）
		加算額（１メガバイトまでごとに）	5円（5.25円）
	プラン２	基本額（月額）	4,800円（5,040円）
		加算額（１メガバイトまでごとに）	5円（5.25円）
	プラン３	基本額（月額）	9,800円（10,290円）
		加算額（１メガバイトまでごとに）	5円（5.25円）
	プラン４	基本額（月額）	25,000円（26,250円）
		加算額（１メガバイトまでごとに）	5円（5.25円）
	プラン５	基本額（月額）	3,300円（3,465円）
		加算額（１メガバイトまでごとに）	2円（2.1円）
	プラン６	基本額（月額）	5,700円（5,985円）
		加算額（１メガバイトまでごとに）	2円（2.1円）
	プラン７	基本額（月額）	12,000円（12,600円）
		加算額（１メガバイトまでごとに）	2円（2.1円）
タイプ２		基本額（月額）	2,500円（2,625円）

６－２－３　メール・ウェブホスティングサービスの追加機能に係る定額利用料の加算額

⑴　メールアドレス数の追加利用

ア　プラン１からプラン４に係るもの

追加するメールアドレス数１ごとに月額

区　　分	料　金　額
下記以外のもの	50円（52.5円）
自動転送メールアドレスに係るもの	50円（52.5円）

イ　プラン５からプラン７に係るもの

追加するメールアドレス数１ごとに月額

区　　分	料　金　額
メールアドレス数の追加	200円(210円)

⑵　蓄積情報量の増加利用

ア　プラン１からプラン４に係るもの

増加する蓄積情報量５メガバイトまでごとに月額

区　　分	料　金　額
蓄積情報量の増加	400円（420円）

イ　プラン５からプラン７に係るもの

増加する蓄積情報量10メガバイトまでごとに月額

区　　分	料　金　額
蓄積情報量の増加	400円（420円）

６－２－４　付加機能利用料

<table>
<tr><th colspan="4">区　　分</th><th>単　位</th><th>料金額</th></tr>
<tr><td>ＩＭＡＰ４機能</td><td colspan="3">この機能を利用する第１種ホスティング契約者（メールホスティングサービスを利用する者に限ります。）がＩＭＡＰ４（Internet Message Access Protocol Version 4）によりメールホスティングサービスに係る電子メールの蓄積又は転送等を行うことができる機能</td><td>登録可能メールアドレス数（メールホスティングサービスに係るものに限ります。）10までごとに月額</td><td>4,000円（4,200円）</td></tr>
<tr><td></td><td>備考</td><td colspan="4">この機能において蓄積することができる情報量は、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ホームページ作成支援機能</td><td rowspan="2">第１種ホスティング契約者（メール・ウェブホスティングサービス（タイプ１のプラン５からプラン７に係るものに限ります。）に係る者に限ります。この欄において同じとします。）のホームページの作成を支援する機能</td><td>プラン１</td><td>利用できる機能に制限があるもの</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>プラン２</td><td>上記以外のもの</td><td>月額</td><td>1,800円(1,890円)</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">１　当社は、第１種ホスティング契約（メール・ウェブホスティングサービス(タイプ１のプラン５からプラン７に限ります。)に係るものに限ります。この欄において同じとします。）の申込があったとき、同時に本機能のプラン１の提供の請求があったものとみなして取扱います。ただし、本機能のプラン２の提供の請求があった場合はこの限りではありません。
２　当社は、本機能のプラン２の利用者から利用の廃止の請求があった場合は、本機能のプラン１への変更の請求があったものとみなして取扱います。
３　当社は、本機能の利用者が作成又は蓄積しているホームページに係る情報について滅失、毀損、漏洩又は改ざん等があった場合であっても、その結果発生する損害について、責任を負いません。
４　当社は、第１種ホスティング契約の解除があった場合は、あらかじめ契約者に対し通知することなく、解除前に作成又は蓄積していたホームページに係る情報を消去します。この場合において、当社は、ホームページに係る情報の消去を行ったことに伴い発生する損害について、責任を負いません。
５　１から４に規定するほか、本機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
</table>

６－３　第２種ホスティング契約に係るもの

６－３－１　適用

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>⑴　第２種ホスティングサービスの種類に係る料金の適用</td><td>ア　第２種ホスティングサービス（カテゴリー２に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）の料金については、その第２種ホスティングサービスの利用プラン数に応じた６－３－２　イに規定する料金を適用します。
イ　第２種ホスティングサービスの利用の開始、プラン数の追加の開始、蓄積容量の追加の開始があった場合、その開始のあった日がその月の６日以降月末までの場合、第82条（定額利用料等の支払義務）の規定にかかわらず、当社が第２種ホスティングサービスの利用の開始、プラン数の追加の開始、蓄積容量の追加の開始をした日を含む料金月の翌料金月から定額利用料を適用します。ただし、プランの追加又は蓄積容量の追加と廃止が同月に行われた場合、その廃止の日に関わらずプラン追加月の定額利用料等の支払いを要します。
ウ　第２種ホスティングサービスのプランの変更又は蓄積容量の変更があった場合の定額利用料等は、その変更のあった日がその月の５日までの場合、その変更した月を含む料金月から定額利用料等を適用し、その変更がその月の６日以降の場合、その変更した月を含む料金月の翌料金月から定額利用料等を適用します。</td></tr>
<tr><td>⑵　第２種ホスティングサービスの区別に係る料金の適用</td><td>ア　当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり第２種ホスティングサービスの区別を定めます。
<table>
<tr><th>区　別</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>タイプ１</td><td>オペレーションシステムにFreeBSDを利用するもの</td></tr>
<tr><td>タイプ２</td><td>オペレーションシステムにSolarisを利用するもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
１　タイプ１及びタイプ２で提供するオペレーションシステムのバージョンについては当社が別に定めるところによります。
２　当社は、契約者に事前に通知する事なく、オペレーションシステムのバージョンの変更する事があります。
３　当社は、この備考の２の規定により、オペレーションシステムの変更に伴い発生する損害について責任を負いません。</td></tr>
</table>
イ　当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり第２種ホスティングサービスの区別を定めます。
（ア）　タイプ１のもの
<table>
<tr><th>区　別</th><th>定額利用料の適用</th></tr>
<tr><td>プラン１</td><td>仮想専用蓄積装置への情報の蓄積が４ギガバイトまでの場合は基本額のみを適用し、４ギガバ</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

	イトを超えて25メガバイトまでごとに基本加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン２	仮想専用蓄積装置への情報の蓄積が８ギガバイトまでの場合は基本額のみを適用し、８ギガバイトを超えて25メガバイトまでごとに基本加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン３	仮想専用蓄積装置への情報の蓄積が16ギガバイトまでの場合は基本額のみを適用し、16ギガバイトを超えて25メガバイトまでごとに基本加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

備考

１　第２種ホスティングサービス（タイプ１に係るものに限ります。以下この備考において同じとします。）に係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点又はＮＳＰＩＸＰとの接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

２　当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積しているホームページに係る情報の転送を停止し、又は消去することがあります。

３　この備考の２の規定により現に蓄積しているホームページに係る情報の転送の停止又は消去を行う場合は、当社は、あらかじめそのことを第２種ホスティング契約者にお知らせします。

　なお、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

４　当社は、ホームページに係る情報の蓄積又は転送等に伴い発生する損害（この備考の２の規定により現に蓄積しているホームページに係る情報の転送の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。

５　当社は、第２種ホスティング契約者が現に蓄積している電子メール及びホームページに係る情報について滅失、毀損、漏洩、又は改ざん等があった場合であっても、その結果発生する損害について、責任を負いません。

６　当社は、第２種ホスティング契約の解除があった場合は、あらかじめ契約者に対し通知することなく、蓄積していた電子メール及びホームページに係る情報を消去します。この場合において、当社は、電子メール及びホームページに係る情報の消去を行ったことに伴い発生する損害について、責任を負いません。

（イ）タイプ２のもの

区　別	定額利用料の適用
プラン１	仮想専用蓄積装置への情報の蓄積が700メガバイトまでの場合は基本額のみを適用し、700メガバイトを超えて25メガバイトまでごとに基本加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン２	仮想専用蓄積装置への情報の蓄積が1.4ギガバイトまでの場合は基本額のみを適用し、1.4ギガバイトを超えて25メガバイトまでごとに基本加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

備考

１　第２種ホスティングサービス（タイプ２に係るものに限ります。以下この備考において同じとします。）に係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点又はＮＳＰＩＸＰとの接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

２　当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積しているホームページに係る情報の転送を停止し、又は消去することがあります。

３　この備考の２の規定により現に蓄積しているホームページに係る情報の転送の停止又は消去を行う場合は、当社は、あらかじめそのことを第２種ホスティング契約者にお知らせします。

　なお、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

４　当社は、ホームページに係る情報の蓄積又は転送等に伴い発生する損害（この備考の２の規定により現に蓄積しているホームページに係る情報の転送の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。

５　当社は、第２種ホスティング契約者が現に蓄積している電子メール及びホームページに係る情報について滅失、毀損、漏洩、又は改ざん等があった場合であっても、その結果発生する損害について、責任を負いません。

６　当社は、第２種ホスティング契約の解除があった場合は、あらかじめ契約者に対し通知することなく、蓄積していた電子メール及びホームページに係る情報を消去します。この場合において、当社は、電子メール及びホームページに係る情報の消去を行ったことに伴い発生する損害について、責任を負いません。

<table>
<tr><td>(3)　最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用</td><td>ア　第２種ホスティングサービスには、最低利用期間があります。
イ　第２種ホスティング契約者は、最低利用期間内に第２種ホスティング契約の解除があった場合は、第82条（定額利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、以下に定める額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。
<table>
<tr><th>種　　類</th><th>計　算　方　法</th></tr>
<tr><td>カテゴリー１の場合</td><td>残余の期間に対応する定額利用料に相当する額</td></tr>
<tr><td>カテゴリー２の場合</td><td>残余の残余に対応する料金表第1表（料金）６－３－２　イ（イ）　プラン２（プラン数が４までの場合の料金額とします。）に係る定額利用料に相当する額</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>(4)　第２種ホスティングサービスの追加機能に係る料金の適用</td><td>当社は、第２種ホスティング契約者から申出があったときは、次表に定める追加機能を提供します。
<table>
<tr><th>区　　別</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>仮想専用蓄積装置への追加蓄積容量</td><td>仮想専用蓄積装置への蓄積容量の追加をすることができる機能</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

６－３－２　定額利用料

ア　カテゴリー１

（ア）　タイプ１

区　　分	単　　位	料　　金　　額
プラン１	１契約ごとに月額	19,800円（20,790円）
プラン２	１契約ごとに月額	29,800円（31,290円）
プラン３	１契約ごとに月額	39,800円（41,790円）

（イ）　タイプ２

区　　分	単　　位	料　　金　　額
プラン１	１契約ごとに月額	29,800円（31,290円）
プラン２	１契約ごとに月額	54,800円（57,540円）

イ　カテゴリー２

（ア）　タイプ１

区　　分	単　　位	料　　金　　額		
		プラン１	プラン２	プラン３
プラン数が４までの場合	１プランごとに月額	19,300円（20,265円）	28,800円（30,240円）	37,800円（39,690円）
プラン数が５を超えて９までの場合	１プランごとに月額	18,720円（19,656円）	27,940円（29,337円）	36,670円（38,503.5円）
プラン数が10を超えて19までの場合	１プランごとに月額	18,340円（19,257円）	27,360円（28,728円）	35,910円（37,705.5円）
プラン数が20を超えて49までの場合	１プランごとに月額	17,760円（18,648円）	26,500円（27,825円）	34,780円（36,519円）
プラン数が50を超えて99までの場合	１プランごとに月額	17,370円（18,238.5円）	25,920円（27,216円）	34,020円（35,721円）
プラン数が100を超えて199までの場合	１プランごとに月額	16,980円（17,829円）	25,340円（26,607円）	33,260円（34,923円）
プラン数が200を超えて499までの場合	１プランごとに月額	15,440円（16,212円）	23,040円（24,192円）	30,240円（31,752円）
プラン数が500を超えて999までの場合	１プランごとに月額	14,480円（15,204円）	21,600円（22,680円）	28,350円（29,767.5円）
プラン数が1000以上の場合	１プランごとに月額	13,510円（14,185.5円）	20,160円（21,168円）	26,460円（27,783円）

（イ） タイプ２

区　　分	単　　位	料　　金　　額	
		プラン１	プラン２
プラン数が４までの場合	１プランごとに月額	28,800円（30,240円）	52,800円（55,440円）
プラン数が５を超えて９までの場合	１プランごとに月額	27,940円（29,337円）	51,220円（53,781円）
プラン数が10を超えて19までの場合	１プランごとに月額	27,360円（28,728円）	50,160円（52,668円）
プラン数が20を超えて49までの場合	１プランごとに月額	26,500円（27,825円）	48,580円（51,009円）
プラン数が50を超えて99までの場合	１プランごとに月額	25,920円（27,216円）	47,520円（49,896円）
プラン数が100を超えて199までの場合	１プランごとに月額	25,340円（26,607円）	46,464円（48,787.2円）
プラン数が200を超えて499までの場合	１プランごとに月額	23,040円（24,192円）	42,240円（44,352円）
プラン数が500を超えて999までの場合	１プランごとに月額	21,600円（22,680円）	39,600円（41,580円）
プラン数が1000以上の場合	１プランごとに月額	20,160円（21,168円）	36,960円（38,808円）

６－３－３　定額利用料の加算額

区　　分	料　金　額
仮想専用蓄積装置への蓄積容量の追加25MBまでごとに月額	2,000円（2,100円）

６－４　第３種ホスティング契約に係るもの

６－４－１　適用

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>(1) 第３種ホスティングサービスの区分に係る料金の適用</td><td>ア　当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり第３種ホスティングサービスの区分を定めます。
<table>
<tr><th>区分</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>プラン１</td><td>独自ドメイン名をドメイン名管理装置に登録し、主としてその独自ドメイン名を使用するメールアドレスに係る電子メールの蓄積及び転送並びにホームページに係る情報の蓄積及び転送等を行うことができるもの</td></tr>
<tr><td>プラン２</td><td>独自ドメイン名をドメイン名管理装置に登録し、主としてその独自ドメイン名を使用するメールアドレスに係る電子メールの蓄積及び転送、ホームページに係る情報の蓄積及び転送並びにデータベースへの情報の蓄積等を行うことができるもの</td></tr>
<tr><td>プラン３</td><td>複数の独自ドメイン名をドメイン名管理装置に登録し、主としてその独自ドメイン名を使用するメールアドレスに係る電子メールの蓄積及び転送、ホームページに係る情報の蓄積及び転送並びにデータベースへの情報の蓄積等を行うことができるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
１　プラン１からプラン３の定額利用料の適用は次のとおりです。
<table>
<tr><th>区分</th><th>料金額の適用</th></tr>
<tr><td>プラン１</td><td>転送情報量の料金月単位での累計値が２０ギガバイトまでの場合（累計値が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、２０ギガバイトを超える場合は２０ギガバイトを超える１メガバイトまでごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</td></tr>
<tr><td>プラン２</td><td>転送情報量の料金月単位での累計値が４０ギガバイトまでの場合（累計値が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、４０ギガバイトを超える場合は４０ギガバイトを超える１メガバイトまでごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</td></tr>
<tr><td>プラン３</td><td>転送情報量の料金月単位での累計値が８０ギガバイトまでの場合（累計値が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、８０ギガバイトを超える場合は８０ギガバイトを超える１メガバイトまでごとに加算額を計算し、</td></tr>
</table></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

	基本額にその額を加算して適用します。

2　プラン１からプラン３において登録することができるメールアドレスの数は、次のとおりとします。

区別	メールアドレス数
プラン１	100
プラン２	200
プラン３	300

3　プラン１からプラン３においてメールに関して蓄積することができる情報量は、次のとおりとします。

区分	情報蓄積量
プラン１	500メガバイト
プラン２	1,000メガバイト
プラン３	2,000メガバイト

4　プラン１からプラン３においてホームページに関して蓄積することができる情報量は、次のとおりとします。

区分	情報蓄積量
プラン１	500メガバイト
プラン２	1,000メガバイト
プラン３	2,000メガバイト

5　プラン２又はプラン３においてデータベースに関して蓄積することができる情報量は、次のとおりとします。

区分	
プラン２ 又は プラン３	200メガバイト

イ　第３種ホスティング契約者は、第１種ホスティング契約（メールホスティングサービス又はメール・ウェブホスティングサービスに係るものに限ります。）で現に使用するものと同一のドメイン名を申し込むことができません。

ウ　第３種ホスティング契約者は、第３種ホスティングサービスに係る独自ドメイン名（プラン３については、第59条の２の２で規定する当社への申込を必要とするものに限ります。）の変更の請求をすることができません。

エ　第３種ホスティングサービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点又はＮＳＰＩＸＰとの接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

オ　当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積しているホームページに係る情報の転送を停止し、又は消去することがあります。

カ　この備考のオの規定により現に蓄積しているホームページに係る情報の転送の停止又は消去を行う場合は、当社は、あらかじめそのことを第３種ホスティング契約者にお知らせします。

	なお、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。 キ　当社は、ホームページに係る情報の蓄積又は転送等に伴い発生する損害（この備考のオの規定により現に蓄積しているホームページに係る情報の転送の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。 ク　当社は、第３種ホスティング契約者が現に蓄積している電子メール及びホームページに係る情報について滅失、毀損、漏洩、又は改ざん等があった場合であっても、その結果発生する損害について、責任を負いません。 ケ　当社は、第３種ホスティング契約の解除があった場合は、あらかじめ契約者に対し通知することなく、蓄積していた電子メール及びホームページに係る情報を消去します。この場合において、当社は、電子メール及びホームページに係る情報の消去を行ったことに伴い発生する損害について、責任を負いません。
⑵ 最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金の適用	ア 第３種ホスティングサービスには、最低利用期間があります。 イ 第３種ホスティング契約者は、最低利用期間内に第１種ホスティング契約の解除があった場合は、第82条（定額利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。
⑶ 転送情報量の測定	転送情報量は、蓄積装置から契約者回線等への方向へ送信されホームページに係る情報の情報量とし、当社の機器により測定します。
⑷　当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料は次の通りとします。 ア　過去１年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における１日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
	イ　ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した１日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 （注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。 ⑴ 過去２か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における１日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 ⑵ 過去２か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における１日平均の利用料又は故障等の回復後の７日間における１日平均の利用料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

<table>
<tr>
<td>⑸　第３種ホスティングサービスの追加機能の区分に係る料金の適用</td>
<td>ア 当社は、料金額を適用するにあたって、第３種ホスティングサービスを利用する第３種ホスティング契約者から申出があったときは、次表のとおり追加機能の区分を定めます。
<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>メールアドレス数の追加利用</td><td>この表の⑴欄の備考の２に規定する第３種ホスティングサービスにおいて登録することができるメールアドレスの数を追加することができる機能</td></tr>
</table>
イ 当社は、第３種ホスティングサービスを利用する第３種ホスティング契約者から申出があった場合には、追加するメールアドレスの数の変更を行います。
ウ 第３種ホスティングサービスにおいて追加することができるメールアドレスの数等は、当社が別に定めるところによります。</td>
</tr>
</table>

６－４－２　料金額

６－４－２－１　定額利用料

１契約ごとに

区　　分		料金額（月額）
プラン１	基本額（月額）	10,000円（10,500円）
	加算額（１メガバイトまでごとに）	2円（2.1円）
プラン２	基本額（月額）	20,000円（21,000円）
	加算額（１メガバイトまでごとに）	2円（2.1円）
プラン３	基本額（月額）	30,000円（31,500円）
	加算額（１メガバイトまでごとに）	2円（2.1円）

６－４－２－２　定額利用料の加算額（メールアドレス数の追加利用に係るもの）

追加するメールアドレス数１ごとに月額

区　　分	料金額
メールアドレス数の追加	200円（210円）

６の２　削除

６の２－１　削除

６の２－２　削除

６の２の２　削除

６の２の３　削除

６の２の３の２　削除

６の２の４　削除

６の３　クローズドコンピュータ通信網契約に係るもの

６の３－１　適用

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>(1)　品目に係る料金の適用</td><td>ア　当社は、カテゴリー１に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。
<table>
<tr><th>品　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>５Mb/sから５Mb/sごとに80Mb/sまで及び100Mb/sの品目</td><td>料金表別表２に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　クローズドコンピュータ通信網サービスに係る通信は、そのクローズドコンピュータ通信網契約に係るＣＣＮグループ回線相互間又はＣＣＮグループ回線と外部接続回線との間（外部接続回線を設置する場合に限ります。）で行うことができます。</td></tr>
</table>
イ　当社は、カテゴリー２のクラス２（タイプ１のプラン３に係るものを除きます。）に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。
<table>
<tr><th>品　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>１Mb/sから１Mb/sごとに９Mb/sまでのもの、10 Mb/sから10 Mb/sごとに100Mb/sまでの品目</td><td>料金表別表２に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
１　カテゴリー２のクラス２のタイプ１、タイプ２又はタイプ３に係る通信は、別記13の２の(1)に規定する接続契約者回線（イーサネット通信サービス第２種契約又は第５種契約、ネットワークプラットフォームサービスネットワークプラットフォーム契約、ＩＰ伝送サービスＶＰＮ契約又はデータ着信サービス第２種データ着信契約（クラス２に係るものに限ります。）に係る者に限ります。）との間で行うことができます。
２　カテゴリー２のクラス２については、クラス１のタイプ１又はタイプ２若しくはクラス４の契約が１以上の場合に限り提供します。
３　カテゴリー２のクラス２のタイプ２のプラン３は、100Mb/sに限り提供します。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

ウ　当社は、カテゴリー２のクラス４、クラス５又はカテゴリー３のクラス２に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます

(ア)ＤＳＬ回線に係るもの

品　目	内　　容
1.5Mb/s	ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大1.536Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512Kbit/sまでの符号伝送が可能なもの
８Mb/s	ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大概ね８Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね１Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
12Mb/s	ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大概ね12Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね１Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
24Mb/s	ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大概ね24Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね１Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
40 Mb/s	ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大概ね40Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね１Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
47 Mb/s	ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大概ね47Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね５Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
備考　24Mb/s品目のものは、特定加入者回線が西日本電信電話株式会社に係るものに限り提供します。	

（イ）光アクセス回線に係るもの

品　目	内　　容
100 Mb/s	最大 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの

エ　当社は、カテゴリー３のクラス１のタイプ４に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。

品　目	内　　容
10Mb/sから20Mb/sごとに70Mb/sまで及び100Mb/sの品目	料金表別表２に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの
備考　加入者回線インタフェースは、100BASE-TXに限り提供します。	

(2) 細目に係る料金の適用

ア　当社は、カテゴリー１に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信の態様による細目を定めます。

中継網による区別

区　別	内　　容
タイプ１	タイプ２以外のもの
タイプ２	ＣＣＮゲートウェイ装置をオープンコンピュータ通信網サービスに係る網と接続して提供するもの

イ　当社は、カテゴリー２に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信の態様による細目を定めます。

（ア）接続形態による区別

区　別	内　　容
クラス１	別記１の２の（1）又は（3）に規定する特定協定事業者の他社接続契約者回線又は利用回線と接続して提供するもの
クラス２	別記13の２の(1)に規定する接続契約者回線、加入者回線又は契約者回線と接続して提供するもの
クラス３	別記13の２の（3）のイに規定する特定協定事業者のＤＳＬ回線と接続して提供するものであって、同一のＣＣＮグループに係るクラス１のタイプ２に係る他社接続契約者回線又はクラス４に係る特定加入者回線とともに別記11の２の２に規定する端末設備（カテゴリー２のクラス３に係るものに限ります。）を用いて提供するもの。
クラス４	特定加入者回線と接続して提供するもの
クラス５	特定加入者回線と接続して提供するものであって、当社が別に定める電気通信サービスとともに提供するもの （注）本欄に規定する当社が別に定める電気通信サービスは、ＩＰ伝送サービス契約約款に係るＩＰ伝送サービス（Ｙ型に係る回線制御装置の予備回線利用機能を利用するものに限ります。）とします。

備考　クラス４及びクラス５の特定加入者回線に係る提供条件は、別記13の２の(3)のア又は別記13の２の(5)に定める特定協定事業者の契約約款（料金表の規定に係るものであって、当社が別に定めるものに限ります。）に準ずるものとし、当社が提供するその特定加入者回線の品目及び通信の態様による細目は、当社が別に定めるところによります。

（イ）　アクセス回線による区別

Ａ　クラス１に係るもの

区　別	内　　容
タイプ１	当社が別に定める端末設備を利用して別記13の２の（3）のイに規定するＤＳＬ回線と接続して提供するもの
タイプ２	別記11の２の２に定める端末設備を利用して別記13の２の(3)のアに規定するＤＳＬ回線、別記13の２の(5)に規定する光アクセス回線又は別記13の２の(6)に規定する利用回線と接続して提供するもの

Ｂ　クラス２に係るもの

区　別	内　　容
タイプ１	別記13の２の（1）に規定する接続契約者回線（ＩＰ伝送サービスのＶＰＮ契約に係る者に限ります。）と接続して提供するもの
タイプ２	別記13の２の（1）に規定する接続契約者回線（イーサネット通信サービスの第２種契約又は第５種契約、ネットワークプラットフォームサービスネットワークプラットフォーム契約に係る者に限ります。）と接続して提供するもの
タイプ３	別記13の２の（1）に規定する接続契約者回線（データ着信サービスの第２種データ着信契約のクラス２に係るものに限ります。）と接続して提供するもの
タイプ４	加入者回線と接続して提供するもの
タイプ５	契約者回線と接続して提供するもの

（ウ）加入者回線インタフェースによる区別

区　別	内　　容
10BASE-T	加入者回線の終端におけるインタフェースが10BASE-Tのもの
100BASE-TX	加入者回線の終端におけるインタフェースが100BASE-TXのもの

備考 １　加入者回線インタフェースの区別は、加入者回線に係るものに限り適用します。 ２　プラン２に係るものは、100BASE-TXに限り提供します。 ３　10BASE-Tについては、イーサネット方式のものであって、１Mb/s、２Mb/s、３Mb/s、４Mb/s、５Mb/s及び10Mb/sの品目に限り提供します。 ４　100BASE-TXについては、イーサネット方式のものであって、10Mb/s（全二重）から10Mb/sごとに100Mb/sまでの品目に限り提供します。

ウ　当社は、カテゴリー３に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信の態様による細目を定めます。

（ア）接続形態による区別

区　別	内　　容
クラス１	別記１の２の⑴に規定する特定協定事業者のＤＳＬ回線又は光アクセス回線と接続して提供するものであってクラス２以外のもの
クラス２	特定加入者回線と接続して提供するもの
備考　カテゴリー３におけるその他の技術的な提供条件等については、当社が別に定めるところによります。契約者は、当社が別に定める技術的な提供条件等を遵守するものとします。	

（イ）アクセス回線による区別

Ａ　クラス１に係るもの

区　別	内　　容
タイプ１	別記１の２の（1）に規定する特定協定事業者の利用回線（当社が別に定めるものに限ります。）と接続して提供するもの
タイプ２	別記１の２の（1）に規定する特定協定事業者のＡＤＳＬ回線（当社が別に定めるものに限ります。）と接続して提供するもの
タイプ３	別記１の２の（1）に規定する特定協定事業者の光アクセス回線（当社が別に定めるものに限ります。）と接続して提供するもの
タイプ４	契約者回線と接続して提供するもの

Ｂ　クラス２に係るもの

区　別	内　　容
タイプ１	別記13の２の⑶のアに定めるＤＳＬ回線（電話非重畳のものに限ります。）を特定加入者回線として提供するもの
タイプ２	別記13の２の⑸に定める光アクセス回線（特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－１の100Mb/s品目のプラン３に係るものに限ります。）を特定加入者回線として提供するもの

タイプ３	別記13の２の⑸に定める光アクセス回線（特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－１の100Mb/s品目のプラン２に係るものに限ります。）を特定加入者回線として提供するもの
備考　クラス２の特定加入者回線に係る提供条件は、別記13の２の⑶のア又は別記13の２の⑸に定める特定協定事業者の契約約款（料金表の規定に係るものであって、当社が別に定めるものに限ります。）に準ずるものとし、当社が提供するその特定加入者回線の品目及び通信の態様による細目は、当社が別に定めるところによります。	

エ　当社は、カテゴリー２のクラス４（プラン３に係る特定加入者回線が東日本電信電話株式会社に係るものを除きます。）又はカテゴリー３のクラス２（タイプ２に係る特定加入者回線が東日本電信電話株式会社に係るものを除きます。）に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり保守の態様による細目を定めます。

区　別	内　　容
保守メニュー１	午前９時から午後５時までの時間帯以外の時刻に、そのクローズドコンピュータ通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前９時から午後５時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとします。）においてその修理又は復旧を行うもの
保守メニュー２	保守メニュー１以外のもの
備考　クローズドコンピュータ通信網契約者は、そのクローズドコンピュータ通信網契約について、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更（その細目の変更と同時に品目の変更を行う場合を除きます。）の請求を行うことはできません。	

⑶　カテゴリー２の区別に係る料金の適用

ア　クラス１のタイプ２には次の区別があります

区　別	内　　容
プラン１	別記13の２の⑶のアに定めるＤＳＬ回線を利用するもの
プラン２	別記13の２の⑸に定める光アクセス回線（特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－１の100Mb/s品目のプラン３に係るものに限ります。）を利用するもの
プラン３	別記13の２の⑸に定める光アクセス回線（特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する100Mb/s品目のプラン２に係るものに限ります。）を利用するものであって、プラン２以外のもの
プラン４	別記13の２の⑹に定める利用回線を利用するもの

プラン５	別記13の２の(5) に定める光アクセス回線（特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－２（当社が別に定めるものに限ります。）に係るものに限ります。）を利用するもの

イ　クラス２のタイプ１には次の区別があります

区　別	内　　容
プラン１	別記13の２の(1)に定めるＶＰＮサービス（アクセスタイプ７のコース２のクラス１に限ります。）を利用するものであって、回線収容部に係る電気通信設備の帯域を共有して提供するもの
プラン２	別記13の２の(1)に定めるＶＰＮサービス（アクセスタイプ７のコース２のクラス２に限ります。）を利用するものであって、回線収容部に係る電気通信設備の帯域を専有して提供するもの
プラン３	別記13の２の(1)に定めるＶＰＮサービス（アクセスタイプ７のコース２のクラス３に限ります。）を利用するものであって、回線収容部に係る電気通信設備の帯域を共有して提供するもの

ウ　クラス２のタイプ２には次の区別があります

区　別	内　　容
プラン１	別記13の２の(1)に定めるイーサネット通信サービス（第２種契約又は第５種契約のタイプ２のＣＣＮアクセスの10Mb/s品目に限ります。）又はネットワークプラットフォームサービス（ネットワークプラットフォーム契約の10Mb/s品目に限ります。）を利用するものであって、回線収容部に係る電気通信設備の帯域を共有して提供するもの
プラン２	別記13の２の(1)に定めるイーサネット通信サービス（第２種契約又は第５種契約のタイプ２のＣＣＮアクセスに限ります。）又はネットワークプラットフォームサービス（ネットワークプラットフォーム契約に限ります。）を利用するものであって、回線収容部に係る電気通信設備の帯域を専有して提供するもの

プラン３	別記13の２の⑴に定めるイーサネット通信サービス（第２種契約又は第５種契約のタイプ２のＣＣＮアクセスの100Mb/s品目に係るものであって、コース１又はコース２のものに限ります。）又はネットワークプラットフォームサービス（ネットワークプラットフォーム契約の100Mb/s品目に限ります。）を利用するものであって、回線収容部に係る電気通信設備の帯域を共有して提供するもの

エ　クラス２のタイプ４には次の区別があります

区　別	内　　容
プラン１	回線収容部に係る電気通信設備の帯域を共有して提供するもの
プラン２	回線収容部に係る電気通信設備の帯域を専有して提供するもの

オ　クラス２のタイプ５には次の区別があります

区　別	内　　容
プラン１	回線収容部に係る電気通信設備の帯域を共有して提供するもの
プラン２	回線収容部に係る電気通信設備の帯域を専有して提供するもの

カ　クラス４又はクラス５には次の区別があります。

区　別	内　　容
プラン１	別記 13 の２の⑶のアに定めるＤＳＬ回線（電話非重畳のものに限ります。）を特定加入者回線として提供するもの
プラン３	別記 13 の２の⑸に定める光アクセス回線（特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－１の 100Mb/s 品目のプラン３に係るものに限ります。）を特定加入者回線として提供するもの
プラン４	別記 13 の２の⑸に定める光アクセス回線（特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－１の 100Mb/s 品目のプラン２に係るものに限ります。）を特定加入者回線として提供するもの

⑷　カテゴリー２の利用の開始等に係る料金の適用	カテゴリー２のクラス２のプラン３の利用の開始等があった場合の料金の適用は、次の通りとします。 ア　利用の開始があった場合 利用の開始をした日を含む料金月の翌料金月から定額利用料を適用します。ただし、そのクローズドコンピュータ通信網サービスの利用の開始と廃止が同月に行われた場合、その廃止の日にかかわらず利用開始月の定額利用料の支払いを要します。 イ　ＣＣＮグループ回線の変更があった場合 ＣＣＮグループ回線の変更（カテゴリー２に係る利用回線、ＤＳＬ回線又は光アクセス回線との間の変更に限ります。）があった場合の定額利用料は、その変更前のＣＣＮグループ回線の利用の廃止及び、その変更後のＣＣＮグループ回線の利用の開始が同時にあったものとみなして取り扱い定額利用料を適用します。 ウ　利用の廃止があった場合 第82条（定額利用料等の支払義務）の規定に係らず、その廃止月を含む料金月の定額利用料の支払いを要します。
⑸　定額利用料の適用	クローズドコンピュータ通信網サービスの定額利用料は、次の通りとします。 ア　カテゴリー１の場合 ＣＣＮゲートウェイ装置が１の場合は基本額のみを適用し、１を超える場合は基本額と超過するＣＣＮゲートウェイ装置の数に応じた加算額とを合算して適用します。 イ　カテゴリー２の場合 （ア）クラス１の場合 Ａ　タイプ１の場合 ＣＣＮグループ回線におけるＤＳＬ回線（別記13の２の⑶のイに定める契約に係るものであって、12Mb/s品目のものに限ります。）１回線ごとに基本額を適用します。 Ｂ　タイプ２の場合 ＣＣＮグループ回線におけるＤＳＬ回線（別記13の２の⑶のアに定める契約に係るものに限ります。）、光アクセス回線（別記13の２の⑸に定める契約に係るものに限ります。）又は利用回線（別記13の２の⑹に定める契約に係るものに限ります。）１回線ごとに基本額を適用します。 （イ）クラス２の場合 Ａ　タイプ１、タイプ２及びタイプ３の定額利用料（プラン３に係るものを除きます。）は、１回線ごとに基本額を適用します。 Ｂ　タイプ４の定額利用料は、１回線ごとに基本額とアクセス回線料を合算して適用します。 Ｃ　タイプ５の定額利用料は、１回線ごとに基本額を適用します。

	Ｄ　プラン３の定額利用料は、ＣＣＮグループ回線の利用回線、ＤＳＬ回線又は光アクセス回線に係る回線数にそれぞれの基本額を乗じて得た額を合算して適用します。 （ウ）クラス３の場合 ＣＣＮグループ回線におけるＤＳＬ回線（別記13の２の⑶のイに定める契約に係るものであって、12Mb/s品目のものに限ります。）１回線ごとに基本額を適用します。 （エ）クラス４又はクラス５の場合 ＣＣＮグループ回線における特定加入者回線１回線ごとに基本額を適用します。 ウ　カテゴリー３の場合 （ア）クラス１の場合 ＣＣＮグループ回線における利用回線、ＤＳＬ回線、光アクセス回線、契約者回線１回線ごとに基本額を適用します。 （イ）クラス２の場合 ＣＣＮグループ回線における特定加入者回線１回線ごとに基本額を適用します。
⑹　利用料金の適用除外	クローズドオープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー２のクラス４若しくはクラス５のプラン１に係るもの又はカテゴリー３のクラス２のタイプ１に係るものに限ります。）の提供の開始、特定加入者回線の移転又は品目の変更により、リンク未確立状態となった場合（そのことを当社が確認できる場合に限ります。）であって、そのクローズドコンピュータ通信網サービスの提供の開始、特定加入者回線の移転又は品目の変更の日の翌日から起算して20日以内に、クローズドコンピュータ通信網契約者からその旨の申出があり、そのクローズドコンピュータ通信網契約の解除又は特定加入者回線の移転若しくは品目の変更の請求が行われた場合は、料金表第1表（料金）の規定にかかわらず、リンク未確立状態の期間に係る利用料金は適用しません。
⑺　最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	ア　クローズドコンピュータ通信網契約者のカテゴリー２のクラス１、クラス３、クラス４若しくはクラス５又はカテゴリー３（クラス１のタイプ４に係るものを除きます。）に係る最低利用期間は、第64条（最低利用期間）にかかわらず１ヶ月とします。 イ　クローズドコンピュータ通信網契約者は、最低利用期間内にクローズドコンピュータ通信網契約（カテゴリー２のクラス２のプラン３に係るものを除きます。）の解除があった場合は、第82条（定額利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

	ウ　クローズドコンピュータ通信網契約者は、最低利用期間内にクローズドコンピュータ通信網サービスの品目の変更又はＣＣＮゲートウェイ装置の廃止（以下この欄において「品目の変更等」といいます。）があった場合は、その品目の変更等について変更等前の定額利用料の額から変更等後の定額利用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

６の３－２　料金額

６の３－２－１　定額利用料

⑴　基本額

ア　カテゴリー１のもの

（ア）　タイプ１のもの

１契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額	
	通常契約	二重化付加契約
５Mb/sのもの	650,000円 (682,500円)	400,000円 (420,000円)
10Mb/sのもの	1,000,000円 (1,050,000円)	500,000円 (525,000円)
15Mb/sのもの	1,350,000円 (1,417,500円)	600,000円 (630,000円)
20Mb/sのもの	1,700,000円 (1,785,000円)	700,000円 (735,000円)
25Mb/sのもの	2,050,000円 (2,152,500円)	800,000円 (840,000円)
30Mb/sのもの	2,400,000円 (2,520,000円)	900,000円 (945,000円)
35Mb/sのもの	2,750,000円 (2,887,500円)	1,000,000円 (1,050,000円)
40Mb/sのもの	3,100,000円 (3,255,000円)	1,100,000円 (1,155,000円)
45Mb/sのもの	3,450,000円 (3,622,500円)	1,200,000円 (1,260,000円)
50Mb/sのもの	3,800,000円 (3,990,000円)	1,300,000円 (1,365,000円)
55Mb/sのもの	4,150,000円 (4,357,500円)	1,400,000円 (1,470,000円)
60Mb/sのもの	4,500,000円 (4,725,000円)	1,500,000円 (1,575,000円)
65Mb/sのもの	4,850,000円 (5,092,500円)	1,600,000円 (1,680,000円)

70Mb/sのもの	5,200,000円 (5,460,000円)	1,700,000円 (1,785,000円)
75Mb/sのもの	5,550,000円 (5,827,500円)	1,800,000円 (1,890,000円)
80Mb/sのもの	5,900,000円 (6,195,000円)	1,900,000円 (1,995,000円)
100Mb/sのもの	7,300,000円 (7,665,000円)	2,300,000円 (2,415,000円)

（イ）　タイプ２のもの

１契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額	
	通常契約	二重化付加契約
５Mb/sのもの	450,000円 (472,500円)	350,000円 (367,500円)
10Mb/sのもの	600,000円 (630,000円)	400,000円 (420,000円)
15Mb/sのもの	750,000円 (787,500円)	450,000円 (472,500円)
20Mb/sのもの	900,000円 (945,000円)	500,000円 (525,000円)
25Mb/sのもの	1,050,000円 (1,102,500円)	550,000円 (577,500円)
30Mb/sのもの	1,200,000円 (1,260,000円)	600,000円 (630,000円)
35Mb/sのもの	1,350,000円 (1,417,500円)	650,000円 (682,500円)
40Mb/sのもの	1,500,000円 (1,575,000円)	700,000円 (735,000円)
45Mb/sのもの	1,650,000円 (1,732,500円)	750,000円 (787,500円)
50Mb/sのもの	1,800,000円 (1,890,000円)	800,000円 (840,000円)
55Mb/sのもの	1,950,000円 (2,047,500円)	850,000円 (892,500円)
60Mb/sのもの	2,100,000円 (2,205,000円)	900,000円 (945,000円)
65Mb/sのもの	2,250,000円	950,000円

	(2,362,500円)	(997,500円)
70Mb/sのもの	2,400,000円 (2,520,000円)	1,000,000円 (1,050,000円)
75Mb/sのもの	2,550,000円 (2,677,500円)	1,050,000円 (1,102,500円)
80Mb/sのもの	2,700,000円 (2,835,000円)	1,100,000円 (1,155,000円)
100Mb/sのもの	3,300,000円 (3,465,000円)	1,300,000円 (1,365,000円)

イ　カテゴリー２のもの

(ア)　クラス１のもの

①　タイプ１のもの

１ＤＳＬ回線ごとに

区　　分	料　　金　　額
電話重畳のもの	7,100円 (7,455円)
電話非重畳のもの	9,000円 (9,450円)

備考

１　カテゴリー２に係る通信は、カテゴリー２に係るＣＣＮグループ回線との間の通信を行うことができます。

２　ＤＳＬ回線は、別記13の２の⑶のイに定める契約（別記１の２の⑶に定める特定協定事業者に係るものに限ります。）に係るものとします。

３　カテゴリー２に係る通信の速度は、ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大12.512Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能とします。

４　当社は、３に規定する通信の品質を保証しません。

②　タイプ２のもの

１ＤＳＬ回線、光アクセス回線又は利用回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
プラン１のもの	5,000円（5,250円）
プラン２のもの	5,000円（5,250円）
プラン３のもの	8,000円（8,400円）
プラン４のもの	5,000円（5,250円）
プラン５のもの	5,000円（5,250円）

（イ）　クラス２のもの

①　タイプ１のもの

Ａ　プラン１のもの

１接続契約者回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額	
１Mb/sのもの	48,000円	(50,400円)
２Mb/sのもの	60,000円	(63,000円)
３Mb/sのもの	70,000円	(73,500円)
４Mb/sのもの	75,000円	(78,750円)
５Mb/sのもの	80,000円	(84,000円)
10Mb/sのもの	96,000円	(100,800円)
20Mb/sのもの	100,000円	(105,000円)
30Mb/sのもの	150,000円	(157,500円)

Ｂ　プラン２のもの

１接続契約者回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額	
10Mb/sのもの	500,000円	(525,000円)
20Mb/sのもの	610,000円	(640,500円)
30Mb/sのもの	798,000円	(837,900円)
40Mb/sのもの	960,000円	(1,008,000円)
50Mb/sのもの	1,115,000円	(1,170,750円)
60Mb/sのもの	1,280,000円	(1,344,000円)
70Mb/sのもの	1,490,000円	(1,564,500円)
80Mb/sのもの	1,660,000円	(1,743,000円)
90Mb/sのもの	1,830,000円	(1,921,500円)
100Mb/sのもの	2,000,000円	(2,100,000円)

Ｃ　プラン３のもの

ＣＣＮグループ回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額	
利用回線のもの	2,800円	(2,940円)
ＤＳＬ回線のもの	2,800円	(2,940円)
光アクセス回線のもの	6,500円	(6,825円)

②　タイプ２のもの

Ａ　プラン１のもの

１接続契約者回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
10Mb/sのもの	96,000円　　(100,800円)

B　プラン２のもの

１接続契約者回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
10Mb/sのもの	500,000円　　(525,000円)
100Mb/sのもの	2,000,000円　(2,100,000円)

C　プラン３のもの

ＣＣＮグループ回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
利用回線のもの	2,800円　　(2,940円)
ＤＳＬ回線のもの	2,800円　　(2,940円)
光アクセス回線のもの	6,500円　　(6,825円)

③　タイプ３のもの

１接続契約者回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
0.5Mb/sのもの	19,000円　　(19,950円)
１Mb/sのもの	29,000円　　(30,450円)
２Mb/sのもの	44,000円　　(46,200円)
３Mb/sのもの	59,000円　　(61,950円)
４Mb/sのもの	74,000円　　(77,700円)
５Mb/sのもの	89,000円　　(93,450円)
６Mb/sのもの	140,000円　　(147,000円)
７Mb/sのもの	151,000円　　(158,550円)
８Mb/sのもの	162,000円　　(170,100円)
９Mb/sのもの	173,000円　　(181,650円)
10Mb/sのもの	184,000円　　(193,200円)
20Mb/sのもの	300,000円　　(315,000円)
30Mb/sのもの	350,000円　　(367,500円)

④　タイプ４のもの

A　プラン１のもの

１加入者回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額

	通常契約	二重化付加契約
１Mb/sのもの	48,000円　（50,400円）	16,000円　（16,800円）
２Mb/sのもの	60,000円　（63,000円）	20,000円　（21,000円）
３Mb/sのもの	70,000円　（73,500円）	23,000円　（24,150円）
４Mb/sのもの	75,000円　（78,750円）	25,000円　（26,250円）
５Mb/sのもの	80,000円　（84,000円）	27,000円　（28,350円）
10Mb/sのもの	96,000円　（100,800円）	32,000円　（33,600円）
20Mb/sのもの	100,000円　（105,000円）	34,000円　（35,700円）
30Mb/sのもの	150,000円　（157,500円）	50,000円　（52,500円）

Ｂ　プラン２のもの

１加入者回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額	
	通常契約	二重化付加契約
10Mb/sのもの	500,000円（525,000円）	166,000円（174,300円）
20Mb/sのもの	610,000円（640,500円）	203,000円（213,150円）
30Mb/sのもの	798,000円（837,900円）	266,000円（279,300円）
40Mb/sのもの	960,000円（1,008,000円）	320,000円（336,000円）
50Mb/sのもの	1,115,000円（1,170,750円）	371,000円（389,550円）
60Mb/sのもの	1,280,000円（1,344,000円）	426,000円（447,300円）
70Mb/sのもの	1,490,000円（1,564,500円）	496,000円（520,800円）
80Mb/sのもの	1,660,000円（1,743,000円）	553,000円（580,650円）
90Mb/sのもの	1,830,000円（1,921,500円）	610,000円（640,500円）
100Mb/sのもの	2,000,000円（2,100,000円）	666,000円（699,300円）

⑤　タイプ５のもの

Ａ　プラン１のもの

１契約者回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額	
	通常契約	二重化付加契約
１Mb/sのもの	48,000円（50,400円）	16,000円（16,800円）
２Mb/sのもの	60,000円（63,000円）	20,000円（21,000円）
３Mb/sのもの	70,000円（73,500円）	23,000円（24,150円）
４Mb/sのもの	75,000円（78,750円）	25,000円（26,250円）
５Mb/sのもの	80,000円（84,000円）	27,000円（28,350円）
10Mb/sのもの	96,000円（100,800円）	32,000円（33,600円）

20Mb/sのもの	100,000円（105,000円）	34,000円（35,700円）
30Mb/sのもの	150,000円（157,500円）	50,000円（52,500円）

B　プラン２のもの

1契約者回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額	
	通常契約	二重化付加契約
10Mb/sのもの	500,000円（525,000円）	166,000円（174,300円）
20Mb/sのもの	610,000円（640,500円）	203,000円（213,150円）
30Mb/sのもの	798,000円（837,900円）	266,000円（279,300円）
40Mb/sのもの	960,000円（1,008,000円）	320,000円（336,000円）
50Mb/sのもの	1,115,000円（1,170,750円）	371,000円（389,550円）
60Mb/sのもの	1,280,000円（1,344,000円）	426,000円（447,300円）
70Mb/sのもの	1,490,000円（1,564,500円）	496,000円（520,800円）
80Mb/sのもの	1,660,000円（1,743,000円）	553,000円（580,650円）
90Mb/sのもの	1,830,000円（1,921,500円）	610,000円（640,500円）
100Mb/sのもの	2,000,000円（2,100,000円）	666,000円（699,300円）

（ウ）　クラス３のもの

１ＤＳＬ回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
電話重畳のもの	4,300円 （4,515円）
電話非重畳のもの	5,600円 （5,880円）

備考

１　ＤＳＬ回線は、別記13の２の(3)のイに定める契約（別記１の２の(3)に定める特定協定事業者に係るものに限ります。）に係るものとします。

２　クラス３に係る通信の速度は、ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大12.512Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能とします。

３　当社は、２に規定する通信の品質を保証しません。

（エ）　クラス４又はクラス５のもの

①　プラン１のもの

A　東日本電信電話株式会社に係るもの

1契約ごとに月額

区分	料金額
1.5Mb/sのもの	11,050円（11,602.5円）
８Mb/sのもの	11,250円（11,812.5円）

12Mb/sのもの	11,350円（11,917.5円）
40Mb/sのもの	11,450円（12,022.5円）
47Mb/sのもの	11,550円（12,127.5円）

B　西日本電信電話株式会社に係るもの

1契約ごとに月額

区分	料金額
1.5Mb/sのもの	11,050円（11,602.5円）
８Mb/sのもの	11,250円（11,812.5円）
12Mb/sのもの	11,350円（11,917.5円）
24Mb/sのもの	11,420円（11,991円）
40Mb/sのもの	11,450円（12,022.5円）
47Mb/sのもの	11,450円（12,022.5円）

② プラン３のもの

A　東日本電信電話株式会社に係るもの

1契約ごとに月額

区分	料金額
100Mb/s のもの	10,600円（11,130円）

B　西日本電信電話株式会社に係るもの

1契約ごとに月額

区分	料金額
100Mb/s のもの	10,800円（11,340円）

③ プラン４のもの

A　東日本電信電話株式会社に係るもの

1契約ごとに月額

区分	料金額
100Mb/s のもの	18,500円（19,425円）

B　西日本電信電話株式会社に係るもの

1契約ごとに月額

区分	料金額
100Mb/s のもの	18,500円（19,425円）

ウ　カテゴリー３のもの

（ア）クラス１のもの

1契約ごとに月額

区分			料金額
タイプ１			9,800円（10,290円）
タイプ２			9,800円（10,290円）
タイプ３			16,000円（16,800円）
タイプ４	10Mb/sのもの	通常契約のもの	96,000円（100,800円）
		二重化付加契約のもの	32,000円（33,600円）
	30Mb/sのもの	通常契約のもの	150,000円（157,500円）
		二重化付加契約のもの	50,000円（52,500円）
	50Mb/sのもの	通常契約のもの	250,000円（262,500円）
		二重化付加契約のもの	83,000円（87,150円）

	70Mb/sのもの	通常契約のもの	350,000円（367,500円）
		二重化付加契約のもの	116,000円（121,800円）
	100Mb/sのもの	通常契約のもの	500,000円（525,000円）
		二重化付加契約のもの	166,000円（174,300円）

備考

1　カテゴリー３に係る通信は、カテゴリー３に係るＣＣＮグループ回線との間の通信を行うことができます。

2　カテゴリー３に係る通信の速度は、当社が別に定めるところによります。

3　当社は、２に規定する通信の品質を保証しません。

（イ）クラス２のもの

①タイプ１のもの

Ａ　東日本電信電話株式会社に係るもの

1契約ごとに月額

区　分	料　金　額
1.5Mb/sのもの	15,850円（16,642.5円）
８Mb/sのもの	16,050円（16,852.5円）
12Mb/sのもの	16,150円（16,957.5円）
40Mb/sのもの	16,250円（17,062.5円）
47Mb/sのもの	16,350円（17,167.5円）

Ｂ　西日本電信電話株式会社に係るもの

1契約ごとに月額

区　分	料　金　額
1.5Mb/sのもの	15,850円（16,642.5円）
８Mb/sのもの	16,050円（16,852.5円）
12Mb/sのもの	16,150円（16,957.5円）
24Mb/sのもの	16,220円（17,031円）
40Mb/sのもの	16,250円（17,062.5円）
47Mb/sのもの	16,250円（17,062.5円）

②タイプ２のもの

Ａ　東日本電信電話株式会社に係るもの

1契約ごとに月額

区　分	料　金　額
100Mb/sのもの	21,600円（22,680円）

Ｂ　西日本電信電話株式会社に係るもの

1契約ごとに月額

区　分	料　金　額
100Mb/sのもの	21,800円（22,890円）

③タイプ３のもの

Ａ　東日本電信電話株式会社に係るもの

1契約ごとに月額

区　分	料　金　額

100Mb/sのもの	26,500円（27,825円）

B　西日本電信電話株式会社に係るもの

1契約ごとに月額

区　分	料　金　額
100Mb/sのもの	26,500円（27,825円）

⑵　アクセス回線料

ア　カテゴリー２のクラス２のタイプ４のもの

（ア）　プラン１のもの

１加入者回線ごとに月額

区　　分		料　　金　　額
１Mb/sのもの		53,000円　（55,650円）
２Mb/sのもの		85,000円　（89,250円）
３Mb/sのもの		93,000円　（97,650円）
４Mb/sのもの		96,000円　（100,800円）
５Mb/sのもの		99,000円　（103,950円）
10Mb/s のもの	10BASE-Tのもの	110,000円　（115,500円）
	100BASE-TXのもの	115,000円　（120,750円）
20Mb/sのもの		135,000円　（141,750円）
30Mb/sのもの		158,000円　（165,900円）

（イ）　プラン２のもの

１加入者回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
10Mb/sのもの	115,000円　（120,750円）
20Mb/sのもの	135,000円　（141,750円）
30Mb/sのもの	158,000円　（165,900円）
40Mb/sのもの	179,000円　（187,950円）
50Mb/sのもの	197,000円　（206,850円）
60Mb/sのもの	212,000円　（222,600円）
70Mb/sのもの	225,000円　（236,250円）
80Mb/sのもの	235,000円　（246,750円）
90Mb/sのもの	243,000円　（255,150円）
100Mb/sのもの	250,000円　（262,500円）

⑶　加算額

ア　カテゴリー１のタイプ１又はタイプ２のもの

１契約につき１のＣＣＮゲートウェイ装置ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
ＣＣＮゲートウェイ装置	150,000円 （157,500円）
備考　１のＣＣＮゲートウェイ装置により設定することのできるクローズドコンピュータ通信網サービスの通信に係る通信路の数は、当社が別に定めるところによります。	

イ　保守メニュー２のものに係る加算額

（ア）　カテゴリー２のクラス４又はクラス５のもの

①　東日本電信電話株式会社に係るもの

１の特定加入者回線ごとに

区　　分	料　　金　　額
プラン１に係るもの	2,500 円（2,625 円）
プラン４に係るもの	2,500 円（2,625 円）

②　西日本電信電話株式会社に係るもの

１の特定加入者回線ごとに

区　　分	料　　金　　額
プラン１に係るもの	2,500 円（2,625 円）
プラン３に係るもの	2,500 円（2,625 円）
プラン４に係るもの	2,500 円（2,625 円）

（イ）カテゴリー３のクラス２のもの

①　東日本電信電話株式会社に係るもの

１の特定加入者回線ごとに

区　　分	料　　金　　額
タイプ１	2,500円（2,625円）
タイプ３	2,500円（2,625円）

②　西日本電信電話株式会社に係るもの

１の特定加入者回線ごとに

区　　分	料　　金　　額
タイプ１	2,500円（2,625円）
タイプ２	2,500円（2,625円）
タイプ３	2,500円（2,625円）

６の３－２－２　付加機能利用料

区　　分					単　　位	料金額
インターネ	この機能を利用するクローズドコンピュータ	クラス１に係るもの	タイプ１に係るもの		１のＣＣＮアクセス回線ごとに	2,980円 （3,129円）
			プタ２イ	プラン１に係るもの	１のＣＣＮアクセス回線ごとに	2,980円 （3,129円）

				プラン２に係るもの	１のＣＣＮアクセス回線ごとに	2,980円 (3,129円)
				プラン３に係るもの	１のＣＣＮアクセス回線ごとに	7,500円 (7,875円)
				プラン５に係るもの	１のＣＣＮアクセス回線ごとに	2,980円 (3,129円)
		クラス４に係るもの	プラン１に係るもの		１のＣＣＮアクセス回線ごとに	2,980円 (3,129円)
			プラン３に係るもの		１のＣＣＮアクセス回線ごとに	2,980円 (3,129円)
			プラン４に係るもの		１のＣＣＮアクセス回線ごとに	7,500円 (7,875円)
	備考	１　この機能は、カテゴリー２のクラス１（タイプ１又はタイプ２のプラン１、プラン２、プラン３若しくはプラン５に係るものに限ります。）又はクラス４に係るクローズドコンピュータ通信網契約者に限り提供します。 ２　この機能を利用した通信については、当社は、通信の品質を保証しません。				

６の４　第１種データ着信契約に係るもの

６の４－１　適用

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>⑴　第１種データ着信サービス区域の設定</td><td>当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、第１種データ着信サービスの需要と供給の見込み等を考慮して第１種データ着信サービス区域を設定します。</td></tr>
<tr><td>⑵　細目に係る料金の適用</td><td>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信の態様等による細目を定めます。
ア　料金の適用方法による区別
<table>
<tr><th>区　　別</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>クラス１</td><td>クラス２以外のもの</td></tr>
<tr><td>クラス２</td><td>契約者があらかじめ利用品目、データ利用回線等に係る当社及び接続事業者の区別並びに同時接続可能数の区別を選択するもの</td></tr>
</table>
イ　品目等による区別
（ア）　提供品目による区別
<table>
<tr><th>区　　別</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>0.5Mb/s</td><td>0.5Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>１Mb/s</td><td>１Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>２Mb/s</td><td>２Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>３Mb/s</td><td>３Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>４Mb/s</td><td>４Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>５Mb/s</td><td>５Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>６Mb/s</td><td>６Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>７Mb/s</td><td>７Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>８Mb/s</td><td>８Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>９Mb/s</td><td>９Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>10Mb/s</td><td>10Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>20Mb/s</td><td>20Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>30Mb/s</td><td>30Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
提供品目による区別は、クラス２（定額通信料の基本料に限ります。）及びアクセスタイプ６のものに限り適用します。</td></tr>
</table>
（イ）　データ利用回線等からの接続に係る区別
<table>
<tr><th>区　　別</th><th>内　　容</th></tr>
</table></td></tr>
</table>

アクセスタイプ１	データ利用回線（データ発信契約者が別記１の２の⑴に定める特定協定事業者から通信をする場合に限ります。）、別記13の２の⑼に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するＰＨＳ等サービス（当社が別に定めるものに限ります。）又は携帯電話等サービス（当社が別に定めるものに限ります。）に係るダイヤルアップ回線から接続して通信を行うことができるもの
アクセスタイプ２	別記13の２の⑼に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に定める携帯電話等サービス（当社が別に定めるものに限ります。）に係るダイヤルアップ回線から接続して通信を行うことができるもの （注）本欄に規定する当社が別に定める携帯電話等サービスは、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するＦＯＭＡサービスに係るものとします。
アクセスタイプ３	別記13の２の⑼に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるＰＨＳサービス（当社が別に定めるものに限ります。）に係るダイヤルアップ回線から接続して通信を行うことができるもの （注）本欄に規定する当社が別に定めるＰＨＳサービスは、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する＠ＦｒｅｅＤに係るものとします。
アクセスタイプ４	別記13の２の⑼に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるＰＨＳサービス（当社が別に定めるものに限ります。）に係るダイヤルアップ回線から接続して通信を行うことができるもの （注）本欄に規定する当社が別に定めるＰＨＳサービスは、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するパケット交換方式による通信、回線交換方式による通信又はパケット接続変換機能に係るものとします。
アクセスタイプ５	別記13の２の⑴に定める当社の契約約款及び料金表に定めるモバイルアクセスサービスから接続して通信を行うことができるもの

アクセスタイプ６	別記13の２の⑼に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に定める携帯電話等サービス（当社が別に定めるものに限ります。）に係るダイヤルアップ回線から接続して通信を行うことができるもの （注）本欄に規定する当社が別に定める携帯電話等サービスは、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するａｕサービスに係るものとします。

備考

１　当社は、データ利用回線から接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

２　アクセスタイプ２には、以下の区別があります。

区別	内容
オープンタイプ	そのデータ利用回線からの全ての第１種データ着信契約者への接続ができるもの
クローズタイプ	契約者があらかじめ指定した、特定協定事業者の携帯電話番号により第１種データ着信契約者への接続を識別し、指定された携帯電話番号からのみ接続ができるもの

３　アクセスタイプ４には以下の区別があります。

区別	内容
パターン１	他社接続契約者回線がその特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するパケット交換方式による通信に係るもの又は回線交換方式による通信に係るもの並びにパケット接続変換機能に係るもの
パターン２	他社接続契約者回線がその特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するパケット交換方式による通信に係るもの又は回線交換方式による通信に係るもの

（ウ）　同時接続可能数による区別

区　　別	内　　容
プラン１	その第１種データ着信契約に係る同時接続可能数が、６接続までのもの
プラン２	その第１種データ着信契約に係る同時接続可能数が、１４接続までのもの
プラン３	その第１種データ着信契約に係る同時接続可能数が、３０接続までのもの

プラン４	その第１種データ着信契約に係る同時接続可能数が、６２接続までのもの
プラン５	その第１種データ着信契約に係る同時接続可能数が、１２６接続までのもの
プラン６	その第１種データ着信契約に係る同時接続可能数が、２５４接続までのもの
プラン７	その第１種データ着信契約に係る同時接続可能数が、５０８接続までのもの
プラン８	その第１種データ着信契約に係る同時接続可能数が、７６２接続までのもの

備考　同時接続可能数による区別は、アクセスタイプ１からアクセスタイプ５のものに限り適用します。この場合、アクセスタイプごとに提供するプランは、次表のとおりとします。

区 別	提供するプラン
ｱｸｾｽﾀｲﾌﾟ１	プラン１からプラン７
ｱｸｾｽﾀｲﾌﾟ２	プラン１からプラン６
ｱｸｾｽﾀｲﾌﾟ３	プラン１からプラン７
ｱｸｾｽﾀｲﾌﾟ４（ﾊﾟﾀｰﾝ１に係るもの）	プラン１からプラン８
ｱｸｾｽﾀｲﾌﾟ４（ﾊﾟﾀｰﾝ２に係るもの）	プラン２からプラン８
ｱｸｾｽﾀｲﾌﾟ５	プラン１からプラン６

ウ　加入者回線インタフェースの区別

区　　別	内　　容
10BASE-T	加入者回線の終端におけるインタフェースが10BASE-Tのもの
100BASE-TX（全二重）	加入者回線の終端におけるインタフェースが100BASE-TXのもの

備考

１　当社は、加入者回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。

２　クラス２において利用する 10Base-T のインターフェースの通信方式は全二重のもの及び半二重のものとし、半二重のものについては、0.5 Mb/s から６Mb/s に限り提供します。

⑶　定額利用料の適用	ア　第１種データ着信サービスの定額利用料は、基本額とアクセス回線料を合算して適用します。 イ　第１種データ着信サービスのクラス２の基本額は、基本料と加算料を合算して適用します。
⑷　最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	ア　第１種データ着信契約者は、最低利用期間内に第１種データ着信契約の解除があった場合は、第 82 条（定額利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料（クラス２に係る定額利用料の加算料を除きます。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

イ　第１種データ着信契約者（クラス１に係る者に限ります。）は、最低利用期間内に第１種データ着信サービスの通信又は保守の態様による細目の変更、着信ポートの廃止（以下この欄において「細目の変更等」といいます。）があった場合は、その細目の変更等について変更等前の定額利用料の額から変更等後の定額利用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

ウ　第１種データ着信契約者（クラス２に係る者に限ります。）は、最低利用期間内に第１種データ着信契約者の品目の変更があった場合は、その品目の変更について変更前の基本料の額から変更後の基本料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

⑸　データ通信料の適用

着信課金通信（クラス１に係るものであって、加入電話等契約に係るデータ利用回線からの通信を除きます。）に係るデータ通信料の適用については、次表のとおりとします。

品　　目	データ通信料の適用
100時間コース	データ利用回線からの着信課金通信に係る換算接続通信時間（接続通信時間にそのデータ利用回線に係る電話等契約ごとに備考の１の表に規定する換算率を乗じて得た時間をいいます。以下同じとします。）の料金月単位での累計時間が100時間までの場合（累計時間が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、100時間を超える場合は100時間を超える１分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
300時間コース	データ利用回線からの着信課金通信に係る換算接続通信時間の料金月単位での累計時間が300時間までの場合（累計時間が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、300時間を超える場合は300時間を超える１分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
500時間コース	データ利用回線からの着信課金通信に係る換算接続通信時間の料金月単位での累計時間が500時間までの場合（累計時間が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、500時間を超える場合は500時間を超える１分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

備考

１　当社は、着信課金通信に係る換算接続通信時間を適用するにあたって、次表のとおり換算率を定めます。

そのデータ利用回線に係る電話等契約	換算率
⑴　ＰＨＳ等契約	1.6

	(2)　携帯電話等契約（(3)、(4)又は(5)に規定するものを除きます。） 2.8 (3)　携帯電話等契約（当社が別に定めるものに限ります。） （注）本欄に規定する当社が別に定める携帯電話等契約は、別記13の２の(9)のウに掲げるソフトバンク通信サービス契約約款又はツーカー通信サービス契約約款に係る携帯電話等契約とします。 3.0 (4)　携帯電話等契約（当社が別に定めるものに限ります。） （注）本欄に規定する当社が別に定める携帯電話等契約は、別記13の２の(9)のウに掲げるＦＯＭＡサービス契約約款に係る携帯電話等契約とします。 5.6 (5)　携帯電話等契約（当社が別に定めるものに限ります。） （注）本欄に規定する当社が別に定める携帯電話等契約は、別記13の２の(9)のウに掲げる３Ｇ通信サービス契約約款に係る携帯電話等契約とします。 6.0 ２　第１種データ着信契約者は、データ通信料の区分の変更の請求をすることができます。この場合において、変更後の区分のデータ通信料は、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。 ただし、変更の承諾日が料金月の初日である場合は、その変更の承諾日を含む料金月から適用します。
(6)　接続通信時間の測定等	ア　着信課金通信に係る接続通信時間は、そのデータ利用回線と加入者回線を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者若しくは着信者からの通信終了の信号を受け、又は第77条（通信利用の制限等）第３項の規定により、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。 イ　次の時間は、アに規定する接続通信時間には含みません。 (ア)発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信中に一時通信ができなかった時間 (イ)発信者又は着信者の責任によらない理由により通信を打ち切った場合（第77条第３項の規定による場合を除きます。）は、６の４－２（料金額）に規定する分数に満たない端数の時間

(7)　当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の着信課金通信に係るデータ通信料は、次のとおりとします。 ア　過去１年間の実績を把握することができる場合 　機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における１日平均のデータ通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 イ　ア以外の場合 　把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した１日平均のデータ通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 （注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。 (1)　過去２か月以上の実績を把握することができる場合 　機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における１日平均のデータ通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 (2)　過去２か月間の実績を把握することができない場合 　機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における１日平均のデータ通信料又は故障等の回復後の７日間における１日平均のデータ通信料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

６の４－２　料金額

６の４－２－１　定額利用料

⑴　基本額

ア　クラス１のもの

区　　分	単　　位	料　　金　　額
基本料	１着信ポートごとに月額	120,000円 （126,000円）
備考　１の着信ポートにより１次群インタフェースに係る23のＢチャネルでの通信の着信を行うことができます。		

イ　クラス２のもの

（ア）　基本料

区　　分	単　　位	料　　金　　額
0.5Mb/s	１契約ごとに月額	10,000円(10,500円)
１Mb/s	１契約ごとに月額	11,000円(11,550円)
２Mb/s	１契約ごとに月額	13,000円(13,650円)
３Mb/s	１契約ごとに月額	15,000円(15,750円)
４Mb/s	１契約ごとに月額	17,000円(17,850円)
５Mb/s	１契約ごとに月額	19,000円(19,950円)
６Mb/s	１契約ごとに月額	21,000円(22,050円)
７Mb/s	１契約ごとに月額	23,000円(24,150円)
８Mb/s	１契約ごとに月額	25,000円(26,250円)
９Mb/s	１契約ごとに月額	27,000円(28,350円)
10Mb/s	１契約ごとに月額	29,000円(30,450円)
20Mb/s	１契約ごとに月額	49,000円(51,450円)
30Mb/s	１契約ごとに月額	69,000円(72,450円)

（イ）　加算料

①　アクセスタイプ１に係る料金額

区　　分	単　　位	料　　金　　額
プラン１	１アクセスタイプごとに月額	33,000円（34,650円）
プラン２	１アクセスタイプごとに月額	77,000円（80,850円）
プラン３	１アクセスタイプごとに月額	165,000円（173,250円）
プラン４	１アクセスタイプごとに月額	341,000円（358,050円）

プラン５	１アクセスタイプごとに月額	693,000円（727,650円）
プラン６	１アクセスタイプごとに月額	1,397,000円（1,466,850円）
プラン７	１アクセスタイプごとに月額	2,794,000円（2,933,700円）

② アクセスタイプ２に係る料金額

区　　分	単　　位	料　　金　　額
プラン１	１アクセスタイプごとに月額	70,000円（73,500円）
プラン２	１アクセスタイプごとに月額	93,000円（97,650円）
プラン３	１アクセスタイプごとに月額	139,000円（145,950円）
プラン４	１アクセスタイプごとに月額	231,000円（242,550円）
プラン５	１アクセスタイプごとに月額	415,000円（435,750円）
プラン６	１アクセスタイプごとに月額	783,000円（822,150円）

③ アクセスタイプ３に係る料金額

区　　分	単　　位	料　　金　　額
プラン１	１アクセスタイプごとに月額	13,000円（13,650円）
プラン２	１アクセスタイプごとに月額	14,000円（14,700円）
プラン３	１アクセスタイプごとに月額	16,000円（16,800円）
プラン４	１アクセスタイプごとに月額	20,000円（21,000円）
プラン５	１アクセスタイプごとに月額	28,000円（29,400円）
プラン６	１アクセスタイプごとに月額	44,000円（46,200円）
プラン７	１アクセスタイプごとに月額	76,000円（79,800円）

④ アクセスタイプ４に係る料金額

Ａ　パターン１に係るもの

区　　分	単　　位	料　　金　　額
プラン１	１アクセスタイプごとに月額	6,000円（6,300円）
プラン２	１アクセスタイプごとに月額	7,000円（7,350円）
プラン３	１アクセスタイプごとに月額	9,000円（9,450円）
プラン４	１アクセスタイプごとに月額	13,000円（13,650円）
プラン５	１アクセスタイプごとに月額	21,000円（22,050円）
プラン６	１アクセスタイプごとに月額	37,000円（38,850円）
プラン７	１アクセスタイプごとに月額	69,000円（72,450円）
プラン８	１アクセスタイプごとに月額	101,000円（106,050円）

Ｂ　パターン２に係るもの

区　　分	単　　位	料　　金　　額
プラン２	１アクセスタイプごとに月額	27,000円（28,350円）
プラン３	１アクセスタイプごとに月額	32,000円（33,600円）
プラン４	１アクセスタイプごとに月額	55,000円（57,750円）
プラン５	１アクセスタイプごとに月額	100,000円（105,000円）
プラン６	１アクセスタイプごとに月額	190,000円（199,500円）
プラン７	１アクセスタイプごとに月額	280,000円（294,000円）
プラン８	１アクセスタイプごとに月額	370,000円（388,500円）

⑤　アクセスタイプ５に係る料金額

区　　分	単　　位	料　　金　　額
プラン１	１アクセスタイプごとに月額	13,500円（14,175円）
プラン２	１アクセスタイプごとに月額	14,500円（15,225円）

プラン３	１アクセスタイプごとに月額	19,500円（20,475円）
プラン４	１アクセスタイプごとに月額	26,500円（27,825円）
プラン５	１アクセスタイプごとに月額	42,500円（42,525円）
プラン６	１アクセスタイプごとに月額	68,500円（71,925円）

⑥　アクセスタイプ６に係る料金額

区　　分	単　　位	料　　金　　額
0.5Mb/s	１契約ごとに月額	100,000円（105,000円）
１Mb/s	１契約ごとに月額	147,000円（154,350円）
２Mb/s	１契約ごとに月額	299,000円（313,950円）
３Mb/s	１契約ごとに月額	311,000円（326,550円）
４Mb/s	１契約ごとに月額	316,000円（331,800円）
５Mb/s	１契約ごとに月額	320,000円（336,000円）
６Mb/s	１契約ごとに月額	321,000円（337,050円）
７Mb/s	１契約ごとに月額	351,000円（368,550円）
８Mb/s	１契約ごとに月額	380,000円（399,000円）
９Mb/s	１契約ごとに月額	410,000円（430,500円）
10Mb/s	１契約ごとに月額	440,000円（462,000円）
20Mb/s	１契約ごとに月額	514,000円（539,700円）
30Mb/s	１契約ごとに月額	654,000円（686,700円）

⑵　アクセス回線料（クラス１又はクラス２のもの）

区　　分	単　　位	料　　金　　額
10BASE-Tのもの	１契約ごとに月額	110,000円（115,500円）
100BASE-TXのもの	１契約ごとに月額	250,000円（262,500円）

６の４－２－２　付加機能利用料

区　　分		単　　位	料金額
着信課金機	この機能を利用する第１種データ着信契約者に係るデータ着信番号に着信するデータ利用回線からの通信について、その通信に関する料金の支払いを要する者をその第１種データ着信契約者とし、その第１種データ着信契約者に一括して課金することができるようにする機能		――

能	備考	1　この機能は、クラス１又はクラス２のアクセスタイプ１若しくはアクセスタイプ５に係る第１種データ着信契約者に限り提供します。 2　この機能は、この機能に係る特定のデータ着信番号により利用していただきます。 3　当社は、データ利用回線からの着信のうち、この備考の２に規定する特定のデータ着信番号に着信したものを、着信課金通信として取り扱います。		
利用者認証サービス接続機能		当社が設置をする電気通信設備（通信を行おうとする者を識別するための英字及び数字の組合せ並びにパスワードを識別するものをいいます。）を利用することができるようにする機能	この機能に係る１の電気通信設備ごとに	18,000円 (18,900円)
	備考	この機能は、クラス２に係る第１種データ着信契約者に限り提供します。		
インターネット接続機能		この機能を利用する第１種データ着信契約者がインターネットに接続を行うことができる機能	１の利用者認証符号（通信を行おうとするものを識別するための英字及び数字の組み合わせをいいます。）ごとに	800円 (840円)

	備考	1　この機能は、アクセスタイプ５に係る第１種データ着信契約者（以下、「インターネット接続機能契約者」といいます。）に限り提供します。 2 この機能は、当社がインターネット接続機能契約者に提供する利用者認証符号数を上限として同時に利用することができます。 3　この機能を利用した通信については、当社は、通信の品質を保証しません。 4　この機能を利用するものは、電子メール（１のメールアドレスに限ります。）を利用することができます。 5　当社は、メールアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。 6　当社は、インターネット接続機能契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行ないます。 7　電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に定めるところによります。 8　インターネット接続機能契約者が送信した電子メールにコンピュータウィルス（第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、自己感染機能、潜伏機能又は発病機能のうち１つ以上を有するもの）が添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウィルス対策ソフトにより、そのコンピュータウィルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。 9　コンピュータウィルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウィルスはウィルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウィルスパターンファイルにより対応可能なウィルスとします。 10　この備考の７に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に定める方法により利用可能とします。 11　当社は、この備考の７の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害についてはインターネット接続機能契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。 （注１）この備考の７に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScanVirusWall」とします。 （注２）この備考の８に規定する当社が別に定めるウィルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社が下記URLに掲示するウィルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社が下記URLに掲示するウィルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該パターンファイル更改後の２日後以降となります。 URL：http//www.trendmicro.co.jp/support/

電子メール追加利用機能	追加利用するメールアドレスが１の場合	１契約ごとに月額	250円 (262.5円)
	追加利用するメールアドレスが２の場合	１契約ごとに月額	350円 (367.5円)
	追加利用するメールアドレスが３の場合	１契約ごとに月額	450円 (472.5円)
	備考	1　この機能は、インターネット接続機能を利用するアクセスタイプ５に係る第１種データ着信契約者に限り提供します。 2　この機能の提供条件については、前欄備考の４から10と同じとします。	

ＩＰアドレス追加設定機能	252のＩＰアドレスを超えて、当社からＩＰアドレスの付与を受ける機能	252のＩＰアドレスごとに月額	12,000円 (12,600円)
	備考	この機能は、アクセスタイプ６に係る第１種データ着信契約者に限り提供します。	

６の４－２－３　データ通信料（着信課金通信に係るもの）

⑴　加入電話等契約に係るデータ利用回線からの通信

１のデータ着信番号ごとに

区　　分	単　　位	料　　金　　額
データ通信料	１の通信につき接続通信時間３分までごとに	10円 （10.5円）

⑵　⑴以外のもの

ア　クラス１に係るもの

１のデータ着信番号ごとに

区　　分	料　　金　　額
基本額（月額）	データ伝送サービス契約約款に規定する着信課金通信に係る通信料金の定額利用料（その通信料金の区分がデータ通信料の区分（その区分に係る換算率がツーカー通信サービス契約約款に係る携帯電話等契約の場合は、データ伝送サービス契約約款に規定する通信料金の区分に係るものと同一とみなして取り扱います。）と同一のものに限ります。）と同額
加算額（１分までごとに）	データ伝送サービス契約約款に規定する着信課金通信に係る通信料金の加算額（その通信料金の区分がデータ通信料の区分（その区分に係る換算率がツーカー通信サービス契約約款に係る携帯電話等契約の場合は、データ伝送サービス契約約款に規定する通信料金の区分に係るものと同一とみなして取り扱います。）と同一のものに限ります。）と同額

イ　クラス２のアクセスタイプ１に係るもの

１のデータ着信番号ごとに

区　　分			単　　位	料　金　額
データ通信料	データ利用回線がＰＨＳ等契約に係るもの		１の通信につき接続通信時間１分までごとに	16円（16.8円）
	データ利用回線が携帯電話等契約に係るもの	携帯自動車電話契約に係るもの	１の通信につき接続通信時間１分までごとに	28円（29.4円）
		ソフトバンクサービス契約又はツーカー契約に係るもの	１の通信につき接続通信時間１分までごとに	30円（31.5円）
		ＦＯＭＡ契約に係るもの	１の通信につき接続通信時間１分までごとに	56円（58.8円）
		３Ｇサービス契約に係るもの	１の通信につき接続通信時間１分までごとに	60円（63円）

６の５　第２種データ着信契約に係るもの

６の５－１　適用

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>(1)　細目に係る料金の適用</td><td>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信の態様による細目を定めます。
ア　料金の適用方法による区別
<table>
<tr><th>区　　別</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>クラス１</td><td>クラス２及びクラス３以外のもの</td></tr>
<tr><td>クラス２</td><td>契約者があらかじめ利用品目、データ利用回線等に係る当社及び接続事業者の区別並びに同時接続可能数による区別を選択するもの</td></tr>
<tr><td>クラス３</td><td>契約者があらかじめデータ利用回線等に係る当社及び接続事業者の区別を選択し、かつ利用者認証サービスの提供を受けるもの</td></tr>
</table>
イ　品目等による区別
（ア）　提供品目による区別
<table>
<tr><th>区　　別</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>0.5Mb/s</td><td>0.5Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>１Mb/s</td><td>１Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>２Mb/s</td><td>２Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>３Mb/s</td><td>３Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>４Mb/s</td><td>４Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>５Mb/s</td><td>５Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>６Mb/s</td><td>６Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>７Mb/s</td><td>７Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>８Mb/s</td><td>８Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>９Mb/s</td><td>９Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>10Mb/s</td><td>10Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>20Mb/s</td><td>20Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>30Mb/s</td><td>30Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
提供品目による区別は、クラス２（定額通信料の基本料に限ります。）及びアクセスタイプ６のものに限り適用します。</td></tr>
</table>
（イ）　データ利用回線等からの接続に係る区別
<table>
<tr><th>区　　別</th><th>内　　容</th></tr>
</table></td></tr>
</table>

アクセスタイプ１	データ利用回線（データ発信契約者が別記１の２の⑴に定める特定協定事業者から通信をする場合に限ります。）、別記13の２の⑼に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するＰＨＳ等サービス（当社が別に定めるものに限ります。）又は携帯電話等サービス（当社が別に定めるものに限ります。）に係るダイヤルアップ回線から接続して通信を行うことができるもの
アクセスタイプ２	別記13の２の⑼に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に定める携帯電話等サービス（当社が別に定めるものに限ります。）に係るダイヤルアップ回線から接続して通信を行うことができるもの （注）本欄に規定する当社が別に定める携帯電話等サービスは、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するＦＯＭＡサービスに係るものとします。
アクセスタイプ３	別記13の２の⑼に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるＰＨＳサービス（当社が別に定めるものに限ります。）に係るダイヤルアップ回線から接続して通信を行うことができるもの （注）本欄に規定する当社が別に定めるＰＨＳサービスは、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する＠Ｆｒｅｅに係るものとします。
アクセスタイプ４	別記13の２の⑼に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるＰＨＳサービス（当社が別に定めるものに限ります。）に係るダイヤルアップ回線から接続して通信を行うことができるもの （注）本欄に規定する当社が別に定めるＰＨＳサービスは、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するパケット交換方式による通信、回線交換方式による通信又はパケット接続変換機能に係るものとします。
アクセスタイプ５	別記13の２の⑴に定める当社の契約約款及び料金表に定めるモバイルアクセスサービスから接続して通信を行うことができるもの

アクセスタイプ６	別記13の２の(9)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に定める携帯電話等サービス（当社が別に定めるものに限ります。）に係るダイヤルアップ回線から接続して通信を行うことができるもの （注）本欄に規定する当社が別に定める携帯電話等サービスは、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するａｕサービスに係るものとします。

備考

１　当社は、データ利用回線から接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

２　アクセスタイプ２には、以下の区別があります。

区別	内容
オープンタイプ	そのデータ利用回線からの全ての第２種データ着信契約者への接続ができるもの
クローズタイプ	契約者があらかじめ指定した、特定協定事業者の携帯電話番号により第２種データ着信契約者への接続を識別し、指定された携帯電話番号からのみ接続ができるもの

３　アクセスタイプ４には以下の区別があります。

区別	内容
パターン１	他社接続契約者回線がその特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するパケット交換方式による通信に係るもの又は回線交換方式による通信に係るもの並びにパケット接続変換機能に係るもの
パターン２	他社接続契約者回線がその特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するパケット交換方式による通信に係るもの又は回線交換方式による通信に係るもの

４　クラス３に係るものについては、アクセスタイプ１、アクセスタイプ２及びアクセスタイプ５に限り適用します。

（ウ）　同時接続可能数による区別

区　別	内　容
プラン１	その第２種データ着信契約に係る同時接続可能数が、６接続までのもの
プラン２	その第２種データ着信契約に係る同時接続可能数が、１４接続までのもの

プラン３	その第２種データ着信契約に係る同時接続可能数が、３０接続までのもの
プラン４	その第２種データ着信契約に係る同時接続可能数が、６２接続までのもの
プラン５	その第２種データ着信契約に係る同時接続可能数が、１２６接続までのもの
プラン６	その第２種データ着信契約に係る同時接続可能数が、２５４接続までのもの
プラン７	その第２種データ着信契約に係る同時接続可能数が、５０８接続までのもの
プラン８	その第２種データ着信契約に係る同時接続可能数が、７６２接続までのもの

備考

１　同時接続可能数による区別は、アクセスタイプ１からアクセスタイプ５のものに限り適用します。この場合、アクセスタイプごとに提供するプランは、次表のとおりとします。

区 別	提供するプラン
ｱｸｾｽﾀｲﾌﾟ１	プラン１からプラン７
ｱｸｾｽﾀｲﾌﾟ２	プラン１からプラン６
ｱｸｾｽﾀｲﾌﾟ３	プラン１からプラン７
ｱｸｾｽﾀｲﾌﾟ４（ﾊﾟﾀｰﾝ１に係るもの）	プラン１からプラン８
ｱｸｾｽﾀｲﾌﾟ４（ﾊﾟﾀｰﾝ２に係るもの）	プラン２からプラン８
ｱｸｾｽﾀｲﾌﾟ５	プラン１からプラン６

２　同時接続可能数による区別はクラス３に係るものを除いて適用します。

ウ　加入者回線インタフェースの区別

区　　別	内　　容
10BASE-T	加入者回線の終端におけるインタフェースが10BASE-Tのもの
100BASE-TX（全二重）	加入者回線の終端におけるインタフェースが100BASE-TXのもの

備考

１　クラス２において利用する 10Base-T のインターフェースの通信方式は全二重のもの及び半二重のものとし、半二重のものについては、0.5 Mb/s から６Mb/s に限り提供します。

２　加入者インターフェースによる区別はクラス３に係るものを除いて適用します。

(2)　定額利用料の適用	第２種データ着信サービスのクラス２の基本額は、基本料と加算料を合算して適用します。

(3)　最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	ア　第２種データ着信契約者は、最低利用期間内に第２種データ着信契約の解除があった場合は、第 82 条（定額利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料（クラス２に係る定額利用料の加算料を除きます。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。 イ　第２種データ着信契約者（クラス１に係る者に限ります。）は、最低利用期間内に第２種データ着信サービスの通信又は保守の態様による細目の変更、着信ポートの廃止（以下この欄において「細目の変更等」といいます。）があった場合は、その細目の変更等について変更等前の定額利用料の額から変更等後の定額利用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。 ウ　第２種データ着信契約者（クラス２に係る者に限ります。）は、最低利用期間内に第２種データ着信契約者の品目の変更があった場合は、その品目の変更について変更前の基本料の額から変更後の基本料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。
(4)　その他の適用等	着信課金通信に係るデータ通信料の適用、接続通信時間の測定等及び当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱いについては、第１種データ着信契約に係るものの場合に準ずるものとします。

６の５－２　料金額

６の５－２－１　定額利用料

⑴　クラス１のもの

区　　分	単　　位	料　　金　　額
基本料	１着信ポートごとに月額	120,000円 （126,000円）
備考　１の着信ポートにより１次群インタフェースに係る23のＢチャネルでの通信の着信を行うことができます。		

⑵　クラス２のもの

ア　基本料

区　　分	単　　位	料　　金　　額
0.5Mb/s	１契約ごとに月額	10,000円(10,500円)
１Mb/s	１契約ごとに月額	11,000円(11,550円)
２Mb/s	１契約ごとに月額	13,000円(13,650円)
３Mb/s	１契約ごとに月額	15,000円(15,750円)
４Mb/s	１契約ごとに月額	17,000円(17,850円)
５Mb/s	１契約ごとに月額	19,000円(19,950円)
６Mb/s	１契約ごとに月額	21,000円(22,050円)
７Mb/s	１契約ごとに月額	23,000円(24,150円)
８Mb/s	１契約ごとに月額	25,000円(26,250円)
９Mb/s	１契約ごとに月額	27,000円(28,350円)
10Mb/s	１契約ごとに月額	29,000円(30,450円)
20Mb/s	１契約ごとに月額	49,000円(51,450円)
30Mb/s	１契約ごとに月額	69,000円(72,450円)

イ　加算料

(ア)　アクセスタイプ１に係る料金額

区　　分	単　　位	料　　金　　額
プラン１	１アクセスタイプごとに月額	33,000円（34,650円）
プラン２	１アクセスタイプごとに月額	77,000円（80,850円）
プラン３	１アクセスタイプごとに月額	165,000円（173,250円）
プラン４	１アクセスタイプごとに月額	341,000円（358,050円）
プラン５	１アクセスタイプ	693,000円（727,650円）

	ごとに月額	
プラン６	１アクセスタイプごとに月額	1,397,000円（1,466,850円）
プラン７	１アクセスタイプごとに月額	2,794,000円（2,933,700円）

（イ）　アクセスタイプ２に係る料金額

区　　分	単　　位	料　　金　　額
プラン１	１アクセスタイプごとに月額	70,000円（73,500円）
プラン２	１アクセスタイプごとに月額	93,000円（97,650円）
プラン３	１アクセスタイプごとに月額	139,000円（145,950円）
プラン４	１アクセスタイプごとに月額	231,000円（242,550円）
プラン５	１アクセスタイプごとに月額	415,000円（435,750円）
プラン６	１アクセスタイプごとに月額	783,000円（822,150円）

（ウ）　アクセスタイプ３に係る料金額

区　　分	単　　位	料　　金　　額
プラン１	１アクセスタイプごとに月額	13,000円（13,650円）
プラン２	１アクセスタイプごとに月額	14,000円（14,700円）
プラン３	１アクセスタイプごとに月額	16,000円（16,800円）
プラン４	１アクセスタイプごとに月額	20,000円（21,000円）
プラン５	１アクセスタイプごとに月額	28,000円（29,400円）
プラン６	１アクセスタイプごとに月額	44,000円（46,200円）
プラン７	１アクセスタイプごとに月額	76,000円（79,800円）

（エ）　アクセスタイプ４に係る料金額

①　パターン１に係るもの

区　　分	単　　位	料　　金　　額

プラン１	１アクセスタイプごとに月額	6,000円（6,300円）
プラン２	１アクセスタイプごとに月額	7,000円（7,350円）
プラン３	１アクセスタイプごとに月額	9,000円（9,450円）
プラン４	１アクセスタイプごとに月額	13,000円（13,650円）
プラン５	１アクセスタイプごとに月額	21,000円（22,050円）
プラン６	１アクセスタイプごとに月額	37,000円（38,850円）
プラン７	１アクセスタイプごとに月額	69,000円（72,450円）
プラン８	１アクセスタイプごとに月額	101,000円（106,050円）

② パターン２に係るもの

区　　分	単　　位	料　　金　　額
プラン２	１アクセスタイプごとに月額	27,000円(28,350円)
プラン３	１アクセスタイプごとに月額	32,000円(33,600円)
プラン４	１アクセスタイプごとに月額	55,000円（57,750円）
プラン５	１アクセスタイプごとに月額	100,000円(105,000円)
プラン６	１アクセスタイプごとに月額	190,000円(199,500円)
プラン７	１アクセスタイプごとに月額	280,000円(294,000円)
プラン８	１アクセスタイプごとに月額	370,000円(388,500円)

（オ）　アクセスタイプ５に係る料金額

区　　分	単　　位	料　　金　　額
プラン１	１アクセスタイプごとに月額	13,500円（14,175円）
プラン２	１アクセスタイプごとに月額	14,500円（15,225円）
プラン３	１アクセスタイプごとに月額	19,500円（20,475円）

プラン４	１アクセスタイプごとに月額	26,500円（27,825円）
プラン５	１アクセスタイプごとに月額	40,500円（42,525円）
プラン６	１アクセスタイプごとに月額	68,500円（71,925円）

（カ）　アクセスタイプ６に係る料金額

区　　分	単　　位	料　　金　　額
0.5Mb/s	１契約ごとに月額	100,000円(105,000円)
１Mb/s	１契約ごとに月額	147,000円(154,350円)
２Mb/s	１契約ごとに月額	299,000円(313,950円)
３Mb/s	１契約ごとに月額	311,000円(326,550円)
４Mb/s	１契約ごとに月額	316,000円(331,800円)
５Mb/s	１契約ごとに月額	320,000円(336,000円)
６Mb/s	１契約ごとに月額	321,000円(337,050円)
７Mb/s	１契約ごとに月額	351,000円(368,550円)
８Mb/s	１契約ごとに月額	380,000円(399,000円)
９Mb/s	１契約ごとに月額	410,000円(430,500円)
10Mb/s	１契約ごとに月額	440,000円(462,000円)
20Mb/s	１契約ごとに月額	514,000円(539,700円)
30Mb/s	１契約ごとに月額	654,000円(686,700円)

(3)　クラス３のもの

区　　分	単　　位	料　　金　　額
アクセスタイプ１	１アクセスタイプごとに月額	680円（714円）
アクセスタイプ２	１アクセスタイプごとに月額	1,000円（1,050円）
アクセスタイプ５	１アクセスタイプごとに月額	680円（714円）

６の５－２－２　付加機能利用料

区　　分	単　　位	料金額

着信課金機能	この機能を利用する第２種データ着信契約者に係るデータ着信番号に着信するデータ利用回線からの通信について、その通信に関する料金の支払いを要する者をその第２種データ着信契約者とし、その第２種データ着信契約者に一括して課金することができるようにする機能		――
	備考	１　この機能は、クラス２及びクラス３（アクセスタイプ２、アクセスタイプ３及びアクセスタイプ４に限ります）を除く第２種データ着信契約者に限り提供します。 ２　この機能は、この機能に係る特定のデータ着信番号により利用していただきます。 ３　当社は、データ利用回線からの着信のうち、この備考の２に規定する特定のデータ着信番号に着信したものを、着信課金通信として取り扱います。	
利用者認証サービス接続機能	当社が設置をする電気通信設備（通信を行おうとする者を識別するための英字及び数字の組合せ並びにパスワードを識別するものをいいます。）を利用することができるようにする機能	この機能に係る１の電気通信設備ごとに	18,000円 (18,900円)
	備考	この機能は、クラス２及びクラス３に係る第２種データ着信契約者に限り提供します。	
インターネット接続機能	この機能を利用する第２種データ着信契約者がインターネットに接続を行うことができる機能	１の利用者認証符号（通信を行おうとするものを識別するための英字及び数字の組み合わせをいいます。）ごとに	800円 (840円)

	備考	1　この機能は、アクセスタイプ５に係る第２種データ着信契約者（以下、「インターネット接続機能契約者」といいます。）に限り提供します。 2 この機能は、当社がインターネット接続機能契約者に提供する利用者認証符号数を上限として同時に利用することができます。 3　この機能を利用した通信については、当社は、通信の品質を保証しません。 4　この機能を利用するものは、電子メール（１のメールアドレスに限ります。）を利用することができます。 5　当社は、メールアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。 6　当社は、インターネット接続機能契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行ないます。 7　電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に定めるところによります。 8　インターネット接続機能契約者が送信した電子メールにコンピュータウィルス（第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、自己感染機能、潜伏機能又は発病機能のうち１つ以上を有するもの）が添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウィルス対策ソフトにより、そのコンピュータウィルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。 9　コンピュータウィルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウィルスはウィルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウィルスパターンファイルにより対応可能なウィルスとします。 10　この備考の７に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に定める方法により利用可能とします。 11　当社は、この備考の７の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害についてはインターネット接続機能契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。 （注１）この備考の７に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScanVirusWall」とします。 （注２）この備考の８に規定する当社が別に定めるウィルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社が下記URLに掲示するウィルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社が下記URLに掲示するウィルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該パターンファイル更改後の２日後以降となります。 URL：http//www.trendmicro.co.jp/support/
電子メール追加利用機能	追加利用するメールアドレスが１の場合	１契約ごとに月額　250円（262.5円）
	追加利用するメールアドレスが２の場合	１契約ごとに月額　350円（367.5円）
	追加利用するメールアドレスが３の場合	１契約ごとに月額　450円（472.5円）
	備考	1　この機能は、インターネット接続機能を利用するアクセスタイプ５に係る第２種データ着信契約者に限り提供します。 2　この機能の提供条件については、前欄備考の４から10と同じとします。

ＩＰアドレス追加設定機能	252のＩＰアドレスを超えて、当社からＩＰアドレスの付与を受ける機能	252のＩＰアドレスごとに月額	12,000円 (12,600円)
	備考	この機能は、アクセスタイプ６に係る第２種データ着信契約者に限り提供します。	

６の５－２－３　データ通信料（着信課金通信に係るもの）

１　クラス１及びクラス２に係るもの

⑴　加入電話等契約に係るデータ利用回線からの通信

１のデータ着信番号ごとに

区　　分	単　　位	料　　金　　額
データ通信料	１の通信につき接続通信時間３分までごとに	10円 (10.5円)

⑵　⑴以外のもの

ア　クラス１に係るもの

１のデータ着信番号ごとに

区　　分	料　　金　　額
基本額（月額）	データ伝送サービス契約約款に規定する着信課金通信に係る通信料金の定額利用料（その通信料金の区分がデータ通信料の区分（その区分に係る換算率がツーカー通信サービス契約約款の場合は、データ伝送サービス契約約款に規定する通信料金の区分に係るものと同一とみなして取り扱います。）と同一のものに限ります。）と同額
加算額（１分までごとに）	データ伝送サービス契約約款に規定する着信課金通信に係る通信料金の加算額（その通信料金の区分がデータ通信料の区分（その区分に係る換算率がツーカー通信サービス契約約款の場合は、データ伝送サービス契約約款に規定する通信料金の区分に係るものと同一とみなして取り扱います。）と同一のものに限ります。）と同額

イ　クラス２のアクセスタイプ１に係るもの

１のデータ着信番号ごとに

区　　分			単　　位	料　金　額
データ通信料	データ利用回線がＰＨＳ等契約に係るもの		１の通信につき接続通信時間１分までごとに	16円（16.8円）
	データ利用回線	携帯自動車電話契約に係るもの	１の通信につき接続通信時間１分までごとに	28円（29.4円）

		ソフトバンクサービス契約又はツーカー契約に係るもの	１の通信につき接続通信時間１分までごとに	30円（31.5円）
		ＦＯＭＡ契約に係るもの	１の通信につき接続通信時間１分までごとに	56円（58.8円）
		３Ｇサービス契約に係るもの	１の通信につき接続通信時間１分までごとに	60円（63円）

２　クラス３に係るもの

(1)　基本額

区　分	単　　位	限　度　額	料　金　額
Ａコース	１のデータ着信番号ごとに	——	——
Ｂコース	１のデータ着信番号ごとに	60,000円（63,000円）となるもの	27,000円（28,350円）
Ｃコース	１のデータ着信番号ごとに	180,000円（189,000円）となるもの	81,000円（85,050円）
Ｄコース	１のデータ着信番号ごとに	300,000円（315,000円）となるもの	135,000円（141,750円）

備考

データ利用回線からの着信課金通信に係る通信料金（次表に基づき算出されたものとします。）の料金月単位での累計料金が限度額までの場合（累計料金が０の場合を含みます）は基本額のみを適用します。

区　　分			単　位	料金額
データ通信料	加入電話等契約に係るデータ利用回線からの通信に係るもの		１の通信につき接続通信時間１分までごとに	10円（10.5円）
	データ利用回線が当社が別に定めるPHS等契約に係るもの		１の通信につき接続通信時間１分までごとに	16円（16.8円）
	データ利用回線が携帯電話等契約に係るもの	当社が別に定める携帯自動車電話契約に係るもの	１の通信につき接続通信時間１分までごとに	28円（29.4円）
		当社が別に定めるソフトバンクサービス契約又はツーカー契約に係るもの	１の通信につき接続通信時間１分までごとに	30円（31.5円）
		当社が別に定めるＦＯＭＡ契約に係るもの	１の通信につき接続通信時間１分までごとに	56円（58.8円）
		当社が別に定める３Ｇサービス契約に係るもの	１の通信につき接続通信時間１分までごとに	60円（63円）

(2)　加算額

１のデータ着信番号ごとに

区　　分		単　　位	料　金　額
データ通信料	加入電話等契約に係るデータ利用回線からの通信に係るもの	１の通信につき接続通信時間１分までごとに	10円（10.5円）

	データ利用回線が当社が別に定めるPHS等契約に係るもの		１の通信につき接続通信時間１分までごとに	16円 （16.8円）
	データ利用回線が携帯電話等契約に係るもの	当社が別に定める携帯自動車電話契約に係るもの	１の通信につき接続通信時間１分までごとに	28円 （29.4円）
		当社が別に定めるソフトバンクサービス契約又はツーカー契約に係るもの	１の通信につき接続通信時間１分までごとに	30円 （31.5円）
		当社が別に定めるＦＯＭＡ契約に係るもの	１の通信につき接続通信時間１分までごとに	56円 （58.8円）
		当社が別に定める３Ｇサービス契約に係るもの	１の通信につき接続通信時間１分までごとに	60円 （63円）
備考 データ利用回線からの着信課金通信に係る通信料金の料金月単位での累計料金が限度額を超える場合は１分ごとに加算額を計算し、基本額にその加算額を加算して適用します。				

６の６　データ発信契約に係るもの

６の６－１　適用

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>(1)　昼間及び夜間の料金額の適用</td><td>「昼間」及び「夜間」とは、次の時間帯をいいます。<table><tr><th>区　分</th><th>時　　間　　帯</th></tr><tr><td>昼間</td><td>午前８時から午後11時までの間</td></tr><tr><td>夜間</td><td>午後11時から午前８時までの間</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>(2)　接続通信時間の測定等</td><td>ア　続通信時間は、そのデータ利用回線と加入者回線、契約者回線又は当社が別に定める当社の契約約款に規定する付加機能（データ発信サービス着信機能に限ります。）に係る電気通信回線を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者若しくは着信者からの通信終了の信号を受け、又は第77条（通信利用の制限等）第３項の規定により、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。
イ　次の時間は、アに規定する接続通信時間には含みません。
（ア）　発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信中に一時通信ができなかった時間
（イ）　発信者又は着信者の責任によらない理由により通信を打ち切った場合（第77条第３項の規定による場合を除きます。）は、６の６－２（料金額）に規定する分数に満たない端数の時間
（注）本欄アに規定する当社が別に定める当社の契約約款は、データ伝送サービス契約約款又はＩＰ伝送サービス契約約款とします。</td></tr>
<tr><td>(3)　当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い</td><td>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合のデータ通信料は、次のとおりとします。
ア　過去１年間の実績を把握することができる場合
機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における１日平均のデータ通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
イ　ア以外の場合
把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した１日平均のデータ通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
（注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。
(1)　過去２か月以上の実績を把握することができる場合
機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における１日平均のデータ通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</td></tr>
</table>

	⑵　過去２か月間の実績を把握することができない場合 　機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における１日平均のデータ通信料又は故障等の回復後の７日間における１日平均のデータ通信料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

６の６－２　料金額

６の６－２－１　データ通信料

区　　分	単　　位	料　　金　　額
昼間	１の通信につき接続通信時間３分までごとに	8.5円 (8.925円)
夜間	１の通信につき接続通信時間４分までごとに	8.5円 (8.925円)

６の７の１　第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係るもの

６の７の１－１　適用

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>(1)　細目に係る料金の適用</td><td>当社は、第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係る料金額を適用するにあたって、次のとおり通信の態様による細目を定めます。
ア　カテゴリー１のもの
（ア）クラス１のもの
<table>
<tr><th>区　　別</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>タイプ１</td><td>あらかじめ登録可能なチャネル数、オンネット番号数及びＩＰ電話番号数がそれぞれ１までのもの</td></tr>
<tr><td>タイプ２</td><td>あらかじめ登録可能なチャネル数及びＩＰ電話番号数がそれぞれ１までのもの</td></tr>
<tr><td>タイプ３</td><td>あらかじめ登録可能なチャネル数及びオンネット番号数がそれぞれ１までのもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
１　第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者は、付加機能（番号追加機能とします。）を利用してあらかじめ登録可能なＩＰ電話番号又はオンネット番号の数を超えて追加登録することができます。
２　第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者が、追加登録する事ができるＩＰ電話番号数については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
</table>
（イ）クラス２のもの
あらかじめ登録可能なチャネル数及びＩＰ電話番号数は１までのもの。
ただし、付加機能（番号追加機能とします。）を利用した場合は、あらかじめ登録できるＩＰ電話番号の数を超えて追加登録することができます。この場合の登録可能なＩＰ電話番号数は、当社が別に定めるところによります。
イ　カテゴリー２のもの
<table>
<tr><th>区　　別</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>プラン１</td><td>あらかじめ登録可能なチャネル数、オンネット番号数及びＩＰ電話番号数がそれぞれ４までのもの</td></tr>
<tr><td>プラン２</td><td>あらかじめ登録可能なチャネル数、オンネット番号数及びＩＰ電話番号数がそれぞれ８までのもの</td></tr>
<tr><td>プラン３</td><td>あらかじめ登録可能なチャネル数、オンネット番号数及びＩＰ電話番号数がそれぞれ２３までのもの</td></tr>
<tr><td>プラン４</td><td>あらかじめ登録可能なチャネル数、オンネット番号数及びＩＰ電話番号数がそれぞれ３０までのもの</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

	備考 1　第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者は、付加機能（番号追加機能とします。）を利用してあらかじめ登録可能なＩＰ電話番号又はオンネット番号の数を超えて追加登録することができます。 2　第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者が、追加登録する事ができるＩＰ電話番号数については当社が別に定めるところによります。
⑵　接続通信時間の測定等	ア　当社は、第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係る通信のうちダイヤルアウトについて接続通信時間を測定します。 イ　接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻（当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った時刻を含みます。）までの経過時間とし、当社の機器により測定します。
⑶　当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合のダイヤルアウト通信料は次のとおりとします。 ア　過去１年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における１日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 イ　ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した１日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 （注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。 ⑴　過去２か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における１日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 ⑵　過去２か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における１日平均のダイヤルアウト通信料又は故障等の回復後の７日間における１日平均のダイヤルアウト通信料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

６の７の１－２　料金額

６の７の１－２－１　利用料

ア　カテゴリー１

（ア）　クラス１のもの

１の通信チャネル（１のＩＰ電話番号を含みます。）ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
タイプ１のもの	1,000円（1,050円）
タイプ２のもの	600円（630円）
タイプ３のもの	600円（630円）

（イ）　クラス２のもの

１の通信チャネル（１のＩＰ電話番号を含みます。）ごとに月額

料金額	600円（630円）

イ　カテゴリー２

（ア）タイプ１のもの

１の契約ごとに

区　　分	料　　金　　額
プラン１	4,000円（4,200円）
プラン２	8,000円（8,400円）
プラン３	23,000円（24,150円）
プラン４	30,000円（31,500円）

（イ）タイプ２のもの

１の契約ごとに

区　　分	料　　金　　額
プラン１	2,400円（2,520円）
プラン２	4,800円（5,040円）
プラン３	13,800円（14,490円）
プラン４	18,000円（18,900円）

（ウ）タイプ３のもの

１の契約ごとに

区　　分	料　　金　　額
プラン１	2,400円（2,520円）
プラン２	4,800円（5,040円）
プラン３	13,800円（14,490円）
プラン４	18,000円（18,900円）

６の７の１－２－２　付加機能利用料

区　　分			単　　位	料金額
発信番号受信機能	この機能を利用する第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に係るＶｏＩＰ利用回線へ通知される発信番号（発信元のオンネット番号又はＩＰ電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。以下６の７の１－２－２において同じとします。）を受信することができるようにする機能			―
転送機能	この機能を利用する第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に係るＶｏＩＰ利用回線に着信する通信を転送することができるようにする機能		利用する１の番号ごとに月額	―
	備考	１　この機能おいて転送することができる転送先等については、当社が別に定めるところによります。 ２　第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスのタイプ１については、この機能の利用に係るオンネット番号及びＩＰ電話番号を合わせて「利用する１の番号」とみなし、付加機能利用料を適用します。		
保留等機能	通信中にフックボタン等の操作により、現に通信中の通信を保留し、着信への応答又は発信による通信を行った後、保留中の通信を再開することができるようにする機能（通信中に他から着信があることをお知らせする機能を含みます。）		利用する１の番号ごとに月額	―
	備考	第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスのタイプ１については、この機能の利用に係るオンネット番号及びＩＰ電話番号を合わせて「利用する１の番号」とみなし、付加機能利用料を適用します。		
発信番号非通知着信拒否機能	この機能を利用する第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に係るＶｏＩＰ利用回線へ発信番号が通知されない通信（当社が別に定めるものを除きます。）の着信を拒否することができるようにする機能		利用する１の番号ごとに月額	―
	備考	第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスのタイプ１については、この機能の利用に係るオンネット番号及びＩＰ電話番号を合わせて利用する１の番号とみなし、付加機能利用料を適用します。		

<table>
<tr><td rowspan="3">番号追加機能</td><td colspan="2" rowspan="2">追加番号により通信を行うことができるようにする機能</td><td>クラス１のもの</td><td>追加番号１番号ごとに月額</td><td>400円
（420円）</td></tr>
<tr><td>クラス２のもの</td><td>追加番号１番号ごとに月額</td><td>400円
（420円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">１　追加番号とは、この機能を利用するためのオンネット番号又はＩＰ電話番号であって、第69条の13（第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者のオンネット番号の指定）の規定に基づき第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者が指定する番号、第69条の14（第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者のＩＰ電話番号）の規定に基づき当社が定める番号及び代表番号以外のものをいいます。
２　この機能おいて利用することができる追加番号の数は、当社が別に定めるところによります。
３　第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスのタイプ１については、オンネット番号に係る１の追加番号及びＩＰ電話番号に係る１の追加番号をそれぞれ１の追加番号とみなし、付加機能利用料を適用します。
４　追加番号に関するその他の取扱いについては、第69条の13又は第69条の14の規定に準ずるものとします。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代表機能</td><td colspan="3">代表番号に着信があった場合に、その代表番号を代表とするオンネット番号又はＩＰ電話番号（以下この欄において「子番号」といいます。）のうち、通信中でないいずれか１の子番号に着信することができるようにする機能</td><td>代表番号１番号ごとに月額</td><td>500円
（525円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">１　代表番号とは、この機能を利用するためのオンネット番号又はＩＰ電話番号であって、第69条の13（第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者のオンネット番号の指定）の規定に基づき第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者が指定する番号、第69条の14（第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者のＩＰ電話番号）の規定に基づき当社が定める番号及び追加番号以外のものをいいます。
２　１の代表番号に係る子番号が複数の第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に係るものとなる場合は、第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者は、そのうちの１人を当社に対する付加機能利用料の支払いに係る代表者と定め、当社にあらかじめ通知していただきます。
３　代表番号に関するその他の取扱いについては、第69条の13又は第69条の14の規定に準ずるものとします。</td></tr>
<tr><td>発信番号非通知機能</td><td colspan="3">この機能を利用する第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に係るＶｏＩＰ利用回線から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）について、発信元のオンネット番号又はＩＰ電話番号を着信先へ通知しないようにする機能</td><td></td><td>―</td></tr>
</table>

代表番号通知機能	この機能を利用する第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係る任意のＩＰ電話番号（代表機能の提供を受けているものに限ります。）から行う通信（所属オンネットグループ内の通信を除きます。）について、そのＩＰ電話番号に替えて、代表番号を通信先に通知する機能		――
複数ＩＰアドレス利用機能	第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者が保持する端末設備に当社が付与するＩＰアドレスを設定する事で、複数端末設備によるボイスモード通信を行うことができる機能	１の契約ごとに	9,000円 (9,450円)
	備考	１　当社は、カテゴリー１に係る第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（第６種契約のカテゴリー１及びカテゴリー２のタイプ４に係る契約者に限ります。）に限り、この機能を提供します。 ２　当社が払い出すＩＰアドレスの数は、８とします。 ３　この機能を利用する場合、追加利用することが出来る通信チャネルの数は当社が別に定めるところによります。	

６の７の１－２－３　ダイヤルアウト通信料

ア　イ以外のもの

（ア）　別記13の２の(4)のア及びイに係るもの

区　　分	単　　位	料　　金　　額
ダイヤルアウト通信料	１の通信につき接続通信時間３分までごとに	８円 (8.4円)

（イ）　別記13の２の(4)のウに係るもの

区　　分	単　　位	料　　金　　額
ダイヤルアウト通信料	１の通信につき接続通信時間１分までごとに	17.5円 (18.375円)

（ウ）　別記13の２の(4)のエに係るもの

区　　分	単　　位	料　　金　　額
ダイヤルアウト通信料	１の通信につき接続通信時間１分までごとに	10円 (10.5円)
	上記ダイヤルアウト通信料のほか通信１回ご	10円

	とに	（10.5円）

（エ）　ＩＰ電話設備のうち、当社に係るものであって電気通信番号規則第９条第１号に定める電話番号を用いるもの

区　　分	単　　位	料　　金　　額
ダイヤルアウト通信料	１の通信につき接続通信時間３分までごとに	８円 （8.4円）

（オ）　ＩＰ電話設備のうち、別記１の３に係るもの

区　　分	単　　位	料　　金　　額
ダイヤルアウト通信料	１の通信につき接続通信時間３分までごとに	８円 （8.4円）

イ　通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるもの

本邦と外国との間で行われる通信に関する地域及び料金額等については、第１種ドットフォンサービスに係る本邦と外国との間で行われる通信の料金に準ずるものとします。

６の７の２　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係るもの

６の７の２－１　　適用

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>(1)　細目に係る料金の適用</td><td>当社は、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係る料金額を適用するにあたって、次のとおり通信の態様による細目を定めます。
ア　カテゴリー１のもの
<table>
<tr><th>区　　別</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>タイプ１</td><td>あらかじめ登録可能なチャネル数、オンネット番号数及びＩＰ電話番号数がそれぞれ１までのもの</td></tr>
<tr><td>タイプ２</td><td>あらかじめ登録可能なチャネル数及びＩＰ電話番号数がそれぞれ１までのもの</td></tr>
<tr><td>タイプ３</td><td>あらかじめ登録可能なチャネル数及びオンネット番号数がそれぞれ１までのもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
１　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者は、付加機能（番号追加機能とします。）を利用してあらかじめ登録可能なＩＰ電話番号又はオンネット番号の数を超えて追加登録することができます。
２　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者が、追加登録する事ができるＩＰ電話番号数については当社が別に定めるところによります。</td></tr>
</table>
イ　カテゴリー２のもの
<table>
<tr><th>区　　別</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>プラン１</td><td>あらかじめ登録可能なチャネル数、オンネット番号数及びＩＰ電話番号数がそれぞれ４までのもの</td></tr>
<tr><td>プラン２</td><td>あらかじめ登録可能なチャネル数、オンネット番号数及びＩＰ電話番号数がそれぞれ８までのもの</td></tr>
<tr><td>プラン３</td><td>あらかじめ登録可能なチャネル数、オンネット番号数及びＩＰ電話番号数がそれぞれ２３までのもの</td></tr>
<tr><td>プラン４</td><td>あらかじめ登録可能なチャネル数、オンネット番号数及びＩＰ電話番号数がそれぞれ３０までのもの</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

	備考 １　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者は、付加機能（番号追加機能とします。）を利用してあらかじめ登録可能なＩＰ電話番号又はオンネット番号の数を超えて追加登録することができます。 ２　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者が、追加登録する事ができるＩＰ電話番号数については当社が別に定めるところによります。
⑵　同時接続数に関する料金の適用	ア　当社は、第69条の20の５（イーサネット契約者回線の収容等）の届出によりイーサネット接続契約者回線グループの代表者となった第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（タイプ３に係る契約者を除きます。）に、６の７の２－２－２に規定する利用料の加算額を請求します。 イ　アの代表者は、申出た同時接続数に６の７の２－２－２に規定する額を乗じて得た額を支払うものとし、その利用が同時接続数に満たない場合であっても、料金額の支払いを要します。
⑶　最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金の適用	第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（イーサネット契約者回線接続グループにおける代表者に限ります。）は、最低利用期間内に第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の解除があった場合は、第82条（定額利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、利用の開始から契約の解除の期間における、最大同時接続チャネル数に６の７の２－２－２に規定する額を乗じて得た額の残余の期間に対応する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。
⑷　接続通信時間の測定等	第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係る通信時間の測定等については、第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係る接続通信時間の測定等の規定に準ずるものとします。
⑸　当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い	第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係る当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱いについては、第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係る当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱いの規定に準ずるものとします。

６の７の２－２　料金額

６の７の２－２－１　利用料

ア　カテゴリー１

１の通信チャネル（１のＩＰ電話番号を含みます。）ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
タイプ１のもの	1,000円（1,050円）
タイプ２のもの	600円（630円）
タイプ３のもの	600円（630円）

イ　カテゴリー２

（ア）タイプ１のもの

１の契約ごとに

区　　分	料　　金　　額
プラン１	4,000円（4,200円）
プラン２	8,000円（8,400円）
プラン３	23,000円（24,150円）
プラン４	30,000円（31,500円）

（イ）タイプ２のもの

１の契約ごとに

区　　分	料　　金　　額
プラン１	2,400円（2,520円）
プラン２	4,800円（5,040円）
プラン３	13,800円（14,490円）
プラン４	18,000円（18,900円）

（ウ）タイプ３のもの

１の契約ごとに

区　　分	料　　金　　額
プラン１	2,400円（2,520円）
プラン２	4,800円（5,040円）
プラン３	13,800円（14,490円）
プラン４	18,000円（18,900円）

６の７の２－２－２　利用料の加算額

区　　分	料　　金　　額
同時接続チャネル数１チャネルごとに月額	1,500円 （1,575円）

６の７の２－２－３　付加機能利用料

区　　分			単　　位	料金額
発信番号受信機能	この機能を利用する第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に係るイーサネット利用回線へ通知される発信番号（発信元のオンネット番号又はＩＰ電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。以下６の７の２－２－３において同じとします。）を受信することができるようにする機能			――
転送機能	この機能を利用する第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に係るイーサネット利用回線に着信する通信を転送することができるようにする機能		利用する１の番号ごとに月額	――
	備考	１　この機能において転送することができる転送先等については、当社が別に定めるところによります。 ２　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスのタイプ１については、この機能の利用に係るオンネット番号及びＩＰ電話番号を合わせて「利用する１の番号」とみなし、付加機能利用料を適用します。		
保留等機能	通信中にフックボタン等の操作により、現に通信中の通信を保留し、着信への応答又は発信による通信を行った後、保留中の通信を再開することができるようにする機能（通信中に他から着信があることをお知らせする機能を含みます。）		利用する１の番号ごとに月額	――
	備考	第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスのタイプ１については、この機能の利用に係るオンネット番号及びＩＰ電話番号を合わせて「利用する１の番号」とみなし、付加機能利用料を適用します。		
発信番号非通知着信拒否機能	この機能を利用する第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に係るイーサネット利用回線へ発信番号が通知されない通信（当社が別に定めるものを除きます。）の着信を拒否することができるようにする機能		利用する１の番号ごとに月額	――
	備考	第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスのタイプ１については、この機能の利用に係るオンネット番号及びＩＰ電話番号を合わせて利用する１の番号とみなし、付加機能利用料を適用します。		

番号追加機能	追加番号により通信を行うことができるようにする機能	追加番号１番号ごとに月額	400円 （420円）
	備考 １　追加番号とは、この機能を利用するためのオンネット番号又はＩＰ電話番号であって、第69条の20の８（第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者のオンネット番号の指定）の規定に基づき第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者が指定する番号、第69条の20の９（第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスのＩＰ電話番号）の規定に基づき当社が定める番号及び代表番号以外のものをいいます。 ２　この機能において利用することができる追加番号の数は、当社が別に定めるところによります。 ３　第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスのタイプ１については、オンネット番号に係る１の追加番号及びＩＰ電話番号に係る１の追加番号をそれぞれ１の追加番号とみなし、付加機能利用料を適用します。 ４　追加番号に関するその他の取扱いについては、第69条の20の８又は第69条の20の９の規定に準ずるものとします。		
代表機能	代表番号に着信があった場合に、その代表番号を代表とするオンネット番号又はＩＰ電話番号（以下この欄において「子番号」といいます。）のうち、通信中でないいずれか１の子番号に着信することができるようにする機能	代表番号１番号ごとに月額	500円 （525円）
	備考 １　代表番号とは、この機能を利用するためのオンネット番号又はＩＰ電話番号であって、第69条の20の８（第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者のオンネット番号の指定）の規定に基づき第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者が指定する番号、第69条の20の９（第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスのＩＰ電話番号）の規定に基づき当社が定める番号及び追加番号以外のものをいいます。 ２　１の代表番号に係る子番号が複数の第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に係るものとなる場合は、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者は、そのうちの１人を当社に対する付加機能利用料の支払いに係る代表者と定め、当社にあらかじめ通知していただきます。 ３　代表番号に関するその他の取扱いについては、第69条の20の８又は第69条の20の９の規定に準ずるものとします。		
発信番号非通知機能	この機能を利用する第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に係るイーサネット利用回線から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）について、発信元のオンネット番号又はＩＰ電話番号を着信先へ通知しないようにする機能		――

代表番号通知機能	この機能を利用する第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係る任意のＩＰ電話番号（代表機能の提供を受けているものに限ります。）から行う通信（所属オンネットグループ内の通信を除きます。）について、そのＩＰ電話番号に替えて、代表番号を通信先に通知する機能		―

６の７の２－２－４　ダイヤルアウト通信料

ア　イ以外のもの

（ア）　別記13の２の⑷のア及びイに係るもの

区　　分	単　　位	料　　金　　額
ダイヤルアウト通信料	１の通信につき接続通信時間３分までごとに	８円 （8.4円）

（イ）　別記13の２の⑷のウに係るもの

区　　分	単　　位	料　　金　　額
ダイヤルアウト通信料	１の通信につき接続通信時間１分までごとに	17.5円 （18.375円）

（ウ）　別記13の２の⑷のエに係るもの

区　　分	単　　位	料　　金　　額
ダイヤルアウト通信料	１の通信につき接続通信時間１分までごとに	10円 （10.5円）
	上記ダイヤルアウト通信料のほか通信１回ごとに	10円 （10.5円）

（エ）　ＩＰ電話設備のうち、当社に係るものであって電気通信番号規則第９条第１号に定める電話番号を用いるもの

区　　分	単　　位	料　　金　　額
ダイヤルアウト通信料	１の通信につき接続通信時間３分までごとに	８円 （8.4円）

（オ）　ＩＰ電話設備のうち、別記１の３に係るもの

区　　分	単　　位	料　　金　　額
ダイヤルアウト通信料	１の通信につき接続通信時間３分までごとに	８円 （8.4円）

イ　通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるもの

本邦と外国との間で行われる通信に関する地域及び料金額等については、第１種ドットフォンサービスに係る本邦と外国との間で行われる通信の料金に準ずるものとします。

６の７の２の２　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係るもの
６の７の２の２－１　適用

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>(1)　細目に係る料金の適用</td><td>ア　当社は、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係る料金額を適用するにあたって、次のとおり通信の態様による細目を定めます。
（ア）　カテゴリー１のもの
<table>
<tr><th>区　　別</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>タイプ２</td><td>あらかじめ登録可能なＩＰセントレックス番号及び音声用チャネルの数をそれぞれ指定できるもの</td></tr>
<tr><td>タイプ４</td><td>あらかじめ登録可能なＩＰセントレックス番号及び音声用チャネルの数がそれぞれ１までのもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
１　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（カテゴリー１のタイプ４を除きます。）については、音声用チャネルの数を超えてＩＰセントレックス番号又はオンネット番号を利用する場合は、付加機能（番号追加機能とします。）を利用する必要があります。
２　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者が、追加登録する事ができるＩＰセントレックス番号の数については当社が別に定めるところによります。
３　タイプ２に係る第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスには次のプランがあります。
<table>
<tr><th>区　　別</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>プラン１</td><td>オンネット番号を利用した通信が可能なもの。</td></tr>
<tr><td>プラン２</td><td>プラン１以外のもの</td></tr>
</table></td></tr>
</table>
（イ）　カテゴリー２のもの
<table>
<tr><th>区　　別</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>タイプ１</td><td>あらかじめ登録可能なＩＰセントレックス番号及び音声用チャネルの数がそれぞれ１までのもの</td></tr>
<tr><td>タイプ２</td><td>あらかじめ登録可能なＩＰセントレックス番号及び音声用チャネルの数をそれぞれ指定できるものであって、タイプ３以外のもの</td></tr>
<tr><td>タイプ３</td><td>あらかじめ登録可能なＩＰセントレックス番号及び音声用チャネルの数をそれぞれ指定できるものであって、当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備（当社が提供するものに限ります。）を利用してボイスモードに係る通信を行うもの</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

タイプ４	あらかじめ登録可能なＩＰセントレックス番号及び音声用チャネルの数がそれぞれ１までのものであってタイプ１以外のもの

備考
１　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（カテゴリー２のタイプ１又はタイプ４を除きます。）は、あらかじめ登録可能なＩＰセントレックス番号又はオンネット番号の数を超えて追加登録することができます。
２　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者が、追加登録する事ができるＩＰセントレックス番号の数については当社が別に定めるところによります。

（ウ）　カテゴリー３のもの

区　別	内　　容
タイプ１	あらかじめ登録可能なＩＰセントレックス番号及び音声用チャネルの数がそれぞれ１までのもの
タイプ２	あらかじめ登録可能なＩＰセントレックス番号及び音声用チャネルの数をそれぞれ指定できるもの
タイプ４	あらかじめ登録可能なＩＰセントレックス番号及び音声用チャネルの数がそれぞれ１までのものであってタイプ１以外のもの

備考
１　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（カテゴリー３のタイプ１又はタイプ４を除きます。）は、あらかじめ登録可能なＩＰセントレックス番号又はオンネット番号の数を超えて追加登録することができます。
２　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者が、追加登録する事ができるＩＰセントレックス番号の数については当社が別に定めるところによります。

（エ）　カテゴリー４のもの

区　別	内　　容
タイプ１	あらかじめ登録可能なＩＰセントレックス番号及び音声用チャネルの数がそれぞれ１までのもの
タイプ２	あらかじめ登録可能なＩＰセントレックス番号及び音声用チャネルの数をそれぞれ指定できるものであって、タイプ３以外のもの
タイプ３	あらかじめ登録可能なＩＰセントレックス番号及び音声用チャネルの数をそれぞれ指定できるものであって、当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備（当社が提供するものに限ります。）を利用してボイスモードに係る通信を行うもの

	<table><tr><td>タイプ４</td><td>あらかじめ登録可能なＩＰセントレックス番号及び音声用チャネルの数がそれぞれ１までのものであってタイプ１以外のもの</td></tr></table> イ　１の所属オンネットグループを構成するオンネットグループ回線に係るボイスモードの区別は、同一のもの又はタイプ３を含まない組み合わせのいずれかとします。 ウ　カテゴリー１のタイプ２（プラン１に限ります。）若しくはタイプ４、カテゴリー２のタイプ１、タイプ２若しくはタイプ４、カテゴリー３又はカテゴリー４のタイプ１、タイプ２若しくはタイプ４は、ＩＰセントレックス番号ごとに、オンネット番号（所属オンネットグループ内における通信及びあらかじめ申出のあった通信相手先との間の通信に利用される番号であって、拠点番号（第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者が指定した拠点に係る番号であって当社が管理するものをいいます。以下、同じとします。）及び拠点内線番号（拠点番号の配下の番号であって第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者が管理するものをいいます。以下、同じとします。）から構成されるものをいいます。以下、同じとします。）を設定することができます。この場合において、設定できるオンネット番号の桁数その他の条件は、当社が別に定めるところによります。 エ　当社は、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者から、ＩＰセントレックス番号ごとに、そのＩＰセントレックス番号が所属する管理グループ（その第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係るＩＰセントレックス番号により構成されるグループをいいます。以下、同じとします。）をあらかじめ指定していただきます。
(2)　外線同時接続数に関する料金の適用	ア 当社は、第69条の20の16の５（第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約申込の方法）の届出によりオンネットグループの代表者となった第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（タイプ３に係る契約者を除きます。）に、６の７の２－２－２に規定する利用料の加算額を請求します。 イ アの代表者は、申出た外線同時接続数に６の７の２の２－２－２に規定する額を乗じて得た額を支払うものとし、その利用が外線同時接続数に満たない場合であっても、料金額の支払いを要します。 ウ　１のオンネットグループ（カテゴリー４に係るものに限ります。）においてＩＰ－ＶＰＮ利用回線が臨時のものと臨時以外のものが含まれる場合の加算額は、臨時以外のものを適用します。 エ　１のオンネットグループにおいて異なるボイスモードの区別を含む場合は、６の７の２－２－２に規定する利用料の加算額は、１のボイスモードの区別に係る料金のみ支払いを要します。

(3)　最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金の適用	第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（イーサネット契約者回線接続グループにおける代表者に限ります。）は、最低利用期間内に第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の解除があった場合は、第82条（定額利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、利用の開始から契約の解除の期間における、最大同時接続チャネル数に６の７の２の２－２－２に規定する額を乗じて得た額の残余の期間に対応する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。
(4)　接続通信時間の測定等	ア　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係る通信時間の測定等については、第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係る接続通信時間の測定等の規定に準ずるものとします。 イ　アの規定に関わらず、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係る付加機能（留守番伝言機能（メッセージ再生機能に限ります。）に係るものに限ります。）に係る接続通信時間については、当社が別に定める方法により本機能の利用を開始したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。
(5)　当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い	第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係る当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱いについては、第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係る当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱いの規定に準ずるものとします。この場合において、付加機能（留守番伝言機能（メッセージ再生機能に限ります。）に係るものに限ります。）については、第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係る規定において「ダイヤルアウト通信料」とあるのは、「付加機能利用料」と読み替えるものとします。

６の７の２の２－２　料金額

６の７の２の２－２－１　利用料

ア　カテゴリー１

区　　分		単　　位	料　　金　　額
タイプ２	プラン１	１の通信チャネル（１のＩＰセントレックス番号を含みます。）ごとに月額	1,000円（1,050円）
	プラン２	１の通信チャネル（１のＩＰセントレックス番号を含みます。）ごとに月額	600円（630円）
タイプ４		１の通信チャネル（１のＩＰセントレックス番号を含みます。）ごとに月額	1,100円（1,155円）

イ　カテゴリー２

区　　分	単　　位	料　　金　　額
タイプ１	１の通信チャネル（１のＩＰセントレックス番号を含みます。）ごとに月額	1,100円（1,155円）

タイプ２	１の通信チャネルごとに月額	600円（630円）
	１のＩＰセントレックス番号ごとに月額	400円（420円）
タイプ３	１のＩＰセントレックス番号ごとに月額	400円（420円）
タイプ４	１の通信チャネル（１のＩＰセントレックス番号を含みます。）ごとに月額	1,100円（1,155円）

ウ　カテゴリー３

区　　分	単　　位	料　　金　　額
タイプ１	１を超える１の通信チャネル（１のＩＰセントレックス番号を含みます。）ごとに月額	1,100円（1,155円）
タイプ２	１を超える１の通信チャネルごとに月額	600円（630円）
	１を超える１のＩＰセントレックス番号ごとに月額	400円（420円）
タイプ４	１の通信チャネル（１のＩＰセントレックス番号を含みます。）ごとに月額	1,100円（1,155円）

エ　カテゴリー４

区　　分	単　　位	料　　金　　額	
		右記以外のもの（月額）	ＩＰ－ＶＰＮ利用回線が臨時契約のもの（日額）
タイプ１	１の通信チャネル（１のＩＰセントレックス番号を含みます。）ごとに	1,100円（1,155円）	110円（115.5円）
タイプ２	１の通信チャネルごとに	600円（630円）	60円（63円）
	１のＩＰセントレックス番号ごとに	400円（420円）	40円（42円）
タイプ３	１のＩＰセントレックス番号ごとに	400円（420円）	40円（42円）
タイプ４	１の通信チャネル（１のＩＰセントレックス番号を含みます。）ごとに	1,100円（1,155円）	110円（115.5円）

６の７の２の２－２－２　利用料の加算額

ア　カテゴリー２

区　　分		料　　金　　額

タイプ１	外線同時接続外線数１接続ごとに月額	1,500円（1,575円）
タイプ２	外線同時接続外線数１接続ごとに月額	1,500円（1,575円）
タイプ３	外線同時接続外線数１接続ごとに月額	2,100円（2,205円）
タイプ４	外線同時接続外線数１接続ごとに月額	1,500円（1,575円）

イ　カテゴリー３

区　　分	単　　位	料　　金　　額
タイプ１	１を超える外線同時接続外線数１接続ごとに月額	1,500円（1,575円）
タイプ２	１を超える外線同時接続外線数１接続ごとに月額	1,500円（1,575円）
タイプ４	１を超える外線同時接続外線数１接続ごとに月額	1,500円（1,575円）

ウ　カテゴリー４

区　　分		料　　金　　額	
		右記以外のもの（月額）	ＩＰ－ＶＰＮ利用回線が臨時契約のもの（日額）
タイプ１	外線同時接続外線数１接続ごとに	1,500円（1,575円）	150円（157.5円）
タイプ２	外線同時接続外線数１接続ごとに	1,500円（1,575円）	150円（157.5円）
タイプ３	外線同時接続外線数１接続ごとに	2,100円（2,205円）	210円（220.5円）
タイプ４	外線同時接続外線数１接続ごとに	1,500円（1,575円）	150円（157.5円）

６の７の２の２－２－３　付加機能利用料

(1) (2)以外のもの

区　　分	単　　位	料金額	
		右記以外のもの（月額）	カテゴリー４に係るＩＰ－ＶＰＮ利用回線が臨時のもの（日額）

複数ＩＰアドレス利用機能	第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者が保持する端末設備に当社が付与するＩＰアドレスを設定する事で、複数端末設備によるボイスモード通信を行うことができる機能		１の契約ごとに	9,000円 (9,450円)	－
	備考	１　当社は、カテゴリー１に係る第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（第６種契約のカテゴリー１及びカテゴリー２のタイプ４に係る契約者に限ります。）に限り、この機能を提供します。 ２　当社が払い出すＩＰアドレスの数は、８とします。 ３　この機能を利用する場合、追加利用することが出来る通信チャネルの数は当社が別に定めるところによります。			
番号追加機能	追加番号により通信を行うことができるようにする機能		追加番号１番号ごとに	400円 (420円)	－
	備考	１　当社は、カテゴリー１のタイプ２に係る第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に限り、この機能を提供します。 ２　追加番号とは、この機能を利用するためのＩＰセントレックス番号であって、第69条の20の16の９（第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者のオンネット番号の指定）の規定に基づき第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者が指定する番号、第69条の20の16の10（第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者のＩＰセントレックス番号）の規定に基づき当社が定める番号及び代表番号以外のものをいいます。 ３　この機能おいて利用することができる追加番号の数は、当社が別に定めるところによります。 ４　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスについては、ＩＰセントレックス番号に係る１の追加番号ごとに付加機能利用料を適用します。 ５　追加番号に関するその他の取扱いについては、第69条の13又は第69条の14の規定に準ずるものとします。 ６　１の追加番号に対し、１のオンネット番号を利用可能とします。			
代表機能	代表番号に着信があった場合に、その代表番号を代表とするオンネット番号又はＩＰセントレックス番号（以下この欄において「子番号」といいます。）のうち、通信中でないいずれか１の子番号に着信することができるようにする機能		代表番号１番号ごとに	500円 (525円)	50円 (52.5円)

	備考	1　代表番号とは、この機能を利用するためのオンネット番号又はＩＰセントレックス番号であって、第69条の20の16の９（第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者のオンネット番号の指定）の規定に基づき第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者が指定する番号、第69条の20の16の10（第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスのＩＰセントレックス番号）の規定に基づき当社が定める番号及び追加番号以外のものをいいます。 2 当社は、この機能を利用する第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（カテゴリー２又はカテゴリー４については、タイプ１、タイプ２又はタイプ４に係る第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に限り、この機能を提供します。）に代表電話番号を付与します。 3 この機能の申込に当たっては、ＩＰセントレックス番号に係る呼び出し方法をあらかじめ通知していただきます。			
コールパーク機能	この機能を利用するために第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者が指定する２以上のＩＰセントレックス番号により構成されるグループ（以下「ＩＰ電話グループ」といいます。）内のＩＰセントレックス番号への着信を保留した場合に、その保留した通信をＩＰ電話グループ内の他の任意のＩＰセントレックス番号に着信させることができるようにする機能		―	―	―
	備考	1 当社は、カテゴリー２のタイプ１、カテゴリー３のタイプ１又はカテゴリー４のタイプ１に係る第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に限り、この機能を提供します。 2 当社は、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者がこの機能に係る申込を行った場合、同時にコールピックアップ機能の申込みをしていただきます。 3 当社は、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者のコールピックアップ機能に係る契約が解除された場合、同時にこの機能に係る契約を解除します。 4 この機能の申込に当たっては、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者はＩＰ電話グループに係るＩＰセントレックス番号をあらかじめ通知していただきます。			
発信番号非通知機能	この機能を利用する第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に係るイーサネット利用回線から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）について、発信元のオンネット番号又はＩＰセントレックス番号を着信先へ通知しないようにする機能		―	―	―

コールピックアップ機能	ＩＰ電話グループ内のコールピックアップ対象番号（第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者が指定するＩＰセントレックス番号であって代理応答の対象とする番号をいいます。）に係る通信を、ＩＰ電話グループ内の任意のＩＰセントレックス番号に係る端末の操作により、その端末に代理応答させることができるようにする機能		－	－	－
	備考	１　当社は、カテゴリー２のタイプ１、カテゴリー３のタイプ１又はカテゴリー４のタイプ１に係る第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に限り、この機能を提供します。 ２　当社は、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者がこの機能に係る申込みを行った場合、同時にコールパーク機能の申込みをしていただきます。 ３　当社は、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者のコールパーク機能に係る契約が解除された場合、同時にこの機能に係る契約を解除します。 ４　この機能の申込に当たっては、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者はコールピックアップ対象番号をあらかじめ通知していただきます。			
複数チャネル機能	この機能を利用する、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係る任意のＩＰセントレックス番号について、あらかじめ指定したセッション数までの通信を同時に行うことができるようにする機能		－	－	－
	備考	１　当社は、カテゴリー１のタイプ２、カテゴリー２のタイプ２、カテゴリー３のタイプ２又はカテゴリー４のタイプ２に係る第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に限り、この機能を提供します。 ２　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者は、この機能に係るＩＰセントレックス番号が所属する管理グループ（その第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係るＩＰセントレックス番号により構成されるグループをいいます。以下同じとします。）内のすべてのＩＰセントレックス番号において、この機能を共通に利用することができます。			
代表番号通知機能	この機能を利用する第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係る任意のＩＰセントレックス番号（代表機能の提供を受けているものに限ります。）から行う通信について、そのＩＰセントレックス番号に替えて、代表電話番号を通信先に通知する機能		－	－	－

	備考	当社は、カテゴリー１、カテゴリー２のタイプ１、タイプ２若しくはタイプ４、カテゴリー３又はカテゴリー４のタイプ１、タイプ２若しくはタイプ４に係る第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に限り、この機能を提供します。 （注）カテゴリー２及びカテゴリー４に係る第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者については、ＩＰセントレックス番号の区別（ＩＰ電話番号と電気通信番号規則第９条第１号に定める電気通信番号との間の区別をいいます。）が同一の場合に限り、そのＩＰセントレックス番号に替えて、代表電話番号を通信先に通知します。			
通信中時転送機能	この機能を利用する第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係る任意のＩＰセントレックス番号の通信中に着信があった場合に、その着信する通信を第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者があらかじめ指定した他のＩＰセントレックス番号に自動的に転送する機能		－	－	－
	備考	当社は、カテゴリー１、カテゴリー２のタイプ１、タイプ２若しくはタイプ４、カテゴリー３又はカテゴリー４のタイプ１、タイプ２若しくはタイプ４に係る第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に限り、この機能を提供します。			
無条件転送機能	この機能を利用する第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係る任意のＩＰセントレックス番号に着信があった場合に、その着信する通信を第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者があらかじめ指定した他のＩＰセントレックス番号に自動的に転送する機能		－	－	－
	備考	当社は、カテゴリー１、カテゴリー２のタイプ１、タイプ２若しくはタイプ４、カテゴリー３又はカテゴリー４のタイプ１、タイプ２若しくはタイプ４に係る第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に限り、この機能を提供します。			
無応答転送機能	この機能を利用する第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係る任意のＩＰセントレックス番号に対する着信応答が、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者のあらかじめ指定する応答許容時間を超えても行われなかった場合に、その着信する通信を第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者があらかじめ指定した他のＩＰセントレックス番号に自動的に転送する機能		－	－	－

	備考	1　当社は、カテゴリー１、カテゴリー２のタイプ１、タイプ２若しくはタイプ４、カテゴリー３又はカテゴリー４のタイプ１、タイプ２若しくはタイプ４に係る第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に限り、この機能を提供します。 2　この機能の申込に当たっては、応答許容時間及び転送先となる他のＩＰセントレックス番号をあらかじめ通知していただきます。			
圏外転送機能	この機能を利用する第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係る任意のＩＰセントレックス番号に係る端末設備が通信できる状況にない場合に、そのＩＰセントレックス番号に着信する通信を第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者があらかじめ指定した他のＩＰセントレックス番号に自動的に転送する機能	－	－	－
	備考	1　当社は、カテゴリー１、カテゴリー２のタイプ１、タイプ２若しくはタイプ４、カテゴリー３又はカテゴリー４のタイプ１、タイプ２若しくはタイプ４に係る第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に限り、この機能を提供します。 2　この機能の申込に当たっては、転送先となる他のＩＰセントレックス番号をあらかじめ通知していただきます。			
番号変換機能	所属オンネットグループ以外の通信相手先の電気通信番号を短縮番号（以下「擬似内線番号」といいます。）登録し、その擬似内線番号をダイヤルすることにより発信することができるようにする機能	－	－	－
	備考	1　当社は、カテゴリー１、カテゴリー２のタイプ１、タイプ２若しくはタイプ４、カテゴリー３又はカテゴリー４のタイプ１、タイプ２若しくはタイプ４に係る第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に限り、この機能を提供します。 2　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者は、所属オンネットグループ内において、この機能を共通に利用することができます。			
ＣＵＧ機能	通信可能な相手先を制限することができるようにする機能	－	－	－
	備考	1　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者が設定することができる通信可能な相手先の制限に関する条件は、当社が別に定めるところによります。 2　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者は、所属オンネットグループ内において、この機能を共通に利用することができます。			

発信規制機能	通信可能な相手先について、拠点内通信（同一の拠点番号に係るＩＰセントレックス番号又は拠点内線番号に係る端末設備間の通信をいいます。）以外の発信規制、オンネット通信（所属オンネットグループ内におけるＩＰセントレックス番号又はオンネット番号に係る端末設備間の通信をいいます。）以外の発信規制、任意の番号等への発信規制のいずれかの発信規制をすることができるようにする機能	－	－	－
	備考	１　当社は、カテゴリー１、カテゴリー２のタイプ１、タイプ２若しくはタイプ４、カテゴリー３又はカテゴリー４のタイプ１、タイプ２若しくはタイプ４に係る第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に限り、この機能を提供します。 ２　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者は、所属オンネットグループ、管理グループ又はＩＰセントレックス番号の単位で発信規制に係る申込を行うことができます。ただしＩＰセントレックス番号の単位で申込があった場合については、特定番号帯への発信規制に係る機能を提供しません。 ３　この機能の申込みにあたっては発信規制に係る内容をあらかじめ通知していただきます。 ４　任意の番号等への発信規制に係る設定数は20を上限とします。		
カスタマコントロール機能	自営端末設備からこの機能を提供するために当社が設置する電気通信設備に接続してボイスモード及びボイスモードに係る付加機能の設定（当社が別に定めるものに限ります。）に係る操作を行うことができるようにする機能	－	－	－
	備考	１　当社は、カテゴリー１、カテゴリー２のタイプ１、タイプ２若しくはタイプ４、カテゴリー３又はカテゴリー４のタイプ１、タイプ２若しくはタイプ４に係る第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に限り、この機能を提供します。 ２　この機能の申込みにあたっては、接続する自営端末設備に係るグローバルＩＰアドレスをあらかじめ通知していただきます。 ３　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者は、カスタマコントロール契約者識別符号（この機能を利用する第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者を識別するために当社が割当てる英字及び数字の組み合わせをいいます。）及びパスワードに関し、利用上、管理上その他の責任を負うものとします。 ４　当社は、この機能を利用することに伴い発生する損害については、責任を負いません。		

拠点番号ルーティング機能		オンネット通信について、当社が拠点番号のみで経路制御を行うことにより、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者が当社への申出なしに拠点内線番号の追加、変更及び廃止に係る設定を行うことができるようにする機能	１の拠点番号ごとに	1,000円 (1,050円)	100円 (105円)
	備考	１　当社は、カテゴリー１のタイプ２、カテゴリー２のタイプ２、カテゴリー３のタイプ２又はカテゴリー４のタイプ２に係る第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に限り、この機能を提供します。 ２　この機能の申込に当たっては、設定を行う拠点内線番号に係る拠点番号をあらかじめ通知していただきます。 ３　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者は、拠点内線番号に関し、利用上、運用上、管理上その他の責任を負うものとします。 ４　当社は、この機能を利用することに伴い発生する損害については、責任を負いません。			
番号ポータビリティ機能		この機能を利用する第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者のＩＰセントレックス番号において、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電気通信事業法第33条第２項及び第７項に基づく指定電気通信設備との接続に関する契約約款に規定する一般番号ポータビリティ（これと同等のものを含みます。）を利用することができるようにする機能	１のＩＰセントレックス番号ごとに	500円 (525円)	－
	備考	１　当社は、カテゴリー２又はカテゴリー４に係る第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に限り、この機能を提供します。 ２　この機能の申込に当たっては、設定を行うＩＰセントレックス番号（ＩＰ電話番号及び別記１の２の(1)に規定する特定協定事業者が付与する電気通信番号規則第９条第１号に定める電気通信番号に限ります。）及びＩＰアドレスをあらかじめ通知していただきます。 ３　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者は、この機能に係るＩＰセントレックス番号を利用する自営端末設備の設置場所において、緊急通報が可能な通信手段を用意する必要があります。 ４　当社は、備考３に規定する設置拠点において緊急通報が可能な通信手段が確保されていないことが判明した場合、この機能を廃止することがあります。 ５　当社は、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者がイーサネット利用回線又はＩＰ－ＶＰＮ利用回線の終端の場所を変更した場合、この機能を廃止します。 ６ この機能は、アクセス回線の種類、品目及び通信の品質について、当社が別に定める条件があります。			

発信番号非通知着信拒否機能	この機能を利用する第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者の第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスにおいて、発信者電話番号等が通知されない通信（当社が別に定める通信を除きます。）に対して、その発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答し着信を拒否する機能		１のオンネットグループごとに	2,000円 (2,100円)	200円 (210円)
	備考	１　当社は、カスタマコントロール機能を利用する第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に限り、この機能を提供します。 ２　当社は、発信者電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。			
迷惑電話おことわり機能	迷惑電話を防止したい旨の申出があった第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者のために、登録応答装置（その第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者が指定した電話番号等（当社が別に定めるものに限ります。）を登録し、その登録された電話番号からの以後の着信に対しておことわりする旨の案内を自動的に行う装置）を利用して提供する機能		１のオンネットグループごとに	2,000円 (2,100円)	200円 (210円)
	備考	１　当社は、カスタマコントロール機能を利用する第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に限り、この機能を提供します。 ２　登録可能な電話番号数は１のオンネットグループにつき30とします。 ３　当社は現に登録中の電話番号等からの着信に対しておことわりする旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。 ４　当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の電話番号等を消去することがあります。 ５　当社は、現に登録中の電話番号等からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。			
特定番号通知機能	この機能を利用する第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係るＩＰセントレックス番号（当社の電話等サービス契約約款において当社が付与する着信課金番号又は特定着信番号による着信が可能なもの（そのＩＰセントレックス番号が代表機能を利用している場合は、代表番号通知機能を利用しているＩＰセントレックス番号を含みます。）に限ります。）から行う通信について、そのＩＰセントレックス番号に替えて、着信課金番号又は特定着信番号を通信先に通知する機能		１のＩＰセントレックス番号ごとに	100円 (105円)	10円 (10.5円)

	備考	1　当社は、カテゴリー２又はカテゴリー４に係る第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に限り、この機能を提供します。 2　当社は、ＩＰセントレックス番号（当社又は別記１の２の(1)に規定する特定協定事業者が付与する電気通信番号規則第９条第１号に定める電気通信番号に限ります。）を利用する第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に限り、この機能を提供します。 3　この機能の申込に当たっては、利用する当社の電話等サービス契約約款において当社が付与する着信課金番号又は特定着信番号をあらかじめ通知していただきます。

(2) 留守番伝言機能に係るもの

区分		単位	料金額	
			右記以外のもの	カテゴリー４に係るＩＰ－ＶＰＮ利用回線が臨時のもの（日額）
留守番伝言機能	この機能を利用する第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに着信した通話のメッセージの録音、録音したメッセージの再生及びメッセージが録音されたことをその第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者又は第３種ＩＰ－ＰＢＸ契約者が指定した者に対し当社が別に定める方法により通知する機能	１のＩＰセントレックス番号ごとに（月額）	300円 (315円)	－
		１のメッセージ再生機能の利用につき３分までごとに	８円 (8.4円)	－
	備考	1　当社は、カテゴリー１、カテゴリー２のタイプ１、タイプ２若しくはタイプ４、カテゴリー３又はカテゴリー４のタイプ１、タイプ２若しくはタイプ４に係る第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（カスタマコントロール機能を利用する者に限ります。）に限り、この機能を提供します。 2　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者は、この機能の利用にあたり、カスタマコントロール機能により、当社が別に定める条件について設定する必要があります。 3　録音したメッセージは、当社が別に定める時間経過後に消去します。 4　当社は、この機能を利用した場合に生じた損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。 5　録音できるメッセージの数及び時間その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。		

６の７の２の２－２－４　ダイヤルアウト通信料

ア　イ以外のもの

（ア）　別記13の２の⑷のア及びイに係るもの

区　　分	単　　位	料　　金　　額
ダイヤルアウト通信料	１の通信につき接続通信時間３分までごとに	８円 （8.4円）

（イ）　別記13の２の⑷のウに係るもの

区　　分	単　　位	料　　金　　額
ダイヤルアウト通信料	１の通信につき接続通信時間１分までごとに	17.5円 （18.375円）

（ウ）　別記13の２の⑷のエに係るもの

区　　分	単　　位	料　　金　　額
ダイヤルアウト通信料	１の通信につき接続通信時間１分までごとに	10円 （10.5円）
	上記ダイヤルアウト通信料のほか通信１回ごとに	10円 （10.5円）

（エ）　　ＩＰ電話設備のうち、当社に係るものであって電気通信番号規則第９条第１号に定める電話番号を用いるもの

区　　分	単　　位	料　　金　　額
ダイヤルアウト通信料	１の通信につき接続通信時間３分までごとに	８円 （8.4円）

（オ）　ＩＰ電話設備のうち、別記１の３に係るもの

区　　分	単　　位	料　　金　　額
ダイヤルアウト通信料	１の通信につき接続通信時間３分までごとに	８円 （8.4円）

イ　通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるもの

本邦と外国との間で行われる通信に関する地域及び料金額等については、第１種ドットフォンサービスに係る本邦と外国との間で行われる通信の料金に準ずるものとします。

６の７の２の３　第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係るもの

６の７の２の３－１　適用

区　　分	内　　容
⑴　カテゴリー１に係る料金の適用	ア　料金の適用 　料金は、利用料とダイヤルアウト通信料の合計とします。 イ　利用料の適用 　利用するＩＰ電話番号が１までの場合は、基本額のみを適用し、１を超えてＩＰ電話番号を利用する場合には、追加する１のＩＰ電話番号ごとに基本加算額を計算し、基本額に基本加算額を合算して適用します。 ウ　ダイヤルアウト通信料の適用 　イの基本額及び基本加算額には、利用する１のＩＰ電話番号につき、200円までのダイヤルアウト通信料を含みます。200円を超えるダイヤルアウト通信料については、⑹の測定に基づき計算し適用します。
⑵　カテゴリー１に係る基本加算額の適用等	契約者は次に掲げるネットワーク電話帳及びクライアントソフトウェアの利用することができます。 ア　ネットワーク電話帳の適用 　当社は、ネットワーク電話帳として専用電話帳、共有電話帳及び簡易電話帳を提供します。共有電話帳は共有電話帳に登録できる電話番号及び携帯電話番号の数が10,000電話番号までの場合基本額を適用し、10,000電話番号を超える場合、10,000電話番号ごとに基本加算額を適用します。 　専用電話帳は、登録可能な電話番号及び携帯電話番号の数を1,000までとし、追加して登録することはできません。簡易電話帳は、登録可能な電話番号及び携帯電話番号の数を200までとし、追加して登録することはできません。

イ　ネットワーク電話帳及びクライアントソフトウェアの適用

（ア）ネットワーク電話帳

当社は、ネットワーク電話帳として専用電話帳、共有電話帳及び簡易電話帳を提供します。共有電話帳は登録数が10,000電話番号を超える場合、10,000電話番号ごとに基本加算額を適用します。

区別	内容
⑴　専用電話帳	第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に払い出されるＩＰ電話番号ごとに専用で利用することができるものであって⑶以外のネットワーク電話帳
⑵　共有電話帳	第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約ごとに利用することができるネットワーク電話帳
⑶　簡易電話帳	第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に払い出されるＩＰ電話番号ごとに専用で利用することができるものであって、専用電話帳又は共有電話帳に登録してある任意の電話番号及び携帯電話番号を登録することができるネットワーク電話帳

備考

１　第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者は、ネットワーク電話帳の電話番号及び携帯電話番号の管理について一切の責任を負うものとします。

２　当社は、ネットワーク電話帳に係る滅失、毀損、漏洩、又は改ざん等その他原因に伴い第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者又はその他の者に対し発生する損害について一切の責任を負わないものとします。

３　当社は、第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者について、利用の停止又はその契約の解除等があった場合には、そのネットワーク電話帳の利用の停止又は削除を行う場合があります。

４　当社は、ネットワーク電話帳の利用の停止又は削除に伴い第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者又はその他の者に発生する損害について一切の責任を負わないものとします。

（イ）　クライアントソフトウェア

当社は、第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスを携帯電話等契約及びパーソナルコンピュータ又は契約者の自営端末設備から利用するためのクライアントソフトウェアを提供します。

区別	内容
携帯電話用ソフトウェア	携帯電話等契約から第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスを利用するために当社が提供するソフトウェア
ＰＣ用ソフトウェア	パーソナルコンピュータ又は契約者の自営端末設備から第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスを利用するために当社が提供するソフトウェア

備考

１　クライアントソフトウェアは第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスを利用する目的に限り使用することができます。利用者は、理由の如何を問わず、本サービスを利用する目的以外で使用することはできません。

２　当社は、クライアントソフトウェアの利用に伴い発生するあらゆる損害に対し一切の責任を負わないものとします。

３　クライアントソフトウェアのその他の提供条件等については、当社が別に定めるところによります。

(3)　複数ＩＰ電話番号利用に係る利用料の適用

当社は、第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（カテゴリー１に係る契約者に限ります。以下本欄において同じとします。）から、１の第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約につき次表に定める対象となるＩＰ電話番号の数の利用の申出があった場合には、そのＩＰ電話番号の利用料については、６の７の２の３－２－１（利用料）に規定する基本加算額（IP電話番号数の追加に係る料金額に限ります。）に同表に規定する割引率を乗じて得た額を減額して適用します。

対象となるＩＰ電話番号の数	割引率
50を超え100までの部分	10％
100を超え250までの部分	15％
250を超え500までの部分	20％
500を超えた部分	25％

(4) カテゴリー２に係る料金の適用

ア　カテゴリー２にかかる料金は、あらかじめ登録可能な発信チャネル又は着信チャネル数が１までの場合であって利用するＩＰ電話番号の数が１までの場合は基本額を適用し、追加する１の発信チャネル又は着信チャネル若しくは１のＩＰ電話番号ごとに基本加算額を計算し、基本額に基本加算額を合算して適用します。

イ　アに規定するチャネル数は、発信用チャネルと着信用チャネルをそれぞれ１として計算します。

⑸　システムメンテナンス等	ア　当社は、第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス（カテゴリー１に係るものに限ります。以下本欄において同じとします。）において、システムメンテナンスの理由により毎月第１日曜日及び第３日曜日の２３時から翌朝６時までの間その第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの利用の一時中止を行います。 イ　契約者は、アに基づく利用の一時中止の期間における利用料の支払いを要します。 ウ　当社はアに基づく利用の一時中止によって生じた契約者、利用者及び第三者の損害につき一切責任を負いません。
⑹　接続通信時間の測定等	ア　当社は、第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係る通信のうちダイヤルアウトについて接続通信時間を測定します。 イ　接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。 　ただし、相手先との相互の通信が確立されない場合であっても、第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸゲートウェイ装置との通信の確立があった加入電話等設備とのダイヤルアウト通信料について、接続通信時間を測定します。 ウ　当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った場合は、６の７の２の３－２（料金額）に規定する分数に満たない端数の接続時間は、イに規定する接続通信時間には含みません。
⑺　当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の扱い	第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係る当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱いについては、第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係る当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱いの規定に準ずるものとします。

６の７の２の３－２　料金額

６の７の２の３－２－１　利用料

ア　カテゴリー１に係る利用料

	単　位	料　金　額
基本額	１の契約ごとに月額	1,000円（1,050円）
基本加算額	追加する１のＩＰ電話番号ごとに月額	1,000円（1,050円）
	追加する共有電話帳の登録数10,000電話番号までごとに	800円（840円）

イ　カテゴリー２に係るもの

区　　分	単　位	料　金　額
基本額	１の契約ごとに月額	1,000円（1,050円）
基本加算額	追加する１の発信用チャネル又は着信用チャネルごとに月額	600円（630円）
	１のＩＰ電話番号ごとに月額	400円（420円）

６の７の２の３－２－２　付加機能利用料

区　分		単　位	料　金　額
発信番号受信機能	この機能を利用する第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に係る第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ設備へ通知される発信番号（発信元のＩＰ電話番号をいいます。以下６の７の２の３－２－２において同じとします。）を受信することができるようにする機能	－	－
	備考　当社は、カテゴリー２に係る第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に限り、この機能を提供します。		
発信番号非通知機	この機能を利用する第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に係る第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ設備から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）について、発信元のＩＰ電話番号を着信先へ通知しないようにする機能	－	－
	備考　当社は、カテゴリー２に係る第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者に限り、この機能を提供します。		

６の７の２の３－２－３　ダイヤルアウト通信料

ア　イ以外のもの

（ア）別記13の２の⑷のア及びイに係るもの

区　分	単　位	料　金　額
ダイヤルアウト通信料	１の通信につき接続通信時間３分までごとに	第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係るダイヤルアウト通信料の料金に準ずるものとします。

（イ）別記13の２の⑷のウに係るもの

区　分	単　位	料　金　額
ダイヤルアウト通信料	１の通信につき接続通信時間１分までごとに	第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係るダイヤルアウト通信料の料金に準ずるものとします。

（ウ）別記13の２の⑷のエに係るもの

区　分	単　位	料　金　額
ダイヤルアウト通信料	１の通信につき接続通信時間１分までごとに	第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係るダイヤルアウト通信料の料金に準ずるものとします。
	上記ダイヤルアウト通信料のほか通信1回ごとに	第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係るダイヤルアウト通信料の料金に準ずるものとします。

（エ）ＩＰ電話設備のうち、別記１の３に係るもの

区　分	単　位	料　金　額
ダイヤルアウト通信料	１の通信につき接続通信時間３分までごとに	第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係るダイヤルアウト通信料の料金に準ずるものとします。

イ　通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるもの

本邦と外国との間で行われる通信に関する地域及び料金額等については、第１種ドットフォンサービスに係る本邦と外国との間で行われる通信の料金に準ずるものとします。

６の７の３　第１種ドットフォン契約に係るもの

６の７の３－１　適用

区　　分	内　　容
⑴　第１種ドットフォン契約者が行うダイヤルアウトに係る通信品質	第１種ドットフォン契約者が行うダイヤルアウトの通信品質は利用形態等により変動することがあります。
⑵　接続通信時間の測定等	ア　当社は、第１種ドットフォンサービスに係る通信のうちダイヤルアウトについて接続通信時間を測定します。 　ただし、第４条の２（ＩＰ通信網サービスの通信モード）第２項の規定にかかわらず、本料金表においては、第１種ドットフォン契約者が、その第１種ドットフォンサービスに係る第１種ドットフォン利用回線以外から通信を行った場合もダイヤルアウト通信とみなし接続通信時間を測定します。 イ　接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。 ウ　当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った場合は、６の７の３－２（料金額）に規定する分数に満たない端数の接続時間は、イに規定する接続通信時間には含みません。
⑶　当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合のダイヤルアウト通信料は次のとおりとします。 ア　過去１年間の実績を把握することができる場合 　機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における１日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。 イ　ア以外の場合 　把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した１日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。 （注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。 ⑴　過去２か月以上の実績を把握することができる場合 　機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における１日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。 ⑵　過去２か月以上の実績を把握することができない場合 　機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における１日平均のダイヤル

	アウト通信料又は故障等の回復後の７日間における１日平均のダイヤルアウト通信料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。
⑷　第２種契約の取扱いに係る定額料割引の適用	当社は、第１種ドットフォン契約が当社と第２種契約を締結している場合には、６の７の３－２－１（定額料）に規定する定額料から１契約ごとに、当該定額料相当額を減額して適用します。

６の７の３－２　料金額

６の７の３－２－１　定額料

１の契約者識別符号ごとに月額

料　　金　　額	380円（399円）
備考 １　当社は、通則４の規定にかかわらず、第１種ドットフォンサービスに係る定額料については、日割りしません。 ２　第１種ドットフォンサービスに係る定額料の適用開始は、第82条（定額利用料等の支払義務）の規定にかかわらず、当社が第１種ドットフォンサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からとします。	

６の７の３－２－２　ダイヤルアウト通信料

ア　イ以外に係るもの

（ア）　別記13の２の⑷のア及びイに係るもの

単　　位	料　金　額
１の通信につき接続通信時間３分までごとに	８円（8.4円）

（イ）　別記13の２の⑷のウに係るもの

単　　位	料　金　額
１の通信につき接続通信時間１分までごとに	17.5円（18.375円）

（ウ）　別記13の２の⑷のエに係るもの

単　　位	料　　金　　額
１の通信につき接続通信時間１分までごとに	10円（10.5円）
上記ダイヤルアウト通信料のほか通信１回ごとに	10円（10.5円）

（エ）　ＩＰ電話設備のうち、当社に係るものであって電気通信番号規則第９条第１号に定める電話番号を用いるもの

単　　位	料　金　額
１の通信につき接続通信時間３分までごとに	８円（8.4円）

（オ）　ＩＰ電話設備のうち、別記１の３に係るもの

単　　位	料　金　額
１の通信につき接続通信時間３分までごとに	８円（8.4円）

イ　通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事　衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるもの

（単位：円）

料金額 地域	１の通信につき接続通信時間１分までごとに
アイスランド共和国	70
アイルランド	20
アゼルバイジャン共和国	70
アゾレス諸島	35
アフガニスタン・イスラム国	160
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）	9
アラブ首長国連邦	50
アルジェリア民主人民共和国	127
アルゼンチン共和国	50
アルバ	80
アルバニア共和国	120
アルメニア共和国	202
アンギラ	80
アンゴラ共和国	45
アンティグア・バーブーダ	80
アンドラ公国	41
イエメン共和国	140
イスラエル国	30
イタリア共和国	20
イラク共和国	225
イラン・イスラム共和国	80
インド	80
インドネシア共和国	45
ウガンダ共和国	50

ウクライナ	50
ウズベキスタン共和国	100
ウルグアイ東方共和国	60
英領バージン諸島	55
エクアドル共和国	60
エジプト・アラブ共和国	75
エストニア共和国	80
エチオピア連邦民主共和国	150
エリトリア国	125
エルサルバドル共和国	60
オーストラリア	20
オーストリア共和国	30
オマーン国	80
オランダ王国	20
オランダ領アンティール	70
ガーナ共和国	70
カーボベルデ共和国	75
カザフスタン共和国	70
カタール国	112
カナダ	10
カナリア諸島	30
ガボン共和国	70
カメルーン共和国	80
ガンビア共和国	115
カンボジア王国	90
ギニア共和国	70
キプロス共和国	45
キューバ共和国	112
ギリシャ共和国	35
キリバス共和国	155
キルギス共和国	140
グアテマラ共和国	50
グアドループ島	75
グアム	20

クウェート国	80
クック諸島	155
グリーンランド	91
クリスマス島	20
グルジア	101
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	20
クロアチア共和国	101
ケイマン諸島	70
ケニア共和国	75
コートジボワール共和国	80
ココス・キーリング諸島	20
コスタリカ共和国	35
コモロ・イスラム連邦共和国	80
コロンビア共和国	45
コンゴ共和国	150
コンゴ民主共和国	75
サイパン	30
サウジアラビア王国	80
サモア独立国	80
サントメ・プリンシペ民主共和国	200
ザンビア共和国	70
サンピエール島・ミクロン島	50
サンマリノ共和国	60
シエラレオネ共和国	175
ジブチ共和国	125
ジブラルタル	90
社会主義人民リビア・アラブ国	70
ジャマイカ	75
シリア・アラブ共和国	110
シンガポール共和国	30
ジンバブエ共和国	70
スイス連邦	40
スウェーデン王国	20
スーダン共和国	125

スペイン	30
スペイン領北アフリカ	30
スリナム共和国	80
スリランカ民主社会主義共和国	75
スロバキア共和国	45
スロベニア共和国	100
スワジランド王国	45
赤道ギニア共和国	120
セネガル共和国	125
セルビア・モンテネグロ	120
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	80
ソマリア民主共和国	125
ソロモン諸島	159
タイ王国	45
大韓民国	30
台湾	30
タジキスタン共和国	60
タンザニア連合共和国	80
チェコ共和国	45
チャド共和国	250
中華人民共和国	29
チュニジア共和国	70
朝鮮民主主義人民共和国	129
チリ共和国	35
ツバル	120
デンマーク王国	30
ドイツ連邦共和国	20
トーゴ共和国	110
トケラウ諸島	159
ドミニカ共和国	35
トリニダード・トバゴ共和国	55
トルクメニスタン	110
トルコ共和国	45
トンガ王国	105

ナイジェリア連邦共和国	80
ナウル共和国	110
ナミビア共和国	80
ニカラグア共和国	55
ニジェール共和国	70
ニューカレドニア	100
ニュージーランド	25
ネパール王国	106
ノーフォーク島	79
ノルウェー王国	20
バーレーン国	80
ハイチ共和国	75
パキスタン・イスラム共和国	70
バチカン市国	20
パナマ共和国	55
バヌアツ共和国	159
バハマ国	35
パプアニューギニア	50
バミューダ諸島	50
パラオ共和国	100
パラグアイ共和国	60
バルバドス	75
パレスチナ	30
ハワイ	9
ハンガリー共和国	35
バングラデシュ人民共和国	70
東ティモール	126
フィジー共和国	50
フィリピン共和国	35
フィンランド共和国	30
ブータン王国	70
プエルトリコ	40
フェロー諸島	75
フォークランド諸島	190

ブラジル連邦共和国	30
フランス共和国	20
フランス領ギアナ	50
フランス領ポリネシア	50
フランス領ワリス・フテュナ諸島	230
ブルガリア共和国	80
ブルキナファソ	80
ブルネイ・ダルサラーム国	62
ブルンジ共和国	70
米領サモア	50
米領バージン諸島	20
ベトナム社会主義共和国	85
ベナン共和国	80
ベネズエラ共和国	50
ベラルーシ共和国	80
ベリーズ	55
ペルー共和国	55
ベルギー王国	20
ポーランド共和国	40
ボスニア・ヘルツェゴビナ	60
ボツワナ共和国	75
ボリビア共和国	55
ポルトガル共和国	35
香港	30
ホンジュラス共和国	65
マーシャル諸島共和国	110
マイヨット島	150
マカオ	55
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	80
マダガスカル共和国	160
マディラ諸島	35
マラウイ共和国	127
マリ共和国	55
マルタ共和国	70

マルチニーク島	55
マレーシア	30
ミクロネシア連邦	79
南アフリカ共和国	75
ミャンマー連邦	90
メキシコ合衆国	35
モーリシャス共和国	70
モーリタニア・イスラム共和国	80
モザンビーク共和国	127
モナコ公国	25
モルディヴ共和国	105
モロッコ王国	70
モンゴル国	60
ヨルダン・ハシミテ王国	110
ラオス人民民主共和国	105
ラトビア共和国	90
リトアニア共和国	60
リヒテンシュタイン公国	30
リベリア共和国	75
ルーマニア	60
ルクセンブルク大公国	35
ルワンダ共和国	125
レソト王国	70
レバノン共和国	112
レユニオン	70
ロシア連邦	45
インマルサットーＡ	517
インマルサットーＢ	307
インマルサットーＭ	363
インマルサットーミニＭ	209
インマルサットーＭ４／Ｆ（ＨＳＤ）	700
イリジウム衛星携帯電話	250
スラーヤ衛星携帯電話	175

備考

1　第１種ドットフォンサービスにおける、外国への通信の取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

2　本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱います。

3　通則14（消費税相当額の加算）の規定にかかわらず、この表に規定する料金は消費税課税対象外とします。

６の７の４　第２種ドットフォン契約に係るもの

６の７の４－１　適用

区　　分	内　　容
⑴　第２種ドットフォン契約者が行うダイヤルアウトに係る通信品質	第２種ドットフォン契約者が行うダイヤルアウトの通信品質は利用形態等により変動することがあります。
⑵　接続通信時間の測定等	ア　当社は、第２種ドットフォンサービスに係る通信のうちダイヤルアウトについて接続通信時間を測定します。 ただし、第４条の２（ＩＰ通信網サービスの通信モード）第２項の規定にかかわらず、本料金表においては、第２種ドットフォン契約者が、その第２種ドットフォンサービスに係る第２種ドットフォン利用回線以外から通信を行った場合もダイヤルアウト通信とみなし接続通信時間を測定します。 イ　接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。 ウ　当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った場合は、６の７の４－２（料金額）に規定する分数に満たない端数の接続時間は、イに規定する接続通信時間には含みません。
⑶　当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合のダイヤルアウト通信料は次のとおりとします。 ア　過去１年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における１日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。 イ　ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した１日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。 （注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。 ⑴　過去２か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における１日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。 ⑵　過去２か月以上の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における１日平均のダイヤル

	アウト通信料又は故障等の回復後の７日間における１日平均のダイヤルアウト通信料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。

６の７の４－２　料金額

６の７の４－２－１　定額料

１の契約者識別符号ごとに月額

区　　分	料　金　額
利用チャネル数が２のもの	700円（735円）
利用チャネル数が４のもの	1,400円（1,470円）
備考 １　当社は、通則４の規定にかかわらず、第２種ドットフォンサービスに係る定額料については、日割りしません。 ２　第２種ドットフォンサービスに係る定額料の適用開始は、第82条（定額利用料等の支払義務）の規定にかかわらず、当社が第２種ドットフォンサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からとします。	

６の７の４－２－２　付加機能利用料

区　　分		単　　位	料金額
番号情報送出機能タイプ１	この機能を利用する第２種ドットフォン契約者に係る第２種ドットフォン利用回線に着信があった場合に、第69条20の27に基づき当社が定める第２種ドットフォン契約者を識別するための専用番号（以下この欄において「専用番号」といいます。）又は追加番号（専用番号以外の番号であって、この機能を利用するための番号をいいます。以下この欄において同じとします。）の情報を、そのドットフォン利用回線に接続される端末等設備に送出する機能	追加番号１番号毎に月額	100円（105円）
備考	１　この機能には代表機能が含まれるため、代表機能を別途利用する必要はありません。 ２　この機能において利用することのできる番号の数は、当社が別に定めるところによります。 ３　追加番号に関するその他の取扱いについては、第69条の20の27の規定に準ずるものとします。		

番号情報送出機能タイプ２	この機能を利用する第２種ドットフォン契約者に係る第２種ドットフォン利用回線に着信があった場合に、そのＩＰ電話番号又は追加番号（第69条の20の27に基づき当社が定めるIP電話番号以外の番号であって、この機能を利用するための番号をいいます。以下この欄において同じとします。）の情報を、その第２種ドットフォン利用回線に接続される端末等設備に送出する機能	追加番号１番号毎に月額	50円 （52.5円）
	備考　１　この機能には代表機能が含まれるため、代表機能を別途利用する必要はありません。 ２　この機能において利用することのできる番号の数は、当社が別に定めるところによります。 ３　追加番号に関するその他の取扱いについては、第69条の20の27の規定に準ずるものとします。		
番号追加機能	第69条の20の27に基づき当社が定めるＩＰ電話番号に追加してＶｏＩＰ呼制御装置に登録した番号（以下この欄において「追加番号」といいます。）により通信を行うことができるようにする機能	追加番号１番号毎に月額	50円 （52.5円）
	備考　１　追加番号とは、この機能を利用するためのＩＰ電話番号であって、第69条の20の27に基づき当社が定めるＩＰ電話番号及び代表番号以外のものをいいます。 ２　この機能において利用することのできる番号の数は、当社が別に定めるところによります。 ３　追加番号に関するその他の取扱いについては、第69条の20の27の規定に準ずるものとします。		
通信チャネル追加機能	追加通信チャネルにより通信を行うことができるようにする機能	追加通信チャネル数１毎に月額	100円 （105円）
	備考　１　追加通信チャネルとは、第69条の20の25に基づき第２種ドットフォン契約者が申し出るチャネル数以外に通信ができるものをいいます。 ２　当社は、第69条の20の25に基づき第２種ドットフォン契約者が申し出る通信チャネルの数が４の場合に限り、本機能を提供します。 ３　この機能において利用することのできるチャネルの数は、当社が別に定めるところによります。		
代表機能	２以上のＩＰ電話番号等について、それらのＩＰ電話番号等を代表するＩＰ電話番号等を定め、その代表番号に着信があった場合に、その代表番号を代表とするＩＰ電話番号等（以下この欄において「子番号」といいます。）のうち、通信中でないいずれか１の子番号に着信することができるようにする機能		――

	1　番号情報送出機能タイプ１および番号情報送出機能タイプ２にはこの機能が含まれるため、番号情報送出機能と同時に利用する必要はありません。 2　代表番号とは、この機能を利用するためのＩＰ電話番号等をいいます。		
代表番号通知機能	この機能を利用する第２種ドットフォン契約に係る任意のＩＰ電話番号等（代表機能の提供を受けているものに限ります。）から行う通信について、そのＩＰ電話番号等に替えて、代表番号を通信先に通知する機能		——

６の７の４－２－３　ダイヤルアウト通信料

ア　イ以外に係るもの

（ア）　別記13の２の⑷のア及びイに係るもの

単　　位	料　金　額
１の通信につき接続通信時間３分までごとに	８円（8.4円）

（イ）　別記13の２の⑷のウに係るもの

単　　位	料　金　額
１の通信につき接続通信時間１分までごとに	17.5円（18.375円）

（ウ）　別記13の２の⑷のエに係るもの

単　　位	料　　金　　額
１の通信につき接続通信時間１分までごとに	10円（10.5円）
上記ダイヤルアウト通信料のほか通信１回ごとに	10円（10.5円）

（エ）　ＩＰ電話設備のうち、当社に係るものであって電気通信番号規則第９条第１号に定める電話番号を用いるもの

単　　位	料　金　額
１の通信につき接続通信時間３分までごとに	８円（8.4円）

（オ）　ＩＰ電話設備のうち、別記１の３に係るもの

単　　位	料　金　額
１の通信につき接続通信時間３分までごとに	８円（8.4円）

イ　通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海

事　衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるもの

本邦と外国との間で行われる通信に関する地域及び料金額等については、第１種ドットフォンサービスに係る本邦と外国との間で行われる通信の料金に準ずるものとします。

６の７の５　第３種ドットフォン契約に係るもの

６の７の５－１　適用

区　　分	内　　容
⑴　第３種ドットフォン契約者が行うダイヤルアウトに係る通信品質	第３種ドットフォン契約者が行うダイヤルアウトの通信品質は利用形態等により変動することがあります。
⑵　接続通信時間の測定等	ア　当社は、第３種ドットフォンサービスに係る通信のうちダイヤルアウト、留守番電話機能のうち再生機能の利用及び多地点間同時接続機能について接続通信時間を測定します。 　ただし、ＩＰ通信網契約約款第４条の２第２項の規定にかかわらず、本料金表においては、第３種ドットフォン契約者が、その第３種ドットフォンサービスに係る第３種ドットフォン利用回線以外から通信を行った場合もダイヤルアウト通信とみなし接続通信時間を測定します。 イ　ダイヤルアウトに係る接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。 ウ　留守番電話機能のうち再生機能の利用に係る接続通信時間は、当社が別に定める方法により本機能の利用を開始したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。 エ　多地点間同時接続機能に係る接続通信時間は、本機能に接続する契約者及び携帯電話等契約接続参加者毎に、当社が別に定める方法により本機能への接続を開始したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。 オ　当社は、第３種ドットフォンサービスに係る多地点間同時接続機能への接続数を測定します。 　多地点間同時接続機能への接続数は、当社が別に定める方法により本機能への接続を開始したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの間当社の機器により測定します。 カ　当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った場合は、６の７の５－２（料金額）に規定する分数に満たない端数の接続時間は、イに規定する接続通信時間には含みません。

⑶　当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合のダイヤルアウト通信料、留守番電話機能再生利用料及び多地点間同時接続機能利用料は次のとおりとします。 ア　過去１年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における１日平均のダイヤルアウト通信料、留守番電話機能再生利用料又は多地点間同時接続機能利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。 イ　ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した１日平均のダイヤルアウト通信料、留守番電話機能再生利用料又は多地点間同時接続機能利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。 （注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。 ⑴　過去２か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における１日平均のダイヤルアウト通信料、留守番電話機能再生利用料又は多地点間同時接続機能利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。 ⑵　過去２か月以上の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における１日平均のダイヤルアウト通信料、留守番電話機能再生利用料又は多地点間同時接続機能利用料若しくは故障等の回復後の７日間における１日平均のダイヤルアウト通信料、留守番電話機能再生利用料又は多地点間同時接続機能利用料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。
⑷第２種契約の取り扱いに係る定額料の適用	当社は、第３種ドットフォン契約者（タイプ１に係るものに限ります。）が当社と第２種契約（タイプ２のコース２のプラン７、タイプ３及びタイプ４に係るものに限ります。）を締結している場合には、その第３種ドットフォン契約（２以上の契約がある場合は、当社が申込みを承諾した順序が最初のものに限ります。）については、６の７の５－２－１（定額料）に規定する定額料から、200円（210円）（月額）を減額して適用します。

６の７の５－２　料金額

６の７の５－２－１　定額料

１の契約者識別符号ごとに月額

区　　分	料　金　額
タイプ１	200円（210円）
タイプ２	500円（525円）

タイプ３	3,000円（3,150円）
備考 １　当社は、通則４の規定にかかわらず、第３種ドットフォンサービスに係る定額料については、日割りしません。 ２　第３種ドットフォンサービスに係る定額料の適用開始は、第82条（定額利用料等の支払義務）の規定にかかわらず、当社が第３種ドットフォンサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からとします。	

６の７の５－２－２　ダイヤルアウト通信料

ア　イ以外に係るもの

（ア）　別記13の２⑷のア、イに係るもの

単　　位	料　金　額
１の通信につき接続通信時間３分までごとに	８円（8.4円）

（イ）　別記13の２⑷のウのうちＦＯＭＡ契約又はＦＯＭＡドコモコール契約の契約者回線等への64kb/sデジタル通信モードに係る通信

単　　位	料　金　額
１の通信につき接続通信時間１分までごとに	55円（57.75円）

（ウ）　別記13の２⑷のウのうち上記（イ）以外に係るもの

単　　位	料　金　額
１の通信につき接続通信時間１分までごとに	17.5円（18.375円）

（エ）　別記13の２の⑷のエに係るもの

単　　位	料　　金　　額
１の通信につき接続通信時間１分までごとに	10円（10.5円）
上記ダイヤルアウト通信料のほか通信１回ごとに	10円（10.5円）

（オ）　ＩＰ電話設備のうち、当社に係るものであって電気通信番号規則第９条第１号に定める電話番号を用いるもの

単　　位	料　金　額
１の通信につき接続通信時間３分までごとに	８円（8.4円）

（カ）　ＩＰ電話設備のうち、別記１の３に係るもの

単　　位	料　金　額
１の通信につき接続通信時間３分までごとに	８円（8.4円）

イ　通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるもの

本邦と外国との間で行われる通信に関する地域及び料金額等については、第１種ドットフォンサービスに係る本邦と外国との間で行われる通信の料金に準ずるものとします。

６の７の５－２－３　留守番電話機能再生利用料

単　　位	料　金　額
１の通信につき接続通信時間３分までごとに	８円（8.4円）

６の７の５－２－４　多地点間同時接続機能利用料

単　　位	料　金　額
１の接続先につき接続通信時間１分までごとに	30円（31.5円）
備考 １　接続主催契約者が、多地点間同時接続機能利用料を支払うものとします。	

６の７の６　第４種ドットフォン契約に係るもの

６の７の６－１　適用

区　　分	内　　容
(1)　接続通信時間の測定等	ア　当社は、第４種ドットフォンサービスに係る通信のうちダイヤルアウトについて接続通信時間を測定します。 イ　接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻（当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った時刻を含みます。）までの経過時間とし、当社の機器により測定します。
(2)　当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合のダイヤルアウト通信料は次のとおりとします。 ア　過去１年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における１日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。 イ　ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した１日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。 （注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。 (1)　過去２か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における１日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。 (2)　過去２か月以上の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における１日平均のダイヤルアウト通信料又は故障等の回復後の７日間における１日平均のダイヤルアウト通信料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。

６の７の６－２　料金額

６の７の６－２－１　定額料

１の契約者識別符号ごとに月額

料　　金　　額	450円（472.5円）

備考 1　第４種ドットフォンサービスに係る定額料の適用開始は、第82条（定額利用料等の支払義務）の規定にかかわらず、当社が第４種ドットフォンサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からとします。

６の７の６－２－２　付加機能利用料

区分				単位	料金額
番号ポータビリティ機能	この機能を利用する第４種ドットフォン契約者の第４種ドットフォン番号において、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電気通信事業法第33条第２項及び第７項に基づく指定電気通信設備との接続に関する契約約款に規定する一般番号ポータビリティ（これと同等のものを含みます。）を利用することができるようにする機能				――
	備考	1　この機能の申込みにあたっては、設定を行う第４種ドットフォン番号とこれに係る電気通信番号をあらかじめ通知していただきます。 2　当社は、第４種ドットフォン契約者が第４種ドットフォン利用回線の設置場所等を変更した場合、この機能を廃止します。			
通話中着信機能	この機能を利用する第４種ドットフォン契約者の第４種ドットフォンサービスにおいて、通信通に他からの着信があることを知らせ、その利用回線に着信があった場合に、その第４種ドットフォンサービスで利用している電話機のフックボタン等の操作により、現に通信中の通信を保留し、その着信に応答して通信を行った後、再び保留中の通信を行うことができるようにする機能			１の第４種ドットフォンサービス毎に月額	300円 （315円）
	備考	1　本付加機能利用料の適用開始は、第82条（定額料利用料等の支払義務）の規定にかかわらず、当社が本付加機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からとします。			
発信電話番号受信機能	基本機能	この機能を利用する第４種ドットフォン契約者の第４種ドットフォンサービスにおいて、通知される発信者電話番号等（当社が別に定める番号等をいいます。）を受信することができる機能		１の第４種ドットフォンサービス毎に月額	400円 （420円）
	追加機能	発信者番号通知要請機能	この機能を利用する第４種ドットフォン契約者の第４種ドットフォンサービスにおいて、発信者電話番号等が通知されない通信（当社が別に定める通信を除きます。）に対して、その発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能	１の第４種ドットフォンサービス毎に月額	200円 （210円）

	備考	1　当社は、発信者電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。 2　本付加機能利用料の適用開始は、第82条（定額料利用料等の支払義務）の規定にかかわらず、当社が本付加機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からとします。		
迷惑電話おことわり機能	迷惑電話を防止したい旨の申出があった第４種ドットフォン契約者のために、登録応答装置（その第４種ドットフォン契約者が指定した電話番号等（当社が別に定めるものに限ります。）を登録し、その登録された電話番号からの以後の着信に対しておことわりする旨の案内を自動的に行う装置を利用して提供する機能		1の第４種ドットフォンサービス毎に月額	200円 （210円）
	備考	1　登録可能な電話番号数は30とします。 2　登録可能電話番号数を超えて登録しようとするときは、登録されている電話番号等のうち最初に登録されたものから順に消去して登録を行います。 3　当社は現に登録中の電話番号等からの着信に対しておことわりする旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。 4　当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の電話番号等を消去することがあります。 5　当社は、現に登録中の電話番号等からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。 6　本付加機能利用料の適用開始は、第82条（定額料利用料等の支払義務）の規定にかかわらず、当社が本付加機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からとします。		
国際電話利用休止	この機能を利用する第４種ドットフォン契約者の第４種ドットフォンサービスにおいて、料金表第1表（料金）６の７の６－２－３ダイヤルアウト通信料イに定める通信を規制する機能			——

６の７の６－２－３　ダイヤルアウト通信料

ア　イ以外に係るもの

（ア）　別記13の２の⑷のア及びイに係るもの

単　　位	料　金　額
１の通信につき接続通信時間３分までごとに	８円（8.4円）

（イ）　別記13の２の⑷のウに係るもの

単　　位	料　金　額
１の通信につき接続通信時間１分までごとに	17.5円（18.375円）

（ウ）　別記13の２の⑷のエに係るもの

単　　位	料　　金　　額
１の通信につき接続通信時間１分までごとに	10円（10.5円）
上記ダイヤルアウト通信料のほか通信１回ごとに	10円（10.5円）

（エ）　ＩＰ電話設備のうち、当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第２号に定める電話番号又はIPセントレックス番号を用いるもの

単　　位	料　金　額
１の通信につき接続通信時間３分までごとに	８円（8.4円）

（オ）　ＩＰ電話設備のうち、別記１の３に係るもの

単　　位	料　金　額
１の通信につき接続通信時間３分までごとに	８円（8.4円）

（カ）　別記13の４に係るもの

単　　位	料　金　額
１の通信につき接続通信時間３分までごとに	８円（8.4円）

イ　通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事　衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるもの

本邦と外国との間で行われる通信に関する地域及び料金額等については、第１種ドットフォンサービスに係る本邦と外国との間で行われる通信の料金に準ずるものとします。

第２　使用料

１　第５種契約に係るもの

１－１　適用

区　　分	内　　容
屋内配線使用料の適用	屋内配線使用料は、次の配線ごとに適用します。 ア　契約者回線の終端からジャック（ジャックが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの配線 イ　１のジャックから他のジャックまでの配線

１－２　料金額

１－２－１　回線終端装置に係るもの

１－２－１－１　回線終端装置使用料

区　　分		単　位	料金額(月額)
端末側インタフェースがメタリックケーブルのもの		１台ごとに	11,000円 (11,550円)
端末側インタフェースが同軸ケーブルのもの		１台ごとに	20,000円 (21,000円)
端末側インタフェースが光ケーブルのもの	Ⅰ型	１台ごとに	33,000円 (34,650円)
	Ⅱ型	１台ごとに	29,000円 (30,450円)
備考 １　第５種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ２のもの（１芯式のものに限ります。）に限り適用します。 ２　端末側インタフェースが光ケーブルのもののⅠ型及びⅡ型は、それぞれTTC標準JT-G957準拠及びATM-Forum準拠のものをいいます。			

１－２－１－２　インタフェースケーブル使用料

区　　分	単　位	料金額(月額)
契約者回線の終端に係るインタフェースが10BASE-Tのもの	１台ごとに	13,000円 (13,650円)
契約者回線の終端に係るインタフェースが100BASE-TXのもの	１台ごとに	25,000円 (26,250円)
契約者回線の終端に係るインタフェースが1000BASE-SXのもの	１台ごとに	10,000円 (10,500円)
契約者回線の終端に係るインタフェースが10GBASE-LRのもの	１台ごとに	10,000円 (10,500円)
備考　第５種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ２のもの（イーサネット方式のものに限ります。）に限り適用します。		

１－２－２　端末設備に係るもの

１－２－２－１　屋内配線使用料

区　　分			単　位	料金額(月額)
配線／屋内配線使用料	契約者回線の終端と回線接続装置その他の端末設備の機器との間に設置する線条（ジャックを含みます。）	64kb/s又は128kb/s用のもの	１配線ごとに	60円 （63円）
		上記以外のもの	１配線ごとに	2,000円 （2,100円）
	備考	第５種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ２のもの（１芯式のもの及びイーサネット方式のものを除きます。）に限り提供します。		

１－２－２－２　機器使用料

区　　分				単　位	料金額(月額)
回線接続装置	交換設備等との間で信号の送受及び変換の機能を有する機器	ＳＴＭ方式のものに係るもの	64kb/s 又は 128kb/s 用のもの	１台ごとに	1,700円 （1,785円）
			192kb/s、256kb/s、384kb/s、512kb/s、768kb/s、１Mb/s又は1.5Mb/s用のもの	１台ごとに	19,000円 （19,950円）
			３Mb/s、4.5Mb/s又は６Mb/s用のもの	１台ごとに	21,000円 （22,050円）
		ＡＴＭ方式のものに係るもの	Ⅰ型	１台ごとに	42,000円 （44,100円）
			Ⅱ型	１台ごとに	38,000円 （39,900円）
	備考	１　第５種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ２のもの（１芯式のもの及びイーサネット方式のものを除きます。）に限り提供します。 ２　ＡＴＭ方式のものに係るもののⅠ型及びⅡ型は、それぞれTTC標準JT-G957準拠及びATM-Forum準拠のものをいいます。			

２　第６種契約、第７種契約又はクローズドコンピュータ通信網契約に係るもの

２－１　適用

区　　分	内　　容
⑴　回線終端装置使用料の適用	回線終端装置使用料は、1 の特定加入者回線（光アクセス回線（コース９に係るものを除きます。）に係るものに限ります。）ごとに適用します。
⑵　屋内配線使用料の適用	屋内配線使用料は、特定加入者回線（光アクセス回線に係るものに限ります。）の終端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）ごとに適用します。

２－２　料金額

２－２－１　回線終端装置使用料

１装置ごとに月額

料　金　種　別	料　金　額
基本料	900円（945円）
保守メニュー２に係る加算料	500円（525円）

２－２－２　屋内配線使用料

単　位	料　金　額
１の特定加入者回線ごとに月額	200円（210円）
備考　屋内配線使用料は、第６種契約のタイプ４（コース２、コース３又はコース４に係るものに限ります。）、第７種契約のタイプ２又はクローズドコンピュータ通信網契約のカテゴリー２（クラス４又はクラス５のプラン３若しくはプラン４に係るものに限ります。）若しくはカテゴリー３（クラス２のタイプ１に係るものに限ります。）に係る特定加入者回線に適用します。	

第３　手続きに関する料金

１　適用

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>⑴　手続きに関する料金の適用</td><td>手続きに関する料金は、次のとおりとします。<table><tr><th>種　別</th><th>内　　容</th></tr><tr><td>契約料</td><td>第１種契約（臨時第１種契約を除きます。）、第３種契約（臨時第３種契約を除きます。）、第４種契約、第５種契約、第６種契約（カテゴリー３及びカテゴリー６に係るものを除きます。）、第７種契約（第７種アクセス回線契約に限ります）、第８種契約、第１種ホスティング契約、第３種ホスティング契約、クローズドコンピュータ通信網契約（カテゴリー１、カテゴリー２のクラス１、クラス４又はクラス５のＣＣＮアクセス回線契約に係る者に限ります。）、第１種データ着信契約及び第２種データ着信契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr><tr><td>番号選択料</td><td>第３種ドットフォン契約の申込みに際し、ＩＰ電話番号の一部を選択したときに支払いを要する料金</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>⑵　契約料の適用に関する特例</td><td>第６種契約（カテゴリー５又はカテゴリー６のタイプ３に係るものに限ります。）、第７種契約（カテゴリー１のタイプ１に係るものに限ります。）又はクローズドコンピュータ通信網契約（カテゴリー２のクラス４又はクラス５のプラン１に係るものに限ります。）に係るＩＰ通信網サービスの提供の開始により、ＤＳＬ回線に起因してリンク未確立状態となった場合、（そのことを当社が確認できる場合に限ります。）であって、そのＩＰ通信網サービスの提供の開始の日の翌日から起算して20日以内に、ＩＰ通信網契約者からその旨の申出があり、そのＩＰ通信網契約の解除が行われた場合は、２（料金額）の規定にかかわらず、契約料は適用しません。</td></tr>
</table>

２　料金額

料　金　種　別	単　位	料　金　額
契約料	１契約ごとに	800円（840円）
番号選択料	１のIP電話番号ごとに	300円（315円）

（注）当社は、第84条（手続きに関する料金の支払義務）の規定にかかわらず当社が別に定める期間内に契約の解除の申し出があった場合は番号選択料を適用しません。

第２表　工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

１　適用

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>(1)　工事費の算定</td><td>工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線終端装置等工事費、屋内配線工事費及び機器工事費及び回線調整工事費を合計して算定します。</td></tr>
<tr><td>(2)　基本工事費の適用</td><td>ア　回線終端装置等工事（特定加入者回線に係るものを除きます。）、配線工事及び機器工事に関する工事費の額の合計額が29,000円（30,450円）までの場合は基本額のみを適用し、29,000円（30,450円）を超える場合は29,000円（30,450円）までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
イ　１の者からの申込み又は請求等により同時に２以上の工事を施工する場合は、それらの工事を１の工事とみなして、基本工事費を適用します。
ウ　１の者からの申込み又は請求等により東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が行う専用契約（臨時専用契約を含みます。以下同じとします。）であって、別記13の２の(3)のイの(ア)に係るもの以外のものに係る工事と当社の工事とを同時に施工する場合は、アの規定にかかわらず、基本工事費を適用しません。
ただし、アクセス回線共用に係る工事費については、この限りでありません。</td></tr>
<tr><td>(3)　交換機等工事費、回線終端装置等工事費、屋内配線工事費、機器工事費及び回線工事調整費の適用</td><td>ア　交換機等工事費、回線終端装置等工事費、屋内配線工事費、機器工事費及び回線調整工事費は、次の場合に適用します。
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>交換機等工事費等の適用</th></tr>
<tr><td>ア　交換機等工事費</td><td>ＩＰ通信網サービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。</td></tr>
<tr><td>イ　回線終端装置等工事費</td><td>回線終端装置又はインタフェースケーブル等の工事を要する場合に適用します。</td></tr>
<tr><td>ウ　屋内配線工事費</td><td>次の配線の工事を要する場合に適用します。
(ア)　契約者回線の終端からジャック(ジャックが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの配線
(イ)　１のジャックから他のジャックまでの配線</td></tr>
<tr><td>エ　機器工事費</td><td>当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

	<table><tr><td>オ　回線調整工事費</td><td>第６種契約（カテゴリー５又はカテゴリー６のタイプ３ に係るものに限ります。）、第７種契約（カテゴリー１のタイプ１に係るものに限ります。）又はクローズドコンピュータ通信網契約（カテゴリー２のクラス４若しくはクラス５のプラン１又はカテゴリー３のクラス２のタイプ１に係るものに限ります。）に係る特定加入者回線について、当社が別に定めるところにより回線調整（回線収容替え、ブリッジタップはずし（特定加入者回線に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下、同じとします。）又は保安器の変更等を行なうことをいいます。以下、同じとします。）を行なった場合に適用します。</td></tr></table> イ　２（工事費の額）の規定にかかわらず、１の者からの申込み又は請求等により東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が行う専用契約に係る工事と当社の工事とを同時に施工する場合において、工事の態様等を勘案して、その工事の額を減額して適用することがあります。 ウ　シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに関する交換機等工事費のうち、オンネットグループの新設に関する工事に係るものについては、オンネットグループの代表者に支払っていただきます。
⑷　品目等の変更又は回線収容部の変更等の場合の工事費の適用	ア　品目、通信又は保守の態様による細目、契約の区分又は第６種オープンコンピュータ通信網サービスの区別の変更の場合の工事費は、変更後の品目、通信又は保守の態様による細目、契約の区分又は第６種オープンコンピュータ通信網サービスの区別に対応する設備に関する工事に適用し、回線収容部、アクセス回線共用の利用、アクセス回線二重化の利用若しくは接続契約者回線等の接続の変更又は移転の場合の工事費は、変更後の回線収容部、アクセス回線共用の利用、アクセス回線二重化の利用若しくは接続契約者回線等の接続に関する工事又は移転先の取付けに関する工事に適用します。 イ　第33条（加入者回線の移転等）第２項に規定する変更の場合の工事費は、変更後の加入者回線の設置又は接続契約者回線等の接続に関する工事について適用します。
⑸　第１種ホスティングサービスに関する工事費の特例	メール・ウェブホスティングサービスの利用の開始に関する工事とメールホスティングサービスの利用の開始に関する工事を同時に施工する場合には、２（工事費の額）の規定にかかわらず、そのメール・ウェブホスティングサービスの工事費の額から200円減額して適用します。

<table>
<tr><td>⑹　選択型パケットフィルタリング機能に関する工事費の特例</td><td>選択型パケットフィルタリング機能（第６種オープンコンピュータ通信網サービスに係るものに限ります。）の利用の開始に関する工事と第６種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ１のものに限ります。）の提供の開始に関する工事を同時に施工する場合には、２（工事費の額）の規定にかかわらず、その選択型パケットフィルタリング機能の工事費の額から1,000円（1,050円）減額して適用します。</td></tr>
<tr><td>⑺　別棟配線の場合の屋内配線工事費の適用</td><td>別棟との間の配線工事を行った場合の屋内配線工事費の額については、２（工事費の額）の規定にかかわらず、別に算定する実費とします。</td></tr>
<tr><td>⑻　割増工事費の適用</td><td>当社は、契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社のＩＰ通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の割増工事費の額は、２（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。
ア　イ以外の場合
<table>
<tr><th>工事を施工する時間帯</th><th>割増工事費の額</th></tr>
<tr><td>午後５時から午後10時まで（１月１日から１月３日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前８時30分から午後10時までとします。）</td><td>その工事に関する工事費の合計額から1,000円（1,050円）を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円（1,050円）を加算した額</td></tr>
<tr><td>午後10時から翌日の午前８時30分まで</td><td>その工事に関する工事費の合計額から1,000円（1,050円）を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円（1,050円）を加算した額</td></tr>
</table>
イ　⑵欄のウの規定により基本工事費を適用しない場合
<table>
<tr><th>工事を施工する時間帯</th><th>割増工事費の額</th></tr>
<tr><td>午後５時から午後10時まで（１月１日から１月３日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前８時30分から午後10時までとします。）</td><td>その工事に関する工事費の合計額に1.3を乗じた額</td></tr>
<tr><td>午後10時から翌日の午前８時30分まで</td><td>その工事に関する工事費の合計額に1.6を乗じた額</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>⑼　工事費の適用除外</td><td>次の工事については、２（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。
ア　第２種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ４のものを除きます。）又は第６種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー３のものに限ります。）の提供の開始の工事</td></tr>
</table>

		イ　ローミング機能、ウェブ機能、ホスティング機能、携帯電話番号等認証機能又はＣＣＮグループ内通信機能の利用開始の工事 ウ　選択型パケットフィルタリング機能（第６種オープンコンピュータ通信網サービスに係るものを除きます。）又は上限伝送速度設定機能の利用開始又は利用内容の変更の工事（ＩＰ通信網サービスの提供の開始に関する工事その他２－１－１⑵イに規定する工事費が適用される工事と同時に施工する場合に限ります。） エ　削除 オ　シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の提供の開始と同時に提供を開始する付加機能（発信番号非通知機能に限ります。）の工事 カ　第１種ドットフォン利用回線が当社が提供する第２種契約に係る回線である場合の第１種ドットフォンサービスの提供の開始に関する工事 キ　クローズドコンピュータ通信網契約の提供の開始と同時に提供を開始する第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸの工事及びＩＰセントレックス番号の登録（１のＩＰセントレックス番号の登録に限ります。）に関する工事 ク　第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸの提供の開始と同時に提供を開始するオンネット番号を利用した所属オンネットグループ外との通信に関する工事 ケ　第６種契約（カテゴリー５又はカテゴリー６のタイプ３に係るものに限ります。）、第７種契約（カテゴリー１のタイプ１に係るものに限ります。）又はクローズドコンピュータ通信網契約（カテゴリー２のクラス４若しくはクラス５のプラン１又はカテゴリー３のクラス２のタイプ１に係るものに限ります。）に係るIP通信網サービスの提供の開始により、ＤＳＬ回線に起因してリンク未確立状態となった場合、（そのことを当社が確認できる場合に限ります。）であって、そのIP通信網サービスの提供の開始の日の翌日から起算して20日以内に、IP通信網契約者からその旨の申出があり、そのIP通信網契約の解除又は特定加入者回線の移転若しくは品目の変更の請求が行われた場合は、２（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費（リンク未確立状態となったIP通信網サービスに係るもの及びその変更前の品目への変更に係るもの又はその移転前の特定加入者回線の終端の場所への移転に係るものに限ります。）は適用しません。 コ　第３種ドットフォン利用回線が、当社が提供する第２種契約（タイプ２のコース２のプラン７、タイプ３及びタイプ４に係るものに限ります。）に係る回線である場合の第３種ドットフォンサービス（タイプ１に係るものに限ります。以下、本欄において同じとします。）の提供の開始に関する工事（その第３種ドットフォン利用回線において、平成17年8月31日以前に１以上の第３種ドットフォンサービスの提供を開始している場合又は平成17年9月1日以降に２以上の第３種ドットフォンサービスの提供を開始する場合のうち２番目以降に行う工事を除きます。）

	サ　第４種ドットフォン契約の提供の開始と同時に提供を開始する付加機能の工事 シ　国際電話利用休止の開始に関する工事
⑽　工事費の減額適用	当社は、⑶欄の規定による場合のほか、２（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。

２　工事費の額

２－１　オープンコンピュータ通信網サービスに関するもの

２－１－１　オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始、回線収容部の変更等、品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更、契約の区分の変更、加入者回線、契約者回線若しくは特定加入者回線の設置若しくは移転、アクセス回線共用の利用、アクセス回線二重化の利用、利用者識別共通符号の変更、同時セッション可能数の変更、回線終端装置の種類の変更等、第６種オープンコンピュータ通信網サービスの区別の変更、セキュリティサービスにおけるメールリレーの利用の開始又は利用内容の変更、第１種ホスティングサービスの種類の利用の開始、メールホスティングサービスの登録可能メールアドレス数の増加、メールホスティングサービスの蓄積情報量の増加、メール・ウェブホスティングサービスの区分の変更、メールアドレス数の追加利用によるメールアドレス数の追加、蓄積情報量の増加利用による蓄積情報量の増加若しくはその他の利用内容の変更、接続契約者回線等の接続の変更、付加機能の利用の開始、ダイヤルアップアクセスサービス着信機能の利用内容の変更、選択型パケットフィルタリング機能の利用内容の変更、ＩＰｖ６トンネリング機能の利用内容の変更、上限伝送速度設定機能の利用内容の変更、端末設備の設置若しくは移転、回線調整又はその他の契約内容の変更に関する工事

<table>
<tr><th colspan="6">区　　分</th><th>単　位</th><th>工事費の額</th></tr>
<tr><td rowspan="3">(1)
基本工事費</td><td colspan="5">ア　イ以外の場合</td><td>１の工事ごとに
基本額

加算額</td><td>4,500円
(4,725円)

3,500円
(3,675円)</td></tr>
<tr><td colspan="5">イ　交換機等工事のみの場合</td><td>１の工事ごとに</td><td>1,000円
(1,050円)</td></tr>
<tr><td rowspan="4">(2)
交換機等工事費</td><td rowspan="4">ア　イからオ以外の工事</td><td colspan="4">(ア)　(イ)、(エ)又は(オ)以外の工事の場合</td><td>１契約（二重化付加契約を除きます。）ごとに</td><td>1,000円
(1,050円)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(イ)　第４種オープンコンピュータ通信網サービスに関する工事の場合</td><td colspan="3">タイプ１に関する工事のとき</td><td>１契約ごとに</td><td>5,000円
(5,250円)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">タイプ２からタイプ４に関する工事のとき</td><td colspan="2">下記以外の工事のとき</td><td>１契約ごとに</td><td>300,000円
(315,000円)</td></tr>
<tr><td colspan="2">当社が別に定める地域に関する工事のとき</td><td>１工事ごとに</td><td>10,000円
(10,500円)</td></tr>
</table>

			タイプ５に関する工事のとき		１工事ごとに	35,000円（36,750円）
			その他上記以外の工事のとき		１工事ごとに	1,000円（1,050円）
		（ウ）　第１種ホスティングサービスに関する工事の場合	下記以外の工事のとき	下記以外の部分		別に算定する実費
				ドメイン名管理装置の部分	１の種類ごとに	1,000円（1,050円）
			種類の利用の開始に関する工事のとき		１の種類ごとに	1,200円（1,260円）
			メールホスティングサービスの登録可能メールアドレス数の増加、メールホスティングサービスの蓄積情報量の増加、又はメール・ウェブホスティングサービスの区分の変更、メールアドレス数の追加若しくは蓄積情報量の増加に関する工事のとき		１の種類ごとに	1,000円（1,050円）
		（エ）　第２種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事のとき		１の工事ごとに	14,000円（14,700円）
			プランの追加に関する工事のとき		１の工事ごとに	14,000円（14,700円）
			タイプ又はプランの変更に関する工事のとき		１の工事ごとに	3,000円（3,150円）
			蓄積できる容量の追加に関する工事のとき		１の追加工事ごとに	3,000円（3,150円）
			ＤＮＳサーバを利用する際のドメイン名の登録（利用の開始又		１の工事ごとに	5,000円（5,250円）

			はプランの追加と同時工事の場合であって１のドメイン名の登録の場合を除きます。）、又は変更（ドメイン名の変更又はドメイン名の移転に係るものを含みます。）に関する工事のとき		
			ＤＮＳサーバを利用する際のドメイン名のゾーン編集（ＤＮＳサーバを利用する際のドメイン名の登録（利用の開始又はプランの追加と同時工事の場合であって１のドメイン名の登録の場合を除きます。）又は変更（ドメイン名の変更又はドメイン名の移転に係るものを含みます。）を除きます。）に関する工事のとき	１の工事ごとに	5,000円 （5,250円）

			仮想専用蓄積装置への設定等に係る工事のとき	ＳＳＬ設定に関する工事のとき	１の工事ごとに	10,000円（10,500円）
				データリストアに関する工事のとき	１回ごとに	30,000円（31,500円）
				初期状態設定に関する工事のとき	１回ごとに	10,000円（10,500円）
		（オ）　第３種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事のとき		１契約ごとに	3,200円（3,360円）
			区分の変更に関する工事のとき		１の工事ごとに	1,000円（1,050円）
			メールアドレス数の追加に関する工事のとき		１の工事ごとに	1,000円（1,050円）
		（カ）　特定加入者回線区間に係る工事の場合				別に算定する実費
	イ　ＩＰ通信網サービス取扱所に設置される交換設備等の工事	（ア）　（イ）以外の工事の場合			１契約ごとに	1,000円（1,050円）
		（イ）　第３種オープンコンピュータ通信網サービス（クラス２に係るものに限ります。）に係る取扱所交換設備の工事の場合			１契約ごとに	その他社接続契約者回線の一端を別記１の２の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する同一内容の専用回線の一端とみなした場合に適用される工事費と同額

ウ　冗長設定に関する工事			１の工事ごとに	20,000円 (21,000円)
エ　ＢＧＰ設定（グローバルＡＳ）に関する工事（新規設定の場合に限ります。）				別に算定する実費
オ　付加機能（電子メール追加利用機能に係るものを除きます）に関する工事	（ア）　（イ）から（ク）以外の工事の場合		１契約ごとに	1,000円 (1,050円)
	（イ）ダイヤルアップアクセスサービス着信機能に関する工事の場合	下記以外の工事のとき	１発信者識別共通符号ごとに	1,000円 (1,050円)
		ダイヤルアップアクセス回線の登録、追加又は変更に関する工事のとき	ダイヤルアップアクセス回線10回線までごとに	1,000円 (1,050円)
	（ウ）着信課金機能に関する工事の場合		１発信者識別共通符号ごとに	1,000円 (1,050円)
	（エ）　選択型パケットフィルタリング機能に関する工事の場合	下記以外の選択型パケットフィルタリング機能に関する工事のとき	１契約ごとに	1,000円 (1,050円)
		第６種オープンコンピュータ通信網サービスの選択型パケットフィルタリング機能に関する工事のとき	１契約ごとに	2,500円 (2,625円)
	（オ）　ＩＰｖ６トンネリング機能に関する工事の場合	下記以外の工事のとき	１契約（二重化付加契約を除きます。）ごとに	1,000円 (1,050円)
		ＩＰｖ６トンネリング装置の工事のとき	１契約（二重化付加契約を除きます。）ごとに	1,000円 (1,050円)
	（カ）　ＤＮＳ機能に関する工事の場合	下記以外の工事のとき	１契約（二重化付加契約を除きます。）ごとに	1,000円 (1,050円)
		プライマリ型の利用の開始に関する工事のとき	１契約（二重化付加契約を除きます。）ごとに	10,000円 (10,500円)

			セカンダリ型の利用の開始に関する工事のとき	１契約（二重化付加契約を除きます。）ごとに	1,000円 （1,050円）
		（キ） ホームページ作成支援機能に関する工事の場合	下記以外の工事のとき	１契約ごとに	1,000円
			プラン１の利用の開始に関する工事のと	１契約ごとに	－
		（ク） アプリケーション利用機能に関する工事の場合		１の工事ごとに	3,000円 （3,150円）
(3) 回線終端装置等工事費					別に算定する実費
(4) 屋内配線工事費	ア 既設配線を利用しない場合	光ケーブル配線以外の配線		１配線ごとに	3,800円 （3,990円）
		光ケーブル配線		１配線ごとに	8,000円 （8,400円）
	イ 既設配線を利用する場合	光ケーブル配線以外の配線		１配線ごとに	1,200円 （1,260円）
		光ケーブル配線		１配線ごとに	3,900円 （4,095円）
(5) 機器工事費	回線接続装置				別に算定する実費
(6) 回線調整工事費	ア 回線収容替えを行う場合				別に算定する実費
	イ ブリッジタップはずしを行う場合				別に算定する実費
	ウ 保安器の変更を行う場合				別に算定する実費

備考 1　第２種オープンコンピュータ通信網サービスに関する工事については、本規定を適用しません。 2　当社は、回線調整（保安器の変更を除きます。）の結果を、その第６種契約者又は第７種契約者に通知します。 3　当社は、回線調整について、その実施によりＤＳＬ方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。 4　回線調整の結果、ＤＳＬ回線の通信の状態に全く改善が見られなかった場合、回線調整工事費は適用しません（保安器の変更に係るものを除きます。）。

２－１－２　利用の一時中断に関する工事

区　　分		単　　位	工事費の額
(1)　利用の一時中断の工事	ア　基本工事費	１の工事ごとに	1,000円 （1,050円）
	イ　交換機等工事費	１契約ごとに	1,000円 （1,050円）
(2)　再利用の工事			２－１－１の工事費の額と同額

２－１－３　第２種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ４のものに限ります。）の提供の開始、細目の変更、区分の変更に関する工事

区　　分	単　　位	工事費の額
プラン１に関する工事のとき	１契約ごとに	13,000円 （13,650円）
プラン２に関する工事のとき	１契約ごとに	20,000円 （21,000円）
備考 1　第２種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ４のものに限ります。）の工事については、１（適用）の(8)欄の規定を適用しません。		

２－２　削除

２－２の２　削除

２－２の３　削除

２－２の４　削除

２－３　クローズドコンピュータ通信網サービスに関するもの

クローズドコンピュータ通信網サービスの提供の開始、品目の変更、ＣＣＮゲートウェイ装置の増設、外部接続回線の設置、ＧＷ二重化、アクセス回線二重化の利用、回線終端装置の設置等、回線調整又はその他の契約内容の変更に関する工事

区分				単位	工事費の額
(1) 基本工事費	ア　イ以外の場合			１の工事ごとに	4,500円 (4,725円)
	イ　交換機等工事のみの場合			１の工事ごとに	1,000円 (1,050円)
(2) 交換機等工事費	ア　イからオ以外の工事	カテゴリー１の工事の場合	ＣＣＮグループ回線に係る登録、追加又は変更を伴う工事の場合	１のＣＣＮグループ回線ごとに	5,000円 (5,250円)
			ＣＣＮグループ回線に係る登録、追加又は変更を伴わない工事の場合	１契約ごとに	5,000円 (5,250円)
		カテゴリー２の工事の場合	下記以外の工事のとき	１の工事ごとに	1,000円 (1,050円)
			特定協定事業者の契約約款に規定するＤＳＬ回線又は光アクセス回線（特定加入者回線区間に係るものを除きます。）の品目の変更があったとき	１の工事ごとに	1,000円 (1,050円)

				ＤＳＬ回線、光アクセス回線（特定加入者回線区間に係るものを除きます。）又は利用回線に係る工事のとき	１契約ごとに	1,000円 （1,050円）
				特定加入者回線区間に係る工事のとき		別に算定する実費
				クラス２に係る工事のとき	１の工事ごとに	5,000 円 (5,250 円)
			カテゴリー３の工事の場合	タイプ１からタイプ３に係る工事の場合	下記以外の工事のとき	１の工事ごとに	2,000円 （2,100円）
					区別の変更の工事があったとき	１の工事ごとに	2,000円 （2,100円）
					特定協定事業者の契約約款に規定するＤＳＬ回線又は光アクセ回線（特定加入者回線区間に係るものを除きます。）の品目の変更があったとき	１の工事ごとに	2,000円 （2,100円）
					特定加入者回線区間に係る工事のとき	１の工事ごとに	別に算定する実費
				タイプ４に係る工事の場合		１の工事ごとに	5,000円 （5,250円）
		イ　ＣＣＮゲートウェイ装置の設置の工事				１の装置ごとに	10,000円 （10,500円）
		ウ　外部接続回線の設置又は変更の工事				１の外部接続回線ごとに	5,000円 （5,250円）
		エ　ＣＣＮグループの利用の開始に係る工事のとき			カテゴリー２の工事の場合	１の工事ごとに	3,000円 （3,150円）
					カテゴリー３の工事の場合	１の工事ごとに	2,000円 （2,100円）
		オ　ＣＣＮグループのドメインの変更に係る工事のとき				１の工事ごとに	2,000円 （2,100円）
⑶　回線終端装置等工事費（カテゴリー２のクラス２のタイプ４に係るもの、クラス４、クラス５又はカテゴリー３のクラス２の光アクセス回線に係るものに限ります。）							別に算定する実費

(4) 回線調整工事費	ア　回線収容替えを行う場合		別に算定する実費
	イ　ブリッジタップはずしを行う場合		別に算定する実費
	ウ　保安器の変更を行う場合		別に算定する実費

備考

1　当社は、回線調整（保安器の変更を除きます。）の結果を、そのクローズドコンピュータ通信網契約者に通知します。

2　当社は、回線調整について、その実施によりＤＳＬ方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。

3　回線調整の結果、ＤＳＬ回線の通信の状態に全く改善が見られなかった場合、回線調整工事費は適用しません（保安器の変更に係るものを除きます。）。

２－４　第1種データ着信サービス及び第2種データ着信サービスに関するもの

２－４－１　第1種データ着信サービスの提供の開始、データ着信番号の設定、通信又は保守の態様による細目の変更、加入者回線の移転、着信ポートの追加、付加機能の利用の開始若しくは利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

<table>
<tr><th colspan="4">区　　分</th><th>単　位</th><th>工事費の額</th></tr>
<tr><td>(1) 基本工事費</td><td colspan="3">ア　イ以外の場合</td><td>１の工事ごとに
基本額

加算額</td><td>4,500円
(4,725円)
3,500円
(3,675円)</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">イ　交換機等工事のみの場合</td><td>１の工事ごとに</td><td>1,000円
(1,050円)</td></tr>
<tr><td rowspan="11">(2) 交換機等工事費</td><td rowspan="4">クラス１に係る工事の場合</td><td colspan="2">ア イからカ以外の工事</td><td>1契約ごとに</td><td>10,000円
(10,500円)</td></tr>
<tr><td colspan="2">イ データ着信番号に係る工事（番号追加機能に係る工事を含みます。）</td><td>1データ着信番号ごとに</td><td>5,000円
(5,250円)</td></tr>
<tr><td colspan="2">ウ 着信ポートに係る工事</td><td>１着信ポートごとに</td><td>5,000円
(5,250円)</td></tr>
<tr><td colspan="2">エ 着信課金機能に係る工事</td><td>１データ着信番号ごとに</td><td>5,000円
(5,250円)</td></tr>
<tr><td rowspan="7">クラス２に係る工事の場合（インターネット接続機能及び電子メール追加利用機能に係るものを除きます。）</td><td colspan="2">ア　イからク以外の工事</td><td>１の工事ごとに</td><td>10,000円
(10,500円)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">イ　アクセスタイプ１のに係る工事の場合</td><td>利用の開始に関する工事の場合</td><td>1の工事ごとに</td><td>10,000円
(10,500円)</td></tr>
<tr><td>アクセスタイプの追加又は変更に関する工事の場合</td><td>1の工事ごとに</td><td>5,000円
(5,250円)</td></tr>
<tr><td>上記以外の工事の場合</td><td>1の工事ごとに</td><td>10,000円
(10,500円)</td></tr>
</table>

		ウ　アクセスタイプ２に係る工事の場合		利用の開始に関する工事の場合	１の工事ごとに	65,000円 (68,250円)
				上記以外の工事の場合	１の工事ごとに	65,000円 (68,250円)
		エ　アクセスタイプ３に係る工事の場合		利用の開始に関する工事の場合	１の工事ごとに	10,000円 (10,500円)
				上記以外の工事の場合	１の工事ごとに	10,000円 (10,500円)
		オ　アクセスタイプ４に係る工事の場合	（ア）パターン１に係る工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	１の工事ごとに	5,000円 (5,250円)
				上記以外の工事の場合	１の工事ごとに	5,000円 (5,250円)
			（イ）パターン２に係る工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	１の工事ごとに	10,000円 (10,500円)
				上記以外の工事の場合	１の工事ごとに	10,000円 (10,500円)
		カ　アクセスタイプ５に係る工事の場		利用の開始に関する工事の場合	１の工事ごとに	5,000円 (5,250円)
				上記以外の工事の場合	１の工事ごとに	5,000円 (5,250円)
		キ　アクセスタイプ６に係る工事の場合		利用の開始に関する工事の場合	１の工事ごとに	10,000円 (10,500円)
				上記以外の工事の場合	１の工事ごとに	10,000円 (10,500円)
		ク　着信課金機能に係る工事			１データ着信番号ごとに	5,000円 (5,250円)
		ケ　利用者認証サービス接続機能に係る工事			１の工事ごとに	5,000円 (5,250円)
(3)　回線終端装置等工事費						別に算定する実費

２－４－２　第２種データ着信サービスの提供の開始、データ着信番号の設定、通信又は保守の態様による細目の変更、着信ポートの追加、付加機能の利用の開始若しくは利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区　　分				単　位	工事費の額
(1) 基本工事費	イ　交換機等工事のみの場合			1の工事ごとに	1,000円 (1,050円)
(2) 交換機等工事費	クラス1に係る工事の場合	ア イからエ以外の工事		1契約ごとに	10,000円 (10,500円)
		イ データ着信番号に係る工事（番号追加機能に係る工事を含みます。）		1データ着信番号ごとに	5,000円 (5,250円)
		ウ 着信ポートに係る工事		1着信ポートごとに	5,000円 (5,250円)
		エ 着信課金機能に係る工事		1データ着信番号ごとに	5,000円 (5,250円)
	クラス2に係る工事の場合（インターネット接続機能及び電子メール追加利用機能に係るものを除きます。）	ア　イからク以外の工事		1の契約ごとに	10,000円 (10,500円)
		イ　アクセスタイプ1に係る工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	1の工事ごとに	10,000円 (10,500円)
			アクセスタイプの追加又は変更に関する工事の場合	1の工事ごとに	5,000円 (5,250円)
			上記以外の工事の場合	1の工事ごとに	10,000円 (10,500円)
		ウ　アクセスタイプ2に係る工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	1の工事ごとに	65,000円 (68,250円)
			上記以外の工事の場合	1の工事ごとに	65,000円 (68,250円)

		エ　アクセスタイプ３に係る工事の場合		利用の開始に関する工事の場合	１の工事ごとに	10,000円 (10,500円)
				上記以外の工事の場合	１の工事ごとに	10,000円 (10,500円)
		オ　アクセスタイプ４に係る工事の場合	（ア）パターン１に係る工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	１の工事ごとに	5,000円 (5,250円)
				上記以外の工事の場合	１の工事ごとに	5,000円 (5,250円)
			（イ）パターン２に係る工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	１の工事ごとに	10,000円 (10,500円)
				上記以外の工事の場合	１の工事ごとに	10,000円 (10,500円)
		カ　アクセスタイプ５に係る工事の場合		利用の開始に関する工事の場合	１の工事ごとに	5,000円 (5,250円)
				上記以外の工事の場合	１の工事ごとに	5,000円 (5,250円)
		キ　アクセスタイプ６に係る工事の場合		利用の開始に関する工事の場合	１の工事ごとに	10,000円 (10,500円)
				上記以外の工事の場合	１の工事ごとに	10,000円 (10,500円)
		ク　着信課金機能に係る工事			１データ着信番号ごとに	5,000円 (5,250円)
		ケ　利用者認証サービス接続機能に係る工事			１の工事ごとに	5,000円 (5,250円)
	クラス３に係る工事の場合（インターネット接続機能	ア　イからカ以外の工事			１の契約ごとに	10,000円 (10,500円)
		イ　アクセスタイプ１に係る工事の場合		利用の開始に関する工事の場合	１の工事ごとに	1,000円 (1,050円)
				上記以外の工事の場合	１の工事ごとに	1,000円 (1,050円)
		ウ　アクセスタイプ２に		利用の開始に関する工事の場合	１の工事ごとに	65,000円 (68,250円)

	及び電子メール追加利用機能に係るものを除きます。）	係る工事の場合	上記以外の工事の場合	1の工事ごとに	65,000円 (68,250円)
		エ　アクセスタイプ５に係る工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	1の工事ごとに	1,000円 (1,050円)
			上記以外の工事の場合	1の工事ごとに	1,000円 (1,050円)
		オ　着信課金機能に係る工事費		1の工事ごとに	1,000円 (1,050円)
		カ　電気通信番号登録費		データ利用回線等からの接続に係る区別に従って、10電気通信番号ごとに	1,000円 (1,050円)
⑶　回線終端装置等工事費					別に算定する実費

２－５　第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス及び第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに関するもの

第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス及び第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの提供の開始、オンネット番号の変更、区別の変更、通信チャネル数の変更、所属オンネットグループの変更、イーサネット接続契約者回線の収容、同時接続数チャネル数の変更、付加機能の利用の開始若しくは利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区　　分				単　位	工事費の額
⑴　基本工事費				１の工事ごとに	1,000円 (1,050円)
⑵　交換機等工事費	ア　イからオ以外の工事			１契約ごとに	1,000円 (1,050円)
	イ　オンネットグループの新設に関する工事			１のオンネットグループごとに	10,000円 (10,500円)
	ウ　イーサネット接続契約者回線の収容に関する工事			１の工事ごとに	10,000円 (10,500円)
	エ　同時接続チャネル数の変更に関する工事			１申込みごとに	1,000円 (1,050円)
	オ　付加機能の利用の開始等に関する工事	下記以外の工事の場合		１申込みごとに	1,000円 (1,050円)
		番号追加ｻｰﾋﾞｽの利用に係る工事	クラス１のもの	１申込みごとに	1,000円 (1,050円)
			クラス２のもの	１申込みごとに	3,000円 (3,150円)
		番号追加機能の番号追加に係る工事	クラス１のもの	１番号（オンネット番号及びＩＰ電話番号それぞれごとに）追加ごとに	700円 (735円)
			クラス２のもの	１番号（オンネット番号及びＩＰ電話番号それぞれごとに）追加ごとに	3,000円 (3,150円)
		代表番号通知機能の利用の開始又は変更に関する工事		１のＩＰ電話番号ごとに	1,000円 (1,050円)
		複数ＩＰアドレス利用機能の利用の開始又は変更に関する工事		１契約ごとに	1,000円 (1,050円)

２－５－２ 第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに関するもの

第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの提供の開始、外線同時接続数の設定内容の変更、ＩＰセントレックス番号の登録又は変更に関する工事、付加機能の利用の開始又は変更に関する工事

区分			単位	工事費の額
(1) 基本工事費			１の工事ごとに	1,000円 (1,050円)
(2) 交換機等工事費	ア イからカ以外の工事		１契約ごとに	1,000円 (1,050円)
	イ 利用の開始に関する工事	カテゴリー１のもの	１のオンネットグループごとに	10,000円 (10,500円)
		カテゴリー２のもの	１のオンネットグループごとに	120,000円 (126,000円)
		カテゴリー３のもの	１のオンネットグループごとに	10,000円 (10,500円)
		カテゴリー４のもの	１のオンネットグループごとに	120,000円 (126,000円)
	ウ オンネット番号を利用した所属オンネットグループ外との通信に関する工事の場合	カテゴリー１のもの	１のオンネットグループごとに	10,000円 (10,500円)
		カテゴリー２のもの	１のオンネットグループごとに	30,000円 (31,500円)
		カテゴリー３のもの	１のオンネットグループごとに	10,000円 (10,500円)
		カテゴリー４のもの	１のオンネットグループごとに	30,000円 (31,500円)
	エ 外線同時接続数の設定内容の変更に関する工事	カテゴリー２のもの	１の工事ごとに	10,000円 (10,500円)
		カテゴリー３のもの	１の工事ごとに	10,000円 (10,500円)
		カテゴリー４のもの	１の工事ごとに	10,000円 (10,500円)
	オ ＩＰセントレックス番号又はオンネット番号の登録又	カテゴリー１のもの	１のＩＰセントレックス番号又はオンネット番号ごとに	1,000円 (1,050円)

	は変更に関する工事	カテゴリー２のもの	１のＩＰセントレックス番号又はオンネット番号ごとに	3,000円 (3,150円)
		カテゴリー３のもの	１のＩＰセントレックス番号又はオンネット番号ごとに	1,000円 (1,050円)
		カテゴリー４のもの	１のＩＰセントレックス番号又はオンネット番号ごとに	3,000円 (3,150円)
	カ　ＩＰセントレックス番号（当社又は別記１の２の(1)に規定する特定協定事業者が付与する電気通信番号規則第９条第１号に定める電気通信番号に限ります。以下、本欄において同じとします。）の利用の開始等に関する工事	ＩＰセントレックス番号の利用の開始に関する工事	１の第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約ごとに	10,000円 (10,500円)
		ＩＰセントレックス番号に係るＩＰアドレスの変更に関する工事	１の第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約ごとに	10,000円 (10,500円)
	キ　付加機能の利用の開始等に関する工事	代表機能の利用の開始又は代表番号の変更に関する工事	１の代表番号ごとに	1,000円 (1,050円)
		コールパーク機能又はコールピックアップ機能に関する工事	１のＩＰ電話グループごとに	1,000円 (1,050円)
		複数チャネル機能に関する工事	１のＩＰセントレックス番号ごとに	1,000円 (1,050円)
		代表番号通知機能に関する工事	１のＩＰセントレックス番号号ごとに	1,000円 (1,050円)

発信者番号非通知機能に関する工事		１のＩＰセントレックス番号ごとに	1,000円 (1,050円)
通信中転送機能の利用に関する工事		１のＩＰセントレックス番号ごとに	1,000円 (1,050円)
無条件転送機能の利用に関する工事		１のＩＰセントレックス番号ごとに	1,000円 (1,050円)
無応答転送機能の利用に関する工事		１のＩＰセントレックス番号ごとに	1,000円 (1,050円)
圏外転送機能の利用に関する工事		１のＩＰセントレックス番号ごとに	1,000円 (1,050円)
ＣＵＧ機能の利用に関する工事		１のＣＵＧごとに	1,000円 (1,050円)
番号変換機能に関する工事		１の擬似内線番号ごとに	1,000円 (1,050円)
発信規制機能に関する工事		１のオンネットグループごとに	1,000円 (1,050円)
		１の管理グループごとに	1,000円 (1,050円)
		１のＩＰセントレックス番号ごとに	1,000円 (1,050円)
カスタマコントロール機能に関する工事		１の工事ごとに	1,000円 (1,050円)
番号ポータビリティ機能に係る工事の場合	Ａ　この機能の利用開始と同時に行う工事	１の電話番号又は契約者回線番号ごとに	4,000 円 (4,200 円)
	Ｂ　ＩＰセントレックス番号に係る電話番号又は契約者回線番号の追加に係る工事	１の電話番号又は契約者回線番号ごとに	4,000 円 (4,200 円)
	Ｃ　ＩＰセントレックス番号の変更に係る工事	１のＩＰセントレックス番号ごとに	1,000 円 (1,050 円)

		複数ＩＰアドレス利用機能の利用の開始又は変更に関する工事		１契約ごとに	1,000円 (1,050円)
		発信番号非通知着信拒否機能の利用の開始に関する工事		１のオンネットグループごとに	1,000円 (1,050円)
		迷惑電話おことわり機能の利用の開始に関する工事		１のオンネットグループごとに	1,000円 (1,050円)
		特定番号通知機能に関する工事	利用の開始に係る工事	１のＩＰセントレックス番号ごとに	1,000円 (1,050円)
			着信課金番号又は特定着信番号の変更に係る工事	１のＩＰセントレックス番号ごとに	1,000円 (1,050円)
		留守番伝言機能に関する工事	この機能の利用開始と同時に行う工事	１の所属オンネットグループごとに	10,000円 (10,500円)
				１のＩＰセントレックス番号ごとに	1,000円 (1,050円)
			上記以外の工事の場合	１のＩＰセントレックス番号ごとに	1,000円 (1,050円)

２－５－３　第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに関するもの

第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの提供の開始、ＩＰ電話番号の登録又は変更に関する工事及びネットワーク電話帳の追加又は変更に関する工事

区　　分				単　位	工事費の額
(1)　基本工事費				１の工事ごとに	1,000円 (1,050円)
(2)　交換機等工事費	ア　イ以外の工事	カテゴリー１に係る工事	利用の開始に係る工事	１の工事ごとに	16,000円 (16,800円)
			IP電話番号の追加に係る工事	１のIP電話番号ごとに	700円 (735円)
			IP電話番号の追加に係る工事（その工事が利用の開始に係る工事と同一工事の場合を除きます。）	１の工事ごとに	2,500円 (2,625円)
			共有電話帳の追加に係る工事	１の工事ごとに	1,200円 (1,260円)
		カテゴリー２に係る工事	利用の開始に係る工事	１の工事ごとに	1,000円 (1,050円)

			IP電話番号の登録又は変更に係る工事	１のIP電話番号ごとに	700円 (735円)
	イ　付加機能の利用に関する工事		下記以外の工事	１の工事ごとに	1,000円 (1,050円)
			発信番号受信機能に係る工事	１の工事ごとに	1,000円 (1,050円)
			発信番号非通知機に係る工事	１の工事ごとに	1,000円 (1,050円)

２－６　第１種ドットフォンサービスに関するもの
第１種ドットフォンサービスの提供の開始に関する工事

区　　分	単　位	工事費の額
交換機等工事費	１契約ごとに	500円 (525円)
備考 １　第１種ドットフォンサービスに関する工事については、１（適用）の⑻欄の規定を適用しません。		

２－７　第２種ドットフォンサービスに関するもの
第２種ドットフォンサービスの提供の開始、通信チャネル数の変更、通信チャネル追加機能の利用の開始若しくは利用内容の変更、又は番号情報送出機能タイプ１、番号情報送出機能タイプ２、番号追加機能の利用の開始に関する工事

区　　分		単　位	工事費の額
交換機等工事費	ア　イ～エ以外の工事	１契約ごとに	2,000円 (2,100円)
	イ　番号情報送出機能タイプ１の利用の開始に関する工事	１の番号ごとに	500円 (525円)
	ウ　番号情報送出機能タイプ２の利用の開始に関する工事	１の番号ごとに	500円 (525円)
	エ　番号追加機能の利用の開始に関する工事	１の番号ごとに	500円 (525円)
備考 １　第２種ドットフォンサービスに関する工事については、１（適用）の⑻欄の規定を適用しません。			

２－８　第３種ドットフォンサービスに関するもの
第３種ドットフォンサービスの提供の開始に関する工事

区　　分	単　位	工事費の額

交換機等工事費	タイプ１の利用の開始に関する工事	１契約ごとに	200円 (210円)
	タイプ２の利用の開始に関する工事	１契約ごとに	500円 (525円)
備考 １　当社は、第85条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、当社が別に定める期間内に契約の解除の申し出があった場合は、第３種ドットフォンサービスタイプ２に係る交換機等工事費を適用しません。 ２　第３種ドットフォンサービスに関する工事については、１（適用）の⑻欄の規定を適用しません。			

２－９　第４種ドットフォンサービスに関するもの

第４種ドットフォンサービスの提供の開始、付加機能の利用の開始に関する工事

区　　分		単　　位	工事費の額
(1)　基本工事費		１の工事ごとに	1,000円 (1,050円)
(2)　交換機等工事費	ア　第４種ドットフォンサービスの利用の開始に関する工事	１契約ごとに	2,000円 (2,100円)
	イ　番号ポータビリティ機能の利用の開始に関する工事	１の番号ごとに	2,000円 (2,100円)
	ウ　イ以外の付加機能の利用の開始に関する工事	１の工事ごとに	1,000円 (1,050円)
備考 １　第４種ドットフォンの付加機能（番号ポータビリティ機能を除きます。）の利用の開始に関する工事については、基本工事費を適用しません。 ２　第４種ドットフォンサービスに関する工事については、１（適用）の⑻欄の規定を適用しません。			

第３表　附帯サービスに関する料金

第１　ＩＰアドレスの登録又は変更登録に関する料金

区　　分	単　　位	料　　金　　額
新たにＩＰアドレスの登録をする場合の料金	１の登録ごとに	5,500円（5,775円）
登録済みＩＰアドレスの変更登録をする場合の料金	１の変更登録ごとに	1,000円（1,050円）

第２　ドメイン名の登録又は変更登録等に関する料金

ア　汎用ＪＰドメイン名に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
新たなドメイン名の登録に関する料金	1ドメイン名ごとに	4,500円（4,725円）
登録済みドメイン名の変更登録等に関する料金	1ドメイン名ごとに	1,000円（1,050円）
登録済みドメイン名の更新に関する料金	1ドメイン名ごとに	3,500円（3,675円）

イ　属性型ＪＰドメイン名に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
新たなドメイン名の登録に関する料金	1ドメイン名ごとに	5,762円（6050.10円）
登録済みドメイン名の変更登録等に関する料金	1ドメイン名ごとに	1,000円（1,050円）
登録済みドメイン名の更新に関する料金	1ドメイン名ごとに	3,500円（3,675円）

第２の２　回線制御装置使用料

１　適用

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>(1)　回線制御装置の種別等に係る料金</td><td>当社は、回線制御装置使用料の基本料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の種別等を定めます。
ア　回線制御装置の種別
<table>
<tr><th>種　類</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>ＶＰＮ型</td><td>ＩＰセキュリティプロトコルによる通信を行うことができる機能及びファイアウォール機能（その装置を介してＩＰ通信網と自営端末設備との間で行われる通信のうち、自営端末設備への不正アクセスその他契約者が意図しない通信をその契約者があらかじめ指定するところにより制限することができる機能をいいます。以下同じとします。）、それら機能に加えてＳＭＦ機能（その装置をＩＰ通信網に接続することにより、その装置の監視及び各種設定等運用を契約者により行なうことができる機能をいう。）による通信又はSecure Sockets Layer（以下「ＳＳＬ」とします。以下同じとします。）による通信を行うことができる機能を有する装置</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

ＦＷ型	ファイアウォール機能を有する装置であって、その機能の提供に特化したもの
コンバータ型	インターフェースの変換機能を有する装置であって、その機能の提供に特化したもの
備考　ＦＷ型の提供を受ける契約者は、その回線制御装置について、ＭＳＳ（インターネット セキュリティ システムズ株式会社が提供するセキュリティに関する監視及び管理等に関するサービスをいいます。）を利用することができるものとします。	

イ　回線制御装置の種類

（ア）　ＶＰＮ型

①　②及び③以外のもの

種　類	内　　容
ＮＳ－Ⅰａ型	ＮＳ－Ⅰｂ型と同等のものであって、接続可能な自営端末設備（当社が別に定めるものに限ります。）の数に制限のあるもの
ＮＳ－Ⅰｂ型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T対応のものであって、ＩＰセキュリティプロトコルにより設定可能な通信路の数の上限が９のもの
ＮＳ－Ⅰｃ型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のものであって、ＩＰセキュリティプロトコルにより設定可能な通信路の数の上限が１のもの
ＮＳ－Ⅰｄ型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応、ＩＰセキュリティプロトコルにより設定可能な通信路の数の上限が９のものであって、ＲＴＸ型以外のもの
ＲＴＸ型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のものであって、ＩＰセキュリティプロトコルにより設定可能な通信路の数の上限が９のもの
ＮＳ－Ⅱ型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のものであって、ＩＰセキュリティプロトコルにより設定可能な通信路の数の上限が24のもの
ＮＳ－Ⅲ型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のものであって、ＩＰセキュリティプロトコルにより設定可能な通信路の数の上限が99のもの
ＮＳ－Ⅳ型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のものであって、ＩＰセキュリティプロトコルにより設定可能な通信路の数の上限が999のもの

② ＳＳＬ型

種　類	内　　容
ＦＰ－Ⅰ型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のものであってＳＳＬにより設定可能な通信路の数の上限が２５のもの
ＦＰ－Ⅱ型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のものであってＳＳＬにより設定可能な通信路の数の上限が５０のもの
ＦＰ－Ⅲ型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のものであってＳＳＬにより設定可能な通信路の数の上限が１００のもの
ＦＰ－Ⅳ型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のものであってＳＳＬにより設定可能な通信路の数の上限が２５０のもの
ＦＰ－Ⅴ型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のものであってＳＳＬにより設定可能な通信路の数の上限が５００のもの
ＦＰ－Ⅵ型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のものであってＳＳＬにより設定可能な通信路の数の上限が１，０００のもの
ＦＰ－Ｉ型	他社接続契約者回線（品目が64kb/s又は128kb/sのものに限ります。）又は利用回線を収容することができるものであって、ＩＰセキュリティプロトコルにより設定可能な通信路の数の上限が15のもの

③ ＳＭＦ型

種　類	内　　容
Ⅰ型	ＩＰセキュリティプロトコルにより設定可能な通信路の上限が64のもの
Ⅱ型	ＩＰセキュリティプロトコルにより設定可能な通信路の上限が256のもの

（イ） ＦＷ型

種　類	内　　容
Ⅰ型	Ⅱ型以外のもの

Ⅱ型	二重化を行うことができるもの

備考
1　ＦＷ型のＩ型及びⅡ型には、ライセンス数の区分があります。
2　上記のライセンス数の区分は、25、50、100、250及び無制限とします。
3　当社は、契約者から請求があったときは、ライセンス数が増加する場合に限り、ライセンス数の区分の変更を行います。
4　当社は、契約者（現に二重化を行っていないⅡ型に係る者に限ります。）から請求があったときは、回線制御装置の二重化を行います。

⑵　回線制御装置の保守の区別に係る料金の適用

当社は、回線制御装置使用料の基本料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の保守の区別を定めます。

区　別	内　　容
保守タイプ０	その回線制御装置の修理又は復旧について当社の係員（当社の委託により修理又は復旧を行う者を含みます。以下この表において同じとします。）を派遣しないものであって、ＩＰ通信網サービス取扱所の営業時間外にその回線制御装置の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの
保守タイプ１	その回線制御装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣するものであって、ＩＰ通信網サービス取扱所の営業時間外にその回線制御装置の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの
保守タイプ２	その回線制御装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣するものであって、その回線制御装置の修理の請求を受け付けた場合に、ＩＰ通信網サービス取扱所の営業時間にかかわらずその修理又は復旧を行うもの
保守タイプ３	保守タイプ０から保守タイプ２以外のもの

備考
1　「営業時間」とは、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに１月２日及び１月３日をいいます。）を除く毎日午前９時から午後５時までの時間をいいます。
2　ＳＭＦ型については、保守タイプ０及び３に限り提供します。
3　ＦＷ型については、保守タイプ２に限り提供します。

	4　コンバータ型については、保守タイプ２及び３に限り提供します。 5　保守タイプ３に係る回線制御装置については、保守タイプ０、保守タイプ１又は保守タイプ２に係る回線制御装置を利用する契約者（ＳＭＦ型は代表管理者に限ります。）に限り提供します。この場合、保守タイプ３に係る回線制御装置（ＳＭＦ型に係るものを除きます。）の種別及び種類は、保守タイプ０、保守タイプ１又は保守タイプ２に係る回線制御装置の種別及び種類と同一のものとします。 6　当社は、契約者（ＳＭＦ型に係るものを除きます。）から請求があったときは、次に掲げるものに限り、回線制御装置の保守の区別の変更を行います。 ⑴　保守タイプ０から保守タイプ１又は保守タイプ２への変更 ⑵　保守タイプ１と保守タイプ２との間の相互の変更
⑶　最低利用期間内に回線制御装置の提供の廃止があった場合の料金の適用	ア　回線制御装置（ＳＳＬ型、ＳＭＦ型、ＦＷ型及びコンバータ型に限ります。）には、最低利用期間があります。 イ　契約者は、最低利用期間内に回線制御装置の提供の廃止があった場合は、残余の期間に対応する回線制御装置使用料の基本料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。
⑷　回線制御装置使用料の適用	回線制御装置使用料は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

２　料金額

２－１　基本料

２－１－１　ＶＰＮ型に係るもの

２－１－１－１　２－１－１－２及び２－１－１－３以外のもの

１台ごとに月額

区　分	料　金　額			
	保守タイプ０	保守タイプ１	保守タイプ２	保守タイプ３
ＮＳ－Ｉａ型	5,900円 (6,195円)	6,900円 (7,245円)	7,400円 (7,770円)	5,300円 (5,565円)
ＮＳ－Ｉｂ型	12,800円 (13,440円)	14,000円 (14,700円)	14,800円 (15,540円)	10,900円 (11,445円)
ＮＳ－Ｉｃ型	3,200円 (3,360円)	3,900円 (4,095円)	4,200円 (4,410円)	2,700円 (2,835円)
ＮＳ－Ｉｄ型	5,900円 (6,195円)	6,900円 (7,245円)	7,400円 (7,770円)	5,300円 (5,565円)
ＲＴＸ型	6,500円 (6,825円)	7,500円 (7,875円)	8,000円 (8,400円)	5,800円 (6,090円)

ＮＳ－Ⅱ型	38,000円 (39,900円)	45,500円 (47,775円)	47,000円 (49,350円)	36,000円 (37,800円)
ＮＳ－Ⅲ型	61,000円 (64,050円)	74,000円 (77,700円)	76,000円 (79,800円)	57,000円 (59,850円)
ＮＳ－Ⅳ型	95,000円 (99,750円)	111,500円 (117,075円)	114,500円 (120,225円)	89,000円 (93,450円)

２－１－１－２　ＳＳＬ型のもの

１台ごとに月額

区　　分	料　　金　　額			
	保守タイプ０	保守タイプ１	保守タイプ２	保守タイプ３
ＦＰ－Ⅰ型	108,000円 (113,400円)	118,000円 (123,900円)	148,000円 (155,400円)	－
ＦＰ－Ⅱ型	188,000円 (197,400円)	198,000円 (207,900円)	228,000円 (239,400円)	－
ＦＰ－Ⅲ型	288,000円 (302,400円)	298,000円 (312,900円)	328,000円 (344,400円)	－
ＦＰ－Ⅳ型	548,000円 (575,400円)	558,000円 (585,900円)	588,000円 (617,400円)	－
ＦＰ－Ⅴ型	768,000円 (806,400円)	778,000円 (816,900円)	808,000円 (848,400円)	－
ＦＰ－Ⅵ型	978,000円 (1,026,900円)	988,000円 (1,037,400円)	1,018,000円 (1,068,900円)	－

２－１－１－３　ＳＭＦ型のもの

１台ごとに月額

区　　分	料　　金　　額	
	保守タイプ０	保守タイプ３
Ⅰ型	9,000円（9,450円）	6,800円（7,140円）
Ⅱ型	23,000円（24,150円）	20,800円(21,840円)

２－１－２　ＦＷ型に係るもの

１台（１組）ごとに月額

区　　分	料　　金　　額				
	25	50	100	250	無制限
Ⅰ型	198,000円 (207,900円)	212,000円 (222,600円)	219,000円 (229,950円)	226,000円 (237,300円)	236,000円 (247,800円)

Ⅱ型（下記以外のもの）	253,000円（265,650円）	267,000円（280,350円）	274,000円（287,700円）	280,000円（294,000円）	290,000円（304,500円）
Ⅱ型（二重化を行うもの）	448,000円（470,400円）	474,000円（497,700円）	487,000円（511,350円）	500,000円（525,000円）	520,000円（546,000円）

２－１－３　コンバータ型に係るもの

１台ごとに月額

区　　分	料　　金　　額			
	保守タイプ０	保守タイプ１	保守タイプ２	保守タイプ３
料金額	－	－	15,000円（15,750円）	15,000円（15,750円）

２－２　オプションサービス利用料

２－２－１　バックアップ設定サービスに係るもの

１台ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
バックアップ設定サービス	500円（525円）

備考

１　「バックアップ設定サービス」とは、回線制御装置に通常に収容される電気通信回線（以下この表において「通常回線」といいます。）のほか、他の電気通信回線（以下この表において「予備回線」といいます。）が収容されることを条件として、通常回線による通信を行うことができない状態（通信に著しい支障が生じ、通信を行うことができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）となった場合に、予備回線に切り替えるサービスをいいます。

２　バックアップ設定サービスは、ＶＰＮ型のＲＴＸ型に限り提供します。

ただし、保守タイプ０については、バックアップ設定サービスを提供しません。

３　バックアップ設定サービスに必要な電気通信サービスの料金等については、契約者に負担していただきます。

４　１から３に規定するほか、バックアップ設定サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

２－２－２　簡易設定変更サービスに係るもの

１台ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
ＮＳ－Ｉａ型	1,000円（1,050円）
ＮＳ－Ｉｂ型	1,000円（1,050円）
ＮＳ－Ｉｃ型	1,000円（1,050円）
ＮＳ－Ｉｄ型	1,000円（1,050円）
ＲＴＸ型	1,000円（1,050円）
ＮＳ－Ⅱ型	5,000円（5,250円）

ＮＳ－Ⅲ型	8,000円（8,400円）
ＮＳ－Ⅳ型	10,000円（10,500円）
ＦＰ－Ｉ型	10,000円（10,500円）
ＦＰ－Ⅱ型	10,000円（10,500円）
ＦＰ－Ⅲ型	10,000円（10,500円）
ＦＰ－Ⅳ型	10,000円（10,500円）
ＦＰ－Ⅴ型	10,000円（10,500円）
ＦＰ－Ⅵ型	10,000円（10,500円）

備考

１　「簡易設定変更サービス」とは、上記の料金を支払うことを条件として、回線制御装置の設定変更（当社指定の内容に限ります。）を、その変更に係る回線制御装置工事費の支払いを要することなく行うことができるサービスをいいます。

２　簡易設定変更サービスは、ＶＰＮ型に限り提供します。

３　１及び２に規定するほか、簡易設定変更サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

２－２－３　お客様情報管理サービスに係るもの

１台ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
ＦＰ－Ｉ型	9,000円（9,450円）
ＦＰ－Ⅱ型	10,000円（10,500円）
ＦＰ－Ⅲ型	12,000円（12,600円）
ＦＰ－Ⅳ型	14,000円（14,700円）
ＦＰ－Ⅴ型	16,000円（16,800円）
ＦＰ－Ⅵ型	19,000円（19,950円）

備考

１　「お客様情報管理サービス」とは、上記の料金を支払うことを条件として、回線制御装置におけるお客様情報の登録等設定変更（当社指定の内容に限ります。）を、その変更に係る回線制御装置工事費の支払いを要することなく行うことができるサービスをいいます。

２　お客様情報管理サービスは、ＶＰＮ型（ＳＳＬ型に限ります。）に限り提供します。

３　１及び２に規定するほか、お客様情報管理サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

２－２－４　運用サポートサービスに係るもの

１台ごとに月額

区　　分	料　金　額
サポートタイプ１	1,000円（1,050円）
サポートタイプ２	2,500円（2,625円）
サポートタイプ３	4,800円（5,040円）

備考

１　「運用サポートサービス」とは、上記の料金を支払うことを条件として、回線制御装置（ＶＰＮ型であって、ＳＳＬ型以外のもの（回線制御装置の保守の区別が保守タイプ３のものを除きます。）に限ります。）に係る運用情報等（「Ｐｉｎｇ監視」、「基本ポータル」、「回線制御装置のログ確認」、「回線制御装置状態監視と通知」、「能動保守」又は「高機能ポータル」をいいます。以下本欄において同じとします。）を提供するサービスをいいます。

２　「サポートタイプ１」とは「Ｐｉｎｇ監視」、「基本ポータル」及び「回線制御装置のログ確認」を提供するものをいいます。

３　「サポートタイプ２」とは、サポートタイプ１に加えて、「回線制御装置状態監視と通知」及び「能動保守」を提供するものをいいます。

４　「サポートタイプ３」とは、サポートタイプ２に加えて、「高機能ポータル」を提供するものをいいます。

５　サポートタイプ２又はサポートタイプ３に係るものは、回線制御装置の保守区分が保守タイプ１、保守タイプ２又は保守タイプ３のものに限り提供します。

６　第６種契約（別記13の２の⑶のイに定める契約に係るものを除きます。）に係るサポートタイプ２又はサポートタイプ３の提供は、カテゴリー５に係るもの又は保守一元サービスを利用しているものに限り提供します。

７　当社は、契約者から請求があったときは、運用サポートサービスの区分の変更を行います。この場合、契約者は料金表第３表に規定する手数料の支払を要します。

８　当社は、運用情報等が提供されないことに伴い発生する損害については、一切の責任を負わないものとします。

９　「Ｐｉｎｇ監視」、「基本ポータル」、「回線制御装置のログ確認」、「回線制御装置状態監視と通知」、「能動保守」又は「高機能ポータル」に関する機能の詳細については、当社が別に定めるところによります。

第２の２の２　回線制御装置手数料

１　適用

区　　分	内　　容
回線制御装置手数料の適用	回線制御装置手数料は、回線制御装置に係るオプションサービスのうち、簡易設定変更サービス又はお客様情報管理サービス又は運用サポートサービスの利用等の請求をし、その承諾を受けた場合に適用します。ただし、回線制御装置の利用の請求と同時に簡易設定変更サービス、お客様情報管理サービス又は運用サポートサービスの利用の請求をする場合は、回線制御装置手数料の支払いを要しません。

２　料金額

区　　分	単　　位	料　金　額

回線制御装置手数料	１台ごとに	5,000円（5,250円）

第２の２の３　ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金

１　適用

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>⑴ ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金の適用</td><td>１　当社は第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者又は第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者について、ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金を適用します。
２　当社は、ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。</td></tr>
<tr><td>⑵ ボイスモードゲートウェイ装置の保守の区別に係る料金の適用</td><td>当社は、ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金を適用するにあたって、次表のとおりボイスモードゲートウェイ装置の保守の区別を定めます。
<table>
<tr><th>区　別</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>保守タイプＬ</td><td>そのボイスモードゲートウェイ装置（ソフトウェアに係る部分を除きます。）の修理又は復旧について当社の係員（当社の委託により修理又は復旧を行う者を含みます。以下この表において同じとします。）を派遣しないものであって、ＩＰ通信網サービス取扱所の営業時間外にそのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの</td></tr>
<tr><td>保守タイプ０</td><td>そのボイスモードゲートウェイ装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、ＩＰ通信網サービス取扱所の営業時間外にそのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの</td></tr>
<tr><td>保守タイプ１</td><td>ＩＰ通信網サービス取扱所の営業時間外に、そのボイスモードゲートウェイ装置について修理の請求を受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの</td></tr>
<tr><td>保守タイプ２</td><td>そのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合、ＩＰ通信網サービス取扱所の</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

	営業時間にかかわらずその修理又は復旧を行うもの

備考

1　「営業時間」とは、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに１月２日及び１月３日をいいます。）を除く毎日午前９時から午後５時までの時間をいいます。

2　保守タイプＬについては、当社はソフトウェアに係る部分の修理又は復旧の手配を行いません。

2 料金額

ボイスモードゲートウェイ装置ごとに月額

区　分		料　金　額			
		保守タイプＬ	保守タイプ０	保守タイプ１	保守タイプ２
音声インタフェースが基本インタフェースのもの		－	－	18,000円 (18,900円)	19,500円 (20,475円)
音声インタフェースがＯＤインタフェースのもの		－	－	16,700円 (17,535円)	18,200円 (19,110円)
音声インタフェースが１次群インタフェースのもの	迂回インタフェース無	－	－	81,200円 (85,260円)	84,500円 (88,725円)
	迂回インタフェース有	－	－	86,100円 (90,405円)	89,400円 (93,870円)
音声インタフェースがＴＴＣ－２Ｍインタフェースのもの		－	－	84,300円 (88,515円)	87,600円 (91,980円)
音声インタフェースがＣＯＴインタフェースのもの	TYP－Ｎ	－	－	7,700円 (8,085円)	8,400円 (8,820円)
	TYP－Ｓ	－	2,400円 (2,520円)	4,900円 (5,145円)	5,100円 (5,355円)
	TYP －ＳＳ	－	1,800円 (1,890円)	－	－
	TYP－Ｒ	950円 (997.5円)	1,800円 (1,890円)	－	－

備考　当社は音声インタフェースがＣＯＴインタフェースのもの（TYP－ＳＳに限ります。）は、第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約者（カテゴリー３に係るものに限ります。）に限り提供します。

第２の２の４　ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に関する工事費

区　　分	単　　位	料　金　額
ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に関する工事費	１の工事ごとに	別に算定する実費

第２の２の５　端末設備使用料

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>(1)　端末設備の提供に係る料金の適用</td><td>ア　当社はクローズドコンピュータ通信網契約者について、端末設備の提供等に係る料金を適用します。

イ　当社はクローズドコンピュータ通信網サービスのカテゴリー２のクラス１のタイプ２（プラン４に係るものを除きます。）又は、クラス４に係る端末設備使用料を適用するにあたって、次表のとおり端末設備の種類を定めます。
<table>
<tr><th>種　　類</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>Ⅰ型</td><td>Ⅱ型以外のもの</td></tr>
<tr><td>Ⅱ型</td><td>Ⅰ型の端末設備の機能に加えて、当社が別に定める機能の提供を行うことができるもの</td></tr>
</table>
ウ　端末設備に関する料金は、端末設備使用料と端末設備の保守に関する料金を合算して適用します。ただし、バックアップ機能（「バックアップ機能」とは、端末設備に通常に収容されるカテゴリー２のクラス１のタイプ２（プラン４に係るものを除きます。）又はカテゴリー２のクラス４に係るＤＳＬ回線又は光アクセス回線（以下この欄において「通常回線」という。）のほか、他のカテゴリー２のクラス３に係るＤＳＬ回線又は当社が別に定める特定協定事業者の電気通信回線（以下この欄において「予備回線」という。）が収容されることを条件として、通常回線による通信を行なうことができない状態（通信に著しい支障が生じ、通信を行なうことができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）となった場合に、自動的に予備回線に切り替えるサービスを言います。また、予備回線に切り替えて通信を行なっている場合に、通常回線が通信を行なうことができる状態となったときは、自動的に通常回線に切り替えを行ないます。このバックアップ機能に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。）を有する端末設備に係るものは端末設備使用料（保守に関する料金を含みます。）を適用します。

エ　当社は、カテゴリー２のクラス１のタイプ２（プラン４に係るものを除きます。）又はクラス４に係る契約者（予備回線と共に利用する者に限ります。）から請求があったときは、バックアップ機能を有する端末設備を提供します。

オ　バックアップ機能に必要な電気通信サービスの料金等については、契約者に負担していただきます。</td></tr>
</table>

	カ　当社は端末設備の提供等に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。

<table>
<tr>
<td>(2)　端末設備の保守に係る料金の適用</td>
<td>当社は、端末設備の提供等に係る料金を適用するにあたって、次表のとおり端末設備の保守の区別を定めます。
<table>
<tr><th>区　　別</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>保守タイプ０</td><td>その端末設備の修理又は復旧について当社の係員（当社の委託により修理又は復旧を行う者を含みます。以下この表において同じとします。）を派遣しないものであって、ＩＰ通信網サービス取扱所の営業時間外にその端末設備の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの</td></tr>
<tr><td>保守タイプ１</td><td>ＩＰ通信網サービス取扱所の営業時間外に、その端末設備について修理の請求を受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの</td></tr>
<tr><td>保守タイプ２</td><td>その端末設備の修理の請求を受け付けた場合、ＩＰ通信網サービス取扱所の営業時間にかかわらずその修理又は復旧を行うもの</td></tr>
<tr><td>保守タイプ３</td><td>保守タイプ０から保守タイプ２以外のもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
１　「営業時間」とは、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに１月２日及び１月３日をいいます。）を除く毎日午前９時から午後５時までの時間をいいます。
２　保守タイプ３に係る端末設備については、保守タイプ１又は保守タイプ２に係る端末設備（バックアップ機能を有するものに限ります。）を利用する契約者に限り提供します。</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

２　端末設備使用料

ア　カテゴリー２のクラス１のタイプ２（プラン４に係るものを除きます。）又はクラス４に係るもの（端末設備がバックアップ機能を有するものを除きます。）

月額

区　　分	単　　位	料　金　額
Ⅰ型	１台ごとに	2,000円（2,100円）
Ⅱ型	１台ごとに	4,800円（5,040円）

イ　カテゴリー２のクラス１のタイプ２（プラン４に係るものに限ります。）に係るもの

月額

	単　　位	料　金　額
端末設備使用料	１台ごとに	6,500円（6,825円）

ウ　カテゴリー２のクラス１のタイプ２（プラン４に係るものを除きます。）又はクラス４に係るもの（端末設備がバックアップ機能を有するものに限ります。）

月額

		単　　位	料　金　額
端末設備使用料	保守タイプ１に係るもの	１台ごとに	8,000円（8,400円）
	保守タイプ２に係るもの	１台ごとに	8,500円（8,925円）
	保守タイプ３に係るもの	１台ごとに	5,800円（6,090円）

２－２　オプションサービス利用料

１台ごと月額

	料　金　額
簡易設定変更サービス	1,000円（1,050円）

備考

１　簡易設定変更サービスとは、上記の料金を支払うことを条件として、端末設備の設定変更（当社の指定する内容に限ります。）を、その変更に係る端末設備の提供等に関する工事費の支払を要することなく行うことができるサービスをいいます。

２　簡易設定変更サービスは、カテゴリー２のクラス１のタイプ２のプラン４又はクラス３に係るものに限り提供します。

３　１及び２に規定するほか、簡易設定変更サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

３　端末設備の保守に関する料金

１台ごとに

			料　金　額		
			保守タイプ０	保守タイプ１	保守タイプ２
端末設備の保守に関する料金	カテゴリー２のクラス１のタイプ２（プラン４に係るものを除きます。）又はクラス４に係るもの	Ⅰ型	－	850円 (892.5円)	1,000円 (1,050円)
		Ⅱ型	－	1,700円 (1,785円)	2,100円 (2,205円)
	カテゴリー２のクラス１のタイプ２（プラン４に係るものに限ります。）に係るもの		－	1,000円 (1,050円)	1,500円 (1,575円)

４　端末設備の提供等に関する工事費

	単　　位	料　金　額
端末設備の提供等に関する工事費	１の工事ごとに	別に算定する実費

第２の２の６　特定加入者回線に係る端末設備等使用料

１　適用

区　　分	内　　容
⑴　特定加入者回線に係る端末設備等の提供に係る料金の適用	ア　当社は特定加入者回線に係る契約者について、特定加入者回線ごとに端末設備の提供等に係る料金を適用します。 イ　端末設備に関する料金は、端末設備使用料の基本料を適用し、特定加入者回線に係る保守の態様が保守メニュー２に係るものは加算料を合算（配線設備多重装置の場合を除きます。）して適用します。 ウ　当社は、端末設備の提供等に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。
⑵　特定加入者回線に係る端末設備等使用料の適用に関する特例	第６種契約（カテゴリー５又はカテゴリー６のタイプ３に係るものに限ります。）又はクローズドコンピュータ通信網契約（カテゴリー２のクラス４若しくはクラス５のプラン１又はカテゴリー３のクラス２のタイプ１に係るものに限ります。）に係るIP通信網サービスの提供の開始により、ＤＳＬ回線に起因してリンク未確立状態となった場合、（そのことを当社が確認できる場合に限ります。）であって、そのIP通信網サービスの提供の開始の日の翌日から起算して20日以内に、IP通信網契約者からその旨の申出があり、そのIP通信網契約の解除又は特定加入者回線の移転若しくは品目の変更の請求が行われた場合は、第２の２の６　特定加入者回線に係る端末設備等使用料の規定にかかわらず、端末設備等使用料（リンク未確立状態となったIP通信網サービスに係るもの及びその変更前の品目への変更に係るもの又はその移転前の特定加入者回線の終端の場所への移転に係るものに限ります。）は適用しません。

２　端末設備使用料

２－１　基本料

１装置ごとに月額

				料金額
東日本電信電話株式会社に係るもの	変復調装置（ADSLモデム）	1.5Mb/s用のもの、８Mb/s用のもの又は12Mb/s用のもの		440円 （462円）
	変復調装置・ルータ機能付き（ADSLモデム）	40Mb/s用のもの又は47Mb/s用のもの		490円 （514.5円）
	配線設備多重装置（特定加入者回線の終端と自営端末設備等との間に設置されるものであって、DSL方式により１の配線設備において別記１の２の⑴の特定協定事業者の提供する電話サービス又は総合ディジタル通信サービスに係る通信とIP通信網サービスに係る通信を同時に利用できる機能を有	PNA方式によるもの		350円 （367.5円）
		VDSL 方式によるもの	最大50Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの	350円 （367.5円）
			最大100Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの	350円 （367.5円）

	する装置。以下同じとします。）			
の西日本電信電話株式会社に係るもの	変復調装置（ADSLモデム）			440円 （462円）
	配線設備多重装置	50Mb/sタイプ		400円 （420円）
		70Mb/sタイプ		450円 （472.5円）
		100Mb/sタイプ		500円 （525円）

備考

1　変復調装置は、第６種契約（カテゴリー５又はカテゴリー６のタイプ３に係るものに限ります。）又はクローズドコンピュータ通信網契約（カテゴリー２のクラス４若しくはクラス５のプラン１又はカテゴリー３のクラス２のタイプ１に係るものに限ります。）に係る特定加入者回線に限り提供します。

2　配線設備多重装置は、第６種契約のカテゴリー５又はカテゴリー６のタイプ４のコース９のもに係る特定加入者回線に限り提供します。

3　配線設備多重装置の提供を受けるIP通信網契約者は、そのIP通信網契約者が属する契約者グループごとに、上記のいずれか１つを選択していただきます。

4　配線設備多重装置を用いた通信については、配線設備多重装置に接続される配線設備の回線距離又は設備状況等により通信の伝送速度が著しく低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態となる場合があります。

5　配線設備多重装置を用いた通信については、50Mb/sタイプにあっては当社が別に定める伝送速度まで、70Mb/sタイプにあっては下り（特定加入者回線から自営端末設備への伝送方向とします。以下この欄において同じとします。）に係る伝送速度については最大概ね70Mbit/sまで、上り（自営端末設備から特定加入者回線への伝送方向とします。以下この欄において同じとします。）に係る伝送速度については最大概ね30Mbit/sまで、100Mb/sタイプにあっては下りに係る伝送速度については最大概ね100Mbit/sまで、上りに係る伝送速度については最大概ね35Mbit/sまでの伝送速度が可能なものとなります。

２－２　加算料

ア　東日本電信電話株式会社に係るもの

１特定加入者回線ごとに月額

	料金額
保守メニュー２に係るもの	500円 （525円）

イ　西日本電信電話株式会社に係るもの

１特定加入者回線ごとに月額

	料金額
保守メニュー２に係るもの	500円 （525円）

３　端末設備の提供等に関する工事費

ア　特定加入者回線が東日本電信電話株式会社に係るもの

	単位	料金額
端末設備の提供に関する工事費	１の工事ごとに	別に算定する実費

イ　特定加入者回線が西日本電信電話株式会社に係るもの

	単位	料金額
端末設備の提供に関する工事費	１の工事ごとに	別に算定する実費

第２の２の７　第７種回線終端装置使用料

１　適用

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>⑴　第７種回線終端装置の提供に係る料金の適用</td><td>ア　当社は第７種契約者について、第７種回線終端装置の提供に係る料金を適用します。
イ　端末設備に関する料金は、端末設備使用料と端末設備の保守に関する料金を合算して適用します。
ウ　当社は、端末設備の提供等に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。</td></tr>
<tr><td>⑵　端末設備の保守に係る料金の適用</td><td>当社は、第７種回線終端装置の提供に係る料金を適用するにあたって、次表のとおり第７種回線終端装置の保守の区別を定めます。
<table>
<tr><th>区　別</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>保守タイプ０</td><td>その端末設備の修理又は復旧について当社の係員（当社の委託により修理又は復旧を行う者を含みます。以下この表において同じとします。）を派遣しないものであって、ＩＰ通信網サービス取扱所の営業時間外にその端末設備の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの</td></tr>
<tr><td>保守タイプ１</td><td>ＩＰ通信網サービス取扱所の営業時間外に、その端末設備について修理の請求を受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの</td></tr>
<tr><td>保守タイプ２</td><td>その端末設備の修理の請求を受け付けた場合、ＩＰ通信網サービス取扱所の営業時間にかかわらずその修理又は復旧を行うもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　「営業時間」とは、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに１月２日及び１月３日をいいます。）を除く毎日午前９時から午後５時までの時間をいいます。</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

２　第７種回線終端装置使用料

月額

	単　　位	料　金　額
第７種回線終端装置使用料	１台ごとに	2,000円（2,100円）

3　第７種回線終端装置の保守に関する料金

１台ごとに

	料　金　額		
	保守タイプ０	保守タイプ１	保守タイプ２
第７種回線終端装置の保守に関する料金	－	850 円 （税込892.5円）	1,000 円 （税込1,050円）

4　第７種回線終端装置の提供等に関する工事費

	単　　位	料　金　額
第７種回線終端装置の提供等に関する工事費	１の工事ごとに	別に算定する実費

第２の２の８　ＷＥＢカメラ使用料

1　適用

区　　分	内　容
⑴　ＷＥＢカメラの提供に係る料金の適用	当社は、ＷＥＢカメラ使用料を適用するにあたって、次表のとおりＷＥＢカメラの種類を定めます。 種類：内容 Ｐ１型：防水非対応のものであって、撮像素子がＣＭＯＳセンサーを用いて映像の拡大能力が10倍のもの Ｐ２型：防水非対応のものであって、撮像素子がＣＣＤセンサーを用いて映像の拡大能力が10倍のもの Ｐ３型：防水対応（防水レベルは当社が別に定めるところによります。）のものであって、撮像素子がＣＣＤセンサーを用いて映像の拡大能力が10倍のもの Ｐ４型：防水非対応のものであって、撮像素子がＣＣＤセンサーを用いて映像の拡大能力が42倍のもの
⑵　最低利用期間内にＷＥＢカメラの提供の廃止があった場合の料金の適用	ア　ＷＥＢカメラには最低利用期間があります。 イ　契約者は、最低利用期間内にＷＥＢカメラの提供の廃止があった場合は、残余の期間に対応するＷＥＢカメラ使用料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。
⑶　ＷＥＢカメラ使用料の適用	ＷＥＢカメラ使用料は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

2　ＷＥＢカメラ使用料

月額

区　　分	単　　位	料　金　額
Ｐ１型	１台ごとに	2,500円（2,625円）
Ｐ２型	１台ごとに	3,500円（3,675円）
Ｐ３型	１台ごとに	4,500円（4,725円）

Ｐ４型	１台ごとに	7,000円（7,350円）

３　ＷＥＢカメラの提供等に関する工事費

	単　位	料　金　額
ＷＥＢカメラの提供等に関する工事費	１の調査・工事ごとに	別に算定する実費

第２の３　回線制御装置工事費

区　　分	単　　位	工事費の額
回線制御装置工事費	１の工事ごとに	別に算定する実費

第２の４　コネクティビティ使用料

１　適用

区　　分	内　　容
コネクティビティ使用料の適用	コネクティビティ使用料は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

２　料金額

２－１　２－２以外のもの

１の電気通信回線に接続する１のコネクティビティごとに月額

区　　分	料　　金　　額
10BASE-T	13,000円（13,650円）
100BASE-TX	25,000円（26,250円）
1000BASE-SX又はATM	10,000円（10,500円）
10GBASE-LR	10,000円（10,500円）

２－２　別棟との間のコネクティビティに係るもの

月額

区　　分	料　　金　　額
コネクティビティ使用料	別に算定する実費

第２の５　コネクティビティ工事費

区　　分	単　　位	工事費の額
ア　イ以外のもの	１の工事ごとに	40,000円（42,000円）
イ　別棟との間のコネクティビティに係るもの		別に算定する実費

第２の６　電話番号案内利用に関する料金

区　　分	単　　位	料　金　額
普通案内料	１の普通案内ごとに（月額）	100円（105円）

重複案内料	１の重複案内ごとに（月額）	100円（105円）

第２の６の２　相互接続番号案内料

１　適用

区　　分	内　　容
⑴　相互接続番号案内料の設定	第101条の２の２（相互接続番号案内）に規定する相互接続番号案内を利用するときの相互接続番号案内料は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて当社が定めます。
⑵　相互接続番号案内料の免除等の取扱い	相互接続番号案内料の免除等に係る取扱い及び相互接続番号案内料の支払いを要しない場合の取扱いについては、協定事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。
⑶　その他の取扱い	相互接続番号案内料に関するその他の取扱いについては、ダイヤルアウト通信料に準ずるものとします。

２　料金額

区　　分	単　　位	料　金　額
相互接続番号案内料	１電気通信番号ごとに	100円（105円）

第２の６の３　重複掲載に関する料金

区　　分	単　　位	料　金　額
重複掲載料	電話帳発行のつど１掲載ごとに	500円（525円）

第２の７　特定加入者回線に係る屋内配線利用

１　適用

	内容
屋内配線利用料の適用	１　当社は特定加入者回線（ＤＳＬ回線に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）に係る契約者について、次の配線ごとに屋内配線利用料を適用します。 ア　特定加入者回線の終端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの配線 イ　１のジャック又はローゼット又は他のジャック又はローゼットまでの配線 ２　屋内配線利用料は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

２　料金額

月額

	単位	料金額
屋内配線利用料	１の特定加入者回線ごとに	60円 （63円）

３　屋内配線の提供等に関する工事費

	単位	料金額
屋内配線の提供等に関する工事費	１の工事ごとに	別に算定する実費

第２の８　保守一元サービスに係る料金

月額

	単位	料金額
保守一元サービスに係る料金	１のＤＳＬ回線又は１のアクセス回線ごとに	1,500円 (1,575円)

第３　支払証明書の発行手数料

支払証明書１枚ごとに　　400円（420円）

（注）支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

第３の２　料金明細内訳の閲覧に関する料金

１　料金額

月額

区　　分		単　　位	料金額
料金明細内訳の閲覧に関する料金	第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係るもの	１のオンネットグループごとに	600円（630円）
	第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係るもの	１のオンネットグループごとに	600円（630円）
	第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係るもの	１のオンネットグループごとに	600円（630円）
	第４種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係るもの	１の契約ごとに	600円（630円）

２　工事費

区　　分		単　　位	工事費の額
料金明細内訳の閲覧に関する工事費	料金明細内訳の閲覧の開始に関する工事費	１の工事ごとに	2,000円（2,100円）
	ＩＰアドレスの登録の追加、変更、削除に関する工事費	１の工事ごとに	2,000円（2,100円）
	ＩＤ、パスワードの変更に関する工事費	１の工事ごとに	2,000円（2,100円）
備考　当社は本欄の規定に関わらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。			

第３の３　チャネル情報の閲覧に関する料金

１　適用

区　　分	内　　容
(1)　チャネル情報の閲覧に関する料金の適用	チャネル情報の閲覧に関する料金は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。
(2)　通信チャネルに係る料金及び工事費の適用単位	通信チャネルに係る料金及び工事費の適用単位は、通信チャネル管理グループ（当社が別に定める１以上の通信チャネルから構成される通信チャネルグループをいいます。以下同じとします。）とします。
(3)　工事費の減額適用	チャネル情報の閲覧に関する工費について、同時に２以上の工事を施行する場合は、３（工事費）の規定にかかわらず、１を除く工事費の額は1,000円（1,050円）に減額して適用します。

２　料金額

月額

区　　分		単位	料金額
チャネル情報の閲覧に関する料金	外線同時接続チャネルに係るもの	１のオンネットグループごとに	3,000円(3,150円)
	通信チャネルに係るもの	１の通信チャネル管理グループごとに	3,000円(3,150円)

３　工事費

区　　分			単位	工事費の額
チャネル情報の閲覧に関する工事費	チャネル情報の閲覧の開始に関する工事費	外線同時接続チャネルに係るもの	１のオンネットグループごとに	2,000円(2,100円)
		通信チャネルに係るもの	１の通信チャネル管理グループごとに	2,000円(2,100円)
	パスワードの変更に関する工事費		１の工事ごとに	2,000円(2,100円)
備考　当社は本欄の規定に関わらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。				

料金表別表１　第３種オープンコンピュータ通信網サービス（ＡＴＭ方式のもの）及び第５種オープンコンピュータ通信網サービス（ＡＴＭ方式のもの）の伝送速度

品目	伝送速度	品目	伝送速度	品目	伝送速度
0.5Mb/s	0.5Mbit/s	46Mb/s	46.0Mbit/s	92Mb/s	92.0Mbit/s
1Mb/s	1.0Mbit/s	47Mb/s	47.0Mbit/s	93Mb/s	93.0Mbit/s
2Mb/s	2.0Mbit/s	48Mb/s	48.0Mbit/s	94Mb/s	94.0Mbit/s
3Mb/s	3.0Mbit/s	49Mb/s	49.0Mbit/s	95Mb/s	95.0Mbit/s
4Mb/s	4.0Mbit/s	50Mb/s	50.0Mbit/s	96Mb/s	96.0Mbit/s
5Mb/s	5.0Mbit/s	51Mb/s	51.0Mbit/s	97Mb/s	97.0Mbit/s
6Mb/s	6.0Mbit/s	52Mb/s	52.0Mbit/s	98Mb/s	98.0Mbit/s
7Mb/s	7.0Mbit/s	53Mb/s	53.0Mbit/s	99Mb/s	99.0Mbit/s
8Mb/s	8.0Mbit/s	54Mb/s	54.0Mbit/s	100Mb/s	100.0Mbit/s
9Mb/s	9.0Mbit/s	55Mb/s	55.0Mbit/s	101Mb/s	101.0Mbit/s
10Mb/s	10.0Mbit/s	56Mb/s	56.0Mbit/s	102Mb/s	102.0Mbit/s
11Mb/s	11.0Mbit/s	57Mb/s	57.0Mbit/s	103Mb/s	103.0Mbit/s
12Mb/s	12.0Mbit/s	58Mb/s	58.0Mbit/s	104Mb/s	104.0Mbit/s
13Mb/s	13.0Mbit/s	59Mb/s	59.0Mbit/s	105Mb/s	105.0Mbit/s
14Mb/s	14.0Mbit/s	60Mb/s	60.0Mbit/s	106Mb/s	106.0Mbit/s
15Mb/s	15.0Mbit/s	61Mb/s	61.0Mbit/s	107Mb/s	107.0Mbit/s
16Mb/s	16.0Mbit/s	62Mb/s	62.0Mbit/s	108Mb/s	108.0Mbit/s
17Mb/s	17.0Mbit/s	63Mb/s	63.0Mbit/s	109Mb/s	109.0Mbit/s
18Mb/s	18.0Mbit/s	64Mb/s	64.0Mbit/s	110Mb/s	110.0Mbit/s
19Mb/s	19.0Mbit/s	65Mb/s	65.0Mbit/s	111Mb/s	111.0Mbit/s
20Mb/s	20.0Mbit/s	66Mb/s	66.0Mbit/s	112Mb/s	112.0Mbit/s
21Mb/s	21.0Mbit/s	67Mb/s	67.0Mbit/s	113Mb/s	113.0Mbit/s
22Mb/s	22.0Mbit/s	68Mb/s	68.0Mbit/s	114Mb/s	114.0Mbit/s
23Mb/s	23.0Mbit/s	69Mb/s	69.0Mbit/s	115Mb/s	115.0Mbit/s
24Mb/s	24.0Mbit/s	70Mb/s	70.0Mbit/s	116Mb/s	116.0Mbit/s
25Mb/s	25.0Mbit/s	71Mb/s	71.0Mbit/s	117Mb/s	117.0Mbit/s
26Mb/s	26.0Mbit/s	72Mb/s	72.0Mbit/s	118Mb/s	118.0Mbit/s
27Mb/s	27.0Mbit/s	73Mb/s	73.0Mbit/s	119Mb/s	119.0Mbit/s
28Mb/s	28.0Mbit/s	74Mb/s	74.0Mbit/s	120Mb/s	120.0Mbit/s
29Mb/s	29.0Mbit/s	75Mb/s	75.0Mbit/s	121Mb/s	121.0Mbit/s
30Mb/s	30.0Mbit/s	76Mb/s	76.0Mbit/s	122Mb/s	122.0Mbit/s
31Mb/s	31.0Mbit/s	77Mb/s	77.0Mbit/s	123Mb/s	123.0Mbit/s
32Mb/s	32.0Mbit/s	78Mb/s	78.0Mbit/s	124Mb/s	124.0Mbit/s
33Mb/s	33.0Mbit/s	79Mb/s	79.0Mbit/s	125Mb/s	125.0Mbit/s
34Mb/s	34.0Mbit/s	80Mb/s	80.0Mbit/s	126Mb/s	126.0Mbit/s
35Mb/s	35.0Mbit/s	81Mb/s	81.0Mbit/s	127Mb/s	127.0Mbit/s
36Mb/s	36.0Mbit/s	82Mb/s	82.0Mbit/s	128Mb/s	128.0Mbit/s
37Mb/s	37.0Mbit/s	83Mb/s	83.0Mbit/s	129Mb/s	129.0Mbit/s
38Mb/s	38.0Mbit/s	84Mb/s	84.0Mbit/s	130Mb/s	130.0Mbit/s
39Mb/s	39.0Mbit/s	85Mb/s	85.0Mbit/s	131Mb/s	131.0Mbit/s
40Mb/s	40.0Mbit/s	86Mb/s	86.0Mbit/s	132Mb/s	132.0Mbit/s
41Mb/s	41.0Mbit/s	87Mb/s	87.0Mbit/s	133Mb/s	133.0Mbit/s
42Mb/s	42.0Mbit/s	88Mb/s	88.0Mbit/s	134Mb/s	134.0Mbit/s
43Mb/s	43.0Mbit/s	89Mb/s	89.0Mbit/s	135Mb/s	134.7Mbit/s
44Mb/s	44.0Mbit/s	90Mb/s	90.0Mbit/s		
45Mb/s	45.0Mbit/s	91Mb/s	91.0Mbit/s		

料金表別表２　第５種オープンコンピュータ通信網サービス（イーサネット方式のもの（対称型のもの））及びクローズドコンピュータ通信網サービスの伝送速度

品目	伝送速度	品目	伝送速度	品目	伝送速度
0.5Mb/s	0.5Mbit/s	17Mb/s	17Mbit/s	34Mb/s	34Mbit/s
１Mb/s	１Mbit/s	18Mb/s	18Mbit/s	35Mb/s	35Mbit/s
２Mb/s	２Mbit/s	19Mb/s	19Mbit/s	40Mb/s	40Mbit/s
３Mb/s	３Mbit/s	20Mb/s	20Mbit/s	45Mb/s	45Mbit/s
４Mb/s	４Mbit/s	21Mb/s	21Mbit/s	50Mb/s	50Mbit/s
５Mb/s	５Mbit/s	22Mb/s	22Mbit/s	55Mb/s	55Mbit/s
６Mb/s	６Mbit/s	23Mb/s	23Mbit/s	60Mb/s	60Mbit/s
７Mb/s	７Mbit/s	24Mb/s	24Mbit/s	65Mb/s	65Mbit/s
８Mb/s	８Mbit/s	25Mb/s	25Mbit/s	70Mb/s	70Mbit/s
９Mb/s	９Mbit/s	26Mb/s	26Mbit/s	75Mb/s	75Mbit/s
10Mb/s	10Mbit/s	27Mb/s	27Mbit/s	80Mb/s	80Mbit/s
11Mb/s	11Mbit/s	28Mb/s	28Mbit/s	85Mb/s	85Mbit/s
12Mb/s	12Mbit/s	29Mb/s	29Mbit/s	90Mb/s	90Mbit/s
13Mb/s	13Mbit/s	30Mb/s	30Mbit/s	95Mb/s	95Mbit/s
14Mb/s	14Mbit/s	31Mb/s	31Mbit/s	100Mb/s	100Mbit/s
15Mb/s	15Mbit/s	32Mb/s	32Mbit/s	１Gb/s	１Gbit/s
16Mb/s	16Mbit/s	33Mb/s	33Mbit/s	10Gb/s	10Gbit/s

附　則

（実施期日）

第１条　この約款は、平成11年７月１日から実施します。

（契約に関する経過措置）

第２条　この約款実施の際現に、日本電信電話株式会社（以下、「ＮＴＴ」といいます。）がオープンコンピュータ通信網サービス契約約款（以下「旧約款」といいます。）の規定により締結している次の表の左欄の契約のうち、当社が提供するオープンコンピュータ通信網サービスに相当する部分については、この約款実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が締結した同表右欄の契約に移行したものとします。

第１種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 　第１種契約 　臨時第１種契約	第１種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 　第１種契約 　臨時第１種契約
第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 　第２種契約	第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 　第２種契約
第３種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 　第３種契約 　臨時第３種契約	第３種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 　第３種契約 　臨時第３種契約

２　前項の場合において、移行後の契約に係る品目等については、移行前の契約に係る品目等に相当するものとします。

（付加機能に関する経過措置）

第３条　この約款実施の際現に、ＮＴＴが旧約款の規定により提供している付加機能は、この約款実施の日において、附則第２条（契約に関する経過措置）の規定により、それぞれこの約款の規定により当社が提供する付加機能に移行したものとします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

第４条　この約款実施前に、旧約款の規定により生じた料金その他の債務に係る債権（旧約款における接続契約者回線に係るものを除きます。）は、この約款実施の日において、当社がＮＴＴから譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、この約款の規定に準じて取り扱います。

（前受金に関する経過措置）

第５条　この約款実施前に、旧約款の規定によりＮＴＴに預け入れた前受金（旧約款における接続契約者回線に係るものを除きます。）は、この約款実施の日において、当社がＮＴＴから引き継ぐものとし、その取扱いについては、この約款の規定に準じて取り扱います。

（損害賠償に関する経過措置）

第６条　この約款実施前に、旧約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いのうち、附則第２条（契約に関する経過措置）の規定により当社に移行する契約に係るものについては、この約款実施の日において、当社がＮＴＴから引き継ぐものとし、その取扱いについては、なお、従前のとおりとします。

（最低利用期間に関する経過措置）

第７条　この約款実施の際現に、旧約款の規定により提供している第３種オープンコ

ンピュータ通信網サービスのクラス１のタイプ１（128kb/sの品目であって、平成11年３月31日以前に当社が提供を開始したものに限ります。）に係る第３種契約者が、タイプ１からタイプ２への細目の変更の請求を行った場合は、第32条（最低利用期間）第３項の規定は適用しません。

（この約款実施前に行った手続き等の効力等）

第８条　この約款実施前に、ＮＴＴに対し旧約款の規定により行った手続きその他の行為のうち、当社が提供するオープンコンピュータ通信網サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

２　この約款実施の際現に、ＮＴＴが旧約款の規定により提供している電気通信サービスのうち、当社が提供するオープンコンピュータ通信網サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

附　則（平成11年９月20日経企第352号）

（実施期日）

１　この改正規定は平成11年10月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、第２種契約の長期継続利用に係る基本額の適用に関する部分については平成11年12月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の区別の利用料の適用を受けている第２種契約者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の区別の利用料の適用を受けている第２種契約者とみなして取り扱います。

プラン２ プラン３	プラン３ プラン４

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成11年10月28日経企第520号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成11年11月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る付加機能（ウェブ機能）に関する部分については、平成11年11月11日から、第１種契約及び第３種契約に係る長期継続利用の種類の６年利用に関する部分並びに第３種オープンコンピュータ通信網サービス（クラス２に係るものに限ります。）に係る高額利用割引に関する部分以外に関する部分については、平成12年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第３種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている第３種契約者から、第３種契約に係る利用料金の設定に関する改正規定実施の日に、その他社接続契約者回線について特定協定事業者がその料金を設定してほしい旨の申出があった場合のその第３種オープンコンピュータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いについては、この改正規定にかかわらず、当分の間、なお従前のとおりとします。この場合において、その第３種契約者に係る他社接続契約者回線について当社がその料金を設定することとなったときのその第３種オープンコンピュータ通信網サービスに係る最低利用期間については、この附則の３の規定に準ずるものとし、長期継続利用に係る定額利用料の適用については、この附則の４及び５の規定中、第３種契約に係る利用料金の設定に関する改正規定実施の日を、その第３種契約者に係る他社接続契約者回線について当社がその料金を設定することとなった日と読み替えて取り扱うものとします。

3　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている第３種オープンコンピュータ通信網サービスの最低利用期間の起算日については、この改正規定にかかわらず、特定協定事業者又は当社がその第３種オープンコンピュータ通信網サービスに係る他社接続契約者回線の提供を開始した日とします。

4　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第３種オープンコンピュータ通信網サービス（クラス１に係るものに限ります。以下この附則の４において同じとします。）の提供を受けている第３種契約者が、その他社接続契約者回線について特定協定事業者又は当社の専用サービス契約約款及び料金表に規定する長期継続利用に係る基本額の適用を受けている場合には、第３種契約（クラス１に係るものに限ります。以下この附則の４において同じとします。）に係る利用料金の設定に関する改正規定実施の日に、第３種オープンコンピュータ通信網サービスの長期継続利用に係る定額利用料の適用の申出があったものとみなして取り扱うものとし、その長期継続利用に係る定額利用料の適用の開始日については、この改正規定にかかわらず、次表のとおりとします。

ただし、第３種契約に係る利用料金の設定に関する改正規定実施の日に、第３種契約者から、その第３種オープンコンピュータ通信網サービスについて、長期継続利用に係る定額利用料の適用を行わないでほしい旨の申出があった場合には、この限りでありません。

その他社接続契約者回線に係る長期継続利用期間の満了日	その第３種オープンコンピュータ通信網サービスの長期継続利用に係る定額利用料の適用の開始日
ア　第３種契約に係る利用料金の設定に関する改正規定実施の日から起算して３年以内の日の場合	その他社接続契約者回線について特定協定事業者又は当社が長期継続利用に係る基本額の適用を開始した日
イ　第３種契約に係る利用料金の設定に関する改正規定実施の日から起算して３年を超える日の場合	第３種契約に係る利用料金の設定に関する改正規定実施の日

5　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第３種オープンコンピュータ通信網サービス（クラス２に係るものに限ります。以下この附則の５において同じとします。）の提供を受けている第３種契約者が、その他社接続契約者回線について特定協定事業者又は当社の専用サービス契約約款及び料金表に規定する長期継続利用に係る基本額の適用を受けている場合には、第３種契約（クラス２に係るものに限ります。以下この附則の５において同じとします。）に係る利用料金の設定に関する改正規定実施の日に、第３種オープンコンピュータ通信網サービスの長期継続利用に係る定額利用料の適用の申出があったものとみなして取り扱うものとし、この改正規定にかかわらず、その長期継続利用に係る定額利用料の適用の開始日については、その他社接続契約者回線について特定協定事業者又は当社が長期継続利用に係る基本額の適用を開始した日とし、その長期継続利用の種類については、その他社接続契約者回線について特定協定事業者又は当社の専用サービス契約約款及び料金表に規定する長期継続利用の種類と同一のものとします。

ただし、第３種契約に係る利用料金の設定に関する改正規定実施の日に、第３種契約者から、その第３種オープンコンピュータ通信網サービスについて、長期継続利用に係る定額利用料の適用を行わないでほしい旨の申出があった場合には、この限りでありません。

6　この改正規定中、長期継続利用の種類の６年利用（第１種契約及びクラス１の第３種契約に係るものに限ります。）に関する改正規定実施の際現に、次表の左欄の料金適用を受けている第１種契約者又はクラス１に係る第３種契約者は、長期継続利

用の種類の６年利用に関する改正規定実施の日において、同表の右欄の料金適用を受けている第１種契約者又はクラス１に係る第３種契約者とみなして取り扱います。

料金表第１表（料金）第１（利用料金）の１－１（適用）の表の３欄に規定する長期継続利用に係る定額利用料の適用	料金表第１表（料金）第１（利用料金）の１－１（適用）の表の３欄に規定する長期継続利用に係る定額利用料の適用のうち、３年利用のもの
料金表第１表（料金）第１（利用料金）の３－１－１（適用）の表の６欄に規定する長期継続利用に係る定額利用料の適用	料金表第１表（料金）第１（利用料金）の３－１－１（適用）の表の６欄に規定する長期継続利用に係る定額利用料の適用のうち、３年利用のもの

７　この改正規定中、第３種契約に係る利用料金の設定に関する改正規定実施の際現に、その他社接続契約者回線について特定協定事業者と契約を締結している者が２以上となる第３種オープンコンピュータ通信網サービスに関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。

８　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成11年12月14日経企第788号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成11年12月20日から実施します。

ただし、この改正規定中、第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る付加機能（契約者識別等機能）に関する部分については、平成12年１月１日から、第３種オープンコンピュータ通信網サービスのサービス品質に係る料金の適用に関する部分については、平成12年１月11日から、第５種契約に係る長期継続利用の種類の６年利用に関する部分については、平成12年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、当社が第３種オープンコンピュータ通信網サービス（クラス１のタイプ１に係るもの（臨時第３種契約に基づいて提供されるものを除きます。）に限ります。）を全く利用できない状態が生じたことを知った場合については、この改正規定中料金表第１表（料金）３（第３種契約に係るもの）３－１（臨時第３種契約以外の契約に関するもの）３－１－１（適用）の表の(7)欄の規定は適用しません。

３　この改正規定実施前に、当社が当社又は特定協定事業者の設置した第３種契約（クラス１のタイプ１に係るもの（臨時第３種契約を除きます。）に限ります。）に係る電気通信設備の故障又は滅失を知った場合については、この改正規定中料金表第１表　３　３－１　３－１－１の表の(9)欄の規定は適用しません。

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成12年２月17日経企第1087号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成12年３月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりクラス１のタイプ１の第３種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている第３種契約者は、この改正規定実施の日において、クラス１のタイプ１のコース１の第３種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている第３種契約者とみなして取り扱います。

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第３種オープンコンピュータ通信網サービス（ＡＴＭ方式以外のものであって64kb/sから1.5Mb/sまでの品目のもの

又はＡＴＭ方式のものであって0.5Mb/s若しくは１Mb/sの品目のものに限ります。）の提供を受けている第３種契約者が、この改正規定実施の日から平成12年８月31日までの間にその第３種オープンコンピュータ通信網サービスについて、クラス１のタイプ１のコース２への通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合は、第32条（最低利用期間）第３項の規定及び料金表第１表（料金）第１（利用料金）の３－１－１（適用）の表の６欄のクの規定は適用しません。

４　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第１種オープンコンピュータ通信網サービス（1.5Mb/sの品目のものに限ります。以下５まで同じとします。）の提供を受けている第１種契約者が、この改正規定実施の日から平成12年８月31日までの間にその第１種契約を解除すると同時にその他社接続契約者回線に係る終端の場所において、第３種契約（クラス１のタイプ１のコース２に係る第３種契約（臨時第３種契約を除きます。）に限ります。以下５まで同じとします。）の申込みをした場合は、第12条（最低利用期間）第３項の規定は適用しません。

５　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により長期継続利用に係る第１種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている第１種契約者が、この改正規定実施の日から平成12年８月31日までの間にその第１種契約を解除すると同時にその他社接続契約者回線に係る終端の場所において、第３種契約の申込みをした場合は、料金表第１表第１の１－１（適用）の表の３欄のクの規定は適用しないものとし、その第３種契約の申込みと同時に第３種オープンコンピュータ通信網サービスの長期継続利用に係る定額利用料の適用の申出があったものとみなして取り扱います。この場合において、その長期継続利用に係る定額利用料の適用の開始日は、解除前の第１種契約の長期継続利用に係る定額利用料の適用の開始日とし、その長期継続利用の種類については、解除前の第１種契約の長期継続利用の種類と同一のものとします。

６　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成12年３月27日経企第1376号）

この改正規定は、平成12年４月３日から実施します。

附　則（平成12年３月30日経企第1388号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成12年５月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、パケットフィルタリング機能に関する部分については、平成12年５月15日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第５種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている第５種契約者は、この改正規定実施の日において、ＡＴＭ方式以外のものに係る第５種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている第５種契約者とみなして取り扱います。

３　この改正規定実施の際現に、第１種オープンコンピュータ通信網サービス（128kb/s品目のものに限ります。）又は第３種オープンコンピュータ通信網サービス（クラス１のタイプ２及び128kb/s品目のクラス２に係るものに限ります。）の提供を受けている第１種契約者又は第３種契約者が、この改正規定実施の日から平成12年12月28日までの間にパケットフィルタリング機能の利用開始の請求を行った場合は、料金表第２表（工事に関する費用（工事費））２（工事費の額）の規定にかかわらず、その利用開始の工事に係る工事費は適用しません。

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

５　この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成12年３月27日経企第1388-1号）

この改正規定は、平成12年４月１日から実施します。

附　則（平成12年３月27日経企第1388-2号）

この改正規定は、平成12年４月10日から実施します。

附　則（平成12年６月１日経企第300号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成12年６月５日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定及び「ＡＤＳＬ利用型オープンコンピュータ通信網サービス」の試験サービスに関する契約約款の規定により次表の左欄の付加機能の提供を受けている契約者（「ＡＤＳＬ利用型オープンコンピュータ通信網サービス」の試験サービスに関する契約約款第３条（用語の定義）の表の14欄に規定する契約者を含みます。）は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の種類のホスティングサービスの提供を受けているホスティング契約者とみなして取り扱います。この場合において、右欄の種類に係る登録可能メールアドレス数又は蓄積できる情報量等は、左欄の付加機能に係る登録可能メールアドレス数又は蓄積できる情報量等に相当するものとし、そのホスティングサービスについては、この改正規定中第35条の20（最低利用期間）の規定は適用しません。

独自ドメインメール機能	メールホスティングサービス
独自ドメインウェブ機能	ウェブホスティングサービス

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成12年６月９日経企第384号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成12年７月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改訂規定実施の際現に、改定前の規定により次表の左欄の区別の利用料の適用を受けている第２種契約者は、この改正規定実施の日においてそれぞれ同表の右欄の区別の利用料の適用を受けている第２種契約者とみなして取り扱います。

	コース１であって以下の区別のもの
プラン１	プラン１
プラン２	プラン２
プラン３	プラン３
プラン４	プラン４

３　この改正料金表実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成12年６月23日経企第496号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成12年７月1日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成12年７月５日経企第497号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成12年７月６日から実施します。
　ただし、この改正規定中、第２種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能（ローミング機能）に関する部分及び第３種オープンコンピュータ通信網サービスのＡＴＭ方式のものの品目に関する部分については、平成12年８月１日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定により、改正前のオープンコンピュータ通信網サービス契約約款は、ＩＰ通信網サービス契約約款と名称を変更します。
3　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している暗号鍵情報蓄積等機能の追加機能に関する料金その他の取扱いは、なお従前のとおりとします。
4　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
（その他）
6　経企第300号（平成12年６月１日）の附則の２における、「第35条の20」を「第55条」に改めます。

附　則（平成12年７月11日経企第603号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成12年８月１日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施の際現に、「ＩＰ通信網利用型オープンコンピュータ通信網サービス」の試験サービスに関する契約約款の規定により当社とＩＰ通信網利用型オープンコンピュータ通信網契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、当社とコース３に係る第２種契約を締結したものとみなして取り扱います。
3　この改正規定実施の際現に、「ＩＰ通信網利用型オープンコンピュータ通信網サービス」の試験サービスに関する契約約款に規定する付加機能（ウェブ機能）の提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、第２種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能（ウェブ機能）の提供を受けている第２種契約者とみなして取り扱います。
4　この改正規定実施の際現に、長期継続利用に係る基本額の適用を受けているコース１のプラン４に係る第２種契約者が、その第２種オープンコンピュータ通信網サービスについて、コース３への区別の変更を行ったことにより長期継続利用の廃止があった場合は、料金表第１表（料金）第１（利用料金）２（第２種契約に係るもの）２－１（適用）の表の⑸欄のカの規定は適用しません。
5　この附則の４の場合において、第２種契約者は、長期継続利用の廃止があった日を含む料金月の翌料金月から廃止前の長期継続利用に係る長期継続利用期間が満了する料金月までの間（以下「残余期間」といいます。）に、その変更後のコース３に係る第２種オープンコンピュータ通信網サービスについて、その区別の変更又は第２種契約の解除があったときは、その変更又は解除があった日を含む料金月の翌料金月から残余期間が満了する料金月までの料金月数に対応する第２種契約に係る利用料の基本額（コース１のプラン４に係るものとします。）に0.35を乗じて得た額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。
6　この改正規定実施の際現に、この附則の２の規定により当社とコース３に係る第２種契約を締結することとなる第２種契約者が、「ＩＰ通信網利用型オープンコンピュータ通信網サービス」の試験サービスに関する契約約款第９条の２（ＩＰ通信網利用型オープンコンピュータ通信網サービスの継続利用）の規定の適用を受けている場合は、その第２種オープンコンピュータ通信網サービスについては、この附則の５の規定中、「長期継続利用」を「ＩＰ通信網利用型オープンコンピュータ通信

網契約の締結前に締結していた第２種契約に係る長期継続利用」と読み替えて取り扱うものとします。

7　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

8　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成12年８月30日経企第778−２号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成12年12月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成12年10月24日経企第1306号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成12年11月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、別記に規定する特定協定事業者の変更に関する部分並びに料金表に規定する当社が別に定める特定協定事業者の変更に関する部分及びダイヤルアップＶＰＮ着信機能に関する部分については、平成12年12月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の区別の利用料の適用を受けている第２種契約者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の区別の利用料の適用を受けている第２種契約者とみなして取り扱います。

コース２であって以下の区別のもの 　プラン１ 　プラン２ コース３	コース２であって以下の区別のもの 　プラン２ 　プラン３ コース１であってプラン５のもの

3　この改正規定実施の際現に、長期継続利用に係る基本額の適用を受けているコース１のプラン４に係る第２種契約者が、その第２種オープンコンピュータ通信網サービスについて、コース１のプラン５への区別の変更を行ったことにより長期継続利用の廃止があった場合は、料金表第１表（料金）第１（利用料金）２（第２種契約に係るもの）２－１（適用）の表の⑸欄のカの規定は適用しません。

4　この附則の３の場合において、第２種契約者は、長期継続利用の廃止があった日を含む料金月の翌料金月から廃止前の長期継続利用に係る長期継続利用期間が満了する料金月までの間（以下「残余期間」といいます。）に、その変更後のプラン５に係る第２種オープンコンピュータ通信網サービスについて、その区別の変更又は第２種契約の解除があったときは、その変更又は解除があった日を含む料金月の翌料金月から残余期間が満了する料金月までの料金月数に対応する長期継続利用廃止前の基本額に0.35を乗じて得た額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

5　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成12年10月31日経企第1307号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成12年11月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成12年12月25日経企第1762号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成12年12月26日から実施します。
ただし、この改正規定中、第２種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ２のコース２に関する部分については、平成13年１月29日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第２種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている第２種契約者は、この改正規定実施の日において、第２種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ１のものの提供を受けている第２種契約者とみなして取り扱います。この場合において、改正後の細目に係る区分は、改正前の第２種契約に係る区別に相当するものとします。

附　則（平成13年１月22日経企第1768号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成13年２月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成13年１月30日経企第2016号）

（実施期日）
１　この改正規定は、平成13年１月31日から実施します。
２　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社のＩＰ伝送サービス契約約款の規定により締結した同表の右欄の契約に移行したものとします。

ＶＰＮサービスに係る契約	ＶＰＮサービスに係る契約 ＶＰＮ契約 データモード
第１種ＶＰＮ契約	第１種サービスに係るもの アクセスタイプ１に係るもの
ＡＴＭ方式以外のもの	ＳＴＭアクセスに係るもの
ＡＴＭ方式のもの	ＡＴＭアクセスに係るもの
	第２種サービスに係るもの
第２種ＶＰＮ契約	アクセスタイプ１に係るもの イーサネットアクセスに係るもの

３　この附則の２の規定によるほか、移行後の契約に係る品目については、移行前の契約に係る品目に相当するものとします。
（長期継続利用に関する経過措置）
４　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により行っている次表の左欄の料金適用は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社のＩＰ伝送サービス契約約款の規定により当社が行う同表の右欄の料金適用に移行したものとします。

料金表第１表第１の７－１（適用）の(5)に規定する長期継続利用に係る定額利用料の適用	料金表通則18に規定する長期利用割引
長期継続利用の種類が３年利用のもの	長期利用割引の種類 ＶＰＮ契約に係るもの ３年利用型のもの
長期継続利用の種類が６年利用のもの	６年利用型のもの
料金表第１表第１の８－１（適用）の(3)に規定する長期継続利用に係る定額利用料の適用	
長期継続利用の種類が３年利用のもの	長期利用割引の種類 ＶＰＮ契約に係るもの ３年利用型のもの
長期継続利用の種類が６年利用のもの	６年利用型のもの

（料金等の支払いに関する経過措置）

5　この改正規定実施前に、改正前の規定により生じた料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（前受金に関する経過措置）

6　この改正規定実施前に、改正前の規定により当社に預け入れた第１種ＶＰＮ契約又は第２種ＶＰＮ契約に係る前受金については、この改正規定実施の日において、当社のＩＰ伝送サービス契約約款の規定に準じて取り扱います。

（損害賠償に関する経過措置）

7　この改正規定実施前に、改正前の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、この改正規定実施の日において、なお従前のとおりとします。

（この改正規定実施前に行った手続きの効力等）

8　この改正規定実施前に、当社に対し改正前の規定により行ったＶＰＮサービスに係る手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、当社のＩＰ伝送サービス契約約款の中にこれに相当する規定があるときは、当社のＩＰ伝送サービス契約約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

9　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供しているＶＰＮサービスは、この附則に規定する場合のほか、当社のＩＰ伝送サービス契約約款の中にこれに相当する規定があるときは、当社のＩＰ伝送サービス契約約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

附　則（平成13年２月14日経企第2161号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成13年２月15日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成13年２月22日経企第2283号）

この改正規定は、平成13年２月22日から実施します。

附　則（平成13年3月21日経企第2442号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成13年３月26日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄

の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第５種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 　第５種契約 　　イーサネット方式のもの 　　ＳＴＭ方式のもの 　　ＡＴＭ方式のもの	第５種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 　第５種契約 　　コース１に係るもの 　　イーサネット方式のもの 　　対称型のもの 　　ＳＴＭ方式のもの 　　ＡＴＭ方式のもの

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第５種オープンコンピュータ通信網サービス（イーサネット方式のものに限ります。）の提供を受けている第５種契約者が、この改正規定実施の日から平成13年９月25日までの間にその第５種オープンコンピュータ通信網サービスについて、非対称型への品目の変更（変更前の対称型に係る品目に相当する非対称型に係る品目への変更に限ります。）の請求を行った場合は、改正後の第49条（最低利用期間）第３項の規定及び料金表第１表第１の５－１（適用）の表の⑷欄のクの規定は適用しません。この場合、対称型に係る0.5Mb/s品目は非対称型に係る１Mb/s品目に、対称型に係る６Mb/sから10Mb/sまでの品目は非対称型に係る10Mb/s（10BASE-T）品目又は10Mb/s（100BASE-TX）品目に、対称型に係る11Mb/sから19Mb/sまでの品目は非対称型に係る20Mb/s品目に、対称型に係る21Mb/sから29Mb/sまでの品目は非対称型に係る30Mb/s品目に、対称型に係る31Mb/sから35Mb/sまでの品目は非対称型に係る40Mb/s品目に相当するものとみなして取り扱います。

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成13年4月10日経企第117号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成13年４月17日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりメールホスティングサービスに係る定額利用料の加算額の適用を受けているホスティング契約者は、この改正規定実施の日において、メールホスティングサービスに係る定額利用料の基本加算額の適用を受けているホスティング契約者とみなして取り扱います。

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成13年４月12日経企第154号）

この改正規定は、平成13年４月18日から実施します。

附　則（平成13年４月17日経企第99号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成13年４月27日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 　第２種契約 　　タイプ２に係るもの 　　　コース２に係るもの	第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 　第２種契約 　　タイプ２に係るもの 　　　コース２に係るもの 　　　　プラン１に係るもの

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成13年５月16日経企第300号）

この改正規定は、平成13年６月11日から実施します。

附　則（平成13年６月４日経企第470号）

この改正規定は、平成13年６月11日から実施します。

附　則（平成13年６月７日経企第493号）

この改正規定は、平成13年７月１日から実施します。

附　則（平成13年６月13日経企第490号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成13年６月14日から実施します。

ただし、この改正規定中、第６種オープンコンピュータ通信網サービスの1.5Mb/s品目及び付加機能（ダイヤルアップＶＰＮ着信機能）に関する部分については、平成13年６月14日から起算して６か月の間で当社が別に定める日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第５種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 　第５種契約 　　コース１に係るもの 　　　イーサネット方式のもの 　　　ＡＴＭ方式のもの 　　　ＳＴＭ方式のもの 　　コース２に係るもの	第５種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 　第５種契約 　　タイプ１に係るもの 　　　コース１に係るもの 　　　　イーサネット方式のもの 　　　　ＡＴＭ方式のもの 　　タイプ２に係るもの 　　　コース１に係るもの 　　　　ＳＴＭ方式のもの 　　　コース２に係るもの

３　この附則の２の規定によるほか、移行後の契約に係る品目等については、移行前の契約に係る品目等に相当するものとします。

４　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第１種オープンコンピュータ通信網サービス又は第３種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から６か月の間にその第１種契約又は第３種契約の解除とともに第６種契約の申込み（以下「移行」といいます。）をした場合は、改正後の料金表第１表第１の１－１（適用）の表の⑵欄のイ及び⑶欄のケの規定並びに３－１－１（適用）の表の⑸欄のイ及び⑹欄のケ及びコの規定は適用しません。

ただし、移行後の第６種オープンコンピュータ通信網サービスの品目に係る符号伝送速度が、移行前の第１種オープンコンピュータ通信網サービス又は第３種オープンコンピュータ通信網サービスの品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限

りでありません。

5　この附則の４の規定の適用を受ける第６種契約者は、第51条の５（最低利用期間）の規定にかかわらず、移行前の第１種契約又は第３種契約の解除があった日から移行前の第１種オープンコンピュータ通信網サービス又は第３種オープンコンピュータ通信網サービスに係る最低利用期間の満了日までの間（以下「残余期間」といいます。）において、移行後の第６種契約の解除があったときは、その解除があった日から残余期間の満了日までの期間に対応する移行前の第１種契約又は第３種契約に係る定額利用料に相当する額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

6　この附則の５の場合に、移行前の第１種オープンコンピュータ通信網サービス又は第３種オープンコンピュータ通信網サービスについて長期継続利用に係る定額利用料の適用を受けていたときは、前項の規定中、第１種オープンコンピュータ通信網サービスにあっては「最低利用期間」を「長期継続利用期間」と、「定額利用料に相当する額」を「長期継続利用適用額に相当する額に0.35を乗じて得た額」と読み替えて適用するものとし、第３種オープンコンピュータ通信網サービスにあっては「最低利用期間」を「長期継続利用期間」と、「定額利用料に相当する額」を「定額利用料に相当する額に0.35を乗じて得た額」と読み替えて適用するものとします。

7　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

8　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成13年６月22日経企第626号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成13年７月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成13年7月5日経企第687号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成13年７月23日から実施します。

ただし、この改正規定中、ＩＰ通信網サービスの通信モード及びダイヤルアウトに関する部分については、平成13年８月20日から、第６種オープンコンピュータ通信網サービスの着信課金通信及び付加機能（ダイヤルアップアクセスサービス着信機能及び着信課金機能）に関する部分については、経企第490号（平成13年６月13日）の改正に係る実施期日（附則の１のただし書きに係るものであって、第６種オープンコンピュータ通信網サービスの1.5Mb/s品目に係るもの以外のものとします。）と同日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、同表右欄の付加機能として取り扱います。

ダイヤルアップＶＰＮ着信機能	ダイヤルアップアクセスサービス着信機能

附　則（平成13年７月30日経企第854号）

（実施期日）

この改正規定は、平成13年８月16日から実施します。

附　則（平成13年８月２日経企第867号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成13年９月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成13年８月17日経企第868号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成13年９月１日から実施します。

２　前項の規定にかかわらず、第２種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ３に係る付加機能（ウェブ機能に限ります。）については、平成13年８月17日から起算して３か月の間で当社が別に定める日から提供します。

３　前２項の規定にかかわらず、第２種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ３のプラン２に関する部分については、平成13年８月17日から起算して６か月の間で当社が別に定める日から実施します。

附　則（平成13年9月14日経企第1077号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成13年９月14日から実施します。

ただし、この改正規定中、第６種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能のうち、ダイヤルアップアクセスサービス着信機能に関する部分については、経企第490号（平成13年６月13日）の改正に係る実施期日（附則の１のただし書きに係るものであって、第６種オープンコンピュータ通信網サービスの1.5Mb/s品目に係るもの以外のものとします。）と同日から、ＩＰｖ６トンネリング機能に関する部分については、512kb/s品目のものは平成13年９月13日から、1.5Mb/s品目のものは、経企第490号（平成13年６月13日）の改正に係る実施期日（附則の１のただし書きに係るものであって、第６種オープンコンピュータ通信網サービスの1.5Mb/s品目に係るものとします。）と同日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第６種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第６種契約	第６種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第６種契約 タイプ１に係るもの

３　この附則の２の規定によるほか、移行後の契約に係る品目等については、移行前の契約に係る品目等に相当するものとします。

附　則（平成13年９月26日経企第1231号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成13年10月３日から実施します。

ただし、この改正規定中、第２種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ２のコース２のプラン３に関する部分及び電話等サービスの月極割引との複合継続利用に係る利用料又は定額利用料の適用に関する部分については、平成13年11月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス

の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成13年９月27日経企第1161号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成13年９月27日から起算して３か月の間で当社が別に定める日から実施します。

（経過措置）
2　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第６種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第６種契約	第６種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第６種契約 ＤＳＬ回線専用利用型サービスに係るもの

3　この附則の２の規定によるほか、移行後の契約に係る品目等については、移行前の契約に係る品目等に相当するものとします。

附　則（平成13年９月27日経企第1230号）

この改正規定は、平成13年10月４日から実施します。

附　則（平成13年10月16日経企第1344号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成13年10月23日から実施します。

ただし、この改正規定中、第３種オープンコンピュータ通信網サービス及び第５種オープンコンピュータ通信網サービスに関する部分については、平成13年11月1日から実施します。

（経過措置）
2　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第３種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から６か月の間にその第３種オープンコンピュータ通信網サービスについて、クラス１のタイプ１のコース２（ＡＴＭ方式以外のものであって1.5Mb/sの品目のものを除きます。）への品目又は通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合は、改正後の料金表第１表第１の３－１－１（適用）の表の⑸欄のイ並びに⑹欄のケ及びコの規定は適用しません。

ただし、変更後の品目に係る符号伝送速度が変更前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りでありません。
3　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第１種オープンコンピュータ通信網サービス又は第６種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から６か月の間にその第１種契約又は第６種契約の解除とともに第３種契約（クラス１のタイプ１のコース２に係るもの（ＡＴＭ方式以外のものであって1.5Mb/sの品目に係るもの及び臨時第３種契約を除きます。）に限ります。）の申込み（以下この附則の４まで「移行」といいます。）を行った場合は、改正後の料金表第１表第１の１－１（適用）の表の⑵欄のイ及び⑶欄のケの規定並びに５の２－１（適用）の表の⑶欄のアの規定は適用しません。

ただし、移行後の品目に係る符号伝送速度が移行前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りでありません。
4　この附則の３の場合に、移行前の第１種オープンコンピュータ通信網サービスについて長期継続利用に係る定額利用料の適用を受けていたときは、移行と同時に第

３種オープンコンピュータ通信網サービスの長期継続利用に係る定額利用料の適用の申出があったものとみなして取り扱います。この場合、その長期継続利用に係る定額利用料の適用の開始日は、移行前の長期継続利用に係る定額利用料の適用の開始日とし、その長期継続利用の種類については、移行前の長期継続利用の種類と同一のものとします。

５　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第５種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から６か月の間にその第５種オープンコンピュータ通信網サービスについて、タイプ２のコース２（ＳＴＭ方式のものであって1.5Mb/sの品目のものを除きます。）への品目又は通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合は、改正後の料金表第１表第１の５－１（適用）の表の⑷欄のウ及び⑸欄のクの規定は適用しません。

ただし、変更後の品目に係る符号伝送速度が変更前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りでありません。

６　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第６種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から６か月の間にその第６種オープンコンピュータ通信網サービスについて、タイプ２のコース２又はコース３への区別、品目又は通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合は、改正後の料金表第１表第１の５の２－１（適用）の表の⑶欄のイの規定は適用しません。

７　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第１種オープンコンピュータ通信網サービス又は第３種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から６か月の間にその第１種契約又は第３種契約の解除とともに第６種契約（タイプ２のコース２又はコース３に係るものに限ります。）の申込みを行った場合は、改正後の料金表第１表第１の１－１（適用）の表の⑵欄のイ及び⑶欄のケの規定並びに３－１－１（適用）の表の⑸欄のイ、⑹欄のケ及びコの規定は適用しません。

ただし、移行後の品目に係る符号伝送速度が移行前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りでありません。

８　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

９　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

（その他）

10　経企第490号（平成13年６月13日）の附則の５及び６を次のように改めます。

５　削除

６　削除

附　則（平成13年10月19日経企第1388号）

（実施期日）

１　この改正規定については、平成13年11月１日から実施します。

（経過措置）

２　平成13年11月１日から平成14年２月28日までの間に、当社に対してタイプ２のコース１に係る第２種契約の申込み又はタイプ２のコース１への細目若しくは区分の変更の請求を行った第２種契約者については、その第２種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月（細目又は区分の変更の請求があった場合には、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月）からの３料金月について、料金表第１表第１（利用料金）２－２（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。

利用料

１契約者識別符号ごとに月額

区　　分	料　金　額
基本額（月額）	1,500円

3　料金表第１表第１（利用料金）２－１（適用）の表の⑺欄に規定する料金の適用を受ける第２種契約者（タイプ２のコース２のプラン３に係る者に限ります。）については、平成13年11月１日から平成14年２月28日までの間、２－１（適用）の表の⑺欄のアに規定する減額の額及び２－２（料金額）に規定する定額利用料の額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

定額利用料

１契約者識別符号ごとに月額

区　　分		料　金　額
電話重畳のもの	基本額	1,970円
	加入者回線料	187円
電話非重畳のもの	基本額	1,970円
	加入者回線料	2,062円

4　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成13年10月29日経企第1373号）
（平成13年10月29日経企第1380号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成13年10月29日から実施します。

ただし、この改正規定中、特定ダイヤルアップ回線の利用に関する部分については、平成13年11月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

ホスティングサービスに係る契約 ホスティング契約	第１種ホスティングサービスに係る契約 第１種ホスティング契約

3　この附則の２の規定によるほか、移行後の契約に係る種類等については、移行前の契約に係る種類等に相当するものとします。

4　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成13年11月12日経企第1540号）

この改正規定は、平成13年11月19日から実施します。

附　則（平成13年11月22日経企第1614号）

この改正規定は、平成13年11月30日から実施します。

ただし、この改正規定中、「データ伝送サービス契約約款」の追加に関する部分については、平成14年４月１日から実施します。

附　則（平成13年11月27日経企第1646号）

この改正規定は、平成13年11月30日から実施します。

附　則（平成13年11月29日経企第1648号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成13年12月10日から実施します。

ただし、この改正規定中、株式会社アッカ・ネットワークスの提供する他社接続契約者回線との接続に関する部分並びに第６種オープンコンピュータ通信網サービスの非対称型の品目及び品目に係る符号伝送速度に関する部分については、平成13年12月25日から、第５種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ１のコース１のプラン１（イーサネット方式のものの非対称型の品目に限ります。）における料金の改定に関する部分については、平成14年１月１日から、当社が別に定める当社の契約約款の追加に関する部分は、平成14年４月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第３種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第３種契約 クラス１に係るもの タイプ１に係るもの コース１に係るもの ＡＴＭ方式以外のものに係るもの ＡＴＭ方式のものに係るもの	第３種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第３種契約 クラス１に係るもの タイプ１に係るもの コース１に係るもの プラン１に係るもの ＳＴＭ方式のものに係るもの ＡＴＭ方式のものに係るもの
第５種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第５種契約 タイプ１に係るもの コース１に係るもの	第５種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第５種契約 タイプ１に係るもの コース１に係るもの プラン１に係るもの

3　この附則の２の規定によるほか、移行後の契約に係る品目等については、移行前の契約に係る品目等に相当するものとします。

4　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第３種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から６か月の間にその第３種オープンコンピュータ通信網サービスについて、クラス１のタイプ１のコース１又はコース２（いずれもイーサネット方式のものに限ります。）への品目又は通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合は、改正後の料金表第１表第１の３－１－１（適用）の表の⑻欄のオ及びカ並びに⑼欄のケ及びコの規定は適用しません。

ただし、変更後の品目に係る符号伝送速度が変更前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りでありません。

5　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第１種オープンコンピュータ通信網サービス又は第６種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から６か月の間にその第１種契約又は第６種契約の解除とともに第３種契約（クラス１のタイプ１のコース１又はコース２（いずれ

もイーサネット方式のものに限ります。）に係るものであって、臨時第３種契約を除きます。）の申込み（以下この附則の６まで「移行」といいます。）を行った場合は、改正後の料金表第１表第１の１－１（適用）の表の⑵欄のイ及び⑶欄のケの規定並びに５の２－１（適用）の表の⑶欄のアの規定は適用しません。

ただし、移行後の品目に係る符号伝送速度が移行前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りでありません。

６　この附則の５の場合に、移行前の第１種オープンコンピュータ通信網サービスについて長期継続利用に係る定額利用料の適用を受けていたときは、移行と同時に第３種オープンコンピュータ通信網サービスの長期継続利用に係る定額利用料の適用の申出があったものとみなして取り扱います。この場合、その長期継続利用に係る定額利用料の適用の開始日は、移行前の長期継続利用に係る定額利用料の適用の開始日とし、その長期継続利用の種類については、移行前の長期継続利用の種類と同一のものとします。

７　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第５種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から６か月の間にその第５種オープンコンピュータ通信網サービスについて、タイプ１のコース１のプラン２への品目又は通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合は、改正後の料金表第１表第１の５－１（適用）の表の⑹欄のウ及び⑺欄のクの規定は適用しません。

ただし、変更後の品目に係る符号伝送速度が変更前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りでありません。

８　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している第３種オープンコンピュータ通信網サービスについて、この改正規定実施の日から６か月の間に品目若しくは通信又は保守の態様による細目の変更又は接続事業者変更があった場合（いずれも株式会社アッカ・ネットワークスの提供する他社接続契約者回線に係るものへの変更となる場合に限ります。）は、この附則の４の規定に準じて取り扱います。

９　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している第１種オープンコンピュータ通信網サービス又は第６種オープンコンピュータ通信網サービスについて、この改正規定実施の日から６か月の間にその第１種契約又は第６種契約の解除とともに第３種契約（株式会社アッカ・ネットワークスの提供する他社接続契約者回線に係るものに限ります。）の申込みがあった場合は、この附則の５及び６の規定に準じて取り扱います。

10　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

11　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成13年12月10日経企第1727号）

（実施期日）

１　この附則は、平成13年12月17日から実施します。

（その他）

２　経企第1388号（平成13年10月19日）の附則中「平成14年２月28日まで」を「平成14年４月30日まで」に改めます。

附　則（平成13年12月12日経企第1764号）

この改正規定は、平成13年12月17日から実施します。

附　則（平成13年12月20日経企第1825号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成13年12月27日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第３種オープンコンピュータ通

信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から６か月の間にその第３種オープンコンピュータ通信網サービスについて、クラス１のタイプ１のコース２（加入者共用回線に係るものに限ります。）への品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更、接続事業者変更又は加入者回線（加入者共用回線を除きます。）から加入者共用回線への変更の請求を行った場合は、改正後の料金表第１表第１の３－１－１（適用）の表の⑻欄のオ及びカ並びに⑼欄のケ及びコの規定は適用しません。

ただし、変更後の品目に係る符号伝送速度が変更前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りでありません。

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第１種オープンコンピュータ通信網サービス又は第６種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から６か月の間にその第１種契約又は第６種契約の解除とともに第３種契約（クラス１のタイプ１のコース２（加入者共用回線に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込み（以下この附則の４まで「移行」といいます。）を行った場合は、改正後の料金表第１表第１の１－１（適用）の表の⑵欄のイ及び⑶欄のケの規定並びに５の２－１（適用）の表の⑶欄のアの規定は適用しません。

ただし、移行後の品目に係る符号伝送速度が移行前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りでありません。

４　この附則の３の場合に、移行前の第１種オープンコンピュータ通信網サービスについて長期継続利用に係る定額利用料の適用を受けていたときは、移行と同時に第３種オープンコンピュータ通信網サービスの長期継続利用に係る定額利用料の適用の申出があったものとみなして取り扱います。この場合、その長期継続利用に係る定額利用料の適用の開始日は、移行前の長期継続利用に係る定額利用料の適用の開始日とし、その長期継続利用の種類については、移行前の長期継続利用の種類と同一のものとします。

附　則（平成13年12月26日経企第1862号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成14年１月２日から実施します。

ただし、この改正規定中、第２種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ３のプラン３の追加に関する部分、第６種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ３のコース１及びコース２の追加に関する部分並びに第３種オープンコンピュータ通信網サービス及び第６種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ３のコース３を除きます。）の付加機能（ＩＰｖ６トンネリング機能及びパケットフィルタリング機能）に関する部分については、平成14年１月８日から、第２種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ３のプラン１及びプラン２の料金改定に関する部分については、平成14年２月１日から、第６種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ３のコース３の追加に関する部分（その付加機能（ＩＰｖ６トンネリング機能）に関する部分を含みます。）については、平成13年12月26日から起算して３か月の間で当社が別に定める日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第６種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第６種契約 ＤＳＬ回線専用利用型サービスに係るもの	第６種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第６種契約 アクセス回線専用利用型サービスに係るもの

タイプ１に係るもの タイプ２に係るもの コース１に係るもの コース２に係るもの コース３に係るもの ＤＳＬ回線共用利用型サービスに係るもの タイプ１に係るもの	タイプ１に係るもの タイプ２に係るもの プラン１に係るもの プラン２に係るもの プラン３に係るもの アクセス回線共用利用型サービスに係るもの タイプ１に係るもの

３　この附則の２の規定によるほか、移行後の契約に係る品目等については、移行前の契約に係る品目等に相当するものとします。

４　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第６種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から６か月の間にその第６種オープンコンピュータ通信網サービスについて、タイプ３への区別、品目又は通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合は、改正後の料金表第１表第１の５の２－１（適用）の表の⑵欄のイの規定は適用しません。

５　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第１種オープンコンピュータ通信網サービス又は第３種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から６か月の間にその第１種契約又は第３種契約の解除とともに第６種契約（タイプ３に係るものに限ります。）の申込み（以下この附則の５において「移行」といいます。）を行った場合は、改正後の料金表第１表第１の１－１（適用）の表の⑵欄のイ及び⑶欄のケの規定並びに３－１－１（適用）の表の⑻欄のオ及び⑼欄のケ及びコの規定は適用しません。

ただし、移行後の品目に係る符号伝送速度が移行前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りでありません。

６　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

７　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成14年１月25日経企第2043号）

この改正規定は、平成14年２月１日から実施します。

附　則（平成14年２月22日経企第2250号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成14年３月１日から実施します。

（その他）

２　経企第1388号（平成13年10月19日）の附則の３に規定する加入者回線料「187円」を「173円」に、「2,062円」を「1,933円」に改めます。

（経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成14年２月28日経企第2326号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成14年３月７日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附　則（平成14年３月11日経企第2394号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成14年３月18日から実施します。

ただし、この改正規定中、ドメイン名の定義の変更、特定協定事業者の名称の変更及びＩＰアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等の規定の変更に関する部分については、平成14年４月１日から、第６種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ２のコース２のプラン１のうち８Mb/sの品目に関する部分については、平成14年４月15日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第６種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第６種契約 アクセス回線専用利用型サービスに係るもの タイプ２に係るもの プラン１に係るもの プラン２に係るもの プラン３に係るもの	第６種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第６種契約 アクセス回線専用利用型サービスに係るもの タイプ２に係るもの コース１に係るもの プラン１に係るもの プラン２に係るもの プラン３に係るもの

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第６種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から６か月の間にその第６種オープンコンピュータ通信網サービスについて、タイプ２のコース２のプラン１への区別、品目又は通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合は、改正後の料金表第１表第１の５の２－１（適用）の表の⑵欄のイの規定は適用しません。

ただし、移行後の品目に係る符号伝送速度が移行前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りでありません。

４　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第１種オープンコンピュータ通信網サービス又は第３種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から６か月の間にその第１種契約又は第３種契約の解除とともに第６種契約（タイプ２のコース２のプラン１に係るものに限ります。）の申込み（以下この附則の４において「移行」といいます。）を行った場合は、改正後の料金表第１表第１の１－１（適用）の表の⑵欄のイ及び⑶欄のケの規定並びに３－１－１（適用）の表の⑼欄のオ及び⑽欄のケ及びコの規定は適用しません。

ただし、移行後の品目に係る符号伝送速度が移行前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りでありません。

附　則（平成14年３月25日経企第2511号）

（実施期日）

１　この附則は、平成14年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　平成14年４月１日から平成14年４月30日までの間に、当社に対するタイプ２のコース２（プラン２を除きます。以下この附則において同じとします。）に係る第２種契約の申込み又はタイプ２のコース２への細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、その第２種契約に係る定額利用料については、その第２種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月（細目又は区分の

変更については、変更後のサービスの提供を開始した日を含む料金月とします。）の翌料金月からの２料金月について、料金表第１表第１（利用料金）２－２（料金額）に規定する定額利用料の額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。なお、この料金額の適用を受けるＩＰ通信網契約については、その期間中、料金表第１表第１の２－１(適用)の表の⑺欄の規定にかかわらず、その欄のアに規定する減額を適用しません。

定額利用料

１契約者識別符号ごとに月額

区　　分			料　金　額
プラン１	電話重畳のもの	基本額	1,980円
		端末回線料	173円
	電話非重畳のもの	基本額	1,980円
		端末回線料	1,933円
プラン３	電話重畳のもの	基本額	2,280円
		端末回線料	173円
	電話非重畳のもの	基本額	2,280円
		端末回線料	1,933円

３　この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この附則実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成14年３月25日経企第2565号）

この改正規定は、平成14年４月１日から実施します。

附　則（平成14年４月22日経企第177号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成14年４月29日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している暗号鍵情報蓄積等機能に関する料金その他の取扱いは、なお従前のとおりとします。

附　則（平成14年４月24日経企第197号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成14年５月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成14年４月25日経企第202号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成14年５月７日から実施します。

ただし、この改正規定中、第６種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ２のプラン２の追加に関する部分については、平成14年５月23日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄

の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第６種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 　第６種契約 　　アクセス回線専用利用型サービスに係るもの 　　タイプ２に係るもの 　　タイプ３に係るもの	第６種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 　第６種契約 　　アクセス回線専用利用型サービスに係るもの 　　タイプ３に係るもの 　　タイプ４に係るもの

３　この附則の２の規定によるほか、移行後の契約に係る品目等については、移行前の契約に係る品目等に相当するものとします。

４　この改正規定実施前に、当社が第５種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態（その第５種契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）が生じたことを知った場合については、この改正規定中料金表第１表第１の５－１（適用）の表の⑼欄及び⑾欄の規定は適用しません。

５　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第１種オープンコンピュータ通信網サービス（128kb/sの品目のものに限ります。）又は第３種オープンコンピュータ通信網サービス（128kb/s以下の品目のものに限ります。）の提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から６か月の間にその第１種契約又は第３種契約の解除とともに第６種契約（タイプ２に係るものに限ります。）の申込みを行った場合は、改正後の料金表第１表第１の１－１（適用）の表の⑵欄のイ及び⑶欄のケの規定並びに３－１－１（適用）の表の⑼欄のオ及び⑽欄のケ及びコの規定は適用しません。

６　第１種オープンコンピュータ通信網サービス又は第３種オープンコンピュータ通信網サービスのクラス２の提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から６か月の間にその第１種契約又は第３種契約の解除とともに第６種契約（タイプ３のコース１に係るものに限ります。）の申込みを行った場合は、改正後の料金表第１表第１の１－１（適用）の表の⑵欄のイ及び⑶欄のケの規定並びに３－１－１（適用）の表の⑼欄のオ及び⑽欄のケ及びコの規定は適用しません。

　ただし、当該第６種契約に係る第６種オープンコンピュータ通信網サービスの開始日以降にその第１種契約又は第３種契約を締結した契約者については、この限りでありません。

７　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成14年４月24日経企第203号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成14年５月22日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄の回線制御装置の種類は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の回線制御装置の種別等とみなして取り扱います。

回線制御装置の種類	回線制御装置の種別等
	ＶＰＮ型
Ⅰ型	Ⅰ型
Ⅱ型	Ⅱ型

附　則（平成14年５月１日経企第238号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成14年６月１日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成14年５月30日経企第364号）

（実施期日）
1　この附則は、平成14年６月６日から実施します。
（その他）
2　経企第497号（平成12年７月５日）の附則の３及び経企第177号（平成14年４月22日）の附則２を削除します。

附　則（平成14年６月６日経企第417号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成14年６月13日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第４種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第４種契約	第４種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第４種契約 タイプ１に係るもの プラン１に係るもの
第５種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第５種契約 タイプ２に係るもの コース１に係るもの	第５種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第５種契約 タイプ２に係るもの コース１に係るもの プラン１に係るもの
第６種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第６種契約 アクセス回線専用利用型サービスに係るもの タイプ４に係るもの コース２に係るもの コース３に係るもの	第６種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第６種契約 アクセス回線専用利用型サービスに係るもの タイプ４に係るもの コース３に係るもの コース４に係るもの

3　この附則の２の規定によるほか、移行後の契約に係る品目等については、移行前の契約に係る品目等に相当するものとします。
4　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第３種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から６か月の間にその第３種オープンコンピュータ通信網サービスについて、品目若しくは通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合又は接続事業者変更等を行った場合（いずれもイーサネット方式のもの（他社接続契約者回線に係るものに限ります。）への変更となる場合に限ります。）は、改正後の料金表第１表第１の３－１－１（適用）の表の⑼欄のオ及びカ並びに⑽欄のケ及びコの規定は適用しません。

ただし、変更後の品目に係る符号伝送速度が変更前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りでありません。

5　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第１種オープンコンピュータ通信網サービス又は第６種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から６か月の間にその第１種契約又は第６種契約の解除とともに第３種契約（イーサネット方式のものであって他社接続契約者回線に係るものに限ります。）の申込み（以下この附則の６まで「移行」といいます。）を行った場合は、改正後の料金表第１表第１の１－１（適用）の表の⑵欄のイ及び⑶欄のケの規定並びに５の２－１（適用）の表の⑵欄のアの規定は適用しません。

ただし、移行後の品目に係る符号伝送速度が移行前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りでありません。

6　この附則の５の場合に、移行前の第１種オープンコンピュータ通信網サービスについて長期継続利用に係る定額利用料の適用を受けていたときは、移行と同時に第３種オープンコンピュータ通信網サービスの長期継続利用に係る定額利用料の適用の申出があったものとみなして取り扱います。この場合、その長期継続利用に係る定額利用料の適用の開始日は、移行前の長期継続利用に係る定額利用料の適用の開始日とし、その長期継続利用の種類については、移行前の長期継続利用の種類と同一のものとします。

7　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第５種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から６か月の間にその第５種オープンコンピュータ通信網サービスについて、タイプ２（イーサネット方式のものに限ります。）への品目又は通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合は、改正後の料金表第１表第１の５－１（適用）の表の⑺欄のウ及び⑻欄のクの規定は適用しません。

ただし、変更後の品目に係る符号伝送速度が変更前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りでありません。

8　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第６種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から６か月の間にその第６種オープンコンピュータ通信網サービスについて、タイプ４のコース２又はタイプ４のコース４のプラン４若しくはプラン５への区別、品目又は通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合は、改正後の料金表第１表第１の５の２－１（適用）の表の⑵欄のイの規定は適用しません。

9　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第１種オープンコンピュータ通信網サービス又は第３種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から６か月の間にその第１種契約又は第３種契約の解除とともに第６種契約（タイプ４のコース２又はタイプ４のコース４のプラン４若しくはプラン５に係るものに限ります。）の申込み（以下この附則の９において「移行」といいます。）を行った場合は、改正後の料金表第１表第１の１－１（適用）の表の⑵欄のイ及び⑶欄のケの規定並びに３－１－１（適用）の表の⑼欄のオ及び⑽欄のケ及びコの規定は適用しません。

ただし、移行後の品目に係る符号伝送速度が移行前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りでありません。

10　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

11　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成14年６月26日経企第547号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成14年７月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、第２種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ

３に関する料金については、平成14年９月１日から実施します。

（経過措置）

２　当社は、タイプ３に係る第２種契約者について、平成14年９月１日から平成14年11月30日までの間、料金表第１表第１（利用料金）２－２（料金額）に規定する定額利用料の額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。ただし、上記期間にタイプ３に係る第２種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した第２種契約者については、その第２種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月（細目又は区分の変更による提供の開始については、変更後の料金が適用された料金月とします。）の翌料金月からの３料金月について、次表の料金を適用することとします。

定額利用料

１契約者識別符号ごとに月額

区　　分	料　金　額
プラン１	1,280円
プラン２	1,280円
プラン３	6,100円

３　この附則の２の規定に関わらず、この附則の２に規定する料金は、３料金月を超えての適用はしません。

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

５　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成14年７月23日経企第721号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成14年７月30日から実施します。

ただし、この改正規定中、第２種ホスティングサービスに関する部分については、平成14年８月１日から、ＩＰｖ６トンネリング機能に関する部分については、平成14年８月21日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第６種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第６種契約 アクセス回線専用利用型サービスに係るもの アクセス回線共用利用型サービスに係るもの	第６種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第６種契約 カテゴリー１に係るもの カテゴリー２に係るもの

３　この附則の２の規定によるほか、移行後の契約に係る品目等については、移行前の契約に係る品目等に相当するものとします。

４　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、同表右欄の付加機能として取り扱います。

パケットフィルタリング機能	選択型パケットフィルタリング機能

5　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第３種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から６か月の間にその第３種オープンコンピュータ通信網サービスについて、品目若しくは通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合又は接続事業者変更等を行った場合（いずれもＡＴＭ方式のもの（クラス１のタイプ２のものに限ります。）又はイーサネット方式のもの（接続契約者回線に係るものに限ります。）への変更となる場合に限ります。）は、改正後の料金表第１表第１の３－１－１（適用）の表の⑼欄のオ及びカ並びに⑽欄のケ及びコの規定は適用しません。

ただし、変更後の品目に係る符号伝送速度が変更前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りでありません。

6　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第１種オープンコンピュータ通信網サービス又は第６種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から６か月の間にその第１種契約又は第６種契約の解除とともに第３種契約（ＡＴＭ方式のもの（クラス１のタイプ２のものに限ります。）又はイーサネット方式のもの（接続契約者回線に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込み（以下この附則の７まで「移行」といいます。）を行った場合は、改正後の料金表第１表第１の１－１（適用）の表の⑵欄のイ及び⑶欄のケの規定並びに５の２－１（適用）の表の⑵欄のアの規定は適用しません。

ただし、移行後の品目に係る符号伝送速度が移行前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りでありません。

7　この附則の６の場合に、移行前の第１種オープンコンピュータ通信網サービスについて長期継続利用に係る定額利用料の適用を受けていたときは、移行と同時に第３種オープンコンピュータ通信網サービスの長期継続利用に係る定額利用料の適用の申出があったものとみなして取り扱います。この場合、その長期継続利用に係る定額利用料の適用の開始日は、移行前の長期継続利用に係る定額利用料の適用の開始日とし、その長期継続利用の種類については、移行前の長期継続利用の種類と同一のものとします。

8　第１種オープンコンピュータ通信網サービス又は第３種オープンコンピュータ通信網サービスのクラス２の提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から平成15年３月31日までの間にその第１種契約又は第３種契約の解除とともに第６種契約（カテゴリー１のタイプ４（コース２並びにコース４のプラン４及びプラン５を除きます。）に係るものに限ります。）の申込みを行った場合は、改正後の料金表第１表第１の１－１（適用）の表の⑵欄のイ及び⑶欄のケの規定並びに３－１－１（適用）の表の⑼欄のオ及び⑽欄のケ及びコの規定は適用しません。

ただし、当該第６種契約に係る第６種オープンコンピュータ通信網サービスの開始日以降にその第１種契約又は第３種契約を締結した契約者については、この限りでありません。

9　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第２種ホスティングサービスに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

10　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

11　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成14年７月31日経企第793号）

この改正規定は、平成14年８月７日から実施します。

附　則（平成14年８月２日経企第822号）

（実施期日）

1　この改正規定は平成14年８月５日から実施します。
　ただし、この改正規定中、ＩＰｖ６トンネリング機能を利用する第５種契約者に関する部分については、平成14年８月21日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄の回線制御装置の種別等は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の回線制御装置の種別等とみなして取り扱います。

回線制御装置の種別等 ＶＰＮ型 Ⅰ型 Ⅱ型	回線制御装置の種別等 ＶＰＮ型 ＮＳ－Ｉａ型 ＮＳ－Ｉｂ型

附　則（平成14年8月23日経企第860号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成14年８月30日から実施します。
　ただし、この改正規定中、優先接続の取扱いに係る定額利用料の適用に関する部分については、平成14年９月１日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取扱います。

第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第２種契約 タイプ２に係るもの コース２に係るもの プラン３に係るもの	第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第２種契約 タイプ２に係るもの コース２に係るもの プラン２に係るもの

3　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により電話等サービスの月極割引との複合継続利用に係る利用料又は定額利用料の適用を受けている第２種契約者（タイプ２のコース２に係る者に限ります。）は、この改正規定実施の日において、優先接続の取扱いに係る定額利用料の適用を受けている第２種契約者とみなして取り扱います。
4　当社は、タイプ２のコース２のプラン３に係る第２種契約の申込があったときは、当社が別に定める日までの間は、その第２種契約の申込をした者に対し、タイプ２のコース２のプラン２に係る第２種オープンコンピュータ通信網サービスと同等の料金その他の提供条件により第２種オープンコンピュータ通信網サービスを提供します。ただし、特定協定事業者が別に定める提供条件を満たした場合に限り、ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大12.512Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能となります。
5　この附則の４に定める当社が別に定める日の翌日以降は、タイプ２のコース２のプラン３に係る第２種契約者に対し、タイプ２のコース２のプラン３に係る第２種オープンコンピュータ通信網サービスの料金その他の提供条件により第２種オープンコンピュータ通信網サービスを提供します。
6　経企第2511号（平成14年３月25日）の附則の２において、「プラン２を除きます。」を削除し、「プラン３」を「プラン２」に改め、「⑺欄の規定にかかわらず」を「⑻欄の規定にかかわらず」に改めます。
7　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

８　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成14年９月10日経企第901号）

（実施期日）

１　この附則は、平成14年９月17日から実施します。

（経過措置）

２　平成14年10月１日から平成15年１月31日までの間に、タイプ２のコース１に係る第２種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した第２種契約者について、その第２種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月（細目又は区分の変更による提供の開始については、変更後の料金が適用された料金月とします。）の翌料金月からの３料金月について、料金表第１表第１（利用料金）２－２（料金額）に規定する定額利用料の額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

１契約者識別符号ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
定額利用料	1,250円

３　この附則の２の規定に関わらず、この附則の２に規定する料金は、３料金月を超えての適用はしません。

４　この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

５　この附則実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成14年９月18日経企第919号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成14年９月25日から実施します。

ただし、この改正規定中、次に掲げる部分については、それぞれ次に掲げる日から実施します。

⑴　第６種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ４における細目の追加及び料金改定に関する部分

平成14年10月１日

⑵　第６種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ３のコース１における品目及び品目に係る符号伝送速度に関する部分

ＤＳＬ回線の品目の追加（12Mb/s品目に係るものとします。）に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表の改正規定実施日と同日

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第３種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から６か月の間にその第３種オープンコンピュータ通信網サービスについて、品目若しくは通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合又は接続事業者変更等を行った場合（接続契約者回線（アクセスデータ通信サービスに係るものに限ります。）に係るものへの変更となる場合に限ります。）は、改正後の料金表第１表第１の３－１－１（適用）の表の⑼欄のオ及びカ並びに⑽欄のケ及びコの規定は適用しません。

ただし、変更後の品目に係る符号伝送速度が変更前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りでありません。

３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第１種オープンコンピュータ通信網サービス又は第６種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から６か月の間にその第１種契約又は第６種契約の解除とともに第３種契約（接続契約者回線（アクセスデータ通信サービスに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込み（以下この附則の４まで「移行」と

いいます。）を行った場合は、改正後の料金表第１表第１の１－１（適用）の表の⑵欄のイ及び⑶欄のケの規定並びに５の２－１（適用）の表の⑵欄のアの規定は適用しません。

ただし、移行後の品目に係る符号伝送速度が移行前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りでありません。

４　この附則の３の場合に、移行前の第１種オープンコンピュータ通信網サービスについて長期継続利用に係る定額利用料の適用を受けていたときは、移行と同時に第３種オープンコンピュータ通信網サービスの長期継続利用に係る定額利用料の適用の申出があったものとみなして取り扱います。この場合、その長期継続利用に係る定額利用料の適用の開始日は、移行前の長期継続利用に係る定額利用料の適用の開始日とし、その長期継続利用の種類については、移行前の長期継続利用の種類と同一のものとします。

５　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第６種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から６か月の間にその第６種オープンコンピュータ通信網サービスについて、タイプ３のコース３又はタイプ４のコース４のプラン１への区別、品目又は通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合は、改正後の料金表第１表第１の５の２－１（適用）の表の⑵欄のイの規定は適用しません。

ただし、変更後の品目に係る符号伝送速度が変更前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りでありません。

６　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第１種オープンコンピュータ通信網サービス又は第３種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から６か月の間にその第１種契約又は第３種契約の解除とともに第６種契約（タイプ３のコース３又はタイプ４のコース４のプラン１に係るものに限ります。）の申込み（以下この附則の６において「移行」といいます。）を行った場合は、改正後の料金表第１表第１の１－１（適用）の表の⑵欄のイ及び⑶欄のケの規定並びに３－１－１（適用）の表の⑼欄のオ及び⑽欄のケ及びコの規定は適用しません。

ただし、移行後の品目に係る符号伝送速度が移行前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りでありません。

７　この改正規定実施の日から平成14年12月31日までの間に第６種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ３のコース３に係る第６種契約の申込み又は当該第６種オープンコンピュータ通信網サービスへの区別、品目若しくは通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合は、料金表第１表第３及び料金表第２表の規定にかかわらず、その契約申込又は変更請求の承諾に基づく契約料及び工事費は適用しません。

８　この改正規定実施の日から平成14年12月31日までの間に第６種オープンコンピュータ通信網サービス（メールリレー機能に係るものに限ります。）に係る第６種契約の申込み又は当該第６種オープンコンピュータ通信網サービスへの区別、品目若しくは通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合（メールリレー機能の利用開始の請求を伴うものに限ります。）は、料金表第１表第３及び料金表第２表の規定にかかわらず、その契約申込又は変更請求の承諾に基づく契約料及び工事費は適用しません。

９　この改正規定実施の日から平成14年12月31日までの間に第６種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー１のタイプ４に係るものに限ります。）に係る第６種契約の申込み又は当該第６種オープンコンピュータ通信網サービスへの区別、品目若しくは通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合は、料金表第１表第３及び料金表第２表の規定にかかわらず、その契約申込又は変更請求の承諾に基づく契約料及び工事費は適用しません。

10　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス

の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

11　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成14年9月24日経企第902号）

（実施期日）

1　この附則は、平成14年10月１日から実施します。

（経過措置）

2　当社は、タイプ２のコース２（プラン３に限ります。以下この附則において同じとします。）に係る第２種契約者について、平成14年11月１日から平成15年１月31日までの間、料金表第１表第１（利用料金）２－２（料金額）に規定する定額利用料及び経企第860号（平成14年８月23日）の附則の４の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。ただし、上記期間にタイプ２のコース２に係る第２種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した第２種契約者については、その第２種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月（細目又は区分の変更による提供の開始については、変更後の料金が適用された料金月とします。）の翌料金月からの３料金月について、次表の料金を適用することとします。なお、この料金額の適用を受けるＩＰ通信網契約については、その期間中、料金表第１表第１の２－１（適用）の表の⑻欄の規定にかかわらず、その欄のアに規定する減額を適用しません。

定額利用料

１契約者識別符号ごとに月額

区分			料金額
プラン３	電話重畳のもの	基本額	1,970円
		端末回線料	173円
	電話非重畳のもの	基本額	1,970円
		端末回線料	1,933円

3　この附則の２の規定に関わらず、この附則の２に規定する料金は、３料金月を超えての適用はしません。

4　この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5　この附則実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成14年10月10日経企第959号）

（実施期日）

1　この附則は、平成14年10月17日から実施します。

（定額利用料の特別適用）

2　平成14年10月17日から平成14年11月30日までの間に、当社に対してタイプ２のコース２に係る第２種契約の申込み（電話等サービス契約約款に規定する通話料金の月極割引（回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ及び回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱに限ります。以下この附則において同じとします。）の申込みを伴うものに限ります。）を行い、ボイスモードの利用の請求をした第２種契約者については、その第２種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月からの４料金月について、料金表第１表第１（利用料金）２－１（適用）の表の⑻欄に規定する減額の額及び２－２（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料のうちの基本額について適用しません（第２種契約者が、電話等サービス契約約款に

規定する通話料金の月極割引の適用を受けなくなったとき、ボイスモードを利用することができなくなったとき又は本適用に係る業務の遂行上著しい支障があるときを除きます。)。

附　則（平成14年10月21日経企第971号）

この改正規定は、平成14年11月１日から実施します。

附　則（平成14年12月６日経企第1101号）

この改正規定は、平成14年12月９日から実施します。

附　則（平成14年12月９日経企第1103号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成14年12月16日から実施します。

ただし、この改正規定中、第６種オープンコンピュータ通信網サービスのカテゴリー１（タイプ３のコース４及びタイプ４のコース５からコース８のものに限ります。）に関する部分については、平成15年１月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約（アクセス回線二重化に係るものにあっては２の契約）とみなして取扱います。この場合、右欄の契約に係る品目等については、同表に規定するものを除き、左欄の契約に係る品目等に相当するものとします。

第３種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第３種契約（アクセス回線二重化に係るもの以外のものに限ります。） ＳＴＭ方式のものに係るもの ＡＴＭ方式のものに係るもの イーサネット方式のものに係るもの 10Mb/s（10BASE-T）品目に係るもの 10Mb/s（100BASE-TX）品目に係るもの 上記以外の品目に係るもの 第３種契約（アクセス回線二重化に係るものに限ります。） イーサネット方式のものに係るもの 10Mb/s（10BASE-T）品目に係るもの 10Mb/s（100BASE-TX）品目に係るもの 上記以外の品目に係るもの 臨時第３種契約 ＳＴＭ方式のものに係るもの イーサネット方式のものに係るもの 10Mb/s（10BASE-T）品目に係る	第３種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第３種契約（アクセス回線二重化に係るもの以外のものに限ります。） 通常契約 ＳＴＭ方式のものに係るもの ＡＴＭ方式のものに係るもの イーサネット方式のものに係るもの 10Mb/s（半二重）品目に係るもの 10Mb/s（全二重）品目に係るもの 従前に相当する品目に係るもの 第３種契約（アクセス回線二重化に係るものに限ります。） 通常契約及び二重化付加契約 イーサネット方式のものに係るもの 10Mb/s（半二重）品目に係るもの 10Mb/s（全二重）品目に係るもの 従前に相当する品目に係るもの 臨時第３種契約 通常契約 ＳＴＭ方式のものに係るもの イーサネット方式のものに係るもの 10Mb/s（半二重）品目に係るも

もの 10Mb/s（100BASE-TX）品目に係るもの 上記以外の品目に係るもの 第５種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第５種契約（アクセス回線二重化に係るもの以外のものに限ります。） 第５種契約（アクセス回線二重化に係るものに限ります。） 第６種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第６種契約 カテゴリー１に係るもの（メールリレー機能に係るものに限ります。） タイプ３に係るもの コース１に係るもの タイプ４に係るもの コース１に係るもの コース２に係るもの コース３に係るもの コース４に係るもの	の 10Mb/s（全二重）品目に係るもの 従前に相当する品目に係るもの 第５種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第５種契約（アクセス回線二重化に係るもの以外のものに限ります。） 通常契約 第５種契約（アクセス回線二重化に係るものに限ります。） 通常契約及び二重化付加契約 第６種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第６種契約 カテゴリー１に係るもの タイプ３に係るもの コース４に係るもの タイプ４に係るもの コース５に係るもの コース６に係るもの コース７に係るもの コース８に係るもの

３　この附則の２の場合において、左欄の契約（アクセス回線二重化に係るものに限ります。）について高額利用割引（高額利用指定回線群に係るもの以外のものとします。）の適用を受けているときは、この改正規定実施の日において、右欄の２の契約（通常契約及び二重化付加契約）について高額利用指定回線群を構成する旨の申出があったものとみなして取扱います。

ただし、この改正規定実施の日にその契約者からその２の契約について高額利用指定回線群を構成しないでほしい旨の申出があった場合には、この限りでありません。

４　平成15年３月31日までの間に第３種契約若しくは第５種契約の申込み、工事を要する請求又は回線収容部の変更に係る届出を行った場合は、料金表第２表の規定にかかわらず、その申込み若しくは請求の承諾又は届出に基づく工事費のうち、交換機等工事費（冗長設定に関する工事又はＢＧＰ設定（グローバルＡＳ）に関する工事に係るものに限ります。）は適用しません。

５　平成15年３月31日までの間に第３種契約又は第５種契約（いずれも二重化付加契約に限ります。）の申込みを行った場合は、料金表第１表第３の規定にかかわらず、その申込みの承諾に基づく契約料は適用しません。

６　経企第721号（平成14年７月23日）の附則の５及び経企第919号（平成14年９月18日）の附則の２における、「３－１－１（適用）の表の⑼欄のオ及びカ」を「３－１－１（適用）の表の⑼欄のエ及びオ」に改めます。

７　経企第721号（平成14年７月23日）の附則の８及び経企第919号（平成14年９月18日）の附則の６における、「３－１－１（適用）の表の⑼欄のオ」を「３－１－１（適用）の表の⑼欄のエ」に改めます。

８　経企第721号（平成14年７月23日）の附則の８における、「カテゴリー１のタイプ４（コース２並びにコース４のプラン４及びプラン５を除きます。）」を「カテゴリー１のタイプ４（コース４のプラン１を除きます。）」に改めます。

9　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
10　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成14年10月30日経企第1003号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成15年１月１日から実施します。
（経過措置）
2　同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金等の月極割引の適用を受けている第２種契約者については、経企第902号（平成14年９月24日）の附則に規定する定額利用料は適用しません。
3　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成14年12月25日経企第1152号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成15年１月１日から実施します。
ただし、この改正規定中、ウェブ機能に関する部分については、平成15年２月20日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年１月24日経企第1221号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成15年２月１日から実施します。
ただし、この改正規定中、優先接続の取扱いに係る定額利用料の適用に関する部分については、平成15年３月１日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定にかかわらず、当社が別に定める日までの間は、タイプ２のコース１に係る第２種契約者から県間固定特別割引の申出があり、当社がその申出を承諾した場合に限り、県間固定特別割引を適用します。
3　平成15年２月１日から平成15年４月30日までの間に、タイプ２（コース１及びコース２のプラン３に限ります。）及びタイプ３（プラン１に限ります。）に係る第２種契約の申込み又は細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、その第２種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月（細目又は区分の変更による提供の開始については、変更後の料金が適用された料金月とします。）からの３料金月について、料金表第１表第１の２－１（適用）の表の⑻欄に規定する減額の額及び２－２（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料（タイプ２のコース２のプラン３については、定額利用料のうちの基本額とします。）について適用しません。
4　この附則の３の規定に関わらず、この附則の３に規定する料金は、３料金月を超えての適用はしません。
5　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
6　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年１月23日経企第1209号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成15年１月30日から実施します。
ただし、この改正規定中、電子メールバックアップ機能に関する部分については、平成15年２月18日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年１月28日経企第1163号）

この改正規定は、平成15年２月４日から実施します。

附　則（平成15年２月６日経企第1265号）

この改正規定は、平成15年２月10日から実施します。
ただし、この改正規定中、回線制御装置に係るオプションサービスのうち、簡易設定変更サービスに関する部分については、平成15年３月10日から実施します。

附　則（平成15年２月５日経企第1259号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成15年３月１日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定中、平成15年２月28日迄、「OCN．Phoneの試験サービスに関する契約約款」に基づく契約をしていた契約者については、料金表２－２－１に規定する工事料を適用しません。
3　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償に関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年２月17日経企第1287号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成15年３月１日から実施します。
（経過措置）
2　平成15年２月17日から平成15年３月31日までの間に第６種オープンコンピュータ通信網サービスのカテゴリー１（タイプ３のコース３若しくはコース４又はタイプ４のコース５からコース８に限ります。）に係る第６種契約の申込み又は当該第６種オープンコンピュータ通信網サービスへの区別、品目若しくは通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合は、料金表第１表第３及び料金表第２表の規定にかかわらず、その契約申込又は変更請求の承諾に基づく契約料及び工事費は適用しません。
3　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年２月21日経企第1302号）

（実施期日）
1　この附則は、平成15年３月１日から実施します。
（経過措置）
2　当社は料金表第１表第１（利用料金）２－１（適用）に、次の各表の細目及び区分を追加します。
⑴　第２種契約の細目に係る料金の適用の追加

細　目	内　　容
タイプ１－２	第４条（ＩＰ通信網サービスの種類）の２の表の２の規定にかかわらず、利用回線を使用して通信を行うことができるもので、接

	続通信時間にかかわらず定額利用料を設定するもの
タイプ２－２	第４条（ＩＰ通信網サービスの種類）の２の表の２の規定にかかわらず、ＤＳＬ回線を使用して通信を行うことができるもので、当社の提供区間についてその第２種契約に係る定額利用料を設定するもの
タイプ３－２	第４条（ＩＰ通信網サービスの種類）の２の表の２の規定にかかわらず、光アクセス回線を使用して通信を行うことができるもの

⑵　第２種契約のタイプ１のコース１に係る区分の追加

区　分	内　　容
プラン１－２	利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間の１分までごとに加算額を計算し、基本額（累計時間が０の場合も適用します。）にその額を加算して適用します。
プラン１－３	利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間が７時間までの場合（累計時間が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、７時間を越える場合は７時間を超える１分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン２－２	利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間が25時間までの場合（累計時間が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、25時間を越える場合は25時間を超える１分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン４－２	利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間が200時間までの場合（累計時間が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、200時間を越える場合は200時間を超える１分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン５－２	利用回線を使用しての通信ができないもので、接続通信時間にかかわらず定額利用料を適用します。

⑶　第２種契約のタイプ１のコース２に係る区分の追加

細目及び区分	内　　容
プラン１－２	当社が別に定めるアクセスポイントに接続しての通信のみが可能で、接続通信時間の料金月単位での累計時間が１時間までの場合（累計時間が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、１時間を越える場合は１時間を超える１分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン２－２	当社が別に定めるアクセスポイントに接続しての通信のみが可能で、接続通信時間の料金月単位での累計時間が４時間までの場合（累計時間が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、４時間を越える場合は４時間を超える１分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン３－２	当社が別に定めるアクセスポイントに接続しての通信のみが可能で、接続通信時間の料金月単位での累計時間が10時間までの場合（累計時間が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、10

	時間を越える場合は10時間を超える１分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

⑷　第２種契約のタイプ３－２に係る区分の追加

区　分	内　　容
プラン１	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－１（100Mbit/s品目のプラン１及びプラン２のものを除きます。）に係るもの
プラン２	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－２に係るもの
プラン３	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－１（100Mbit/s品目のプラン２のものに限ります。）に係るもの

３　この附則の２に規定する細目及び区分について、次の表に定める料金額を適用することとし、料金表第１表第１（利用料金）２－２（利用額）に追加します。

⑴　利用料

ア　タイプ１のコース１のもの

１契約者識別符号ごとに

区　　分		料　金　額
プラン１－２	基本額（月額）	200円（210円）
	加算額（１分までごとに）	5円（5.25円）
プラン１－３	基本額（月額）	700円（735円）
	加算額（１分までごとに）	5円（5.25円）
プラン２－２	基本額（月額）	1,500円（1,575円）
	加算額（１分までごとに）	5円（5.25円）
プラン４－２	基本額（月額）	2,500円（2,625円）
	加算額（１分までごとに）	5円（5.25円）

イ　タイプ１のコース２のもの

１契約者識別符号ごとに

区　　分		料　金　額
プラン１－２	基本額（月額）	400円（420円）
	加算額（１分までごとに）	9円（9.45円）
プラン２－２	基本額（月額）	1,200円（1,260円）

	加算額（１分までごとに）	9円（9.45円）
プラン３－２	基本額（月額）	2,480円（2,604円）
	加算額（１分までごとに）	9円（9.45円）

⑵　定額利用料

ア　タイプ１のコース１のもの

１契約者識別符号ごとに月額

区　　分	料　金　額
プラン５－２	1,750円（1,837.5円）

イ　タイプ１－２のもの

１契約者識別符号ごとに月額

区　　分	料　金　額
定額利用料	1,200円（1,260円）

ウ　タイプ２－２のもの

１契約者識別符号ごとに月額

区　　分	料　金　額
定額利用料	1,800円（1,890円）

エ　タイプ３－２のもの

１契約者識別符号ごとに月額

区　　分	料　金　額
プラン１	3,000円（3,150円）
プラン２	3,000円（3,150円）
プラン３	9,800円（10,290円）

４　この附則実施の際現に、当社がＯＣＮ　Ｓｐｈｅｒｅダイヤルアップ　ＩＰ接続サービス利用規約（以下「旧規約」といいます。）の規定により締結している次の表の左欄の契約は、当社が別に定める日において、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約に移行したものとします。

区　　分	料　金　額
ＯＣＮ　Ｓｐｈｅｒｅ　Ｌｉｔｅ　プチコース	第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第２種契約 タイプ１ コース１

	プラン１－２
ＯＣＮ　Ｓｐｈｅｒｅ　Ｌｉｔｅ　Ａコース	第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第２種契約 タイプ１ コース１ プラン１－３
ＯＣＮ　Ｓｐｈｅｒｅ　Ｌｉｔｅ　Ｂコース	第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第２種契約 タイプ１ コース１ プラン２－２
ＯＣＮ　Ｓｐｈｅｒｅ　Ｌｉｔｅ　Ｃコース	第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第２種契約 タイプ１ コース１ プラン４－２
ＯＣＮ　Ｓｐｈｅｒｅ　Ｘｐｅｒｔ	第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第２種契約 タイプ１ コース１ プラン５－２
ＯＣＮ　Ｓｐｈｅｒｅ　Ｘｐｅｒｔ　＋	第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第２種契約 タイプ１－２
ＯＣＮ　Ｓｐｈｅｒｅ　デュオ　１時間コース	第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第２種契約 タイプ１ コース２ プラン１－２
ＯＣＮ　Ｓｐｈｅｒｅ　デュオ　４時間コース	第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第２種契約 タイプ１ コース２ プラン２－２

ＯＣＮ　Ｓｐｈｅｒｅ　デュオ 10時間コース	第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第２種契約 タイプ１ コース２ プラン３－２
ＯＣＮ　Ｓｐｈｅｒｅ　Ｘｐｅｒｔ　ＡＤＳＬ	第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第２種契約 タイプ２－２
ＯＣＮ　Ｓｐｈｅｒｅ　Ｘｐｅｒｔ　Ｈｉｋａｒｉ（Ｂフレッツ ニューファミリータイプ／ファミリータイプ用）	第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第２種契約 タイプ３－２ プラン１
ＯＣＮ　Ｓｐｈｅｒｅ　Ｘｐｅｒｔ　Ｈｉｋａｒｉ（Ｂフレッツマンションタイプ用）	第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第２種契約 タイプ３－２ プラン２
ＯＣＮ　Ｓｐｈｅｒｅ　Ｘｐｅｒｔ　Ｈｉｋａｒｉ（Ｂフレッツ ベーシックタイプ用）	第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第２種契約 タイプ３－２ プラン３

５　当社は、この附則の４に規定する他に、この附則の２に規定する細目及び区分に係る第２種契約についての申込み並びに細目及び区分の変更の請求（当社が別に定めるものを除きます。）を承諾しません。

６　タイプ１のコース１に係る第２種契約者（この附則の２に規定する区分に係る者に限ります。）が、当社が別に定めるアクセスポイントに接続して通信を行う場合、この附則の３の規定にかかわらず、その接続通信時間については、料金額の適用をしません。

７　第26条の２（ボイスモードの利用）の規定にかかわらず、この附則の２に規定する細目及び区分に係る第２種契約者（特別第２種契約者といいます。以下この附則において同じとします。）はボイスモードを利用することができません。

８　特別第２種契約者については、料金表通則16（高額利用割引）、料金表第１表第１（利用料金）２－１の⑺及び⑻欄に規定する減額の額並びに経企第1221号の附則（平成15年１月24日）の３の規定を適用しません。

９　この附則実施の際現に、料金表第１表第１（利用料金）２－１の⑾の適用を受けている特別第２種契約者のメールアドレスについては、料金表第１表第１（利用料金）２－２－３の料金額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。（この附則実施日以降に追加したメールアドレスについては、次表の料金額は適用しません。）

電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額

１契約者識別符号ごとに月額

区　　分	料　金　額
電子メールの利用	100円（105円）

10　料金表第１表第１（利用料金）２－１の⑿の規定にかかわらず、特別第２種契約者については、特定ダイヤルアップ回線からの通信を行うことができません。
11　料金表第１表第１（利用料金）２－２－５の規定にかかわらず、特別第２種契約者（タイプ１のコース１に係る者は除きます。）はローミング機能を利用することができません。
12　特別第２種契約者については、ポータブルＩＰサービス契約約款に定めるポータブルＩＰサービス（第１種契約者（タイプ２に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の提供を受けることができません。
13　この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
14　この附則実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年３月５日経企第1349号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年３月12日から実施します。
ただし、この改正規定中、携帯電話番号等認証機能に関する部分については、平成15年３月25日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年３月11日経企第1373号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年３月18日から実施します。

（経過措置）

２　経企第1302号の附則（平成15年２月21日）の７に規定する特別第２種契約者については、ホスティング機能を利用することができません。
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年３月17日経企第1378号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成15年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のとおりとします。

附　則（平成15年３月６日経企第1358号）

この改正規定は、平成15年４月１日から実施します。

附　則（平成15年３月25日経企第1420号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成15年４月１日から実施します。
（経過措置）
2　平成15年４月１日からの２料金月について、料金表第１表第１の２－２－７の(1)に規定する定額料の額にかかわらず、定額料について適用しません。
3　平成15年４月１日から平成15年５月31日までの間に、ボイスモード（タイプ２）の利用の請求を当社が承諾した場合は、料金表第２表の２－２－１に規定する工事料を適用しません。
4　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年３月25日経企第1426号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成15年４月１日から実施します。
（経過措置）
2　平成15年３月31日において、当社が「シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス」の試験サービスに関する契約約款（以下この附則において「試験約款」といいます。）の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が締結した同表の右欄の契約に移行したものとします。この場合、右欄の契約に係る区分等については、同表に規定するものを除き、左欄の契約に係る区分等に相当するものとします。

シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係る契約 　シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約 　　ボイスタイプ１に係るもの 　　ボイスタイプ２に係るもの	シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係る契約 　シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約 　　タイプ１に係るもの 　　タイプ２に係るもの

3　この改正規定実施前に、試験約款の規定により生じた料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4　この改正規定実施前に、試験約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、この改正規定実施の日において、なお従前のとおりとします。
5　この改正規定実施前に、当社に対し試験約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。
6　平成15年３月31日において、当社が試験約款の規定により提供している電気通信サービスは、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この改正規定実施の日からこの約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

附　則（平成14年４月３日経企第54号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成14年４月10日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3　この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年４月３日経企第57号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成15年４月10日から実施します。
　ただし、この改正規定中、シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係る通信のうち当社が別に定める電気通信回線との間の通信に関する部分については、平成15年６月１日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。この場合、右欄の契約に係る細目等については、同表に規定するものを除き、左欄の契約に係る細目等に相当するものとします。

第１種データ着信サービスに係る契約 　第１種データ着信契約 第２種データ着信サービスに係る契約 　第２種データ着信契約	第１種データ着信サービスに係る契約 　第１種データ着信契約 　　タイプ２に係るもの 第２種データ着信サービスに係る契約 　第２種データ着信契約 　　タイプ２に係るもの

3　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結しているシェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係るシェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに関する料金その他の提供条件については、この改正規定にかかわらず、なお従前のとおりとします。
4　この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、尚、従前の通りとします。

附　則（平成15年４月18日経企第111号）

（実施期日）
1　この附則は、平成15年４月29日から実施します。
2　経企第1221号（平成15年１月24日）の附則中「平成15年４月30日まで」を「平成15年５月31日まで」に改めます。
（経過措置）
3　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年５月21日経企第207号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成15年６月６日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償に関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年５月21日経企第208号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成15年６月１日から実施します。
（経過措置）
2　経企第1221号（平成15年１月24日）の附則の３における「コース２のプラン３」を「コース２のプラン４」に置き換えます。
3　平成15年６月１日から平成15年８月31日までの間に、タイプ２（コース１及びコース２のプラン１及びプラン４に限ります。）及びタイプ３（プラン１に限ります。）に係る第２種契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第２種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの２料金月、細目

若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの３料金月について、料金表第１表第１の２－１(適用)の表の⑻欄に規定する減額の額及び２－２（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料（タイプ２のコース２のプラン１及びプラン４については、定額利用料のうちの基本額とします。）について適用しません。

４　平成15年６月１日から平成15年８月31日までの間に、ボイスモード（タイプ２）の利用の請求を当社が承諾した場合は、料金表第１表第１の２－２－７の⑴に規定する定額料の額にかかわらず、ボイスモード（タイプ２）の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から２料金月についての定額料及び料金表第２表の２－１－１に規定する工事料について適用しません。

５　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

６　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年５月23日経企第216号）

この改正規定は、平成15年６月１日から実施します。

附　則（平成15年６月12日経企第289号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年６月19日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第４種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第４種契約 タイプ１のもの	第４種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第４種契約 タイプ１のもの（コース１）

附　則（平成15年６月13日経企第290号）

この改正規定は、平成15年６月20日から実施します。

附　則（平成15年６月23日経企第329号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年７月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年６月24日経企第330号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年７月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取扱います。

第２種ホスティング契約	第２種ホスティング契約 カテゴリー１

附　則（平成15年６月26日経企第351号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年７月１日から実施します。

（経過措置）

２　平成15年７月１日から平成15年９月30日までの間に第１種ホスティングサービスのメールホスティングサービス又はメール・ウェブホスティングサービス（タイプ２のプラン１、プラン２若しくはプラン３又はプラン４に限ります。）の契約申込みの請求を行った場合であって、その利用の開始が平成15年10月31日までに行われた場合には、料金表第１表第３及び料金表第２表の規定にかかわらず、その契約申込の承諾に基づく契約料及び工事費は適用しません。

尚、平成15年７月１日から平成15年９月30日までの間に第１種ホスティングサービスの追加機能等（メールホスティングサービスに係るメールアドレスの追加又は付加機能の利用の開始若しくはメール・ウェブホスティングサービスに係るメールアドレスの追加又は蓄積情報量の増加を言います。）の申込みが行われた場合であって、平成15年10月31日までにその追加機能等の利用の開始の工事が第1種ホスティングサービスに係る契約申込みの工事と同時に行われた場合には、その追加機能等の申込の承諾に基づく工事費は適用しません。

附　則（平成15年６月30日経企第355号）

（実施期日）

１　この附則は、平成15年７月７日から実施します。

（経過措置）

２　平成15年７月７日から平成15年８月31日までの間に、タイプ３（プラン２に限ります。）に係る第２種契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第２種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの２料金月、細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの３料金月について、料金表第１表第１の２－１（適用）の表の⑻欄に規定する減額の額及び２－２（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません。

３　この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この附則実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年７月１日　経企第371号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年７月８日から実施します。

ただし、この改正規定中、第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに関する規定については、平成15年８月１日より実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取扱います。

シェアードＩＰ－ＰＢＸに係る契約 シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約	第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸに係る契約 第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約

３　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約に係る第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに関する料金その他の提供条件については、この改正規定にかかわらず、なお従前のとおりとします。

4　この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前の通りとします。

附　則（平成15年７月10日経企第393号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成15年７月17日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償に関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年７月11日経企第402号）

（実施期日）

1　この改正規定は、当社が別に定める日から実施します。

2　前項に定める日から平成15年８月31日までの間に、タイプ２（プラン５に限ります。）に係る第２種契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第２種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの２料金月、細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの３料金月について、料金表第１表第１の２－１(適用)の表の⑻欄に規定する減額の額及び２－２（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料のうちの基本額について適用しません。

3　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年７月30日経企第402号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成15年７月31日から実施します。

（経過措置）

2　平成15年７月11日経企第402号の附則に規定する当社が別に定める日は、平成15年８月１日とします。

3　この改正規定表実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年７月30日経企第454号）

この改正規定は、平成15年８月６日から実施します。

附　則（平成15年８月12日経企第481号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成15年８月19日から実施します。

（経過措置）

2　経企第208号（平成15年５月21日）、経企第355号（平成15年６月30日）及び経企第402号（平成15年７月11日）の附則中「平成15年８月31日までの間に」を「平成15年９月30日までの間に」に改めます。

3　経企第208号（平成15年５月21日）の附則中「ボイスモード（タイプ２)」を「第１種ドットフォンサービス」に、「料金表第１表第１の２－２－７の⑴」を「料金表第１表第１の６の２の２－２－１」に、「料金表第２表の２－１－１」を「料金表第２表の２－２」に改めます

4　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取

扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年８月19日経企第483号）

この改正規定は、平成15年９月16日より実施します。

附　則（平成15年８月29日経企第522号）

この改正規定は、平成15年９月５日から実施します。

附　則（平成15年９月10日経企第557号）

この改正規定は、平成15年９月18日より実施します。

附　則（平成15年９月18日経企第589号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成15年９月25日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取扱います。

第２種ホスティングサービスに係る契約 第２種ホスティング契約 カテゴリー１ カテゴリー２	第２種ホスティングサービスに係る契約 第２種ホスティング契約 カテゴリー１ タイプ２ カテゴリー２ タイプ２

附　則（平成15年９月24日経企第599号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成15年10月１日から実施します。

（経過措置）

2　経企第481号（平成15年８月12日）の附則中「平成15年９月30日までの間に」を「平成15年10月31日までの間に」に改めます。

3　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年９月24日経企第606号）

この改正規定は、平成15年10月１日より実施します。

附　則（平成15年10月８日経企第693号）

この改正規定は、平成15年10月15日より実施します。

附　則（平成15年10月15日経企第695号）

（実施期日）

1　この附則は、平成15年10月23日から実施します。

（経過措置）

2　当社は料金表第１表第１（利用料金）２－１（適用）に、次の各表の細目及び区分を追加します。

⑴　第２種契約の細目に係る料金の適用の追加

細　　目	内　　容
タイプ１－３	ダイヤルアップ回線から当社が別に定めるアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもので、接続通信時間にかかわらず定額利用料を設定するもの

タイプ２－３	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続しての通信のほか、利用回線及びＤＳＬ回線（当社の提供区間についてその第２種契約に係る定額利用料を設定するものに限ります。）を使用して通信を行うことができるもので、当社の提供区間についてその第２種契約に係る定額利用料を設定するもの

⑵　第２種契約のタイプ１のコース１に係る区分の追加

区　　分	内　　容
プラン１－４	利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間の１分までごとに加算額を計算して適用します。
プラン２－３	利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間が５時間までの場合（累計時間が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、５時間を超える場合は５時間を超える１分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン２－４	利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間が10時間までの場合（累計時間が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、10時間を超える場合は10時間を超える１分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン５－３	利用料について午前８時から午後８時までの間は接続時間にかかわらず基本額のみを適用し、午後８時から午前８時までの間は接続通信時間が料金月単位での累計時間の１分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン５－４	利用料について午前１時から午後10時までの間は接続時間にかかわらず基本額のみを適用し、午後10時から午前１時までの間は接続通信時間が料金月単位での累計時間の１分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

⑶　第２種契約のタイプ１のコース２に係る区分の追加

細目及び区分	内　　容
プラン２－３	当社が別に定めるアクセスポイントに接続しての通信のみが可能で、接続通信時間の料金月単位での累計時間が３時間までの場合（累計時間が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、３時間を超える場合は３時間を超える１分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン３－３	当社が別に定めるアクセスポイントに接続しての通信のみが可能で、接続通信時間の料金月単位での累計時間が10時間までの場合（累計時間が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、10時間を超える場合は10時間を超える１分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン４－２	当社が別に定めるアクセスポイントに接続しての通信のみが可能で、接続通信時間の料金月単位での累計時間が20時間までの場合（累計時間が０の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、20時間を超える場合は20時間を超える１分までごとに加算額を計算

	し、基本額にその額を加算して適用します。
備考 １　タイプ１のコース２に係る第２種契約（プラン２－３、プラン３－３、プラン４－２に限ります。）について、接続通信時間の料金月単位での累計時間が基本額に係る時間に満たない場合は、基本額に係る時間から当料金月の累計接続通信時間を減じて得た時間（以下この附則において「繰り越し時間」といいます。）を、翌料金月の基本額に係る時間に加えて取扱います。 ２　繰り越し時間は基本額に係る時間を上限とします。 ３　繰り越し時間は接続通信時間の料金月単位での累計時間が基本額に係る時間を超える場合に適用します。 ４　繰り越し時間の適用は翌料金月までとします。	

⑷　第２種契約のタイプ２のコース２に係る区分の追加

区　　分	内　　容
（エ）　プラン４－２	ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大12.512Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、そのＤＳＬ回線が当社が別に定める特定協定事業者に係るもの
備考　タイプ２のコース２に係る第２種契約（プラン４－２に限ります。）においては、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行う場合、利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間の１分までごとに加算額を計算して適用します。	

⑸　第２種契約のタイプ３に係る区分の追加

区　　分	内　　容
プラン１－２	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－１（100Mbit/s品目のプラン１及びプラン２のものを除きます。）に係るもの
プラン２－２	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－２に係るもの
プラン３－２	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記１の２の⑴に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー５－１（100Mbit/s品目のプラン２のものに限ります。）に係るもの

３　この附則の２に規定する細目及び区分について、次の表に定める料金額を適用することとし、料金表第１表第１（利用料金）２－２（利用額）に追加します。

⑴　利用料

ア　タイプ１のコース１のもの

１契約者識別符号ごとに

区　　分		料　　金　　額
プラン１－４	加算額（１分までごとに）	７円（7.35円）
プラン２－３	基本額（月額）	230円（241.5円）
	加算額（１分までごとに）	７円（7.35円）
プラン２－４	基本額（月額）	730円（766.5円）
	加算額（１分までごとに）	６円（6.3円）
プラン５－３	基本額（月額）	730円（766.5円）
	加算額（１分までごとに）	10円（10.5円）
プラン５－４	基本額（月額）	1,230円（1,291.5円）
	加算額（１分までごとに）	10円（10.5円）

イ　タイプ１のコース２のもの

１契約者識別符号ごとに

区　　分		料　　金　　額
プラン２－３	基本額（月額）	540円（567円）
	加算額（１分までごとに）	９円（9.45円）
プラン３－３	基本額（月額）	1,730円（1,816.5円）
	加算額（１分までごとに）	９円（9.45円）
プラン４－２	基本額（月額）	3,630円（3,811.5円）
	加算額（１分までごとに）	９円（9.45円）

ウ　タイプ２のコース２のもの

１契約者識別符号ごとに

区　　分		料　　金　　額
プラン４－２	加算額（１分までごとに）	７円（7.35円）

⑵　定額利用料

ア　タイプ１－３のもの

１契約者識別符号ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
定額利用料	500円（525円）

イ　タイプ２のコース２のもの

１契約者識別符号ごとに月額

区　　分	料　　金　　額

プラン４－２	電話重畳のもの	基本額	2,730円（2,866.5円）
		端末回線料	料金表第１表第１（利用料金）２－２－２（定額利用料）の⑵のイに定める端末回線料（電話重畳のもの）と同額
	電話非重畳のもの	基本額	2,730円（2,866.5円）
		端末回線料	料金表第１表第１（利用料金）２－２－２（定額利用料）の⑵のイに定める端末回線料（電話非重畳のもの）と同額

ウ　タイプ２－３のもの

１契約者識別符号ごとに月額

区　　分	料　金　額
定額利用料	1,730円（1,816.5円）

エ　タイプ３のもの

１契約者識別符号ごとに月額

区　　分	料　金　額
プラン１－２	2,730円（2,866.5円）
プラン２－２	2,230円（2,341.5円）
プラン３－２	6,530円（6,856.5円）

４　この附則実施の際現に、当社が別に定めるＯＣＮ　Ｄｒｅａｍ利用サービス規約（以下「旧規約」といいます。）の規定により締結している次の表の左欄の契約者は、当社が別に定める日において、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約を開始するものとします。

ＯＣＮ　Ｄｒｅａｍ　エントリー０	第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第２種契約 タイプ１ コース１ プラン１－４
ＯＣＮ　Ｄｒｅａｍ　Ｍ５及びＯＣＮ　Ｄｒｅａｍ　Ｍ５（法人）	第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第２種契約 タイプ１ コース１ プラン２－３
ＯＣＮ　Ｄｒｅａｍ　エンジョイ１０及びＯＣＮ　Ｄｒｅａｍ　エンジョイ	第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約

１０（法人）	第２種契約 タイプ１ コース１ プラン２－４
ＯＣＮ Ｄｒｅａｍ デイマックス及びＯＣＮ Ｄｒｅａｍ デイマックス（法人）	第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第２種契約 タイプ１ コース１ プラン５－３
ＯＣＮ Ｄｒｅａｍ デイマックスワイド及びＯＣＮ Ｄｒｅａｍ デイマックスワイド（法人）	第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第２種契約 タイプ１ コース１ プラン５－４
ＯＣＮ Ｄｒｅａｍ ＡｉｒＨ”オプション	第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第２種契約 タイプ１－３
ＯＣＮ Ｄｒｅａｍ コミコミ３	第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第２種契約 タイプ１ コース２ プラン２－３
ＯＣＮ Ｄｒｅａｍ コミコミ10	第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第２種契約 タイプ１ コース２ プラン３－３
ＯＣＮ Ｄｒｅａｍ コミコミ20	第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第２種契約 タイプ１ コース２ プラン４－２
ＯＣＮ Ｄｒｅａｍ ＡＤＳＬ－Ａ１２Ｍプラン	第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第２種契約 タイプ２ コース２ プラン４－２
ＯＣＮ Ｄｒｅａｍ ナイスドリーム及びＯＣＮ Ｄｒｅａｍ ナイスドリーム（法人）	第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第２種契約

	タイプ２－３
ＯＣＮ Ｄｒｅａｍ ナイスドリーム Ｂフレッツオプション（ニューファミリータイプ、ファミリー１００タイプ）	第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第２種契約 タイプ３ プラン１－２
ＯＣＮ Ｄｒｅａｍ ナイスドリーム Ｂフレッツオプション（マンションタイプ）	第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第２種契約 タイプ３ プラン２－２
ＯＣＮ Ｄｒｅａｍ ナイスドリーム Ｂフレッツオプション（ベーシックタイプ）	第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第２種契約 タイプ３ プラン３－２
ホームページサービス	第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 ウェブ機能

５　本附則の実施の際現に、当社がＯＣＮ Ｄｒｅａｍ．Ｐｈｏｎｅ利用規約の規定により締結している契約は、当社が別に定める日において、「第１種ドットフォンサービスに係る契約」に移行したものとします。

６　当社は、この附則の２に規定する細目及び区分に係る第２種契約者（特別第２種契約者といいます。以下この附則において同じとします。）に対し、当社が別に定める日までに契約者識別符号及び暗証符号を通知することができない場合は、その契約を解除します。

７　この附則実施の際現に、旧規約のホームページサービスを複数利用している特別第２種契約者については、次表に規定する付加機能を提供します。

区　　分	料　金　額
特別第２種契約者が料金表第１表第１（利用料金）２－２－５のウェブ機能を利用することができるもの	200円（210円）

８　この附則の３、４及び７の規定にかかわらず、平成15年12月31日までの間、その料金について適用しません。

９　当社が別に定める日までの間、旧規約に基づくＯＣＮ Ｄｒｅａｍ利用サービスの契約が廃止された場合、特別第２種契約も廃止されます。

10　当社は、この附則の４に規定する他に、この附則の２に規定する細目及び区分に係る第２種契約についての申込み並びに細目及び区分の変更の請求（当社が別に定めるものを除きます。）を承諾しません。

11　タイプ１のコース１に係る第２種契約者（この附則の２に規定する区分に係る者に限ります。）が、当社が別に定めるアクセスポイントに接続して通信を行う場合、この附則の３の規定にかかわらず、その接続通信時間については、料金額の適用をしません。

12　第26条の２（ボイスモードの利用）の規定にかかわらず、特別第２種契約者はボイスモードを利用することができません。
13　特別第２種契約者については、料金表通則16（高額利用割引）、料金表第１表第１（利用料金）２－１の(7)及び(8)欄に規定する減額の額並びに経企第208号の附則（平成15年５月21日）の３及び４の規定を適用しません。
14　タイプ１のコース１のプラン１－４に係る特別第２種契約者は、料金表第１表第１（利用料金）２－１の(11)欄及び２－２－３の規定にかかわらず、メールアドレスを追加して電子メールを利用することはできません。
15　料金表第１表第１（利用料金）２－１の(12)及び２－２－４の規定にかかわらず、特別第２種契約者については、特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額は発生しません。なお、タイプ１のコース２及びタイプ１－３に係る特別第２種契約者については、特定ダイヤルアップ回線からの通信を行うことができません。
16　料金表第１表第１（利用料金）２－２－５の規定にかかわらず、タイプ１のコース２及びタイプ１－３に係る特別第２種契約者についてはローミング機能を利用することができません。
17　料金表第１表第１（利用料金）２－２－５の規定にかかわらず、特別第２種契約者についてはホスティング機能及び携帯電話番号等認証機能を利用することができません。
18　特別第２種契約者については、ポータブルＩＰサービス契約約款に定めるポータブルＩＰサービス（第１種契約者（タイプ２に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の提供を受けることができません。
19　旧規約に基づいて発生した支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
20　旧規約にてその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年10月24日経企第716号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年11月１日から実施します。

（経過措置）

２　平成15年11月１日から平成16年3月31日までの間に、タイプ２（コース１及びコース２のプラン１、プラン４並びにプラン５に限ります。）及びタイプ３（プラン１及びプラン２に限ります。）に係る第２種契約の申込み又は細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、その第２種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの２料金月、細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの３料金月について、料金表第１表第１の２－１（適用）の表の(8)欄及び(9)欄に規定する減額の額及び２－２（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料（タイプ２のコース２については、定額利用料のうちの基本額とします。）について適用しません。
３　この附則の２の規定に関わらず、この附則の２、経企第1221号（平成15年１月24日）の附則の３又は経企第208号（平成15年５月21日）の附則の３の規定に定める料金の適用を受けた第２種契約者について、その適用を受けた料金月が３料金月を越える場合、この附則の２に規定する料金は適用しません。
４　経企第695号（平成15年10月15日）の附則に定める特別第２種契約者については、料金表第１表第１の２－１（適用）の表の(9)欄に規定する減額の額は適用しません。
５　この附則の４及び料金表第１表第１の６の２の２－１の(4)欄の規定にかかわらず、特別第２種契約者については、料金表第１表第１の６の２の２－１－１に規定する定額料について適用しません。
６　この改正規定実施の際現に、第24条の２に規定する細目及び区分に係る第２種契約を締結している第２種契約者については、第24条の２の規定にかかわらず、その契

約については、なお従前のとおりとします。
7　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
8　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年10月29日経企第732号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成15年11月５日から実施します。
2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年11月７日経企第764号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成15年11月14日から実施します。
ただし、カテゴリー２のタイプ３のコース３については、平成15年12月１日より実施します。

（経過措置）
2　この改正規定実施の際現に当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第４種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第４種契約 プラン１ プラン２ プラン３	第４種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第４種契約 パターンＡ パターンＢ パターンＣ

3　この改正規定実施前に、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4　この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年11月21日経企第803号）

（実施期日）
1　この届出料金表は、平成15年12月１日から実施します。
ただし、この届出料金表中、第２種契約のタイプ２のコース２のプラン６に関する部分については当社が別に定める日から実施します。

（経過措置）
2　経企第716号（平成15年10月24日）の附則中、「タイプ２（コース１及びコース２のプラン１、プラン４並びにプラン５に限ります。）」を「タイプ２（コース１及びコース２のプラン１、プラン４、プラン５並びにプラン６に限ります。）」に改めます。
3　この届出料金表実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4　この届出料金表実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年11月21日経企第805号）

この改正規定は、平成15年12月１日から実施します。

附　則（平成15年11月26日経企第826号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成15年12月６日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成15年12月９日経企第885号）

この改正規定は、平成15年12月16日から実施します。

附　則（平成15年12月19日経企第948号）

この改正規定は、平成16年１月１日から実施します。

附　則（平成15年12月24日経企第970号）

（実施期日）

1　この附則は、平成16年１月１日から実施します。

（経過措置）

2　経企第695号（平成15年10月15日）の附則の２項の⑵に次表に規定する区分を追加することとします。

区　　分	内　　容
プラン１－５	利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間の１分までごとに加算額を計算して適用します。

3　この附則の２に規定する細目及び区分について、次の表に定める料金額を適用することとし、料金表第１表第１（利用料金）２－２（利用額）に追加します。

区　　分		料　金　額
プラン１－５	加算額（１分までごとに）	７円（7.35円）

4　この附則実施の際現に、当社が別に定めるＯＣＮ　Ｄｒｅａｍ利用サービス規約（以下「旧規約」といいます。）の規定により締結している次の表の左欄の契約者は、この改正実施の日において、右欄の契約を開始するものとします。

ＯＣＮ　Ｄｒｅａｍ　ＡＤＳＬ－ｅ	第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第２種契約 タイプ１ コース１ プラン１－５

5　この附則の４の規定に係る契約者は、第26条及び料金表第１表第１（利用料金）２－２の規定にかかわらず、電子メール、メールアドレスの追加、ローミング機能及びウェブ機能について、平成16年１月16日から利用できるものとします。

6　旧規約に基づいて発生した支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

7　旧規約にてその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年１月21日経企第1044号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成16年１月28日から実施します。

（契約に関する経過措置）
2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年１月28日経企第1076号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成16年２月4日から実施します。
（契約に関する経過措置）
2　平成16年２月４日から平成16年３月31日までの間に、第３種ドットフォン契約の申込みを当社が承諾した場合は、料金表　第２表　２－２の３に規定する工事費の額にかかわらず、その第３種ドットフォンサービスの提供の開始に関する工事費について適用しません。
3　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年２月３日経企第1101号）

経企第1076号（平成16年１月28日）の附則中「平成16年２月４日」を「別に定める日」に改めます。

附　則（平成16年２月９日経企第1113号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成16年２月16日から実施します。
ただし、この改正規定中、第６種サービスに関する規定ついては、平成16年２月23日より実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結しているコンテンツ配信契約に係る契約期間については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年２月９日経企第1114号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成16年２月16日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償に関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年２月18日経企第1136号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成16年２月25日から実施します。
ただし、この改正規定中、携帯電話番号等認証機能に関する部分については、平成15年３月１日から実施します。
（経過措置）
2　平成16年３月１日から平成16年５月31日までの間に、携帯電話番号等認証機能の申込みを当社が承諾した場合は、その携帯電話番号等認証機能の提供を開始した日を含む料金月から３料金月について、料金表第１表第１の２－２－５(付加機能利用料)の表の携帯電話番号等認証機能欄に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません。
3　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取

減額の対象		減額される料金額
第１種ホスティングサービス	契約料	800円（840円）
	基本工事費	1,000円（1,050円）
	利用の開始に関わる工事費	1,200円（1,260円）
	登録できるﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ数の追加に関する工事	1,000円（1,050円）
	蓄積できる情報量の追加に関する工事	1,000円（1,050円）
第２種ホスティングサービス	基本工事費	1,000円（1,050円）
	利用の開始に関わる工事費	14,000円（14,700円）

扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年３月10日経企第1209号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年3月17日から実施します。

２　平成16年3月17日から平成16年6月30日までの間に第１種ホスティングサービスのメールホスティングサービス、メール・ウェブホスティングサービス（タイプ1のプラン2からプラン4に限ります。）又は２種ホスティングサービス（カテゴリー１のものに限ります。）の契約申込みの請求を行った場合であって、その利用の開始が平成16年7月31日までに行われた場合には、料金表第１表第３及び料金表第２表の規定するその契約申込の承諾に基づく契約料及び工事費からそれぞれ次の額を減額し適用します。

附　則（平成16年3月23日経企第1252号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年3月30日から実施します。

附　則（平成16年3月29日経企第1285号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年3月29日経企第1287号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

２　経企第716号（平成15年10月24日）の附則中、「平成15年11月1日から平成16年3月31日までの間」を「平成15年11月1日から平成16年4月30日までの間」に改めます。

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年3月29日経企第1292号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年3月29日経企第1289号）

（実施期日）
この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。
附　則（平成16年４月16日　BBサ第33号）
（実施期日）
この改正規定は、平成16年４月22日から実施します。
附　則（平成16年4月16日コ0第42号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成16年4月22日から実施します。
（経過措置）
2　平成16年4月22日から平成16年9月30日までの間に、タイプ２のコース１に係る第２種契約（新たに使用するDSL回線が別記13の２の(3)のアに規定する契約のうち、利用回線型サービスに係るものであって1.5Mb/sのものであり、それを当社に申し出た第２種契約者に限ります。）に係る細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合であって第１種ドットフォン契約（第１種ドットフォン利用回線が当社が提供する第２種契約に係る回線であるものに限ります。）に係る申込みを当社が承諾した場合は、料金表第１表第１の２－１(適用)の表の(8)欄及び(9)欄に規定する減額の額及び料金表第１表第１の２－２（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、下記の料金額を適用します。

区分	料金額
変更後の料金が適用される料金月から12料金月の間の定額利用料	700円（735円）
13料金月以降の定額利用料	1,250円（1312.5円）

3　この附則の２に規定する第２種契約へ細目若しくは区分の変更の請求ができる者は、タイプ１、経企第1302号（平成15年2月21日）の附則の２に規定するタイプ１－２及び経企第695号（平成15年10月15日）の附則の２に規定するタイプ１－３に係る第２種契約者に限ります。
4　この附則の２に規定するタイプ２のコース１に係る第２種契約は、第２種ドットフォン契約の申込みをすることはできません。
5　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
6　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年４月19日　BBサ第39号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成16年4月22日から実施します。
（経過措置）
2　平成16年4月22日から平成17年2月28日までの間に、第６種契約（カテゴリー１のタイプ３のプラン１又はカテゴリー３のタイプ３のコース１に係る契約であって使用するDSL回線が別記13の２の(3)のアに規定する契約（利用回線型サービスに係るものであって1.5Mb/sのものに限ります。）であり、それを当社に申し出た第６種契約者に限ります。）の申込みの請求をし、当社が承諾した場合は、料金表第１表第１の５の２－２（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、下記の料金額を適用します。

区分	料金額

(1) カテゴリー１のタイプ３のプラン１のもの	(ア) 利用の開始の日から月末までの定額利用料又は利用の開始の月から起算して12料金月後の料金月の利用の開始の日の前日までの定額利用料	(イ)欄の額の日割り額とします。 その利用の開始が月初の場合は、(イ)欄の額を適用し、日割りしないものとします。
	(イ) 利用の開始の月の翌料金月から11料金月の定額利用料	5,800円 (6,090円)
	(ウ) 利用の開始の月から起算して12料金月後の料金月の利用の開始日の前日から月末までの定額利用料	(エ)欄の額の日割り額とします。 その利用の開始が月初の場合は、(エ)欄の額を適用し、日割りしないものとします。
	(エ) 利用の開始の月から起算して13料金月以降の定額利用料	6,800円 (7,140円)
(2) カテゴリー３のタイプ３のコース１のもの	(ア) 利用の開始の日から月末までの定額利用料又は利用の開始の月から起算して12料金月後の料金月の利用の開始の日の前日までの定額利用料	(イ)欄の額の日割り額とします。 その利用の開始が月初の場合は、(イ)欄の額を適用し、日割りしないものとします。
	(イ) 利用の開始の月の翌料金月から11料金月の定額利用料	1,500円 (1,575円)
	(ウ) 利用の開始の月から起算して12料金月後の料金月の利用の開始日の前日から月末までの定額利用料	(エ)欄の額の日割り額とします。 その利用の開始が月初の場合は、(エ)欄の額を適用し、日割りしないものとします。
	(エ) 利用の開始の月から起算して13料金月以降の定額利用料	2,050円 (2,152.50円)

附　則（平成16年４月16日コ○第50号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年４月30日から実施します。

（経過措置）

２　平成16年５月１日から平成16年６月30日までの間に、タイプ２（コース１及びコース２のプラン１並びにプラン６に限ります。）に係る第２種契約の申込み又は細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、その第２種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月、細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの２料金月について、料金表第１表第１の２－１(適用)の表の(8)欄及び(9)欄に規定する減額の額及び２－２（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料（タイプ２のコース２については、定額利用料のうちの基本額とします。）について適用しません。

３　平成16年５月１日から平成16年６月30日までの間に、タイプ３（プラン１及びプラン２に限ります。）に係る第２種契約の申込み又は細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、その第２種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの２料金月、細目若しくは区分の変更

の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの３料金月について、料金表第１表第１の２－１(適用)の表の(8)欄及び(9)欄に規定する減額の額及び２－２（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません。

４　この附則の２及び３の規定にかかわらず、この附則の２及び３、経企第1221号（平成15年１月24日）の附則の３、経企第208号（平成15年５月21日）の附則の３、又は経企第716号（平成15年11月11日）の附則の２の規定に定める料金の適用を受けた第２種契約者について、その適用を受けた料金月が、タイプ２に係る第２種契約者については２料金月、タイプ３に係る第２種契約者については３料金月を越える場合、この附則の２及び３に規定する料金は適用しません。

５　平成16年５月１日から平成16年６月30日までの間に、第２種契約者のメールアドレスの追加の申込みを当社が承諾した場合は、料金表第１表第１の２－２－３（電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額）の料金額にかかわらず、メールアドレスを追加した日から翌料金月までについて、電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額は、従前の料金額を適用します。

６　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

７　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年５月７日コI日第50号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年５月10日から実施します。

（経過措置）

２　平成16年５月10日から平成16年11月30日までの間に、留守番電話機能のうち再生機能を利用した場合は、料金表第１表第１の６の７の５-２-３（留守番電話機能再生利用料）の規定にかかわらず、その留守番電話機能再生利用料について適用しません

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年５月７日コI日第54号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年５月25日から実施します。

（経過措置）

２　この約款実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している第２種第２種オープンコンピュータ通信網サービスのボイスモードに関する料金その他の取り扱いについてはなお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則（平成16年５月21日　ＢＢサ第85号）

（実施期日）

この改正規定は、平成16年５月27日から実施します。

附則（平成16年５月25日ＢＢサ第93号）

（実施期日）
この改正規定は、平成16年５月31日から実施します。

附則（平成16年４月28日ＢＢブ第24号）
（実施期日）
この改正規定は、平成16年６月１日から実施します。

附則（平成16年５月25日ＢＢブ第46号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成16年６月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係る契約	第１種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係る契約 カテゴリー１ クラス１
第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係る契約	第２種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係る契約 カテゴリー１

附　則（平成16年５月20日コI第122号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成16年６月１日から実施します。
（経過措置）
２　平成16年6月1日から平成16年9月30日までの間に、携帯電話番号等認証機能の申込みを当社が承諾した場合は、その携帯電話番号等認証機能の提供を開始した日を含む料金月から2料金月について、料金表第１表第１の２－２－５(付加機能利用料)の表の携帯電話番号等認証機能欄に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません。
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年５月27日コI日第102号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成16年６月１日から実施します。
（経過措置）
２　平成16年6月1日から平成16年8月31日までの間に、タイプ２に係る第３種ドットフォン契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第３種ドットフォン契約の提供を開始した日を含む料金月から２料金月について、料金表第１表第１の６の７の５－２(料金額)の表に規定する定額料の額にかかわらず、定額料を適用しません。
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年５月27日コI日第103号）
（実施期日）
この改正規定は、平成16年６月１日から実施します。

附　則（平成16年６月14日　BBサ第133号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成16年６月16日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

クローズドコンピュータ通信網契約	クローズドコンピュータ通信網契約 カテゴリー１

附　則（平成16年６月16日　コ0第230号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成16年６月18日から実施します。

附　則（平成16年６月16日　コ〇第231号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成16年７月１日から実施します。
（経過措置）
２　平成16年７月１日から平成16年７月31日までの間に、タイプ２（コース１及びコース２のプラン１並びにプラン６に限ります。）に係る第２種契約の申込み又は細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、その第２種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月、細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの２料金月について、料金表第１表第１の２－１(適用)の表の(8)欄及び(9)欄に規定する減額の額及び２－２（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料（タイプ２のコース２については、定額利用料のうちの基本額とします。）について適用しません。
３　平成16年７月１日から平成16年７月31日までの間に、タイプ３（プラン１及びプラン２に限ります。）に係る第２種契約の申込み又は細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、その第２種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの２料金月、細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの３料金月について、料金表第１表第１の２－１(適用)の表の(8)欄及び(9)欄に規定する減額の額及び２－２（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません。
４　この附則の２及び３、経企第1221号（平成15年１月24日）の附則の３、経企第208号（平成15年５月21日）の附則の３、経企第716号（平成15年10月24日）の附則の２、又はコ0第50号（平成16年４月16日）の附則２及び３の規定に定める料金の適用を受けた第２種契約者について、その適用を受けた料金月が、タイプ２に係る第２種契約者については２料金月、タイプ３に係る第２種契約者については３料金月を越える場合、この附則の２及び３に規定する料金は適用しません。
５　平成16年７月１日から平成16年７月31日までの間に、第２種契約者のメールアド

レスの追加の申込みを当社が承諾した場合は、料金表第１表第１の２－２－３（電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額）の料金額にかかわらず、メールアドレスを追加した日から翌料金月までについて、電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額は、従前の料金額を適用します。

６　コ0第50号（平成16年４月16日）の附則５の規定に定める料金の適用を受けた第２種契約者については、この附則の５に規定する料金は適用しません。

７　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

８　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年６月30日　コI日第219号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年７月１日から実施します。

附　則（平成16年６月30日　コ0第321号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年７月１日から実施します。

附　則（平成16年６月30日　コ0第322号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年７月１日から実施します。

附　則（平成16年６月30日　BBサ第185号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年７月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、第3種シェアードIP-PBXのカテゴリー１については、平成16年８月１日より実施し、カテゴリー２については、平成16年10月１日より実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年７月21日　コ0第405号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年７月22日から実施します。

（経過措置）

２　コ0第231号（平成16年６月16日）の附則２にかかわらず、平成16年７月22日から平成16年７月31日までの間に、タイプ２のコース２（プラン１及びプラン６に限ります。）に係る第２種契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第２種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月、細目又は区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの２料金月について、料金表第１表第１の２－１（適用）の表の(8)欄及び(9)欄に規定する減額の額及び２－２（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません。

３　平成16年８月１日から平成16年10月31日までの間に、タイプ２（コース１及びコース２のプラン１並びにプラン６に限ります。）に係る第２種契約の申込みを当社が

承諾した場合は、その第２種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月、細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの２料金月について、料金表第１表第１の２－１(適用)の表の(8)欄及び(9)欄に規定する減額の額及び２－２（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料（タイプ２のコース２に係る電話非重畳のものについては、定額利用料のうちの基本額のみとします。）について適用しません。

４　平成16年８月１日から平成16年10月31日までの間に、タイプ３（プラン１及びプラン２に限ります。）に係る第２種契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第２種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの２料金月、細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの３料金月について、料金表第１表第１の２－１(適用)の表の(8)欄及び(9)欄に規定する減額の額及び２－２（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません。

５　この附則の２、３及び４、経企第1221号（平成15年１月24日）の附則の３、経企第208号（平成15年５月21日）の附則の３、経企第716号（平成15年10月24日）の附則の２、コ0第50号（平成16年４月16日）の附則２及び３又はコ0第231号（平成16年６月16日）の附則２及び３の規定に定める料金の適用を受けた第２種契約者について、その適用を受けた料金月が、タイプ２に係る第２種契約者については２料金月、タイプ３に係る第２種契約者については３料金月を越える場合、この附則の３及び４に規定する料金は適用しません。

６　平成16年８月１日から平成16年10月31日までの間に、第２種契約者のメールアドレスの追加の申込みを当社が承諾した場合は、料金表第１表第１の２－２－３（電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額）の料金額にかかわらず、メールアドレスを追加した日から翌料金月までについて、電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額は、従前の料金額を適用します。

７　コ0第50号（平成16年４月16日）の附則５又はコ0第231号（平成16年６月16日）の附則５の規定に定める料金の適用を受けた第２種契約者については、この附則の６に規定する料金は適用しません。

８　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

９　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年６月16日　コ0第230号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年８月１日から実施します。

附　則（平成16年７月28日　BBｻ第222号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年８月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった附帯サービスに関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた附帯サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年７月29日　コI日第293号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年８月１日から実施します。

附　則（平成16年６月25日　コI日第207号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年８月２日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償に関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年７月12日　コI第343号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年８月２日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年８月３日BBｻ第231号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年８月９日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第1種データ着信サービスに係る契約	第1種データ着信サービスに係る契約 クラス１
第2種データ着信サービスに係る契約	第2種データ着信サービスに係る契約 クラス１

附　則（平成16年８月18日　コ0第519号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年８月23日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に当社が改正前のポータブルIPサービス約款の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

ポータブルIPサービス契約約款 第１種契約 タイプ２に係るもの	IP通信網サービス契約約款 第２種契約の付加機能におけるポータブルIPアクセス機能に係るもの

３　ポータブルIPアクセス及びポータブルIPアクセス機能については、経企第1302号（平成15年２月21日）及び経企第695号（平成15年10月15日）に規定する特別第２種契約者には提供しません。

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス

の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年８月18日　BBサ第243号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成16年８月23日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施の際現に当社が改正前のポータブルIPサービス約款の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

ポータブルIPサービス約款 第１種契約 タイプ２に係るもの	IP通信網サービス契約約款 第６種契約の付加機能におけるポータブルIPアクセスの利用に係るもの

3　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年8月30日　コI日第357号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成16年9月1日から実施します。
2　平成16年9月1日から平成16年12月31日までの間に、タイプ２に係る第３種ドットフォン契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第３種ドットフォン契約の提供を開始した日を含む料金月から２料金月について、料金表第１表第１の６の７の５－２(料金額)の表に規定する定額料の額にかかわらず、定額料を適用しません。
（経過措置）
3　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年８月31日　BBサ第256号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成16年９月９日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施の際現に当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

クローズドコンピュータ通信網契約 カテゴリー１ カテゴリー２	クローズドコンピュータ通信網契約 ＣＣＮアクセス契約 カテゴリー１ ＣＣＮアクセス契約 カテゴリー２ タイプ１

附則（平成16年９月３日　BBブ第187号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年９月10日から実施します。

附　則（平成16年６月16日　コ0第230号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年９月15日から実施します。

附　則（平成16年９月７日　コ0第595号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年10月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則（平成16年９月13日　BBブ第213号）

（実施期日）

この改正規定は、平成16年10月１日から実施します。

附　則（平成16年9月17日　コ0第622号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年10月１日から実施します。

（経過措置）

２　コ0第42号（平成16年4月16日）の附則２中、「平成16年4月22日から平成16年9月30日までの間」を「平成16年4月22日から平成17年3月31日までの間」に改めます。

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年9月24日　コI第573号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年10月１日から実施します。

（経過措置）

２　コI第122号（平成16年5月20日）の附則２中、「平成16年6月1日から平成16年9月30日までの間」を「平成16年6月1日から平成17年1月31日までの間」に改めます。

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則（平成16年９月28日　BBサ第282号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年10月１日から実施します。

（経過措置）

２　　この附則実施の際までに、当社が提供する「「IPv6/IPv4デュアル型ＯＣＮサービス」の試験サービスに関する契約約款（平成14年経企第723号）」（以下「旧試験約款」）によりIPv6/IPv4デュアル型ＯＣＮ契約を締結していた者であって、この附則の実施の日において第６種契約のカテゴリー４の契約の申込みをした者は、改正後の規定によらず下欄による品目の提供を受ける事ができるものとします。

品　　目	内　　容
12Mb/s	ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大12.512Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

３　この附則実施の際までに、旧試験約款によりIPv6/IPv4デュアル型ＯＣＮ契約を締結していた者であって、この附則の実施の日において第６種契約のカテゴリー４の契約の申込みをした者は、その契約の締結に係る工事に関する費用を改正後の約款の規定によらず、適用しないものとします。

附　則（平成16年９月16日　コI日第410号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年10月7日から実施します。

附　則（平成16年９月30日　コI日第453号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年10月７日から実施します。

附　則（平成16年10月４日　BBサ第300号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年10月７日から実施します。

附　則（平成16年10月４日　BBサ第305号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年10月12日から実施します。

附　則（平成16年10月７日　コ0第749号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年10月13日から実施します。

附　則（平成16年10月27日　BBヶ第319号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年10月29日から実施します。

附　則（平成16年10月22日　コＩ日第496号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年10月31日から実施します。

（経過措置）

２　コＩ日第54号（平成16年5月7日）の附則を、平成16年10月31日をもって削除します。

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年10月27日　BBヤ第320号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年11月1日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年10月19日　コ0第786号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年11月１日から実施します。

（経過措置）

２　平成16年11月１日から平成17年１月31日までの間に、タイプ２（コース１及びコース２のプラン１並びにプラン６に限ります。）に係る第２種契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第２種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月、細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの２料金月について、料金表第１表第１の２－１（適用）の表の(9)欄及び(10)欄に規定する減額の額及び２－２（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません。

３　平成16年11月１日から平成17年１月31日までの間に、タイプ３（プラン１及びプラン２に限ります。）に係る第２種契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第２種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの２料金月、細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの３料金月について、料金表第１表第１の２－１（適用）の表の(9)欄及び(10)欄に規定する減額の額及び２－２（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません。

４　この附則の２及び３、経企第1221号（平成15年１月24日）の附則の３、経企第208号（平成15年５月21日）の附則の３、経企第716号（平成15年10月24日）の附則の２、コ0第50号（平成16年４月16日）の附則２及び３、コＯ第231号（平成16年６月16日）の附則２及び３、又はコＯ第405号（平成16年７月21日）の附則２、３及び４、の規定に定める料金の適用を受けた第２種契約者について、その適用を受けた料金月が、タイプ２に係る第２種契約者については２料金月、タイプ３に係る第２種契約者については３料金月を越える場合、この附則の２及び３に規定する料金は適用しません。

５　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

６　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年11月５日　コ0第854号）

（実施期日）

１　平成16年11月８日以降、当社が別に定める日から提供します。

（経過措置）

２　料金表の規定にかかわらず、経企第1302号の附則（平成15年２月21日）の７に規定する特別第２種契約者（当社が別に定めるものは除きます。）については、送信した電子メールのコンピュータウイルスを検知した場合にその転送を停止させることができる機能を提供しません。

附　則（平成16年11月４日　BBｻ第332号）

（実施期日）

１　平成16年11月８日以降、当社が別に定める日から提供します。

附　則（平成16年11月10日　BBｻ第338号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年11月10日から実施します。

附　則（平成16年11月11日　BBｻ第341号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年11月17日から実施します。

ただし、この改正規定中、付加機能に関する部分については、平成16年11月22日より実施します。

附　則（平成16年11月29日　BBｻ第352号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年12月1日から実施します。

附　則（平成16年11月30日　BBｻ第355号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年12月1日から実施します。

（経過措置）

２　第３種契約（当社の提供する長期継続利用に係る基本額の割引の適用を受けていない場合に限ります。）に係る他社接続契約者回線（平成16年11月30日において、東日本電信電話株式会社がデータ伝送サービス契約約款の規定により提供しているものであって、長期継続利用の種類が２年利用に係るものに限ります。）に係るアクセス回線料の額については、平成16年12月１日から平成17年５月31日までの間、アクセス回線料（アクセス回線料の額については、料金表第１表　第１　３－１－１（適用）の(9)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。）に７％を乗じて得た額をアクセス回線料から減額して適用します。

ただし、この取扱いは、東日本電信電話株式会社からの通知等により、その事実について当社が確認できた場合に限ります。

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年11月26日　BBヤ第351号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成16年12月７日から実施します。

附　則（平成16年12月10日　BBサ第365号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成16年12月14日から実施します。

附　則（平成16年12月10日　BBサ第364号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成16年12月14日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の区分の利用料の適用を受けているクローズドコンピュータ通信網契約者は、この改正規定実施の日においてそれぞれ同表の右欄の区分の利用料の適用を受けているクローズドコンピュータ通信網契約者とみなして取り扱います。

クローズドコンピュータ通信網契約に係る契約 ＣＣＮアクセス契約 カテゴリー１に係るもの クラス１に係るもの クラス２に係るもの カテゴリー２に係るもの クラス１に係るもの クラス２に係るもの タイプ１に係るもの タイプ２に係るもの タイプ３に係るもの	クローズドコンピュータ通信網契約に係る契約 ＣＣＮアクセス契約 カテゴリー１に係るもの タイプ１に係るもの タイプ２に係るもの カテゴリー２に係るもの クラス１に係るもの タイプ１に係るもの タイプ２に係るもの プラン１に係るもの プラン２に係るもの プラン３に係るもの

3　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年12月15日　BBブ第412号/平成16年12月16　日コI日第618号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成16年12月16日から実施します。

附　則（平成16年12月17日　BBブ第416号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成16年12月20日から実施します。

附　則（平成16年12月22日　BBサ第375号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成17年３月１日から実施します。

附　則（平成16年12月21日　コ0第1013号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成17年３月１日から実施します。

附　則（平成16年12月22日コ0第1020号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成17年１月１日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成16年12月27日　コI日第647号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成17年１月１日から実施します。

2　平成17年１月１日から平成17年３月31日までの間に、タイプ２に係る第３種ドットフォン契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第３種ドットフォン契約の提供を開始した日を含む料金月から２料金月について、料金表第１表第１の６の７の５－２(料金額)の表に規定する定額料の額にかかわらず、定額料を適用しません。

（経過措置）

3　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年1月13日　BBマ第222号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成17年1月17日から実施します。

2　平成17年1月17日から平成17年3月31日までの間に第１種ホスティングサービスのメールホスティングサービス、メール・ウェブホスティングサービス（タイプ1のプラン2からプラン4に限ります。）又は第２種ホスティングサービス（カテゴリー１のものに限ります。）の契約申込みの求を行った場合であって、その利用の開始が平成17年4月28日までに行われた場合には、料金表第１表第３及び料金表第２表の規定するその契約申込の承諾に基づく契約料及び工事費からそれぞれ次の額を減額し適用します。

減額の対象		減額される料金額
第１種ホスティングサービス	契約料	800円（840円）
	基本工事費	1,000円（1,050円）
	利用の開始に関わる工事費	1,200円（1,260円）

	登録できるﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ数の追加に関する工事	1,000円（1,050円）
	蓄積できる情報量の追加に関する工事	1,000円（1,050円）
第２種ホスティングサービス	基本工事費	1,000円（1,050円）
	利用の開始に関わる工事費	14,000円（14,700円）

附　則（平成17年1月20日　BBサ第385号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年1月24日から実施します。

附　則（平成17年1月26日　BBブ第502号/平成17年1月26日　コI日第709号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年1月27日から実施します。

附　則（平成17年1月28日　BBサ第394号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年1月31日から実施します。

附　則（平成17年1月14日　コ0第1106号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。

附　則（平成17年1月14日　コ0第1112号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。

（経過措置）

２　コ0第786号（平成16年10月19日）の附則２及び３中、「平成16年11月１日から平成17年１月31日までの間」を「平成16年11月１日から平成17年４月30日までの間」に改めます。

３　コ0第786号（平成16年10月19日）の附則３中、「タイプ３（プラン１及びプラン２に限ります。）」を「タイプ３（プラン３を除きます。）」に改めます。

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

５　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年1月21日　コI第939号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。

（経過措置）

２　コI第573号（平成16年9月24日）の附則２中、「平成16年6月1日から平成17年1月31日までの間」を「平成16年6月1日から平成17年4月30日までの間」に改めます。

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年1月31日　コI日第717号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。
（契約に関する経過措置）
2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年1月28日　BBサ第395号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。
（契約に関する経過措置）
2　この改正規定実施の際現に当社が改正前の規定により締結している次表の左欄のＩＰ伝送サービス契約約款又はデータ伝送サービス契約約款に係る契約の一部（ボイスモード又はボイスモード（タイプ２）に係る部分とします。）は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のＩＰ通信網サービス契約約款に係る契約とみなして取り扱います。この場合において、右欄の契約に係る区分、区別、通信の態様による細目（以下、「区分等」といいます。）については、左欄の契約に係る区分等に相当するものとします。

ＩＰ伝送サービス契約約款に係るもの

ＶＰＮ契約 （ボイスモードに係るもの）	第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約 カテゴリー４
ボイスモード（Ⅰ）	タイプ１
ボイスモード（Ⅱ）	タイプ２
ボイスモード（Ⅲ）	タイプ３

データ伝送サービス契約約款に係るもの

データ伝送契約 （ボイスモード（タイプ２）に係るもの）	第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約 カテゴリー４
ボイスモード（タイプ２（Ⅰ））	タイプ１
ボイスモード（タイプ２（Ⅱ））	タイプ２
ボイスモード（タイプ２（Ⅲ））	タイプ３

（付加機能に関する経過措置）
3　この改正規定実施の際現に、当社がＩＰ伝送サービス契約約款又はデータ伝送サービス契約約款の規定により締結している付加機能は、この改正規定実施の日において、２の規定により、この約款の規定により当社が提供する付加機能に移行したものとします。
（附帯サービスに関する経過措置）
4　この改正規定実施の際現に、当社がＩＰ伝送サービス契約約款又はデータ伝送サービス契約約款の規定により締結している附帯サービスは（ボイスモードゲートウェイ装置に係るものに限ります。）は、この改正規定実施の日において、２の規定によりこの約款の規定により当社が提供する附帯サービスに移行したものとします。
（料金等の支払いに関する経過措置）
5　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（損害賠償に関する経過措置）
6　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取

り扱いについては、なお従前のとおりとします。
（この改正規定実施前に行った手続きの効力等）
7　この改正規定実施前に、当社に対しＩＰ伝送サービス契約約款又はデータ伝送サービス契約約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとします。
8　この改正規定実施前に、当社がＩＰ伝送サービス契約約款又はデータ伝送サービス契約約款の規定により提供している電気通信サービスは、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

附　則（平成17年2月2日　BBブ第530号/平成17年2月2日　コI日第719号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年2月3日から実施します。

附　則（平成17年2月2日　BBブ第530号/平成17年2月4日　コI日第729号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年2月7日から実施します。

附　則（平成17年2月22日　BBサ第413号/平成17年2月22日　コI日第779号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年2月23日から実施します。

附　則（平成17年2月21日　BBサ第412号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年2月24日から実施します。

附　則（平成17年2月22日　BBサ第414号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年3月1日から実施します。

附　則（平成17年2月28日　BBサ第423号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年3月1日から実施します。

附　則（平成17年3月3日　BBサ第429号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年3月4日から実施します。

附　則（平成17年3月2日　コI日第812号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年3月8日から実施します。

附　則（平成17年3月14日　ＢＢサ第446号/平成17年3月14日　コI日第853号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年3月17日から実施します。

附　則（平成17年3月24日　ＢＢサ第460号）
（実施期日）

1　この改正規定は、平成17年3月28日から実施します。

附　則（平成17年３月25日　ＢＢサ第462号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年4月18 日から実施します。

附　則（平成17年３月29日　ＢＢサ　第470号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年3月31日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった附帯サービスに関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3 この改正規定実施前にその事由が生じた附帯サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします

附　則（平成17年３月30日　コI第1261号/平成17年３月28日　コ0第1432号/
平成17年３月29日　ＢＢサ第473号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

附　則（平成17年３月29日　ＢＢサ第474号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年４月1日から実施します。

附　則（平成17年３月29日　コI日第918号/平成17年３月29日　ＢＢサ第477号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

附　則（平成17年3月29日　ＢＢブ第718号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年４月１日から実施します。

附　則（平成17年3月29日　ＢＢブ第719号/平成17年３月24日　コI日第893号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年４月１日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった附帯サービスに関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3 この改正規定実施前にその事由が生じた附帯サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年3月31日　コI日第930号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。
2　平成17年4月１日から平成17年6月30日までの間に、タイプ２に係る第３種ドットフォン契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第３種ドットフォン契約の提供を開始した日を含む料金月から２料金月について、料金表第１表第１の６の７の５－２(料金額)の表に規定する定額料の額にかかわらず、定額料を適用しません。
（経過措置）
3　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取

扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年4月5日　ＢＢブ第12号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成17年4月6日から実施します。

2　コンテンツ配信契約者は、平成17年4月6日から平成17年7月31日の間に付加機能（BAMonitoringに係るもののうち、当社が別に定める機能に限ります。）の利用の申し出をし当社が承諾をした場合、その申出に基づく利用の開始のあった日から起算して７日間については料金表の規定に基づく料金の支払いを要しないものとします。ただし、１の契約につき1度の利用までとします。

3　平成17年4月6日から平成17年7月31日までの間にコンテンツ配信契約の付加機能（BAMonitoringに係るものに限ります。）の利用の開始の申込みを当社が承諾した場合は、料金表第1表に規定する付加機能利用料に係わらずその付加機能の利用の開始をした月の付加機能利用料を適用しないものとします。

附　則（平成17年４月５日　ＢＢサ第３号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成17年４月８日から実施します。

附　則（平成17年４月５日　コＯ第14号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成17年４月14日から実施します。ただし、すでに第２種契約のタイプ２のプラン１を締結している者には、当社が別に定める日から実施します。

附　則（平成17年４月７日　コＯ第15号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成17年４月14日から実施します。

附　則（平成17年４月13日　コI日第21号/平成17年４月13日　ＢＢサ第10号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成17年４月15日から実施します。

附　則（平成17年４月15日　ＢＢブ第43号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成17年４月19日から実施します。

附　則（平成17年４月12日　ＢＢサ第８号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成17年４月26日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の区分の利用料の適用を受けている第１種データ着信契約者又は第２種データ着信契約者は、この改正規定実施の日においてそれぞれ同表の右欄の区分の利用料の適用を受けている第１種データ着信契約者又は第２種データ着信契約者とみなして取り扱います。

第１種データ着信サービスに係る契約 クラス１のタイプ１	第１種データ着信サービスに係る契約 クラス１
第２種データ着信サービスに係る契約 クラス１のタイプ１	第２種データ着信サービスに係る契約 クラス１

3　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供しているデータ着信サービス（クラス１のタイプ２に係るものに限ります。）に関する料金その他の取り

扱いについては、なお従前のとおりとします。
4　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年４月25日　コＯ第50号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年５月１日から実施します。
（経過措置）
2　コＯ第1112号（平成17年１月14日）の附則２中、「平成16年11月１日から平成17年１月31日までの間」を「平成16年11月１日から平成17年６月30日までの間」に改めます。
3　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年４月26日　ＢＢサ第19号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年５月９日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の区分の利用料の適用を受けている第３種契約者は、この改正規定実施の日においてそれぞれ同表の右欄の区分の利用料の適用を受けている第３種契約者とみなして取り扱います。

第３種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 クラス１のタイプ２	第３種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 クラス１のタイプ２の加入者回線専有タイプ

3　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年４月27日　コI第50号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年5月1日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年４月13日　コI日第21号/平成17年４月13日　ＢＢサ第10号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年５月11日から実施します。

附　則（平成17年５月18日　ＢＢブ第101号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年５月２０日から実施します。

附　則（平成17年５月25日　ＢＢサ第33号/平成17年5月26日　コＩ日第103号）
（実施日）
１　この改正規定は、平成17年５月27日から実施します。

附　則（平成17年５月23日　ＢＢマ第48号）
（実施日）
１　この改正規定は、平成17年５月30日から実施します。
（経過措置）
２　平成17年５月30日から平成17年８月31日までの間に、カテゴリー２又はカテゴリー４（データ伝送サービスに係るものを除きます。）に係る第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約の申込み（当社が別に定める申込書による請求に限ります。）を当社が承諾した場合であって、平成17年11月30日までに当社がそのシェアードＩＰ－ＰＢＸサービスの提供を開始した場合は、料金表第２表（工事に関する費用）の２（工事費の額）の２－５－２に規定する交換機等工事費（利用の開始に関する工事に係るものに限ります。）に関する工事費を適用しません。
３　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年５月26日　コＩ日第104号）
（実施日）
１　この改正規定は、平成17年５月30日から実施します。

附　則（平成17年５月26日　コＩ日第110号/平成17年６月２日　ＢＢサ第42号）
（実施日）
１　この改正規定は、平成17年６月６日から実施します。

附　則（平成17年５月27日　コＩ日第113号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成17年６月６日から実施します。
２　平成17年６月６日から平成17年９月30日までの間に、第２種ドットフォン契約の申込み又は付加機能（番号情報送出機能タイプ２及び通信チャネル追加機能に限ります。）の提供の請求を当社が承諾し、平成17年10月31日までにその第２種ドットフォン契約又は付加機能の提供を開始した場合は、その第２種ドットフォン契約の提供を開始した日を含む料金月からの３料金月について、料金表第１表第１の６の７の４－２（料金額）の表に規定する定額料及び付加機能利用料（番号情報送出機能タイプ２及び通信チャネル追加機能に限ります。）、料金表第２表の２－７の表のア、ウ及びエに規定する交換機等工事費の額にかかわらず、定額料、付加機能利用料及び交換機等工事費（番号情報送出機能タイプ１の利用の開始に関する工事にかかるものを除きます。）を適用しません。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償に関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年６月６日　ＢＢブ第152号）
（実施期日）
この改正規定は、平成17年６月10日から実施します。

附　則（平成17年６月10日　ＢＢサ第49号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年６月15日から実施します。

２　平成17年６月15日から平成17年９月30日までの間に第１種ホスティングサービスのメールホスティングサービス、メール・ウェブホスティングサービス（タイプ１のプラン５からプラン７に限ります。）又は第２種ホスティングサービス（カテゴリー１のものに限ります。）の契約申込を行った場合であって、その利用の開始が平成17年10月31日までに行われた場合には、料金表第１表第３及び料金表第２表に規定するその契約申込の承諾に基づく契約料及び工事費からそれぞれ次の額を減額し適用します。

減額の対象		減額される料金額
第１種ホスティングサービス	契約料	800円(840円)
	基本工事費	1,000円(1,050円)
	利用の開始に関する工事費	1,200円(1,260円)
	登録可能メールアドレス数の追加に関する工事	1,000円(1,050円)
	蓄積できる情報量の増加に関する工事	1,000円(1,050円)
第２種ホスティングサービス	基本工事費	1,000円(1,050円)
	利用の開始に関する工事費	14,000円(14,700円)

附　則（平成17年６月10日　ＢＢサ第50号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年６月15日から実施します。

附　則（平成17年６月14日　ＢＢサ第54号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年６月20日から実施します。

附　則（平成17年６月14日　ＢＢブ第170号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年６月21日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄の第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄の第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスとみなして取り扱います。

第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス カテゴリー３ タイプ１	第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス カテゴリー３ タイプ２

３　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

４　この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附　則（平成17年６月27日　ＢＢサ第66号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年６月30日から実施します。

附　則（平成17年６月27日　ＢＢサ第70号）

（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年７月１日から実施します。
（経過措置）
2　この附則実施の際現に、ＩＰ通信網サービス契約約款で提供する次の表の左欄の契約において付加機能（電子メールバックアップ機能に限ります。）を利用する者は、当社が提供するメールゲートウェイサービス利用規約の規定により、同表の右欄の契約を開始するものとします。

ＩＰ通信網サービス契約約款 オープンコンピュータ通信網サービス 第１種契約 電子メールバックアップ機能 第３種契約 電子メールバックアップ機能 第５種契約 電子メールバックアップ機能 第６種契約 電子メールバックアップ機能	メールゲートウェイサービス利用規約 メールゲートウェイ契約

3　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。
4　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附　則（平成17年６月29日　コＩ日第183号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年7月1日から実施します。
2　平成17年7月１日から平成17年9月30日までの間に、タイプ２に係る第３種ドットフォン契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第３種ドットフォン契約の提供を開始した日を含む料金月から２料金月について、料金表第１表第１の６の７の５－２(料金額)の表に規定する定額料の額にかかわらず、定額料を適用しません。
（経過措置）
3　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年６月28日　ＢＢサ第74号/平成17年６月29日　コＩ日第184号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年７月１日から実施します。

附　則（平成17年６月29日　ＢＢブ第219号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年７月１日から実施します。

附　則（平成17年６月29日　コＯ第298号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年７月1日から実施します。
（経過措置）
2　平成17年７月１日から平成17年８月31日までの間に、タイプ２（コース１及びコース２のプラン１並びにプラン６に限ります。）及びタイプ３（プラン３を除きます。）に係る第２種契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第２種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月、細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの２料金月について、料金表第１表第１の２－１(適用)の表の(9)欄及び(10)欄に規定する減

額の額及び２－２（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません。

３　この附則の２、経企第1221号（平成15年１月24日）の附則の３、経企第208号（平成15年５月21日）の附則の３、経企第716号（平成15年10月24日）の附則の２、コ0第50号（平成16年４月16日）の附則２及び３、コＯ第231号（平成16年６月16日）の附則２及び３、又はコＯ第405号（平成16年７月21日）の附則２、３及び４、コＯ第786号（平成16年10月19日）の附則２及び３の規定に定める料金の適用を受けた第２種契約者について、その適用を受けた料金月が２料金月を越える場合、この附則の２に規定する料金は適用しません。

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

５　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年７月８日　コI日第217号/ＢＢサ第86号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成17年７月13日から実施します。

附　則（平成17年７月８日　コI日第220号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成17年７月13日から実施します。

２　平成17年7月13日から平成17年8月31日までの間に、第２種契約者（タイプ２に係るものに限ります。）の第３種ドットフォン契約（タイプ１に係るものに限ります。以下、本附則において同じとします。）申込みを当社が承諾した場合は、その第３種ドットフォン契約の提供を開始した日を含む料金月から４料金月について、料金表第１表第１の６の７の５－２(料金額)の表に規定する定額料の額及び料金表第２表の２－８に規定する交換機等工事費の額にかかわらず、定額料及び交換機等工事費を適用しません。

３　平成17年7月13日から平成17年8月31日までの間に、第２種契約者（タイプ３及びタイプ４に限ります。）の第３種ドットフォン契約申込みを当社が承諾した場合は、１の第３種ドットフォン契約（その第２種契約者が、平成17年７月12日以前に、１以上の第３種ドットフォン契約を締結している場合を除きます。）については、料金表第１表第１の６の７の５－２(料金額)の表に規定する定額料の額及び料金表第２表の２－８のに規定する交換機等工事費の額にかかわらず、定額料及び交換機等工事費を適用しません。ただし、その第３種ドットフォン契約に係る第２種契約の細目の変更（タイプ２への変更に限ります。）の請求を行い当社が承諾した場合は、この限りではありません。

２以上の第３種ドットフォン契約又はその第２種契約者が平成17年７月12日以前に締結した１以上の第３種ドットフォン契約に加えて締結する１以上の第３種ドットフォン契約については、その第３種ドットフォン契約の提供を開始した日を含む料金月から４料金月について、料金表第１表第１の６の７の５－２(料金額)の表に規定する定額料の額及び料金表第２表の２－８に規定する交換機等工事費の額にかかわらず、定額料及び交換機等工事費を適用しません。

（経過措置）

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

５　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年７月７日　ＢＢサ第82号）

（実施時期）
1　この改正規定は、平成17年７月14日から実施します。

附　則（平成17年７月12日　ＢＢサ第92号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年７月19日から実施します。

附　則（平成17年７月14日　ＢＢブ第255号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年７月20日から実施します。

附　則（平成17年７月22日　ＢＢサ第99号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年７月26日から実施します。

附　則（平成17年７月27日　ＢＢサ第106号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年８月１日から実施します。

附　則（平成17年８月９日　ＢＢサ第127号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年８月11日から実施します。

附　則（平成17年８月10日　ＢＢサ第134号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年８月19日から実施します。

附　則（平成17年８月10日　コＯ第443号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年８月22日から実施します。

附　則（平成17年８月23日コＯ第484号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年９月１日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年８月25日コＯ第485号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年９月1日から実施します。
（経過措置）
2　コＯ第298号（平成17年６月29日）の附則２中、「平成17年７月１日から平成17年８月31日までの間」を「平成17年７月１日から平成17年10月31日までの間」に改めます。
3　コＯ第298号（平成17年６月29日）の附則２中、「タイプ２（コース１及びコース２のプラン１並びにプラン６に限ります。）」を「タイプ２（コース１及びコース２のプラン１、プラン６並びにプラン７に限ります。）」に改めます。
4　コＯ第298号（平成17年６月29日）の附則２中、「料金表第１表第１の２－１（適

用)の表の(9)欄及び(10)欄に規定する減額の額」を「料金表第１表第１の２－１(適用)の表の(9)欄、(10)欄及び(11)欄に規定する減額の額」に改めます。
5　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
6　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年８月29日コI日第335号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年９月１日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年８月30日　ＢＢサ第143号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年９月１日から実施します。

附　則（平成17年９月12日　ＢＢサ第155号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年９月16日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった附帯サービスに関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3 この改正規定実施前にその事由が生じた附帯サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします

附　則（平成17年８月31日　ＢＢブ第360号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年９月22日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。
3　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスに関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年９月16日　ＢＢサ第160号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年９月22日から実施します。

附　則（平成17年９月26日　コI日第415号/平成17年９月27日　ＢＢサ第170号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年10月１日から実施します。

附　則（平成17年９月26日　コI日第418号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年10月３日から実施します。

附　則（平成17年９月26日　コＩ日第414号/平成17年９月27日　ＢＢブ第441号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年10月５日から実施します。

附　則（平成17年９月26日　ＢＢブ第438号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年10月３日から実施します。

附　則（平成17年９月28日　ＢＢブ第443号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年10月３日から実施します。

附　則（平成17年９月28日　ＢＢサ第172号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年10月４日から実施します。

附　則（平成17年９月７日　ＢＢサ第152号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年10月６日から実施します。

附　則（平成17年10月26日　ＢＢサ第196号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年10月28日から実施します。

附　則（平成17年10月25日　ＢＢサ第194号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年11月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄の第１種データ着信サービスに係る契約又は第２種データ着信サービスに係る契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の第１種データ着信サービスに係る契約又は第２種データ着信サービスに係る契約とみなして取り扱います。

第１種データ着信サービスに係る契約 アクセスタイプ４ 第２種データ着信サービスに係る契約 アクセスタイプ４	第１種データ着信サービスに係る契約 アクセスタイプ４のパターン１ 第２種データ着信サービスに係る契約 アクセスタイプ４のパターン１

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年11月１日コＯＭ第50017号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年11月１日から実施します。

（経過措置）

２　コＯ第298号（平成17年６月29日）の附則２中、「平成17年７月１日から平成17年10月31日までの間」を「平成17年７月１日から平成18年１月31日までの間」に改めます。

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成17年10月28日　ＢＢブ第523号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年11月14日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄の第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄の第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスとみなして取り扱います。

第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス カテゴリー１ タイプ１ カテゴリー１ タイプ２	第３種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービス カテゴリー１ タイプ２ プラン１ カテゴリー１ タイプ２ プラン２

３　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

４　この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附　則（平成17年11月17日　コＩＭ第500066号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年11月26日から実施します。

附　則（平成17年11月29日　コＩ日Ｍ第500081号/平成17年11月25日　ＢＢブ第568号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年12月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、料金明細内訳の閲覧等に関する部分については、平成17年12月12日より実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している料金明細内訳の送付等に関する料金その他の取扱いについては、なお従前の通りとします。

３　この改正規定実施前に、その事由が生じた料金明細内訳の送付等に関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

４　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった料金明細内訳の送付等に関する料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附　則（平成17年11月22日　コＯＭ第500081号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年12月５日から実施します。

附　則（平成17年12月２日　ＢＢサ第232号/平成17年12月５日　コＯＭ第500125号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成17年12月８日から実施します。

附　則（平成17年12月５日　ＢＢサ第237号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成17年12月９日から実施します。

附　則（平成17年12月12日　ＢＢサ第244号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成17年12月14日から実施します。

附　則（平成17年12月９日　ＢＢブ第594号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成17年12月15日から実施します。

附　則（平成17年12月15日　コＩ日Ｍ第500128号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成17年12月19日から実施します。

附　則（平成17年12月26日　ＢＢサ第268号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年１月25日から実施します。

附　則（平成18年１月20日　ＢＢサ第283号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年１月25日から実施します。

附　則（平成18年１月26日　ＢＢサ第296号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年１月31日から実施します。

附　則（平成18年１月26日　ＢＢサ第294号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年２月１日から実施します。

附　則（平成18年１月20日　コＩ日Ｍ第500268号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年２月１日から実施します。
（経過措置）
２　平成18年２月１日から平成18年６月30日までの間に、第２種契約者（タイプ３に係るものに限ります）の第１種ドットフォン契約（当社が別に定める「OCN光withフレッツ」利用規約に基づき申し込むものに限ります）の申込みを当社が承諾し、平成18年12月31日までの間に第１種ドットフォンの提供を開始した場合は、その第１種ドットフォン契約の提供を開始した日を含む料金月から12料金月について、別記13の２の(4)のウに係るダイヤルアウト通信料の月額累計額が500円（525円）までの部分について、その第１種ドットフォン利用回線に係る支払いを要するダイヤルアウト通信料（別記13の２の(4)のウに係るものに限ります）の料金額から減額します。
ただし、当社が別に定める「OCN光withフレッツ」利用規約に規定するOCN光withフレッツ契約の廃止及びプランの変更があった場合は、この限りではありません。
３　この附則の２に規定する料金の適用を受けた日を含む料金月から24料金月の間に、第１種ドットフォン契約（第２種契約と合わせて申込を行った場合に限ります）の解除があったときは、この附則の２の規定により減額した額（減額した額を把握することが困難な場合には、原則として減額した額を把握できる期間における１料金

月あたりの平均の減額した額とします。）の合計額を支払っていただくことがあります。
４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
５　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成18年１月27日　コＩ日M第500259号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成１８年２月１日から実施します。

附　則（平成18年１月27日　コI日M第500260号）
（実施期日）
１．この改正規定は、平成18年２月１日から実施します。
（経過措置）
２　平成18年２月１日から平成１８年５月31日までの間に、第３種ドットフォン契約（タイプ１に係るものに限ります。）申込みを当社が承諾した場合は、その第３種ドットフォン契約の提供を開始した日を含む料金月から３料金月について料金表第１表第１の６の７の５－２(料金額)の表に規定する定額料の額及び料金表第２表の２－８に規定する交換機等工事費の額にかかわらず、定額料及び交換機等工事費を適用しません。
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成18年２月１日コＯM第500337号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年２月1日から実施します。
（経過措置）
２　平成18年２月１日から平成18年４月30日までの間に、タイプ２（コース１及びコース２のプラン１、プラン６並びにプラン７に限ります。）及びタイプ３（プラン３を除きます。）に係る第２種契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第２種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月、細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの２料金月について、料金表第１表第１の２－１(適用)の表の(9)欄、(10)欄及び(11)欄に規定する減額の額及び２－２（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません（当社が別に定める場合を除きます)。
３　この附則の２、経企第1221号（平成15年１月24日）の附則の３、経企第208号（平成15年５月21日）の附則の３、経企第716号（平成15年10月24日）の附則の２、コ0第50号（平成16年４月16日）の附則２及び３、コＯ第231号（平成16年６月16日）の附則２及び３、又はコＯ第405号（平成16年７月21日）の附則２、３及び４、コＯ第786号（平成16年10月19日）の附則２及び３、コ0第298号（平成17年６月29日）の附則の２の規定に定める料金の適用を受けた第２種契約者について、その適用を受けた料金月が２料金月を越える場合、この附則の２に規定する料金は適用しません。
４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
５　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成18年２月７日　ＢＢサ第307号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年２月10日から実施します。

附　則（平成18年２月17日　コＩ日Ｍ第500324号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年２月20日から実施します。

附　則（平成18年２月24日　ＢＢマ第318号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年３月１日から実施します。
２　平成18年３月１日から平成18年５月31日までの間に第１種ホスティングサービスのメール・ウェブホスティングサービス（タイプ１のプラン５からプラン７に係るものに限ります。）又は第２種ホスティングサービス（カテゴリー１のものに限ります。）の契約申込を行った場合であって、当社がその契約申込を承諾し、その利用の開始が平成18年６月30日までに行われた場合には、料金表第１表第３、料金表第２表及び料金表第３表第２に規定する料金額等のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

区分		料金額
第１種ホスティングサービス	契約料	800円(840円)
	基本工事費	1,000円(1,050円)
	種類の利用の開始に関する工事のとき	1,200円(1,260円)
	メール・ウェブホスティングサービスのメールアドレス数の追加又は蓄積情報量の増加に関する工事のとき	1,000円(1,050円)
	ホームページ作成支援機能に関する工事の場合	1,000円(1,050円)
	登録済みドメイン名の変更登録等に関する料金	1,000円(1,050円)
第２種ホスティングサービス	基本工事費	1,000円(1,050円)
	利用の開始に関する工事のとき	14,000円(14,700円)
	登録済みドメイン名の変更登録等に関する料金	1,000円(1,050円)

３　平成18年３月１日から平成18年５月31日までの間に第１種ホスティングサービスのメール・ウェブホスティングサービス（タイプ１のプラン５からプラン７に係るものに限ります。）若しくは第２種ホスティングサービス（カテゴリー１に係るものに限ります。）並びに第１種ホスティングサービスのメールホスティングサービスの契約申込を同時に行った場合であって、当社がその契約申込を承諾し、その利用の開始が平成18年６月30日までに行われた場合には、料金表第２表に規定する工事費の額のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

区分	工事費の額

第１種ホスティングサービス（メールホスティングサービスに係るものに限ります。）	基本工事費	1,000円(1,050円)

４　平成18年３月１日から平成18年５月31日までの間に第１種ホスティングサービスのメールホスティングサービス及び第１種ホスティングサービスのメール・ウェブホスティングサービス（タイプ１のプラン５からプラン７に係るものに限ります。）の契約申込を同時に行った場合であって、当社がその契約申込を承諾し、その利用の開始の工事が平成18年６月30日までに同時に施工された場合には、料金表第２表の規定にかかわらず、そのメールホスティングサービスの工事費の額から200円（210円）減額して適用します。

附　則（平成18年２月27日　ＢＢサ第325号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年３月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかったＩＰ通信網サービス（屋内配線使用料の加算料及び特定加入者回線の端末設備使用料に係るものに限ります。）に関する料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

３　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、適用されたＩＰ通信網サービス（屋内配線使用料の加算料に係るものに限ります。）に関する料金については、なお従前の通りとします。

４　この改正規定実施前に、その事由が生じたＩＰ通信網サービス（屋内配線使用料の加算料及び端末設備使用料に係るものに限ります。）に関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附　則（平成18年２月24日　ＢＢマ第318号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年３月24日から実施します。

２　平成18年３月24日から平成18年５月31日までの間に第３種ホスティングサービスの契約申込を行った場合であって、当社がその契約申込を承諾し、その利用の開始が平成18年６月30日までに行われた場合には、料金表第１表第３、料金表第２表及び料金表第３表第２に規定する料金額等のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

区分		料金額等
第３種ホスティングサービス	契約料	800円（840円）
	基本工事費	1,000円（1,050円）
	利用の開始に関する工事のとき	3,200円（3,360円）
	メールアドレス数の追加に関する工事のとき	1,000円（1,050円）
	登録済みドメイン名の変更に関する料金	1,000円（1,050円）

３　平成18年３月24日から平成18年５月31日までの間に第１種ホスティング契約者（メール・ウェブホスティングサービスのプラン２に係るものに限ります。）が、第１種ホスティングサービス（メール・ウェブホスティングサービスのプラン６又はプラン７に係るものに限ります）への区分の変更を請求する場合、又は第１種ホスティング契約者（メール・ウェブホスティングサービスのプラン３に係るものに

限ります。）が、第１種ホスティングサービス（メール・ウェブホスティングサービスのプラン７に係るものに限ります）への区分の変更を請求する場合であって、当社がその区分の変更の請求を承諾し、その区分の変更が平成18年６月30日までに行われた場合には、料金表第２表に規定する工事費の額のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

区分		工事費の額
第１種ホスティングサービス（メール・ウェブホスティングサービスに係るものに限ります。）	基本工事費	1,000円（1,050円）
	メール・ウェブホスティングサービスの区分の変更、メールアドレス数の追加又は蓄積情報量の増加に関する工事のとき	1,000円（1,050円）
	ホームページ作成支援機能に関する工事の場合	1,000円（1,050円）

附　則（平成18年３月９日　ＢＢブ第750号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年３月24日から実施します。

附　則（平成18年２月９日　ＢＢサ第310号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年３月22日から実施します。

（経過措置）

２　平成18年３月22日から平成18年６月30日までの間に、第７種オープンコンピュータ通信網契約の付加機能（アプリケーション利用機能に係るものに限ります。）を利用した場合は、その付加機能に係る料金表第１表（料金）に規定する付加機能利用料の額及び料金表第２表（工事に関する費用）に規定する工事費の額にかかわらず、付加機能利用料及び工事費を適用しません。

附　則（平成18年３月29日　コＯＭ第500578号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年３月30日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。この場合、右欄の契約に係る細目等については、同表に規定するものを除き、左欄の契約に係る細目等に相当するものとします。

第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第２種契約 タイプ３	第２種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第２種契約 タイプ３ コース１

３　平成18年３月30日から平成18年５月31日までの間に、タイプ３のコース２に係る第２種契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第２種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月、細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの２料金月について、料金表第１表第１の２－２（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません（当社が別に定める場合を除きます）。

４　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。
５　この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前の通りとします。

附　則（平成18年３月24日　ＢＢサ第326号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年４月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスに関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします

附　則（平成18年３月30日　ＢＢテ第294号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年４月５日から実施します。

附　則（平成18年4月5日　コＩ日Ｍ第500471号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年６月１日から実施します。
（経過措置）
２　コＩ日Ｍ第500260号（平成18年1月27日）の附則２中、「平成18年２月１日から平成18年５月31日までの間」を「平成18年２月１日から平成18年７月31日までの間」に、改めます。
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成18年４月11日　ＢＢサ第17号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年４月13日から実施します。

附　則（平成18年４月28日コＯＭ第600057号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年５月1日から実施します。
（経過措置）
２　コＯＭ第500337号（平成18年２月１日）の附則２中、「平成18年２月１日から平成18年４月30日までの間」を「平成18年２月１日から平成18年５月31日までの間」に改めます。
３　この附則の２、経企第1221号（平成15年１月24日）の附則の３、経企第208号（平成15年５月21日）の附則の３、経企第716号（平成15年10月24日）の附則の２、コ0第50号（平成16年４月16日）の附則２及び３、コＯ第231号（平成16年６月16日）の附則２及び３、又はコＯ第405号（平成16年７月21日）の附則２、３及び４、コＯ第786号（平成16年10月19日）の附則２及び３、コ0第298号（平成17年６月29日）の附則２、コＯＭ第500337号（平成18年２月１日）の附則２の規定に定める料金の適用を受けた第２種契約者について、その適用を受けた料金月が２料金月を越える場合、この

附則の２に規定する料金は適用しません。
４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
５　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成18年４月26日　コＩ日Ｍ第600039号/平成18年５月１日　ＢＢサ第43号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年５月８日から実施します。
附　則（平成18年５月８日　グＧＩＮ第600043号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年５月12日から実施します。
（経過措置）
２　この附則実施の際現に、ＩＰ通信網サービス契約約款で提供する次の表の左欄のコンテンツ配信契約者は、当社が提供するコンテンツ配信サービス（ＢＢＣＤＮ）利用規約の規定により、同表の右欄の契約者とみなして取り扱います。

ＩＰ通信網サービス契約約款 ＩＰ通信網サービス コンテンツ配信契約 タイプ１ コース１ コース２ タイプ２ コース１ コース２ タイプ３ コース１ コース２	コンテンツ配信サービス（ＢＢＣＤＮ）利用規約 コンテンツ配信契約 カテゴリー１ カテゴリー１ カテゴリー２

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。
４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附　則（平成18年５月18日　ＢＢブ第72号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年12月15日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスに関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成18年３月31日　コＯＭ第500623号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年５月29日から実施します。

附　則（平成18年５月24日　ＢＢサ第59号/平成18年５月29日　コＩ日M第600110号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年６月１日から実施します。

附　則（平成18年５月26日　ＢＢサ第70号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年６月１日から実施します。

附　則（平成18年５月26日　ＢＢブ第88号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年６月１日から実施します。

附　則（平成18年５月31日コＯM第600140号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年６月１日から実施します。
（経過措置）
２　平成18年６月１日から平成18年７月31日までの間に、タイプ２（コース１及びコース２のプラン１、プラン６並びにプラン７に限ります。）及びタイプ３のコース１（プラン３を除きます。）に係る第２種契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第２種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月、細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの２料金月について、料金表第１表第１の２－１(適用)の表の(9)欄、(10)欄及び(11)欄に規定する減額の額及び２－２（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません（当社が別に定める場合を除きます)。
３　平成18年６月１日から平成18年８月31日までの間に、タイプ３のコース２に係る第２種契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第２種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月、細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用されたその１料金月について、料金表第１表第１の２－１(適用)の表の(9)欄、(10)欄及び(11)欄に規定する減額の額及び２－２（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません（当社が別に定める場合を除きます)。
４　この附則の２、経企第1221号（平成15年１月24日）の附則の３、経企第208号（平成15年５月21日）の附則の３、経企第716号（平成15年10月24日）の附則の２、コ0第50号（平成16年４月16日）の附則２及び３、コＯ第231号（平成16年６月16日）の附則２及び３、又はコＯ第405号（平成16年７月21日）の附則２、３及び４、コＯ第786号（平成16年10月19日）の附則２及び３、コ0第298号（平成17年６月29日）の附則２、又はコＯM第500337号（平成18年２月１日）の附則２の規定に定める料金の適用を受けた第２種契約者について、その適用を受けた料金月が２料金月を越える場合、この附則の２に規定する料金は適用しません。
５　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
６　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成18年５月26日　ＢＢサ第68号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年６月５日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次の表の左

欄のクローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー２のクラス１のタイプ２（プラン４に係るものを除きます。）又はクラス４に係るものに限ります。）に係る端末設備（バックアップ機能を有するものを除きます。）は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備の種類とみなして取扱います。

クローズドコンピュータ通信網サービスに係る端末設備	クローズドコンピュータ通信網サービスに係る端末設備　Ｉ型

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成18年５月26日　ＢＢサ第68号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年６月12日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の区分の利用料の適用を受けているクローズドコンピュータ通信網契約者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の区分の利用料の適用を受けているクローズドコンピュータ通信網契約者とみなして取扱います。

クローズドコンピュータ通信網サービスに係る契約 カテゴリー２のクラス２のタイプ４ 　プラン１に係るもの 　プラン２に係るもの カテゴリー２のクラス２のタイプ５ 　プラン１に係るもの 　プラン２に係るもの	クローズドコンピュータ通信網サービスに係る契約 カテゴリー２のクラス２のタイプ４ 　プラン１の通常契約に係るもの 　プラン２の通常契約に係るもの カテゴリー２のクラス２のタイプ５ 　プラン１の通常契約に係るもの 　プラン２の通常契約に係るもの

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成18年６月19日　ＢＢサ第83号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年７月１日から実施します。

（経過措置）

２　ＢＢサ第310号（平成18年２月９日）の附則２中、「平成18年３月22日から平成18年６月30日までの間」を「平成18年３月22日から平成18年８月31日までの間」に改めます。

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成18年６月30日　コＩ日Ｍ第600199号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年７月１日から実施します。

（経過措置）
２　平成18年７月１日から平成18年７月31日までの間に、第２種契約者（タイプ３に係るものに限ります）の第１種ドットフォン契約（当社が別に定める「OCN光withフレッツ」利用規約に基づき申し込むものに限ります）の申込みを当社が承諾し、平成19年１月31日までの間に第１種ドットフォンの提供を開始した場合は、その第１種ドットフォン契約の提供を開始した日を含む料金月から12料金月について、別記13の２の(4)のウに係るダイヤルアウト通信料の月額累計額が500円（525円）までの部分について、その第１種ドットフォン利用回線に係る支払いを要するダイヤルアウト通信料（別記13の２の(4)のウに係るものに限ります）の料金額から減額します。
　ただし、当社が別に定める「OCN光withフレッツ」利用規約に規定するOCN光withフレッツ契約の廃止及びプランの変更があった場合は、この限りではありません。
３　この附則の２に規定する料金の適用を受けた日を含む料金月から24料金月の間に、第１種ドットフォン契約（第２種契約と合わせて申込を行った場合に限ります）の解除があったときは、この附則の２の規定により減額した額（減額した額を把握することが困難な場合には、原則として減額した額を把握できる期間における１料金月あたりの平均の減額した額とします。）の合計額を支払っていただくことがあります。
４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
５　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成18年７月14日　ＢＢサ第102号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年７月19日から実施します。

附　則（平成18年７月20日　コＩ日Ｍ第600230号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年８月１日から実施します。
（経過措置）
２　平成18年８月１日から平成18年８月31日までの間に、第２種契約者（タイプ３に係るものに限ります）の第１種ドットフォン契約（当社が別に定める「OCN光withフレッツ」利用規約に基づき申し込むものに限ります）の申込みを当社が承諾し、平成19年８月31日までの間に第１種ドットフォンの提供を開始した場合は、その第１種ドットフォン契約の提供を開始した日を含む料金月から12料金月について、別記13の２の(4)のウに係るダイヤルアウト通信料の月額累計額が500円（525円）までの部分について、その第１種ドットフォン利用回線に係る支払いを要するダイヤルアウト通信料（別記13の２の(4)のウに係るものに限ります）の料金額から減額します。
　ただし、当社が別に定める「OCN光withフレッツ」利用規約に規定するOCN光withフレッツ契約の廃止及びプランの変更があった場合は、この限りではありません。
３　この附則の２に規定する料金の適用を受けた日を含む料金月から24料金月の間に、第１種ドットフォン契約（第２種契約と合わせて申込を行った場合に限ります）の解除があったときは、この附則の２の規定により減額した額（減額した額を把握することが困難な場合には、原則として減額した額を把握できる期間における１料金月あたりの平均の減額した額とします。）の合計額を支払っていただくことがあります。
４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
５　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成18年７月18日　ＢＢサ第111号/平成18年７月27日　コＩ日Ｍ第600243号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年８月１日から実施します。

附　則（平成18年７月27日　ＢＢブ第188号/平成18年７月20日　コＩ日Ｍ600232第号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年８月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成18年７月24日　ＢＢサ第113号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年８月１日から実施します。

附　則（平成18年８月１日コＯＭ第600341号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年８月１日から実施します。
（経過措置）
２　コＯＭ第600140号（平成18年５月31日）の附則２中、「平成18年６月１日から平成18年７月31日までの間」を「平成18年６月１日から平成18年８月31日までの間」に改めます。
３　この附則の２、経企第1221号（平成15年１月24日）の附則の３、経企第208号（平成15年５月21日）の附則の３、経企第716号（平成15年10月24日）の附則の２、コ0第50号（平成16年４月16日）の附則２及び３、コＯ第231号（平成16年６月16日）の附則２及び３、又はコＯ第405号（平成16年７月21日）の附則２、３及び４、コＯ第786号（平成16年10月19日）の附則２及び３、コ0第298号（平成17年６月29日）の附則２、コＯＭ第500337号（平成18年２月１日）の附則２、又はコＯＭ第600140号（平成18年５月31日）の附則２及び３の規定に定める料金の適用を受けた第２種契約者について、その適用を受けた料金月が２料金月を越える場合、この附則の２に規定する料金は適用しません。
４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
５　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成18年８月４日　ＢＢサ第128号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年８月22日から実施します。

附　則（平成18年８月14日　ＢＢサ第135号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年８月23日から実施します。

附　則（平成18年８月28日　ＢＢサ第145号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年８月31日から実施します。

附　則（平成18年８月４日　BBサ第129号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年９月１日から実施します。

（経過措置）

２　BBサ第83号（平成18年６月19日）の附則２中、「平成18年３月22日から平成18年８月31日までの間」を「平成18年３月22日から平成18年11月30日までの間」に改めます。

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成18年８月25日　ＢＢブ第229号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年９月１日から実施します。

附　則（平成18年８月30日　ＢＢサ第146号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年９月１日から実施します。

附　則（平成18年８月25日　ＮＯＳ第600042号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年9月1日から実施します。

（経過処置）

２　当社は料金表第１表第１（利用料金）２－１（適用）に以下を追加します。

(1)　(3)タイプ２の区分に係る料金の適用のイ

区　分	内　　容
（ク）プラン８	ＤＳＬ回線の終端への伝送方向については最大12.512Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、そのＤＳＬ回線が当社が別に定める特定協定事業者に係るものであり、その特定協定事業者の契約約款に規定する無線LANサービスの申込みができないもの
（注）この欄に規定する特定協定事業者の契約約款は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社経由ＤＳＬサービスに関する契約約款とします。	

(2)　(9)優先接続の取扱いに係る定額利用料の適用のア

本附則４に規定する定額利用料から１契約者識別符号ごとに620円（651円）（月額）を減額して適用します。

３　当社は料金表第１表第１（利用料金）２－２（料金額）の２－２－２（定額利用料）(2)　タイプ２のもの　イ　コース２のものに、以下を追加します。

１契約者識別符号ごとに月額

区　分			料　金　額
プラン８	電話重畳のもの	基本額	2,482円（2,606.1円）
		端末回線料	158円（165.9円）
	電話非重畳のもの	基本額	2,482円（2,606.1円）
		端末回線料	1,385円（1,454.25円）

４　本附則は、平成18年9月1日から平成19年1月31日までの間に、当社に対するタイプ２のコース２のプラン８に係る第２種契約の申込み又はタイプ２のコース２のプラ

ン８への細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合に限り、適用するものとします。なお、その他申込に係る事項に関しては第２種契約に準じるものとします。

附　則（平成18年８月23日　NI600103号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年９月１日から実施します。

（経過措置）

２　平成18年９月１日から平成18年10月31日までの間に、第２種契約者（タイプ３に係るものに限ります）の第１種ドットフォン契約（当社が別に定める「OCN光withフレッツ」利用規約に基づき申し込むものに限ります）の申込みを当社が承諾し、平成19年10月31日までの間に第１種ドットフォンの提供を開始した場合は、その第１種ドットフォン契約の提供を開始した日を含む料金月から12料金月について、別記13の２の(4)のウに係るダイヤルアウト通信料の月額累計額が500円（525円）までの部分について、その第１種ドットフォン利用回線に係る支払いを要するダイヤルアウト通信料（別記13の２の(4)のウに係るものに限ります）の料金額から減額します。

ただし、当社が別に定める「OCN光withフレッツ」利用規約に規定するOCN光withフレッツ契約の廃止及びプランの変更があった場合は、この限りではありません。

３　この附則の２に規定する料金の適用を受けた日を含む料金月から24料金月の間に、第１種ドットフォン契約（第２種契約と合わせて申込を行った場合に限ります）の解除があったときは、この附則の２の規定により減額した額（減額した額を把握することが困難な場合には、原則として減額した額を把握できる期間における１料金月あたりの平均の減額した額とします。）の合計額を支払っていただくことがあります。

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

５　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成18年９月４日　ＮＯＳ第600073号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年９月４日から実施します。

（経過措置）

２　平成18年９月４日から平成18年10月31日までの間に、タイプ３のコース１（プラン３を除きます。）に係る第２種契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第２種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月、細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの２料金月について、料金表第１表第１の２－１(適用)の表の(9)欄、(10)欄及び(11)欄に規定する減額の額及び２－２（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません(当社が別に定める場合を除きます)。

３　平成18年９月４日から平成18年10月31日までの間に、タイプ２（コース１及びコース２のプラン１、プラン６並びにプラン７に限ります。）に係る第２種契約の細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用されるその料金月について、料金表第１表第１の２－１(適用)の表の(9)欄、(10)欄及び(11)欄に規定する減額の額及び２－２（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません（当社が別に定める場合を除きます)。

４　この附則の２及び３、経企第1221号（平成15年１月24日）の附則の３、経企第208号（平成15年５月21日）の附則の３、経企第716号（平成15年10月24日）の附則の２、コ0第50号（平成16年４月16日）の附則２及び３、コＯ第231号（平成16年６月16日）の附則２及び３、又はコＯ第405号（平成16年７月21日）の附則２、３及び４、コＯ

第786号（平成16年10月19日）の附則２及び３、コ0第298号（平成17年６月29日）の附則２、コＯＭ第500337号（平成18年２月１日）の附則２、又はコＯＭ第600140号（平成18年５月31日）の附則２及び３の規定の規定に定める料金の適用を受けた第２種契約者について、その適用を受けた料金月が２料金月を越える場合、この附則の２に規定する料金は適用しません。

５　この附則の２及び３、経企第1221号（平成15年１月24日）の附則の３、経企第208号（平成15年５月21日）の附則の３、経企第716号（平成15年10月24日）の附則の２、コ0第50号（平成16年４月16日）の附則２及び３、コＯ第231号（平成16年６月16日）の附則２及び３、又はコＯ第405号（平成16年７月21日）の附則２、３及び４、コＯ第786号（平成16年10月19日）の附則２及び３、コ0第298号（平成17年６月29日）の附則２、コＯＭ第500337号（平成18年２月１日）の附則２、又はコＯＭ第600140号（平成18年５月31日）の附則２及び３の規定の規定に定める料金の適用を受けた第２種契約者について、その適用を受けた料金月が１料金月を越える場合、この附則の３に規定する料金は適用しません。

６　本附則は、平成18年９月１日から平成18年９月３日までの間に当該プランの申込み又は細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合においても適用するものとします。

７　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

８　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成18年９月７日　ＢＢサ第154号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年９月11日から実施します。

附　則（平成18年９月５日　ＢＢブ第245号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年９月21日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成18年９月25日　ＢＢサ第172号/平成18年９月29日　NI第600313号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年10月１日から実施します。

附　則（平成18年９月25日　ＢＢサ第174号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年10月１日から実施します。

附　則（平成18年９月26日　ＢＢサ第175号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年10月１日から実施します。

附　則（平成18年９月27日　ＢＢサ第178号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年10月１日から実施します。

（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスに関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成18年10月26日　ＢＢサ第206号/平成18年10月25日　NI第600419号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年11月１日から実施します。
附　則（平成18年10月27日　NI600439号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年11月１日から実施します。
（経過措置）
２　平成18年11月１日から平成19年１月31日までの間に、第２種契約者（タイプ３に係るものに限ります）の第１種ドットフォン契約の申込みを当社が承諾し、平成20年１月31日までの間に第１種ドットフォンの提供を開始した場合は、その第１種ドットフォン契約の提供を開始した日を含む料金月から12料金月について、別記13の２の(4)のウに係るダイヤルアウト通信料の月額累計額が500円（525円）までの部分について、その第１種ドットフォン利用回線に係る支払いを要するダイヤルアウト通信料（別記13の２の(4)のウに係るものに限ります）の料金額から減額します。
　ただし、第２種契約または当社が別に定める「OCN光withフレッツ」利用規約に規定するOCN光withフレッツ契約の廃止及びプランの変更があった場合は、この限りではありません。
３　この附則の２に規定する料金の適用を受けた日を含む料金月から24料金月の間に、第１種ドットフォン契約（第２種契約と合わせて申込を行った場合に限ります）の解除があったときは、この附則の２の規定により減額した額（減額した額を把握することが困難な場合には、原則として減額した額を把握できる期間における１料金月あたりの平均の減額した額とします。）の合計額を支払っていただくことがあります。
４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
５　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成18年10月31日ＮＯＳ第600283号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成18年11月１日から実施します。
（経過措置）
２　平成18年11月１日から平成19年１月31日までの間に、タイプ２（コース１及びコース２のプラン１、プラン６並びにプラン７に限ります。）及びタイプ３のコース１（プラン３を除きます。）に係る第２種契約の細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用されるその料金月について、料金表第１表第１の２－１(適用)の表の(9)欄、(10)欄及び(11)欄に規定する減額の額及び２－２(料金額)に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません(当社が別に定める場合を除きます)。
３　この附則の２、経企第1221号（平成15年１月24日）の附則の３、経企第208号（平成15年５月21日）の附則の３、経企第716号（平成15年10月24日）の附則の２、コ0第50号（平成16年４月16日）の附則２及び３、コＯ第231号（平成16年６月16日）の附則２及び３、又はコＯ第405号（平成16年７月21日）の附則２、３及び４、コＯ第786号（平成16年10月19日）の附則２及び３、コ0第298号（平成17年６月29日）の附則

２、コＯＭ第500337号（平成18年２月１日）の附則２、コＯＭ第600140号（平成18年５月31日）の附則２及び３、又はＮＯＳ第600073号（平成18年９月４日）の附則２及び３の規定に定める料金の適用を受けた第２種契約者について、その適用を受けた料金月が１料金月を越える場合、この附則の２に規定する料金は適用しません。

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

５　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成18年11月10日　ＢＢサ第222号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年11月15日から実施します。

附　則（平成18年11月17日　ＢＢサ第232号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成18年11月22日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のクローズドコンピュータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のクローズドコンピュータ通信網サービスとみなして取り扱います。

クローズドコンピュータ通信網サービス カテゴリー３ タイプ１ タイプ２ タイプ３	クローズドコンピュータ通信網サービス カテゴリー３ クラス１のタイプ１ クラス１のタイプ２ クラス１のタイプ３

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。